

インデックス・ブレンド

インデックス・ブレンド(タイプⅠ)
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)

愛称: My Funds-i

追加型投信 内外 資産複合

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2024年1月24日)

この目論見書により行なうインデックス・ブレンド(タイプⅠ)/(タイプⅡ)/(タイプⅢ)/(タイプⅣ)/(タイプⅤ)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2023年7月20日に関東財務局長に提出しており、2023年7月21日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	:	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	4
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	5
(10)【払込取扱場所】	5
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	37
4【手数料等及び税金】	44
5【運用状況】	47
第2【管理及び運営】	100
1【申込（販売）手続等】	100
2【換金（解約）手続等】	101
3【資産管理等の概要】	102
4【受益者の権利等】	105
第3【ファンドの経理状況】	107
1【財務諸表】	107
【中間財務諸表】	520
2【ファンドの現況】	581
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	585
第三部【委託会社等の情報】	586
第1【委託会社等の概況】	586
1【委託会社等の概況】	586
2【事業の内容及び営業の概況】	588
3【委託会社等の経理状況】	589
4【利害関係人との取引制限】	640
5【その他】	640
約款	641

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

インデックス・ブレンド (タイプⅠ)

インデックス・ブレンド (タイプⅡ)

インデックス・ブレンド (タイプⅢ)

インデックス・ブレンド (タイプⅣ)

インデックス・ブレンド (タイプⅤ)

※これらを総称して「インデックス・ブレンド」または「各ファンド」、「各タイプ」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。なお、ファンドの愛称を「My Funds-i」とします。

ファンドの名称については、正式名称ではなく略称で記載する場合があります。

正式名称	略称
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	タイプⅠ
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	タイプⅡ
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	タイプⅢ
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	タイプⅣ
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	タイプⅤ

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき 1 兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜 2.0%）以内^{*}で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1万口以上1口単位(当初元本1口＝1円)または1万円以上1円単位

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2023年7月21日から2024年7月18日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払ください。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払ください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ◆国内外（新興国を含む）の株式、債券、不動産投資信託証券（REIT）等を実質的な主要投資対象[※]とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「米国株式配当貴族インデックスマザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

信託金限度額は、各ファンドにつき 5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

- (インデックス・ブレンド (タイプⅠ))
- (インデックス・ブレンド (タイプⅡ))
- (インデックス・ブレンド (タイプⅢ))
- (インデックス・ブレンド (タイプⅣ))
- (インデックス・ブレンド (タイプⅤ))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
債券	年6回 (隔月)	欧州		
一般				
公債	年12回 (毎月)	アジア		
社債		オセアニア		
その他債券 (クレジット属性 ())	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、 不動産投信) 資産配分変更型))		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則（以下「MRF 等規則」という。）に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

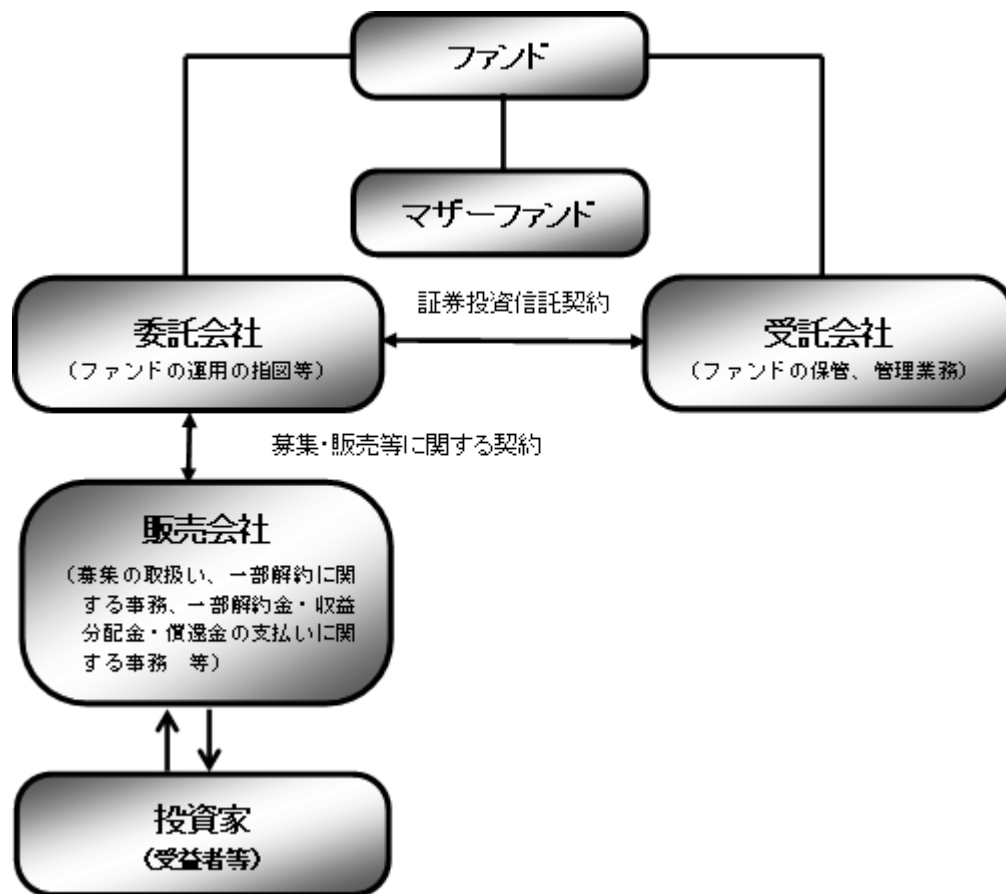
[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年1月10日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

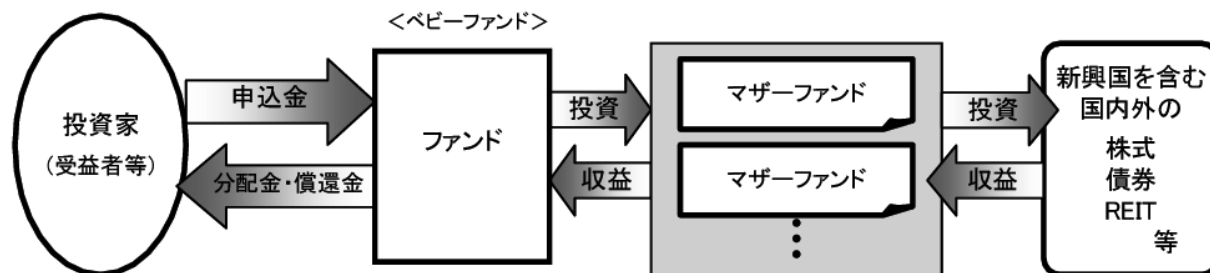
(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	インデックス・ブレンド (タイプⅤ)
マザーファンド (親投資信託)	国内株式マザーファンド				
	外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド				
	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド				
	新興国株式マザーファンド				
	米国株式配当貴族インデックスマザーファンド				
	国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド				
	外国債券マザーファンド				
	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド				
	新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド				
	新興国債券マザーファンド				
	米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド				
	J-REIT インデックス マザーファンド				
	海外 REIT インデックス マザーファンド				
	海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド				
	委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社			
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社				

※上記マザーファンドは 2024 年 1 月 23 日現在のものであり、変更する場合があります。

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2023年12月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

●「インデックス・ブレンド」は、リスク性資産[※]への投資比率が低い順に「タイプⅠ」、「タイプⅡ」、「タイプⅢ」、「タイプⅣ」、「タイプⅤ」の5つのファンドで構成されています。

※当ファンドにおいて、投資対象とするマザーファンドが連動することを目指すインデックス等(インデックス)の過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

◆投資対象とする各マザーファンドは、各々以下の指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

マザーファンド名	主要投資対象	対象指数	リスク性資産
国内株式マザーファンド	わが国の株式	東証株価指数(TOPIX)	○
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし) ・MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が円換算したものです。	○
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)	○

新興国株式マザーファンド	新興国の株式 (DR (預託証券) *1 を含みます。)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース) ・MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・ドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。	○
米国株式配当貴族インデックスマザーファンド	米国の株式	S&P 500 配当貴族指数 (配当込み・円換算ベース) (注1) ・S&P 500 配当貴族指数 (配当込み・米ドル建て) をもとに、委託会社が円換算したものです。	○
国内債券 NOMURA-BPI 総合マザーファンド	わが国の公社債	NOMURA-BPI 総合	
外国債券マザーファンド	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	○
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース)	
新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円換算ベース) ・JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified (USドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。	○
新興国債券マザーファンド	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (円換算ベース) (注1) ・JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus (USドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。	(注2)
米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	米ドル建てのハイ・イールド社債	ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス (ヘッジなし・円換算ベース) (注1) ・ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス (USドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。	○
J-REIT インデックスマザーファンド	J-REIT*2	東証 REIT 指数 (配当込み)	○
海外 REIT インデックスマザーファンド	日本を除く世界の REIT*3	S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、円換算ベース) ・S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、ドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。	○
海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド	日本を除く世界の REIT*3	S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、円ヘッジ)	○

※上記は 2024 年 1 月 23 日現在のものであり、変更する場合があります。

- *1 Depositary Receipt (預託証券) の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DR は、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。
- *2 わが国の金融商品取引所に上場 (これに準ずるものを含みます。) されている不動産投資信託証券 (一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。) とします。
- *3 世界の金融商品取引所に上場 (これに準ずるものを含みます。) されている不動産投資信託証券 (一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。) とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

(注1) マザーファンドでは原則として為替ヘッジを行いませんが、ファンドにおいて為替ヘッジを行なうことで、実質的に為替ヘッジを行なった当該対象指数へ連動する投資効果を得ることを目指して運用を行なう場合があります。

(注2) 「新興国債券マザーファンド」への投資にあたっては為替ヘッジを行なうことを原則としており、当ファンドにおいて為替ヘッジ後の当該マザーファンドへの投資についてはリスク性資産とみなしておりません。

- 各ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対してそれぞれ以下の比率を中心とすることを原則とします。

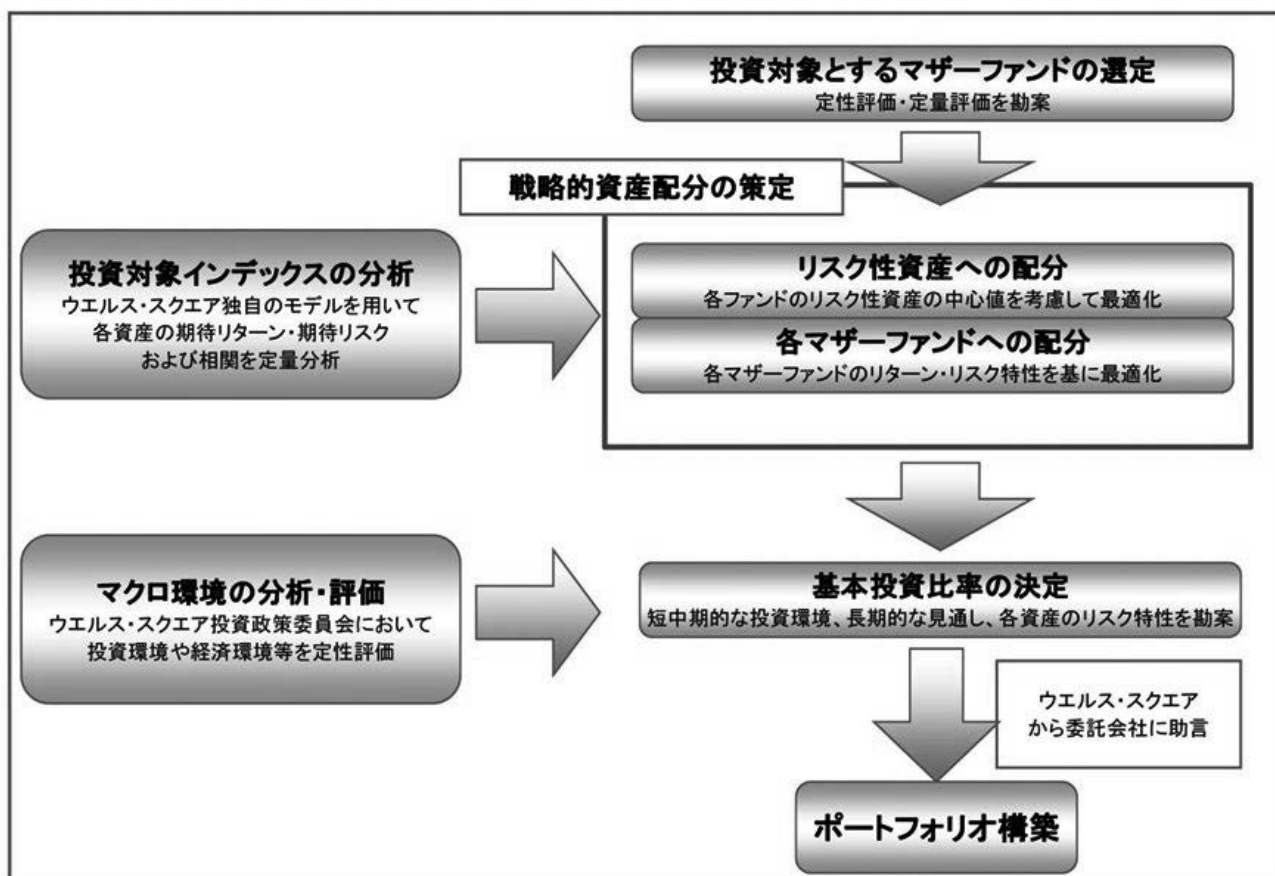
タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
30%	43%	55%	65%	80%

・上記はリスク性資産とみなしたマザーファンドへの投資比率の合計とします。

- 株式会社ウエルス・スクエア(ウエルス・スクエア) による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とするマザーファンドおよび各マザーファンドへの投資比率を決定します。

- ◆ウエルス・スクエア独自のモデルを用いてインデックスを定量的な手法により分析し、リスク性資産への配分および各マザーファンドへの配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行わない場合では異なるインデックスとして扱います。
- ◆戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率(基本投資比率)を決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。
- ◆投資対象とするマザーファンドについては、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行ないます。なお、投資対象とするマザーファンドは各種金融指標の動きを捉えることを目的とするマザーファンドから選定することを基本とします。

■ポートフォリオ構築プロセス■



*上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

- 組入マザーファンドとファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とするマザーファンドは適宜見直しを行ないます。

●基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、マザーファンドもしくはファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。

●投資対象とするマザーファンドにおいて効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め実質的に活用する場合があります。

(参考) ウェルス・スクエアについて

■ ウェルス・スクエアの概要 ■

◆株式会社ウェルス・スクエアは、野村グループの資産運用会社で、主にファンドラップの投資運用サービス等の提供を行ないます。

■各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について■

■ 東証株価指数 (TOPIX)、東証 REIT 指数 (配当込み) ■

- ①東証株価指数 (TOPIX)、東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX)、東証 REIT 指数 (配当込み) に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX)、東証 REIT 指数 (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX)、東証 REIT 指数 (配当込み) に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証株価指数 (TOPIX)、東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数 (TOPIX)、東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数 (TOPIX)、東証 REIT 指数 (配当込み) に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証株価指数 (TOPIX)、東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX)、東証 REIT 指数 (配当込み) に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数 (TOPIX)、東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証株価指数 (TOPIX)、東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証株価指数 (TOPIX)、東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数 (TOPIX)、東証 REIT 指数 (配当込み) の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

■ 「MSCI-KOKUSAI 指数」、「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」 ■

MSCI-KOKUSAI 指数、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。本ファンドは、MSCI Inc.、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び/または完全性について保証するものではない。

ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

■S&P 500 配当貴族指数■

「S&P 500 Dividend Aristocrats Index」（S&P 500 配当貴族指数）（「当インデックス」）はS&P Dow Jones Indices LLC（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが野村アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's^(R)およびS&P^(R)はStandard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones^(R)はDow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが野村アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P 500 Dividend Aristocrats Indexの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。S&P 500 Dividend Aristocrats Indexに関して、S&P Dow Jones Indicesと野村アセットマネジメント株式会社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。S&P 500 Dividend Aristocrats Indexは野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P 500 Dividend Aristocrats Indexの決定、構成または計算において野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P 500 Dividend Aristocrats Indexに基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追跡する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indicesは投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかると証券の売り、買い、またはホルドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P DOW JONES INDICESは、当インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって野村アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと野村アセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

■NOMURA-BPI 総合■

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

■FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）、
FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）■

「FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)」、「FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

■ 「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」、

「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス」■

本書に含まれる JP モルガンのインデックス商品 (インデックスのレベルも含まれますが、これに限られません。) (以下、「本インデックス」といいます。) に関する情報 (以下、「当情報」といいます。) は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション (ロング若しくはショート) を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー (以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。) は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引 (以下「該当商品」といいます。) を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・イー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド (英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員) 及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

■ ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス ■

「Bloomberg[®]」は、Bloomberg Finance L.P. および、同インデックスの管理者である Bloomberg Index Services Limited をはじめとする関連会社 (以下、総称して「ブルームバーグ」) の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

■ S&P 先進国 REIT 指数 ■

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社 (以下、S&P) により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしていません。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および/または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータ

に関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&Pは、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

各マザーファンドへの投資を通じて、国内外（新興国を含む）の株式、債券、不動産投資信託証券（REIT）等を実質的な主要投資対象とします。なお、投資対象とするマザーファンドにおいて効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

①投資の対象とする資産の種類（信託約款）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限④、⑤、⑥、⑨及び⑩」に定めるものに限り、）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
 - ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲等（信託約款）

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定める

ものをいいます。)

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号もしくは第 5 号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 12 号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 19 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 13 号、第 14 号、第 19 号および第 20 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 7 号までの証券ならびに第 13 号、第 14 号、第 19 号および第 20 号の証券または証書のうち第 2 号から第 7 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 15 号および第 16 号の証券ならびに第 19 号の証券または証書のうち第 15 号および第 16 号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第 13 号に定める証

券または証券を除きます。なお、上記②第 13 号に定める証券または証券を含め、「優先証券」といいます。)

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

④その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引

3. クレジットデリバティブ取引

4. 金利先渡取引*

※「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

5. 為替先渡取引*

※「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

6. 直物為替先渡取引*

※「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(参考)各マザーファンドの概要

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。
 - ② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
 - ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ### (3) 投資制限
- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への投資は行ないません。
 - ③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
 - ④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。
 - ⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。
 - ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
 - ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国株式為替ヘッジ型マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指します。
 - ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
 - ③ MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。
 - ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- #### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国株式マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内と

します。

- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(米国株式配当貴族インデックスマザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 500 配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。
- ② S&P 500 配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

- ⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑨ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行ないません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国債券為替ヘッジ型マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
 - ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
 - ③ 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。
 - ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 株式への投資は行ないません。
 - ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
 - ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
 - ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
 - ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米ドル建てのハイ・イールド社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 米ドル建てのハイ・イールド社債を主要投資対象とし、ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、米国国債に投資する場合があります。
- ② ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(海外 REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、

ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※(以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

- ① REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円ヘッジ)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※(以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人

投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。) とします。

(2) 投資態度

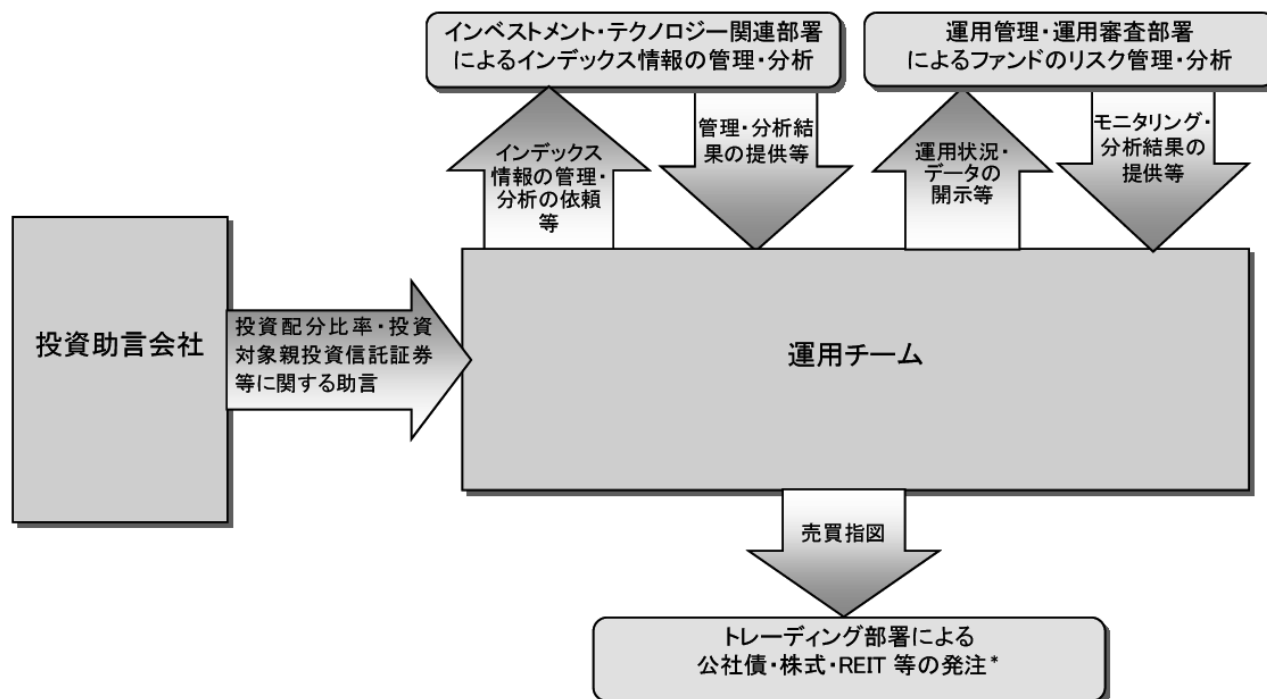
- ① 日本を除く世界各国の REIT を主要投資対象とし、S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、円ヘッジ) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
- ③ 効率的な運用を行なうため、REIT 指数先物取引、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券 (上場投資信託証券を除きます。) への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

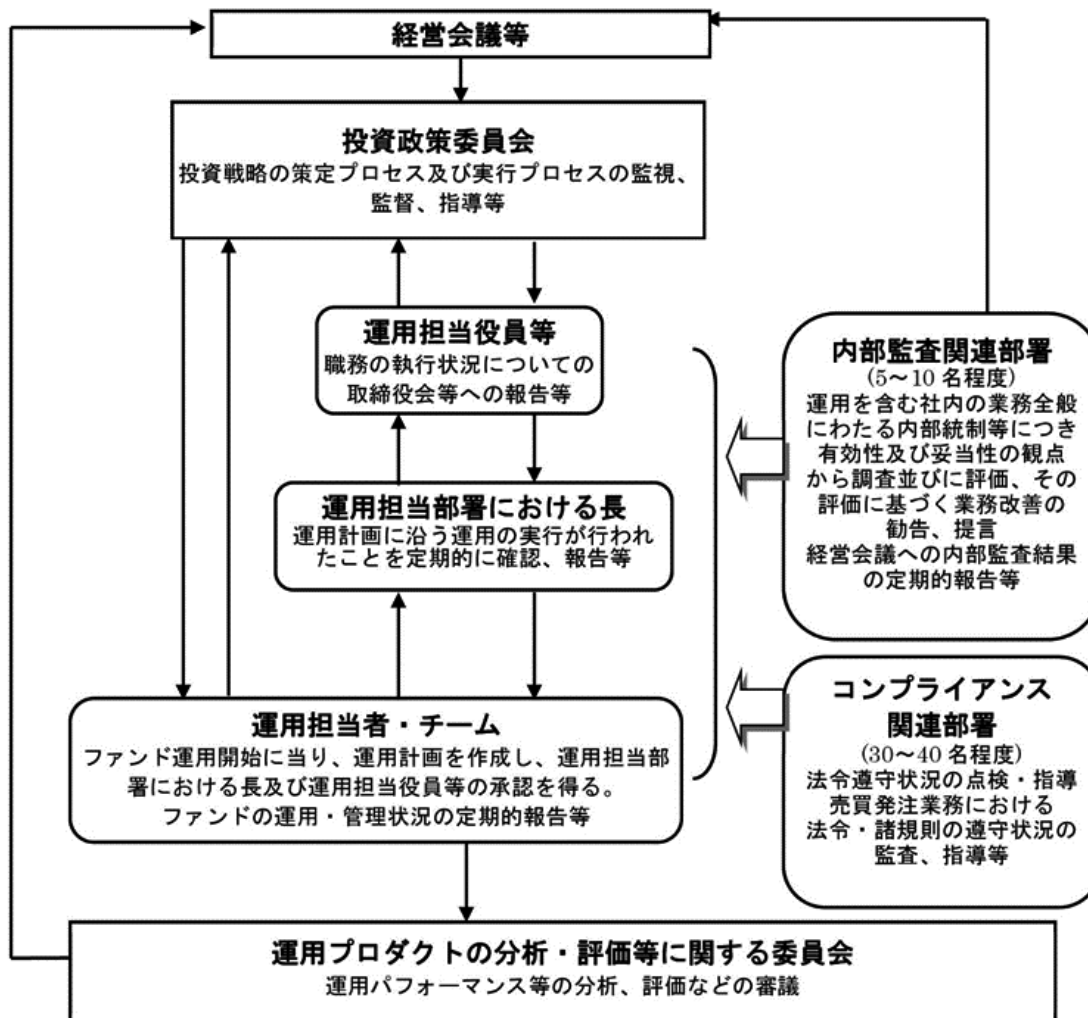


*一部のマザーファンドにおける公社債等の発注業務 (発注に伴う裁量権は付与しないものとします。)の一部をノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッドに代行させます。

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ ファンドの決算日

原則として 毎年4月22日 (休業日の場合は翌営業日) を決算日とします。

(5) 【投資制限】

① 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限 (信託約款)

- ・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

② 投資する株式等の範囲 (信託約款)

- (i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③ 信用取引の指図範囲 (信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうこ

とができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債*の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iv) 上記(i)の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (v) 委託者は、上記(i)の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥クレジットデリバティブ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限ります。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑧公社債の借入れ(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑨金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際

収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑫資金の借入れ(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑬同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- (i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- (ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投

資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、ファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド社債等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、マザーファンドもしくはファンドにおいて為替ヘッジを行ない為替変動リスクの低減を図りますが、その他の実質組入外貨建資産については、為替変動の影響を受けます。なお、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る場合においても、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、投資対象に含まれる一部のマザーファンドにおいてはベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。
- ◆ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- ◆REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ◆ファンドが投資対象とするマザーファンドについては、適宜見直しを行ないます。マザーファンドの増減および入替を行なう際には、一時的にマザーファンドへの投資比率が低下する場合があります。

◆ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

◆金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付を取り消す場合があります。

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

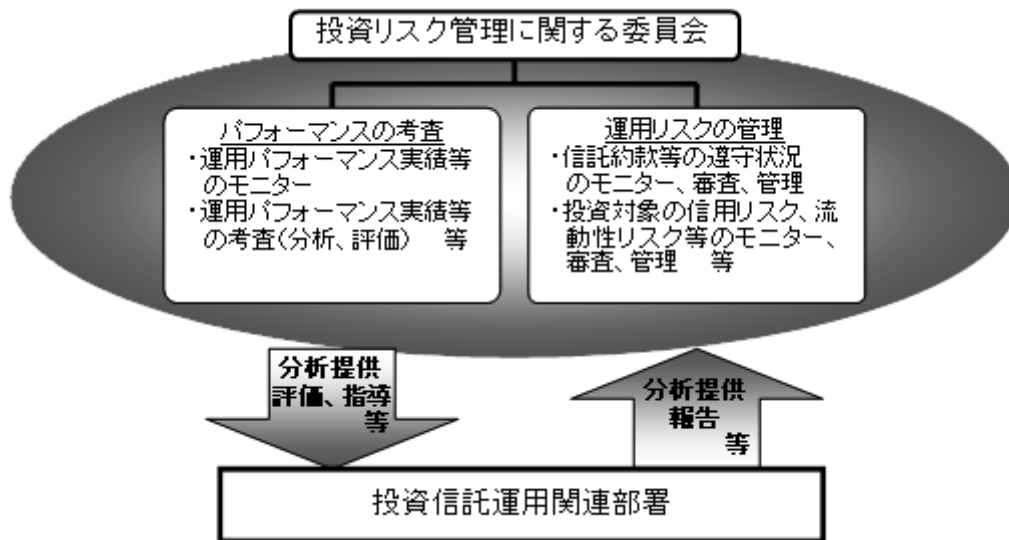
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

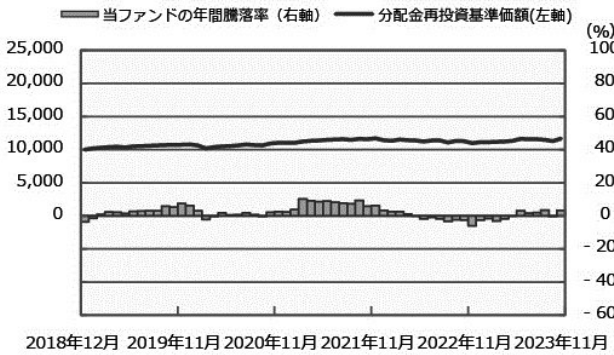


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

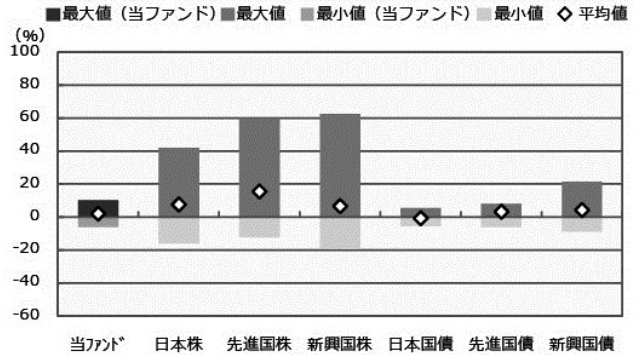
リスクの定量的比較 (2018年12月末～2023年11月末：月次)

タイプⅠ

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



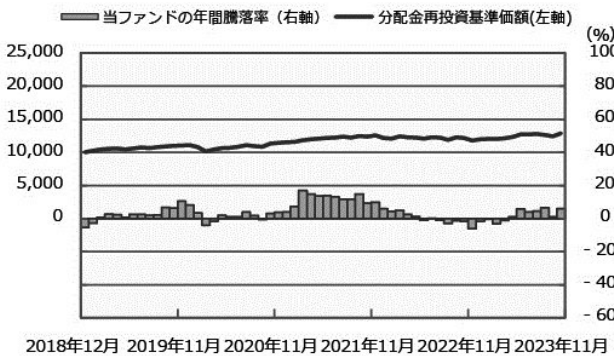
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	10.3	42.1	59.8	62.7	5.4	8.0	21.5
最小値 (%)	△ 6.1	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	2.2	7.6	15.4	6.6	△ 0.6	3.3	4.3

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年12月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

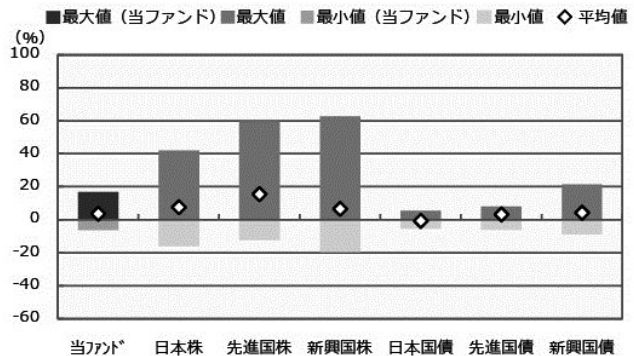
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

タイプⅡ

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



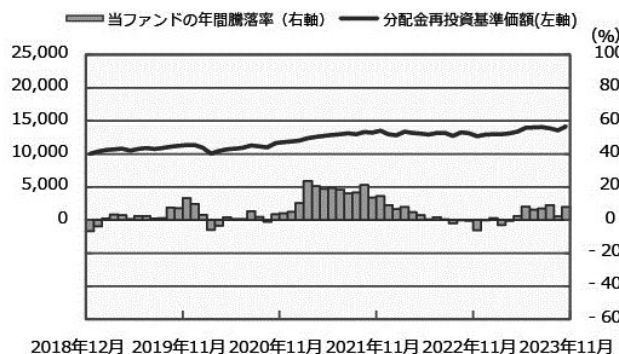
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	16.9	42.1	59.8	62.7	5.4	8.0	21.5
最小値 (%)	△ 6.2	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	3.6	7.6	15.4	6.6	△ 0.6	3.3	4.3

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年12月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

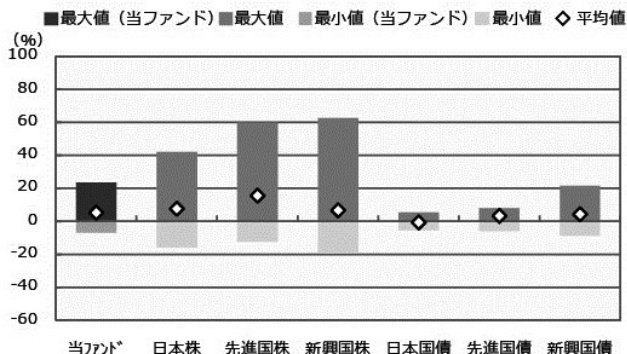
タイプⅢ

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年12月 2019年11月 2020年11月 2021年11月 2022年11月 2023年11月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



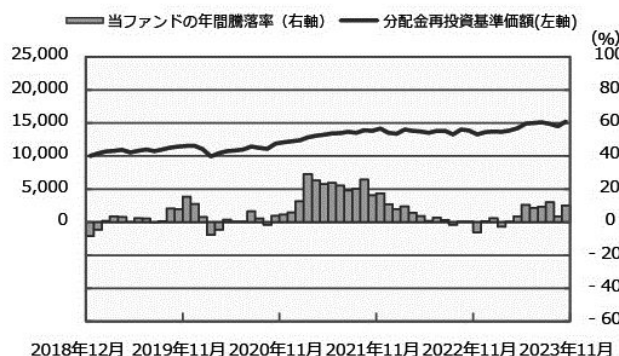
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	23.6	42.1	59.8	62.7	5.4	8.0	21.5
最小値 (%)	△ 6.9	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	5.2	7.6	15.4	6.6	△ 0.6	3.3	4.3

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年12月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

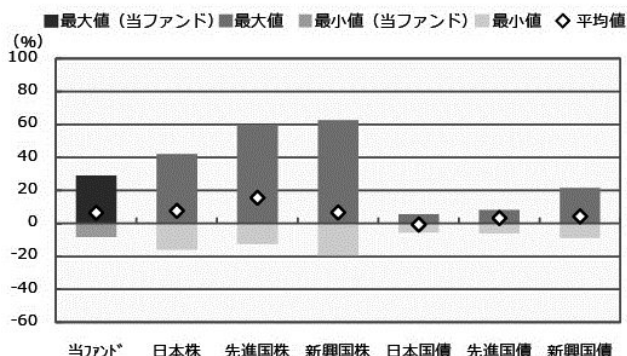
タイプⅣ

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年12月 2019年11月 2020年11月 2021年11月 2022年11月 2023年11月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



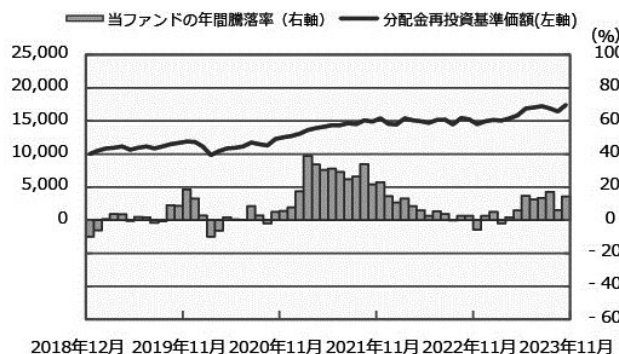
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	29.0	42.1	59.8	62.7	5.4	8.0	21.5
最小値 (%)	△ 8.3	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	6.4	7.6	15.4	6.6	△ 0.6	3.3	4.3

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年12月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

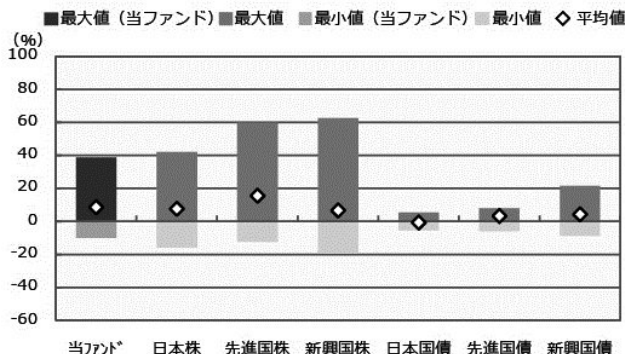
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

タイプV

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	38.7	42.1	59.8	62.7	5.4	8.0	21.5
最小値 (%)	△ 10.0	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	8.7	7.6	15.4	6.6	△ 0.6	3.3	4.3

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年12月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.0%）以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に下記の信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については次の通り（税抜）とします。

ファンド	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
信託報酬率	年0.528% （税抜年 0.48%）	年0.539% （税抜年 0.49%）	年0.55% （税抜年 0.50%）	年0.561% （税抜年 0.51%）	年0.572% （税抜年 0.52%）
委託会社	年0.25%	年0.26%	年0.27%	年0.28%	年0.29%
販売会社	年0.20%	年0.20%	年0.20%	年0.20%	年0.20%
受託会社	年0.03%	年0.03%	年0.03%	年0.03%	年0.03%

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

<タイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅢ>

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

<タイプⅣ、タイプⅤ>

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.20%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金 	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡益 ・ 譲渡損 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注 2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISA の対象ではありません。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税 15.315%）の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
 ※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

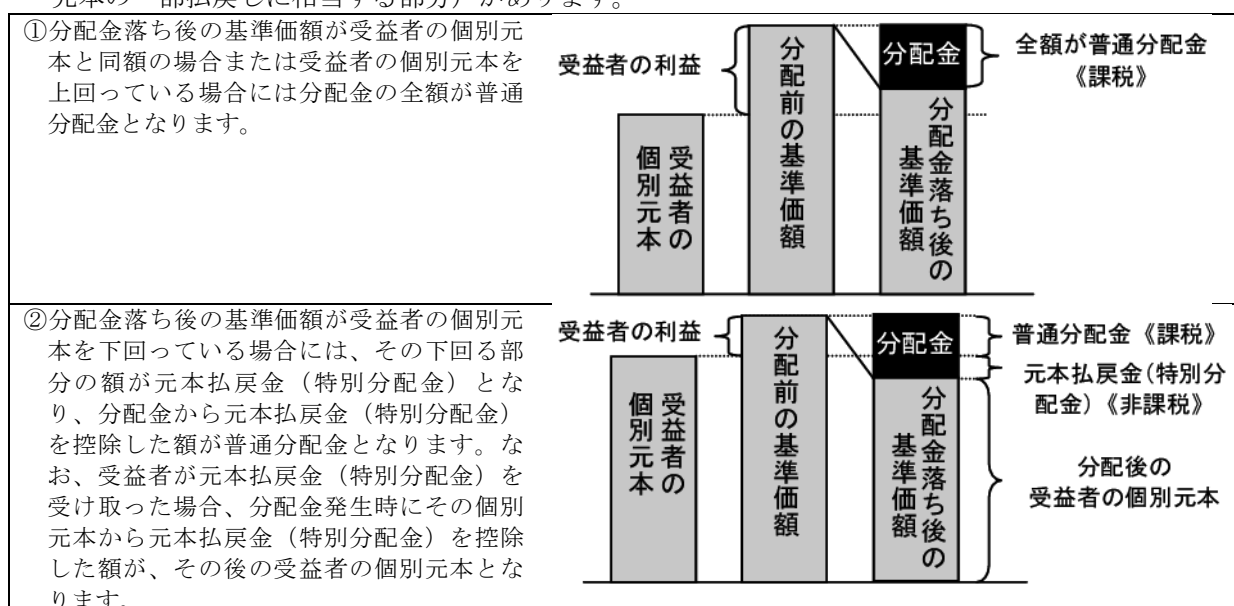
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

*上記は2023年11月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

以下は2023年11月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

インデックス・ブレンド (タイプⅠ)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	124,745,025	90.92
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	12,443,260	9.07
合計 (純資産総額)		137,188,285	100.00

インデックス・ブレンド (タイプⅡ)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	105,955,000	92.40
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	8,712,240	7.59
合計 (純資産総額)		114,667,240	100.00

インデックス・ブレンド (タイプⅢ)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	708,577,009	94.92
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	37,861,892	5.07
合計 (純資産総額)		746,438,901	100.00

インデックス・ブレンド (タイプⅣ)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	267,724,116	99.41
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	1,575,094	0.58
合計 (純資産総額)		269,299,210	100.00

インデックス・ブレンド (タイプⅤ)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	612,110,130	99.46
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	3,291,222	0.53

合計（純資産総額）	615,401,352	100.00
-----------	-------------	--------

（参考）国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	601,153,865,080	98.89
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	6,698,909,571	1.10
合計（純資産総額）		607,852,774,651	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	6,676,560,000	1.09

（参考）外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,359,031,271,184	71.94
	カナダ	61,809,690,595	3.27
	ドイツ	46,029,082,955	2.43
	イタリア	14,268,797,508	0.75
	フランス	63,006,898,027	3.33
	オランダ	25,378,564,005	1.34
	スペイン	14,243,712,435	0.75
	ベルギー	4,164,136,259	0.22
	オーストリア	1,043,078,418	0.05
	ルクセンブルグ	261,047,321	0.01
	フィンランド	4,551,921,769	0.24
	アイルランド	2,735,435,273	0.14
	ポルトガル	1,194,749,810	0.06
	スイス	605,389,548	0.03
	イギリス	78,715,224,313	4.16
	スイス	52,319,839,394	2.76
	スウェーデン	17,463,975,283	0.92
	ノルウェー	3,618,928,453	0.19
	デンマーク	17,953,938,044	0.95
	オーストラリア	35,801,783,046	1.89
	ニュージーランド	1,026,570,717	0.05
	香港	10,693,875,994	0.56
シンガポール	5,819,513,611	0.30	
イスラエル	2,035,729,083	0.10	
小計		1,823,773,153,045	96.54

新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	32,133,199,437	1.70
	カナダ	156,932,634	0.00
	フランス	707,479,373	0.03
	ベルギー	152,504,202	0.00
	イギリス	584,721,758	0.03
	オーストラリア	2,234,840,340	0.11
	香港	432,396,840	0.02
	シンガポール	776,445,971	0.04
	小計	37,178,520,555	1.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	28,014,552,033	1.48
合計（純資産総額）		1,888,966,225,633	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	20,384,078,473	1.07
	買建	カナダ	917,977,881	0.04
	買建	ドイツ	2,609,760,944	0.13
	買建	イギリス	1,168,224,563	0.06
	買建	スイス	765,083,719	0.04
	買建	オーストラリア	549,929,838	0.02

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	67,414,086,390	69.37
	カナダ	3,067,689,485	3.15
	ドイツ	2,286,729,410	2.35
	イタリア	705,284,083	0.72
	フランス	3,130,856,046	3.22
	オランダ	1,261,185,400	1.29
	スペイン	706,413,149	0.72
	ベルギー	202,473,055	0.20
	オーストリア	49,824,365	0.05
	ルクセンブルグ	13,905,462	0.01
	フィンランド	228,746,015	0.23
	アイルランド	135,899,650	0.13
	ポルトガル	56,654,518	0.05
	スイス	28,580,018	0.02
	イギリス	3,900,275,032	4.01

	スイス	2,593,579,026	2.66
	スウェーデン	864,313,858	0.88
	ノルウェー	179,245,748	0.18
	デンマーク	891,606,716	0.91
	オーストラリア	1,772,073,522	1.82
	ニュージーランド	54,486,412	0.05
	香港	531,551,619	0.54
	シンガポール	289,433,045	0.29
	イスラエル	101,184,899	0.10
	小計	90,466,076,923	93.09
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	1,612,621,202	1.65
	カナダ	9,199,795	0.00
	フランス	35,644,578	0.03
	ベルギー	10,737,120	0.01
	イギリス	30,481,189	0.03
	オーストラリア	114,673,118	0.11
	香港	22,792,443	0.02
	シンガポール	35,047,265	0.03
	小計	1,871,196,710	1.92
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,833,632,583	4.97
合計（純資産総額）		97,170,906,216	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	2,413,904,028	2.48
	買建	カナダ	104,911,757	0.10
	買建	ドイツ	311,191,005	0.32
	買建	イギリス	139,074,352	0.14
	買建	スイス	91,081,395	0.09
	買建	オーストラリア	68,741,228	0.07

（参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	3,359,624,159	3.22
	メキシコ	2,461,848,156	2.36
	ブラジル	5,646,576,142	5.41
	チリ	218,332,280	0.20
	コロンビア	51,023,904	0.04

	ギリシャ	493,019,724	0.47
	トルコ	666,705,537	0.63
	チェコ	168,061,445	0.16
	ハンガリー	240,680,455	0.23
	ポーランド	943,034,118	0.90
	香港	20,814,080,504	19.96
	マレーシア	1,346,900,077	1.29
	タイ	1,725,165,128	1.65
	フィリピン	624,513,555	0.59
	インドネシア	1,908,105,345	1.83
	韓国	12,624,090,778	12.10
	台湾	15,749,666,103	15.10
	インド	15,972,952,487	15.32
	カタール	882,198,680	0.84
	エジプト	13,095,832	0.01
	南アフリカ	3,023,859,013	2.90
	アラブ首長国連邦	1,292,942,839	1.24
	クウェート	757,463,325	0.72
	サウジアラビア	3,992,127,652	3.82
	小計	94,976,067,238	91.09
投資信託受益証券	アメリカ	3,863,269,203	3.70
投資証券	メキシコ	115,425,778	0.11
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	5,303,159,045	5.08
合計（純資産総額）		104,257,921,264	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,584,943,988	4.39
	買建	香港	607,082,899	0.58

（参考）米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	242,678,373,537	95.01
投資証券	アメリカ	11,361,772,620	4.44
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,365,294,685	0.53
合計（純資産総額）		255,405,440,842	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	----	------	---------	---------

株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,240,478,459	0.48
----------	----	------	---------------	------

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	826,755,765,000	82.90
地方債証券	日本	54,505,323,861	5.46
特殊債券	日本	66,158,621,134	6.63
社債券	日本	46,754,262,000	4.68
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	3,011,751,516	0.30
合計 (純資産総額)		997,185,723,511	100.00

(参考) 外国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	375,162,380,610	47.32
	カナダ	15,478,931,031	1.95
	メキシコ	7,058,012,879	0.89
	ドイツ	42,954,637,538	5.41
	イタリア	70,486,779,171	8.89
	フランス	57,717,424,673	7.28
	オランダ	11,129,262,881	1.40
	スペイン	45,294,212,120	5.71
	ベルギー	13,733,233,263	1.73
	オーストリア	10,097,082,699	1.27
	フィンランド	2,882,867,461	0.36
	アイルランド	3,691,472,272	0.46
	イギリス	39,946,264,704	5.03
	スウェーデン	1,594,022,371	0.20
	ノルウェー	1,368,459,164	0.17
	デンマーク	2,539,288,911	0.32
	ポーランド	4,018,380,052	0.50
	オーストラリア	11,565,522,076	1.45
	ニュージーランド	1,816,058,683	0.22
	シンガポール	3,383,046,214	0.42
マレーシア	4,045,925,485	0.51	
中国	56,264,110,208	7.09	
イスラエル	2,418,838,450	0.30	
	小計	784,646,212,916	98.98
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	8,024,067,928	1.01
合計 (純資産総額)		792,670,280,844	100.00

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	46,023,883,178	47.16
	カナダ	1,900,764,332	1.94
	メキシコ	869,098,612	0.89
	ドイツ	6,317,532,354	6.47
	イタリア	7,339,340,323	7.52
	フランス	8,195,886,042	8.39
	オランダ	1,461,734,542	1.49
	スペイン	4,862,929,308	4.98
	ベルギー	1,698,944,545	1.74
	オーストリア	1,175,909,927	1.20
	フィンランド	512,798,369	0.52
	アイルランド	539,810,251	0.55
	イギリス	4,913,688,094	5.03
	スウェーデン	182,299,361	0.18
	ノルウェー	163,628,502	0.16
	デンマーク	322,768,644	0.33
	ポーランド	495,594,442	0.50
	オーストラリア	1,411,943,157	1.44
	ニュージーランド	225,589,772	0.23
	シンガポール	906,808,180	0.92
中国	6,873,690,129	7.04	
イスラエル	257,992,217	0.26	
	小計	96,652,634,281	99.03
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	937,461,588	0.96
合計 (純資産総額)		97,590,095,869	100.00

(参考) 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	メキシコ	1,028,999,148	9.98
	ブラジル	995,069,397	9.65
	チリ	202,265,098	1.96
	コロンビア	453,879,333	4.40
	ペルー	222,103,445	2.15
	ウルグアイ	14,456,309	0.14
	ドミニカ共和国	23,797,968	0.23
	セルビア	26,778,125	0.25
	トルコ	62,066,371	0.60
	チェコ	630,809,533	6.11

	ハンガリー	318,540,752	3.09
	ポーランド	769,263,590	7.46
	ロシア	0	0.00
	ルーマニア	375,093,735	3.63
	マレーシア	994,399,334	9.64
	タイ	1,012,189,996	9.81
	インドネシア	1,011,252,475	9.81
	中国	989,383,661	9.59
	エジプト	83,021,545	0.80
	南アフリカ	839,929,782	8.14
	小計	10,053,299,597	97.53
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	254,526,292	2.46
合計（純資産総額）		10,307,825,889	100.00

（参考）新興国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	37,954,703,135	97.73
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	880,183,357	2.26
合計（純資産総額）		38,834,886,492	100.00

（参考）米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アメリカ	13,395,384,076	97.49
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	344,079,264	2.50
合計（純資産総額）		13,739,463,340	100.00

（参考）J-REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	51,147,821,700	97.29
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,422,954,053	2.70
合計（純資産総額）		52,570,775,753	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
REIT 指数先物取引	買建	日本	1,417,344,000	2.69

（参考）海外REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	53,948,371,127	76.30

	カナダ	1,043,621,454	1.47
	ドイツ	28,013,587	0.03
	イタリア	6,352,188	0.00
	フランス	1,265,135,900	1.78
	オランダ	134,437,694	0.19
	スペイン	314,462,312	0.44
	ベルギー	795,968,602	1.12
	アイルランド	25,693,011	0.03
	シンガポール	26,862,343	0.03
	イギリス	3,521,998,590	4.98
	オーストラリア	4,636,544,802	6.55
	ニュージーランド	204,229,190	0.28
	香港	842,068,005	1.19
	シンガポール	2,377,213,986	3.36
	韓国	136,027,167	0.19
	イスラエル	93,394,162	0.13
	小計	69,400,394,120	98.16
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,296,887,265	1.83
合計（純資産総額）		70,697,281,385	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,233,771,680	1.74

（参考）海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	5,476,315,996	73.81
	カナダ	105,917,852	1.42
	ドイツ	2,971,138	0.04
	イタリア	741,089	0.00
	フランス	128,103,321	1.72
	オランダ	13,657,608	0.18
	スペイン	31,779,514	0.42
	ベルギー	81,434,473	1.09
	アイルランド	2,663,300	0.03
	シンガポール	2,558,318	0.03
	イギリス	357,297,205	4.81
	オーストラリア	470,340,768	6.33
	ニュージーランド	21,498,167	0.28

	香港	85,327,641	1.15
	シンガポール	241,287,398	3.25
	韓国	13,881,377	0.18
	イスラエル	9,816,541	0.13
	小計	7,045,591,706	94.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	373,540,416	5.03
合計（純資産総額）		7,419,132,122	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	133,380,724	1.79

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

インデックス・ブレンド（タイプI）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	37,109,087	1.2768	47,383,281	1.2608	46,787,136	34.10
2	日本	親投資信託受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	23,736,104	0.9777	23,207,739	0.9891	23,477,380	17.11
3	日本	親投資信託受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	3,311,076	5.0515	16,726,014	5.7302	18,973,127	13.82
4	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	4,369,882	2.3639	10,330,139	2.6423	11,546,539	8.41
5	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	2,657,139	2.6024	6,914,972	2.8087	7,463,106	5.44
6	日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	3,186,300	2.1370	6,809,189	2.1725	6,922,236	5.04
7	日本	親投資信託受益証券	米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	2,689,056	1.6657	4,479,390	1.7828	4,794,049	3.49
8	日本	親投資信託受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	502,259	2.6303	1,321,124	2.7221	1,367,199	0.99
9	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	780,164	1.5995	1,247,884	1.7473	1,363,180	0.99
10	日本	親投資信託受益証券	J-REITインデックスマザーファンド	258,753	2.6019	673,261	2.6644	689,421	0.50
11	日本	親投資信託受益証券	海外REITインデックスマザーファンド	207,191	3.0907	640,385	3.3062	685,014	0.49
12	日本	親投資信託受益証券	米国株式配当貴族インデックスマザーファンド	277,755	2.3488	652,391	2.4361	676,638	0.49

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	90.92
合計	90.92

インデックス・ブレード (タイプII)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	4,632,454	5.0261	23,283,178	5.7302	26,544,887	23.14
2	日本	親投資信託受益証券	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	20,138,630	1.2770	25,717,840	1.2608	25,390,784	22.14
3	日本	親投資信託受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	18,741,094	0.9784	18,336,873	0.9891	18,536,816	16.16
4	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	4,334,563	2.3461	10,169,319	2.6423	11,453,215	9.98
5	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	2,659,084	2.6067	6,931,462	2.8087	7,468,569	6.51
6	日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	2,631,665	2.1356	5,620,184	2.1725	5,717,292	4.98
7	日本	親投資信託受益証券	米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	2,883,853	1.6473	4,750,572	1.7828	5,141,333	4.48
8	日本	親投資信託受益証券	海外REITインデックスマザーファンド	518,997	3.0823	1,599,735	3.3062	1,715,907	1.49
9	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	963,590	1.5885	1,530,663	1.7473	1,683,680	1.46
10	日本	親投資信託受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	425,491	2.6176	1,113,789	2.7221	1,158,229	1.01
11	日本	親投資信託受益証券	J-REITインデックスマザーファンド	217,580	2.5952	564,668	2.6644	579,720	0.50
12	日本	親投資信託受益証券	米国株式配当貴族インデックスマザーファンド	231,751	2.3543	545,612	2.4361	564,568	0.49

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	92.40
合計	92.40

インデックス・ブレード (タイプIII)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	44,012,090	5.0215	221,006,710	5.7302	252,198,078	33.78
2	日本	親投資信託受益証券	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	101,064,835	1.2759	128,948,623	1.2608	127,422,543	17.07
3	日本	親投資信託受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	110,109,479	0.9784	107,731,115	0.9891	108,909,285	14.59
4	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	31,027,357	2.3517	72,967,036	2.6423	81,983,585	10.98
5	日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	13,767,896	2.1292	29,314,605	2.1725	29,910,754	4.00
6	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	10,639,138	2.6234	27,910,715	2.8087	29,882,146	4.00
7	日本	親投資信託受益証券	米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	14,670,018	1.6439	24,116,043	1.7828	26,153,708	3.50
8	日本	親投資信託受益証券	海外REITインデックスマザーファンド	5,650,043	3.1269	17,667,120	3.3062	18,680,172	2.50
9	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	8,451,357	1.5860	13,403,853	1.7473	14,767,056	1.97
10	日本	親投資信託	外国株式為替ヘッジ型マザーファ	2,742,938	2.6159	7,175,252	2.7221	7,466,551	1.00

		受益証券	ンド						
11	日本	親投資信託 受益証券	JーREITインデックス マザ ーファンド	1,414,369	2.5977	3,674,107	2.6644	3,768,444	0.50
12	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザ ーファンド	2,157,724	1.7452	3,765,660	1.7302	3,733,294	0.50
13	日本	親投資信託 受益証券	米国株式配当貴族インデックスマ ザーファンド	1,519,393	2.3528	3,574,828	2.4361	3,701,393	0.49

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	94.92
合 計	94.92

インデックス・ブレード (タイプIV)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCIーKOKUSA Iマザーファンド	19,061,487	5.1545	98,253,013	5.7302	109,226,132	40.55
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURAーBPI総 合マザーファンド	30,945,423	1.2735	39,409,491	1.2608	39,015,989	14.48
3	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	13,678,272	2.3991	32,815,995	2.6423	36,142,098	13.42
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファ ンド	32,711,341	0.9782	31,998,550	0.9891	32,354,787	12.01
5	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券マザーファンド	4,979,325	2.1327	10,619,663	2.1725	10,817,583	4.01
6	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	3,816,815	2.6627	10,163,329	2.8087	10,720,288	3.98
7	日本	親投資信託 受益証券	米国ハイーイールド債券インデッ クスマザーファンド	5,266,064	1.6990	8,947,501	1.7828	9,388,338	3.48
8	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザ ーファンド	2,025,515	3.1480	6,376,322	3.3062	6,696,757	2.48
9	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	3,810,008	1.6245	6,189,544	1.7473	6,657,226	2.47
10	日本	親投資信託 受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファ ンド	993,863	2.6274	2,611,276	2.7221	2,705,394	1.00
11	日本	親投資信託 受益証券	JーREITインデックス マザ ーファンド	507,611	2.6076	1,323,647	2.6644	1,352,478	0.50
12	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザ ーファンド	767,669	1.7403	1,336,000	1.7302	1,328,220	0.49
13	日本	親投資信託 受益証券	米国株式配当貴族インデックスマ ザーファンド	541,368	2.3585	1,276,817	2.4361	1,318,826	0.48

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.41
合 計	99.41

インデックス・ブレード (タイプV)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCIーKOKUSA Iマザーファンド	56,443,838	4.9639	280,182,771	5.7302	323,434,480	52.55

2	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	39,441,933	2.3205	91,528,820	2.6423	104,217,419	16.93
3	日本	親投資信託 受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファン ド	28,097,456	0.9830	27,621,209	0.9891	27,791,193	4.51
4	日本	親投資信託 受益証券	米国ハイ・イールド債券インデッ クスマザーファンド	15,505,654	1.6460	25,523,006	1.7828	27,643,479	4.49
5	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	8,745,830	2.6193	22,908,311	2.8087	24,564,412	3.99
6	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI総 合マザーファンド	17,133,695	1.2770	21,879,729	1.2608	21,602,162	3.51
7	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックスマザ ーファンド	6,501,216	3.0911	20,096,137	3.3062	21,494,320	3.49
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	12,240,993	1.5794	19,334,047	1.7473	21,388,687	3.47
9	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券マザーファンド	7,101,111	2.1097	14,981,545	2.1725	15,427,163	2.50
10	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券(現地通貨建て)マザ ーファンド	7,076,858	1.6964	12,005,229	1.7302	12,244,379	1.98
11	日本	親投資信託 受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファン ド	2,271,100	2.6190	5,948,011	2.7221	6,182,161	1.00
12	日本	親投資信託 受益証券	J-REITインデックスマザ ーファンド	1,162,043	2.5994	3,020,615	2.6644	3,096,147	0.50
13	日本	親投資信託 受益証券	米国株式配当貴族インデックスマ ザーファンド	1,241,381	2.3306	2,893,180	2.4361	3,024,128	0.49

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.46
合計	99.46

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	9,784,000	1,975.14	19,324,851,360	2,794.50	27,341,388,000	4.49
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,260,400	12,552.83	15,821,594,372	12,820.00	16,158,328,000	2.65
3	日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	10,990,400	886.58	9,743,900,580	1,255.00	13,792,952,000	2.26
4	日本	株式	キーエンス	電気機器	178,300	63,974.82	11,406,710,750	63,350.00	11,295,305,000	1.85
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	53,157,300	167.34	8,895,486,788	173.10	9,201,528,630	1.51
6	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	377,100	16,095.75	6,069,709,123	24,025.00	9,059,827,500	1.49
7	日本	株式	三井住友フィナン シャルグループ	銀行業	1,247,700	5,755.04	7,180,575,692	7,258.00	9,055,806,600	1.48
8	日本	株式	日立製作所	電気機器	864,900	7,913.50	6,844,387,232	10,285.00	8,895,496,500	1.46
9	日本	株式	三菱商事	卸売業	1,245,200	5,582.82	6,951,730,466	6,886.00	8,574,447,200	1.41
10	日本	株式	信越化学工業	化学	1,618,500	4,068.77	6,585,312,088	5,212.00	8,435,622,000	1.38
11	日本	株式	任天堂	その他製 品	1,125,000	5,779.41	6,501,843,186	6,912.00	7,776,000,000	1.27
12	日本	株式	三井物産	卸売業	1,420,400	4,466.71	6,344,515,629	5,392.00	7,658,796,800	1.25
13	日本	株式	リクルートホールデ ィングス	サービス 業	1,356,100	3,916.12	5,310,651,395	5,505.00	7,465,330,500	1.22
14	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,267,300	4,792.82	6,073,946,065	5,738.00	7,271,767,400	1.19
15	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,581,600	4,555.84	7,205,517,367	4,165.00	6,587,364,000	1.08

16	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,345,200	1,240.63	5,390,790,776	1,509.00	6,556,906,800	1.07
17	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,380,900	4,228.64	5,839,336,130	4,625.00	6,386,662,500	1.05
18	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,734,600	2,794.09	4,846,640,708	3,648.00	6,327,820,800	1.04
19	日本	株式	第一三共	医薬品	1,556,800	4,412.05	6,868,689,752	4,000.00	6,227,200,000	1.02
20	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,368,700	2,045.01	4,844,019,629	2,512.00	5,950,174,400	0.97
21	日本	株式	HOYA	精密機器	353,900	15,049.66	5,326,075,400	16,665.00	5,897,743,500	0.97
22	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	881,500	5,295.67	4,668,136,044	6,020.00	5,306,630,000	0.87
23	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	2,875,300	1,540.46	4,429,301,900	1,798.50	5,171,227,050	0.85
24	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	969,300	4,882.78	4,732,883,470	5,025.00	4,870,732,500	0.80
25	日本	株式	ダイキン工業	機械	214,800	25,591.95	5,497,151,240	22,155.00	4,758,894,000	0.78
26	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,621,100	2,587.03	4,193,841,182	2,883.50	4,674,441,850	0.76
27	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,066,100	3,009.22	3,208,130,980	3,801.00	4,052,246,100	0.66
28	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,003,000	1,749.98	3,505,215,126	2,009.00	4,024,027,000	0.66
29	日本	株式	SMC	機械	53,900	69,957.59	3,770,714,589	74,450.00	4,012,855,000	0.66
30	日本	株式	丸紅	卸売業	1,571,800	1,983.82	3,118,180,689	2,307.00	3,626,142,600	0.59

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.36
		建設業	2.05
		食料品	3.39
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.16
		化学	5.91
		医薬品	4.70
		石油・石炭製品	0.47
		ゴム製品	0.71
		ガラス・土石製品	0.67
		鉄鋼	0.96
		非鉄金属	0.67
		金属製品	0.52
		機械	5.15
		電気機器	17.11
		輸送用機器	8.57
		精密機器	2.30
		その他製品	2.27
電気・ガス業	1.36		
陸運業	2.74		

	海運業	0.74
	空運業	0.44
	倉庫・運輸関連業	0.14
	情報・通信業	7.59
	卸売業	6.94
	小売業	4.23
	銀行業	7.10
	証券、商品先物取引業	0.78
	保険業	2.41
	その他金融業	1.13
	不動産業	1.93
	サービス業	4.75
合 計		98.89

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	3,687,800	23,966.77	88,384,672,022	27,850.64	102,707,611,950	5.43
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1,656,200	42,137.40	69,787,972,329	55,717.46	92,279,272,986	4.88
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2,165,100	15,255.06	33,028,737,328	21,519.28	46,591,398,324	2.46
4	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	579,140	41,632.38	24,110,978,273	70,799.49	41,002,821,272	2.17
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,393,000	15,056.63	20,973,898,510	19,852.97	27,655,200,165	1.46
6	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	518,700	31,267.61	16,218,512,056	48,856.65	25,341,946,430	1.34
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,239,500	15,089.79	18,703,805,647	20,060.34	24,864,801,346	1.31
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	668,800	29,130.43	19,482,436,666	35,905.66	24,013,711,962	1.27
9	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	218,270	69,450.19	15,158,894,584	78,679.50	17,173,376,342	0.90
10	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	189,180	51,768.88	9,793,638,017	87,044.85	16,467,144,761	0.87
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	303,900	45,195.10	13,734,791,784	52,752.53	16,031,496,389	0.84

12	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	685,200	19,048.13	13,051,783,274	22,695.84	15,551,191,212	0.82
13	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	103,927	94,596.96	9,831,178,673	138,367.86	14,380,157,428	0.76
14	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	379,400	32,783.96	12,438,235,837	37,389.60	14,185,616,554	0.75
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	939,300	16,115.83	15,137,603,744	15,051.14	14,137,539,371	0.74
16	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	564,546	22,589.76	12,752,959,888	22,370.81	12,629,355,649	0.66
17	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	552,600	21,697.66	11,990,128,953	22,226.68	12,282,468,397	0.65
18	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	198,400	53,037.80	10,522,699,713	60,272.22	11,958,009,916	0.63
19	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	765,100	11,802.91	9,030,411,794	14,932.40	11,424,782,300	0.60
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	235,700	42,045.43	9,910,108,586	45,741.71	10,781,321,377	0.57
21	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	626,000	18,606.41	11,647,617,746	16,709.35	10,460,054,853	0.55
22	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア	106,900	57,106.65	6,104,701,717	90,799.54	9,706,471,606	0.51
23	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	94,520	100,400.56	9,489,861,174	101,622.09	9,605,320,136	0.50
24	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	425,400	23,857.68	10,149,059,773	21,164.84	9,003,524,510	0.47
25	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	103,900	72,783.53	7,562,209,342	86,456.57	8,982,837,644	0.47
26	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	594,900	15,581.05	9,269,171,154	14,873.18	8,848,060,196	0.46
27	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	413,700	23,118.10	9,563,961,914	20,369.19	8,426,735,971	0.44
28	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	963,200	9,055.91	8,722,657,990	8,563.88	8,248,735,092	0.43
29	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	347,300	21,534.11	7,478,799,707	22,954.68	7,972,162,309	0.42
30	アメリカ	株式	PEPSICO INC	飲料	322,800	26,516.67	8,559,582,362	24,584.22	7,935,786,603	0.42

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.25
		メディア	0.66
		娯楽	1.02
		不動産管理・開発	0.32
		エネルギー設備・サービス	0.27
		石油・ガス・消耗燃料	4.58
		化学	1.87
		建設資材	0.30
		容器・包装	0.21
		金属・鉱業	1.45
		紙製品・林産品	0.09
		航空宇宙・防衛	1.70

建設関連製品	0.60
建設・土木	0.31
電気設備	0.85
コングロマリット	0.89
機械	1.77
商社・流通業	0.42
商業サービス・用品	0.56
航空貨物・物流サービス	0.50
旅客航空輸送	0.04
海上運輸	0.05
陸上運輸	1.05
運送インフラ	0.10
自動車用部品	0.16
自動車	1.88
家庭用耐久財	0.30
レジャー用品	0.01
繊維・アパレル・贅沢品	1.22
ホテル・レストラン・レジャー	2.03
販売	0.08
大規模小売り	2.89
専門小売り	1.55
生活必需品流通・小売り	1.66
飲料	1.57
食品	1.44
タバコ	0.56
家庭用品	1.06
パーソナルケア用品	0.60
ヘルスケア機器・用品	2.16
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.13
バイオテクノロジー	1.76
医薬品	4.92
銀行	5.23
金融サービス	3.08
保険	3.14
情報技術サービス	1.38
ソフトウェア	8.87
通信機器	0.65
コンピュータ・周辺機器	5.69
電子装置・機器・部品	0.49
半導体・半導体製造装置	6.28

		各種電気通信サービス	0.97
		無線通信サービス	0.21
		電力	1.62
		ガス	0.09
		総合公益事業	0.75
		水道	0.09
		消費者金融	0.35
		資本市場	3.12
		各種消費者サービス	0.02
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.12
		ヘルスケア・テクノロジー	0.04
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.15
		専門サービス	1.00
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.96
合 計			98.51

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	182,990	25,262.21	4,622,732,521	27,850.64	5,096,389,693	5.24
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	82,179	45,150.49	3,710,422,118	55,717.46	4,578,805,926	4.71
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	107,430	15,680.60	1,684,567,223	21,519.28	2,311,816,508	2.37
4	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	28,736	42,019.36	1,207,468,608	70,799.49	2,034,494,375	2.09
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	69,120	15,787.96	1,091,264,106	19,852.97	1,372,237,929	1.41
6	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	25,736	34,321.72	883,303,937	48,856.65	1,257,374,847	1.29
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	61,500	15,874.73	976,296,252	20,060.34	1,233,711,402	1.26
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	33,190	25,123.96	833,864,502	35,905.66	1,191,709,181	1.22
9	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サー	10,832	72,120.18	781,205,861	78,679.50	852,256,437	0.87

				ビス						
10	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	9,387	63,001.84	591,398,334	87,044.85	817,090,009	0.84
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	15,077	47,778.63	720,358,418	52,752.53	795,350,020	0.81
12	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	34,000	20,061.81	682,101,836	22,695.84	771,658,642	0.79
13	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	5,194	90,834.87	471,796,323	138,367.86	718,682,707	0.73
14	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	18,830	34,305.54	645,973,473	37,389.60	704,046,283	0.72
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	46,610	16,051.21	748,147,355	15,051.14	701,533,813	0.72
16	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	28,013	23,685.62	663,505,371	22,370.81	626,673,716	0.64
17	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	27,420	22,606.12	619,860,076	22,226.68	609,455,815	0.62
18	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	9,845	56,318.98	554,460,415	60,272.22	593,380,079	0.61
19	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	37,770	12,365.69	467,052,262	14,932.40	563,996,899	0.58
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	11,700	42,735.60	500,006,527	45,741.71	535,178,023	0.55
21	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	30,900	19,623.75	606,374,036	16,709.35	516,319,002	0.53
22	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア	5,303	50,393.53	267,236,918	90,799.54	481,509,999	0.49
23	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	4,663	94,402.59	440,199,300	101,622.09	473,863,815	0.48
24	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	21,110	23,401.77	494,011,543	21,164.84	446,789,851	0.45
25	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	5,156	73,651.18	379,745,511	86,456.57	445,770,076	0.45
26	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	29,520	17,270.43	509,823,096	14,873.18	439,056,542	0.45
27	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	20,530	21,594.28	443,330,734	20,369.19	418,179,573	0.43
28	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	47,800	9,322.76	445,628,277	8,563.88	409,353,756	0.42
29	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	17,230	22,498.76	387,653,783	22,954.68	395,509,233	0.40
30	アメリカ	株式	PEPSICO INC	飲料	16,020	28,552.16	457,405,761	24,584.22	393,839,224	0.40

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.10
		メディア	0.63
		娯楽	0.99
		不動産管理・開発	0.33
		エネルギー設備・サービス	0.26
		石油・ガス・消耗燃料	4.42
		化学	1.83
		建設資材	0.28
		容器・包装	0.22

金属・鉱業	1.41
紙製品・林産品	0.08
航空宇宙・防衛	1.63
建設関連製品	0.58
建設・土木	0.31
電気設備	0.82
コングロマリット	0.85
機械	1.71
商社・流通業	0.41
商業サービス・用品	0.54
航空貨物・物流サービス	0.48
旅客航空輸送	0.05
海上運輸	0.05
陸上運輸	1.01
運送インフラ	0.09
自動車用部品	0.15
自動車	1.82
家庭用耐久財	0.30
レジャー用品	0.01
繊維・アパレル・贅沢品	1.17
ホテル・レストラン・レジャー	1.95
販売	0.08
大規模小売り	2.79
専門小売り	1.49
生活必需品流通・小売り	1.61
飲料	1.51
食品	1.39
タバコ	0.53
家庭用品	1.02
パーソナルケア用品	0.58
ヘルスケア機器・用品	2.08
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.05
バイオテクノロジー	1.70
医薬品	4.73
銀行	5.02
金融サービス	2.98
保険	3.04
情報技術サービス	1.33
ソフトウェア	8.55
通信機器	0.62

		コンピュータ・周辺機器	5.49
		電子装置・機器・部品	0.49
		半導体・半導体製造装置	6.06
		各種電気通信サービス	0.94
		無線通信サービス	0.20
		電力	1.54
		ガス	0.09
		総合公益事業	0.72
		水道	0.09
		消費者金融	0.33
		資本市場	2.98
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.11
		ヘルスケア・テクノロジー	0.04
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.13
		専門サービス	0.97
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.92
合 計			95.02

(参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	2,461,000	2,409.92	5,930,835,323	2,704.45	6,655,672,122	6.38
2	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	669,600	6,171.53	4,132,460,762	5,972.28	3,999,038,688	3.83
3	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	477,130	7,463.02	3,560,834,438	8,295.06	3,957,826,749	3.79
4	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	6,293,300	709.37	4,464,326,677	613.87	3,863,269,203	3.70
5	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	1,640,480	1,497.17	2,456,085,335	1,369.66	2,246,912,961	2.15
6	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	304,200	4,075.12	1,239,652,943	4,273.24	1,299,921,433	1.24
7	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	59,730	9,522.78	568,795,914	20,844.23	1,245,025,924	1.19
8	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	517,300	1,663.00	860,272,951	1,672.48	865,178,042	0.82
9	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	506,940	2,439.48	1,236,674,637	1,704.07	863,865,301	0.82
10	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術	329,300	2,261.84	744,825,887	2,598.08	855,550,378	0.82

				サービス						
11	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	54,550	10,076.64	549,681,130	14,878.64	811,629,812	0.77
12	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	9,608,000	104.01	999,345,770	84.40	810,945,946	0.77
13	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	278,688	2,908.49	810,561,556	2,775.28	773,439,183	0.74
14	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱業	340,052	2,113.62	718,743,573	2,200.57	748,310,505	0.71
15	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	150,538	3,125.59	470,521,157	4,466.59	672,392,549	0.64
16	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	193,350	2,599.07	502,530,660	3,330.91	644,031,835	0.61
17	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,237,649	501.78	621,034,199	480.58	594,793,317	0.57
18	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	199,100	2,940.61	585,476,028	2,972.73	591,872,335	0.56
19	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	91,200	5,845.17	533,079,624	6,254.47	570,408,120	0.54
20	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS PFD	コンピュータ・周辺機器	83,600	6,345.26	530,464,205	6,594.98	551,340,328	0.52
21	ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	石油・ガス・消耗燃料	476,000	755.87	359,795,604	1,055.49	502,416,975	0.48
22	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	18,620	23,875.85	444,568,392	26,922.59	501,298,728	0.48
23	香港	株式	BAIDU INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	225,360	2,187.76	493,035,597	2,168.48	488,689,554	0.46
24	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	5,640,000	85.63	482,955,875	85.44	481,881,600	0.46
25	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小売り	233,567	2,560.51	598,052,831	2,008.34	469,082,883	0.44
26	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	銀行	483,991	799.16	386,788,200	932.06	451,109,533	0.43
27	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	669,500	1,083.72	725,555,138	673.53	450,928,335	0.43
28	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	6,390,000	83.67	534,685,028	70.08	447,841,872	0.42
29	香港	株式	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	1,525,000	212.87	324,629,741	291.64	444,755,880	0.42
30	インド	株式	AXIS BANK LIMITED	銀行	227,700	1,595.65	363,330,834	1,887.06	429,685,156	0.41

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.16
		メディア	0.04
		娯楽	1.07
		不動産管理・開発	1.40
		エネルギー設備・サービス	0.05
		石油・ガス・消耗燃料	4.67

	化学	2.43
	建設資材	0.82
	容器・包装	0.06
	金属・鉱業	3.52
	紙製品・林産品	0.18
	航空宇宙・防衛	0.29
	建設関連製品	0.03
	建設・土木	0.55
	電気設備	1.13
	コングロマリット	1.21
	機械	0.53
	商社・流通業	0.11
	商業サービス・用品	0.03
	航空貨物・物流サービス	0.24
	旅客航空輸送	0.29
	海上運輸	0.24
	陸上運輸	0.29
	運送インフラ	0.64
	自動車用部品	0.60
	自動車	2.96
	家庭用耐久財	0.26
	繊維・アパレル・贅沢品	0.87
	ホテル・レストラン・レジャー	1.95
	大規模小売り	4.66
	専門小売り	0.63
	生活必需品流通・小売り	1.40
	飲料	1.17
	食品	1.43
	タバコ	0.35
	家庭用品	0.07
	パーソナルケア用品	0.68
	ヘルスケア機器・用品	0.09
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.82
	バイオテクノロジー	0.63
	医薬品	1.13
	銀行	15.41
	金融サービス	1.09
	保険	2.37
	情報技術サービス	2.22
	ソフトウェア	0.18

		通信機器	0.19
		コンピュータ・周辺機器	6.01
		電子装置・機器・部品	2.21
		半導体・半導体製造装置	9.24
		各種電気通信サービス	1.27
		無線通信サービス	1.43
		電力	1.06
		ガス	0.36
		総合公益事業	0.03
		水道	0.10
		消費者金融	0.63
		資本市場	0.77
		各種消費者サービス	0.25
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.71
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.61
		その他の業種	0.00
投資信託受益証券	—	—	3.70
投資証券	—	—	0.11
合 計			94.91

(参考) 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	TARGET CORP	生活必需品流通・小売り	225,900	21,263.55	4,803,438,103	19,313.23	4,362,859,199	1.70
2	アメリカ	株式	S&P GLOBAL INC	資本市場	70,560	53,159.71	3,750,949,796	60,981.10	4,302,826,755	1.68
3	アメリカ	株式	ECOLAB INC	化学	153,200	24,898.50	3,814,451,410	27,741.81	4,250,045,920	1.66
4	アメリカ	株式	CLOROX CO	家庭用品	201,900	22,762.55	4,595,759,670	20,933.94	4,226,563,253	1.65
5	アメリカ	株式	SHERWIN-WILLIAMS	化学	104,480	35,441.26	3,702,903,767	40,256.00	4,205,946,922	1.64
6	アメリカ	株式	STANLEY BLACK & DECKER INC	機械	309,300	12,217.43	3,778,851,266	13,451.02	4,160,401,167	1.62
7	アメリカ	株式	PPG INDUSTRIES	化学	199,800	20,576.53	4,111,191,560	20,523.61	4,100,618,976	1.60
8	アメリカ	株式	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	情報技術サービス	178,200	19,153.84	3,413,215,267	23,003.21	4,099,173,572	1.60
9	アメリカ	株式	GRAINGER(W.W.) INC	商社・流通業	35,750	100,830.98	3,604,707,878	114,080.72	4,078,386,037	1.59
10	アメリカ	株式	CARDINAL HEALTH INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	262,800	12,260.24	3,221,992,647	15,486.47	4,069,844,579	1.59
11	アメリカ	株式	SMITH (A.O.) CORP	建設関連製品	368,400	10,177.36	3,749,340,958	11,044.95	4,068,962,159	1.59
12	アメリカ	株式	LINDE PLC	化学	66,850	54,377.45	3,635,133,043	60,503.12	4,044,634,060	1.58

13	アメリカ	株式	NUCOR CORP	金属・鉱業	166,800	22,687.49	3,784,273,759	24,087.12	4,017,732,383	1.57
14	アメリカ	株式	AMCOR PLC	容器・包装	2,845,000	1,542.93	4,389,657,621	1,395.69	3,970,750,284	1.55
15	アメリカ	株式	SYSCO CORP	生活必需品流通・小売り	375,900	10,886.34	4,092,178,223	10,546.38	3,964,387,888	1.55
16	アメリカ	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・用品	341,200	12,308.69	4,199,726,518	11,597.94	3,957,217,196	1.54
17	アメリカ	株式	ABBOTT LABORATORIES	ヘルスケア機器・用品	258,900	15,910.83	4,119,314,542	15,240.86	3,945,859,716	1.54
18	アメリカ	株式	3M CORP	コングロマリット	272,400	15,172.43	4,132,971,045	14,481.98	3,944,892,142	1.54
19	アメリカ	株式	FRANKLIN RESOURCES INC	資本市場	1,088,200	3,816.15	4,152,735,987	3,616.45	3,935,422,305	1.54
20	アメリカ	株式	MCDONALD'S CORP	ホテル・レストラン・レジャー	95,430	42,462.35	4,052,182,150	41,235.48	3,935,102,486	1.54
21	アメリカ	株式	ROPER TECHNOLOGIES INC	ソフトウェア	50,880	67,281.85	3,423,300,901	77,333.81	3,934,744,665	1.54
22	アメリカ	株式	NORDSON CORP	機械	114,790	32,761.69	3,760,714,606	34,208.48	3,926,791,649	1.53
23	アメリカ	株式	CINTAS CORP	商業サービス・用品	48,540	69,330.46	3,365,300,978	80,753.19	3,919,760,114	1.53
24	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	—	495,000	8,703.09	4,308,033,359	7,893.24	3,907,157,215	1.52
25	アメリカ	株式	ILLINOIS TOOL WORKS INC	機械	110,060	34,820.56	3,832,351,795	35,418.86	3,898,200,623	1.52
26	アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	—	280,100	14,180.16	3,971,864,450	13,871.64	3,885,447,036	1.52
27	アメリカ	株式	LOWES COS INC	専門小売り	131,820	30,893.57	4,072,390,974	29,402.23	3,875,802,539	1.51
28	アメリカ	株式	PENTAIR PLC	機械	412,800	8,348.75	3,446,364,992	9,371.30	3,868,472,805	1.51
29	アメリカ	株式	COLGATE PALMOLIVE CO.	家庭用品	337,100	11,215.80	3,780,847,616	11,453.81	3,861,079,890	1.51
30	アメリカ	株式	EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	航空貨物・物流サービス	218,900	16,614.48	3,636,910,355	17,577.80	3,847,781,821	1.50

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	2.63
		化学	9.11
		容器・包装	1.55
		金属・鉱業	1.57
		航空宇宙・防衛	1.48
		建設関連製品	1.59
		電気設備	1.37
		コングロマリット	1.54
		機械	9.12
		商社・流通業	1.59
		商業サービス・用品	1.53
		航空貨物・物流サービス	2.88

		ホテル・レストラン・レジャー	1.54
		販売	1.46
		専門小売り	1.51
		生活必需品流通・小売り	5.93
		飲料	4.39
		食品	5.70
		家庭用品	7.48
		パーソナルケア用品	1.42
		ヘルスケア機器・用品	4.37
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.59
		バイオテクノロジー	1.33
		医薬品	1.42
		保険	5.89
		情報技術サービス	1.60
		ソフトウェア	1.54
		電力	1.49
		ガス	1.45
		総合公益事業	1.44
		資本市場	4.68
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.33
		専門サービス	1.34
投資証券	—	—	4.44
合計			99.46

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第452回	28,000,000,000	99.94	27,985,900,000	100.00	28,000,000,000	0.005	2025/9/1	2.80
2	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第453回	13,000,000,000	99.85	12,980,855,000	99.96	12,995,190,000	0.005	2025/10/1	1.30
3	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第454回	12,000,000,000	99.98	11,998,460,000	100.14	12,017,160,000	0.1	2025/11/1	1.20
4	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第360回	12,000,000,000	98.37	11,805,335,000	97.94	11,753,760,000	0.1	2030/9/20	1.17
5	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第350回	10,150,000,000	100.02	10,152,436,000	99.59	10,108,892,500	0.1	2028/3/20	1.01
6	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第339回	10,000,000,000	101.03	10,103,340,000	100.63	10,063,500,000	0.4	2025/6/20	1.00
7	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第162回	10,000,000,000	99.51	9,951,900,000	100.23	10,023,700,000	0.3	2028/9/20	1.00

8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 47回	10,000,000,000	99.91	9,991,000,000	99.91	9,991,100,000	0.1	2027/6/20	1.00
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 51回	9,500,000,000	99.83	9,484,420,000	99.45	9,448,605,000	0.1	2028/6/20	0.94
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 62回	9,200,000,000	98.44	9,056,817,000	97.42	8,962,916,000	0.1	2031/3/20	0.89
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 3回	9,000,000,000	99.76	8,978,600,000	99.57	8,961,750,000	0.005	2027/6/20	0.89
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 63回	9,050,000,000	97.62	8,835,018,000	97.16	8,792,980,000	0.1	2031/6/20	0.88
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 64回	9,050,000,000	97.46	8,820,177,000	96.85	8,764,925,000	0.1	2031/9/20	0.87
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 66回	9,000,000,000	98.00	8,820,308,000	97.18	8,746,470,000	0.2	2032/3/20	0.87
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 7回	8,000,000,000	100.54	8,043,380,000	100.02	8,001,680,000	0.2	2028/3/20	0.80
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 61回	8,000,000,000	98.15	7,852,110,000	97.67	7,813,920,000	0.1	2030/12/20	0.78
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 67回	8,000,000,000	99.25	7,940,020,000	96.94	7,755,440,000	0.2	2032/6/20	0.77
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 68回	8,000,000,000	98.17	7,853,600,000	96.65	7,732,400,000	0.2	2032/9/20	0.77
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 65回	8,000,000,000	97.30	7,784,728,000	96.60	7,728,320,000	0.1	2031/12/20	0.77
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 59回	7,500,000,000	98.81	7,410,967,000	98.21	7,365,750,000	0.1	2030/6/20	0.73
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 76回	8,020,000,000	90.63	7,268,968,200	87.71	7,034,342,000	0.5	2041/3/20	0.70
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 45回	7,000,000,000	100.37	7,025,970,000	100.04	7,003,150,000	0.1	2026/12/20	0.70
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 46回	7,000,000,000	100.31	7,021,700,000	99.98	6,998,810,000	0.1	2027/3/20	0.70
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 9回	7,000,000,000	99.67	6,977,015,000	99.45	6,962,130,000	0.1	2028/6/20	0.69
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 52回	7,000,000,000	99.75	6,983,170,000	99.28	6,950,160,000	0.1	2028/9/20	0.69
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 69回	7,000,000,000	101.66	7,116,230,000	99.01	6,930,910,000	0.5	2032/12/20	0.69
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 70回	7,000,000,000	100.76	7,053,285,000	98.81	6,916,980,000	0.5	2033/3/20	0.69
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 71回	7,000,000,000	97.06	6,794,645,000	97.70	6,839,490,000	0.4	2033/6/20	0.68
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3	6,800,000,000	100.17	6,812,104,000	99.82	6,788,372,000	0.1	2027/9/20	0.68

			48回								
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 75回	7,500,000,000	90.72	6,804,494,000	88.09	6,607,125,000	0.5	2040/12/20	0.66

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	82.90
地方債証券	5.46
特殊債券	6.63
社債券	4.68
合計	99.69

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	86,650,000	17,200.27	14,904,039,100	16,308.10	14,130,975,962	6.25	2030/5/15	1.78
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	82,500,000	16,599.37	13,694,485,334	15,741.65	12,986,869,096	5.375	2031/2/15	1.63
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	84,200,000	15,945.61	13,426,205,373	15,342.38	12,918,290,689	5.25	2028/11/15	1.62
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	87,650,000	15,396.58	13,495,107,822	14,526.60	12,732,572,218	4.125	2032/11/15	1.60
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	70,850,000	15,555.59	11,021,138,278	15,140.16	10,726,808,136	6	2026/2/15	1.35
6	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	56,600,000	18,718.94	10,594,924,935	18,711.04	10,590,452,351	4.75	2035/4/25	1.33
7	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	57,950,000	18,619.02	10,789,727,274	18,194.10	10,543,481,820	5.5	2029/4/25	1.33
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	71,200,000	12,830.19	9,135,098,539	12,927.79	9,204,591,566	0.5	2027/4/30	1.16
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,600,000	13,779.87	8,901,802,409	13,738.11	8,874,823,935	2	2026/11/15	1.11
10	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	54,000,000	16,168.91	8,731,216,065	16,283.43	8,793,056,628	3.85	2029/12/15	1.10
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,000,000	13,779.40	9,094,408,798	13,242.33	8,739,938,685	2.875	2032/5/15	1.10
12	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	50,850,000	15,977.42	8,124,522,484	16,144.53	8,209,498,386	3.4	2028/4/1	1.03
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	13,130.67	8,285,455,489	12,911.42	8,147,108,443	1.125	2028/2/29	1.02
14	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	43,850,000	18,252.99	8,003,936,857	18,284.54	8,017,773,903	5.75	2033/2/1	1.01
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	56,500,000	14,126.18	7,981,295,015	14,048.05	7,937,152,362	2.25	2025/11/15	1.00
16	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	48,850,000	16,151.94	7,890,223,481	16,218.83	7,922,900,507	3.6	2025/9/29	0.99
17	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	42,550,000	18,691.62	7,953,284,657	18,327.02	7,798,148,810	6.5	2027/7/4	0.98
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	102,200,000	8,523.45	8,710,970,021	7,580.13	7,746,899,340	1.375	2050/8/15	0.97
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	56,850,000	13,392.25	7,613,497,517	13,604.26	7,734,022,826	0.25	2025/8/31	0.97
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	53,000,000	14,316.25	7,587,616,827	14,260.61	7,558,128,080	3	2025/10/31	0.95
21	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,150,000	19,923.22	7,600,709,271	19,724.78	7,525,003,655	5.75	2032/10/25	0.94

22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	15,125.23	7,562,615,156	14,467.14	7,233,574,710	4	2030/2/28	0.91
23	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	38,500,000	18,605.72	7,163,204,765	18,438.59	7,098,859,205	6	2029/1/31	0.89
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,500,000	14,407.97	6,987,868,266	14,270.38	6,921,137,180	3	2025/9/30	0.87
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	49,800,000	13,637.46	6,791,457,439	13,799.01	6,871,909,381	0.375	2025/4/30	0.86
26	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	35,400,000	18,938.57	6,704,254,855	19,395.00	6,865,833,223	4.25	2039/7/4	0.86
27	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	38,850,000	17,796.65	6,913,999,866	17,643.35	6,854,442,407	5.15	2028/10/31	0.86
28	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	34,900,000	19,747.84	6,891,998,327	19,449.68	6,787,938,403	5.5	2031/1/4	0.85
29	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	35,100,000	19,191.08	6,736,071,891	19,140.55	6,718,333,086	5.75	2032/7/30	0.84
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,400,000	13,429.78	6,500,017,301	13,552.84	6,559,576,808	1.375	2026/8/31	0.82

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.98
合計	98.98

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,000,000	14,518.56	871,113,994	14,526.60	871,596,501	4.125	2032/11/15	0.89
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	14,163.32	778,982,666	14,266.07	784,634,223	2.625	2025/3/31	0.80
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	14,400.79	720,039,719	14,483.52	724,176,063	4	2029/10/31	0.74
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,821.46	691,073,334	14,097.46	704,873,125	3.125	2027/8/31	0.72
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,749.89	687,494,746	13,890.07	694,503,587	2.625	2027/5/31	0.71
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,600,000	14,182.57	652,398,384	14,270.38	656,437,753	3	2025/9/30	0.67
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	12,652.17	632,608,616	12,888.44	644,422,208	0.5	2027/5/31	0.66
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	12,475.15	623,757,873	12,732.75	636,637,866	0.625	2027/11/30	0.65
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,700,000	13,246.06	622,565,076	13,384.80	629,085,854	2.375	2029/3/31	0.64
10	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	30,000,000	2,064.80	619,442,047	2,055.37	616,613,496	2.28	2025/11/25	0.63
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,300,000	14,164.25	609,062,819	14,249.70	612,737,250	2.75	2025/6/30	0.62
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,200,000	11,224.46	583,671,961	11,598.70	603,132,887	0.625	2030/8/15	0.61
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,868.77	554,750,982	14,019.04	560,761,791	1.125	2025/2/28	0.57
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	15,715.23	550,033,138	15,741.65	550,958,083	5.375	2031/2/15	0.56
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,700,000	11,565.10	543,559,744	11,695.22	549,675,531	0.625	2030/5/15	0.56
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,521.59	540,863,712	13,667.45	546,698,251	2.25	2027/8/15	0.56

17	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	3,500,000	15,436.18	540,266,617	15,552.20	544,327,059	0.5	2025/5/25	0.55
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,410.94	536,437,825	13,604.26	544,170,471	0.25	2025/8/31	0.55
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,700,000	14,153.76	523,689,262	14,265.50	527,823,564	2.75	2025/5/15	0.54
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,800,000	13,633.84	518,086,218	13,781.77	523,707,628	2.375	2027/5/15	0.53
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,700,000	13,932.00	515,484,324	14,066.44	520,458,318	2.5	2026/2/28	0.53
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,800,000	13,512.63	513,479,969	13,569.21	515,630,282	0.25	2025/9/30	0.52
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,600,000	13,990.03	503,641,214	14,252.86	513,103,051	3.75	2030/6/30	0.52
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,700,000	13,688.16	506,461,965	13,799.01	510,563,548	0.375	2025/4/30	0.52
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,200,000	9,903.95	515,005,767	9,792.50	509,210,309	2.375	2051/5/15	0.52
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,400,000	14,169.27	481,755,360	14,281.01	485,554,449	2.5	2025/1/31	0.49
27	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	2,520,000	18,331.38	461,950,902	18,619.85	469,220,422	4.5	2041/4/25	0.48
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,400,000	13,451.15	457,339,405	13,579.27	461,695,236	2.625	2029/2/15	0.47
29	ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	2,800,000	15,968.03	447,104,901	16,018.23	448,510,685	2.5	2025/3/13	0.45
30	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	3,000,000	14,689.65	440,689,725	14,908.42	447,252,781	0.75	2028/2/25	0.45

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	99.03
合計	99.03

(参考) 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	520,000	2,930.08	152,375,873	3,096.97	161,042,783	10	2027/1/1	1.56
2	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	21,800,000	704.19	153,513,668	717.54	156,425,654	8	2030/1/31	1.51
3	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	6,700,000	2,206.84	147,858,399	2,233.39	149,637,169	—	2026/7/1	1.45
4	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	7,200,000	2,068.99	148,967,785	2,075.50	149,436,496	2.69	2026/8/12	1.44
5	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	6,000,000	2,125.97	127,558,547	2,211.64	132,698,905	—	2026/1/1	1.28
6	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,200,000	4,006.32	128,202,420	4,044.28	129,417,007	7.5	2028/7/25	1.25
7	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000	2,089.68	125,381,268	2,117.33	127,039,862	3.02	2031/5/27	1.23
8	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	391,000	2,915.12	113,985,068	3,100.79	121,241,038	10	2025/1/1	1.17

9	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,100,000	824.42	107,999,625	825.11	108,089,564	8.5	2029/5/31	1.04
10	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,000,000	833.12	108,305,665	822.44	106,917,785	10.5	2026/12/21	1.03
11	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,100,000	757.78	99,269,681	781.70	102,403,845	5.75	2026/3/5	0.99
12	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,600,000	607.75	100,888,016	583.33	96,833,361	8.75	2048/2/28	0.93
13	ポーラン ド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,400,000	2,544.14	86,500,861	2,813.71	95,666,387	1.75	2032/4/25	0.92
14	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	310,000	2,706.90	83,914,689	3,054.06	94,676,169	10	2029/1/1	0.91
15	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,800,000	673.45	92,936,308	676.47	93,353,378	8.25	2032/3/31	0.90
16	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	3,600,000	2,546.44	91,672,153	2,566.49	92,393,917	—	2024/7/1	0.89
17	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	11,300,000	790.12	89,284,024	781.00	88,253,084	7.75	2031/5/29	0.85
18	ポーラン ド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000	3,000.76	81,020,653	3,231.64	87,254,324	0.25	2026/10/25	0.84
19	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	4,200,000	2,066.93	86,811,219	2,064.93	86,727,129	2.47	2024/9/2	0.84
20	ポーラン ド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,400,000	3,585.38	86,049,296	3,599.09	86,378,302	3.25	2025/7/25	0.83
21	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	11,900,000	682.28	81,192,107	696.19	82,847,405	5	2030/9/30	0.80
22	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,300,000	739.21	76,139,164	758.07	78,081,538	5.5	2027/3/4	0.75
23	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,600,000	764.04	80,989,049	735.08	77,919,122	8	2047/11/7	0.75
24	ポーラン ド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000	3,304.93	72,708,498	3,495.58	76,902,816	0.75	2025/4/25	0.74
25	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	11,700,000	646.70	75,664,568	656.33	76,791,605	8.875	2035/2/28	0.74
26	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,350,000	794.51	74,287,598	801.83	74,971,543	7.5	2027/6/3	0.72
27	ポーラン ド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,300,000	3,004.11	69,094,565	3,255.36	74,873,399	2.75	2029/10/25	0.72
28	インドネ シア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	7,000,000,000	1.06	74,604,000	1.06	74,866,848	8.75	2031/5/15	0.72
29	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	250,000	2,904.64	72,616,366	2,985.99	74,649,845	10	2033/1/1	0.72
30	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	8,900,000	815.74	72,600,950	834.36	74,258,925	8	2024/9/5	0.72

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.53
合計	97.53

(参考) 新興国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	6,100,000	14,019.89	855,213,374	13,117.49	800,167,309	4.817	2049/3/14	2.06
2	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	4,600,000	13,040.63	599,869,115	13,204.71	607,417,104	3.875	2030/6/12	1.56
3	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	12,037,686	3,582.42	431,240,634	4,766.23	573,744,845	3.625	2035/7/9	1.47
4	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	4,300,000	13,501.85	580,579,856	12,236.22	526,157,632	4.4	2050/4/16	1.35
5	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	4,100,000	12,591.69	516,259,526	12,407.33	508,700,696	2.783	2031/1/23	1.30
6	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	3,500,000	14,108.00	493,780,171	13,911.35	486,897,295	3.75	2030/4/16	1.25
7	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	3,000,000	15,086.44	452,593,218	15,880.10	476,403,116	9.875	2028/1/15	1.22
8	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	3,300,000	14,596.17	481,673,663	14,256.67	470,470,165	4	2029/3/14	1.21
9	アメリカ	国債証券	HUNGARY	3,100,000	15,160.04	469,961,450	14,945.25	463,302,855	6.25	2032/9/22	1.19
10	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,100,000	15,054.08	466,676,641	14,943.87	463,259,999	6	2029/8/1	1.19
11	アメリカ	国債証券	CHINA GOVT INTL BOND	3,400,000	13,469.57	457,965,650	13,601.09	462,437,243	0.55	2025/10/21	1.19
12	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT' L	3,400,000	13,785.89	468,720,326	13,469.77	457,972,303	3.125	2030/4/16	1.17
13	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	4,200,000	10,759.17	451,885,526	10,751.64	451,569,028	4.75	2050/1/14	1.16
14	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	2,900,000	15,171.45	439,972,199	15,146.90	439,260,131	6.25	2031/1/25	1.13
15	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,000,000	14,818.77	444,563,196	14,350.44	430,513,305	4.375	2029/4/16	1.10
16	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	3,100,000	15,084.68	467,625,243	13,767.79	426,801,502	6.4	2035/2/14	1.09
17	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000	13,883.55	388,739,542	14,606.55	408,983,433	6.375	2025/10/14	1.05
18	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,200,000	13,202.01	422,464,456	12,652.69	404,886,297	5	2053/1/18	1.04
19	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,800,000	14,622.33	409,425,378	14,434.05	404,153,478	4.875	2033/7/18	1.04
20	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,800,000	14,312.23	400,742,513	14,406.29	403,376,213	6	2033/10/20	1.03
21	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,700,000	15,235.56	411,360,247	14,930.01	403,110,339	6.35	2035/2/9	1.03
22	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT' L	3,300,000	12,238.89	403,883,634	11,368.29	375,153,583	3.875	2050/4/16	0.96
23	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,900,000	12,346.85	358,058,827	12,764.86	370,181,146	7.3	2052/4/20	0.95
24	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,400,000	15,897.84	381,548,172	15,139.90	363,357,613	5.5	2032/10/25	0.93
25	アメリカ	国債証券	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3,800,000	8,566.16	325,514,443	9,462.60	359,578,855	7.625	2032/5/29	0.92
26	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT' L	2,500,000	14,207.35	355,183,962	14,303.05	357,576,438	2.125	2024/9/30	0.92
27	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	2,800,000	12,514.17	350,397,011	12,743.56	356,819,834	4.875	2032/9/23	0.91
28	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	6,800,000	5,861.76	398,600,175	5,225.28	355,319,202	3.5	2035/7/31	0.91
29	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF	2,900,000	12,723.79	368,989,957	12,079.67	350,310,457	4.2	2050/10/15	0.90

			INDONESIA								
30	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	3,000,000	10,977.68	329,330,566	11,435.16	343,055,026	3.125	2031/4/15	0.88

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.73
合計	97.73

(参考) 米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	社債券	AMERICAN AIRLINES/AADVAN	500,000	13,995.66	69,978,333	14,089.72	70,448,633	5.75	2029/4/20	0.51
2	アメリカ	社債券	TRANSDIGM INC	450,000	14,689.68	66,103,582	14,619.48	65,787,660	6.25	2026/3/15	0.47
3	アメリカ	社債券	MOZART DEBT MERGER SUB	490,000	12,726.31	62,358,944	13,103.33	64,206,354	3.875	2029/4/1	0.46
4	アメリカ	社債券	PICARD MIDCO INC	440,000	13,165.72	57,929,202	13,598.84	59,834,897	6.5	2029/3/31	0.43
5	アメリカ	社債券	CLOUD SOFTWARE GRP INC	420,000	12,572.59	52,804,896	13,273.33	55,748,000	9	2029/9/30	0.40
6	アメリカ	社債券	CARNIVAL CORP	390,000	12,489.13	48,707,608	13,983.44	54,535,418	5.75	2027/3/1	0.39
7	アメリカ	社債券	VENTURE GLOBAL LNG INC	350,000	15,013.66	52,547,816	15,238.31	53,334,119	9.5	2029/2/1	0.38
8	アメリカ	社債券	DIRECTV HOLDINGS/FING	400,000	13,078.39	52,313,599	13,223.36	52,893,448	5.875	2027/8/15	0.38
9	アメリカ	社債券	COLT MERGER SUB INC	350,000	14,675.71	51,364,992	14,644.28	51,255,005	6.25	2025/7/1	0.37
10	アメリカ	社債券	INTELSAT JACKSON HLDG	360,000	13,468.73	48,487,445	13,619.61	49,030,600	6.5	2030/3/15	0.35
11	アメリカ	社債券	DISH NETWORK CORP	330,000	13,843.03	45,682,022	14,718.23	48,570,165	11.75	2027/11/15	0.35
12	アメリカ	社債券	MAUSER PACKAGING SOLUT	310,000	14,676.36	45,496,739	14,620.19	45,322,602	7.875	2026/8/15	0.32
13	アメリカ	社債券	TRANSDIGM INC	300,000	14,788.72	44,366,181	14,762.47	44,287,424	6.75	2028/8/15	0.32
14	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	300,000	14,007.59	42,022,795	14,225.74	42,677,220	6.375	2029/9/1	0.31
15	アメリカ	社債券	TENET HEALTHCARE CORP	290,000	14,123.79	40,959,013	14,302.99	41,478,697	6.125	2028/10/1	0.30
16	アメリカ	社債券	DISH DBS CORP	350,000	11,496.76	40,238,678	11,788.17	41,258,614	5.25	2026/12/1	0.30
17	アメリカ	社債券	NEPTUNE BIDCO US INC	300,000	13,616.49	40,849,472	13,745.47	41,236,418	9.29	2029/4/15	0.30
18	アメリカ	社債券	UNITI GROUP/CSL CAPITAL	280,000	14,205.20	39,774,587	14,542.78	40,719,798	10.5	2028/2/15	0.29
19	アメリカ	社債券	VENTURE GLOBAL LNG INC	270,000	14,774.16	39,890,253	14,640.15	39,528,429	8.125	2028/6/1	0.28
20	アメリカ	社債券	HUB INTERNATIONAL LTD	260,000	15,083.91	39,218,170	15,069.30	39,180,197	7.25	2030/6/15	0.28
21	アメリカ	社債券	DAVITA INC	310,000	12,464.27	38,639,243	12,534.92	38,858,262	4.625	2030/6/1	0.28
22	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	300,000	12,619.74	37,859,223	12,944.40	38,833,225	4.75	2030/3/1	0.28
23	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	300,000	12,160.41	36,481,254	12,681.91	38,045,745	4.5	2030/8/15	0.27

24	アメリカ	社債券	MOZART DEBT MERGER SUB	280,000	12,609.33	35,306,127	13,357.89	37,402,104	5.25	2029/10/1	0.27
25	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	300,000	11,975.51	35,926,554	12,329.58	36,988,744	4.25	2031/2/1	0.26
26	アメリカ	社債券	CARNIVAL HLDGS BM LTD	230,000	15,843.18	36,439,328	16,042.35	36,897,414	10.375	2028/5/1	0.26
27	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	300,000	11,784.65	35,353,959	12,132.55	36,397,654	4.5	2032/5/1	0.26
28	アメリカ	社債券	TRANSDIGM INC	250,000	14,030.51	35,076,278	14,230.70	35,576,770	5.5	2027/11/15	0.25
29	アメリカ	社債券	AMERICAN AIRLINES INC	220,000	15,980.19	35,156,421	16,116.21	35,455,681	11.75	2025/7/15	0.25
30	アメリカ	社債券	1011778 BC / NEW RED FIN	280,000	12,689.68	35,531,118	12,648.17	35,414,880	4	2030/10/15	0.25

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	97.49
合計	97.49

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	5,676	566,646	3,216,285,215	621,000	3,524,796,000	6.70
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	4,998	539,298	2,695,415,483	575,000	2,873,850,000	5.46
3	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	15,734	164,612	2,590,008,501	169,800	2,671,633,200	5.08
4	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	8,476	301,223	2,553,174,094	280,400	2,376,670,400	4.52
5	日本	投資証券	KDX不動産投資法人 投資証券	14,001	155,967	2,183,702,773	169,500	2,373,169,500	4.51
6	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資証券	23,321	97,781	2,280,352,484	98,500	2,297,118,500	4.36
7	日本	投資証券	GLP投資法人 投資証券	16,435	146,384	2,405,825,934	139,700	2,295,969,500	4.36
8	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	7,334	285,529	2,094,072,941	263,800	1,934,709,200	3.68
9	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	9,694	178,978	1,735,018,949	174,400	1,690,633,600	3.21
10	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	10,884	146,682	1,596,496,876	145,000	1,578,180,000	3.00
11	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	4,774	354,007	1,690,033,408	325,000	1,551,550,000	2.95
12	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	23,557	56,637	1,334,198,298	60,000	1,413,420,000	2.68
13	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	14,620	79,778	1,166,356,005	84,700	1,238,314,000	2.35
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	3,327	349,334	1,162,234,583	371,000	1,234,317,000	2.34
15	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	16,287	72,851	1,186,525,660	69,400	1,130,317,800	2.15
16	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	2,552	404,396	1,032,020,811	406,500	1,037,388,000	1.97
17	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	7,424	155,192	1,152,145,435	138,000	1,024,512,000	1.94
18	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	1,680	657,886	1,105,249,847	608,000	1,021,440,000	1.94

19	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投資証券	6,219	160,924	1,000,788,289	157,600	980,114,400	1.86
20	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	2,024	503,913	1,019,921,074	467,000	945,208,000	1.79
21	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	3,117	321,560	1,002,302,669	288,500	899,254,500	1.71
22	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	5,968	154,736	923,466,788	143,800	858,198,400	1.63
23	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	1,805	482,200	870,371,508	453,500	818,567,500	1.55
24	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	5,721	148,488	849,503,857	140,600	804,372,600	1.53
25	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資証券	7,165	112,691	807,437,384	109,300	783,134,500	1.48
26	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	2,392	344,256	823,462,071	318,000	760,656,000	1.44
27	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	4,552	157,999	719,213,451	155,100	706,015,200	1.34
28	日本	投資証券	森トラストリート投資法人 投資証券	9,378	70,976	665,619,182	73,700	691,158,600	1.31
29	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	1,008	601,429	606,240,623	677,000	682,416,000	1.29
30	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人 投資証券	1,680	420,210	705,953,430	383,000	643,440,000	1.22

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.29
合計	97.29

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	349,790	17,708.75	6,194,343,905	16,624.79	5,815,186,274	8.22
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	35,430	109,463.18	3,878,280,636	118,878.15	4,211,852,915	5.95
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	209,610	12,017.56	2,519,001,871	12,971.57	2,718,971,626	3.84
4	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	114,650	15,706.58	1,800,760,096	20,325.07	2,330,269,734	3.29
5	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	59,940	41,880.60	2,510,323,635	37,929.35	2,273,485,419	3.21
6	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	123,930	16,300.37	2,020,105,800	18,054.31	2,237,471,035	3.16
7	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	268,470	8,797.12	2,361,763,752	7,893.24	2,119,099,995	2.99
8	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	383,900	4,709.62	1,808,026,460	4,356.21	1,672,350,324	2.36
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	80,050	20,856.30	1,669,547,317	19,049.97	1,524,950,667	2.15
10	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	649,700	1,926.72	1,251,793,723	2,272.53	1,476,465,340	2.08
11	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	53,810	27,508.59	1,480,237,635	25,123.96	1,351,920,723	1.91
12	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	130,730	9,631.16	1,259,081,598	8,321.22	1,087,833,169	1.53
13	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	218,000	5,013.38	1,092,918,779	4,847.42	1,056,739,130	1.49
14	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	110,620	8,297.35	917,853,221	9,306.58	1,029,494,942	1.45
15	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	152,500	6,692.69	1,020,636,695	6,678.44	1,018,463,427	1.44
16	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	59,030	17,512.74	1,033,777,089	16,032.10	946,374,904	1.33
17	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	47,170	19,027.18	897,512,367	18,824.95	887,973,363	1.25
18	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	44,240	22,369.20	989,613,557	18,216.09	805,879,830	1.13

19	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	24,340	34,249.72	833,638,381	31,212.66	759,716,293	1.07
20	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	81,140	10,115.95	820,808,859	9,146.28	742,129,427	1.04
21	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	70,640	9,602.95	678,352,768	10,308.13	728,166,748	1.02
22	香港	投資証券	LINK REIT	972,000	875.45	850,937,795	732.87	712,355,472	1.00
23	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	464,700	1,482.83	689,073,226	1,532.83	712,308,592	1.00
24	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	269,900	2,587.61	698,396,220	2,564.90	692,266,726	0.97
25	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	99,600	7,269.64	724,056,234	6,747.57	672,058,131	0.95
26	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	235,100	2,837.14	667,012,596	2,797.27	657,638,506	0.93
27	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	120,600	5,158.39	622,102,151	5,263.63	634,794,417	0.89
28	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	61,990	8,910.96	552,390,818	9,040.39	560,413,956	0.79
29	アメリカ	投資証券	UDR INC	114,400	6,170.02	705,850,849	4,895.96	560,097,858	0.79
30	アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	77,900	7,533.88	586,889,434	7,160.83	557,829,304	0.78

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.16
合計	98.16

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	35,470	17,861.65	633,552,779	16,624.79	589,681,401	7.94
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	3,592	112,976.23	405,810,628	118,878.15	427,010,321	5.75
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	21,240	11,975.91	254,368,331	12,971.57	275,516,232	3.71
4	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	11,610	19,198.51	222,894,791	20,325.07	235,974,109	3.18
5	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	6,069	39,761.84	241,314,638	37,929.35	230,193,243	3.10
6	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	12,550	16,898.34	212,074,205	18,054.31	226,581,631	3.05
7	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	27,180	8,097.67	220,094,785	7,893.24	214,538,451	2.89
8	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	38,860	4,520.93	175,683,410	4,356.21	169,282,453	2.28
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	8,100	18,688.18	151,374,297	19,049.97	154,304,814	2.07
10	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	65,700	2,246.22	147,576,818	2,272.53	149,305,484	2.01
11	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	5,440	26,382.88	143,522,906	25,123.96	136,674,386	1.84
12	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	13,210	9,334.53	123,309,179	8,321.22	109,923,324	1.48
13	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	22,030	4,968.02	109,445,582	4,847.42	106,788,821	1.43
14	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	11,180	9,290.41	103,866,805	9,306.58	104,047,672	1.40
15	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	15,410	6,221.06	95,866,550	6,678.44	102,914,894	1.38
16	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	5,960	17,033.64	101,520,538	16,032.10	95,551,320	1.28
17	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	4,760	17,760.17	84,538,425	18,824.96	89,606,810	1.20
18	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	4,470	20,788.34	92,923,900	18,216.09	81,425,923	1.09
19	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,460	34,582.03	85,071,818	31,212.66	76,783,159	1.03
20	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	8,180	9,219.81	75,418,113	9,146.28	74,816,597	1.00
21	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	7,120	9,688.97	68,985,477	10,308.13	73,393,930	0.98
22	香港	投資証券	LINK REIT	98,220	732.31	71,927,567	732.87	71,983,081	0.97
23	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	46,800	1,337.77	62,607,842	1,532.83	71,736,695	0.96
24	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	27,200	2,341.35	63,684,840	2,564.90	69,765,302	0.94

25	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	10,050	7,046.12	70,813,544	6,747.57	67,813,095	0.91
26	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	23,700	2,725.20	64,587,408	2,797.27	66,295,332	0.89
27	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	12,380	5,197.45	64,344,478	5,263.63	65,163,805	0.87
28	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	6,400	9,183.05	58,771,526	9,040.39	57,858,515	0.77
29	アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	8,030	7,624.10	61,221,593	7,160.83	57,501,531	0.77
30	アメリカ	投資証券	UDR INC	11,620	5,762.20	66,956,795	4,895.96	56,891,059	0.76

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	94.96
合計	94.96

②【投資不動産物件】

インデックス・ブレンド (タイプⅠ)

該当事項はありません。

インデックス・ブレンド (タイプⅡ)

該当事項はありません。

インデックス・ブレンド (タイプⅢ)

該当事項はありません。

インデックス・ブレンド (タイプⅣ)

該当事項はありません。

インデックス・ブレンド (タイプⅤ)

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

インデックス・ブレード(タイプⅠ)

該当事項はありません。

インデックス・ブレード(タイプⅡ)

該当事項はありません。

インデックス・ブレード(タイプⅢ)

該当事項はありません。

インデックス・ブレード(タイプⅣ)

該当事項はありません。

インデックス・ブレード(タイプⅤ)

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2023年12月限)	買建	281	日本円	6,514,142,147	6,676,560,000	1.09

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴマーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2023年12月限)	買建	608	米ドル	132,244,862.5	19,449,251,924	138,601,200	20,384,078,473	1.07
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2023年12月限)	買建	35	カナダドル	8,204,860	887,847,896	8,483,300	917,977,881	0.04
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ50 株価指数先物(2023年12月限)	買建	369	ユーロ	15,430,120	2,492,118,681	16,158,510	2,609,760,944	0.13
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2023年12月限)	買建	32	豪ドル	5,556,150	541,446,819	5,643,200	549,929,838	0.02
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2023年12月限)	買建	84	英ポンド	6,226,180	1,163,299,465	6,252,540	1,168,224,563	0.06
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2023年12月限)	買建	42	スイスフラン	4,441,290	748,623,843	4,538,940	765,083,719	0.04

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴマーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2023年12月限)	買建	72	米ドル	15,965,625	2,348,064,468	16,413,300	2,413,904,028	2.48
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2023年12月限)	買建	4	カナダドル	948,620	102,650,170	969,520	104,911,757	0.10
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ50 株価指数先物(2023年12月限)	買建	44	ユーロ	1,861,730	300,688,013	1,926,760	311,191,005	0.32
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2023年12月限)	買建	4	豪ドル	699,350	68,151,657	705,400	68,741,228	0.07
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2023年12月限)	買建	10	英ポンド	742,905	138,804,370	744,350	139,074,352	0.14

	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物 (2023年12月限)	買建	5	スイスフラン	530,130	89,358,712	540,350	91,081,395	0.09
--	-----	------------------	------------------------	----	---	--------	---------	------------	---------	------------	------

(参考) 新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCI エマージング・マーケット指数先物 (2023年12月限)	買建	633	米ドル	30,563,045	4,494,907,042	31,175,250	4,584,943,988	4.39
	香港	香港先物取引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物 (2023年12月限)	買建	90	米ドル	4,264,650	627,202,075	4,127,850	607,082,899	0.58

(参考) 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物 (2023年12月限)	買建	37	米ドル	7,994,275	1,175,718,026	8,434,612.5	1,240,478,459	0.48

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
REIT 指数先物 取引	大阪取引所	REIT 指数先物(2023年12月限)	買建	768	日本円	1,447,395,340	1,417,344,000	2.69

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地 域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	シカゴ ボ ード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ 米国不動産指数先 物(2023年12月 限)	買建	259	米ドル	7,968,310	1,171,899,343	8,389,010	1,233,771,680	1.74

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地 域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	シカゴ ボ ード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ 米国不動産指数先 物(2023年12月 限)	買建	28	米ドル	855,850	125,869,860	906,920	133,380,724	1.79

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

インデックス・ブレード (タイプ I)

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2017年4月24日)	1	1	1.0002	1.0002
第2計算期間	(2018年4月23日)	67	67	1.0242	1.0242
第3計算期間	(2019年4月22日)	163	163	1.0487	1.0487
第4計算期間	(2020年4月22日)	138	138	1.0282	1.0282
第5計算期間	(2021年4月22日)	124	124	1.1365	1.1365
第6計算期間	(2022年4月22日)	172	172	1.1581	1.1581
第7計算期間	(2023年4月24日)	166	166	1.1255	1.1255
	2022年11月末日	164	—	1.1332	—
	12月末日	161	—	1.1053	—

2023年 1月末日	165	—	1.1179	—
2月末日	166	—	1.1187	—
3月末日	168	—	1.1215	—
4月末日	167	—	1.1296	—
5月末日	159	—	1.1401	—
6月末日	156	—	1.1669	—
7月末日	179	—	1.1637	—
8月末日	180	—	1.1641	—
9月末日	179	—	1.1535	—
10月末日	173	—	1.1358	—
11月末日	137	—	1.1719	—

インデックス・ブレード (タイプII)

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2017年4月24日)	1	1	0.9998	0.9998
第2計算期間 (2018年4月23日)	78	78	1.0402	1.0402
第3計算期間 (2019年4月22日)	90	90	1.0690	1.0690
第4計算期間 (2020年4月22日)	87	87	1.0281	1.0281
第5計算期間 (2021年4月22日)	91	91	1.2027	1.2027
第6計算期間 (2022年4月22日)	93	93	1.2528	1.2528
第7計算期間 (2023年4月24日)	104	104	1.2191	1.2191
2022年11月末日	103	—	1.2262	—
12月末日	99	—	1.1885	—
2023年1月末日	102	—	1.2080	—
2月末日	103	—	1.2103	—
3月末日	104	—	1.2099	—
4月末日	105	—	1.2226	—
5月末日	107	—	1.2402	—
6月末日	115	—	1.2824	—
7月末日	116	—	1.2828	—
8月末日	117	—	1.2872	—
9月末日	117	—	1.2719	—
10月末日	112	—	1.2488	—
11月末日	114	—	1.2973	—

インデックス・ブレード (タイプⅢ)

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2017年4月24日)	2	2	0.9986	0.9986
第2計算期間 (2018年4月23日)	182	182	1.0534	1.0534
第3計算期間 (2019年4月22日)	215	215	1.0904	1.0904
第4計算期間 (2020年4月22日)	291	291	1.0231	1.0231
第5計算期間 (2021年4月22日)	328	328	1.2629	1.2629
第6計算期間 (2022年4月22日)	588	588	1.3542	1.3542
第7計算期間 (2023年4月24日)	612	612	1.3215	1.3215
2022年11月末日	592	—	1.3262	—
12月末日	570	—	1.2780	—
2023年1月末日	585	—	1.3051	—
2月末日	585	—	1.3105	—
3月末日	600	—	1.3070	—
4月末日	617	—	1.3246	—
5月末日	644	—	1.3500	—
6月末日	657	—	1.4070	—
7月末日	692	—	1.4122	—
8月末日	719	—	1.4190	—
9月末日	730	—	1.3987	—
10月末日	723	—	1.3682	—
11月末日	746	—	1.4311	—

インデックス・ブレード (タイプⅣ)

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2017年4月24日)	3	3	0.9989	0.9989
第2計算期間 (2018年4月23日)	31	31	1.0646	1.0646
第3計算期間 (2019年4月22日)	51	51	1.1052	1.1052
第4計算期間 (2020年4月22日)	76	76	1.0179	1.0179
第5計算期間 (2021年4月22日)	95	95	1.3104	1.3104
第6計算期間 (2022年4月22日)	131	131	1.4273	1.4273
第7計算期間 (2023年4月24日)	164	164	1.3981	1.3981
2022年11月末日	151	—	1.3991	—
12月末日	148	—	1.3423	—

2023年 1月末日	157	—	1.3752	—
2月末日	159	—	1.3832	—
3月末日	159	—	1.3791	—
4月末日	165	—	1.4012	—
5月末日	167	—	1.4335	—
6月末日	188	—	1.5064	—
7月末日	208	—	1.5164	—
8月末日	212	—	1.5251	—
9月末日	221	—	1.5009	—
10月末日	221	—	1.4636	—
11月末日	269	—	1.5399	—

インデックス・ブレンド（タイプV）

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間（2017年4月24日）	2	2	0.9965	0.9965
第2計算期間（2018年4月23日）	114	114	1.0820	1.0820
第3計算期間（2019年4月22日）	194	194	1.1290	1.1290
第4計算期間（2020年4月22日）	210	210	1.0107	1.0107
第5計算期間（2021年4月22日）	291	291	1.3953	1.3953
第6計算期間（2022年4月22日）	450	450	1.5745	1.5745
第7計算期間（2023年4月24日）	495	495	1.5541	1.5541
2022年11月末日	472	—	1.5459	—
12月末日	454	—	1.4696	—
2023年1月末日	473	—	1.5145	—
2月末日	476	—	1.5338	—
3月末日	482	—	1.5254	—
4月末日	496	—	1.5565	—
5月末日	516	—	1.6045	—
6月末日	555	—	1.7084	—
7月末日	569	—	1.7257	—
8月末日	590	—	1.7440	—
9月末日	599	—	1.7116	—
10月末日	576	—	1.6618	—
11月末日	615	—	1.7656	—

②【分配の推移】

インデックス・ブレード (タイプⅠ)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	0.0000円
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	0.0000円
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	0.0000円
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	0.0000円
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	0.0000円
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	0.0000円
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	0.0000円

インデックス・ブレード (タイプⅡ)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	0.0000円
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	0.0000円
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	0.0000円
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	0.0000円
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	0.0000円
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	0.0000円
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	0.0000円

インデックス・ブレード (タイプⅢ)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	0.0000円
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	0.0000円
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	0.0000円
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	0.0000円
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	0.0000円
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	0.0000円
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	0.0000円

インデックス・ブレード (タイプⅣ)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	0.0000円
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	0.0000円
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	0.0000円
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	0.0000円
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	0.0000円

第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	0.0000円
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	0.0000円

インデックス・ブレード (タイプV)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	0.0000円
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	0.0000円
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	0.0000円
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	0.0000円
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	0.0000円
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	0.0000円
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	0.0000円

③【収益率の推移】

インデックス・ブレード (タイプI)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	0.0%
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	2.4%
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	2.4%
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	△2.0%
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	10.5%
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	1.9%
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	△2.8%
第8期 (中間期)	2023年4月25日～2023年10月24日	1.3%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

インデックス・ブレード (タイプII)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	△0.0%
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	4.0%
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	2.8%
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	△3.8%
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	17.0%
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	4.2%
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	△2.7%
第8期 (中間期)	2023年4月25日～2023年10月24日	2.9%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

インデックス・ブレード (タイプⅢ)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	△0.1%
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	5.5%
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	3.5%
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	△6.2%
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	23.4%
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	7.2%
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	△2.4%
第8期(中間期)	2023年4月25日～2023年10月24日	4.1%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

インデックス・ブレード (タイプⅣ)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	△0.1%
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	6.6%
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	3.8%
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	△7.9%
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	28.7%
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	8.9%
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	△2.0%
第8期(中間期)	2023年4月25日～2023年10月24日	5.3%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

インデックス・ブレード (タイプⅤ)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	△0.4%
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	8.6%
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	4.3%
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	△10.5%
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	38.1%
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	12.8%
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	△1.3%
第8期(中間期)	2023年4月25日～2023年10月24日	7.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落

の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

インデックス・ブレード (タイプⅠ)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	1,871,229	22,136	1,849,093
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	84,588,270	20,341,137	66,096,226
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	139,749,676	50,154,666	155,691,236
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	68,957,367	89,937,465	134,711,138
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	42,575,201	67,408,880	109,877,459
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	93,234,946	54,593,007	148,519,398
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	24,380,356	24,898,762	148,000,992
第8期(中間期)	2023年4月25日～2023年10月24日	35,789,764	30,617,015	153,173,741

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

インデックス・ブレード (タイプⅡ)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	1,140,737	—	1,140,737
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	81,863,323	7,157,724	75,846,336
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	64,162,109	55,040,537	84,967,908
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	40,391,880	40,547,332	84,812,456
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	17,569,304	26,503,725	75,878,035
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	20,564,865	22,133,898	74,309,002
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	16,158,530	4,344,778	86,122,754
第8期(中間期)	2023年4月25日～2023年10月24日	16,232,534	11,900,159	90,455,129

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

インデックス・ブレード (タイプⅢ)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	2,616,123	11,615	2,604,508
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	222,742,777	52,396,644	172,950,641
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	90,227,074	65,793,755	197,383,960
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	148,863,569	61,665,955	284,581,574
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	85,112,865	109,242,029	260,452,410
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	264,299,332	90,012,863	434,738,879
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	80,101,350	51,667,115	463,173,114
第8期(中間期)	2023年4月25日～2023年10月24日	94,336,907	32,182,811	525,327,210

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

インデックス・ブレード (タイプⅣ)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	3,911,186	6,532	3,904,654
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	40,547,035	15,185,160	29,266,529
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	19,627,025	2,057,321	46,836,233
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	42,459,087	14,139,356	75,155,964
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	27,057,101	29,534,780	72,678,285
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	30,084,394	10,365,196	92,397,483
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	31,413,750	6,420,341	117,390,892
第8期(中間期)	2023年4月25日～2023年10月24日	46,580,579	13,738,397	150,233,074

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

インデックス・ブレード (タイプⅤ)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	2,529,296	151,621	2,377,675
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	107,829,976	4,387,951	105,819,700
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	119,681,763	53,143,123	172,358,340
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	84,060,552	47,829,633	208,589,259
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	47,688,078	47,012,851	209,264,486
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	103,473,634	26,532,080	286,206,040
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	61,172,084	28,473,497	318,904,627
第8期(中間期)	2023年4月25日～2023年10月24日	49,768,898	16,734,692	351,938,833

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

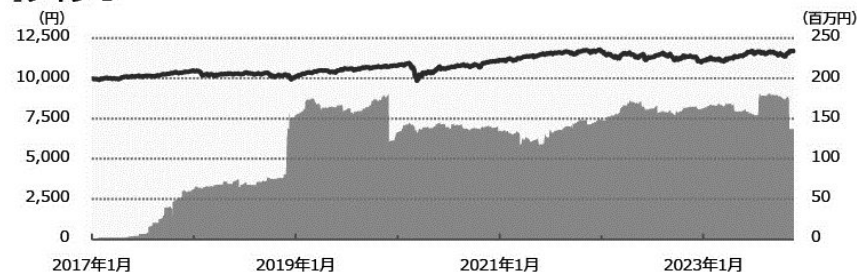


運用実績 (2023年11月30日現在)

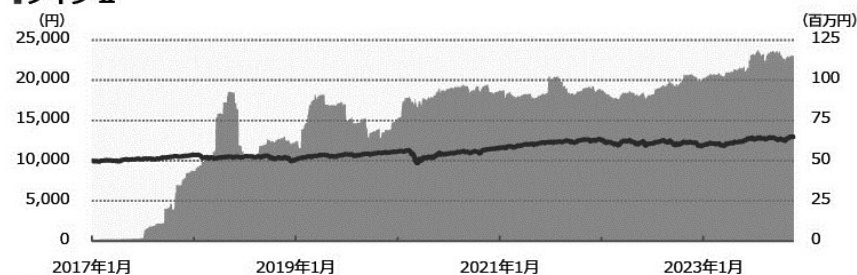
■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)

— 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) ■ 純資産総額 (右軸)

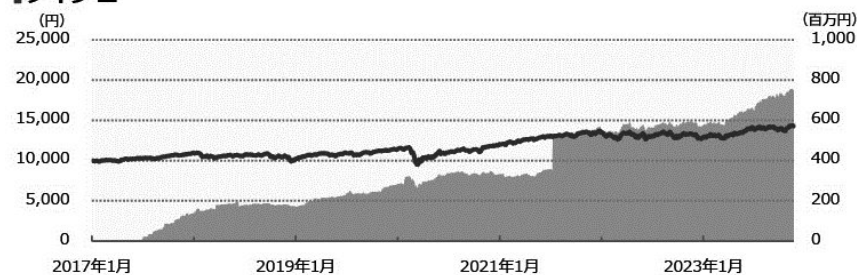
■ タイプ I



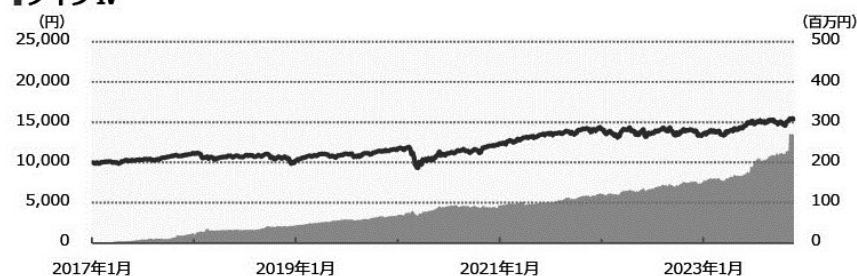
■ タイプ II



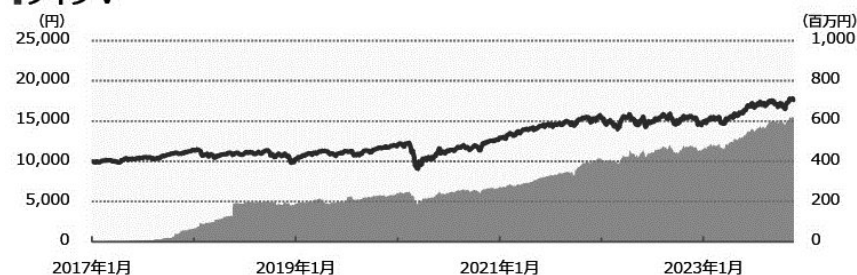
■ タイプ III



■ タイプ IV



■ タイプ V



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ タイプ I

2023年4月	0 円
2022年4月	0 円
2021年4月	0 円
2020年4月	0 円
2019年4月	0 円
設定来累計	0 円

■ タイプ II

2023年4月	0 円
2022年4月	0 円
2021年4月	0 円
2020年4月	0 円
2019年4月	0 円
設定来累計	0 円

■ タイプ III

2023年4月	0 円
2022年4月	0 円
2021年4月	0 円
2020年4月	0 円
2019年4月	0 円
設定来累計	0 円

■ タイプ IV

2023年4月	0 円
2022年4月	0 円
2021年4月	0 円
2020年4月	0 円
2019年4月	0 円
設定来累計	0 円

■ タイプ V

2023年4月	0 円
2022年4月	0 円
2021年4月	0 円
2020年4月	0 円
2019年4月	0 円
設定来累計	0 円

■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

	投資比率 (%)				
	タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV	タイプ V
国内株式マザーファンド	8.4	10.0	11.0	13.4	16.9
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	13.8	23.1	33.8	40.6	52.6
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
新興国株式マザーファンド	1.0	1.5	2.0	2.5	3.5
米国株式配当貴族インデックスマザーファンド	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	34.1	22.1	17.1	14.5	3.5
外国債券マザーファンド	5.4	6.5	4.0	4.0	4.0
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	17.1	16.2	14.6	12.0	4.5
新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド	—	—	0.5	0.5	2.0
新興国債券マザーファンド	5.0	5.0	4.0	4.0	2.5
米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	3.5	4.5	3.5	3.5	4.5
J-REITインデックス マザーファンド	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
海外REITインデックス マザーファンド	0.5	1.5	2.5	2.5	3.5
海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	—	—	—	—	—

実質的な銘柄別投資比率(上位)

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)				
			タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV	タイプ V
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.4	0.4	0.5	0.6	0.8
2	ソニーグループ	電気機器	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4
4	キーエンス	電気機器	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
5	日本電信電話	情報・通信業	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)				
			タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV	タイプ V
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.8	1.3	1.8	2.2	2.9
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.7	1.1	1.6	2.0	2.6
3	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.3	0.6	0.8	1.0	1.3
4	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.3	0.5	0.7	0.9	1.1
5	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.2	0.3	0.5	0.6	0.8

・「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)				
			タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV	タイプ V
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)				
			タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV	タイプ V
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
2	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
3	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
4	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
5	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1

・「米国株式配当貴族インデックスマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)				
			タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV	タイプ V
1	TARGET CORP	生活必需品流通・小売り	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2	S&P GLOBAL INC	資本市場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	ECOLAB INC	化学	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	CLOROX CO	家庭用品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	SHERWIN-WILLIAMS	化学	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

・「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV	タイプ V
1	国庫債券 利付(2年)第452回	国債証券	1.0	0.6	0.5	0.4	0.1
2	国庫債券 利付(2年)第453回	国債証券	0.4	0.3	0.2	0.2	0.0
3	国庫債券 利付(2年)第454回	国債証券	0.4	0.3	0.2	0.2	0.0
4	国庫債券 利付(10年)第360回	国債証券	0.4	0.3	0.2	0.2	0.0
5	国庫債券 利付(10年)第350回	国債証券	0.3	0.2	0.2	0.1	0.0

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV	タイプ V
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
3	US TREASURY BOND	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
5	US TREASURY BOND	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

・「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV	タイプ V
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0

・「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV	タイプ V
1	NOTA DO TESOURO NACIONAL	国債証券	—	—	0.0	0.0	0.0
2	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	国債証券	—	—	0.0	0.0	0.0
3	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	—	—	0.0	0.0	0.0
4	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	—	—	0.0	0.0	0.0
5	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	—	—	0.0	0.0	0.0

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV	タイプ V
1	STATE OF QATAR	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
2	FED REPUBLIC OF BRAZIL	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
3	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
4	STATE OF QATAR	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
5	REPUBLIC OF PERU	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0

・「米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV	タイプ V
1	AMERICAN AIRLINES/AADVAN	社債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2	TRANSDIGM INC	社債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	MOZART DEBT MERGER SUB	社債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	PICARD MIDCO INC	社債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	CLOUD SOFTWARE GRP INC	社債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

・「J-REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

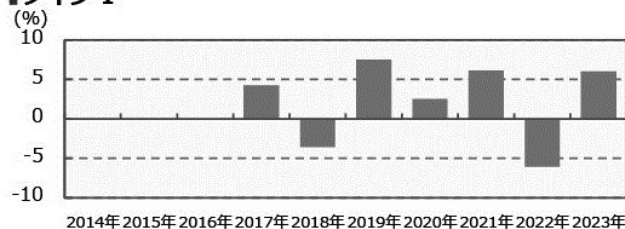
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV	タイプ V
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	投資証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	投資証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	KDX不動産投資法人 投資証券	投資証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

・「海外REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

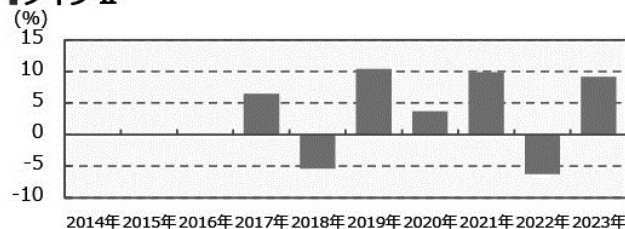
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			タイプ I	タイプ II	タイプ III	タイプ IV	タイプ V
1	PROLOGIS INC	投資証券	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3
2	EQUINIX INC	投資証券	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2
3	WELLTOWER INC	投資証券	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
4	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
5	PUBLIC STORAGE	投資証券	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1

年間収益率の推移 (暦年ベース)

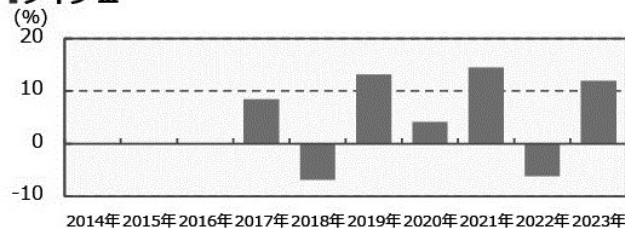
タイプ I



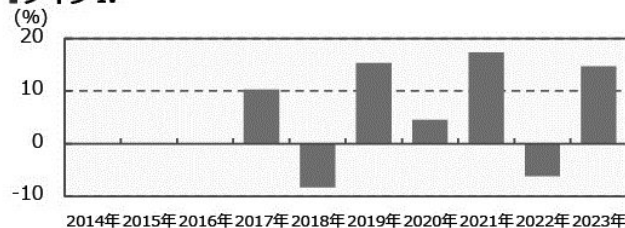
タイプ II



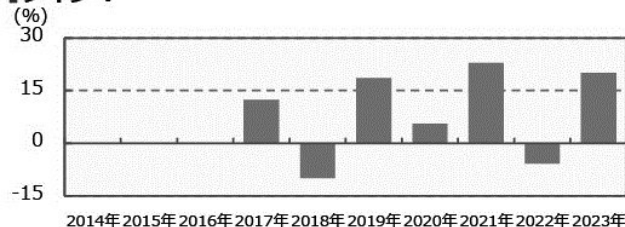
タイプ III



タイプ IV



タイプ V



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2017年は設定日（2017年1月10日）から年末までの収益率。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2) 申込締切時間

午後 3 時まで取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合

- ・ ロンドン証券取引所
- ・ ロンドンの銀行
- ・ ニューヨーク証券取引所
- ・ ニューヨークの銀行

(4) 販売単位

1 万口以上 1 口単位（当初元本 1 口 = 1 円）または 1 万円以上 1 円単位とします。

(5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(7) スイッチング

各ファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

(8) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約^{*}を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(9) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という

場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、受益権の取得申込の受付け(スイッチングの申込みを含みます。)を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付け(スイッチングの申込みを含みます。)を取り消す場合があります。

(10) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金(解約)手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後 3 時までには解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

(4) 換金単位

1 口単位または 1 円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5) 換金価額

換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して 7 営業日目から販売会社において支払います。

(8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないません。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間 1 年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2017 年 1 月 10 日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年 4 月 23 日から翌年 4 月 22 日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより各ファンドにつき受益権の口数が 30 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をも

って行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

各ファンドにつき、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

(ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則 1 年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1 年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して 5 営業日まで支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から 5 年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から 10 年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2022年4月23日から2023年4月24日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

独立監査人の監査報告書

2023年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレード（タイプI）の2022年4月23日から2023年4月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・ブレード（タイプI）の2023年4月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプI）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (2022年4月22日現在)	第7期 (2023年4月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,085,890	46,802,375
親投資信託受益証券	168,002,605	122,218,860
未収入金	2,792,000	-
流動資産合計	172,880,495	169,021,235
資産合計	172,880,495	169,021,235
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	146,131	58,336
未払金	47,434	-
未払解約金	276,624	1,958,334
未払受託者報酬	25,034	27,123
未払委託者報酬	375,509	406,811
未払利息	-	18
その他未払費用	2,449	2,648
流動負債合計	873,181	2,453,270
負債合計	873,181	2,453,270
純資産の部		
元本等		
元本	148,519,398	148,000,992
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	23,487,916	18,566,973
（分配準備積立金）	7,045,941	7,504,168
元本等合計	172,007,314	166,567,965
純資産合計	172,007,314	166,567,965
負債純資産合計	172,880,495	169,021,235

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 2021年4月23日 至 2022年4月22日	第7期 自 2022年4月23日 至 2023年4月24日
営業収益		
受取利息	-	5
有価証券売買等損益	4,031,816	△3,175,497
為替差損益	△671,502	△591,825
営業収益合計	3,360,314	△3,767,317
営業費用		
支払利息	346	7,823
受託者報酬	46,814	54,210
委託者報酬	702,125	813,001

その他費用	10,510	11,235
営業費用合計	759,795	886,269
営業利益又は営業損失(△)	2,600,519	△4,653,586
経常利益又は経常損失(△)	2,600,519	△4,653,586
当期純利益又は当期純損失(△)	2,600,519	△4,653,586
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	724,925	△477,810
期首剰余金又は期首欠損金(△)	14,994,228	23,487,916
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,178,129	3,121,889
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,178,129	3,121,889
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,560,035	3,867,056
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,560,035	3,867,056
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	23,487,916	18,566,973

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年4月23日から2023年4月24日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2022年4月22日現在	第7期 2023年4月24日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 148,519,398口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 148,000,992口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,1581円 (10,000口当たり純資産額) (11,581円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,1255円 (10,000口当たり純資産額) (11,255円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2021年4月23日 至2022年4月22日	第7期 自2022年4月23日 至2023年4月24日																		
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,509,405円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>366,189円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,509,405円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	366,189円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,539,484円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,539,484円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	1,509,405円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	366,189円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	1,539,484円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																	

収益調整金額	C	16,441,975 円
分配準備積立金額	D	5,170,347 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	23,487,916 円
当ファンドの期末残存口数	F	148,519,398 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,581 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

収益調整金額	C	12,176,217 円
分配準備積立金額	D	5,964,684 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,680,385 円
当ファンドの期末残存口数	F	148,000,992 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,329 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 6 期 自 2021 年 4 月 23 日 至 2022 年 4 月 22 日	第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 6 期 2022 年 4 月 22 日現在	第 7 期 2023 年 4 月 24 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

<p>デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	
---	--

(関連当事者との取引に関する注記)

<p>第6期 自 2021年 4月 23日 至 2022年 4月 22日</p>	<p>第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日</p>
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。</p>	

(その他の注記)

1 元本の移動

<p>第6期 自 2021年 4月 23日 至 2022年 4月 22日</p>	<p>第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日</p>
<p>期首元本額 109,877,459円</p>	<p>期首元本額 148,519,398円</p>
<p>期中追加設定元本額 93,234,946円</p>	<p>期中追加設定元本額 24,380,356円</p>
<p>期中一部解約元本額 54,593,007円</p>	<p>期中一部解約元本額 24,898,762円</p>

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2021年 4月 23日 至 2022年 4月 22日	第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,347,471	1,083,690
合計	3,347,471	1,083,690

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第6期(2022年 4月 22日現在)				第7期(2023年 4月 24日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
	うち1年 超				うち1年 超			
市場取引以外の取引 為替予約取引								
売建	1,471,388	—	1,617,519	△146,131	4,699,438	—	4,757,774	△58,336
米ドル	1,471,388	—	1,617,519	△146,131	4,699,438	—	4,757,774	△58,336
合計	1,471,388	—	1,617,519	△146,131	4,699,438	—	4,757,774	△58,336

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	4,082,982	9,148,737	
		外国債券マザーファンド	3,905,658	10,001,999	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	3,943,223	19,084,016	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	41,686,259	53,316,725	
		J-REITインデックス マザーファンド	323,791	836,546	
		海外REITインデックス マザーファンド	1,094,276	3,316,750	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	1,911,286	4,984,442	
		新興国株式マザーファンド	1,564,487	2,437,157	
		新興国債券マザーファンド	2,585,173	4,948,279	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	6,526,293	6,653,555	
		米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	2,684,694	4,151,073	
		米国株式配当貴族インデックスマザーファンド	1,489,156	3,339,581	
	小計	銘柄数: 12 組入時価比率: 73.4%	71,797,278	122,218,860 100.0%	
合計			122,218,860		

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2023年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプⅡ）の2022年4月23日から2023年4月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプⅡ）の2023年4月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅡ）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (2022年4月22日現在)	第7期 (2023年4月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	900,576	24,657,968
親投資信託受益証券	90,141,997	80,679,597
未収入金	2,463,000	-
流動資産合計	93,505,573	105,337,565
資産合計	93,505,573	105,337,565
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	75,338	53,611
未払金	87,176	-
未払解約金	62	12,285
未払受託者報酬	15,197	16,875
未払委託者報酬	233,020	258,747
未払利息	-	9
その他未払費用	1,466	1,641
流動負債合計	412,259	343,168
負債合計	412,259	343,168
純資産の部		
元本等		
元本	74,309,002	86,122,754
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	18,784,312	18,871,643
(分配準備積立金)	10,386,354	11,045,764
元本等合計	93,093,314	104,994,397
純資産合計	93,093,314	104,994,397
負債純資産合計	93,505,573	105,337,565

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 2021年4月23日 至 2022年4月22日	第7期 自 2022年4月23日 至 2023年4月24日
営業収益		
受取利息	-	3
有価証券売買等損益	4,843,223	△1,614,882
為替差損益	△598,378	△376,764
営業収益合計	4,244,845	△1,991,643
営業費用		
支払利息	98	4,668
受託者報酬	30,767	32,568
委託者報酬	471,718	499,331

その他費用	8,917	9,092
営業費用合計	511,500	545,659
営業利益又は営業損失(△)	3,733,345	△2,537,302
経常利益又は経常損失(△)	3,733,345	△2,537,302
当期純利益又は当期純損失(△)	3,733,345	△2,537,302
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	605,888	△137,414
期首剰余金又は期首欠損金(△)	15,377,299	18,784,312
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,831,925	3,565,177
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,831,925	3,565,177
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,552,369	1,077,958
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,552,369	1,077,958
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	18,784,312	18,871,643

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年4月23日から2023年4月24日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2022年4月22日現在	第7期 2023年4月24日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 74,309,002 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 86,122,754 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2528円 (10,000口当たり純資産額) (12,528円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2191円 (10,000口当たり純資産額) (12,191円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2021年4月23日 至2022年4月22日	第7期 自2022年4月23日 至2023年4月24日																		
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,366,613円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>1,760,844円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,366,613円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,760,844円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,197,459円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,197,459円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	1,366,613円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,760,844円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	1,197,459円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																	

収益調整金額	C	8,397,958 円
分配準備積立金額	D	7,258,897 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18,784,312 円
当ファンドの期末残存口数	F	74,309,002 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,527 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

収益調整金額	C	7,825,879 円
分配準備積立金額	D	9,848,305 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18,871,643 円
当ファンドの期末残存口数	F	86,122,754 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,191 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 6 期 自 2021 年 4 月 23 日 至 2022 年 4 月 22 日	第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 6 期 2022 年 4 月 22 日現在	第 7 期 2023 年 4 月 24 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

<p>デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	
---	--

(関連当事者との取引に関する注記)

<p>第6期 自 2021年 4月 23日 至 2022年 4月 22日</p>	<p>第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日</p>
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。</p>	

(その他の注記)

1 元本の移動

<p>第6期 自 2021年 4月 23日 至 2022年 4月 22日</p>	<p>第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日</p>		
期首元本額	75,878,035 円	期首元本額	74,309,002 円
期中追加設定元本額	20,564,865 円	期中追加設定元本額	16,158,530 円
期中一部解約元本額	22,133,898 円	期中一部解約元本額	4,344,778 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2021年 4月 23日 至 2022年 4月 22日	第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,695,057	1,086,207
合計	3,695,057	1,086,207

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第6期(2022年 4月 22日現在)				第7期(2023年 4月 24日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
	うち1年 超				うち1年 超			
市場取引以外の取引 為替予約取引								
売建	805,806	—	881,144	△75,338	3,896,093	—	3,949,704	△53,611
米ドル	805,806	—	881,144	△75,338	3,896,093	—	3,949,704	△53,611
合計	805,806	—	881,144	△75,338	3,896,093	—	3,949,704	△53,611

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	3,780,404	8,470,751	
		外国債券マザーファンド	2,842,972	7,280,566	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	3,706,247	17,937,123	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	16,276,234	20,817,303	
		J-REITインデックス マザーファンド	206,275	532,932	
		海外REITインデックス マザーファンド	1,387,988	4,206,991	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	1,414,203	3,688,100	
		新興国株式マザーファンド	1,661,303	2,587,977	
		新興国債券マザーファンド	2,167,351	4,148,526	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	3,547,385	3,616,559	
		米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	2,375,674	3,673,267	
		米国株式配当貴族インデックスマザーファンド	1,658,567	3,719,502	
	小計	銘柄数: 12 組入時価比率: 76.8%	41,024,603	80,679,597 100.0%	
合計			80,679,597		

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプⅢ）の2022年4月23日から2023年4月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプⅢ）の2023年4月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅢ）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (2022年4月22日現在)	第7期 (2023年4月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,414,107	118,613,269
親投資信託受益証券	566,620,121	498,392,161
未収入金	18,648,000	-
流動資産合計	591,682,228	617,005,430
資産合計	591,682,228	617,005,430
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	412,096	386,525
未払金	945,436	-
未払解約金	87,467	2,896,441
未払受託者報酬	90,733	96,499
未払委託者報酬	1,421,464	1,511,732
未払利息	1	46
その他未払費用	9,014	9,590
流動負債合計	2,966,211	4,900,833
負債合計	2,966,211	4,900,833
純資産の部		
元本等		
元本	434,738,879	463,173,114
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	153,977,138	148,931,483
(分配準備積立金)	62,170,988	63,380,503
元本等合計	588,716,017	612,104,597
純資産合計	588,716,017	612,104,597
負債純資産合計	591,682,228	617,005,430

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 2021年4月23日 至 2022年4月22日	第7期 自 2022年4月23日 至 2023年4月24日
営業収益		
受取利息	-	14
有価証券売買等損益	39,282,954	△7,835,407
為替差損益	△3,559,103	△2,263,033
その他収益	17	-
営業収益合計	35,723,868	△10,098,426
営業費用		
支払利息	1,157	22,086
受託者報酬	162,221	192,085

委託者報酬	2,541,379	3,009,105
その他費用	22,042	25,032
営業費用合計	2,726,799	3,248,308
営業利益又は営業損失(△)	32,997,069	△13,346,734
経常利益又は経常損失(△)	32,997,069	△13,346,734
当期純利益又は当期純損失(△)	32,997,069	△13,346,734
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	3,543,899	△1,729,344
期首剰余金又は期首欠損金(△)	68,470,647	153,977,138
剰余金増加額又は欠損金減少額	80,760,296	24,633,603
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	80,760,296	24,633,603
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,706,975	18,061,868
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,706,975	18,061,868
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	153,977,138	148,931,483

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年4月23日から2023年4月24日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2022年4月22日現在	第7期 2023年4月24日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 434,738,879口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 463,173,114口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3542円 (10,000口当たり純資産額) (13,542円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3215円 (10,000口当たり純資産額) (13,215円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2021年4月23日 至2022年4月22日	第7期 自2022年4月23日 至2023年4月24日												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>8,474,590円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,474,590円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>8,032,495円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,032,495円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	8,474,590円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	8,032,495円											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	20,978,580 円
収益調整金額	C	91,806,150 円
分配準備積立金額	D	32,717,818 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	153,977,138 円
当ファンドの期末残存口数	F	434,738,879 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,541 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	85,550,980 円
分配準備積立金額	D	55,348,008 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	148,931,483 円
当ファンドの期末残存口数	F	463,173,114 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,215 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 6 期 自 2021 年 4 月 23 日 至 2022 年 4 月 22 日	第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 6 期 2022 年 4 月 22 日現在	第 7 期 2023 年 4 月 24 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

<p>おります。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	
--	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2021年 4月 23日 至 2022年 4月 22日	第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第6期 自 2021年 4月 23日 至 2022年 4月 22日	第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日		
期首元本額	260,452,410円	期首元本額	434,738,879円
期中追加設定元本額	264,299,332円	期中追加設定元本額	80,101,350円
期中一部解約元本額	90,012,863円	期中一部解約元本額	51,667,115円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2021年 4月 23日 至 2022年 4月 22日	第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	35,606,291	8,614,622
合計	35,606,291	8,614,622

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第6期(2022年 4月 22日現在)				第7期(2023年 4月 24日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	5,133,093	-	5,545,189	△412,096	22,558,667	-	22,945,192	△386,525
米ドル	5,133,093	-	5,545,189	△412,096	22,558,667	-	22,945,192	△386,525
合計	5,133,093	-	5,545,189	△412,096	22,558,667	-	22,945,192	△386,525

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	23,296,091	52,199,551	
		外国債券マザーファンド	9,535,669	24,419,894	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	33,540,789	162,327,356	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	71,812,904	91,848,704	
		J-REITインデックス マザーファンド	2,390,157	6,175,209	
		海外REITインデックス マザーファンド	9,068,057	27,485,280	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	5,857,500	15,275,774	
		新興国株式マザーファンド	15,416,291	24,015,498	
		新興国債券マザーファンド	12,691,831	24,293,433	
		新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	3,999,510	6,073,655	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	17,932,435	18,282,117	
		米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	11,810,147	18,260,849	
	米国株式配当貴族インデックスマザーファンド	12,367,271	27,734,841		
小計	銘柄数: 13 組入時価比率: 81.4%	229,718,652	498,392,161	100.0%	
合計			498,392,161		

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプⅣ）の2022年4月23日から2023年4月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプⅣ）の2023年4月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅣ）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (2022年4月22日現在)	第7期 (2023年4月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,759,964	17,580,438
親投資信託受益証券	126,218,961	147,264,741
未収入金	4,828,000	-
流動資産合計	132,806,925	164,845,179
資産合計	132,806,925	164,845,179
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	40,032	137,205
未払金	304,594	-
未払解約金	241,973	152,063
未払受託者報酬	19,858	25,440
未払委託者報酬	317,626	406,937
未払利息	-	6
その他未払費用	1,911	2,482
流動負債合計	925,994	724,133
負債合計	925,994	724,133
純資産の部		
元本等		
元本	92,397,483	117,390,892
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	39,483,448	46,730,154
(分配準備積立金)	20,865,192	22,016,146
元本等合計	131,880,931	164,121,046
純資産合計	131,880,931	164,121,046
負債純資産合計	132,806,925	164,845,179

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 2021年4月23日 至 2022年4月22日	第7期 自 2022年4月23日 至 2023年4月24日
営業収益		
受取利息	-	2
有価証券売買等損益	11,000,743	△673,791
為替差損益	△941,885	△571,191
その他収益	2	-
営業収益合計	10,058,860	△1,244,980
営業費用		
支払利息	103	4,308
受託者報酬	36,952	48,291

委託者報酬	591,035	772,498
その他費用	9,500	10,642
営業費用合計	637,590	835,739
営業利益又は営業損失(△)	9,421,270	△2,080,719
経常利益又は経常損失(△)	9,421,270	△2,080,719
当期純利益又は当期純損失(△)	9,421,270	△2,080,719
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	523,503	△183,651
期首剰余金又は期首欠損金(△)	22,559,451	39,483,448
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,302,024	11,813,955
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,302,024	11,813,955
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,275,794	2,670,181
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,275,794	2,670,181
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	39,483,448	46,730,154

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年4月23日から2023年4月24日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2022年4月22日現在	第7期 2023年4月24日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 92,397,483口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 117,390,892口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4273円 (10,000口当たり純資産額) (14,273円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3981円 (10,000口当たり純資産額) (13,981円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2021年4月23日 至2022年4月22日	第7期 自2022年4月23日 至2023年4月24日												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,149,058円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,149,058円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,327,309円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,327,309円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	2,149,058円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	2,327,309円											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	6,748,709円
収益調整金額	C	18,618,256円
分配準備積立金額	D	11,967,425円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	39,483,448円
当ファンドの期末残存口数	F	92,397,483口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,273円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

2. その他費用

その他費用のうち5,940円は、L E I 取得費用であります。

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	24,714,008円
分配準備積立金額	D	19,688,837円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	46,730,154円
当ファンドの期末残存口数	F	117,390,892口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,980円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

2. その他費用

その他費用のうち5,940円は、L E I 取得費用であります。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第6期 自 2021年4月23日 至 2022年4月22日	第7期 自 2022年4月23日 至 2023年4月24日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第6期 2022年4月22日現在	第7期 2023年4月24日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p>

親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	同左
---	----

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2021年 4月 23日 至 2022年 4月 22日	第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第6期 自 2021年 4月 23日 至 2022年 4月 22日	第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日
期首元本額 72,678,285 円	期首元本額 92,397,483 円
期中追加設定元本額 30,084,394 円	期中追加設定元本額 31,413,750 円
期中一部解約元本額 10,365,196 円	期中一部解約元本額 6,420,341 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2021年 4月 23日 至 2022年 4月 22日	第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	10,225,858	3,189,579
合計	10,225,858	3,189,579

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第6期(2022年 4月 22日現在)				第7期(2023年 4月 24日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
	うち1年 超				うち1年 超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	1,217,200	—	1,257,232	△40,032	6,776,775	—	6,913,980	△137,205
米ドル	1,217,200	—	1,257,232	△40,032	6,776,775	—	6,913,980	△137,205
合計	1,217,200	—	1,257,232	△40,032	6,776,775	—	6,913,980	△137,205

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2023年4月24日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	8,448,768	18,931,154	
		外国債券マザーファンド	2,209,890	5,659,307	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	11,077,188	53,610,266	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	16,447,498	21,036,349	
		J-REITインデックス マザーファンド	640,744	1,655,426	
		海外REITインデックス マザーファンド	2,968,648	8,997,972	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	1,256,175	3,275,978	
		新興国株式マザーファンド	4,649,480	7,242,959	
		新興国債券マザーファンド	3,790,005	7,254,448	
		新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド	2,144,638	3,256,847	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	4,727,137	4,819,316	
		米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	2,110,972	3,263,984	
		米国株式配当貴族インデックスマザーファンド	3,683,553	8,260,735	
	小計	銘柄数: 13 組入時価比率: 89.7%	64,154,696	147,264,741 100.0%	
合計			147,264,741		

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2023年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレード（タイプV）の2022年4月23日から2023年4月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・ブレード（タイプV）の2023年4月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプV）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (2022年4月22日現在)	第7期 (2023年4月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,172,140	5,030,913
親投資信託受益証券	438,218,325	492,133,554
派生商品評価勘定	-	8,130
未収入金	9,332,000	-
流動資産合計	452,722,465	497,172,597
資産合計	452,722,465	497,172,597
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	200,380	152,978
未払金	697,874	-
未払解約金	42,569	43,067
未払受託者報酬	66,138	77,526
未払委託者報酬	1,080,095	1,266,221
未払利息	1	1
その他未払費用	6,556	7,692
流動負債合計	2,093,613	1,547,485
負債合計	2,093,613	1,547,485
純資産の部		
元本等		
元本	286,206,040	318,904,627
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	164,422,812	176,720,485
(分配準備積立金)	92,177,718	92,813,698
元本等合計	450,628,852	495,625,112
純資産合計	450,628,852	495,625,112
負債純資産合計	452,722,465	497,172,597

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 2021年4月23日 至 2022年4月22日	第7期 自 2022年4月23日 至 2023年4月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	48,339,812	△1,237,740
為替差損益	△2,565,287	△632,058
営業収益合計	45,774,525	△1,869,798
営業費用		
支払利息	650	4,052
受託者報酬	120,428	152,277
委託者報酬	1,966,788	2,487,037

その他費用	17,866	21,047
営業費用合計	2,105,732	2,664,413
営業利益又は営業損失(△)	43,668,793	△4,534,211
経常利益又は経常損失(△)	43,668,793	△4,534,211
当期純利益又は当期純損失(△)	43,668,793	△4,534,211
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,998,955	△1,534,440
期首剰余金又は期首欠損金(△)	82,730,747	164,422,812
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,807,249	31,408,205
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,807,249	31,408,205
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,785,022	16,110,761
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,785,022	16,110,761
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	164,422,812	176,720,485

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年4月23日から2023年4月24日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2022年4月22日現在	第7期 2023年4月24日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 286,206,040 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 318,904,627 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5745円 (10,000口当たり純資産額) (15,745円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5541円 (10,000口当たり純資産額) (15,541円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自2021年4月23日 至2022年4月22日	第7期 自2022年4月23日 至2023年4月24日																		
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>7,644,415円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>34,025,423円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,644,415円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	34,025,423円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>8,854,324円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,854,324円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	7,644,415円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	34,025,423円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	8,854,324円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																	

収益調整金額	C	72,245,094 円
分配準備積立金額	D	50,507,880 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	164,422,812 円
当ファンドの期末残存口数	F	286,206,040 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,744 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

収益調整金額	C	83,906,787 円
分配準備積立金額	D	83,959,374 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	176,720,485 円
当ファンドの期末残存口数	F	318,904,627 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,541 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 6 期 自 2021 年 4 月 23 日 至 2022 年 4 月 22 日	第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 6 期 2022 年 4 月 22 日現在	第 7 期 2023 年 4 月 24 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

<p>デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	
---	--

(関連当事者との取引に関する注記)

<p>第6期 自 2021年 4月 23日 至 2022年 4月 22日</p>	<p>第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日</p>
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。</p>	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

<p>第6期 自 2021年 4月 23日 至 2022年 4月 22日</p>	<p>第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日</p>
<p>期首元本額 209,264,486円</p>	<p>期首元本額 286,206,040円</p>
<p>期中追加設定元本額 103,473,634円</p>	<p>期中追加設定元本額 61,172,084円</p>
<p>期中一部解約元本額 26,532,080円</p>	<p>期中一部解約元本額 28,473,497円</p>

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2021年 4月 23日 至 2022年 4月 22日	第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	44,169,718	10,261,885
合計	44,169,718	10,261,885

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第6期(2022年 4月 22日現在)				第7期(2023年 4月 24日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
	うち1年 超				うち1年 超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	4,072,852	—	4,273,232	△200,380	15,633,270	—	15,778,118	△144,848
米ドル	4,072,852	—	4,273,232	△200,380	15,633,270	—	15,778,118	△144,848
合計	4,072,852	—	4,273,232	△200,380	15,633,270	—	15,778,118	△144,848

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	33,107,250	74,183,415	
		外国債券マザーファンド	9,484,602	24,289,117	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	45,050,723	218,031,984	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	20,904,167	26,736,429	
		J-REITインデックス マザーファンド	1,925,364	4,974,370	
		海外REITインデックス マザーファンド	10,537,836	31,940,180	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	2,830,654	7,382,062	
		新興国株式マザーファンド	17,055,265	26,568,691	
		新興国債券マザーファンド	8,645,254	16,547,880	
		新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド	6,442,270	9,783,231	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	7,100,164	7,238,617	
		米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	11,096,695	17,157,709	
		米国株式配当貴族インデックスマザーファンド	12,173,312	27,299,869	
	小計	銘柄数: 13 組入時価比率: 99.3%	186,353,556	492,133,554 100.0%	
合計			492,133,554		

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

(参考)

「インデックス・ブレンド（タイプⅠ）」、「インデックス・ブレンド（タイプⅡ）」は「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「米国株式配当貴族インデックスマザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド」、「J-REITインデックスマザーファンド」および「海外REITインデックスマザーファンド」、「インデックス・ブレンド（タイプⅢ）」、「インデックス・ブレンド（タイプⅣ）」、「インデックス・ブレンド（タイプⅤ）」は「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「米国株式配当貴族インデックスマザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド」、「J-REITインデックスマザーファンド」および「海外REITインデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年4月24日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	32,339,635,559
株式	486,607,292,730
派生商品評価勘定	453,250,142
未収配当金	5,654,613,910
未収利息	166,315
その他未収収益	118,095,134
差入委託証拠金	117,608,703
流動資産合計	525,290,662,493
資産合計	525,290,662,493
負債の部	
流動負債	
未払解約金	246,063,480
未払利息	12,732
有価証券貸借取引受入金	24,786,140,401
流動負債合計	25,032,216,613
負債合計	25,032,216,613
純資産の部	
元本等	
元本	223,256,710,736
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	277,001,735,144
元本等合計	500,258,445,880
純資産合計	500,258,445,880
負債純資産合計	525,290,662,493

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
--------------------	-------------------------

<p>2. 費用・収益の計上基準</p>	<p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。</p> <p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年4月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,2407円
(10,000口当たり純資産額)	(22,407円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	23,596,170,680円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年4月23日 至 2023年4月24日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年4月24日現在	
期首	2022年4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	208,506,265,181円
同期中における追加設定元本額	38,740,237,332円
同期中における一部解約元本額	23,989,791,777円
期末元本額	223,256,710,736円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	123,177,894円
バランスセレクト50	288,673,250円
バランスセレクト70	433,524,477円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,054,702,292円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,670,071,637円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	9,203,167,636円
野村資産設計ファンド2015	32,402,675円
野村資産設計ファンド2020	35,338,891円
野村資産設計ファンド2025	58,613,074円
野村資産設計ファンド2030	92,449,652円
野村資産設計ファンド2035	87,891,998円
野村資産設計ファンド2040	154,775,699円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)	12,148,553,858円
のむラップ・ファンド(保守型)	2,310,400,235円
のむラップ・ファンド(普通型)	15,781,133,191円
のむラップ・ファンド(積極型)	6,335,821,432円
野村資産設計ファンド2045	34,852,027円
野村インデックスファンド・TOPIX	2,008,903,747円
マイ・ロード	2,829,573,923円
ネクストコア	26,927,291円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,400,306,045円
野村TOPIXインデックス(野村SMA・EW向け)	2,785,569,159円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	1,133,680,724円
野村資産設計ファンド2050	38,732,875円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	10,040,462円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	6,413,416円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	5,068,126円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4,657,756円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	400,880,867円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	934,080,543円
インデックス・ブレンド(タイプI)	4,082,982円
インデックス・ブレンド(タイプII)	3,780,404円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	23,296,091円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	8,448,768円
インデックス・ブレンド(タイプV)	33,107,250円
野村6資産均等バランス	3,732,081,185円
世界6資産分散ファンド	84,693,022円
野村資産設計ファンド2060	30,623,015円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式	3,341,627,348円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	225,368,053円

グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	123,727,065円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	315,296,692円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	166,776,336円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	1,540,202円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	7,101,231円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	205,749円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	1,775,733,714円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	2,796,825円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	24,264,707円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS (適格機関投資家専用)	45,131,533円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	10,981,631円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	81,297,558円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	151,899,473円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	3,742,687,348円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	35,318,268円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	195,573,850円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX (適格機関投資家専用)	4,218,443,578円
野村国内外マルチアセット (6資産) ファンド (適格機関投資家専用)	28,459,132円
野村国内外マルチアセット (6資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)	111,538,502円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	2,147,627円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	5,870,861円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	27,422,944円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	32,512,154円
国内債券・株式バランスファンド (確定拠出年金向け)	110,351,792円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	8,479,145,849円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	24,780,257,391円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	30,013,795,549円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX (確定拠出年金向け)	37,698,406,124円
マイバランスDC30	3,606,338,123円
マイバランスDC50	6,355,720,446円
マイバランスDC70	7,160,300,271円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	12,480,047,464円
野村DC運用戦略ファンド	1,020,379,451円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	78,316,747円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	1,882,484,970円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,940,149,194円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	1,567,421,745円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	14,863,618円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	7,046,465円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	119,727,578円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	41,916,820円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	39,904,281円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	29,869,255円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	1,060,038,349円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	785,641,198円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	556,356,184円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	709,975,357円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	23,054,491円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	251,078,093円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	175,038,654円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	190,824,616円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	54,040,711円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	8,800	3,520.00	30,976,000	
		ニッスイ	233,300	584.00	136,247,200	貸付有価証券 1,700株
		マルハニチロ	34,700	2,477.00	85,951,900	
		雪国まいたけ	19,900	1,005.00	19,999,500	貸付有価証券 700株
		カネコ種苗	7,100	1,612.00	11,445,200	
		サカタのタネ	26,600	3,955.00	105,203,000	貸付有価証券 100株
		ホクト	20,800	1,843.00	38,334,400	
		ホクリョウ	2,900	762.00	2,209,800	貸付有価証券 1,000株(600株)
		住石ホールディングス	32,200	340.00	10,948,000	貸付有価証券 15,100株
		日鉄鉱業	9,400	3,635.00	34,169,000	貸付有価証券 400株
		三井松島ホールディングス	10,600	3,180.00	33,708,000	貸付有価証券 4,900株(1,800株)
		I N P E X	862,800	1,443.00	1,245,020,400	貸付有価証券 209,900株
		石油資源開発	27,000	4,455.00	120,285,000	貸付有価証券 1,000株
		K&Oエナジーグループ	10,600	2,451.00	25,980,600	貸付有価証券 400株(400株)
		ショーボンドホールディングス	31,800	5,690.00	180,942,000	貸付有価証券 2,500株
		ミライト・ワン	77,200	1,677.00	129,464,400	
		タマホーム	14,700	3,650.00	53,655,000	貸付有価証券 6,900株(100株)
		サンヨーホームズ	2,500	717.00	1,792,500	貸付有価証券 600株(600株)
		日本アクア	8,700	882.00	7,673,400	貸付有価証券 100株
		ファーストコーポレーション	5,300	914.00	4,844,200	
ベステラ	4,500	895.00	4,027,500	貸付有価証券 2,200株		
Robot Home	39,700	236.00	9,369,200			
キャンディル	3,200	570.00	1,824,000	貸付有価証券 1,600株		

ダイセキ環境ソリューション	4,200	915.00	3,843,000	
第一カッター興業	6,000	1,245.00	7,470,000	
安藤・間	135,200	874.00	118,164,800	
東急建設	66,400	707.00	46,944,800	
コムシスホールディングス	79,000	2,526.00	199,554,000	貸付有価証券 1,700株
ビーアールホールディングス	37,000	369.00	13,653,000	貸付有価証券 800株
高松コンストラクショングループ	15,200	2,107.00	32,026,400	
東建コーポレーション	6,700	8,140.00	54,538,000	貸付有価証券 3,100株
ソネック	2,200	965.00	2,123,000	
ヤマウラ	11,800	1,200.00	14,160,000	
オリエンタル白石	83,800	326.00	27,318,800	貸付有価証券 300株
大成建設	162,400	4,300.00	698,320,000	貸付有価証券 700株
大林組	583,600	1,042.00	608,111,200	貸付有価証券 6,100株
清水建設	490,600	766.00	375,799,600	貸付有価証券 23,300株
飛島建設	18,000	1,088.00	19,584,000	
長谷工コーポレーション	168,400	1,600.00	269,440,000	
松井建設	15,200	676.00	10,275,200	
銭高組	1,800	3,275.00	5,895,000	貸付有価証券 400株 (400株)
鹿島建設	361,800	1,690.00	611,442,000	貸付有価証券 900株
不動テトラ	11,300	1,694.00	19,142,200	
大末建設	5,300	1,166.00	6,179,800	貸付有価証券 700株
鉄建建設	11,700	1,859.00	21,750,300	貸付有価証券 500株
西松建設	27,700	3,515.00	97,365,500	貸付有価証券 1,300株
三井住友建設	131,600	386.00	50,797,600	貸付有価証券 1,500株
大豊建設	6,800	3,795.00	25,806,000	貸付有価証券 1,400株
佐田建設	9,300	496.00	4,612,800	
ナカノブドー建設	10,300	379.00	3,903,700	貸付有価証券 1,100株 (600株)
奥村組	26,500	3,255.00	86,257,500	

東鉄工業	22,500	2,663.00	59,917,500	貸付有価証券 600株
イチケン	3,300	1,879.00	6,200,700	貸付有価証券 300株
富士ピー・エス	6,500	442.00	2,873,000	貸付有価証券 200株
浅沼組	13,100	3,075.00	40,282,500	
戸田建設	200,800	741.00	148,792,800	
熊谷組	28,300	2,796.00	79,126,800	
北野建設	2,700	3,155.00	8,518,500	貸付有価証券 100株
植木組	4,100	1,310.00	5,371,000	
矢作建設工業	22,200	837.00	18,581,400	
ピーエス三菱	20,700	664.00	13,744,800	
日本ハウスホールディングス	32,400	397.00	12,862,800	貸付有価証券 600株
新日本建設	22,900	980.00	22,442,000	
東亜道路工業	6,500	4,145.00	26,942,500	貸付有価証券 300株 (100株)
日本道路	3,300	7,410.00	24,453,000	
東亜建設工業	14,000	2,829.00	39,606,000	
日本国土開発	48,900	611.00	29,877,900	
若築建設	7,300	3,995.00	29,163,500	
東洋建設	52,800	973.00	51,374,400	貸付有価証券 1,700株
五洋建設	231,400	634.00	146,707,600	
世紀東急工業	21,500	926.00	19,909,000	
福田組	6,200	4,760.00	29,512,000	貸付有価証券 2,300株
住友林業	125,200	2,859.00	357,946,800	貸付有価証券 41,400株 (9,200株)
日本基礎技術	8,800	543.00	4,778,400	貸付有価証券 3,600株
巴コーポレーション	16,200	435.00	7,047,000	貸付有価証券 1,000株
大和ハウス工業	456,000	3,241.00	1,477,896,000	貸付有価証券 100株
ライト工業	30,200	1,948.00	58,829,600	貸付有価証券 300株
積水ハウス	511,200	2,754.00	1,407,844,800	貸付有価証券 125,200株
日特建設	15,600	982.00	15,319,200	
北陸電気工事	11,200	779.00	8,724,800	

ユアテック	36,000	837.00	30,132,000	
日本リーテック	10,800	1,136.00	12,268,800	
四電工	6,800	1,912.00	13,001,600	
中電工	25,300	2,173.00	54,976,900	
関電工	89,400	962.00	86,002,800	貸付有価証券 1,900株
きんでん	114,900	1,693.00	194,525,700	
東京エネシス	16,200	903.00	14,628,600	
トーエネック	5,400	3,460.00	18,684,000	
住友電設	15,500	2,764.00	42,842,000	
日本電設工業	26,800	1,727.00	46,283,600	
エクシオグループ	75,200	2,467.00	185,518,400	貸付有価証券 6,100株
新日本空調	9,100	1,917.00	17,444,700	
九電工	39,700	3,420.00	135,774,000	貸付有価証券 300株
三機工業	36,200	1,484.00	53,720,800	
日揮ホールディングス	161,400	1,685.00	271,959,000	貸付有価証券 4,300株
中外炉工業	5,300	1,808.00	9,582,400	
ヤマト	12,100	912.00	11,035,200	貸付有価証券 400株
太平電業	10,100	4,055.00	40,955,500	貸付有価証券 600株
高砂熱学工業	39,300	2,192.00	86,145,600	貸付有価証券 600株
三晃金属工業	1,800	4,050.00	7,290,000	
朝日工業社	6,800	2,364.00	16,075,200	
明星工業	28,100	843.00	23,688,300	
大気社	18,800	3,600.00	67,680,000	貸付有価証券 200株
ダイダン	10,700	2,445.00	26,161,500	
日比谷総合設備	14,000	2,221.00	31,094,000	
フィル・カンパニー	2,900	881.00	2,554,900	
テスホールディングス	17,600	1,155.00	20,328,000	
インフロニア・ホールディングス	171,000	1,046.00	178,866,000	貸付有価証券 600株
レイズネクスト	23,600	1,392.00	32,851,200	貸付有価証券 300株
ニッポン	44,100	1,715.00	75,631,500	
日清製粉グループ本社	151,500	1,621.00	245,581,500	貸付有価証券

				200株
日東富士製粉	2,900	4,470.00	12,963,000	
昭和産業	14,300	2,626.00	37,551,800	
鳥越製粉	11,700	617.00	7,218,900	貸付有価証券 1,200株
中部飼料	22,700	1,067.00	24,220,900	
フィード・ワン	23,900	692.00	16,538,800	
東洋精糖	2,700	912.00	2,462,400	
日本甜菜製糖	9,500	1,717.00	16,311,500	
DM三井製糖ホールディングス	16,200	2,204.00	35,704,800	
塩水港精糖	17,400	202.00	3,514,800	貸付有価証券 400株
ウェルネオシュガー	8,500	1,709.00	14,526,500	
森永製菓	30,400	3,830.00	116,432,000	
中村屋	4,100	3,140.00	12,874,000	貸付有価証券 300株
江崎グリコ	46,900	3,450.00	161,805,000	貸付有価証券 17,200株
名糖産業	6,400	1,715.00	10,976,000	
井村屋グループ	9,000	2,275.00	20,475,000	
不二家	11,200	2,490.00	27,888,000	貸付有価証券 3,900株
山崎製パン	109,700	1,599.00	175,410,300	貸付有価証券 49,700株
第一屋製パン	2,800	395.00	1,106,000	
モロゾフ	5,300	3,605.00	19,106,500	
亀田製菓	10,400	4,500.00	46,800,000	
寿スピリッツ	17,400	10,090.00	175,566,000	
カルビー	75,000	2,862.00	214,650,000	
森永乳業	29,800	4,840.00	144,232,000	
六甲バター	12,000	1,388.00	16,656,000	貸付有価証券 2,200株
ヤクルト本社	117,100	10,040.00	1,175,684,000	
明治ホールディングス	203,100	3,245.00	659,059,500	貸付有価証券 400株
雪印メグミルク	39,600	1,817.00	71,953,200	
プリマハム	22,000	2,259.00	49,698,000	貸付有価証券 100株
日本ハム	64,100	3,930.00	251,913,000	貸付有価証券 400株

林兼産業	4,400	464.00	2,041,600	
丸大食品	16,500	1,510.00	24,915,000	貸付有価証券 1,300株
S F o o d s	18,100	2,973.00	53,811,300	
柿安本店	6,400	2,384.00	15,257,600	貸付有価証券 3,000株
伊藤ハム米久ホールディングス	127,300	730.00	92,929,000	貸付有価証券 6,000株
サッポロホールディングス	53,900	3,710.00	199,969,000	貸付有価証券 3,700株
アサヒグループホールディングス	378,600	5,085.00	1,925,181,000	貸付有価証券 69,800株 (3,900株)
キリンホールディングス	739,300	2,184.00	1,614,631,200	貸付有価証券 172,000株 (11,100株)
宝ホールディングス	111,800	1,049.00	117,278,200	貸付有価証券 1,900株
オエノンホールディングス	49,000	284.00	13,916,000	貸付有価証券 200株
養命酒製造	5,400	1,900.00	10,260,000	貸付有価証券 100株 (100株)
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	128,300	1,445.00	185,393,500	貸付有価証券 50,900株
サントリー食品インターナショナル	115,400	5,040.00	581,616,000	貸付有価証券 4,300株
ダイドーグループホールディングス	9,300	5,040.00	46,872,000	貸付有価証券 2,300株
伊藤園	55,500	4,300.00	238,650,000	貸付有価証券 7,300株
キーコーヒー	18,400	2,099.00	38,621,600	
ユニカフェ	4,800	913.00	4,382,400	貸付有価証券 1,200株 (100株)
ジャパンフーズ	2,300	1,068.00	2,456,400	貸付有価証券 1,000株
日清オイリオグループ	23,100	3,275.00	75,652,500	
不二製油グループ本社	38,100	2,040.00	77,724,000	
かどや製油	1,800	3,530.00	6,354,000	
J-オイルミルズ	16,700	1,562.00	26,085,400	
キッコーマン	108,600	7,280.00	790,608,000	貸付有価証券 700株
味の素	401,000	4,888.00	1,960,088,000	貸付有価証券 10,200株
ブルドックソース	6,500	1,976.00	12,844,000	貸付有価証券 2,200株
キューピー	88,000	2,263.00	199,144,000	貸付有価証券 30,200株

ハウス食品グループ本社	50,200	2,915.00	146,333,000	
カゴメ	76,300	3,215.00	245,304,500	貸付有価証券 9,000株
焼津水産化学工業	5,900	836.00	4,932,400	貸付有価証券 500株 (500株)
アリアケジャパン	14,300	5,350.00	76,505,000	
ピエトロ	2,100	1,830.00	3,843,000	貸付有価証券 100株
エバラ食品工業	4,400	3,070.00	13,508,000	
やまみ	1,400	1,352.00	1,892,800	
ニチレイ	75,100	2,725.00	204,647,500	貸付有価証券 3,800株
東洋水産	82,800	5,770.00	477,756,000	
イトアンドホールディングス	7,000	2,246.00	15,722,000	
大冷	1,800	1,928.00	3,470,400	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	10,400	808.00	8,403,200	貸付有価証券 100株
日清食品ホールディングス	57,600	12,800.00	737,280,000	
永谷園ホールディングス	8,000	2,185.00	17,480,000	
一正蒲鉾	6,200	769.00	4,767,800	貸付有価証券 1,300株
フジッコ	16,800	1,895.00	31,836,000	
ロック・フィールド	18,300	1,545.00	28,273,500	貸付有価証券 8,600株
日本たばこ産業	1,078,500	2,869.00	3,094,216,500	貸付有価証券 329,900株
ケンコーマヨネーズ	11,300	1,230.00	13,899,000	貸付有価証券 100株
わらべや日洋ホールディングス	12,100	2,271.00	27,479,100	
なとり	10,300	1,981.00	20,404,300	
イフジ産業	2,500	1,024.00	2,560,000	
ファーマフーズ	25,300	1,680.00	42,504,000	貸付有価証券 7,800株 (1,900株)
ユーグレナ	105,500	890.00	93,895,000	貸付有価証券 15,000株 (100株)
紀文食品	12,800	1,049.00	13,427,200	貸付有価証券 200株 (200株)
ピクルスホールディングス	9,600	1,103.00	10,588,800	
ミヨシ油脂	5,100	991.00	5,054,100	
理研ビタミン	14,200	1,986.00	28,201,200	

片倉工業	15,300	1,813.00	27,738,900	
グンゼ	12,500	4,685.00	58,562,500	
東洋紡	72,000	1,018.00	73,296,000	貸付有価証券 29,900株
ユニチカ	50,300	218.00	10,965,400	貸付有価証券 1,400株
富士紡ホールディングス	6,600	3,180.00	20,988,000	
倉敷紡績	12,400	2,495.00	30,938,000	
シキボウ	8,200	1,001.00	8,208,200	貸付有価証券 500株
日本毛織	43,900	996.00	43,724,400	貸付有価証券 100株
ダイトウボウ	24,100	85.00	2,048,500	貸付有価証券 6,300株 (2,300株)
トーア紡コーポレーション	5,800	353.00	2,047,400	
ダイドーリミテッド	22,500	289.00	6,502,500	貸付有価証券 300株
帝国繊維	18,800	1,730.00	32,524,000	貸付有価証券 1,100株
帝人	160,100	1,488.00	238,228,800	貸付有価証券 400株
東レ	1,116,700	753.40	841,321,780	
住江織物	3,100	2,135.00	6,618,500	貸付有価証券 1,400株
日本フェルト	8,100	416.00	3,369,600	貸付有価証券 3,200株
イチカワ	1,900	1,364.00	2,591,600	
日東製網	1,600	1,629.00	2,606,400	
アツギ	8,600	413.00	3,551,800	貸付有価証券 200株
ダイニック	3,800	709.00	2,694,200	
セーレン	32,200	2,229.00	71,773,800	貸付有価証券 15,100株 (14,900株)
ソトー	4,700	816.00	3,835,200	貸付有価証券 300株
東海染工	1,400	1,144.00	1,601,600	
小松マテーレ	24,200	677.00	16,383,400	
フコールホールディングス	32,100	2,608.00	83,716,800	
ホギメディカル	22,400	3,335.00	74,704,000	
クラウディアホールディングス	3,400	457.00	1,553,800	

T S I ホールディングス	56,100	633.00	35,511,300	貸付有価証券 2,700株
マツオカコーポレーション	4,000	1,451.00	5,804,000	貸付有価証券 1,000株(700株)
ワールド	21,400	1,483.00	31,736,200	
三陽商会	5,700	1,579.00	9,000,300	貸付有価証券 100株(100株)
ナイガイ	4,900	264.00	1,293,600	貸付有価証券 400株
オンワードホールディングス	108,100	382.00	41,294,200	貸付有価証券 21,900株
ルックホールディングス	4,200	2,237.00	9,395,400	貸付有価証券 500株
ゴールドウイン	29,500	12,130.00	357,835,000	
デサント	28,700	4,435.00	127,284,500	貸付有価証券 300株
キング	6,500	519.00	3,373,500	貸付有価証券 600株
ヤマトインターナショナル	11,700	283.00	3,311,100	貸付有価証券 2,900株
特種東海製紙	7,400	2,913.00	21,556,200	貸付有価証券 1,400株
王子ホールディングス	694,300	527.00	365,896,100	貸付有価証券 300株
日本製紙	86,800	1,065.00	92,442,000	貸付有価証券 5,900株
三菱製紙	17,800	371.00	6,603,800	貸付有価証券 1,500株
北越コーポレーション	105,300	896.00	94,348,800	貸付有価証券 49,400株
中越パルプ工業	6,000	1,016.00	6,096,000	貸付有価証券 1,600株
巴川製紙所	4,700	684.00	3,214,800	
大王製紙	73,600	1,071.00	78,825,600	貸付有価証券 4,600株
阿波製紙	3,500	608.00	2,128,000	貸付有価証券 1,800株
レンゴー	151,800	867.00	131,610,600	貸付有価証券 3,100株
トモク	9,600	1,592.00	15,283,200	
ザ・バック	12,400	3,110.00	38,564,000	貸付有価証券 900株
北の達人コーポレーション	70,200	316.00	22,183,200	貸付有価証券 14,000株(9,900株)
クラレ	265,000	1,247.00	330,455,000	貸付有価証券 67,400株
旭化成	1,040,800	944.10	982,619,280	貸付有価証券

				200株
共和レザー	8,500	530.00	4,505,000	貸付有価証券 2,500株
レゾナック・ホールディングス	161,100	2,155.00	347,170,500	貸付有価証券 42,600株
住友化学	1,236,400	456.00	563,798,400	
住友精化	7,000	4,305.00	30,135,000	
日産化学	79,100	5,990.00	473,809,000	貸付有価証券 200株
ラサ工業	6,400	2,208.00	14,131,200	
クレハ	14,200	8,320.00	118,144,000	貸付有価証券 400株
多木化学	6,500	4,610.00	29,965,000	貸付有価証券 1,100株
テイカ	11,200	1,202.00	13,462,400	
石原産業	30,200	1,156.00	34,911,200	
片倉コープアグリ	3,000	1,692.00	5,076,000	貸付有価証券 600株(500株)
日本曹達	17,900	4,620.00	82,698,000	
東ソー	222,500	1,798.00	400,055,000	貸付有価証券 700株
トクヤマ	53,800	2,147.00	115,508,600	貸付有価証券 200株
セントラル硝子	26,700	2,955.00	78,898,500	
東亜合成	83,600	1,229.00	102,744,400	貸付有価証券 39,200株
大阪ソーダ	10,000	4,795.00	47,950,000	貸付有価証券 2,600株
関東電化工業	32,200	1,017.00	32,747,400	
デンカ	60,600	2,712.00	164,347,200	貸付有価証券 300株
信越化学工業	1,385,400	4,033.00	5,587,318,200	貸付有価証券 28,200株
日本カーバイド工業	5,600	1,308.00	7,324,800	
堺化学工業	12,700	1,807.00	22,948,900	貸付有価証券 3,500株
第一稀元素化学工業	15,200	1,002.00	15,230,400	貸付有価証券 1,600株
エア・ウォーター	157,300	1,685.00	265,050,500	
日本酸素ホールディングス	161,700	2,412.00	390,020,400	貸付有価証券 3,800株
日本化学工業	5,600	1,867.00	10,455,200	
東邦アセチレン	3,100	1,315.00	4,076,500	
日本パーライジング	82,500	1,038.00	85,635,000	貸付有価証券

				400株
高压ガス工業	24,200	729.00	17,641,800	
チタン工業	1,800	1,468.00	2,642,400	
四国化成ホールディングス	19,800	1,386.00	27,442,800	
戸田工業	3,800	2,479.00	9,420,200	貸付有価証券 600株(400株)
ステラ ケミファ	9,900	2,695.00	26,680,500	貸付有価証券 1,300株
保土谷化学工業	4,700	3,080.00	14,476,000	
日本触媒	25,400	5,450.00	138,430,000	
大日精化工業	11,600	1,834.00	21,274,400	
カネカ	38,100	3,530.00	134,493,000	
三菱瓦斯化学	124,500	1,967.00	244,891,500	貸付有価証券 500株
三井化学	137,400	3,420.00	469,908,000	貸付有価証券 500株
J S R	155,600	3,070.00	477,692,000	貸付有価証券 800株
東京応化工業	29,200	7,130.00	208,196,000	貸付有価証券 600株
大阪有機化学工業	12,500	2,023.00	25,287,500	貸付有価証券 400株
三菱ケミカルグループ	1,124,700	795.10	894,248,970	貸付有価証券 32,100株
KHネオケム	27,700	2,331.00	64,568,700	貸付有価証券 1,300株
ダイセル	245,000	1,038.00	254,310,000	
住友ベークライト	24,700	5,110.00	126,217,000	貸付有価証券 1,900株
積水化学工業	340,900	1,887.00	643,278,300	
日本ゼオン	100,000	1,445.00	144,500,000	貸付有価証券 1,200株
アイカ工業	42,100	3,080.00	129,668,000	貸付有価証券 500株
UBE	85,900	2,142.00	183,997,800	貸付有価証券 1,500株
積水樹脂	24,300	2,089.00	50,762,700	貸付有価証券 1,500株
タキロンシーアイ	36,400	501.00	18,236,400	貸付有価証券 3,800株
旭有機材	11,100	3,110.00	34,521,000	
ニチバン	10,300	2,016.00	20,764,800	貸付有価証券 200株
リケンテクノス	35,900	606.00	21,755,400	

大倉工業	7,700	2,111.00	16,254,700	
積水化成工業	23,400	434.00	10,155,600	
群栄化学工業	3,900	2,659.00	10,370,100	貸付有価証券 100株
タイガースポリマー	6,800	458.00	3,114,400	貸付有価証券 1,500株
ミライアル	4,500	1,541.00	6,934,500	貸付有価証券 400株
ダイキアクス	5,400	715.00	3,861,000	貸付有価証券 2,600株
ダイキョーニシカワ	36,800	663.00	24,398,400	貸付有価証券 100株
竹本容器	5,000	839.00	4,195,000	
森六ホールディングス	8,400	1,929.00	16,203,600	
恵和	10,800	1,391.00	15,022,800	貸付有価証券 4,900株 (100株)
日本化薬	127,300	1,239.00	157,724,700	
カーリットホールディングス	15,000	696.00	10,440,000	
日本精化	9,500	2,633.00	25,013,500	貸付有価証券 500株
扶桑化学工業	15,500	3,720.00	57,660,000	貸付有価証券 800株
トリケミカル研究所	22,200	2,272.00	50,438,400	貸付有価証券 100株
ADEKA	58,100	2,264.00	131,538,400	
日油	51,500	6,200.00	319,300,000	貸付有価証券 2,600株
新日本理化	20,400	215.00	4,386,000	貸付有価証券 300株
ハリマ化成グループ	10,400	882.00	9,172,800	貸付有価証券 4,200株
花王	405,900	5,418.00	2,199,166,200	貸付有価証券 104,800株
第一工業製薬	6,000	1,909.00	11,454,000	
石原ケミカル	7,600	1,502.00	11,415,200	
日華化学	6,000	875.00	5,250,000	貸付有価証券 400株
ニイタカ	2,700	2,140.00	5,778,000	
三洋化成工業	10,300	4,305.00	44,341,500	
有機合成薬品工業	10,900	289.00	3,150,100	貸付有価証券 2,200株 (800株)
大日本塗料	20,300	841.00	17,072,300	
日本ペイントホールディングス	737,500	1,244.00	917,450,000	貸付有価証券 69,200株

関西ペイント	152,700	1,868.00	285,243,600	
神東塗料	12,300	134.00	1,648,200	
中国塗料	27,400	1,129.00	30,934,600	
日本特殊塗料	9,400	978.00	9,193,200	
藤倉化成	22,400	434.00	9,721,600	
太陽ホールディングス	25,300	2,452.00	62,035,600	
D I C	65,100	2,467.00	160,601,700	貸付有価証券 13,200株
サカタインクス	37,100	1,076.00	39,919,600	貸付有価証券 1,200株
東洋インキSCホールディングス	32,600	2,162.00	70,481,200	
T&K TOKA	14,800	1,137.00	16,827,600	
富士フイルムホールディングス	320,200	6,910.00	2,212,582,000	
資生堂	348,400	6,790.00	2,365,636,000	貸付有価証券 33,700株
ライオン	200,200	1,459.00	292,091,800	
高砂香料工業	11,300	2,546.00	28,769,800	
マンダム	36,000	1,616.00	58,176,000	貸付有価証券 200株
ミルボン	24,700	5,600.00	138,320,000	
ファンケル	73,000	2,477.00	180,821,000	
コーセー	33,900	15,910.00	539,349,000	貸付有価証券 2,300株
コタ	15,400	1,648.00	25,379,200	
シーボン	1,900	1,602.00	3,043,800	
ポーラ・オルビスホールディングス	85,500	1,836.00	156,978,000	貸付有価証券 16,000株
ノエビアホールディングス	14,900	5,520.00	82,248,000	
アジュバンホールディングス	3,600	938.00	3,376,800	貸付有価証券 1,600株
新日本製薬	9,500	1,440.00	13,680,000	貸付有価証券 400株
アクシージア	7,200	1,098.00	7,905,600	貸付有価証券 1,200株
エステー	12,900	1,579.00	20,369,100	
アグロ カネショウ	6,700	1,798.00	12,046,600	貸付有価証券 2,300株
コニシ	27,900	1,969.00	54,935,100	
長谷川香料	34,500	3,240.00	111,780,000	貸付有価証券 4,900株

星光PMC	7,500	555.00	4,162,500	
小林製薬	48,600	8,460.00	411,156,000	貸付有価証券 3,700株
荒川化学工業	14,100	988.00	13,930,800	
メック	13,700	2,520.00	34,524,000	貸付有価証券 700株
日本高純度化学	4,200	2,512.00	10,550,400	
タカラバイオ	45,000	1,715.00	77,175,000	貸付有価証券 800株
JCU	18,600	3,245.00	60,357,000	
新田ゼラチン	9,100	813.00	7,398,300	貸付有価証券 3,700株(100株)
OATアグリオ	6,100	1,334.00	8,137,400	貸付有価証券 500株
デクセリアルズ	48,200	2,565.00	123,633,000	貸付有価証券 22,600株
アース製薬	15,100	4,900.00	73,990,000	
北興化学工業	16,800	924.00	15,523,200	貸付有価証券 100株
大成ラミック	5,300	2,868.00	15,200,400	
クミアイ化学工業	66,300	894.00	59,272,200	
日本農薬	30,600	687.00	21,022,200	貸付有価証券 700株
アキレス	10,900	1,443.00	15,728,700	
有沢製作所	27,100	1,241.00	33,631,100	貸付有価証券 2,300株
日東電工	121,100	8,470.00	1,025,717,000	
レック	23,700	853.00	20,216,100	
三光合成	21,000	510.00	10,710,000	貸付有価証券 1,800株(1,800株)
きもと	21,800	193.00	4,207,400	貸付有価証券 4,800株
藤森工業	13,200	3,130.00	41,316,000	
前澤化成工業	10,800	1,623.00	17,528,400	貸付有価証券 3,200株
未来工業	6,000	1,775.00	10,650,000	
ウェーブロックホールディングス	4,400	609.00	2,679,600	貸付有価証券 800株(800株)
JSP	11,700	1,569.00	18,357,300	
エフピコ	31,600	3,325.00	105,070,000	
天馬	14,200	2,328.00	33,057,600	
信越ポリマー	30,800	1,478.00	45,522,400	

東リ	33,300	271.00	9,024,300	貸付有価証券 400株
ニフコ	60,200	3,790.00	228,158,000	貸付有価証券 2,300株
バルカー	14,000	3,415.00	47,810,000	
ユニ・チャーム	347,700	5,462.00	1,899,137,400	貸付有価証券 28,000株(15,000 株)
ショーエイコーポレーション	4,300	562.00	2,416,600	貸付有価証券 200株(200株)
協和キリン	201,600	3,085.00	621,936,000	貸付有価証券 11,500株
武田薬品工業	1,476,800	4,516.00	6,669,228,800	貸付有価証券 23,300株
アステラス製薬	1,599,200	2,012.00	3,217,590,400	貸付有価証券 200株
住友ファーマ	123,800	828.00	102,506,400	
塩野義製薬	210,400	6,060.00	1,275,024,000	
わかもと製薬	13,900	247.00	3,433,300	貸付有価証券 300株
日本新薬	39,300	6,180.00	242,874,000	
中外製薬	522,400	3,397.00	1,774,592,800	貸付有価証券 163,200株
科研製薬	28,600	3,720.00	106,392,000	貸付有価証券 500株
エーザイ	203,000	7,751.00	1,573,453,000	貸付有価証券 100株
ロート製薬	161,700	2,812.00	454,700,400	
小野薬品工業	322,000	2,701.00	869,722,000	
久光製薬	37,100	3,680.00	136,528,000	貸付有価証券 3,900株
持田製薬	20,000	3,450.00	69,000,000	貸付有価証券 600株
参天製薬	314,000	1,087.00	341,318,000	
扶桑薬品工業	5,300	2,043.00	10,827,900	貸付有価証券 200株
日本ケミファ	1,500	1,801.00	2,701,500	貸付有価証券 100株
ツムラ	52,500	2,735.00	143,587,500	
キッセイ薬品工業	25,800	2,675.00	69,015,000	
生化学工業	31,800	826.00	26,266,800	
栄研化学	27,100	1,580.00	42,818,000	
鳥居薬品	9,000	3,345.00	30,105,000	
JCRファーマ	56,500	1,473.00	83,224,500	貸付有価証券

				2,000株
東和薬品	25,600	1,904.00	48,742,400	
富士製薬工業	10,800	1,223.00	13,208,400	
ゼリア新薬工業	23,100	2,408.00	55,624,800	貸付有価証券 100株
そーせいグループ	21,100	2,675.00	56,442,500	貸付有価証券 9,900株(9,900株)
第一三共	1,453,800	4,820.00	7,007,316,000	貸付有価証券 15,000株
杏林製薬	36,200	1,726.00	62,481,200	貸付有価証券 200株
大幸薬品	30,200	384.00	11,596,800	貸付有価証券 6,900株
ダイト	11,700	2,543.00	29,753,100	
大塚ホールディングス	381,800	4,484.00	1,711,991,200	貸付有価証券 60,700株
大正製薬ホールディングス	37,100	5,810.00	215,551,000	貸付有価証券 3,900株
ペプチドリーム	80,900	1,879.00	152,011,100	貸付有価証券 18,400株
あすか製薬ホールディングス	17,100	1,241.00	21,221,100	
サワイグループホールディングス	38,100	3,875.00	147,637,500	
日本コークス工業	150,500	90.00	13,545,000	貸付有価証券 3,500株
ニチレキ	19,700	1,657.00	32,642,900	
ユシロ化学工業	8,600	862.00	7,413,200	
ビーピー・カストロール	5,700	903.00	5,147,100	
富士石油	34,100	268.00	9,138,800	貸付有価証券 2,800株
MORESCO	4,800	1,135.00	5,448,000	
出光興産	185,300	2,844.00	526,993,200	
ENEOSホールディングス	2,830,700	474.10	1,342,034,870	
コスモエネルギーホールディングス	66,000	4,350.00	287,100,000	貸付有価証券 200株
横浜ゴム	94,900	2,915.00	276,633,500	貸付有価証券 5,200株
TOYO TIRE	95,900	1,584.00	151,905,600	貸付有価証券 9,800株
ブリヂストン	532,900	5,351.00	2,851,547,900	貸付有価証券 91,800株(7,500株)
住友ゴム工業	163,700	1,213.00	198,568,100	貸付有価証券 2,100株

藤倉コンポジット	10,500	996.00	10,458,000	
オカモト	9,300	4,020.00	37,386,000	
フコク	8,800	1,028.00	9,046,400	貸付有価証券 100株
ニッタ	17,000	3,010.00	51,170,000	
住友理工	32,400	685.00	22,194,000	
三ツ星ベルト	24,300	3,890.00	94,527,000	貸付有価証券 3,500株
バンドー化学	26,400	1,078.00	28,459,200	
日東紡績	18,800	1,870.00	35,156,000	
A G C	169,800	4,995.00	848,151,000	貸付有価証券 26,500株
日本板硝子	85,100	674.00	57,357,400	貸付有価証券 100株
石塚硝子	2,300	1,555.00	3,576,500	
日本山村硝子	5,500	718.00	3,949,000	貸付有価証券 100株
日本電気硝子	68,100	2,584.00	175,970,400	貸付有価証券 700株
オハラ	7,900	1,144.00	9,037,600	貸付有価証券 1,100株 (100株)
住友大阪セメント	23,500	3,735.00	87,772,500	貸付有価証券 100株
太平洋セメント	106,300	2,439.00	259,265,700	貸付有価証券 600株
日本ヒューム	14,600	780.00	11,388,000	
日本コンクリート工業	32,400	251.00	8,132,400	貸付有価証券 900株
三谷セキサン	7,000	4,710.00	32,970,000	
アジアパイルホールディングス	26,100	724.00	18,896,400	
東海カーボン	140,000	1,212.00	169,680,000	貸付有価証券 10,800株
日本カーボン	9,600	4,135.00	39,696,000	貸付有価証券 500株
東洋炭素	10,400	4,125.00	42,900,000	貸付有価証券 500株
ノリタケカンパニーリミテド	8,300	4,585.00	38,055,500	
T O T O	110,100	4,590.00	505,359,000	貸付有価証券 2,500株
日本碍子	197,500	1,768.00	349,180,000	貸付有価証券 1,300株
日本特殊陶業	127,000	2,782.00	353,314,000	貸付有価証券 12,600株

ダントーホールディングス	10,500	642.00	6,741,000	貸付有価証券 5,300株
MARUWA	6,200	17,480.00	108,376,000	貸付有価証券 700株
品川リフクトリーズ	4,700	4,565.00	21,455,500	
黒崎播磨	3,400	6,240.00	21,216,000	
ヨータイ	11,100	1,510.00	16,761,000	
東京窯業	13,600	333.00	4,528,800	貸付有価証券 1,200株
ニッカトー	6,600	630.00	4,158,000	貸付有価証券 1,200株
フジミインコーポレーテッド	13,300	7,050.00	93,765,000	貸付有価証券 1,500株
クニミネ工業	4,300	939.00	4,037,700	
エーアンドエーマテリアル	2,700	919.00	2,481,300	
ニチアス	42,200	2,655.00	112,041,000	貸付有価証券 200株
ニチハ	20,900	2,773.00	57,955,700	
日本製鉄	768,700	2,970.00	2,283,039,000	貸付有価証券 71,400株
神戸製鋼所	345,300	1,032.00	356,349,600	
中山製鋼所	35,300	897.00	31,664,100	貸付有価証券 15,100株
合同製鐵	8,500	3,065.00	26,052,500	
J F Eホールディングス	458,800	1,624.00	745,091,200	貸付有価証券 2,300株
東京製鐵	48,200	1,360.00	65,552,000	貸付有価証券 1,000株
共英製鋼	19,600	1,663.00	32,594,800	
大和工業	28,300	5,350.00	151,405,000	貸付有価証券 200株
東京鐵鋼	8,200	1,815.00	14,883,000	貸付有価証券 100株
大阪製鐵	7,900	1,261.00	9,961,900	貸付有価証券 700株
淀川製鋼所	19,500	2,800.00	54,600,000	貸付有価証券 800株
中部鋼鈹	14,100	2,082.00	29,356,200	
丸一鋼管	52,300	3,025.00	158,207,500	
モリ工業	3,500	3,545.00	12,407,500	貸付有価証券 300株
大同特殊鋼	21,600	5,280.00	114,048,000	
日本高周波鋼業	5,100	358.00	1,825,800	

日本冶金工業	12,500	4,000.00	50,000,000	貸付有価証券 600株
山陽特殊製鋼	17,000	2,370.00	40,290,000	
愛知製鋼	9,900	2,429.00	24,047,100	
日本金属	3,300	939.00	3,098,700	
大平洋金属	12,200	1,876.00	22,887,200	貸付有価証券 400株
新日本電工	109,700	342.00	37,517,400	貸付有価証券 10,000株 (600株)
栗本鐵工所	8,200	1,999.00	16,391,800	
虹技	1,800	1,056.00	1,900,800	
日本鑄鉄管	1,500	1,034.00	1,551,000	
三菱製鋼	10,800	1,139.00	12,301,200	
日亜鋼業	15,500	314.00	4,867,000	貸付有価証券 3,200株
日本精線	2,300	4,550.00	10,465,000	
エンビプロ・ホールディングス	10,500	603.00	6,331,500	貸付有価証券 4,400株 (3,000株)
シンニッタン	16,400	243.00	3,985,200	貸付有価証券 4,600株
新家工業	3,300	2,070.00	6,831,000	貸付有価証券 1,500株 (100株)
大紀アルミニウム工業所	24,400	1,386.00	33,818,400	貸付有価証券 3,700株
日本軽金属ホールディングス	46,300	1,424.00	65,931,200	貸付有価証券 6,800株
三井金属鉱業	49,900	3,230.00	161,177,000	貸付有価証券 100株
東邦亜鉛	10,100	1,854.00	18,725,400	貸付有価証券 900株
三菱マテリアル	114,500	2,218.00	253,961,000	
住友金属鉱山	199,000	5,121.00	1,019,079,000	貸付有価証券 7,300株
DOWAホールディングス	38,600	4,360.00	168,296,000	貸付有価証券 800株
古河機械金属	25,200	1,319.00	33,238,800	貸付有価証券 1,100株
大阪チタニウムテクノロジーズ	25,200	2,971.00	74,869,200	貸付有価証券 3,600株
東邦チタニウム	31,000	2,065.00	64,015,000	貸付有価証券 13,500株
UACJ	24,100	2,694.00	64,925,400	
CKサンエツ	4,100	4,195.00	17,199,500	
古河電気工業	57,200	2,454.00	140,368,800	貸付有価証券 3,700株

住友電気工業	592,800	1,690.00	1,001,832,000	貸付有価証券 4,500株
フジクラ	184,100	905.00	166,610,500	貸付有価証券 1,400株
SWCC	19,200	1,744.00	33,484,800	
タツタ電線	34,900	715.00	24,953,500	貸付有価証券 1,700株
カナレ電気	2,400	1,332.00	3,196,800	貸付有価証券 700株 (700株)
平河ヒューテック	9,900	1,427.00	14,127,300	貸付有価証券 4,100株
リョービ	18,300	1,559.00	28,529,700	
アーレスティ	16,900	531.00	8,973,900	貸付有価証券 1,500株 (1,400株)
アサヒホールディングス	69,400	2,016.00	139,910,400	貸付有価証券 5,900株
稲葉製作所	10,000	1,446.00	14,460,000	
宮地エンジニアリンググループ	4,700	3,785.00	17,789,500	
トーカロ	47,200	1,261.00	59,519,200	
アルファC o	5,600	973.00	5,448,800	貸付有価証券 900株
SUMCO	326,800	1,910.00	624,188,000	貸付有価証券 8,800株
川田テクノロジーズ	4,000	4,030.00	16,120,000	
RS Technologies	11,400	3,105.00	35,397,000	貸付有価証券 200株
ジェイテックコーポレーション	2,000	2,537.00	5,074,000	貸付有価証券 1,000株 (700株)
信和	8,400	718.00	6,031,200	
東洋製罐グループホールディングス	113,600	1,896.00	215,385,600	貸付有価証券 2,000株
ホッカンホールディングス	9,200	1,396.00	12,843,200	貸付有価証券 300株
コロナ	9,600	930.00	8,928,000	
横河ブリッジホールディングス	21,500	2,154.00	46,311,000	
駒井ハルテック	2,500	1,749.00	4,372,500	貸付有価証券 400株
高田機工	1,200	2,633.00	3,159,600	
三和ホールディングス	158,100	1,431.00	226,241,100	貸付有価証券 4,700株
文化シヤッター	49,400	1,115.00	55,081,000	貸付有価証券 23,200株 (16,700株)
三協立山	19,600	679.00	13,308,400	

アルインコ	13,100	1,016.00	13,309,600	
東洋シヤッター	3,500	527.00	1,844,500	
L I X I L	250,100	2,061.00	515,456,100	貸付有価証券 5,700株
日本ファイルコン	9,900	472.00	4,672,800	貸付有価証券 200株
ノーリツ	25,300	1,808.00	45,742,400	貸付有価証券 200株
長府製作所	17,300	2,369.00	40,983,700	
リンナイ	93,400	3,250.00	303,550,000	
ダイニチ工業	7,600	677.00	5,145,200	貸付有価証券 1,300株
日東精工	24,900	597.00	14,865,300	
三洋工業	1,800	1,884.00	3,391,200	
岡部	27,600	815.00	22,494,000	貸付有価証券 100株
ジーテクト	19,100	1,435.00	27,408,500	
東プレ	30,300	1,312.00	39,753,600	貸付有価証券 2,300株
高周波熱錬	26,500	720.00	19,080,000	
東京製綱	10,100	1,171.00	11,827,100	
サンコール	13,600	577.00	7,847,200	貸付有価証券 2,400株
モリテック スチール	11,200	294.00	3,292,800	貸付有価証券 5,200株
パイオラックス	23,700	1,973.00	46,760,100	
エイチワン	17,700	656.00	11,611,200	
日本発條	151,900	965.00	146,583,500	貸付有価証券 1,400株
中央発條	9,500	743.00	7,058,500	
アドバネクス	1,900	1,122.00	2,131,800	貸付有価証券 400株
立川プラインド工業	7,800	1,382.00	10,779,600	貸付有価証券 300株
三益半導体工業	13,300	2,721.00	36,189,300	貸付有価証券 300株
日本ドライケミカル	3,600	1,819.00	6,548,400	
日本製鋼所	46,300	2,465.00	114,129,500	
三浦工業	70,200	3,510.00	246,402,000	貸付有価証券 100株
タクマ	51,600	1,322.00	68,215,200	
ツガミ	37,300	1,352.00	50,429,600	

オークマ	16,800	5,960.00	100,128,000	貸付有価証券 1,100株
芝浦機械	16,800	3,090.00	51,912,000	
アマダ	268,100	1,245.00	333,784,500	貸付有価証券 4,700株
アイダエンジニアリング	34,600	843.00	29,167,800	
TAKI SAWA	3,900	1,340.00	5,226,000	貸付有価証券 500株
F U J I	73,000	2,224.00	162,352,000	貸付有価証券 100株
牧野フライス製作所	18,600	4,795.00	89,187,000	貸付有価証券 100株
オーエスジー	80,200	1,915.00	153,583,000	貸付有価証券 34,000株
ダイジェット工業	1,500	863.00	1,294,500	
旭ダイヤモンド工業	46,900	890.00	41,741,000	貸付有価証券 1,100株
DMG森精機	101,900	2,148.00	218,881,200	貸付有価証券 5,600株 (300株)
ソディック	46,300	749.00	34,678,700	
ディスコ	80,900	16,170.00	1,308,153,000	貸付有価証券 4,800株 (1,700株)
日東工器	8,100	1,894.00	15,341,400	
日進工具	14,000	1,107.00	15,498,000	
パンチ工業	13,500	527.00	7,114,500	
富士ダイス	7,000	730.00	5,110,000	
豊和工業	8,100	874.00	7,079,400	貸付有価証券 2,400株
東洋機械金属	10,300	621.00	6,396,300	貸付有価証券 2,000株
津田駒工業	2,700	491.00	1,325,700	貸付有価証券 1,200株 (300株)
エンシュウ	3,200	674.00	2,156,800	貸付有価証券 100株 (100株)
島精機製作所	26,700	1,852.00	49,448,400	貸付有価証券 3,600株
オプトラン	24,800	2,103.00	52,154,400	
NCホールディングス	3,000	1,748.00	5,244,000	貸付有価証券 100株
イワキポンプ	11,200	1,292.00	14,470,400	
フリュー	17,600	1,168.00	20,556,800	貸付有価証券 300株
ヤマシンフィルタ	40,100	339.00	13,593,900	貸付有価証券 300株
日阪製作所	16,300	913.00	14,881,900	

やまびこ	27,400	1,340.00	36,716,000	
野村マイクロ・サイエンス	5,700	3,870.00	22,059,000	
平田機工	8,000	6,750.00	54,000,000	貸付有価証券 800株
PEGASUS	18,500	618.00	11,433,000	貸付有価証券 3,700株 (2,600株)
マルマエ	8,100	1,626.00	13,170,600	貸付有価証券 3,800株
タツモ	9,200	1,917.00	17,636,400	貸付有価証券 100株
ナブテスコ	105,500	3,195.00	337,072,500	貸付有価証券 6,200株
三井海洋開発	21,100	1,404.00	29,624,400	
レオン自動機	17,700	1,265.00	22,390,500	貸付有価証券 200株
SMC	54,500	68,540.00	3,735,430,000	貸付有価証券 600株
ホソカワミクロン	12,900	2,917.00	37,629,300	
ユニオンツール	7,400	3,215.00	23,791,000	貸付有価証券 100株 (100株)
オイレス工業	23,500	1,703.00	40,020,500	貸付有価証券 1,500株
日精エー・エス・ビー機械	7,600	4,155.00	31,578,000	貸付有価証券 200株
サトーホールディングス	23,900	2,243.00	53,607,700	
技研製作所	17,500	2,132.00	37,310,000	貸付有価証券 800株
日本エアーテック	8,500	1,082.00	9,197,000	
カワタ	4,300	853.00	3,667,900	貸付有価証券 100株
日精樹脂工業	12,500	995.00	12,437,500	貸付有価証券 400株
オカダアイオン	4,600	1,753.00	8,063,800	
ワイエイシイホールディングス	6,300	2,645.00	16,663,500	貸付有価証券 2,500株
小松製作所	787,400	3,273.00	2,577,160,200	貸付有価証券 9,600株
住友重機械工業	99,400	3,240.00	322,056,000	貸付有価証券 15,200株
日立建機	66,900	3,130.00	209,397,000	貸付有価証券 300株
日工	24,900	632.00	15,736,800	
巴工業	7,200	2,456.00	17,683,200	貸付有価証券 1,500株
井関農機	15,700	1,184.00	18,588,800	

TOWA	17,100	2,042.00	34,918,200	貸付有価証券 1,500株
丸山製作所	2,500	1,897.00	4,742,500	
北川鉄工所	6,600	1,094.00	7,220,400	
ローゼ	8,800	9,840.00	86,592,000	貸付有価証券 3,700株(800株)
タカキタ	4,200	461.00	1,936,200	貸付有価証券 1,900株
クボタ	889,300	2,009.50	1,787,048,350	貸付有価証券 245,700株(37,100 株)
荏原実業	8,000	2,943.00	23,544,000	
三菱化工機	5,400	2,378.00	12,841,200	
月島ホールディングス	22,700	1,085.00	24,629,500	貸付有価証券 100株
帝国電機製作所	11,800	2,376.00	28,036,800	
東京機械製作所	3,500	537.00	1,879,500	貸付有価証券 500株(400株)
新東工業	34,000	965.00	32,810,000	
澁谷工業	15,800	2,464.00	38,931,200	
アイチコーポレーション	23,400	802.00	18,766,800	
小森コーポレーション	38,900	1,008.00	39,211,200	
鶴見製作所	12,800	2,239.00	28,659,200	
日本ギア工業	5,000	487.00	2,435,000	
酒井重工業	2,400	4,105.00	9,852,000	貸付有価証券 200株
荏原製作所	68,800	6,030.00	414,864,000	貸付有価証券 7,100株
石井鐵工所	1,700	2,316.00	3,937,200	
西島製作所	14,500	1,570.00	22,765,000	
北越工業	16,900	1,367.00	23,102,300	
ダイキン工業	200,600	23,525.00	4,719,115,000	貸付有価証券 2,100株
オルガノ	23,100	3,270.00	75,537,000	貸付有価証券 4,400株
トーヨーカネツ	6,400	2,653.00	16,979,200	
栗田工業	94,000	6,030.00	566,820,000	貸付有価証券 2,300株
椿本チエイン	23,800	3,295.00	78,421,000	
大同工業	6,000	763.00	4,578,000	貸付有価証券 300株
木村化工機	12,800	712.00	9,113,600	貸付有価証券

				500株
アネスト岩田	28,600	1,014.00	29,000,400	貸付有価証券 200株
ダイフク	260,000	2,446.00	635,960,000	貸付有価証券 8,600株
サムコ	5,500	5,280.00	29,040,000	貸付有価証券 500株
加藤製作所	7,000	1,170.00	8,190,000	貸付有価証券 500株
油研工業	2,200	2,043.00	4,494,600	貸付有価証券 100株
タダノ	88,600	1,048.00	92,852,800	貸付有価証券 4,100株
フジテック	58,900	3,555.00	209,389,500	貸付有価証券 9,600株
CKD	46,500	2,050.00	95,325,000	貸付有価証券 1,800株
平和	55,900	2,663.00	148,861,700	
理想科学工業	14,900	2,399.00	35,745,100	貸付有価証券 100株
SANKYO	33,000	5,860.00	193,380,000	
日本金銭機械	18,500	1,242.00	22,977,000	貸付有価証券 6,400株
マースグループホールディングス	9,900	3,155.00	31,234,500	貸付有価証券 300株
フクシマガリレイ	12,400	4,965.00	61,566,000	貸付有価証券 100株
オーイズミ	5,600	560.00	3,136,000	貸付有価証券 2,300株
ダイコク電機	9,200	3,085.00	28,382,000	貸付有価証券 4,300株
竹内製作所	30,500	3,520.00	107,360,000	貸付有価証券 700株
アマノ	47,700	2,707.00	129,123,900	貸付有価証券 8,800株
JUKI	26,000	626.00	16,276,000	貸付有価証券 100株
ジャノメ	17,000	623.00	10,591,000	貸付有価証券 1,400株
マックス	20,700	2,159.00	44,691,300	
グローリー	40,300	2,892.00	116,547,600	貸付有価証券 100株
新晃工業	16,900	1,762.00	29,777,800	貸付有価証券 100株
大和冷機工業	25,700	1,395.00	35,851,500	貸付有価証券 1,700株
セガサミーホールディングス	135,100	2,538.00	342,883,800	貸付有価証券 600株

日本ピストンリング	5,000	1,347.00	6,735,000	貸付有価証券 500株(100株)
リケン	6,600	2,676.00	17,661,600	
T P R	19,200	1,344.00	25,804,800	
ツバキ・ナカシマ	41,400	945.00	39,123,000	貸付有価証券 100株
ホシザキ	108,200	4,740.00	512,868,000	貸付有価証券 19,000株
大豊工業	14,500	692.00	10,034,000	貸付有価証券 1,000株
日本精工	308,700	759.00	234,303,300	貸付有価証券 1,800株
N T N	331,300	327.00	108,335,100	貸付有価証券 1,600株
ジェイテクト	149,500	1,032.00	154,284,000	
不二越	12,400	3,810.00	47,244,000	貸付有価証券 1,400株
日本トムソン	41,200	583.00	24,019,600	
T H K	97,000	3,025.00	293,425,000	貸付有価証券 7,800株
ユーシン精機	13,300	793.00	10,546,900	
前澤給装工業	11,800	1,045.00	12,331,000	
イーグル工業	18,600	1,282.00	23,845,200	
前澤工業	8,500	737.00	6,264,500	
日本ピラー工業	15,600	3,675.00	57,330,000	貸付有価証券 2,800株
キッツ	61,900	907.00	56,143,300	貸付有価証券 1,700株
マキタ	209,100	3,165.00	661,801,500	貸付有価証券 16,400株
三井E & S	77,800	447.00	34,776,600	貸付有価証券 5,500株
日立造船	137,700	860.00	118,422,000	
三菱重工業	293,900	5,164.00	1,517,699,600	
I H I	105,900	3,395.00	359,530,500	貸付有価証券 600株
サノヤスホールディングス	20,000	131.00	2,620,000	貸付有価証券 600株
スター精密	31,700	1,747.00	55,379,900	貸付有価証券 100株
日清紡ホールディングス	136,800	1,030.00	140,904,000	貸付有価証券 1,500株
イビデン	96,400	5,080.00	489,712,000	貸付有価証券 12,200株
コニカミノルタ	375,300	549.00	206,039,700	貸付有価証券

				3,000株
ブラザー工業	224,500	2,074.00	465,613,000	
ミネベアミツミ	292,300	2,436.00	712,042,800	貸付有価証券 13,700株
日立製作所	817,200	7,776.00	6,354,547,200	
東芝	323,400	4,415.00	1,427,811,000	貸付有価証券 3,300株 (3,300株)
三菱電機	1,736,900	1,629.50	2,830,278,550	貸付有価証券 1,200株
富士電機	102,200	5,160.00	527,352,000	貸付有価証券 4,700株
東洋電機製造	4,800	1,018.00	4,886,400	貸付有価証券 400株
安川電機	199,100	5,520.00	1,099,032,000	貸付有価証券 41,100株 (2,900株)
シンフォニアテクノロジー	18,500	1,601.00	29,618,500	
明電舎	25,500	1,821.00	46,435,500	
オリジン	3,300	1,247.00	4,115,100	貸付有価証券 700株
山洋電気	7,300	6,100.00	44,530,000	貸付有価証券 200株
デンヨー	12,800	1,769.00	22,643,200	
PHCホールディングス	23,400	1,433.00	33,532,200	貸付有価証券 200株
ソシオネクスト	17,300	11,230.00	194,279,000	貸付有価証券 8,100株
東芝テック	25,100	3,885.00	97,513,500	
芝浦メカトロニクス	3,200	15,500.00	49,600,000	貸付有価証券 500株
マブチモーター	41,700	3,980.00	165,966,000	貸付有価証券 19,500株 (2,600株)
ニデック	408,900	6,624.00	2,708,553,600	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,300	516.00	6,346,800	
トレックス・セミコンダクター	7,900	2,286.00	18,059,400	貸付有価証券 3,700株 (3,700株)
東光高岳	10,100	2,268.00	22,906,800	貸付有価証券 2,700株
ダブル・スコープ	54,900	1,122.00	61,597,800	貸付有価証券 25,800株 (14,600株)
ダイヘン	15,200	4,450.00	67,640,000	
ヤーマン	29,000	1,190.00	34,510,000	貸付有価証券 13,600株 (2,000株)
JVCケンウッド	153,100	387.00	59,249,700	貸付有価証券

				25,000株
ミマキエンジニアリング	15,900	650.00	10,335,000	
I-P E X	9,300	1,392.00	12,945,600	貸付有価証券 500株
大崎電気工業	39,900	551.00	21,984,900	
オムロン	154,000	7,664.00	1,180,256,000	
日東工業	22,700	2,644.00	60,018,800	貸付有価証券 1,000株
I D E C	24,800	3,265.00	80,972,000	
正興電機製作所	5,600	1,052.00	5,891,200	
不二電機工業	3,000	1,099.00	3,297,000	貸付有価証券 100株
ジーエス・ユアサコー ポレーション	55,200	2,270.00	125,304,000	貸付有価証券 800株
サクサホールディングス	3,100	1,856.00	5,753,600	貸付有価証券 400株
メルコホールディングス	4,500	3,320.00	14,940,000	
テクノメディカ	4,100	1,800.00	7,380,000	
ダイヤモンドエレクトロ ニックホールディング	5,700	889.00	5,067,300	貸付有価証券 2,600株(100株)
日本電気	237,700	5,100.00	1,212,270,000	
富士通	167,400	18,160.00	3,039,984,000	
沖電気工業	76,000	731.00	55,556,000	貸付有価証券 100株
岩崎通信機	6,500	792.00	5,148,000	
電気興業	6,800	2,262.00	15,381,600	貸付有価証券 100株
サンケン電気	15,600	11,100.00	173,160,000	
ナカヨ	2,400	1,150.00	2,760,000	
アイホン	10,200	2,088.00	21,297,600	
ルネサスエレクトロニク ス	1,096,500	1,822.50	1,998,371,250	貸付有価証券 397,400株
セイコーエプソン	223,800	1,993.00	446,033,400	貸付有価証券 19,500株
ワコム	127,800	675.00	86,265,000	貸付有価証券 11,500株
アルバック	39,900	5,500.00	219,450,000	貸付有価証券 5,100株
アクセル	5,600	1,521.00	8,517,600	
E I Z O	12,300	4,410.00	54,243,000	貸付有価証券 500株
日本信号	38,300	1,102.00	42,206,600	

京三製作所	35,200	422.00	14,854,400	
能美防災	22,700	1,712.00	38,862,400	
ホーチキ	12,500	1,577.00	19,712,500	
星和電機	5,900	484.00	2,855,600	貸付有価証券 100株
エレコム	40,200	1,269.00	51,013,800	
パナソニック ホールディングス	1,985,100	1,289.00	2,558,793,900	
シャープ	202,400	959.00	194,101,600	貸付有価証券 87,500株
アンリツ	118,400	1,234.00	146,105,600	
富士通ゼネラル	47,600	3,820.00	181,832,000	
ソニーグループ	1,177,000	12,285.00	14,459,445,000	貸付有価証券 7,700株
TDK	266,100	4,560.00	1,213,416,000	貸付有価証券 200株
帝国通信工業	7,600	1,550.00	11,780,000	
タムラ製作所	72,100	788.00	56,814,800	貸付有価証券 10,000株
アルプスアルパイン	150,100	1,209.00	181,470,900	貸付有価証券 13,300株
池上通信機	4,700	639.00	3,003,300	
日本電波工業	20,100	1,198.00	24,079,800	貸付有価証券 6,000株 (1,100株)
鈴木	9,000	997.00	8,973,000	
メイコー	18,300	2,719.00	49,757,700	貸付有価証券 200株
日本トリム	3,800	2,884.00	10,959,200	
ローランド ディー. ジー.	9,500	3,390.00	32,205,000	
フォスター電機	15,600	1,155.00	18,018,000	
SMK	4,000	2,510.00	10,040,000	
ヨコオ	13,400	2,011.00	26,947,400	
ティアック	23,000	116.00	2,668,000	貸付有価証券 2,400株
ホシデン	39,200	1,742.00	68,286,400	
ヒロセ電機	27,800	18,210.00	506,238,000	
日本航空電子工業	34,500	2,432.00	83,904,000	貸付有価証券 10,500株 (9,500株)
TOA	19,100	841.00	16,063,100	貸付有価証券 100株
マクセル	36,500	1,513.00	55,224,500	

古野電気	21,800	899.00	19,598,200	貸付有価証券 1,500株
スミダコーポレーション	15,400	1,689.00	26,010,600	
アイコム	6,500	2,740.00	17,810,000	貸付有価証券 200株
リオン	6,900	1,958.00	13,510,200	
横河電機	183,900	2,176.00	400,166,400	貸付有価証券 1,900株
新電元工業	6,400	3,410.00	21,824,000	貸付有価証券 1,500株
アズビル	116,200	3,675.00	427,035,000	貸付有価証券 3,300株
東亜ディーケーケー	6,900	831.00	5,733,900	貸付有価証券 700株 (300株)
日本光電工業	76,900	3,710.00	285,299,000	貸付有価証券 5,000株
チノー	6,900	2,091.00	14,427,900	貸付有価証券 1,400株
共和電業	13,800	359.00	4,954,200	貸付有価証券 100株
日本電子材料	11,000	1,439.00	15,829,000	
堀場製作所	37,100	7,500.00	278,250,000	貸付有価証券 4,000株
アドバンテスト	131,100	11,770.00	1,543,047,000	貸付有価証券 500株
小野測器	5,500	498.00	2,739,000	
エスペック	13,300	2,014.00	26,786,200	
キーエンス	166,500	62,330.00	10,377,945,000	貸付有価証券 19,200株
日置電機	8,700	9,400.00	81,780,000	貸付有価証券 400株
シスメックス	143,500	8,958.00	1,285,473,000	
日本マイクロニクス	27,400	1,276.00	34,962,400	
メガチップス	13,700	3,280.00	44,936,000	
OBARA GROUP	7,800	3,995.00	31,161,000	貸付有価証券 4,000株 (4,000株)
澤藤電機	1,700	1,165.00	1,980,500	
原田工業	6,500	807.00	5,245,500	貸付有価証券 2,600株
コーセル	20,000	1,087.00	21,740,000	貸付有価証券 200株
イリソ電子工業	15,300	4,760.00	72,828,000	貸付有価証券 1,300株
オプテックスグループ	30,500	1,978.00	60,329,000	貸付有価証券 700株

千代田インテグレ	5,800	2,309.00	13,392,200	
レーザーテック	76,300	20,325.00	1,550,797,500	貸付有価証券 35,800株
スタンレー電気	118,400	2,979.00	352,713,600	貸付有価証券 4,600株
岩崎電気	5,400	4,455.00	24,057,000	
ウシオ電機	84,500	1,655.00	139,847,500	
岡谷電機産業	11,400	301.00	3,431,400	貸付有価証券 900株
ヘリオス テクノ ホールディング	13,600	549.00	7,466,400	貸付有価証券 6,300株 (1,400株)
エノモト	3,800	1,668.00	6,338,400	貸付有価証券 100株
日本セラミック	16,900	2,704.00	45,697,600	貸付有価証券 500株
遠藤照明	6,600	997.00	6,580,200	貸付有価証券 300株
古河電池	12,200	1,128.00	13,761,600	貸付有価証券 100株
双信電機	6,000	387.00	2,322,000	
山一電機	14,500	1,826.00	26,477,000	貸付有価証券 900株
函研	14,500	3,485.00	50,532,500	貸付有価証券 800株
日本電子	41,700	4,040.00	168,468,000	
カシオ計算機	124,000	1,286.00	159,464,000	貸付有価証券 2,000株
ファナック	816,600	4,632.00	3,782,491,200	貸付有価証券 9,400株
日本シイエムケイ	35,300	451.00	15,920,300	
エンプラス	4,800	4,785.00	22,968,000	
大真空	20,300	703.00	14,270,900	貸付有価証券 6,500株 (4,300株)
ローム	76,900	10,680.00	821,292,000	
浜松ホトニクス	133,500	7,210.00	962,535,000	貸付有価証券 6,200株
三井ハイテック	17,200	8,010.00	137,772,000	貸付有価証券 7,300株
新光電気工業	58,900	3,880.00	228,532,000	貸付有価証券 3,100株
京セラ	258,500	6,983.00	1,805,105,500	
太陽誘電	81,000	4,120.00	333,720,000	
村田製作所	504,600	7,726.00	3,898,539,600	貸付有価証券 5,600株
双葉電子工業	31,700	523.00	16,579,100	

北陸電気工業	5,500	1,221.00	6,715,500	貸付有価証券 700株
ニチコン	34,000	1,285.00	43,690,000	貸付有価証券 7,400株
日本ケミコン	16,400	2,042.00	33,488,800	
KOA	25,200	1,734.00	43,696,800	貸付有価証券 3,300株
市光工業	24,000	522.00	12,528,000	
小糸製作所	200,100	2,467.00	493,646,700	貸付有価証券 2,600株
ミツバ	31,200	576.00	17,971,200	
SCREENホールディングス	28,400	11,170.00	317,228,000	貸付有価証券 900株
キャノン電子	18,400	1,906.00	35,070,400	
キャノン	912,900	2,974.00	2,714,964,600	貸付有価証券 276,300株
リコー	417,200	1,065.00	444,318,000	貸付有価証券 30,700株
象印マホービン	49,700	1,729.00	85,931,300	貸付有価証券 4,900株(100株)
MUTOHホールディングス	2,000	1,669.00	3,338,000	貸付有価証券 100株
東京エレクトロン	352,200	15,290.00	5,385,138,000	貸付有価証券 2,500株
イノテック	11,100	1,359.00	15,084,900	
トヨタ紡織	70,100	2,103.00	147,420,300	
芦森工業	2,700	1,361.00	3,674,700	貸付有価証券 100株
ユニプレス	29,900	915.00	27,358,500	
豊田自動織機	121,600	7,560.00	919,296,000	
モリタホールディングス	29,200	1,378.00	40,237,600	貸付有価証券 100株
三櫻工業	25,400	665.00	16,891,000	貸付有価証券 500株
デンソー	343,200	7,541.00	2,588,071,200	貸付有価証券 4,300株
東海理化電機製作所	46,900	1,648.00	77,291,200	貸付有価証券 900株
川崎重工業	125,400	2,930.00	367,422,000	貸付有価証券 4,200株
名村造船所	37,900	384.00	14,553,600	貸付有価証券 16,600株
日本車輛製造	6,400	2,069.00	13,241,600	
三菱ロジスネクスト	26,600	952.00	25,323,200	貸付有価証券 100株

近畿車輛	2,100	1,476.00	3,099,600	貸付有価証券 500株
日産自動車	2,363,600	485.10	1,146,582,360	貸付有価証券 39,100株
いすゞ自動車	483,700	1,557.00	753,120,900	
トヨタ自動車	9,136,500	1,798.00	16,427,427,000	貸付有価証券 59,900株
日野自動車	214,500	554.00	118,833,000	貸付有価証券 6,200株
三菱自動車工業	649,100	505.00	327,795,500	貸付有価証券 252,500株
エフテック	10,200	730.00	7,446,000	貸付有価証券 2,300株
レシップホールディングス	5,800	472.00	2,737,600	貸付有価証券 100株
GMB	2,900	1,200.00	3,480,000	
ファルテック	2,300	591.00	1,359,300	
武蔵精密工業	40,700	1,758.00	71,550,600	貸付有価証券 6,000株
日産車体	29,400	894.00	26,283,600	貸付有価証券 4,300株
新明和工業	52,300	1,179.00	61,661,700	
極東開発工業	29,300	1,685.00	49,370,500	貸付有価証券 2,800株
トピー工業	13,500	1,864.00	25,164,000	貸付有価証券 600株
ティラド	4,200	2,339.00	9,823,800	
タチエス	26,300	1,185.00	31,165,500	
NOK	64,600	1,763.00	113,889,800	貸付有価証券 19,700株 (500株)
フタバ産業	44,600	442.00	19,713,200	
KYB	16,000	4,160.00	66,560,000	貸付有価証券 1,200株
大同メタル工業	32,500	514.00	16,705,000	
プレス工業	74,300	531.00	39,453,300	貸付有価証券 12,600株
ミクニ	16,900	337.00	5,695,300	貸付有価証券 2,200株
太平洋工業	38,200	1,136.00	43,395,200	貸付有価証券 1,700株
河西工業	19,700	191.00	3,762,700	貸付有価証券 2,100株 (1,500株)
アイシン	128,300	3,650.00	468,295,000	貸付有価証券 5,000株
マツダ	550,400	1,183.00	651,123,200	貸付有価証券 2,600株

今仙電機製作所	9,300	735.00	6,835,500	貸付有価証券 500株 (500株)
本田技研工業	1,352,500	3,492.00	4,722,930,000	
スズキ	305,600	4,628.00	1,414,316,800	貸付有価証券 8,200株
SUBARU	526,500	2,115.00	1,113,547,500	貸付有価証券 3,200株
安永	6,400	1,025.00	6,560,000	貸付有価証券 3,000株 (2,400株)
ヤマハ発動機	261,500	3,450.00	902,175,000	貸付有価証券 64,200株 (8,700株)
TBK	14,600	276.00	4,029,600	貸付有価証券 5,400株
エクセディ	27,200	1,898.00	51,625,600	
豊田合成	48,600	2,212.00	107,503,200	
愛三工業	27,500	853.00	23,457,500	
盟和産業	2,100	989.00	2,076,900	
日本プラスト	11,600	413.00	4,790,800	貸付有価証券 500株
ヨロズ	15,600	864.00	13,478,400	
エフ・シー・シー	29,500	1,677.00	49,471,500	
シマノ	68,100	22,975.00	1,564,597,500	貸付有価証券 6,200株 (1,300株)
テイ・エス テック	76,200	1,704.00	129,844,800	
ジャムコ	8,000	1,357.00	10,856,000	貸付有価証券 900株 (800株)
テルモ	511,800	3,997.00	2,045,664,600	貸付有価証券 900株
クリエートメディック	4,800	913.00	4,382,400	
日機装	38,700	945.00	36,571,500	
日本エム・ディ・エム	9,900	1,009.00	9,989,100	
島津製作所	202,600	4,220.00	854,972,000	貸付有価証券 5,100株
JMS	15,400	528.00	8,131,200	貸付有価証券 100株
クボテック	3,400	206.00	700,400	貸付有価証券 1,400株 (100株)
長野計器	12,100	1,285.00	15,548,500	
パイ・テクノロジー	8,100	3,040.00	24,624,000	貸付有価証券 200株
東京計器	12,800	1,218.00	15,590,400	貸付有価証券 3,800株
愛知時計電機	6,500	1,571.00	10,211,500	

インターアクション	7,900	1,372.00	10,838,800	貸付有価証券 200株
オーバル	13,000	426.00	5,538,000	貸付有価証券 3,200株 (2,200株)
東京精密	36,500	5,170.00	188,705,000	貸付有価証券 2,000株
マニー	73,200	1,811.00	132,565,200	貸付有価証券 100株
ニコン	258,700	1,346.00	348,210,200	貸付有価証券 9,900株
トプコン	87,600	1,915.00	167,754,000	貸付有価証券 2,900株
オリンパス	1,040,200	2,449.00	2,547,449,800	貸付有価証券 200株
理研計器	10,300	5,110.00	52,633,000	
タムロン	12,400	3,060.00	37,944,000	貸付有価証券 1,200株
HOYA	355,400	13,910.00	4,943,614,000	貸付有価証券 5,400株
シード	7,500	567.00	4,252,500	貸付有価証券 200株
ノーリツ鋼機	15,800	2,223.00	35,123,400	貸付有価証券 3,300株
A&Dホロンホールディングス	24,300	1,371.00	33,315,300	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
朝日インテック	185,900	2,422.00	450,249,800	貸付有価証券 1,700株
シチズン時計	182,900	747.00	136,626,300	貸付有価証券 45,900株 (5,900株)
リズム	4,600	1,983.00	9,121,800	貸付有価証券 300株
大研医器	11,100	484.00	5,372,400	貸付有価証券 1,800株
メニコン	57,100	2,817.00	160,850,700	貸付有価証券 3,300株
シンシア	1,400	577.00	807,800	貸付有価証券 600株 (600株)
松風	7,500	2,148.00	16,110,000	貸付有価証券 600株 (600株)
セイコーグループ	25,800	2,900.00	74,820,000	
ニプロ	138,700	1,026.00	142,306,200	貸付有価証券 7,000株
KYORITSU	22,000	151.00	3,322,000	貸付有価証券 1,900株
中本パックス	4,500	1,560.00	7,020,000	貸付有価証券 400株
スノーピーク	28,500	2,057.00	58,624,500	貸付有価証券 13,300株 (2,600株)

パラマウントベッドホールディングス	38,400	2,361.00	90,662,400	貸付有価証券 2,700株
トランザクション	12,800	1,609.00	20,595,200	貸付有価証券 600株
粧美堂	4,000	378.00	1,512,000	貸付有価証券 2,000株
ニホンフラッシュ	15,600	1,003.00	15,646,800	
前田工織	14,100	3,255.00	45,895,500	貸付有価証券 6,400株 (6,300株)
永大産業	15,700	222.00	3,485,400	貸付有価証券 3,000株
アートネイチャー	17,100	767.00	13,115,700	
バンダイナムコホールディングス	455,800	3,007.00	1,370,590,600	
アイフィスジャパン	4,100	613.00	2,513,300	貸付有価証券 200株
SHOEI	35,100	2,550.00	89,505,000	
フランスベッドホールディングス	20,600	1,065.00	21,939,000	
パイロットコーポレーション	26,000	4,455.00	115,830,000	
萩原工業	11,100	1,351.00	14,996,100	貸付有価証券 5,200株
フジシールインターナショナル	33,700	1,488.00	50,145,600	
タカラトミー	76,800	1,499.00	115,123,200	
広済堂ホールディングス	9,900	2,631.00	26,046,900	貸付有価証券 4,000株 (1,800株)
エステールホールディングス	3,400	606.00	2,060,400	
タカノ	5,500	718.00	3,949,000	貸付有価証券 2,500株
プロネクサス	13,800	984.00	13,579,200	
ホクシン	11,300	140.00	1,582,000	貸付有価証券 4,600株 (1,100株)
ウッドワン	4,900	1,131.00	5,541,900	貸付有価証券 500株
大建工業	10,100	2,318.00	23,411,800	
凸版印刷	217,600	2,778.00	604,492,800	貸付有価証券 900株
大日本印刷	197,400	3,825.00	755,055,000	貸付有価証券 5,100株
共同印刷	4,700	2,778.00	13,056,600	
NISSHA	31,600	1,841.00	58,175,600	貸付有価証券 1,700株
光村印刷	1,200	1,215.00	1,458,000	貸付有価証券

				400 株
TAKARA & COMPANY	10,600	2,376.00	25,185,600	貸付有価証券 4,900 株
アシックス	153,600	3,890.00	597,504,000	貸付有価証券 12,800 株
ツツミ	2,900	2,231.00	6,469,900	
ローランド	12,200	4,025.00	49,105,000	
小松ウオール工業	6,100	2,001.00	12,206,100	
ヤマハ	104,900	5,280.00	553,872,000	貸付有価証券 800 株
河合楽器製作所	4,500	3,060.00	13,770,000	
クリナップ	18,600	731.00	13,596,600	
ピジョン	106,000	2,046.00	216,876,000	貸付有価証券 5,000 株
兼松サステック	400	2,244.00	897,600	
キングジム	14,700	917.00	13,479,900	貸付有価証券 6,900 株
リンテック	33,400	2,209.00	73,780,600	
イトーキ	34,100	776.00	26,461,600	貸付有価証券 1,400 株
任天堂	1,050,500	5,591.00	5,873,345,500	貸付有価証券 16,800 株
三菱鉛筆	23,600	1,722.00	40,639,200	
タカラスタンダード	32,200	1,591.00	51,230,200	貸付有価証券 1,100 株
コクヨ	80,100	1,900.00	152,190,000	貸付有価証券 800 株
ナカバヤシ	17,900	480.00	8,592,000	貸付有価証券 400 株
グローブライト	13,400	2,451.00	32,843,400	
オカムラ	50,100	1,383.00	69,288,300	貸付有価証券 300 株
美津濃	16,500	3,275.00	54,037,500	貸付有価証券 400 株
東京電力ホールディングス	1,499,900	500.00	749,950,000	貸付有価証券 185,200 株
中部電力	613,100	1,474.00	903,709,400	
関西電力	642,500	1,347.00	865,447,500	
中国電力	265,000	705.00	186,825,000	貸付有価証券 2,700 株
北陸電力	157,100	636.00	99,915,600	貸付有価証券 8,900 株
東北電力	406,800	708.00	288,014,400	貸付有価証券 5,500 株

四国電力	142,000	799.00	113,458,000	
九州電力	383,600	806.00	309,181,600	貸付有価証券 1,700株
北海道電力	160,800	510.00	82,008,000	貸付有価証券 1,300株
沖縄電力	39,000	1,117.00	43,563,000	貸付有価証券 2,400株
電源開発	125,300	2,185.00	273,780,500	
エフオン	10,800	648.00	6,998,400	
イーレックス	29,600	1,774.00	52,510,400	貸付有価証券 600株
レノバ	44,300	2,003.00	88,732,900	貸付有価証券 4,200株
東京瓦斯	351,800	2,672.00	940,009,600	貸付有価証券 700株
大阪瓦斯	337,100	2,196.00	740,271,600	
東邦瓦斯	65,500	2,518.00	164,929,000	
北海道瓦斯	9,900	1,947.00	19,275,300	
広島ガス	35,100	355.00	12,460,500	
西部ガスホールディングス	15,600	1,824.00	28,454,400	
静岡ガス	37,900	1,163.00	44,077,700	貸付有価証券 700株
メタウォーター	20,800	1,822.00	37,897,600	
SBSホールディングス	14,800	3,305.00	48,914,000	貸付有価証券 2,200株
東武鉄道	182,800	3,435.00	627,918,000	貸付有価証券 200株
相鉄ホールディングス	55,000	2,405.00	132,275,000	貸付有価証券 1,400株
東急	466,600	1,890.00	881,874,000	貸付有価証券 16,900株
京浜急行電鉄	188,700	1,329.00	250,782,300	
小田急電鉄	252,200	1,887.00	475,901,400	貸付有価証券 11,500株
京王電鉄	88,000	5,040.00	443,520,000	貸付有価証券 3,500株
京成電鉄	107,300	4,710.00	505,383,000	貸付有価証券 7,600株
富士急行	20,500	5,080.00	104,140,000	貸付有価証券 200株
東日本旅客鉄道	282,200	7,754.00	2,188,178,800	
西日本旅客鉄道	212,600	5,946.00	1,264,119,600	
東海旅客鉄道	128,200	16,665.00	2,136,453,000	

西武ホールディングス	201,300	1,504.00	302,755,200	
鴻池運輸	28,300	1,577.00	44,629,100	
西日本鉄道	44,400	2,475.00	109,890,000	貸付有価証券 3,200株
ハマキョウレックス	13,000	3,375.00	43,875,000	
サカイ引越センター	7,900	4,620.00	36,498,000	
近鉄グループホールディングス	166,100	4,565.00	758,246,500	貸付有価証券 7,100株
阪急阪神ホールディングス	221,500	4,210.00	932,515,000	貸付有価証券 6,800株
南海電気鉄道	79,400	3,090.00	245,346,000	貸付有価証券 600株
京阪ホールディングス	68,700	3,745.00	257,281,500	
神戸電鉄	4,500	3,190.00	14,355,000	
名古屋鉄道	183,600	2,162.00	396,943,200	
山陽電気鉄道	12,500	2,371.00	29,637,500	貸付有価証券 5,800株
アルプス物流	13,200	1,296.00	17,107,200	
ヤマトホールディングス	212,700	2,321.00	493,676,700	貸付有価証券 100株
山九	42,300	4,740.00	200,502,000	
丸運	7,200	248.00	1,785,600	貸付有価証券 1,300株
丸全昭和運輸	10,300	3,385.00	34,865,500	
センコーグループホールディングス	88,000	959.00	84,392,000	
トナミホールディングス	3,600	4,495.00	16,182,000	
ニッコンホールディングス	53,200	2,559.00	136,138,800	貸付有価証券 300株
日本石油輸送	1,500	2,630.00	3,945,000	
福山通運	12,600	3,565.00	44,919,000	
セイノーホールディングス	103,400	1,485.00	153,549,000	貸付有価証券 100株
エスライン	4,100	810.00	3,321,000	
神奈川中央交通	4,700	3,260.00	15,322,000	
AZ-COM丸和ホールディングス	40,100	1,997.00	80,079,700	貸付有価証券 3,900株
C&Fロジホールディングス	16,000	1,298.00	20,768,000	
九州旅客鉄道	117,500	3,080.00	361,900,000	
S Gホールディングス	318,800	1,940.00	618,472,000	
NIPPON EXPR	62,000	7,860.00	487,320,000	貸付有価証券

E S Sホールディング				8,100株
日本郵船	444,400	3,283.00	1,458,965,200	貸付有価証券 6,900株
商船三井	292,800	3,385.00	991,128,000	貸付有価証券 9,300株
川崎汽船	141,500	3,305.00	467,657,500	貸付有価証券 1,900株
N Sユナイテッド海運	8,900	4,320.00	38,448,000	貸付有価証券 1,500株
明治海運	14,300	629.00	8,994,700	貸付有価証券 6,700株
飯野海運	61,000	1,030.00	62,830,000	貸付有価証券 9,300株
共栄タンカー	2,700	920.00	2,484,000	貸付有価証券 100株
乾汽船	21,100	1,758.00	37,093,800	貸付有価証券 9,900株 (1,400株)
日本航空	408,000	2,612.00	1,065,696,000	貸付有価証券 7,700株
A N Aホールディングス	452,000	2,957.50	1,336,790,000	貸付有価証券 82,500株
パスコ	2,900	1,463.00	4,242,700	
トランコム	4,800	7,390.00	35,472,000	貸付有価証券 500株
日新	12,600	2,114.00	26,636,400	
三菱倉庫	35,700	3,265.00	116,560,500	貸付有価証券 600株
三井倉庫ホールディングス	15,500	3,980.00	61,690,000	貸付有価証券 400株
住友倉庫	45,600	2,261.00	103,101,600	貸付有価証券 800株
澁澤倉庫	6,600	2,246.00	14,823,600	
東陽倉庫	19,600	283.00	5,546,800	貸付有価証券 2,700株
日本トランスシティ	33,400	647.00	21,609,800	
ケイヒン	2,600	1,666.00	4,331,600	
中央倉庫	8,000	1,075.00	8,600,000	
川西倉庫	2,500	1,020.00	2,550,000	貸付有価証券 1,000株
安田倉庫	11,300	1,034.00	11,684,200	
ファイブホールディングス	2,700	1,406.00	3,796,200	
東洋埠頭	4,200	1,393.00	5,850,600	貸付有価証券 300株
上組	79,700	2,868.00	228,579,600	

サンリツ	3,300	748.00	2,468,400	
キムラユニティー	7,000	1,022.00	7,154,000	
キューソー流通システム	8,800	997.00	8,773,600	貸付有価証券 4,100株
東海運	8,600	308.00	2,648,800	貸付有価証券 3,500株 (1,500株)
エーアイテイー	10,400	1,561.00	16,234,400	貸付有価証券 3,200株
内外トランスライン	6,000	2,650.00	15,900,000	
日本コンセプト	5,200	1,647.00	8,564,400	
NEC ネットエスアイ	55,700	1,636.00	91,125,200	
クロスキャット	9,500	1,206.00	11,457,000	貸付有価証券 1,200株
システナ	280,600	279.00	78,287,400	
デジタルアーツ	10,600	5,140.00	54,484,000	
日鉄ソリューションズ	28,500	3,580.00	102,030,000	貸付有価証券 1,400株
キューブシステム	9,900	1,163.00	11,513,700	貸付有価証券 3,400株
コア	7,400	1,606.00	11,884,400	
手間いらず	2,800	4,825.00	13,510,000	
ラクーンホールディングス	13,800	761.00	10,501,800	貸付有価証券 2,600株
ソリトンシステムズ	8,600	1,045.00	8,987,000	
ソフトクリエイトホールディングス	13,700	1,707.00	23,385,900	
T I S	182,500	3,685.00	672,512,500	貸付有価証券 3,900株
J N S ホールディングス	6,800	380.00	2,584,000	貸付有価証券 300株
グリーン	44,700	701.00	31,334,700	貸付有価証券 200株
GMOペパボ	2,400	1,811.00	4,346,400	
コーエーテクモホールディングス	104,600	2,309.00	241,521,400	貸付有価証券 1,700株
三菱総合研究所	8,200	5,010.00	41,082,000	
ボルテージ	4,200	310.00	1,302,000	貸付有価証券 100株 (100株)
電算	1,700	1,740.00	2,958,000	貸付有価証券 100株
A G S	6,200	714.00	4,426,800	貸付有価証券 800株
ファインデックス	13,200	622.00	8,210,400	

ブレインパッド	12,500	687.00	8,587,500	貸付有価証券 1,500株
K L a b	33,200	378.00	12,549,600	貸付有価証券 12,800株 (2,100株)
ポールトゥウィンホール ディングス	28,500	900.00	25,650,000	貸付有価証券 1,100株
ネクソン	432,000	3,110.00	1,343,520,000	貸付有価証券 69,800株
アイスタイル	48,500	564.00	27,354,000	貸付有価証券 22,700株 (4,700株)
エムアップホールディン グス	20,400	1,192.00	24,316,800	貸付有価証券 9,500株
エイチーム	12,300	676.00	8,314,800	貸付有価証券 800株
エニグモ	21,200	437.00	9,264,400	貸付有価証券 500株
テクノスジャパン	12,200	552.00	6,734,400	
e n i s h	11,200	459.00	5,140,800	貸付有価証券 3,800株 (1,100株)
コロプラ	64,700	630.00	40,761,000	貸付有価証券 7,300株
オルトプラス	11,300	196.00	2,214,800	貸付有価証券 4,100株
ブロードリーフ	97,500	423.00	41,242,500	貸付有価証券 6,200株
クロス・マーケティング グループ	8,900	675.00	6,007,500	貸付有価証券 500株 (200株)
デジタルハーツホールデ ィングス	10,400	1,453.00	15,111,200	
システム情報	14,700	799.00	11,745,300	貸付有価証券 100株
メディアドゥ	6,700	1,421.00	9,520,700	
じげん	48,700	484.00	23,570,800	貸付有価証券 400株
ブイキューブ	20,000	507.00	10,140,000	貸付有価証券 4,100株
エンカレッジ・テクノロ ジ	3,400	531.00	1,805,400	
サイバーリンクス	4,700	914.00	4,295,800	
ディー・エル・イー	10,600	237.00	2,512,200	貸付有価証券 1,800株
フィックスターズ	18,800	1,405.00	26,414,000	
CARTA HOLD I NGS	7,800	1,434.00	11,185,200	貸付有価証券 1,200株
オブティム	13,700	918.00	12,576,600	
セレス	6,700	1,391.00	9,319,700	貸付有価証券 1,400株

SHIFT	12,200	25,250.00	308,050,000	貸付有価証券 2,400株
ティーガイア	17,400	1,651.00	28,727,400	
セック	2,000	3,255.00	6,510,000	
テクマトリックス	30,500	1,609.00	49,074,500	
プロシップ	7,300	1,388.00	10,132,400	
ガンホー・オンライン・ エンターテイメント	51,100	2,565.00	131,071,500	貸付有価証券 19,800株
GMOペイメントゲート ウェイ	38,100	10,790.00	411,099,000	貸付有価証券 2,200株
ザッパラス	4,100	380.00	1,558,000	貸付有価証券 1,400株 (800株)
システムリサーチ	5,200	2,432.00	12,646,400	
インターネットイニシア ティブ	93,100	2,767.00	257,607,700	
さくらインターネット	18,700	616.00	11,519,200	
ヴィンクス	4,400	1,345.00	5,918,000	貸付有価証券 300株
GMOグローバルサイ ン・ホールディングス	5,100	3,760.00	19,176,000	貸付有価証券 200株 (100株)
SRAホールディングス	8,500	3,015.00	25,627,500	
システムインテグレータ	4,400	439.00	1,931,600	
朝日ネット	17,900	585.00	10,471,500	
eBASE	23,500	671.00	15,768,500	貸付有価証券 1,600株
アバントグループ	21,100	1,395.00	29,434,500	貸付有価証券 200株
アドソル日進	7,000	1,741.00	12,187,000	
ODKソリューションズ	3,300	616.00	2,032,800	
フリービット	8,700	1,494.00	12,997,800	貸付有価証券 4,000株
コムチュア	22,100	2,016.00	44,553,600	
サイバーコム	2,400	1,545.00	3,708,000	
アステリア	13,100	642.00	8,410,200	貸付有価証券 5,600株 (3,600株)
アイル	9,300	2,505.00	23,296,500	
マークラインズ	9,000	2,397.00	21,573,000	貸付有価証券 500株
メディカル・データ・ビ ジョン	24,900	845.00	21,040,500	貸付有価証券 2,000株
gumi	24,400	708.00	17,275,200	貸付有価証券 10,900株
ショーケース	3,400	309.00	1,050,600	

モバイルファクトリー	3,100	914.00	2,833,400	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
テラスカイ	7,200	2,705.00	19,476,000	貸付有価証券 2,300株(100株)
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	9,600	1,616.00	15,513,600	
P C I ホールディングス	6,200	1,014.00	6,286,800	貸付有価証券 700株(400株)
アイビーシー	2,300	599.00	1,377,700	貸付有価証券 1,000株(900株)
ネオジャパン	5,600	903.00	5,056,800	
P R T I M E S	4,200	1,446.00	6,073,200	貸付有価証券 1,200株
ラクス	78,900	2,060.00	162,534,000	
ランドコンピュータ	3,600	1,066.00	3,837,600	
ダブルスタンダード	6,800	1,996.00	13,572,800	貸付有価証券 3,000株
オープンドア	11,700	1,532.00	17,924,400	貸付有価証券 5,400株(2,900株)
マイネット	4,800	325.00	1,560,000	
アカツキ	7,900	2,196.00	17,348,400	
ベネフィットジャパン	900	1,257.00	1,131,300	
U b i c o mホールディングス	5,200	2,095.00	10,894,000	
カナミックネットワーク	24,000	476.00	11,424,000	貸付有価証券 300株(200株)
ノムラシステムコーポレーション	13,900	113.00	1,570,700	
チェンジホールディングス	40,900	2,389.00	97,710,100	貸付有価証券 5,900株
シンクロ・フード	9,400	481.00	4,521,400	貸付有価証券 400株(300株)
オークネット	8,200	1,509.00	12,373,800	貸付有価証券 3,500株
キャピタル・アセット・プランニング	2,800	718.00	2,010,400	
セグエグループ	4,100	770.00	3,157,000	
エイトレッド	2,200	1,452.00	3,194,400	
マクロミル	32,700	896.00	29,299,200	
ビーグリー	2,500	1,236.00	3,090,000	貸付有価証券 100株
オロ	5,000	2,410.00	12,050,000	貸付有価証券 300株
ユーザーローカル	6,000	2,076.00	12,456,000	貸付有価証券 2,800株(1,000株)

テモナ	2,800	292.00	817,600	貸付有価証券 600株
ニーズウェル	4,600	1,079.00	4,963,400	
マネーフォワード	40,200	5,720.00	229,944,000	貸付有価証券 9,200株
サインポスト	5,700	523.00	2,981,100	貸付有価証券 900株(800株)
Sun Asterisk	8,900	989.00	8,802,100	
電算システムホールディングス	8,100	2,632.00	21,319,200	
Appier Group	47,400	1,543.00	73,138,200	貸付有価証券 2,900株
ソルクシーズ	12,000	354.00	4,248,000	貸付有価証券 100株
フェイス	4,100	504.00	2,066,400	貸付有価証券 500株
プロトコーポレーション	20,900	1,200.00	25,080,000	
ハイマックス	5,200	1,414.00	7,352,800	
野村総合研究所	342,400	3,275.00	1,121,360,000	貸付有価証券 400株
サイバネットシステム	14,000	858.00	12,012,000	貸付有価証券 2,200株
CEホールディングス	7,600	547.00	4,157,200	貸付有価証券 300株(200株)
日本システム技術	6,200	1,994.00	12,362,800	貸付有価証券 1,000株
インテージホールディングス	18,900	1,556.00	29,408,400	貸付有価証券 1,300株(1,300株)
東邦システムサイエンス	4,100	1,118.00	4,583,800	
ソースネクスト	84,800	224.00	18,995,200	貸付有価証券 35,600株(7,100株)
インフォコム	21,500	2,388.00	51,342,000	貸付有価証券 1,300株
シンプレクス・ホールディングス	28,400	2,322.00	65,944,800	
HEROZ	5,600	1,137.00	6,367,200	貸付有価証券 2,600株(600株)
ラクスル	47,200	1,335.00	63,012,000	貸付有価証券 15,400株(10,700株)
メルカリ	75,300	2,350.00	176,955,000	貸付有価証券 29,100株
I P S	5,400	2,463.00	13,300,200	貸付有価証券 900株(900株)
F I G	17,100	289.00	4,941,900	貸付有価証券 7,900株

システムサポート	6,500	1,993.00	12,954,500	
イーソル	10,700	910.00	9,737,000	
アルテリア・ネットワークス	15,600	1,285.00	20,046,000	
東海ソフト	2,200	1,030.00	2,266,000	
ウイングアーク1st	17,200	2,114.00	36,360,800	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	4,500	1,580.00	7,110,000	
サーバーワークス	3,400	1,958.00	6,657,200	貸付有価証券 300株(300株)
東名	1,100	2,075.00	2,282,500	貸付有価証券 500株
ヴィッツ	1,500	1,150.00	1,725,000	
トビラシステムズ	3,700	976.00	3,611,200	貸付有価証券 200株(200株)
S a n s a n	54,600	1,829.00	99,863,400	貸付有価証券 4,400株
L i n k - U	2,800	984.00	2,755,200	
ギフトィ	18,100	2,190.00	39,639,000	貸付有価証券 700株
メドレー	16,800	3,575.00	60,060,000	
ベース	5,700	5,840.00	33,288,000	
J M D C	27,400	4,885.00	133,849,000	貸付有価証券 1,400株
フォーカスシステムズ	12,200	1,025.00	12,505,000	
クレスコ	12,900	1,783.00	23,000,700	貸付有価証券 200株
フジ・メディア・ホールディングス	160,300	1,242.00	199,092,600	貸付有価証券 5,400株
オービック	55,800	21,320.00	1,189,656,000	
ジャストシステム	24,000	3,595.00	86,280,000	貸付有価証券 1,600株
T D C ソフト	14,100	1,443.00	20,346,300	
Zホールディングス	2,374,900	375.30	891,299,970	貸付有価証券 232,600株
トレンドマイクロ	96,400	6,760.00	651,664,000	貸付有価証券 14,100株(700株)
I Dホールディングス	11,200	1,001.00	11,211,200	
日本オラクル	31,900	9,310.00	296,989,000	貸付有価証券 400株
アルファシステムズ	5,200	4,120.00	21,424,000	
フューチャー	41,500	1,880.00	78,020,000	
C A C H o l d i n g	10,200	1,702.00	17,360,400	

s				
S Bテクノロジー	7,100	2,132.00	15,137,200	
トーセ	3,900	734.00	2,862,600	貸付有価証券 100株
オービックビジネスコン サルタント	32,800	5,030.00	164,984,000	貸付有価証券 800株
伊藤忠テクノソリューシ ョンズ	89,600	3,330.00	298,368,000	貸付有価証券 100株
アイティフォー	22,000	862.00	18,964,000	
東計電算	2,300	6,460.00	14,858,000	
エックスネット	2,100	1,004.00	2,108,400	
大塚商会	94,600	4,900.00	463,540,000	貸付有価証券 24,300株
サイボウズ	23,000	2,769.00	63,687,000	貸付有価証券 100株
電通国際情報サービス	20,300	5,060.00	102,718,000	
A C C E S S	19,700	849.00	16,725,300	
デジタルガレージ	29,600	4,590.00	135,864,000	貸付有価証券 1,400株
EMシステムズ	27,800	802.00	22,295,600	貸付有価証券 2,500株
ウェザーニューズ	5,200	6,830.00	35,516,000	貸付有価証券 1,500株
C I J	27,700	548.00	15,179,600	貸付有価証券 800株
ビジネスエンジニアリン グ	3,100	3,335.00	10,338,500	貸付有価証券 1,000株 (300株)
日本エンタープライズ	15,300	141.00	2,157,300	貸付有価証券 100株
WOWOW	9,400	1,256.00	11,806,400	貸付有価証券 3,200株
スカラ	15,400	753.00	11,596,200	
インテリジェント ウェ イブ	7,900	705.00	5,569,500	
WOW WORLD G R O U P	1,400	1,497.00	2,095,800	貸付有価証券 400株 (100株)
I M A G I C A G R O U P	13,900	616.00	8,562,400	貸付有価証券 2,300株 (800株)
ネットワンシステムズ	62,200	3,165.00	196,863,000	
システムソフト	58,100	80.00	4,648,000	貸付有価証券 400株
アルゴグラフィックス	15,300	3,800.00	58,140,000	
マーベラス	27,100	671.00	18,184,100	
エイベックス	28,300	1,561.00	44,176,300	

B I P R O G Y	61,400	3,250.00	199,550,000	貸付有価証券 2,200株
都築電気	8,800	1,520.00	13,376,000	
T B S ホールディングス	85,400	2,022.00	172,678,800	貸付有価証券 7,900株
日本テレビホールディングス	147,700	1,196.00	176,649,200	貸付有価証券 300株
朝日放送グループホールディングス	15,600	667.00	10,405,200	貸付有価証券 200株
テレビ朝日ホールディングス	40,500	1,551.00	62,815,500	貸付有価証券 600株
スカパー J S A T ホールディングス	148,000	534.00	79,032,000	
テレビ東京ホールディングス	12,000	2,561.00	30,732,000	
日本BS放送	5,300	894.00	4,738,200	貸付有価証券 1,200株
ビジョン	22,000	1,609.00	35,398,000	
スマートバリュー	3,600	416.00	1,497,600	
USEN-NEXT HOLDINGS	15,000	2,954.00	44,310,000	貸付有価証券 1,300株
ワイヤレスゲート	6,400	230.00	1,472,000	貸付有価証券 500株 (500株)
日本通信	154,000	244.00	37,576,000	貸付有価証券 100株
クロップス	2,400	1,216.00	2,918,400	
日本電信電話	2,138,300	4,040.00	8,638,732,000	貸付有価証券 2,200株
KDDI	1,289,500	4,115.00	5,306,292,500	貸付有価証券 12,200株
ソフトバンク	2,680,800	1,517.00	4,066,773,600	貸付有価証券 20,100株
光通信	19,600	18,170.00	356,132,000	貸付有価証券 300株
エムティーアイ	15,200	513.00	7,797,600	貸付有価証券 5,300株
GMOインターネットグループ	62,000	2,644.00	163,928,000	貸付有価証券 5,600株
ファイバーゲート	9,000	1,142.00	10,278,000	
アイドママーケティングコミュニケーション	3,400	285.00	969,000	
KADOKAWA	88,200	2,864.00	252,604,800	貸付有価証券 6,700株
学研ホールディングス	27,800	874.00	24,297,200	貸付有価証券 800株
ゼンリン	28,500	862.00	24,567,000	

昭文社ホールディングス	6,300	297.00	1,871,100	貸付有価証券 2,600株(500株)
インプレスホールディングス	13,000	222.00	2,886,000	
アイネット	10,100	1,313.00	13,261,300	貸付有価証券 400株
松竹	9,500	12,020.00	114,190,000	
東宝	104,400	5,290.00	552,276,000	貸付有価証券 10,500株
東映	4,600	18,320.00	84,272,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	523,600	1,850.00	968,660,000	貸付有価証券 15,600株
ピー・シー・エー	9,600	1,224.00	11,750,400	貸付有価証券 700株
ビジネスブレイン太田昭和	7,100	2,015.00	14,306,500	
D T S	35,500	3,235.00	114,842,500	貸付有価証券 400株
スクウェア・エニックス・ホールディングス	83,900	6,420.00	538,638,000	
シーイーシー	23,400	1,354.00	31,683,600	貸付有価証券 100株
カブコン	165,800	4,910.00	814,078,000	貸付有価証券 3,300株
アイ・エス・ビー	8,500	1,184.00	10,064,000	
ジャステック	10,200	1,227.00	12,515,400	
S C S K	136,200	1,980.00	269,676,000	
N S W	6,500	2,083.00	13,539,500	
アイネス	11,700	1,320.00	15,444,000	
T K C	29,900	3,670.00	109,733,000	貸付有価証券 200株
富士ソフト	18,900	7,890.00	149,121,000	
N S D	59,500	2,475.00	147,262,500	貸付有価証券 1,200株
コナミグループ	71,400	6,490.00	463,386,000	貸付有価証券 3,500株
福井コンピュータホールディングス	11,600	2,640.00	30,624,000	貸付有価証券 100株
J B C Cホールディングス	12,200	2,160.00	26,352,000	
ミロク情報サービス	15,200	1,672.00	25,414,400	貸付有価証券 900株
ソフトバンクグループ	964,900	5,054.00	4,876,604,600	貸付有価証券 29,700株
高千穂交易	5,600	2,321.00	12,997,600	貸付有価証券 2,800株

オルバヘルスケアホールディングス	2,300	1,790.00	4,117,000	貸付有価証券 100株
伊藤忠食品	4,000	5,330.00	21,320,000	
エレマテック	15,800	1,736.00	27,428,800	
あらた	13,500	4,185.00	56,497,500	
トーマンデバイス	2,500	6,360.00	15,900,000	
東京エレクトロン デバイス	6,500	8,330.00	54,145,000	貸付有価証券 300株
円谷フィールズホールディングス	30,200	1,834.00	55,386,800	貸付有価証券 6,300株
双日	186,900	2,871.00	536,589,900	
アルフレッサ ホールディングス	176,700	1,911.00	337,673,700	貸付有価証券 8,600株
横浜冷凍	47,900	1,066.00	51,061,400	貸付有価証券 2,700株
神栄	2,100	1,010.00	2,121,000	貸付有価証券 100株
ラサ商事	7,200	1,425.00	10,260,000	貸付有価証券 300株 (300株)
アルコニックス	23,200	1,386.00	32,155,200	
神戸物産	136,200	3,855.00	525,051,000	貸付有価証券 7,500株
ハイパー	2,900	453.00	1,313,700	
あい ホールディングス	28,200	2,361.00	66,580,200	
ディーブイエックス	4,300	997.00	4,287,100	貸付有価証券 1,900株
ダイワボウホールディングス	71,900	2,504.00	180,037,600	
マクニカホールディングス	43,100	3,670.00	158,177,000	
ラクト・ジャパン	6,800	2,054.00	13,967,200	貸付有価証券 2,800株
グリムス	7,300	2,171.00	15,848,300	貸付有価証券 200株
バイタルケーエスケー・ホールディングス	25,700	950.00	24,415,000	
八洲電機	14,200	1,300.00	18,460,000	貸付有価証券 600株
メディアスホールディングス	11,300	829.00	9,367,700	貸付有価証券 2,900株 (300株)
レスターホールディングス	16,800	2,173.00	36,506,400	
ジュテックホールディングス	3,600	1,193.00	4,294,800	
大光	6,600	630.00	4,158,000	貸付有価証券 3,100株 (400株)

OCCHIホールディングス	3,600	1,231.00	4,431,600	貸付有価証券 100株
TOKAIホールディングス	86,900	883.00	76,732,700	貸付有価証券 7,400株
黒谷	4,300	601.00	2,584,300	貸付有価証券 1,300株(800株)
Cominix	3,100	761.00	2,359,100	
三洋貿易	18,000	1,282.00	23,076,000	
ビューティガレージ	2,800	3,785.00	10,598,000	貸付有価証券 1,300株
ウイン・パートナーズ	12,800	1,013.00	12,966,400	
ミタチ産業	4,000	1,359.00	5,436,000	
シップヘルスケアホールディングス	63,300	2,404.00	152,173,200	貸付有価証券 200株
明治電機工業	6,500	1,196.00	7,774,000	
デリカフーズホールディングス	6,100	605.00	3,690,500	
スターティアホールディングス	3,100	1,358.00	4,209,800	
コメダホールディングス	43,100	2,593.00	111,758,300	
ピーバンドットコム	2,200	530.00	1,166,000	
アセンテック	5,900	596.00	3,516,400	
富士興産	3,500	1,185.00	4,147,500	貸付有価証券 400株(400株)
協栄産業	1,400	2,113.00	2,958,200	
フルサト・マルカホールディングス	17,500	2,639.00	46,182,500	
ヤマエグループホールディングス	9,900	2,123.00	21,017,700	
小野建	16,200	1,511.00	24,478,200	貸付有価証券 900株
南陽	3,000	2,275.00	6,825,000	
佐鳥電機	9,800	1,587.00	15,552,600	貸付有価証券 3,700株(2,700株)
エコートレーディング	3,000	750.00	2,250,000	貸付有価証券 100株
伯東	10,100	4,470.00	45,147,000	貸付有価証券 2,700株(800株)
コンドーテック	13,500	1,015.00	13,702,500	
中山福	8,300	336.00	2,788,800	貸付有価証券 2,600株(1,000株)
ナガイレーベン	22,200	2,083.00	46,242,600	
三菱食品	16,300	3,375.00	55,012,500	

松田産業	13,400	2,244.00	30,069,600	
第一興商	68,100	2,398.00	163,303,800	貸付有価証券 1,900株
メディopalホールディングス	168,300	2,056.00	346,024,800	
S P K	7,800	1,731.00	13,501,800	
萩原電気ホールディングス	6,700	3,225.00	21,607,500	
アズワン	25,100	5,600.00	140,560,000	貸付有価証券 1,600株
スズデン	6,200	2,514.00	15,586,800	
尾家産業	3,700	1,163.00	4,303,100	貸付有価証券 1,300株
シモジマ	12,100	1,140.00	13,794,000	
ドウシシャ	18,600	2,082.00	38,725,200	貸付有価証券 2,100株
小津産業	3,500	1,752.00	6,132,000	貸付有価証券 1,600株 (600株)
高速	9,100	2,130.00	19,383,000	
たけびし	6,700	1,710.00	11,457,000	
リックス	3,200	2,646.00	8,467,200	貸付有価証券 300株 (200株)
丸文	15,700	1,225.00	19,232,500	貸付有価証券 1,600株
ハピネット	15,000	1,900.00	28,500,000	
橋本総業ホールディングス	7,000	1,114.00	7,798,000	
日本ライフライン	51,600	925.00	47,730,000	貸付有価証券 1,000株
タカショー	15,300	684.00	10,465,200	貸付有価証券 1,500株
I D O M	53,200	787.00	41,868,400	貸付有価証券 3,500株
進和	11,700	2,120.00	24,804,000	貸付有価証券 1,000株 (300株)
エスケイジャパン	3,800	560.00	2,128,000	
ダイトロン	6,900	2,622.00	18,091,800	
シークス	25,100	1,357.00	34,060,700	貸付有価証券 100株
田中商事	4,400	639.00	2,811,600	貸付有価証券 300株
オーハシテクニカ	8,500	1,576.00	13,396,000	貸付有価証券 300株
白銅	6,400	2,646.00	16,934,400	
ダイコー通産	1,600	1,233.00	1,972,800	

伊藤忠商事	1,084,800	4,466.00	4,844,716,800	
丸紅	1,373,800	1,935.00	2,658,303,000	
高島	2,400	2,871.00	6,890,400	貸付有価証券 200株(200株)
長瀬産業	80,700	2,088.00	168,501,600	
蝶理	9,400	2,531.00	23,791,400	
豊田通商	154,200	5,720.00	882,024,000	貸付有価証券 2,100株
三共生興	25,300	572.00	14,471,600	
兼松	68,400	1,732.00	118,468,800	貸付有価証券 600株
ツカモトコーポレーション	2,200	1,478.00	3,251,600	
三井物産	1,288,100	4,197.00	5,406,155,700	
日本紙パルプ商事	9,300	5,140.00	47,802,000	
カメイ	18,700	1,518.00	28,386,600	
東都水産	800	6,650.00	5,320,000	貸付有価証券 400株
OUGホールディングス	2,300	2,451.00	5,637,300	貸付有価証券 200株
スターゼン	13,400	2,312.00	30,980,800	
山善	47,400	1,037.00	49,153,800	
椿本興業	2,800	4,135.00	11,578,000	
住友商事	1,090,300	2,441.50	2,661,967,450	貸付有価証券 400株
内田洋行	7,800	5,020.00	39,156,000	
三菱商事	1,100,700	4,972.00	5,472,680,400	
第一実業	6,200	5,680.00	35,216,000	
キャノンマーケティング ジャパン	40,800	3,185.00	129,948,000	貸付有価証券 2,400株
西華産業	6,900	2,173.00	14,993,700	
佐藤商事	12,200	1,413.00	17,238,600	貸付有価証券 1,000株
菱洋エレクトロ	15,000	2,511.00	37,665,000	貸付有価証券 100株
東京産業	16,100	835.00	13,443,500	貸付有価証券 500株
ユアサ商事	15,800	3,885.00	61,383,000	貸付有価証券 1,200株
神鋼商事	4,400	5,860.00	25,784,000	
トルク	8,400	220.00	1,848,000	貸付有価証券 1,200株

阪和興業	31,600	4,175.00	131,930,000	
正栄食品工業	11,700	4,120.00	48,204,000	貸付有価証券 5,400株
カナデン	14,200	1,206.00	17,125,200	
RYODEN	14,200	2,032.00	28,854,400	貸付有価証券 6,600株
岩谷産業	40,100	6,450.00	258,645,000	貸付有価証券 4,400株
ナイス	4,200	1,330.00	5,586,000	貸付有価証券 600株
ニチモウ	1,900	3,055.00	5,804,500	貸付有価証券 100株 (100株)
極東貿易	10,500	1,502.00	15,771,000	貸付有価証券 300株 (100株)
アステナホールディングス	30,400	442.00	13,436,800	貸付有価証券 1,900株
三愛オブリ	46,500	1,377.00	64,030,500	
稲畑産業	35,500	2,722.00	96,631,000	
G S Iクレオス	10,200	1,838.00	18,747,600	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
明和産業	23,400	700.00	16,380,000	貸付有価証券 3,100株
クワザワホールディングス	5,000	465.00	2,325,000	貸付有価証券 1,900株
ワキタ	32,400	1,341.00	43,448,400	貸付有価証券 400株
東邦ホールディングス	43,800	2,630.00	115,194,000	貸付有価証券 10,200株
サンゲツ	44,200	2,219.00	98,079,800	
ミツウロコグループホールディングス	22,600	1,341.00	30,306,600	
シナネンホールディングス	5,700	3,525.00	20,092,500	貸付有価証券 100株
伊藤忠エネクス	43,600	1,121.00	48,875,600	
サンリオ	49,900	6,280.00	313,372,000	
サンワテクノス	9,000	1,874.00	16,866,000	
リョーサン	18,700	3,185.00	59,559,500	
新光商事	23,700	1,193.00	28,274,100	
トーヨー	7,500	2,261.00	16,957,500	
三信電気	7,100	2,264.00	16,074,400	貸付有価証券 1,200株
東陽テクニカ	19,500	1,404.00	27,378,000	
モスフードサービス	25,900	3,120.00	80,808,000	貸付有価証券 2,000株

加賀電子	14,300	4,810.00	68,783,000	
ソーダニッカ	11,400	819.00	9,336,600	貸付有価証券 4,200株
立花エレテック	12,800	2,026.00	25,932,800	
フォーバル	6,900	1,165.00	8,038,500	
PALTAC	27,700	5,230.00	144,871,000	貸付有価証券 1,400株
三谷産業	30,700	322.00	9,885,400	貸付有価証券 1,600株
太平洋興発	5,400	863.00	4,660,200	貸付有価証券 1,500株 (600株)
西本Wismettac ホールディングス	4,500	3,810.00	17,145,000	貸付有価証券 100株
ヤマシタヘルスケアホー ルディングス	1,300	2,250.00	2,925,000	
コア商事ホールディン グス	9,900	730.00	7,227,000	貸付有価証券 400株 (400株)
KPPグループホールデ ィングス	41,000	653.00	26,773,000	貸付有価証券 10,700株 (1,700株)
ヤマタネ	7,800	1,704.00	13,291,200	
丸紅建材リース	1,400	1,979.00	2,770,600	
日鉄物産	12,100	9,280.00	112,288,000	
泉州電業	8,800	3,285.00	28,908,000	貸付有価証券 3,000株
トラスコ中山	37,000	2,235.00	82,695,000	
オートバックスセブン	61,300	1,509.00	92,501,700	
モリト	12,600	1,058.00	13,330,800	貸付有価証券 100株
加藤産業	21,400	3,525.00	75,435,000	
北恵	3,500	738.00	2,583,000	貸付有価証券 1,600株
イエローハット	31,100	1,869.00	58,125,900	
JKホールディングス	13,900	1,045.00	14,525,500	
日伝	10,400	1,977.00	20,560,800	貸付有価証券 200株
北沢産業	8,300	434.00	3,602,200	貸付有価証券 400株
杉本商事	7,800	2,045.00	15,951,000	
因幡電機産業	45,600	3,005.00	137,028,000	
東テック	5,900	4,370.00	25,783,000	貸付有価証券 200株
ミスミグループ本社	265,700	3,280.00	871,496,000	
アルテック	8,700	258.00	2,244,600	貸付有価証券

				500株
タキヒヨー	3,800	1,002.00	3,807,600	貸付有価証券 200株
蔵王産業	2,600	2,267.00	5,894,200	
スズケン	54,800	3,790.00	207,692,000	貸付有価証券 200株
ジェコス	10,500	932.00	9,786,000	
グローセル	18,800	409.00	7,689,200	
ローソン	43,700	6,010.00	262,637,000	貸付有価証券 3,500株
サンエー	13,400	4,555.00	61,037,000	貸付有価証券 100株
カワチ薬品	13,800	2,311.00	31,891,800	貸付有価証券 300株
エービーシー・マート	25,700	7,970.00	204,829,000	
ハードオフコーポレーション	6,300	1,391.00	8,763,300	貸付有価証券 300株
アスクル	36,400	1,818.00	66,175,200	貸付有価証券 8,400株
ゲオホールディングス	17,200	1,628.00	28,001,600	貸付有価証券 600株
アダストリア	21,300	2,578.00	54,911,400	
ジーフット	7,900	278.00	2,196,200	貸付有価証券 4,100株
シー・ヴィ・エス・ベイ エリア	2,000	491.00	982,000	
くら寿司	20,600	3,345.00	68,907,000	貸付有価証券 9,600株 (1,400株)
キャンドゥ	6,300	2,418.00	15,233,400	貸付有価証券 1,900株
I Kホールディングス	5,000	399.00	1,995,000	貸付有価証券 2,000株 (300株)
パルグループホールディングス	17,300	3,405.00	58,906,500	貸付有価証券 600株
エディオン	69,700	1,314.00	91,585,800	貸付有価証券 29,900株 (17,300 株)
サーラコーポレーション	37,000	760.00	28,120,000	
ワッツ	7,600	696.00	5,289,600	
ハローズ	8,000	3,175.00	25,400,000	貸付有価証券 1,000株
フジオフードグループ本 社	14,600	1,393.00	20,337,800	貸付有価証券 200株
あみやき亭	4,300	3,650.00	15,695,000	貸付有価証券 2,000株
ひらまつ	33,500	259.00	8,676,500	貸付有価証券

				8,800株(4,400株)
大黒天物産	5,400	5,380.00	29,052,000	貸付有価証券 2,500株(900株)
ハニーズホールディングス	13,900	1,564.00	21,739,600	貸付有価証券 6,500株
ファーマライズホールディングス	3,400	628.00	2,135,200	貸付有価証券 1,600株
アルペン	14,500	2,050.00	29,725,000	貸付有価証券 6,800株
ハブ	5,100	789.00	4,023,900	貸付有価証券 1,000株
クオールホールディングス	24,200	1,229.00	29,741,800	貸付有価証券 1,000株
ジーンズホールディングス	10,400	3,040.00	31,616,000	貸付有価証券 4,800株
ビックカメラ	117,100	1,140.00	133,494,000	貸付有価証券 44,100株(700株)
DCMホールディングス	107,500	1,427.00	153,402,500	
MonotaRO	249,600	1,953.00	487,468,800	貸付有価証券 44,200株
東京一番フーズ	3,600	494.00	1,778,400	
DDホールディングス	10,100	1,190.00	12,019,000	貸付有価証券 3,100株(100株)
きちりホールディングス	3,700	793.00	2,934,100	貸付有価証券 1,800株
アークランドサービスホールディングス	14,400	2,758.00	39,715,200	貸付有価証券 5,500株
J.フロントリテイリング	218,900	1,457.00	318,937,300	貸付有価証券 6,800株
ドトール・日レスホールディングス	31,200	2,160.00	67,392,000	貸付有価証券 600株
マツキヨココカラ&カンパニー	106,700	7,300.00	778,910,000	貸付有価証券 300株
ブロンコビリー	9,400	2,683.00	25,220,200	貸付有価証券 4,400株
ZOZO	116,300	3,060.00	355,878,000	
トレジャー・ファクトリー	9,700	1,848.00	17,925,600	貸付有価証券 1,600株(1,000株)
物語コーポレーション	29,400	2,803.00	82,408,200	貸付有価証券 13,800株(300株)
三越伊勢丹ホールディングス	296,400	1,518.00	449,935,200	貸付有価証券 800株
Hamme	6,100	1,018.00	6,209,800	貸付有価証券 2,800株
マーケットエンタープライズ	1,600	1,275.00	2,040,000	貸付有価証券 400株(400株)
ウエルシアホールディングス	91,300	2,802.00	255,822,600	貸付有価証券 1,900株

クリエイトSDホールディングス	29,100	3,315.00	96,466,500	貸付有価証券 800株
丸善CHIホールディングス	18,400	352.00	6,476,800	貸付有価証券 8,100株
ミサワ	2,800	622.00	1,741,600	
ティーライフ	2,100	1,319.00	2,769,900	貸付有価証券 1,000株
エー・ピーホールディングス	3,200	782.00	2,502,400	貸付有価証券 1,500株
チムニー	4,800	1,336.00	6,412,800	貸付有価証券 2,100株
シュッピン	13,100	882.00	11,554,200	貸付有価証券 3,900株 (1,000株)
オイシックス・ラ・大地	23,700	2,577.00	61,074,900	貸付有価証券 7,900株 (3,500株)
ネクステージ	40,200	2,389.00	96,037,800	貸付有価証券 18,800株 (2,800株)
ジョイフル本田	52,300	1,788.00	93,512,400	貸付有価証券 19,300株
鳥貴族ホールディングス	6,500	2,226.00	14,469,000	
ホットランド	13,500	1,540.00	20,790,000	貸付有価証券 6,300株 (600株)
すかいらくホールディングス	240,600	1,822.00	438,373,200	貸付有価証券 99,000株
SFPホールディングス	9,600	2,032.00	19,507,200	
綿半ホールディングス	13,600	1,422.00	19,339,200	
ヨシックスホールディングス	3,100	2,195.00	6,804,500	貸付有価証券 100株
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	57,400	1,120.00	64,288,000	貸付有価証券 4,600株 (900株)
ゴルフダイジェスト・オンライン	8,000	920.00	7,360,000	貸付有価証券 3,700株 (1,700株)
BEENOS	10,000	1,920.00	19,200,000	貸付有価証券 3,700株
あさひ	14,700	1,293.00	19,007,100	貸付有価証券 100株
日本調剤	12,000	1,206.00	14,472,000	貸付有価証券 3,300株 (2,900株)
コスモス薬品	17,400	12,900.00	224,460,000	貸付有価証券 800株
トーエル	6,900	818.00	5,644,200	貸付有価証券 3,400株 (200株)
セブン&アイ・ホールディングス	606,700	5,980.00	3,628,066,000	貸付有価証券 202,300株
クリエイト・レストランツ・ホールディング	132,400	995.00	131,738,000	
ツルハホールディングス	37,000	8,710.00	322,270,000	貸付有価証券

				7,900株
サンマルクホールディングス	14,200	1,833.00	26,028,600	
フェリシモ	3,500	1,006.00	3,521,000	貸付有価証券 300株(200株)
トリドールホールディングス	43,800	2,896.00	126,844,800	貸付有価証券 16,800株
TOKYO BASE	18,100	447.00	8,090,700	貸付有価証券 1,800株(1,800株)
ウイルプラスホールディングス	2,500	1,063.00	2,657,500	貸付有価証券 500株(500株)
JMホールディングス	14,900	1,964.00	29,263,600	
サツドラホールディングス	7,100	883.00	6,269,300	貸付有価証券 3,300株(1,400株)
アレンザホールディングス	13,200	992.00	13,094,400	
串カツ田中ホールディングス	4,700	1,709.00	8,032,300	貸付有価証券 700株
バロックジャパンリミテッド	11,400	890.00	10,146,000	貸付有価証券 1,400株
クスリのアオキホールディングス	15,700	6,440.00	101,108,000	
力の源ホールディングス	9,000	1,491.00	13,419,000	
FOOD & LIFE COMPANIE	101,100	3,320.00	335,652,000	貸付有価証券 300株
メディカルシステムネットワーク	15,300	406.00	6,211,800	
一家ホールディングス	3,500	619.00	2,166,500	
ジャパクラフトホールディングス	4,600	573.00	2,635,800	貸付有価証券 1,800株(100株)
はるやまホールディングス	6,600	471.00	3,108,600	貸付有価証券 3,100株
ノジマ	57,400	1,435.00	82,369,000	貸付有価証券 500株
カッパ・クリエイト	27,700	1,498.00	41,494,600	貸付有価証券 700株(200株)
ライトオン	11,800	576.00	6,796,800	貸付有価証券 100株(100株)
良品計画	227,100	1,404.00	318,848,400	貸付有価証券 15,600株
パリミキホールディングス	19,500	333.00	6,493,500	貸付有価証券 3,700株
アドヴァングループ	16,700	928.00	15,497,600	
アルビス	5,800	2,565.00	14,877,000	貸付有価証券 100株
コナカ	17,100	349.00	5,967,900	貸付有価証券 3,300株

ハウス オブ ローゼ	1,900	1,610.00	3,059,000	
G-7ホールディングス	21,900	1,416.00	31,010,400	
イオン北海道	26,000	819.00	21,294,000	貸付有価証券 12,100株
コジマ	33,900	565.00	19,153,500	貸付有価証券 14,300株
ヒマラヤ	4,900	945.00	4,630,500	貸付有価証券 900株 (300株)
コーナン商事	23,700	3,660.00	86,742,000	貸付有価証券 5,400株
エコス	6,500	1,850.00	12,025,000	
ワタミ	21,200	931.00	19,737,200	貸付有価証券 200株
マルシェ	5,100	407.00	2,075,700	貸付有価証券 1,800株 (100株)
パン・パシフィック・イ ンターナショナルホ	355,400	2,529.00	898,806,600	貸付有価証券 16,700株
西松屋チェーン	39,000	1,615.00	62,985,000	貸付有価証券 7,000株
ゼンショーホールディン グス	96,400	4,320.00	416,448,000	貸付有価証券 1,600株
幸楽苑ホールディングス	11,500	1,065.00	12,247,500	貸付有価証券 2,100株
ハークスレイ	5,500	765.00	4,207,500	貸付有価証券 600株 (300株)
サイゼリヤ	29,300	3,435.00	100,645,500	貸付有価証券 3,000株
VTホールディングス	66,900	525.00	35,122,500	
魚力	5,500	2,176.00	11,968,000	
ポプラ	4,100	147.00	602,700	貸付有価証券 1,800株
フジ・コーポレーション	9,900	1,292.00	12,790,800	
ユナイテッドアローズ	18,800	1,996.00	37,524,800	
ハイデイ日高	26,100	2,332.00	60,865,200	貸付有価証券 11,100株
YU-WA Creat ion Holdi	9,300	204.00	1,897,200	貸付有価証券 1,500株
コロワイド	81,100	2,093.00	169,742,300	貸付有価証券 37,900株 (4,300株)
ピーシーデポコーポレー ション	19,600	293.00	5,742,800	
壺番屋	13,900	5,360.00	74,504,000	
トップカルチャー	5,100	198.00	1,009,800	貸付有価証券 100株
PLANT	3,600	737.00	2,653,200	貸付有価証券 200株 (200株)

スギホールディングス	35,500	5,850.00	207,675,000	貸付有価証券 1,700株
薬王堂ホールディングス	9,800	2,531.00	24,803,800	貸付有価証券 300株(200株)
スクロール	26,100	784.00	20,462,400	
ヨンドシーホールディングス	15,100	1,783.00	26,923,300	貸付有価証券 700株
木曾路	26,600	2,332.00	62,031,200	貸付有価証券 8,600株
S R S ホールディングス	29,000	1,012.00	29,348,000	貸付有価証券 400株
千趣会	32,400	406.00	13,154,400	貸付有価証券 6,100株
タカキュー	11,000	76.00	836,000	貸付有価証券 5,300株
リテールパートナーズ	26,100	1,482.00	38,680,200	貸付有価証券 1,300株
ケーヨー	28,400	839.00	23,827,600	貸付有価証券 300株
上新電機	15,700	1,985.00	31,164,500	
日本瓦斯	94,300	1,754.00	165,402,200	貸付有価証券 500株
ロイヤルホールディングス	34,100	2,844.00	96,980,400	貸付有価証券 16,000株
東天紅	1,200	753.00	903,600	
いなげや	17,100	1,279.00	21,870,900	貸付有価証券 1,000株(700株)
チヨダ	16,800	835.00	14,028,000	貸付有価証券 6,500株
ライフコーポレーション	15,400	2,849.00	43,874,600	貸付有価証券 200株
リンガーハット	22,700	2,422.00	54,979,400	貸付有価証券 8,200株
M r M a x HD	24,600	617.00	15,178,200	貸付有価証券 100株
テンアライド	16,800	257.00	4,317,600	貸付有価証券 8,600株(1,600株)
A O K I ホールディングス	32,700	921.00	30,116,700	貸付有価証券 1,000株
オークワ	28,100	873.00	24,531,300	貸付有価証券 5,600株
コメリ	27,100	2,945.00	79,809,500	貸付有価証券 1,700株
青山商事	37,600	907.00	34,103,200	貸付有価証券 400株
しまむら	20,700	12,410.00	256,887,000	貸付有価証券 900株

はせがわ	7,400	362.00	2,678,800	
高島屋	132,700	2,080.00	276,016,000	貸付有価証券 14,000株
松屋	29,800	1,211.00	36,087,800	貸付有価証券 8,600株
エイチ・ツー・オー リテイリング	85,700	1,620.00	138,834,000	貸付有価証券 900株
近鉄百貨店	5,700	2,472.00	14,090,400	
丸井グループ	129,800	2,139.00	277,642,200	貸付有価証券 2,000株
アクシアル リテイリン グ	12,000	3,510.00	42,120,000	
井筒屋	7,400	336.00	2,486,400	貸付有価証券 3,300株
イオン	596,800	2,732.50	1,630,756,000	貸付有価証券 63,500株
イズミ	26,800	3,175.00	85,090,000	貸付有価証券 1,600株
平和堂	29,400	2,029.00	59,652,600	貸付有価証券 800株
フジ	27,000	1,764.00	47,628,000	貸付有価証券 4,300株
ヤオコー	19,900	7,030.00	139,897,000	貸付有価証券 3,100株
ゼビオホールディングス	23,800	1,183.00	28,155,400	
ケーズホールディングス	140,000	1,184.00	165,760,000	貸付有価証券 29,800株
O l y m p i c グループ	5,800	525.00	3,045,000	貸付有価証券 400株
日産東京販売ホールディ ングス	19,900	337.00	6,706,300	貸付有価証券 7,300株
シルバーライフ	4,000	1,261.00	5,044,000	貸付有価証券 1,800株
G e n k y D r u g S t o r e s	7,700	4,035.00	31,069,500	貸付有価証券 900株 (900株)
ナルミヤ・インターナシ ョナル	2,500	954.00	2,385,000	貸付有価証券 200株
ブックオフグループホー ルディングス	10,200	1,348.00	13,749,600	貸付有価証券 4,200株 (800株)
ギフトホールディングス	3,700	4,650.00	17,205,000	貸付有価証券 1,700株 (200株)
アインホールディングス	24,200	5,640.00	136,488,000	貸付有価証券 6,800株
元気寿司	5,000	3,265.00	16,325,000	
ヤマダホールディングス	721,800	465.00	335,637,000	貸付有価証券 55,800株
アークランズ	25,700	1,510.00	38,807,000	貸付有価証券

				5,800株
ニトリホールディングス	71,200	17,420.00	1,240,304,000	
グルメ杵屋	14,300	1,045.00	14,943,500	貸付有価証券 1,900株
愛眼	11,500	169.00	1,943,500	貸付有価証券 500株
ケーユーホールディングス	10,300	1,360.00	14,008,000	
吉野家ホールディングス	68,900	2,500.00	172,250,000	貸付有価証券 5,200株 (1,600株)
松屋フーズホールディングス	8,300	4,250.00	35,275,000	
サガミホールディングス	28,300	1,328.00	37,582,400	貸付有価証券 10,400株
関西フードマーケット	15,900	1,529.00	24,311,100	貸付有価証券 300株
王将フードサービス	11,600	6,130.00	71,108,000	
ミニストップ	12,800	1,412.00	18,073,600	貸付有価証券 5,700株
アークス	32,300	2,434.00	78,618,200	
バローホールディングス	33,600	2,028.00	68,140,800	
ベルク	8,800	6,070.00	53,416,000	貸付有価証券 4,100株
大庄	8,400	1,090.00	9,156,000	貸付有価証券 2,700株
ファーストリテイリング	79,200	31,870.00	2,524,104,000	貸付有価証券 15,100株
サンドラッグ	66,800	3,695.00	246,826,000	
サックスパーホールディングス	16,700	865.00	14,445,500	貸付有価証券 700株 (700株)
ヤマザワ	2,900	1,282.00	3,717,800	貸付有価証券 1,100株 (500株)
やまや	3,200	2,644.00	8,460,800	貸付有価証券 700株
ベルーナ	42,400	724.00	30,697,600	貸付有価証券 2,500株
いよぎんホールディングス	195,000	781.00	152,295,000	貸付有価証券 16,800株
しずおかフィナンシャルグループ	370,300	1,003.00	371,410,900	貸付有価証券 10,800株
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	138,000	910.00	125,580,000	貸付有価証券 700株
島根銀行	5,000	495.00	2,475,000	貸付有価証券 1,800株
じもとホールディングス	9,700	406.00	3,938,200	貸付有価証券 1,500株

めぶきフィナンシャルグループ	813,200	341.00	277,301,200	貸付有価証券 61,700株
東京きらぼしフィナンシャルグループ	21,000	2,718.00	57,078,000	貸付有価証券 1,100株
九州フィナンシャルグループ	288,300	487.00	140,402,100	貸付有価証券 8,800株
ゆうちょ銀行	466,600	1,094.00	510,460,400	貸付有価証券 171,100株 (38,200株)
富山第一銀行	40,800	595.00	24,276,000	貸付有価証券 17,500株
コンコルディア・フィナンシャルグループ	903,200	511.00	461,535,200	
西日本フィナンシャルホールディングス	103,800	1,115.00	115,737,000	
三十三フィナンシャルグループ	14,700	1,582.00	23,255,400	
第四北越フィナンシャルグループ	25,700	3,010.00	77,357,000	貸付有価証券 100株
ひろぎんホールディングス	213,800	666.00	142,390,800	貸付有価証券 16,600株
おきなわフィナンシャルグループ	15,600	2,096.00	32,697,600	
十六フィナンシャルグループ	21,200	2,999.00	63,578,800	貸付有価証券 900株
北國フィナンシャルホールディングス	13,800	4,460.00	61,548,000	貸付有価証券 2,200株
プロクレアホールディングス	20,100	2,147.00	43,154,700	
あいちフィナンシャルグループ	22,900	2,116.00	48,456,400	貸付有価証券 1,000株
SBI新生銀行	48,400	2,434.00	117,805,600	貸付有価証券 11,000株
あおぞら銀行	103,000	2,421.00	249,363,000	貸付有価証券 48,400株 (12,800株)
三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,263,100	857.00	8,795,476,700	貸付有価証券 122,400株
りそなホールディングス	2,071,200	662.50	1,372,170,000	貸付有価証券 37,500株
三井住友トラスト・ホールディングス	297,800	4,811.00	1,432,715,800	
三井住友フィナンシャルグループ	1,197,500	5,568.00	6,667,680,000	貸付有価証券 15,500株
千葉銀行	456,700	878.00	400,982,600	貸付有価証券 4,800株
群馬銀行	318,000	458.00	145,644,000	
武蔵野銀行	21,000	2,197.00	46,137,000	貸付有価証券 1,600株

千葉興業銀行	34,100	549.00	18,720,900	貸付有価証券 1,500株
筑波銀行	71,900	212.00	15,242,800	
七十七銀行	52,500	2,174.00	114,135,000	貸付有価証券 2,700株
秋田銀行	11,000	1,754.00	19,294,000	
山形銀行	18,200	1,060.00	19,292,000	
岩手銀行	11,200	2,113.00	23,665,600	
東邦銀行	129,600	226.00	29,289,600	
東北銀行	7,100	975.00	6,922,500	貸付有価証券 1,400株
ふくおかフィナンシャル グループ	130,800	2,547.00	333,147,600	貸付有価証券 4,700株
スルガ銀行	144,400	512.00	73,932,800	貸付有価証券 900株
八十二銀行	336,100	597.00	200,651,700	貸付有価証券 9,900株
山梨中央銀行	16,800	1,119.00	18,799,200	
大垣共立銀行	31,200	1,823.00	56,877,600	貸付有価証券 500株
福井銀行	14,600	1,481.00	21,622,600	貸付有価証券 200株
清水銀行	6,500	1,474.00	9,581,000	
富山銀行	2,200	1,643.00	3,614,600	貸付有価証券 800株
滋賀銀行	27,300	2,770.00	75,621,000	貸付有価証券 500株
南都銀行	24,700	2,431.00	60,045,700	
百五銀行	154,200	387.00	59,675,400	貸付有価証券 1,400株
京都銀行	51,900	6,470.00	335,793,000	貸付有価証券 500株
紀陽銀行	58,600	1,557.00	91,240,200	貸付有価証券 2,600株
ほくほくフィナンシャル グループ	104,200	971.00	101,178,200	貸付有価証券 3,700株
山陰合同銀行	102,600	763.00	78,283,800	貸付有価証券 2,200株
鳥取銀行	4,700	1,181.00	5,550,700	貸付有価証券 2,200株
百十四銀行	14,900	1,852.00	27,594,800	
四国銀行	26,000	885.00	23,010,000	
阿波銀行	24,200	2,012.00	48,690,400	貸付有価証券 3,200株
大分銀行	9,900	2,078.00	20,572,200	

宮崎銀行	10,700	2,420.00	25,894,000	
佐賀銀行	9,600	1,624.00	15,590,400	
琉球銀行	37,600	923.00	34,704,800	貸付有価証券 100株
セブン銀行	587,000	278.00	163,186,000	貸付有価証券 17,000株
みずほフィナンシャルグループ	2,370,000	1,985.00	4,704,450,000	貸付有価証券 100株
高知銀行	5,000	688.00	3,440,000	貸付有価証券 1,100株 (500株)
山口フィナンシャルグループ	180,900	828.00	149,785,200	貸付有価証券 2,600株
長野銀行	4,500	1,505.00	6,772,500	
名古屋銀行	10,800	3,370.00	36,396,000	
北洋銀行	248,300	288.00	71,510,400	
大光銀行	4,300	1,102.00	4,738,600	
愛媛銀行	22,100	854.00	18,873,400	
トマト銀行	4,800	1,033.00	4,958,400	貸付有価証券 400株
京葉銀行	75,000	566.00	42,450,000	貸付有価証券 3,800株
栃木銀行	75,000	280.00	21,000,000	貸付有価証券 1,800株
北日本銀行	5,700	2,036.00	11,605,200	
東和銀行	30,100	555.00	16,705,500	
福島銀行	15,300	231.00	3,534,300	貸付有価証券 4,100株 (1,100株)
大東銀行	5,700	654.00	3,727,800	貸付有価証券 2,300株
トモニホールディングス	132,400	362.00	47,928,800	
フィデアホールディングス	16,900	1,352.00	22,848,800	貸付有価証券 400株 (400株)
池田泉州ホールディングス	209,800	241.00	50,561,800	貸付有価証券 1,400株
F P G	66,500	1,192.00	79,268,000	貸付有価証券 200株
ジャパンインベストメントアドバイザー	13,400	1,111.00	14,887,400	貸付有価証券 1,600株
マーキュリアホールディングス	8,600	713.00	6,131,800	
S B I ホールディングス	237,200	2,654.00	629,528,800	貸付有価証券 22,200株 (900株)
日本アジア投資	11,600	250.00	2,900,000	
ジャフコ グループ	54,700	1,880.00	102,836,000	

大和証券グループ本社	1,171,800	627.00	734,718,600	
野村ホールディングス	3,018,000	517.40	1,561,513,200	貸付有価証券 54,400株
岡三証券グループ	143,900	469.00	67,489,100	貸付有価証券 55,700株(17,900 株)
丸三証券	54,500	428.00	23,326,000	貸付有価証券 15,600株
東洋証券	54,400	320.00	17,408,000	貸付有価証券 14,100株
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	178,400	379.00	67,613,600	貸付有価証券 21,900株
光世証券	3,300	423.00	1,395,900	
水戸証券	44,000	298.00	13,112,000	貸付有価証券 200株
いちよし証券	30,200	597.00	18,029,400	
松井証券	96,800	781.00	75,600,800	貸付有価証券 5,800株
マネックスグループ	183,100	499.00	91,366,900	貸付有価証券 3,400株
極東証券	20,400	607.00	12,382,800	
岩井コスモホールディングス	18,700	1,347.00	25,188,900	
アイザワ証券グループ	23,700	702.00	16,637,400	貸付有価証券 1,200株
マネーパートナーズグループ	15,100	269.00	4,061,900	貸付有価証券 2,100株
スパークス・グループ	18,300	1,442.00	26,388,600	
小林洋行	6,200	242.00	1,500,400	貸付有価証券 1,100株
かんぽ生命保険	199,000	2,193.00	436,407,000	
SOMPOホールディングス	281,300	5,535.00	1,556,995,500	
アニコムホールディングス	55,700	532.00	29,632,400	貸付有価証券 100株
MS&ADインシュアランスグループホール	333,500	4,387.00	1,463,064,500	貸付有価証券 1,000株
第一生命ホールディングス	834,200	2,473.50	2,063,393,700	貸付有価証券 5,400株
東京海上ホールディングス	1,650,200	2,676.00	4,415,935,200	
T&Dホールディングス	439,800	1,680.00	738,864,000	
アドバンスクリエイト	9,500	1,112.00	10,564,000	貸付有価証券 3,200株
全国保証	42,900	4,975.00	213,427,500	貸付有価証券 9,600株

あんしん保証	7,200	268.00	1,929,600	
ジェイリース	4,900	2,042.00	10,005,800	貸付有価証券 2,300株(900株)
イントラスト	5,600	949.00	5,314,400	
日本モーゲージサービス	8,100	671.00	5,435,100	貸付有価証券 3,500株
C a s a	5,600	860.00	4,816,000	貸付有価証券 2,100株
アルヒ	20,200	1,094.00	22,098,800	貸付有価証券 6,700株(6,700株)
プレミアムグループ	27,600	1,601.00	44,187,600	貸付有価証券 800株(800株)
ネットプロテクションズ ホールディングス	54,200	500.00	27,100,000	貸付有価証券 11,400株(11,000 株)
クレディセゾン	103,900	1,868.00	194,085,200	貸付有価証券 500株
芙蓉総合リース	15,100	9,630.00	145,413,000	貸付有価証券 1,300株
みずほリース	24,400	3,705.00	90,402,000	貸付有価証券 100株
東京センチュリー	30,600	4,510.00	138,006,000	貸付有価証券 4,800株
日本証券金融	65,700	1,000.00	65,700,000	
アイフル	271,400	365.00	99,061,000	貸付有価証券 1,600株
リコーリース	15,600	3,855.00	60,138,000	
イオンフィナンシャルサ ービス	94,100	1,209.00	113,766,900	貸付有価証券 100株
アコム	292,400	329.00	96,199,600	貸付有価証券 3,600株
ジャックス	17,500	4,540.00	79,450,000	貸付有価証券 100株
オリエントコーポレーシ ョン	42,800	1,128.00	48,278,400	貸付有価証券 4,600株
オリックス	1,075,700	2,281.50	2,454,209,550	貸付有価証券 7,200株
三菱HCキャピタル	638,900	696.00	444,674,400	貸付有価証券 2,500株
九州リースサービス	6,800	869.00	5,909,200	貸付有価証券 1,900株
日本取引所グループ	460,500	2,140.50	985,700,250	
イー・ギャランティ	26,600	2,156.00	57,349,600	
アサックス	6,600	612.00	4,039,200	貸付有価証券 500株
NECキャピタルソリュ ーション	8,000	2,630.00	21,040,000	貸付有価証券 800株

大東建託	60,000	13,470.00	808,200,000	
いちご	188,700	259.00	48,873,300	貸付有価証券 38,400株
日本駐車場開発	195,100	232.00	45,263,200	貸付有価証券 42,100株
スター・マイカ・ホールディングス	14,800	645.00	9,546,000	
SREホールディングス	8,000	3,090.00	24,720,000	貸付有価証券 3,700株(1,500株)
ADワークスグループ	36,700	170.00	6,239,000	貸付有価証券 900株(700株)
ヒューリック	382,300	1,140.00	435,822,000	貸付有価証券 50,300株
三栄建築設計	7,900	1,454.00	11,486,600	貸付有価証券 400株(400株)
野村不動産ホールディングス	102,400	3,185.00	326,144,000	貸付有価証券 2,700株
三重交通グループホールディングス	35,100	581.00	20,393,100	
サムティ	26,100	2,169.00	56,610,900	貸付有価証券 9,600株
ディア・ライフ	25,100	692.00	17,369,200	
コーセーアールイー	4,600	751.00	3,454,600	貸付有価証券 2,300株
地主	12,500	1,924.00	24,050,000	貸付有価証券 5,800株
プレサンスコーポレーション	21,500	1,873.00	40,269,500	
ハウスコム	2,300	1,098.00	2,525,400	
JPMC	8,300	1,104.00	9,163,200	
サンセイラディック	4,300	871.00	3,745,300	貸付有価証券 100株
エストラスト	1,800	619.00	1,114,200	
フージャースホールディングス	25,300	823.00	20,821,900	
オープンハウスグループ	60,000	5,140.00	308,400,000	貸付有価証券 800株
東急不動産ホールディングス	492,700	656.00	323,211,200	
飯田グループホールディングス	143,600	2,303.00	330,710,800	貸付有価証券 17,300株
イーランド	2,200	1,485.00	3,267,000	
ムゲンエステート	9,700	604.00	5,858,800	
ビーロット	10,000	596.00	5,960,000	貸付有価証券 100株(100株)
ファーストブラザーズ	2,900	896.00	2,598,400	貸付有価証券

				1,300株
And Doホールディングス	9,700	935.00	9,069,500	
シーアールイー	7,500	1,232.00	9,240,000	貸付有価証券 100株
プロパティエージェント	1,800	1,121.00	2,017,800	
ケイアイスター不動産	7,900	4,030.00	31,837,000	貸付有価証券 500株
アグレ都市デザイン	2,600	1,539.00	4,001,400	貸付有価証券 100株
グッドコムアセット	15,200	773.00	11,749,600	
ジェイ・エス・ビー	4,100	4,275.00	17,527,500	
ロードスターキャピタル	7,000	1,401.00	9,807,000	貸付有価証券 700株
テンポイノベーション	4,400	1,150.00	5,060,000	貸付有価証券 200株
グローバル・リンク・マネジメント	2,800	1,168.00	3,270,400	貸付有価証券 200株 (200株)
フェイスネットワーク	4,000	824.00	3,296,000	貸付有価証券 100株 (100株)
パーク24	127,700	2,101.00	268,297,700	貸付有価証券 5,800株
パラカ	5,800	1,943.00	11,269,400	
三井不動産	708,200	2,545.00	1,802,369,000	貸付有価証券 3,600株
三菱地所	988,800	1,620.00	1,601,856,000	
平和不動産	26,600	3,845.00	102,277,000	
東京建物	156,200	1,664.00	259,916,800	貸付有価証券 61,600株
京阪神ビルディング	20,700	1,218.00	25,212,600	
住友不動産	296,200	3,043.00	901,336,600	貸付有価証券 8,100株
テーオーシー	29,600	654.00	19,358,400	貸付有価証券 3,500株
東京楽天地	2,800	4,275.00	11,970,000	貸付有価証券 200株
レオパレス21	184,500	355.00	65,497,500	貸付有価証券 12,100株
スターツコーポレーション	23,500	2,526.00	59,361,000	
フジ住宅	22,900	702.00	16,075,800	
空港施設	19,800	568.00	11,246,400	貸付有価証券 300株
明和地所	7,000	815.00	5,705,000	貸付有価証券 300株

ゴールドクレスト	15,600	1,766.00	27,549,600	
エスリード	7,700	2,217.00	17,070,900	貸付有価証券 400株
日神グループホールディングス	26,300	460.00	12,098,000	
日本エスコン	36,800	860.00	31,648,000	
MIRARTHホールディングス	82,800	379.00	31,381,200	
AVANTIA	7,400	820.00	6,068,000	貸付有価証券 300株
イオンモール	85,000	1,861.00	158,185,000	貸付有価証券 7,300株
毎日コムネット	5,400	818.00	4,417,200	貸付有価証券 2,200株 (400株)
ファースト住建	5,900	1,156.00	6,820,400	貸付有価証券 2,700株
カチタス	44,000	2,606.00	114,664,000	
トーセイ	27,300	1,538.00	41,987,400	貸付有価証券 200株
穴吹興産	2,900	2,284.00	6,623,600	貸付有価証券 1,100株
サンフロンティア不動産	27,300	1,295.00	35,353,500	
FJネクストホールディングス	17,200	1,018.00	17,509,600	貸付有価証券 2,600株
インテリックス	3,600	574.00	2,066,400	
ランドビジネス	5,300	257.00	1,362,100	貸付有価証券 100株 (100株)
サンネクスタグループ	4,300	1,017.00	4,373,100	
グランディハウス	12,300	558.00	6,863,400	貸付有価証券 2,800株
日本空港ビルデング	58,000	6,660.00	386,280,000	貸付有価証券 400株
明豊ファシリティワークス	7,600	777.00	5,905,200	
日本工営	10,300	3,545.00	36,513,500	
LIFULL	58,500	213.00	12,460,500	貸付有価証券 11,100株 (10,500株)
MIXI	38,900	2,837.00	110,359,300	
ジェイエイシーリクルートメント	15,500	2,592.00	40,176,000	
日本M&Aセンターホールディングス	293,500	1,014.00	297,609,000	貸付有価証券 5,700株
メンバーズ	5,000	1,236.00	6,180,000	貸付有価証券 100株
中広	2,100	415.00	871,500	

UTグループ	25,100	2,528.00	63,452,800	
アイティメディア	6,500	1,400.00	9,100,000	
E・Jホールディングス	10,000	1,618.00	16,180,000	貸付有価証券 3,400株
オープンアップグループ	51,300	1,967.00	100,907,100	
コシダカホールディングス	51,200	1,164.00	59,596,800	貸付有価証券 14,200株
アルトナー	3,700	1,382.00	5,113,400	
パソナグループ	20,800	1,839.00	38,251,200	貸付有価証券 3,400株
CDS	3,800	1,797.00	6,828,600	
リンクアンドモチベーション	49,200	484.00	23,812,800	貸付有価証券 4,500株 (4,500株)
エス・エム・エス	65,100	3,135.00	204,088,500	
サニーサイドアップグループ	4,500	670.00	3,015,000	貸付有価証券 300株 (300株)
パーソルホールディングス	191,500	2,731.00	522,986,500	
リニカル	8,600	703.00	6,045,800	
クックパッド	46,800	191.00	8,938,800	貸付有価証券 9,700株 (5,800株)
エスクリ	6,200	388.00	2,405,600	貸付有価証券 2,900株
アイ・ケイ・ケイホールディングス	7,500	699.00	5,242,500	貸付有価証券 3,500株
学情	7,700	1,686.00	12,982,200	貸付有価証券 2,600株
スタジオアリス	8,600	2,104.00	18,094,400	貸付有価証券 4,100株
シミックホールディングス	9,400	2,004.00	18,837,600	
エプコ	3,200	736.00	2,355,200	貸付有価証券 1,300株 (300株)
NJS	3,800	2,267.00	8,614,600	
総合警備保障	63,500	3,745.00	237,807,500	
カカクコム	125,500	1,853.00	232,551,500	
セントケア・ホールディング	10,900	765.00	8,338,500	
サイネックス	2,600	565.00	1,469,000	
ルネサンス	12,000	942.00	11,304,000	貸付有価証券 1,000株 (600株)
ディップ	29,900	3,465.00	103,603,500	貸付有価証券 1,100株
デジタルホールディングス	13,300	1,159.00	15,414,700	貸付有価証券 300株

新日本科学	18,100	2,471.00	44,725,100	貸付有価証券 5,500株
キャリアデザインセンタ ー	3,200	2,132.00	6,822,400	貸付有価証券 200株
ベネフィット・ワン	79,200	1,824.00	144,460,800	貸付有価証券 3,400株
エムスリー	338,000	3,415.00	1,154,270,000	貸付有価証券 100株
ツカダ・グローバルホー ルディング	9,700	447.00	4,335,900	
プラス	2,000	1,108.00	2,216,000	
アウトソーシング	101,900	1,374.00	140,010,600	
ウェルネット	11,600	662.00	7,679,200	貸付有価証券 3,600株 (3,600株)
ワールドホールディン グス	7,700	2,711.00	20,874,700	貸付有価証券 700株
ディー・エヌ・エー	72,900	1,860.00	135,594,000	
博報堂D Yホールディ ングス	218,200	1,553.00	338,864,600	貸付有価証券 20,800株
ぐるなび	31,400	358.00	11,241,200	貸付有価証券 3,500株
タカミヤ	23,200	426.00	9,883,200	貸付有価証券 100株
ジャパンベストレスキュー システム	10,600	720.00	7,632,000	
ファンコミュニケーション ズ	33,500	403.00	13,500,500	
ライク	6,400	1,881.00	12,038,400	貸付有価証券 3,000株
ビジネス・ブレイクスル ー	5,700	422.00	2,405,400	貸付有価証券 200株
エスプール	49,200	612.00	30,110,400	貸付有価証券 3,400株
WDBホールディングス	8,700	2,004.00	17,434,800	
ティア	8,900	443.00	3,942,700	貸付有価証券 100株
CDG	1,600	1,318.00	2,108,800	
アドウェイズ	23,500	691.00	16,238,500	貸付有価証券 5,300株 (3,900株)
バリューコマース	12,900	1,734.00	22,368,600	
インフォマート	177,600	285.00	50,616,000	貸付有価証券 5,400株
J Pホールディングス	49,200	317.00	15,596,400	貸付有価証券 4,400株
CLホールディングス	4,700	950.00	4,465,000	貸付有価証券 2,200株

プレステージ・インターナショナル	72,000	583.00	41,976,000	
アミューズ	9,300	1,841.00	17,121,300	
ドリームインキュベータ	5,200	2,674.00	13,904,800	貸付有価証券 100株 (100株)
クイック	13,100	1,768.00	23,160,800	
TAC	7,400	206.00	1,524,400	貸付有価証券 400株
電通グループ	168,100	4,770.00	801,837,000	貸付有価証券 38,000株
テイクアンドギヴ・ニーズ	5,200	1,402.00	7,290,400	貸付有価証券 900株 (200株)
びあ	5,700	3,255.00	18,553,500	
イオンファンタジー	7,400	3,290.00	24,346,000	貸付有価証券 3,000株
シーティーエス	18,900	781.00	14,760,900	
ネクシィーズグループ	4,700	620.00	2,914,000	
H. U. グループホールディングス	50,100	2,711.00	135,821,100	貸付有価証券 2,900株
アルプス技研	14,900	2,572.00	38,322,800	
日本空調サービス	18,400	733.00	13,487,200	
オリエンタルランド	905,200	4,792.00	4,337,718,400	貸付有価証券 5,000株
ダスキン	38,100	3,260.00	124,206,000	
明光ネットワークジャパン	22,500	658.00	14,805,000	
ファルコホールディングス	7,700	2,009.00	15,469,300	
秀英予備校	3,300	410.00	1,353,000	貸付有価証券 100株
ラウンドワン	143,000	563.00	80,509,000	貸付有価証券 40,200株
リゾートトラスト	67,500	2,226.00	150,255,000	貸付有価証券 1,200株
ビー・エム・エル	21,200	3,005.00	63,706,000	
りらいあコミュニケーションズ	28,200	1,459.00	41,143,800	貸付有価証券 500株 (500株)
リソー教育	77,800	305.00	23,729,000	貸付有価証券 2,300株
早稲田アカデミー	9,500	1,398.00	13,281,000	貸付有価証券 2,300株
ユー・エス・エス	175,900	2,233.00	392,784,700	貸付有価証券 1,400株
東京個別指導学院	20,300	540.00	10,962,000	貸付有価証券 2,500株 (600株)

サイバーエージェント	409,400	1,188.00	486,367,200	貸付有価証券 26,900株
楽天グループ	792,200	673.00	533,150,600	貸付有価証券 286,800株
クリーク・アンド・リバー社	10,000	2,091.00	20,910,000	貸付有価証券 2,700株 (900株)
SBIグローバルアセットマネジメント	27,900	505.00	14,089,500	
テー・オー・ダブリュー	33,500	325.00	10,887,500	貸付有価証券 300株
山田コンサルティンググループ	8,700	1,507.00	13,110,900	
セントラルスポーツ	6,400	2,530.00	16,192,000	貸付有価証券 2,500株
フルキャストホールディングス	16,300	2,438.00	39,739,400	
エン・ジャパン	30,900	2,385.00	73,696,500	
リソルホールディングス	1,400	4,735.00	6,629,000	貸付有価証券 600株 (200株)
テクノプロ・ホールディングス	101,200	3,650.00	369,380,000	貸付有価証券 1,400株
アトラグループ	3,400	185.00	629,000	貸付有価証券 400株
インターワークス	3,900	365.00	1,423,500	
アイ・アールジャパンホールディングス	8,900	2,202.00	19,597,800	貸付有価証券 3,300株
Keeper 技研	10,600	4,930.00	52,258,000	
ファーストロジック	2,400	839.00	2,013,600	貸付有価証券 200株 (200株)
三機サービス	2,300	1,078.00	2,479,400	貸付有価証券 1,000株
Gunosy	13,600	599.00	8,146,400	貸付有価証券 3,400株
デザインワン・ジャパン	4,500	189.00	850,500	貸付有価証券 900株 (800株)
イー・ガーディアン	6,500	2,181.00	14,176,500	貸付有価証券 2,500株 (500株)
リブセンス	7,000	268.00	1,876,000	貸付有価証券 2,300株 (500株)
ジャパンマテリアル	52,300	2,116.00	110,666,800	貸付有価証券 2,400株
ベクトル	26,800	1,283.00	34,384,400	貸付有価証券 1,700株
ウチヤマホールディングス	6,500	274.00	1,781,000	貸付有価証券 400株 (200株)
チャーム・ケア・コーポレーション	14,200	1,099.00	15,605,800	貸付有価証券 1,300株

キャリアリンク	6,300	2,251.00	14,181,300	貸付有価証券 2,200株(1,200株)
I B J	10,500	649.00	6,814,500	貸付有価証券 1,900株(1,900株)
アサンテ	8,500	1,648.00	14,008,000	
バリューHR	14,900	1,518.00	22,618,200	貸付有価証券 5,200株
M&Aキャピタルパートナーズ	15,800	3,740.00	59,092,000	貸付有価証券 1,100株
ライドオンエクスプレス ホールディングス	6,100	1,076.00	6,563,600	
ER I ホールディングス	3,900	1,465.00	5,713,500	
アビスト	2,400	2,995.00	7,188,000	貸付有価証券 100株(100株)
シグマクス・ホールデ ィングス	25,900	1,061.00	27,479,900	貸付有価証券 300株
ウィルグループ	14,300	1,061.00	15,172,300	貸付有価証券 1,600株
エスクロー・エージェン ト・ジャパン	16,000	144.00	2,304,000	
メドピア	13,500	1,105.00	14,917,500	貸付有価証券 1,300株
レアジョブ	2,900	1,473.00	4,271,700	貸付有価証券 200株
リクルートホールディン グス	1,266,300	3,736.00	4,730,896,800	貸付有価証券 18,300株
エラン	22,600	992.00	22,419,200	
土木管理総合試験所	6,400	330.00	2,112,000	
日本郵政	2,241,700	1,112.00	2,492,770,400	
ベルシステム24ホール ディングス	22,900	1,387.00	31,762,300	貸付有価証券 4,700株
鎌倉新書	19,400	932.00	18,080,800	貸付有価証券 1,000株
SMN	3,700	452.00	1,672,400	貸付有価証券 600株
一蔵	1,900	599.00	1,138,100	
グローバルキッズCOM PANY	2,300	765.00	1,759,500	貸付有価証券 1,200株(1,200株)
エアトリ	11,100	2,760.00	30,636,000	貸付有価証券 800株
アトラエ	13,400	816.00	10,934,400	貸付有価証券 400株
ストライク	8,400	3,680.00	30,912,000	貸付有価証券 2,800株(800株)
ソラスト	47,100	621.00	29,249,100	
セラク	6,100	1,619.00	9,875,900	貸付有価証券

				100株
インソース	42,400	1,202.00	50,964,800	貸付有価証券 1,800株
ベイカレント・コンサルティング	135,400	4,800.00	649,920,000	貸付有価証券 47,700株
Orchestra Holdings	3,700	1,559.00	5,768,300	貸付有価証券 200株 (200株)
アイモバイル	8,900	1,288.00	11,463,200	
キャリアインデックス	5,200	326.00	1,695,200	
MS-Japan	5,000	1,007.00	5,035,000	貸付有価証券 600株
船場	2,600	786.00	2,043,600	貸付有価証券 200株
ジャパンエレベーターサービスホールディング	61,000	2,048.00	124,928,000	貸付有価証券 2,900株
フルテック	2,100	1,100.00	2,310,000	
グリーンズ	5,100	1,470.00	7,497,000	貸付有価証券 1,000株
ツナググループ・ホールディングス	4,300	614.00	2,640,200	
GameWith	4,600	357.00	1,642,200	貸付有価証券 1,900株 (100株)
MS&Consulting	1,800	599.00	1,078,200	
ウェルビー	12,500	631.00	7,887,500	貸付有価証券 5,800株
エル・ティー・エス	2,200	2,545.00	5,599,000	
ミダックホールディングス	10,400	1,911.00	19,874,400	貸付有価証券 700株
日総工産	12,800	772.00	9,881,600	貸付有価証券 1,500株
キュービーネットホールディングス	8,100	1,370.00	11,097,000	
RPAホールディングス	23,100	388.00	8,962,800	貸付有価証券 4,400株 (4,400株)
スプリックス	5,300	930.00	4,929,000	貸付有価証券 700株 (700株)
マネジメントソリューションズ	9,400	3,235.00	30,409,000	貸付有価証券 200株
プロレド・パートナーズ	4,200	472.00	1,982,400	
and factory	4,400	378.00	1,663,200	
テノ.ホールディングス	1,900	738.00	1,402,200	
フロンティア・マネジメント	5,700	957.00	5,454,900	貸付有価証券 300株 (100株)
ピアラ	2,500	539.00	1,347,500	

コプロ・ホールディングス	2,500	1,413.00	3,532,500	
ギークス	2,100	1,067.00	2,240,700	貸付有価証券 800株
アンビスホールディングス	15,600	3,000.00	46,800,000	貸付有価証券 7,300株
カーブスホールディングス	52,600	803.00	42,237,800	貸付有価証券 1,500株
フォーラムエンジニアリング	10,000	844.00	8,440,000	貸付有価証券 300株
Fast Fitness Japan	5,800	1,624.00	9,419,200	
ダイレクトマーケティングミックス	20,500	1,238.00	25,379,000	貸付有価証券 1,200株
ポピンズ	2,500	1,954.00	4,885,000	
LITALICO	13,300	2,381.00	31,667,300	
アドバンテッジリスクマネジメント	6,900	460.00	3,174,000	貸付有価証券 100株
リログループ	95,200	2,010.00	191,352,000	貸付有価証券 2,900株
東祥	11,900	1,282.00	15,255,800	貸付有価証券 100株
ビーウィズ	3,200	2,110.00	6,752,000	
TREホールディングス	36,000	1,191.00	42,876,000	
人・夢・技術グループ	7,600	1,508.00	11,460,800	
大栄環境	32,600	1,838.00	59,918,800	貸付有価証券 200株
日本管財ホールディングス	17,900	2,565.00	45,913,500	
エイチ・アイ・エス	44,700	2,050.00	91,635,000	貸付有価証券 21,000株
ラックランド	5,300	3,100.00	16,430,000	貸付有価証券 2,000株 (1,800株)
共立メンテナンス	29,300	5,480.00	160,564,000	貸付有価証券 10,300株 (9,600株)
イチネンホールディングス	18,100	1,335.00	24,163,500	
建設技術研究所	8,800	3,140.00	27,632,000	
スペース	12,400	929.00	11,519,600	
燦ホールディングス	7,300	2,314.00	16,892,200	
スバル興業	900	9,250.00	8,325,000	
東京テアトル	5,600	1,125.00	6,300,000	貸付有価証券 100株 (100株)
タナベコンサルティンググループ	5,900	879.00	5,186,100	

ナガワ	4,600	6,220.00	28,612,000	貸付有価証券 1,300株
東京都競馬	14,300	4,260.00	60,918,000	
常磐興産	5,300	1,226.00	6,497,800	貸付有価証券 2,600株
カナモト	31,300	2,258.00	70,675,400	
ニシオホールディングス	15,900	3,145.00	50,005,500	
トランス・コスモス	21,300	3,105.00	66,136,500	貸付有価証券 2,300株
乃村工藝社	74,600	905.00	67,513,000	貸付有価証券 3,400株
藤田観光	7,600	3,475.00	26,410,000	貸付有価証券 200株 (200株)
KNT-CTホールディングス	10,200	1,623.00	16,554,600	貸付有価証券 300株
トーカイ	15,100	1,984.00	29,958,400	
白洋舎	1,500	1,906.00	2,859,000	貸付有価証券 700株
セコム	174,200	8,550.00	1,489,410,000	
セントラル警備保障	9,200	2,640.00	24,288,000	貸付有価証券 200株
丹青社	33,100	791.00	26,182,100	
メイテック	68,200	2,323.00	158,428,600	
応用地質	16,000	2,081.00	33,296,000	
船井総研ホールディングス	35,600	2,575.00	91,670,000	
進学会ホールディングス	5,000	296.00	1,480,000	貸付有価証券 2,100株 (200株)
オオバ	9,400	777.00	7,303,800	貸付有価証券 4,800株 (200株)
いであ	3,400	1,639.00	5,572,600	貸付有価証券 100株
学究社	6,800	2,147.00	14,599,600	貸付有価証券 400株 (400株)
ベネッセホールディングス	63,800	1,926.00	122,878,800	貸付有価証券 4,600株
イオンディライト	18,900	2,965.00	56,038,500	貸付有価証券 3,400株
ナック	7,600	954.00	7,250,400	
ダイセキ	34,900	3,695.00	128,955,500	
ステップ	7,000	1,878.00	13,146,000	貸付有価証券 100株 (100株)
小計	銘柄数：2,143 組入時価比率：97.3%		486,607,292,730 100.0%	

合計			486,607,292,730	
----	--	--	-----------------	--

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2)備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2)株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年4月24日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	13,187,328,703	—	13,640,910,000	453,250,142
合計	13,187,328,703	—	13,640,910,000	453,250,142

(注)時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年4月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	15,462,083,461
コール・ローン	1,224,063,420
株式	1,477,482,817,279
投資証券	32,345,096,126
派生商品評価勘定	799,525,908
未収入金	247,024,688
未収配当金	1,522,746,011
差入委託証拠金	5,342,841,303
流動資産合計	1,534,426,198,196
資産合計	1,534,426,198,196
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,125,040
未払解約金	1,815,329,404
未払利息	481
その他未払費用	4,693,700

流動負債合計	1,824,148,625
負債合計	1,824,148,625
純資産の部	
元本等	
元本	316,674,881,738
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,215,927,167,833
元本等合計	1,532,602,049,571
純資産合計	1,532,602,049,571
負債純資産合計	1,534,426,198,196

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年4月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	4.8397円
(10,000口当たり純資産額)	(48,397円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 4 月 24 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023 年 4 月 24 日現在	
期首	2022 年 4 月 23 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	275,984,980,390 円
同期中における追加設定元本額	61,807,241,687 円
同期中における一部解約元本額	21,117,340,339 円
期末元本額	316,674,881,738 円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	28,604,955 円
バランスセレクト50	89,330,511 円
バランスセレクト70	111,670,462 円
野村外国株式インデックスファンド	500,392,890 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,889,345,795 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	3,754,685,186 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	4,313,888,984 円
野村資産設計ファンド2015	8,809,198 円
野村資産設計ファンド2020	9,607,546 円
野村資産設計ファンド2025	16,061,925 円

野村資産設計ファンド2030	25,278,635円
野村資産設計ファンド2035	24,144,244円
野村資産設計ファンド2040	42,320,521円
野村外国株インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	45,518,350,124円
のむラップ・ファンド (保守型)	1,212,673,101円
のむラップ・ファンド (普通型)	12,211,975,448円
のむラップ・ファンド (積極型)	13,514,197,710円
野村資産設計ファンド2045	9,568,533円
野村インデックスファンド・外国株式	8,807,298,877円
マイ・ロード	1,299,947,099円
ネクストコア	14,879,418円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	186,454,977円
野村外国株インデックスBコース (野村SMA・EW向け)	2,698,722,209円
野村世界6資産分散投信 (配分変更コース)	251,151,269円
野村資産設計ファンド2050	10,605,194円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,761,029円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,748,789円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,389,502円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,275,436円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	268,036,908円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	1,212,986,115円
インデックス・ブレンド (タイプI)	3,943,223円
インデックス・ブレンド (タイプII)	3,706,247円
インデックス・ブレンド (タイプIII)	33,540,789円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	11,077,188円
インデックス・ブレンド (タイプV)	45,050,723円
野村6資産均等バランス	1,749,374,182円
野村つみたて外国株投信	15,026,383,558円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	5,528,188,662円
世界6資産分散ファンド	39,699,603円
野村資産設計ファンド2060	8,366,460円
野村スリーゼロ先進国株式投信	1,797,654,727円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	7,288,789,232円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国株式	6,552,701,336円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	105,638,367円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	57,995,773円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	444,581,210円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	391,889,040円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	721,818円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	4,067,715円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	212,135円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	524,333円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	7,581,952円
野村外国株式インデックスファンド (適格機関投資家専用)	333,434,474円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	3,860,341円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	25,400,076円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	71,201,296円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	2,004,939,533円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	16,482,193円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式 (適格機関投資家専用)	1,238,042,584円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSA Iインデックスファンド (適格機関投資家専用)	11,635,009,522円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	1,006,694円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	1,384,206円

バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	8,435,673 円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	8,487,594 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI (確定拠出年金向け)	95,228,610,582 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	1,976,630,612 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,718,191,164 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	7,801,911,843 円
マイバランスDC30	841,850,078 円
マイバランスDC50	1,974,643,132 円
マイバランスDC70	1,854,492,136 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI	42,428,724,334 円
野村DC運用戦略ファンド	564,817,530 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	38,484,059 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	516,737,331 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	514,695,698 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	473,725,153 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	20,901,497 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	9,908,871 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	56,121,055 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	11,461,376 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	10,911,084 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	8,178,305 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	319,910,000 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	225,547,466 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	146,804,112 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	184,885,307 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	6,298,676 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	65,383,467 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	102,559,432 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	59,631,368 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	25,331,021 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	221,000	29.66	6,554,860.00	
		HALLIBURTON CO	202,000	33.40	6,746,800.00	
		SCHLUMBERGER LTD	313,600	49.80	15,617,280.00	
		APA CORPORATION	72,000	37.23	2,680,560.00	
		CHENIERE ENERGY INC	49,500	150.41	7,445,295.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	26,100	80.85	2,110,185.00	
		CHEVRON CORP	407,700	169.12	68,950,224.00	
		CONOCOPHILLIPS	276,500	102.26	28,274,890.00	
		COTERRA ENERGY INC	177,000	25.46	4,506,420.00	

DEVON ENERGY CORP	135,600	53.63	7,272,228.00
DIAMONDBACK ENERGY INC	36,700	141.09	5,178,003.00
EOG RESOURCES INC	130,000	117.31	15,250,300.00
EQT CORP	70,000	32.59	2,281,300.00
EXXON MOBIL CORP	913,900	116.01	106,021,539.00
HESS CORP	61,300	143.84	8,817,392.00
HF SINCLAIR CORP	34,200	44.33	1,516,086.00
KINDER MORGAN INC	444,000	17.37	7,712,280.00
MARATHON OIL CORP	138,000	24.09	3,324,420.00
MARATHON PETROLEUM CORP	103,800	123.53	12,822,414.00
OCCIDENTAL PETE CORP	162,800	61.87	10,072,436.00
ONEOK INC	97,700	66.30	6,477,510.00
OVINTIV INC	53,500	37.01	1,980,035.00
PHILLIPS 66	105,800	100.15	10,595,870.00
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	49,700	224.78	11,171,566.00
TARGA RESOURCES CORP	48,000	75.61	3,629,280.00
TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,350	1,557.01	2,101,963.50
VALERO ENERGY CORP	86,200	119.63	10,312,106.00
WILLIAMS COS	273,000	29.93	8,170,890.00
AIR PRODUCTS	49,100	290.57	14,266,987.00
ALBEMARLE CORP	26,100	173.75	4,534,875.00
CELANESE CORP-SERIES A	24,600	104.60	2,573,160.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	43,500	74.44	3,238,140.00
CORTEVA INC	157,800	61.48	9,701,544.00
DOW INC	156,600	54.87	8,592,642.00
DUPONT DE NEMOURS INC	110,200	69.89	7,701,878.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	27,200	81.33	2,212,176.00
ECOLAB INC	57,400	165.60	9,505,440.00
FMC CORP	28,400	123.22	3,499,448.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	55,300	96.38	5,329,814.00
LINDE PLC	109,600	366.21	40,136,616.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	58,200	93.83	5,460,906.00
MOSAIC CO/THE	76,000	44.05	3,347,800.00
PPG INDUSTRIES	52,800	141.98	7,496,544.00
RPM INTERNATIONAL INC	27,800	82.12	2,282,936.00

SHERWIN-WILLIAMS	54,600	233.64	12,756,744.00
WESTLAKE CORPORATION	7,500	114.32	857,400.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	13,500	354.59	4,786,965.00
VULCAN MATERIALS CO	30,000	171.14	5,134,200.00
AMCOR PLC	335,000	11.06	3,705,100.00
AVERY DENNISON CORP	18,000	178.09	3,205,620.00
BALL CORP	68,700	52.09	3,578,583.00
CROWN HOLDINGS INC	27,100	78.86	2,137,106.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	73,000	36.04	2,630,920.00
PACKAGING CORP OP AMERICA	20,300	143.23	2,907,569.00
SEALED AIR CORP	33,000	47.09	1,553,970.00
WESTROCK CO	57,000	30.79	1,755,030.00
ALCOA CORP	41,000	38.16	1,564,560.00
CLEVELAND-CLIFFS INC	115,000	15.88	1,826,200.00
FREEMONT-MCMORAN INC	316,000	39.66	12,532,560.00
NEWMONT CORP	177,000	47.62	8,428,740.00
NUCOR CORP	57,500	153.45	8,823,375.00
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	12,800	249.60	3,194,880.00
STEEL DYNAMICS	39,800	110.05	4,379,990.00
AXON ENTERPRISE INC	14,700	225.02	3,307,794.00
BOEING CO	125,600	205.15	25,766,840.00
GENERAL DYNAMICS	51,700	225.02	11,633,534.00
HEICO CORP	9,300	171.65	1,596,345.00
HEICO CORP-CLASS A	17,000	136.73	2,324,410.00
HOWMET AEROSPACE INC	83,000	42.93	3,563,190.00
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	8,400	208.71	1,753,164.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	41,700	202.03	8,424,651.00
LOCKHEED MARTIN	52,300	482.55	25,237,365.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	32,600	471.99	15,386,874.00
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	326,200	102.25	33,353,950.00
TEXTRON INC	46,400	67.93	3,151,952.00
TRANSDIGM GROUP INC	11,480	764.47	8,776,115.60
ALLEGION PLC	19,700	102.99	2,028,903.00
CARLISLE COS INC	11,400	218.85	2,494,890.00
CARRIER GLOBAL CORP	188,000	45.22	8,501,360.00

FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	27,500	60.58	1,665,950.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	151,200	58.61	8,861,832.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	7,100	262.61	1,864,531.00
MASCO CORP	49,600	50.79	2,519,184.00
OWENS CORNING INC	21,100	101.29	2,137,219.00
SMITH (A.O.) CORP	27,900	68.78	1,918,962.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	50,900	176.93	9,005,737.00
AECOM	28,700	82.35	2,363,445.00
QUANTA SERVICES INC	32,200	165.80	5,338,760.00
AMETEK INC	51,600	137.58	7,099,128.00
EATON CORP PLC	88,800	162.88	14,463,744.00
EMERSON ELEC	132,300	85.60	11,324,880.00
GENERAC HOLDINGS INC	13,100	102.78	1,346,418.00
HUBBELL INC	12,200	230.63	2,813,686.00
PLUG POWER INC	118,000	9.05	1,067,900.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	25,600	275.45	7,051,520.00
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	32,000	47.81	1,529,920.00
3M CORP	122,400	104.48	12,788,352.00
GENERAL ELECTRIC CO	242,500	99.51	24,131,175.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	149,200	196.08	29,255,136.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	34,000	49.44	1,680,960.00
CATERPILLAR INC DEL	115,500	220.27	25,441,185.00
CUMMINS INC	31,400	232.88	7,312,432.00
DEERE & COMPANY	63,600	386.70	24,594,120.00
DOVER CORP	31,300	147.68	4,622,384.00
FORTIVE CORP	74,900	66.79	5,002,571.00
GRACO INC	36,800	70.95	2,610,960.00
IDEX CORP	17,100	217.76	3,723,696.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	68,500	236.19	16,179,015.00
INGERSOLL-RAND INC	88,500	55.34	4,897,590.00
NORDSON CORP	11,200	218.84	2,451,008.00
OTIS WORLDWIDE CORP	91,700	82.73	7,586,341.00
PACCAR	115,900	73.15	8,478,085.00
PARKER HANNIFIN CORP	28,200	320.80	9,046,560.00

PENTAIR PLC	37,300	53.46	1,994,058.00
SNAP-ON INC	11,500	263.01	3,024,615.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	32,700	80.00	2,616,000.00
TORO CO	22,700	105.15	2,386,905.00
WABTEC CORP	38,400	100.44	3,856,896.00
XYLEM INC	39,600	104.31	4,130,676.00
AERCAP HOLDINGS NV	38,000	55.82	2,121,160.00
FASTENAL CO	126,000	54.81	6,906,060.00
FERGUSON PLC	45,600	136.92	6,243,552.00
GRAINGER(W.W.) INC	10,110	670.11	6,774,812.10
UNITED RENTALS INC	15,400	372.66	5,738,964.00
CINTAS CORP	20,300	459.87	9,335,361.00
COPART INC	95,500	78.39	7,486,245.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	49,700	138.61	6,888,917.00
ROLLINS INC	47,000	39.63	1,862,610.00
WASTE CONNECTIONS INC	57,200	145.10	8,299,720.00
WASTE MANAGEMENT INC	90,500	165.15	14,946,075.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	25,900	97.39	2,522,401.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	34,800	111.24	3,871,152.00
FEDEX CORPORATION	55,300	230.44	12,743,332.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	162,000	195.21	31,624,020.00
DELTA AIR LINES INC	36,000	34.33	1,235,880.00
SOUTHWEST AIRLINES	34,000	32.15	1,093,100.00
CSX CORP	465,000	31.82	14,796,300.00
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	290,000	2.93	849,700.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	17,900	176.42	3,157,918.00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	33,800	56.50	1,909,700.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	51,000	211.61	10,792,110.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	21,100	348.85	7,360,735.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	19,170	54.01	1,035,371.70
UBER TECHNOLOGIES INC	332,000	30.83	10,235,560.00
UNION PAC CORP	136,400	198.85	27,123,140.00
APTIV PLC	60,900	105.29	6,412,161.00
BORGWARNER INC	50,000	48.98	2,449,000.00

LEAR CORP	13,700	132.49	1,815,113.00
FORD MOTOR COMPANY	884,000	11.81	10,440,040.00
GENERAL MOTORS CO	315,000	33.55	10,568,250.00
LUCID GROUP INC	98,000	7.03	688,940.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	66,000	12.25	808,500.00
TESLA INC	595,700	165.08	98,338,156.00
DR HORTON INC	73,500	106.58	7,833,630.00
GARMIN LTD	33,100	97.73	3,234,863.00
LENNAR CORP-A	57,000	111.20	6,338,400.00
MOHAWK INDUSTRIES	10,900	96.94	1,056,646.00
NEWELL BRANDS INC	85,000	12.23	1,039,550.00
NVR INC	690	5,924.20	4,087,698.00
PULTEGROUP INC	51,000	62.83	3,204,330.00
WHIRLPOOL CORP	11,300	140.98	1,593,074.00
HASBRO INC	28,100	51.69	1,452,489.00
LULULEMON ATHLETICA INC	25,600	377.80	9,671,680.00
NIKE INC-B	279,600	125.53	35,098,188.00
V F CORP	72,000	22.88	1,647,360.00
AIRBNB INC-CLASS A	84,000	115.50	9,702,000.00
ARAMARK	50,000	35.51	1,775,500.00
BOOKING HOLDINGS INC	8,640	2,687.33	23,218,531.20
CAESARS ENTERTAINMENT INC	48,000	44.05	2,114,400.00
CARNIVAL CORP	228,000	9.38	2,138,640.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	6,100	1,800.00	10,980,000.00
DARDEN RESTAURANTS INC	26,600	151.85	4,039,210.00
DOMINOS PIZZA INC	8,000	330.52	2,644,160.00
DOORDASH INC-A	53,100	61.29	3,254,499.00
EXPEDIA GROUP INC	33,800	93.80	3,170,440.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	60,700	148.02	8,984,814.00
LAS VEGAS SANDS CORP	77,900	63.05	4,911,595.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	59,500	174.41	10,377,395.00
MCDONALD'S CORP	162,500	292.06	47,459,750.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	70,000	44.88	3,141,600.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	52,400	63.02	3,302,248.00
STARBUCKS CORP	254,700	108.19	27,555,993.00

VAIL RESORTS INC	8,900	249.13	2,217,257.00
WYNN RESORTS LTD	24,700	114.11	2,818,517.00
YUM BRANDS INC	62,000	138.33	8,576,460.00
GENUINE PARTS CO	31,900	166.52	5,311,988.00
LKQ CORP	56,300	56.60	3,186,580.00
POOL CORP	8,800	343.24	3,020,512.00
AMAZON.COM INC	2,037,600	106.96	217,941,696.00
EBAY INC	121,000	43.11	5,216,310.00
ETSY INC	28,000	102.05	2,857,400.00
MERCADOLIBRE INC	10,120	1,281.92	12,973,030.40
ADVANCE AUTO PARTS	13,100	128.21	1,679,551.00
AUTOZONE	4,250	2,681.41	11,395,992.50
BATH & BODY WORKS INC	50,400	35.63	1,795,752.00
BEST BUY COMPANY INC	44,700	72.76	3,252,372.00
BURLINGTON STORES INC	14,300	191.80	2,742,740.00
CARMAX INC	33,300	69.16	2,303,028.00
CHEWY INC - CLASS A	20,000	32.87	657,400.00
HOME DEPOT	226,200	300.04	67,869,048.00
LOWES COS INC	134,200	211.04	28,321,568.00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	13,760	903.81	12,436,425.60
ROSS STORES INC	76,200	106.32	8,101,584.00
TJX COS INC	256,600	78.43	20,125,138.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	24,500	248.59	6,090,455.00
ULTA BEAUTY INC	11,500	541.37	6,225,755.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	98,200	506.35	49,723,570.00
DOLLAR GENERAL CORP	50,000	218.22	10,911,000.00
DOLLAR TREE INC	48,900	150.99	7,383,411.00
KROGER CO	152,000	47.92	7,283,840.00
SYSCO CORP	111,300	75.56	8,409,828.00
TARGET CORP	102,700	162.18	16,655,886.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	166,000	35.27	5,854,820.00
WALMART INC	331,300	151.73	50,268,149.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	67,500	63.97	4,317,975.00
COCA COLA CO	911,700	64.05	58,394,385.00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	46,300	61.78	2,860,414.00

CONSTELLATION BRANDS INC-A	36,900	226.44	8,355,636.00
KEURIG DR PEPPER INC	175,000	35.31	6,179,250.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	41,900	58.32	2,443,608.00
MONSTER BEVERAGE CORP	173,800	53.07	9,223,566.00
PEPSICO INC	305,700	185.41	56,679,837.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	120,800	80.50	9,724,400.00
BUNGE LIMITED	33,900	95.10	3,223,890.00
CAMPBELL SOUP CO	48,000	53.67	2,576,160.00
CONAGRA BRANDS INC	104,000	37.45	3,894,800.00
DARLING INGREDIENTS INC	33,700	57.04	1,922,248.00
GENERAL MILLS	130,800	87.45	11,438,460.00
HERSHEY CO/THE	33,000	260.85	8,608,050.00
HORMEL FOODS CORP	67,000	39.85	2,669,950.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	24,200	151.24	3,660,008.00
KELLOGG CO	55,200	67.35	3,717,720.00
KRAFT HEINZ CO/THE	165,000	39.22	6,471,300.00
LAMB WESTON HOLDINGS INC	32,500	110.35	3,586,375.00
MCCORMICK & CO INC.	55,000	85.68	4,712,400.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	301,800	71.32	21,524,376.00
TYSON FOODS INC-CL A	62,400	61.00	3,806,400.00
ALTRIA GROUP INC	400,000	46.15	18,460,000.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	344,000	97.77	33,632,880.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	54,700	91.61	5,011,067.00
CLOROX CO	26,700	165.26	4,412,442.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	175,800	76.80	13,501,440.00
KIMBERLY-CLARK CORP	74,200	141.57	10,504,494.00
PROCTER & GAMBLE CO	525,900	156.07	82,077,213.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	51,200	256.23	13,118,976.00
ABBOTT LABORATORIES	386,900	111.66	43,201,254.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	16,700	355.14	5,930,838.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	110,200	45.29	4,990,958.00
BECTON, DICKINSON	63,200	261.21	16,508,472.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	317,000	51.11	16,201,870.00
DENTSPLY SIRONA INC	49,000	41.09	2,013,410.00
DEXCOM INC	85,400	123.73	10,566,542.00

EDWARDS LIFESCIENCES CORP	138,300	86.54	11,968,482.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	81,200	86.48	7,022,176.00
HOLOGIC INC	54,500	84.06	4,581,270.00
IDEXX LABORATORIES INC	18,200	495.65	9,020,830.00
INSULET CORP	15,700	319.30	5,013,010.00
INTUITIVE SURGICAL INC	78,100	300.22	23,447,182.00
MASIMO CORP	10,600	196.03	2,077,918.00
MEDTRONIC PLC	295,200	85.73	25,307,496.00
NOVOCURE LTD	21,200	62.78	1,330,936.00
RESMED INC	32,600	228.07	7,435,082.00
STERIS PLC	22,200	187.07	4,152,954.00
STRYKER CORP	75,300	303.54	22,856,562.00
TELEFLEX INC	10,300	269.21	2,772,863.00
THE COOPER COMPANIES, INC.	11,100	385.40	4,277,940.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	46,900	137.92	6,468,448.00
AMERISOURCEBERGEN CORP	34,800	166.73	5,802,204.00
CARDINAL HEALTH INC	58,300	80.08	4,668,664.00
CENTENE CORP	125,600	65.99	8,288,344.00
CVS HEALTH CORP	292,800	72.84	21,327,552.00
DAVITA INC	12,500	86.02	1,075,250.00
ELEVANCE HEALTH INC	53,100	450.74	23,934,294.00
HCA HEALTHCARE INC	47,400	281.21	13,329,354.00
HENRY SCHEIN INC	30,100	84.65	2,547,965.00
HUMANA INC	28,000	491.21	13,753,880.00
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	20,000	233.00	4,660,000.00
MCKESSON CORP	31,200	359.86	11,227,632.00
MOLINA HEALTHCARE INC	13,200	275.54	3,637,128.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	25,200	145.18	3,658,536.00
THE CIGNA GROUP	67,600	252.12	17,043,312.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	207,370	483.82	100,329,753.40
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	14,300	139.97	2,001,571.00
ABBVIE INC	392,500	162.41	63,745,925.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	27,800	209.28	5,817,984.00
AMGEN INC	118,400	243.86	28,873,024.00
BIOGEN INC	32,300	293.99	9,495,877.00

BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	40,200	97.51	3,919,902.00
EXACT SCIENCES CORP	39,800	67.44	2,684,112.00
GILEAD SCIENCES INC	278,300	86.57	24,092,431.00
HORIZON THERAPEUTICS PLC	48,600	111.33	5,410,638.00
INCYTE CORP	41,100	74.59	3,065,649.00
MODERNA INC	72,200	140.85	10,169,370.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	20,800	104.17	2,166,736.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	23,870	800.73	19,113,425.10
SEAGEN INC	31,100	203.80	6,338,180.00
UNITED THERAPEUTICS CORP	9,900	230.76	2,284,524.00
VERTEX PHARMACEUTICALS	56,800	331.09	18,805,912.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	471,800	70.49	33,257,182.00
CATALENT INC	36,500	45.03	1,643,595.00
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	95,000	9.98	948,100.00
ELI LILLY & CO.	179,200	385.24	69,035,008.00
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	13,400	145.35	1,947,690.00
JOHNSON & JOHNSON	580,200	162.69	94,392,738.00
MERCK & CO INC	562,700	115.37	64,918,699.00
PFIZER INC	1,245,500	40.21	50,081,555.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	78,000	36.10	2,815,800.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	253,000	8.35	2,112,550.00
VIATRIS INC	267,000	9.65	2,576,550.00
ZOETIS INC	104,000	176.88	18,395,520.00
BANK OF AMERICA CORP	1,602,000	29.87	47,851,740.00
CITIGROUP	432,000	49.03	21,180,960.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	109,000	28.80	3,139,200.00
FIFTH THIRD BANCORP	151,000	27.48	4,149,480.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,510	1,035.67	2,599,531.70
FIRST HORIZON CORP	113,000	18.25	2,062,250.00
FIRST REPUBLIC BANK/CA	39,500	14.26	563,270.00
HUNTINGTON BANCSHARES INC	317,000	11.44	3,626,480.00
JPMORGAN CHASE & CO	650,900	140.54	91,477,486.00
KEYCORP	200,000	11.59	2,318,000.00
M & T BANK CORP	37,600	124.09	4,665,784.00
PNC FINANCIAL	89,300	123.38	11,017,834.00

REGIONS FINANCIAL CORP	209,000	18.36	3,837,240.00
TRUIST FINANCIAL CORP	297,000	31.47	9,346,590.00
US BANCORP	316,000	33.52	10,592,320.00
WEBSTER FINANCIAL CORP	37,000	38.68	1,431,160.00
WELLS FARGO CO	846,000	41.24	34,889,040.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	89,300	63.54	5,674,122.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	288,900	324.33	93,698,937.00
BLOCK INC	119,400	63.48	7,579,512.00
EQUITABLE HOLDINGS INC	79,000	25.81	2,038,990.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	133,000	56.28	7,485,240.00
FISERV INC	134,600	116.96	15,742,816.00
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	15,700	216.83	3,404,231.00
GLOBAL PAYMENTS INC	59,000	108.89	6,424,510.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	16,000	157.18	2,514,880.00
MASTERCARD INC	190,500	375.24	71,483,220.00
PAYPAL HOLDINGS INC	241,500	74.18	17,914,470.00
TOAST INC-CLASS A	52,000	17.92	931,840.00
VISA INC-CLASS A SHARES	361,300	234.05	84,562,265.00
AFLAC INC	132,500	65.98	8,742,350.00
ALLSTATE CORP	57,900	115.78	6,703,662.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	15,500	120.85	1,873,175.00
AMERICAN INTL GROUP	167,000	51.55	8,608,850.00
AON PLC	45,800	333.60	15,278,880.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	82,600	71.68	5,920,768.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	47,300	207.77	9,827,521.00
ASSURANT INC	11,300	117.25	1,324,925.00
BROWN & BROWN INC	52,800	61.40	3,241,920.00
CHUBB LTD	91,700	201.19	18,449,123.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	32,200	105.78	3,406,116.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	5,400	228.29	1,232,766.00
EVEREST RE GROUP LTD	8,500	370.62	3,150,270.00
FNF GROUP	59,000	35.49	2,093,910.00
GLOBE LIFE INC	19,700	107.62	2,120,114.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	70,800	69.54	4,923,432.00
LOEWS CORP	45,300	56.44	2,556,732.00

MARKEL CORP	2,980	1,329.56	3,962,088.80
MARSH & MCLENNAN COS	109,700	179.97	19,742,709.00
METLIFE INC	149,600	60.17	9,001,432.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	53,600	75.15	4,028,040.00
PROGRESSIVE CO	129,300	137.02	17,716,686.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	80,400	85.71	6,891,084.00
TRAVELERS COS INC/THE	51,700	179.50	9,280,150.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	24,300	241.26	5,862,618.00
WR BERKLEY CORP	48,600	57.52	2,795,472.00
ACCENTURE PLC-CL A	139,800	276.33	38,630,934.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	33,600	80.94	2,719,584.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	57,000	62.80	3,579,600.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	113,200	59.49	6,734,268.00
EPAM SYSTEMS INC	12,900	280.73	3,621,417.00
GARTNER INC	17,500	302.72	5,297,600.00
GODADDY INC - CLASS A	34,500	77.41	2,670,645.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	200,600	125.73	25,221,438.00
MONGODB INC	15,100	232.86	3,516,186.00
OKTA INC	33,500	75.96	2,544,660.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	50,300	145.19	7,303,057.00
TWILIO INC - A	37,200	57.26	2,130,072.00
VERISIGN INC	20,700	217.56	4,503,492.00
WIX.COM LTD	12,200	90.83	1,108,126.00
ADOBE INC	103,200	377.67	38,975,544.00
ANSYS INC	19,600	323.57	6,341,972.00
ASPEN TECHNOLOGY INC	6,100	234.76	1,432,036.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	32,600	158.55	5,168,730.00
AUTODESK INC.	47,900	194.09	9,296,911.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	45,000	42.65	1,919,250.00
BILL HOLDINGS INC	19,600	79.41	1,556,436.00
BLACK KNIGHT INC	33,000	55.75	1,839,750.00
CADENCE DESIGN SYS INC	60,800	213.00	12,950,400.00
CERIDIAN HCM HOLDING INC	29,900	67.02	2,003,898.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	21,800	131.83	2,873,894.00

CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	44,900	132.25	5,938,025.00
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	9,500	138.87	1,319,265.00
DATADOG INC - CLASS A	53,700	67.28	3,612,936.00
DOCUSIGN INC	45,600	51.05	2,327,880.00
DROPBOX INC-CLASS A	57,000	21.73	1,238,610.00
DYNATRACE INC	50,000	42.65	2,132,500.00
FAIR ISAAC CORP	5,540	719.23	3,984,534.20
FORTINET INC	146,000	66.78	9,749,880.00
GEN DIGITAL INC	128,000	17.65	2,259,200.00
HUBSPOT INC	10,200	423.85	4,323,270.00
INTUIT INC	59,200	446.40	26,426,880.00
MICROSOFT CORP	1,571,600	285.76	449,100,416.00
ORACLE CORPORATION	359,000	95.15	34,158,850.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	381,000	8.18	3,116,580.00
PALO ALTO NETWORKS INC	67,000	193.25	12,947,750.00
PAYCOM SOFTWARE INC	11,600	300.55	3,486,380.00
PAYLOCITY HOLDING CORP	8,700	193.93	1,687,191.00
PTC INC	25,500	126.59	3,228,045.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	23,300	445.41	10,378,053.00
SALESFORCE INC	221,940	199.03	44,172,718.20
SERVICENOW INC	44,700	473.31	21,156,957.00
SPLUNK INC	37,100	91.12	3,380,552.00
SYNOPSYS INC	33,900	377.26	12,789,114.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	9,200	373.39	3,435,188.00
UNITY SOFTWARE INC	52,000	28.65	1,489,800.00
VMWARE INC - CLASS A	46,700	126.12	5,889,804.00
WORKDAY INC-CLASS A	44,700	190.99	8,537,253.00
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	50,000	63.98	3,199,000.00
ZSCALER INC	19,700	101.71	2,003,687.00
ARISTA NETWORKS INC	54,800	155.87	8,541,676.00
CISCO SYSTEMS	911,900	47.03	42,886,657.00
F5 INC	13,900	134.02	1,862,878.00
JUNIPER NETWORKS INC	72,000	31.31	2,254,320.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	37,400	292.75	10,948,850.00
APPLE INC	3,530,400	165.02	582,586,608.00

DELL TECHNOLOGIES-C	59,000	43.11	2,543,490.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	285,000	14.46	4,121,100.00
HP INC	222,000	29.48	6,544,560.00
NETAPP INC	49,100	63.21	3,103,611.00
SEAGATE TECHNOLOGY	44,900	56.42	2,533,258.00
WESTERN DIGITAL CORP	73,000	33.44	2,441,120.00
AMPHENOL CORP-CL A	132,000	76.84	10,142,880.00
ARROW ELECTRS INC	13,700	111.98	1,534,126.00
CDW CORPORATION	30,200	163.13	4,926,526.00
COGNEX CORP	38,000	48.62	1,847,560.00
CORNING INC	181,000	33.60	6,081,600.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	40,200	148.37	5,964,474.00
TE CONNECTIVITY LTD	71,100	128.40	9,129,240.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	10,200	427.79	4,363,458.00
TRIMBLE INC	53,400	47.46	2,534,364.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	11,500	287.90	3,310,850.00
ADVANCED MICRO DEVICES	357,848	88.43	31,644,498.64
ANALOG DEVICES INC	113,500	186.34	21,149,590.00
APPLIED MATERIALS	190,900	113.46	21,659,514.00
BROADCOM INC	92,540	632.90	58,568,566.00
ENPHASE ENERGY INC	30,600	223.61	6,842,466.00
ENTEGRIS INC	33,400	73.04	2,439,536.00
FIRST SOLAR INC	21,400	216.89	4,641,446.00
INTEL CORP	915,500	30.30	27,739,650.00
KLA CORP	31,400	371.97	11,679,858.00
LAM RESEARCH	30,400	517.19	15,722,576.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	191,000	39.02	7,452,820.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	122,100	76.80	9,377,280.00
MICRON TECHNOLOGY	239,600	61.13	14,646,748.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	9,800	463.00	4,537,400.00
NVIDIA CORP	545,940	271.19	148,053,468.60
NXP SEMICONDUCTORS NV	57,200	169.82	9,713,704.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	94,800	73.74	6,990,552.00
QORVO INC	22,500	92.95	2,091,375.00
QUALCOMM INC	248,800	117.76	29,298,688.00

SKYWORKS SOLUTIONS INC	35,700	106.72	3,809,904.00
SOLAREGE TECHNOLOGIES INC	12,300	319.20	3,926,160.00
TERADYNE INC	34,300	97.99	3,361,057.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	201,400	177.02	35,651,828.00
WOLFSPEED INC	26,100	59.38	1,549,818.00
AT & T INC	1,582,000	18.22	28,824,040.00
LIBERTY GLOBAL PLC-A	31,000	18.76	581,560.00
LIBERTY GLOBAL PLC-C	64,000	19.67	1,258,880.00
VERIZON COMMUNICATIONS	932,000	37.32	34,782,240.00
T-MOBILE US INC	137,500	146.22	20,105,250.00
ALLIANT ENERGY CORP	55,100	55.29	3,046,479.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	115,000	93.92	10,800,800.00
CONSTELLATION ENERGY	73,700	76.55	5,641,735.00
DUKE ENERGY CORP	171,800	98.36	16,898,248.00
EDISON INTERNATIONAL	85,300	72.93	6,220,929.00
ENTERGY CORP	45,100	108.64	4,899,664.00
EVERGY INC	52,000	63.02	3,277,040.00
EVERSOURCE ENERGY	77,800	78.84	6,133,752.00
EXELON CORPORATION	221,000	43.22	9,551,620.00
FIRSTENERGY CORP	120,000	40.61	4,873,200.00
NEXTERA ENERGY INC	441,000	78.99	34,834,590.00
NRG ENERGY INC	49,000	34.40	1,685,600.00
PG&E CORP	324,000	16.89	5,472,360.00
PPL CORPORATION	163,000	28.69	4,676,470.00
SOUTHERN CO.	240,900	73.61	17,732,649.00
XCEL ENERGY INC	122,800	70.44	8,650,032.00
ATMOS ENERGY CORP	31,800	115.38	3,669,084.00
UGI CORP	45,000	34.99	1,574,550.00
AMEREN CORPORATION	57,200	89.96	5,145,712.00
CENTERPOINT ENERGY INC	143,000	30.53	4,365,790.00
CMS ENERGY CORP	63,400	61.63	3,907,342.00
CONSOLIDATED EDISON INC	79,100	99.04	7,834,064.00
DOMINION ENERGY INC	186,500	57.71	10,762,915.00
DTE ENERGY COMPANY	42,900	113.69	4,877,301.00
NISOURCE INC	93,000	28.64	2,663,520.00

PUBLIC SVC ENTERPRISE	109,000	64.09	6,985,810.00
SEMPRA ENERGY	70,400	156.80	11,038,720.00
WEC ENERGY GROUP INC	68,900	97.06	6,687,434.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	43,400	150.93	6,550,362.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	57,000	43.69	2,490,330.00
ALLY FINANCIAL INC	68,000	25.86	1,758,480.00
AMERICAN EXPRESS CO	141,000	163.78	23,092,980.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	84,300	96.59	8,142,537.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	60,200	105.52	6,352,304.00
SYNCHRONY FINANCIAL	97,800	29.72	2,906,616.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	23,900	314.10	7,506,990.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	35,400	86.60	3,065,640.00
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	171,000	44.05	7,532,550.00
BLACKROCK INC	33,460	680.94	22,784,252.40
BLACKSTONE INC	156,800	89.45	14,025,760.00
CARLYLE GROUP INC/THE	45,000	30.23	1,360,350.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	24,200	139.51	3,376,142.00
CME GROUP INC	80,300	189.73	15,235,319.00
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	26,200	59.04	1,546,848.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	8,400	421.48	3,540,432.00
FRANKLIN RESOURCES INC	65,000	26.69	1,734,850.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	13,000	46.26	601,380.00
GOLDMAN SACHS GROUP	75,200	341.66	25,692,832.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	123,700	108.35	13,402,895.00
INVESCO LTD	77,000	17.07	1,314,390.00
KKR & CO INC-A	124,700	52.52	6,549,244.00
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	17,400	203.88	3,547,512.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	8,500	327.01	2,779,585.00
MOODYS CORP	36,900	303.59	11,202,471.00
MORGAN STANLEY	281,300	91.12	25,632,056.00
MSCI INC	17,680	544.60	9,628,528.00
NASDAQ INC	74,700	56.97	4,255,659.00
NORTHERN TRUST CORP	45,000	85.30	3,838,500.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	42,700	95.76	4,088,952.00
S&P GLOBAL INC	73,895	351.72	25,990,349.40

SCHWAB (CHARLES) CORP	324,000	53.80	17,431,200.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	26,000	58.43	1,519,180.00
STATE STREET CORP	81,700	73.63	6,015,571.00
T ROWE PRICE GROUP INC	49,900	111.96	5,586,804.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	24,300	72.31	1,757,133.00
AES CORP	152,000	24.00	3,648,000.00
VISTRA CORP	84,000	23.70	1,990,800.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	30,700	185.52	5,695,464.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	65,500	138.50	9,071,750.00
AVANTOR INC	150,000	20.15	3,022,500.00
BIO TECHNE CORP	34,500	83.47	2,879,715.00
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	467.25	2,382,975.00
CHARLES RIVER LABORATORIES	11,300	200.90	2,270,170.00
DANAHER CORP	153,500	252.81	38,806,335.00
ILLUMINA INC	35,000	227.68	7,968,800.00
IQVIA HOLDINGS INC	41,000	202.31	8,294,710.00
METTLER-TOLEDO INTL	5,010	1,559.39	7,812,543.90
PERKINELMER INC	27,400	132.94	3,642,556.00
REPLIGEN CORP	11,100	166.09	1,843,599.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	87,040	571.68	49,759,027.20
WATERS CORP	13,000	306.90	3,989,700.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	16,200	365.88	5,927,256.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	92,500	215.21	19,906,925.00
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	28,900	98.98	2,860,522.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	25,900	143.69	3,721,571.00
CLARIVATE PLC	65,000	9.06	588,900.00
COSTAR GROUP INC	90,700	70.00	6,349,000.00
EQUIFAX INC	27,600	202.77	5,596,452.00
JACOBS SOLUTIONS INC	27,500	114.75	3,155,625.00
LEIDOS HOLDINGS INC	29,800	91.75	2,734,150.00
PAYCHEX INC	71,200	109.52	7,797,824.00
ROBERT HALF INTERNATIONAL INC	24,700	73.30	1,810,510.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	49,300	57.01	2,810,593.00
TRUNION	43,100	64.80	2,792,880.00

VERISK ANALYTICS INC	34,900	196.79	6,867,971.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	24,400	332.71	8,118,124.00
COMCAST CORP-CL A	957,100	37.74	36,120,954.00
DISH NETWORK CORP-A	51,000	7.58	386,580.00
FOX CORP-CLASS A	68,000	33.62	2,286,160.00
FOX CORP-CLASS B	30,000	30.82	924,600.00
INTERPUBRIC GROUP	85,000	37.50	3,187,500.00
LIBERTY BROADBAND CORP-C	27,100	75.65	2,050,115.00
LIBERTY SIRIUS GROUP-C	34,000	28.42	966,280.00
LIBERTY SIRIUSXM GROUP	17,000	28.56	485,520.00
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	86,000	17.28	1,486,080.00
OMNICOM GROUP	45,600	93.85	4,279,560.00
PARAMOUNT GLOBAL	139,000	22.53	3,131,670.00
SIRIUS XM HOLDINGS INC	171,000	3.84	656,640.00
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	98,000	62.19	6,094,620.00
ACTIVISION BLIZZARD INC	174,700	85.53	14,942,091.00
DISNEY (WALT) CO	404,600	99.57	40,286,022.00
ELECTRONIC ARTS	62,000	129.11	8,004,820.00
LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	43,700	73.58	3,215,446.00
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	38,600	66.98	2,585,428.00
NETFLIX INC	98,800	327.98	32,404,424.00
ROBLOX CORP -CLASS A	79,000	40.70	3,215,300.00
ROKU INC	27,700	58.05	1,607,985.00
SEA LTD-ADR	80,900	79.17	6,404,853.00
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	36,500	124.99	4,562,135.00
WARNER BROS DISCOVERY INC	513,000	13.58	6,966,540.00
ALPHABET INC-CL A	1,325,500	105.41	139,720,955.00
ALPHABET INC-CL C	1,215,600	105.91	128,744,196.00
MATCH GROUP INC	63,000	34.92	2,199,960.00
META PLATFORMS INC-CLASS A	499,000	212.89	106,232,110.00
PINTEREST INC- CLASS A	129,000	27.39	3,533,310.00
SNAP INC-A	248,000	10.01	2,482,480.00
ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	54,000	21.99	1,187,460.00
CBRE GROUP INC	70,300	71.86	5,051,758.00
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260,000	4.41	1,146,600.00

	ZILLOW GROUP INC - C	33,200	45.00	1,494,000.00
小計	銘柄数：601			7,913,637,139.14 (1,061,377,013,101)
	組入時価比率：69.3%			71.8%
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	148,000	16.19	2,396,120.00
	CAMECO CORP	94,000	34.53	3,245,820.00
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	247,000	80.99	20,004,530.00
	CENOVUS ENERGY INC	321,000	23.69	7,604,490.00
	ENBRIDGE INC	452,000	53.23	24,059,960.00
	IMPERIAL OIL	50,000	71.94	3,597,000.00
	KEYERA CORP	48,000	31.63	1,518,240.00
	PARKLAND CORP	36,000	31.36	1,128,960.00
	PEMBINA PIPELINE CORP	120,000	44.25	5,310,000.00
	SUNCOR ENERGY INC	303,000	41.20	12,483,600.00
	TC ENERGY CORP	225,000	55.78	12,550,500.00
	TOURMALINE OIL CORP	72,000	59.87	4,310,640.00
	NUTRIEN LTD	116,600	95.60	11,146,960.00
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	32,000	65.55	2,097,600.00
	AGNICO EAGLE MINES LTD	111,000	76.17	8,454,870.00
	BARRICK GOLD	396,000	25.81	10,220,760.00
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	128,000	31.69	4,056,320.00
	FRANCO-NEVADA CORP	41,900	206.31	8,644,389.00
	IVANHOE MINES LTD-CL A	141,000	11.98	1,689,180.00
	KINROSS GOLD CORP	300,000	6.73	2,019,000.00
	LUNDIN MINING CORP	137,000	10.24	1,402,880.00
	PAN AMERICAN SILVER CORP	81,000	23.15	1,875,150.00
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	99,000	62.01	6,138,990.00
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	100,000	66.51	6,651,000.00
	WEST FRASER TIMBER	14,200	102.55	1,456,210.00
	CAE INC	67,000	31.26	2,094,420.00
	WSP GLOBAL INC	27,700	178.68	4,949,436.00
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	19,400	108.16	2,098,304.00
	GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	38,000	47.30	1,797,400.00
	RITCHIE BROS. AUCTIONEERS	39,900	79.47	3,170,853.00
	AIR CANADA	43,000	18.93	813,990.00

CANADIAN NATL RAILWAY CO	127,200	166.53	21,182,616.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	207,600	110.06	22,848,456.00
TFI INTERNATIONAL INC	17,000	161.14	2,739,380.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	58,700	71.15	4,176,505.00
BRP INC/CA- SUB VOTING	7,400	105.16	778,184.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	37,000	44.03	1,629,110.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	66,000	94.16	6,214,560.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	11,500	183.00	2,104,500.00
DOLLARAMA INC	59,000	84.77	5,001,430.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	178,000	67.70	12,050,600.00
EMPIRE CO LTD A	39,000	36.67	1,430,130.00
LOBLAW COMPANIES	35,600	124.91	4,446,796.00
METRO INC	53,000	76.28	4,042,840.00
WESTON(GEORGE)LTD	15,700	179.72	2,821,604.00
SAPUTO INC	57,000	35.47	2,021,790.00
BANK OF MONTREAL	149,900	123.46	18,506,654.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	264,000	68.19	18,002,160.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	201,000	57.70	11,597,700.00
NATIONAL BANK OF CANADA	73,800	99.22	7,322,436.00
ROYAL BANK OF CANADA	306,900	135.30	41,523,570.00
TORONTO DOMINION BANK	402,400	83.55	33,620,520.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	83,000	17.15	1,423,450.00
NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	14,000	56.68	793,520.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	4,940	931.07	4,599,485.80
GREAT-WEST LIFECO INC	64,000	37.88	2,424,320.00
IA FINANCIAL CORP INC	24,100	87.97	2,120,077.00
INTACT FINANCIAL CORP	38,400	203.44	7,812,096.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	416,000	26.19	10,895,040.00
POWER CORPORATION OF CANADA	124,000	35.93	4,455,320.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	128,000	65.27	8,354,560.00
CGI INC	46,300	134.31	6,218,553.00
SHOPIFY INC - CLASS A	266,000	66.27	17,627,820.00
CONSTELLATION SOFTWARE INC	4,480	2,644.63	11,847,942.40
DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	17,800	107.89	1,920,442.00

	OPEN TEXT CORP	62,000	51.19	3,173,780.00	
	BCE INC	14,400	64.44	927,936.00	
	TELUS CORP	98,600	28.73	2,832,778.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	79,000	65.12	5,144,480.00	
	EMERA INC	61,000	58.40	3,562,400.00	
	FORTIS INC	106,000	59.82	6,340,920.00	
	HYDRO ONE LTD	70,000	39.96	2,797,200.00	
	ALTAGAS LTD	60,000	23.01	1,380,600.00	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	139,000	11.31	1,572,090.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	27,000	39.09	1,055,430.00	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	80,000	44.15	3,532,000.00	
	BROOKFIELD CORP	314,000	45.08	14,155,120.00	
	IGM FINANCIAL INC	21,000	41.52	871,920.00	
	ONEX CORPORATION	16,900	64.30	1,086,670.00	
	TMX GROUP LTD	13,200	136.64	1,803,648.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	29,000	45.94	1,332,260.00	
	NORTHLAND POWER INC	53,000	33.73	1,787,690.00	
	THOMSON REUTERS CORP	38,000	179.73	6,829,740.00	
	QUEBECOR INC-CL B	34,000	34.60	1,176,400.00	
	FIRSTSERVICE CORP	8,500	197.56	1,679,260.00	
小計	銘柄数 : 85			546,584,061.20	
				(54,111,822,058)	
	組入時価比率 : 3.5%			3.7%	
ユーロ	TENARIS SA	101,000	13.05	1,318,050.00	
	ENI SPA	561,000	13.76	7,722,726.00	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	109,000	10.93	1,191,370.00	
	NESTE OYJ	96,000	43.77	4,201,920.00	
	OMV AG	32,000	42.42	1,357,440.00	
	REPSOL SA	302,000	13.34	4,028,680.00	
	TOTALENERGIES SE	552,200	57.70	31,861,940.00	
	AIR LIQUIDE SA	115,700	162.90	18,847,530.00	
	AKZO NOBEL	39,400	76.26	3,004,644.00	
	ARKEMA	13,600	88.84	1,208,224.00	
	BASF SE	204,000	49.60	10,119,420.00	
	COVESTRO AG	43,000	37.04	1,592,720.00	

DSM-FIRMENICH AG	39,100	119.84	4,685,744.00
EVONIK INDUSTRIES AG	48,000	19.52	936,960.00
OCI	21,000	25.95	544,950.00
SOLVAY SA	16,400	107.70	1,766,280.00
SYMRISE AG	28,900	107.90	3,118,310.00
UMICORE	44,000	29.24	1,286,560.00
CRH PLC	166,000	44.95	7,461,700.00
HEIDELBERGCEMENT AG	30,600	69.92	2,139,552.00
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	55,000	33.40	1,837,000.00
ARCELORMITTAL	118,000	25.88	3,053,840.00
VOESTALPINE AG	24,000	30.98	743,520.00
STORA ENSO OYJ-R	119,000	11.04	1,313,760.00
UPM-KYMMENE OYJ	120,000	29.64	3,556,800.00
AIRBUS SE	131,900	127.32	16,793,508.00
DASSAULT AVIATION SA	6,000	179.70	1,078,200.00
MTU AERO ENGINES AG	11,900	244.50	2,909,550.00
RHEINMETALL AG	9,400	270.70	2,544,580.00
SAFRAN SA	75,800	142.46	10,798,468.00
THALES SA	23,500	142.05	3,338,175.00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	107,000	51.30	5,489,100.00
KINGSPAN GROUP PLC	33,400	60.80	2,030,720.00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	50,094	31.74	1,589,983.56
BOUYGUES	52,000	32.50	1,690,000.00
EIFFAGE SA	18,100	104.20	1,886,020.00
FERROVIAL SA	105,847	27.93	2,956,306.71
VINCI	119,200	110.26	13,142,992.00
LEGRAND SA	59,100	84.12	4,971,492.00
PRYSMIAN SPA	59,000	38.00	2,242,000.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	121,000	152.60	18,464,600.00
SIEMENS ENERGY AG	120,000	21.28	2,553,600.00
SIEMENS AG	169,800	145.64	24,729,672.00
ALSTOM	71,000	21.69	1,539,990.00
CNH INDUSTRIAL NV	221,000	13.10	2,896,205.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	103,000	30.00	3,090,000.00
GEA GROUP AG	34,000	43.50	1,479,000.00

KNORR-BREMSE AG	15,200	61.96	941,792.00
KONE OYJ	76,000	49.85	3,788,600.00
METSO OUTOTEC OYJ	145,000	10.53	1,527,575.00
RATIONAL AG	1,050	646.50	678,825.00
WARTSILA OYJ	101,000	8.93	902,536.00
BRENNTAG SE	34,100	73.52	2,507,032.00
LMCD NV	12,600	145.15	1,828,890.00
DEUTSCHE POST AG-REG	218,000	43.50	9,484,090.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137,000	9.74	1,334,517.00
ADP	6,100	135.60	827,160.00
AENA SME SA	17,200	153.30	2,636,760.00
GETLINK	93,000	15.87	1,476,375.00
CONTINENTAL AG	23,200	65.60	1,521,920.00
MICHELIN (CGDE)	147,000	28.38	4,171,860.00
VALEO SA	45,000	18.46	830,925.00
BAYER MOTOREN WERK	73,700	100.60	7,414,220.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	12,500	95.15	1,189,375.00
DR ING HC F PORSCHE AG	25,500	115.00	2,932,500.00
FERRARI NV	27,800	252.10	7,008,380.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	177,600	69.21	12,291,696.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	35,200	50.76	1,786,752.00
RENAULT SA	40,000	33.31	1,332,600.00
STELLANTIS NV	495,000	15.94	7,892,280.00
VOLKSWAGEN AG	6,300	150.65	949,095.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	41,500	121.90	5,058,850.00
SEB SA	5,400	102.20	551,880.00
ADIDAS AG	35,300	163.50	5,771,550.00
HERMES INTERNATIONAL	7,070	2,003.50	14,164,745.00
KERING SA	16,750	578.00	9,681,500.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	61,430	901.10	55,354,573.00
MONCLER SPA	45,500	67.20	3,057,600.00
PUMA SE	24,100	56.36	1,358,276.00
ACCOR SA	39,000	31.38	1,223,820.00
AMADEUS IT GROUP SA	99,500	62.72	6,240,640.00

DELIVERY HERO SE	38,000	33.40	1,269,390.00
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	37,600	179.50	6,749,200.00
JUST EAT TAKEAWAY.COM NV	43,000	15.50	666,500.00
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	38.86	932,640.00
SODEXO	20,400	98.46	2,008,584.00
D'IETEREN GROUP	5,700	169.20	964,440.00
PROSUS NV	177,500	69.33	12,306,075.00
INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL SA	243,000	31.42	7,635,060.00
ZALANDO SE	50,000	37.45	1,872,500.00
CARREFOUR SUPERMARCHÉ	130,000	18.38	2,389,400.00
HELLOFRESH SE	31,800	25.58	813,444.00
JERONIMO MARTINS	64,000	22.06	1,411,840.00
KESKO OYJ-B SHS	58,000	20.47	1,187,260.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	235,000	31.43	7,386,050.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	192,500	59.67	11,486,475.00
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	123,000	11.80	1,452,015.00
HEINEKEN HOLDING NV	25,100	86.75	2,177,425.00
HEINEKEN NV	56,800	102.85	5,841,880.00
PERNOD RICARD SA	45,800	214.60	9,828,680.00
REMY COINTREAU	4,900	177.15	868,035.00
DANONE	143,900	59.86	8,613,854.00
JDE PEET'S BV	21,000	27.64	580,440.00
KERRY GROUP PLC-A	34,300	98.56	3,380,608.00
HENKEL AG & CO KGAA	22,900	68.92	1,578,268.00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	38,300	75.18	2,879,394.00
BEIERSDORF AG	23,000	125.80	2,893,400.00
LOREAL-ORD	53,600	442.60	23,723,360.00
BIOMERIEUX	8,800	97.20	855,360.00
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	8,600	123.40	1,061,240.00
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	98.92	593,520.00
ESSILORLUXOTTICA	65,000	186.52	12,123,800.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	197,000	17.33	3,415,586.00
SIEMENS HEALTHINEERS AG	61,400	55.84	3,428,576.00
AMPLIFON SPA	30,000	33.42	1,002,600.00
FRESENIUS MEDICAL CARE	45,000	41.59	1,871,550.00

FRESENIUS SE & CO KGAA	92,000	25.74	2,368,080.00
ARGENX SE	12,500	353.00	4,412,500.00
GRIFOLS SA	63,000	9.44	594,972.00
BAYER AG-REG	219,500	60.69	13,321,455.00
IPSEN	9,000	106.10	954,900.00
MERCK KGAA	28,300	166.00	4,697,800.00
ORION OYJ	24,200	46.15	1,116,830.00
RECORDATI SPA	24,000	42.03	1,008,720.00
SANOFI	253,200	102.88	26,049,216.00
UCB SA	29,100	87.70	2,552,070.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	94,000	14.57	1,369,580.00
AIB GROUP PLC	230,000	3.89	896,080.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1,338,000	6.78	9,074,316.00
BANCO SANTANDER SA	3,750,000	3.54	13,291,875.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	243,000	9.63	2,341,062.00
BNP PARIBAS	245,700	58.66	14,412,762.00
CAIXABANK	1,010,000	3.57	3,613,780.00
COMMERZBANK AG	236,000	10.69	2,524,020.00
CREDIT AGRICOLE SA	265,000	10.88	2,884,790.00
ERSTE GROUP BANK AG	76,000	32.74	2,488,240.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	139,000	14.25	1,980,750.00
ING GROEP NV	835,000	11.72	9,787,870.00
INTESA SANPAOLO	3,620,000	2.48	8,993,890.00
KBC GROEP NV	55,600	65.88	3,662,928.00
MEDIOBANCA S. P. A.	124,000	9.78	1,212,720.00
SOCIETE GENERALE	175,000	22.23	3,891,125.00
UNICREDIT SPA	431,000	19.52	8,416,568.00
ADYEN NV	4,780	1,444.20	6,903,276.00
EDENRED	56,900	58.58	3,333,202.00
EURAZEO SE	10,700	67.00	716,900.00
EXOR NV	24,300	75.08	1,824,444.00
GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	80.46	1,721,844.00
NEXI SPA	130,000	7.78	1,012,440.00
SOFINA SA	3,700	204.60	757,020.00

WENDEL	6,000	100.60	603,600.00
WORLDLINE SA	54,000	38.70	2,089,800.00
AEGON NV	410,000	4.07	1,671,570.00
AGEAS	36,000	40.27	1,449,720.00
ALLIANZ SE-REG	89,900	222.55	20,007,245.00
ASSICURAZIONI GENERALI	242,000	19.09	4,620,990.00
AXA SA	417,000	29.26	12,203,505.00
HANNOVER RUECK SE	13,000	187.75	2,440,750.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	31,300	335.20	10,491,760.00
NN GROUP NV	64,000	34.27	2,193,280.00
POSTE ITALIANE SPA	120,000	9.58	1,149,600.00
SAMPO OYJ-A SHS	106,000	45.04	4,774,240.00
BECHTLE AG	20,000	41.82	836,400.00
CAPGEMINI SA	35,800	161.85	5,794,230.00
DASSAULT SYSTEMES SE	147,000	37.53	5,516,910.00
NEMETSCHEK SE	14,200	63.54	902,268.00
SAP SE	231,700	121.66	28,188,622.00
NOKIA OYJ	1,220,000	3.85	4,708,590.00
ASM INTERNATIONAL NV	10,300	348.15	3,585,945.00
ASML HOLDING NV	89,460	580.20	51,904,692.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	287,000	34.64	9,941,680.00
STMICROELECTRONICS NV	151,000	43.21	6,524,710.00
CELLNEX TELECOM SA	126,000	38.04	4,793,040.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	723,000	22.38	16,180,740.00
ELISA OYJ	31,700	55.56	1,761,252.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	72,000	12.40	892,800.00
KONINKLIJKE KPN NV	730,000	3.25	2,372,500.00
ORANGE SA	435,000	11.53	5,018,160.00
TELECOM ITALIA SPA	1,930,000	0.26	519,942.00
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	210,000	3.02	635,670.00
TELEFONICA SA	1,140,000	4.05	4,621,560.00
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	25,000	15.70	392,500.00
ACCIONA S. A.	5,800	173.25	1,004,850.00
ELIA GROUP SA/NV	6,626	123.50	818,311.00
ENDESA S. A.	65,000	20.06	1,303,900.00

ENEL SPA	1, 805, 000	5. 93	10, 705, 455. 00
ENERGIAS DE PORTUGAL	628, 000	5. 16	3, 244, 248. 00
FORTUM OYJ	100, 000	13. 72	1, 372, 000. 00
IBERDROLA SA	1, 359, 358	11. 83	16, 088, 001. 93
RED ELECTRICA CORPORACION SA	89, 000	16. 57	1, 474, 730. 00
TERNA SPA	301, 000	7. 78	2, 342, 984. 00
VERBUND AG	14, 500	81. 30	1, 178, 850. 00
ENAGAS SA	60, 000	18. 11	1, 086, 600. 00
NATURGY ENERGY GROUP SA	32, 000	28. 36	907, 520. 00
SNAM SPA	460, 000	5. 05	2, 323, 000. 00
E. ON SE	505, 000	12. 04	6, 082, 725. 00
ENGIE	411, 000	15. 47	6, 359, 814. 00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	148, 000	29. 40	4, 351, 200. 00
AMUNDI SA	12, 800	58. 95	754, 560. 00
DEUTSCHE BANK AG-REG	462, 000	9. 89	4, 571, 490. 00
DEUTSCHE BOERSE AG	42, 600	184. 70	7, 868, 220. 00
EURONEXT NV	18, 000	72. 00	1, 296, 000. 00
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVABLES S A	14, 000	32. 96	461, 440. 00
EDP RENOVAVEIS SA	66, 000	20. 28	1, 338, 480. 00
RWE AG	143, 000	41. 05	5, 870, 150. 00
EUROFINS SCIENTIFIC SE	30, 600	61. 14	1, 870, 884. 00
QIAGEN N. V.	52, 000	41. 07	2, 135, 640. 00
SARTORIUS AG-VORZUG	5, 600	350. 40	1, 962, 240. 00
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	6, 000	253. 30	1, 519, 800. 00
BUREAU VERITAS SA	68, 000	26. 64	1, 811, 520. 00
RANDSTAD NV	25, 500	50. 82	1, 295, 910. 00
TELEPERFORMANCE	13, 300	205. 30	2, 730, 490. 00
WOLTERS KLUWER	56, 500	122. 80	6, 938, 200. 00
PUBLICIS GROUPE	49, 800	75. 70	3, 769, 860. 00
VIVENDI SE	164, 000	9. 93	1, 629, 832. 00
BOLLORE SE	202, 000	6. 34	1, 280, 680. 00
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	163, 000	20. 70	3, 374, 100. 00
SCOUT24 SE	17, 900	55. 52	993, 808. 00
AROUNDTOWN SA	206, 000	1. 22	251, 938. 00

	LEG IMMOBILIEN SE	17,000	54.32	923,440.00	
	VONOVIA SE	158,000	18.82	2,973,560.00	
小計	銘柄数：221			1,075,324,167.20	
	組入時価比率：10.3%			(158,524,288,728)	
				10.7%	
英ボンド	BP PLC	4,027,000	5.30	21,343,100.00	
	SHELL PLC-NEW	1,566,000	24.53	38,413,980.00	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	31,100	70.44	2,190,684.00	
	JOHNSON MATTHEY PLC	40,000	19.54	781,600.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	279,000	25.52	7,121,475.00	
	ANTOFAGASTA PLC	89,000	15.30	1,361,700.00	
	GLENCORE PLC	2,280,000	4.90	11,192,520.00	
	RIO TINTO PLC-REG	248,600	51.31	12,755,666.00	
	MONDI PLC	113,000	12.81	1,447,530.00	
	BAE SYSTEMS PLC	693,000	10.18	7,054,740.00	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	1,850,000	1.54	2,855,475.00	
	DCC PLC	21,200	48.15	1,020,780.00	
	SMITHS GROUP PLC	80,000	16.64	1,331,200.00	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	17,000	115.90	1,970,300.00	
	ASHTED GROUP PLC	97,900	46.85	4,586,615.00	
	BUNZLE	77,000	32.12	2,473,240.00	
	RENTOKIL INTIAL PLC	554,000	6.15	3,407,100.00	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	207,000	4.81	997,326.00	
	PERSIMMON PLC	77,000	12.54	965,965.00	
	TAYLOR WIMPEY PLC	840,000	1.22	1,027,740.00	
	THE BERKELEY GRP HOLDINGS	24,300	43.35	1,053,405.00	
	BURBERRY GROUP PLC	82,000	26.09	2,139,380.00	
	COMPASS GROUP PLC	390,000	20.76	8,096,400.00	
	ENTAIN PLC	132,000	14.05	1,854,600.00	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	38,200	55.78	2,130,796.00	
	WHITBREAD PLC	46,000	31.25	1,437,500.00	
	NEXT PLC	28,600	67.94	1,943,084.00	
	JD SPORTS FASHION PLC	610,000	1.65	1,008,330.00	
	KINGFISHER PLC	450,000	2.57	1,157,850.00	
	OCADO GROUP PLC	122,000	5.16	630,496.00	

SAINSBURY	410,000	2.81	1,154,970.00
TESCO PLC	1,610,000	2.78	4,490,290.00
COCA-COLA HBC AG-DI	46,000	24.05	1,106,300.00
DIAGEO PLC	505,000	37.60	18,990,525.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	79,000	20.46	1,616,340.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	470,000	29.21	13,728,700.00
IMPERIAL BRANDS PLC	196,000	19.45	3,812,200.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	158,700	64.72	10,271,064.00
HALEON PLC	1,140,000	3.52	4,013,940.00
UNILEVER PLC	562,300	43.92	24,696,216.00
SMITH & NEPHEW PLC	198,000	12.77	2,529,450.00
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	6.65
ASTRAZENECA PLC	343,880	121.86	41,905,216.80
GSK PLC	908,000	14.71	13,358,496.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	37,000	18.30	677,285.00
BARCLAYS PLC	3,570,000	1.53	5,470,668.00
HSBC HOLDINGS PLC	4,431,000	5.73	25,420,647.00
LLOYDS BANKING GROUP PLC	15,080,000	0.48	7,368,088.00
NATWEST GROUP PLC	1,180,000	2.72	3,215,500.00
STANDARD CHARTERED PLC	534,000	6.38	3,410,124.00
M&G PLC	500,000	2.00	1,000,500.00
ADMIRAL GROUP PLC	42,000	22.61	949,620.00
AVIVA PLC	610,000	4.20	2,563,830.00
LEGAL & GENERAL	1,340,000	2.54	3,404,940.00
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	5.74	975,800.00
PRUDENTIAL PLC	617,000	11.51	7,104,755.00
SAGE GROUP PLC (THE)	220,000	8.06	1,773,200.00
HALMA PLC	83,000	22.38	1,857,540.00
BT GROUP PLC	1,510,000	1.55	2,349,560.00
VODAFONE GROUP PLC	5,780,000	0.90	5,240,148.00
SSE PLC	242,000	18.41	4,455,220.00
NATIONAL GRID PLC	819,000	11.45	9,381,645.00
SEVERN TRENT PLC	53,000	29.19	1,547,070.00
UNITED UTILITIES GROUP PLC	151,000	10.82	1,634,575.00
3I GROUP PLC	213,000	17.12	3,647,625.00

	ABRDN PLC	440,000	2.02	890,120.00	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,000	7.95	651,900.00	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	84,100	80.84	6,798,644.00	
	SCHRODERS PLC	189,176	4.80	908,990.68	
	ST JAMES S PLACE PLC	118,000	12.19	1,438,420.00	
	PEARSON	143,000	8.52	1,218,932.00	
	EXPERIAN PLC	205,000	28.14	5,768,700.00	
	INTERTEK GROUP PLC	35,000	41.20	1,442,000.00	
	RELX PLC	428,000	27.22	11,650,160.00	
	INFORMA PLC	311,000	7.10	2,208,722.00	
	WPP PLC	235,000	9.61	2,258,350.00	
	AUTO TRADER GROUP PLC	195,000	6.30	1,228,890.00	
小計	銘柄数：77			417,336,460.13	
				(69,615,894,914)	
	組入時価比率：4.5%			4.7%	
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	53,000	14.75	781,750.00	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,630	790.50	1,288,515.00	
	GIVAUDAN-REG	2,040	3,172.00	6,470,880.00	
	SIKA AG-REG	32,700	249.80	8,168,460.00	
	HOLCIM LTD	122,100	58.76	7,174,596.00	
	SIG GROUP AG	66,000	24.74	1,632,840.00	
	GEBERIT AG-REG	7,960	494.40	3,935,424.00	
	ABB LTD	351,000	31.57	11,081,070.00	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	4,900	192.70	944,230.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	9,300	199.95	1,859,535.00	
	VAT GROUP AG	6,000	311.40	1,868,400.00	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	12,400	269.90	3,346,760.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	115,400	150.75	17,396,550.00	
	THE SWATCH GROUP AG-B	6,200	300.30	1,861,860.00	
	THE SWATCH GROUP AG-REG	10,500	55.50	582,750.00	
	BARRY CALLEBAUT AG	810	1,915.00	1,551,150.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	227	11,200.00	2,542,400.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	24	112,200.00	2,692,800.00	
	NESTLE SA-REG	610,300	116.30	70,977,890.00	
	ALCON INC	111,200	65.20	7,250,240.00	

SONOVA HOLDING AG-REG	11,600	289.20	3,354,720.00	
STRAUMANN HOLDING AG-REG	25,400	138.10	3,507,740.00	
NOVARTIS AG-REG	480,100	88.91	42,685,691.00	
ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	155,900	281.05	43,815,695.00	
ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	6,000	301.80	1,810,800.00	
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	6,500	92.30	599,950.00	
BALOISE HOLDING AG	9,900	148.70	1,472,130.00	
SWISS LIFE HOLDING AG	6,800	597.00	4,059,600.00	
SWISS RE LTD	67,200	89.32	6,002,304.00	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	33,600	431.00	14,481,600.00	
TEMENOS AG-REG	13,700	64.62	885,294.00	
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	37,600	50.94	1,915,344.00	
SWISSCOM AG-REG	5,690	605.60	3,445,864.00	
BKW AG	4,600	153.10	704,260.00	
CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	789,999	0.79	624,099.21	
JULIUS BAER GROUP LTD	46,300	63.82	2,954,866.00	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	5,040	856.00	4,314,240.00	
UBS GROUP AG	748,000	18.05	13,505,140.00	
BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	96.15	759,585.00	
LONZA AG-REG	16,360	574.20	9,393,912.00	
ADECCO GROUP AG-REG	33,000	30.33	1,000,890.00	
SGS SA-REG	36,000	84.36	3,036,960.00	
SWISS PRIME SITE-REG	17,500	79.50	1,391,250.00	
小計 銘柄数：43			319,130,034.21	
			(47,962,052,841)	
				3.2%
				組入時価比率：3.1%
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	59,000	401.00	23,659,000.00
	HOLMEN AB-B SHARES	19,000	373.30	7,092,700.00
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	137,000	130.00	17,810,000.00
	ASSA ABLOY AB-B	226,000	241.80	54,646,800.00
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	338,000	123.10	41,607,800.00
	SKANSKA AB-B SHS	77,000	160.30	12,343,100.00
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	33,000	207.00	6,831,000.00
	LIFCO AB-B SHS	52,000	233.00	12,116,000.00
	ALFA LAVAL AB	63,000	368.40	23,209,200.00

ATLAS COPCO AB-A SHS	598,000	129.95	77,710,100.00
ATLAS COPCO AB-B SHS	352,000	117.60	41,395,200.00
EPIROC AB - A	151,000	210.80	31,830,800.00
EPIROC AB - B	89,000	183.00	16,287,000.00
HUSQVARNA AB-B SHS	94,000	88.54	8,322,760.00
INDUTRADE AB	64,000	225.50	14,432,000.00
SANDVIK AB	239,000	215.20	51,432,800.00
SKF AB-B SHARES	88,000	197.15	17,349,200.00
VOLVO AB-A SHS	40,000	218.60	8,744,000.00
VOLVO AB-B SHS	330,000	211.10	69,663,000.00
SECURITAS AB-B SHS	110,857	90.78	10,063,598.46
VOLVO CAR AB-B	120,000	38.61	4,633,200.00
ELECTROLUX AB-B	53,000	135.25	7,168,250.00
EVOLUTION AB	40,600	1,410.00	57,246,000.00
HENNES&MAURITZ AB-B	162,000	155.30	25,158,600.00
ESSITY AKTIEBOLAG-B	132,000	307.80	40,629,600.00
GETINGE AB-B SHS	53,000	265.30	14,060,900.00
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	36,000	266.00	9,576,000.00
NORDEA BANK ABP	725,000	117.74	85,361,500.00
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	367,000	113.75	41,746,250.00
SVENSKA HANDELSBANKEN-A	320,000	94.92	30,374,400.00
SWEDBANK AB	197,000	184.95	36,435,150.00
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	289.50	8,974,500.00
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	32,000	289.50	9,264,000.00
INVESTOR AB-A SHS	115,000	218.40	25,116,000.00
INVESTOR AB-B SHS	401,000	209.85	84,149,850.00
KINNEVIK AB - B	56,000	159.20	8,915,200.00
LUNDBERGS AB-B SHS	15,500	476.00	7,378,000.00
ERICSSON LM-B	658,000	55.37	36,433,460.00
HEXAGON AB-B SHS	431,000	116.45	50,189,950.00
TELIA CO AB	580,000	26.81	15,549,800.00
TELE 2 AB-B SHS	116,000	104.15	12,081,400.00
EQT AB	81,000	209.60	16,977,600.00
EMBRACER GROUP AB	134,000	43.95	5,889,300.00
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	141,000	47.60	6,711,600.00

	SAGAX AB-B	40,000	249.40	9,976,000.00		
小計	銘柄数：45			1,196,542,568.46		
	組入時価比率：1.0%			(15,578,984,241)	1.1%	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	72,000	250.10	18,007,200.00		
	EQUINOR ASA	212,000	302.70	64,172,400.00		
	YARA INTERNATIONAL ASA	37,000	455.00	16,835,000.00		
	NORSK HYDRO	291,000	80.14	23,320,740.00		
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	21,000	464.80	9,760,800.00		
	MOWI ASA	96,000	200.90	19,286,400.00		
	ORKLA ASA	153,000	74.52	11,401,560.00		
	SALMAR ASA	16,000	468.00	7,488,000.00		
	DNB BANK ASA	205,000	199.25	40,846,250.00		
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	40,000	178.20	7,128,000.00		
	TELENOR ASA	146,000	127.75	18,651,500.00		
	ADEVINTA ASA	63,000	80.00	5,040,000.00		
	小計	銘柄数：12			241,937,850.00	
		組入時価比率：0.2%			(3,065,352,559)	0.2%
デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	23,500	549.40	12,910,900.00		
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	44,500	366.40	16,304,800.00		
	ROCKWOOL A/S-B SHS	1,700	1,623.50	2,759,950.00		
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	227,000	187.90	42,653,300.00		
	DSV A/S	41,700	1,261.50	52,604,550.00		
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	12,630.00	9,093,600.00		
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,090	12,815.00	13,968,350.00		
	PANDORA A/S	20,000	634.60	12,692,000.00		
	CARLSBERG B	21,800	1,103.50	24,056,300.00		
	COLOPLAST-B	25,900	959.40	24,848,460.00		
	DEMANT A/S	20,100	285.40	5,736,540.00		
	GENMAB A/S	14,400	2,789.00	40,161,600.00		
	NOVO NORDISK A/S-B	367,400	1,164.20	427,727,080.00		
	DANSKE BANK AS	155,000	147.65	22,885,750.00		
TRYG A/S	83,000	159.15	13,209,450.00			

	ORSTED A/S	41,000	604.00	24,764,000.00
小計	銘柄数 : 16			746,376,630.00 (14,763,329,741)
	組入時価比率 : 1.0%			1.0%
豪ドル	AMPOL LTD	49,000	30.36	1,487,640.00
	SANTOS LTD.	710,000	7.16	5,083,600.00
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	48,000	31.60	1,516,800.00
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	421,000	33.69	14,183,490.00
	ORICA LTD	99,000	16.12	1,595,880.00
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	101,000	33.63	3,396,630.00
	BHP GROUP LIMITED	1,124,000	45.02	50,602,480.00
	BLUESCOPE STEEL LTD	104,000	20.70	2,152,800.00
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	371,000	21.49	7,972,790.00
	IGO LTD	150,000	13.83	2,074,500.00
	MINERAL RESOURCES LTD	37,500	78.70	2,951,250.00
	NEWCREST MINING	203,000	28.90	5,866,700.00
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	257,000	13.75	3,533,750.00
	PILBARA MINERALS LTD	540,000	4.02	2,170,800.00
	RIO TINTO LTD	81,800	117.00	9,570,600.00
	SOUTH32 LTD	1,010,000	4.45	4,494,500.00
	REECE LTD	49,000	18.22	892,780.00
	BRAMBLES LTD	318,000	14.12	4,490,160.00
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	6.62	1,456,400.00
	AURIZON HOLDINGS LTD	380,000	3.46	1,314,800.00
	TRANSURBAN GROUP	686,000	14.80	10,152,800.00
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	134,000	37.50	5,025,000.00
	LOTTERY CORP LTD/THE	480,000	5.02	2,409,600.00
	WESFARMERS LIMITED	249,000	52.03	12,955,470.00
	COLES GROUP LTD	293,000	18.21	5,335,530.00
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	330,000	6.81	2,247,300.00
	WOOLWORTHS GROUP LTD	271,000	38.69	10,484,990.00
	TREASURY WINE ESTATES LTD	156,000	14.05	2,191,800.00
	COCHLEAR LTD	14,100	249.42	3,516,822.00
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	41,000	65.89	2,701,490.00
	SONIC HEALTHCARE LTD	99,000	36.26	3,589,740.00

	CSL LIMITED	107,500	301.75	32,438,125.00	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	670,000	24.33	16,301,100.00	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	376,100	99.80	37,534,780.00	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	698,000	28.77	20,081,460.00	
	WESTPAC BANKING CORP	783,000	22.29	17,453,070.00	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	540,000	4.97	2,683,800.00	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	590,000	3.61	2,129,900.00	
	QBE INSURANCE	332,000	15.05	4,996,600.00	
	SUNCORP GROUP LTD	291,000	12.34	3,590,940.00	
	WISETECH GLOBAL LTD	33,000	68.00	2,244,000.00	
	XERO LIMITED	31,500	91.87	2,893,905.00	
	TELSTRA GROUP LTD	920,000	4.29	3,946,800.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	370,000	8.28	3,063,600.00	
	APA GROUP	257,000	10.47	2,690,790.00	
	ASX LTD	41,500	69.15	2,869,725.00	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	81,500	183.08	14,921,020.00	
	IDP EDUCATION LTD	46,000	28.25	1,299,500.00	
	COMPUTERSHARE LTD	125,000	22.83	2,853,750.00	
	REA GROUP LTD	12,500	139.53	1,744,125.00	
	SEEK LTD	70,000	24.19	1,693,300.00	
	小計 銘柄数：51			364,849,182.00	
				(32,737,917,100)	
	組入時価比率：2.1%			2.2%	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	270,000	8.65	2,335,500.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	127,000	27.04	3,434,080.00	
	EBOS GROUP LTD	35,000	45.50	1,592,500.00	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	430,000	5.11	2,197,300.00	
	MERCURY NZ LTD	137,000	6.20	849,400.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	300,000	5.28	1,584,000.00	
	小計 銘柄数：6			11,992,780.00	
				(988,205,072)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
香港ドル	XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	430,000	14.82	6,372,600.00	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	584,040	51.85	30,282,474.00	

	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	304,000	82.85	25,186,400.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	280,000	17.94	5,023,200.00	
	MTR CORP	340,000	38.70	13,158,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	493,000	57.65	28,421,450.00	
	SANDS CHINA LTD	564,000	29.45	16,609,800.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	410,000	23.50	9,635,000.00	
	WH GROUP LIMITED	1,759,806	4.59	8,077,509.54	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	840,000	25.25	21,210,000.00	
	HANG SENG BANK	172,000	115.00	19,780,000.00	
	AIA GROUP LTD	2,624,000	82.80	217,267,200.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD	849,600	10.22	8,682,912.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	134,000	43.85	5,875,900.00	
	CLP HLDGS	366,000	57.65	21,099,900.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	310,000	43.50	13,485,000.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	2,410,383	6.82	16,438,812.06	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	269,000	331.60	89,200,400.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	441,040	45.95	20,265,788.00	
	ESR GROUP LTD	440,000	12.88	5,667,200.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	460,000	14.32	6,587,200.00	
	HENDERSON LAND	310,443	26.25	8,149,128.75	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	309,916	20.20	6,260,303.20	
	SINO LAND CO. LTD	730,000	10.64	7,767,200.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	322,000	107.50	34,615,000.00	
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	58.50	6,084,000.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	230,000	20.20	4,646,000.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	383,000	44.50	17,043,500.00	
小計	銘柄数：28			672,891,877.55	
				(11,499,722,187)	
	組入時価比率：0.8%			0.8%	
シンガポール	SINGAPORE TECH ENGINEERING	380,000	3.73	1,417,400.00	
ドル	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	21,000	33.34	700,140.00	
	KEPPEL CORP.	313,000	6.46	2,021,980.00	
	SEMBCORP MARINE LTD	10,173,615	0.12	1,251,354.64	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	280,000	5.86	1,640,800.00	

	GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	1.16	1,635,600.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	440,000	4.10	1,804,000.00	
	DBS GROUP HLDGS	402,000	32.63	13,117,260.00	
	OCBC-ORD	761,000	12.79	9,733,190.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	266,000	29.69	7,897,540.00	
	VENTURE CORP LTD	58,000	17.38	1,008,040.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	1,790,000	2.56	4,582,400.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	199,000	9.66	1,922,340.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	600,000	3.82	2,292,000.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	100,000	7.48	748,000.00	
	UOL GROUP LIMITED	87,000	7.20	626,400.00	
	小計 銘柄数：16			52,398,444.64	
				(5,264,995,717)	
	組入時価比率：0.3%			0.4%	
新シェケル	ICL GROUP LTD	157,000	22.30	3,501,100.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	5,900	638.70	3,768,330.00	
	BANK HAPOALIM BM	291,000	29.95	8,715,450.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	337,000	27.50	9,267,500.00	
	FIRST INTL BANK ISRAEL	12,000	128.80	1,545,600.00	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	280,000	17.19	4,813,200.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	33,000	115.00	3,795,000.00	
	NICE LTD	13,800	764.80	10,554,240.00	
	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	26,000	165.50	4,303,000.00	
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CO	470,000	4.86	2,284,200.00	
	AZRIELI GROUP	8,600	207.50	1,784,500.00	
	小計 銘柄数：11			54,332,120.00	
				(1,993,239,020)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
合計				1,477,482,817,279	
				(1,477,482,817,279)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	34,000	4,230,960.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	67,000	2,219,040.00	
		AMERICAN TOWER CORP	102,900	21,006,006.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	103,000	1,993,050.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	30,700	5,321,231.00	
		BOSTON PROPERTIES	33,600	1,751,232.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	21,500	2,295,985.00	
		CROWN CASTLE INC	96,800	12,193,896.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	64,100	6,194,624.00	
		EQUINIX INC	20,490	14,609,370.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	40,600	2,775,822.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	79,100	4,848,830.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	14,300	3,037,606.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	29,700	4,489,452.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	56,000	2,903,600.00	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	86,000	1,675,280.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	123,000	2,598,990.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	158,000	2,562,760.00	
		INVITATION HOMES INC	136,000	4,527,440.00	
		IRON MOUNTAIN INC	66,000	3,558,060.00	
		KIMCO REALTY CORP	133,000	2,550,940.00	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	135,000	1,121,850.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	25,000	3,753,250.00	
		PROLOGIS INC	204,812	25,310,666.96	
		PUBLIC STORAGE	35,100	10,125,999.00	
		REALTY INCOME CORP	139,300	8,682,569.00	
		REGENCY CENTERS CORP	35,200	2,137,344.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	24,300	6,242,184.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	73,400	8,122,444.00	
		SUN COMMUNITIES INC	27,000	3,769,740.00	
UDR INC	73,000	3,031,690.00			
VENTAS INC	87,000	3,930,660.00			
VICI PROPERTIES INC	214,000	7,132,620.00			
WELLTOWER INC	105,100	7,948,713.00			

小計	WEYERHAEUSER CO	166,000	5,150,980.00	
	WP CAREY INC	45,100	3,296,810.00	
	銘柄数：36 組入時価比率：1.8%	2,885,102	207,101,693.96 (27,776,479,193) 85.8%	
カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	1,011,360.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	28,000	600,040.00	
	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	49,000	1,611,400.00 (159,528,600) 0.5%	
ユーロ	COVIVIO	11,300	605,115.00	
	GECINA SA	9,600	947,040.00	
	KLEPIERRE	49,000	1,073,590.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	27,300	1,330,875.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	37,000	1,017,500.00	
	銘柄数：5 組入時価比率：0.0%	134,200	4,974,120.00 (733,284,770) 2.3%	
英ポンド	BRITISH LAND	183,000	702,903.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	152,000	975,536.00	
	SEGRO PLC	265,000	2,126,890.00	
	銘柄数：3 組入時価比率：0.0%	600,000	3,805,329.00 (634,766,930) 2.0%	
豪ドル	DEXUS/AU	252,000	1,935,360.00	
	GOODMAN GROUP	383,000	7,315,300.00	
	GPT GROUP	440,000	1,940,400.00	
	LENDLEASE GROUP	135,000	1,047,600.00	
	MIRVAC GROUP	890,000	2,011,400.00	
	SCENTRE GROUP	1,100,000	3,091,000.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	540,000	2,273,400.00	
	VICINITY CENTRES	800,000	1,616,000.00	
	銘柄数：8 組入時価比率：0.1%	4,540,000	21,230,460.00 (1,905,009,175) 5.9%	

	香港ドル	LINK REIT	555,600	28,085,580.00		
	小計	銘柄数：1	555,600	28,085,580.00		
		組入時価比率：0.0%			(479,982,562)	1.5%
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	710,040	2,044,915.20		
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,160,021	2,343,242.42		
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	710,029	1,263,851.62		
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	490,000	877,100.00		
		小計	銘柄数：4	3,070,090	6,529,109.24	(656,044,896)
		組入時価比率：0.0%				
	合計				32,345,096,126	(32,345,096,126)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年4月24日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	21,136,300,391	—	21,934,030,174	797,729,783
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	745,098,200	—	747,427,115	△2,328,915
米ドル	615,089,000	—	616,860,000	△1,771,000
カナダドル	49,459,500	—	49,493,650	△34,150
ユーロ	80,549,700	—	81,073,465	△523,765
合計	—	—	—	795,400,868

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合

は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年4月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	186,944,638
コール・ローン	1,896,241,808
株式	102,374,135,645
投資証券	2,213,821,139
派生商品評価勘定	76,031,322
未収入金	15,457,165
未収配当金	105,415,183
差入委託証拠金	1,447,867,361
流動資産合計	108,315,914,261
資産合計	108,315,914,261
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,442,041,615
未払解約金	80,055,402
未払利息	746
その他未払費用	551,400
流動負債合計	1,522,649,163
負債合計	1,522,649,163
純資産の部	
元本等	
元本	40,949,979,963
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	65,843,285,135
元本等合計	106,793,265,098
純資産合計	106,793,265,098
負債純資産合計	108,315,914,261

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年4月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.6079円
(10,000口当たり純資産額)	(26,079円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年4月23日 至 2023年4月24日
1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。
当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。
当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年4月24日現在	
期首	2022年4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	35,410,314,778円
同期中における追加設定元本額	15,181,441,753円
同期中における一部解約元本額	9,641,776,568円
期末元本額	40,949,979,963円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型	3,069,749,833円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,206,739,121円
野村外国株インデックス Aコース(野村SMA・EW向け)	2,738,334,552円
インデックス・ブレンド(タイプI)	1,911,286円
インデックス・ブレンド(タイプII)	1,414,203円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	5,857,500円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	1,256,175円
インデックス・ブレンド(タイプV)	2,830,654円
野村外国株インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	19,916,247,963円
野村外国株(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	5,499,241,469円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I 指数(為替ヘッジあり)連動型上場投信	1,849,299,543円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式	545,688,690円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	4,590,550,736円
野村外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型VA(適格機関投資家専用)	1,021,600,185円
ノムラ外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型VA(適格機関投資家専用)	458,650,255円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	285,340円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	1,384,794円
先進8カ国国債入替型プラス外国株式戦略30オープン(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	38,937,664円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	15,300	29.66	453,798.00	
		HALLIBURTON CO	13,760	33.40	459,584.00	
		SCHLUMBERGER LTD	22,240	49.80	1,107,552.00	
		APA CORPORATION	5,135	37.23	191,176.05	
		CHENIERE ENERGY INC	3,410	150.41	512,898.10	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	1,620	80.85	130,977.00	
		CHEVRON CORP	28,380	169.12	4,799,625.60	
		CONOCOPHILLIPS	19,370	102.26	1,980,776.20	
		COTERRA ENERGY INC	11,300	25.46	287,698.00	
		DEVON ENERGY CORP	9,440	53.63	506,267.20	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	2,410	141.09	340,026.90	
		EOG RESOURCES INC	9,220	117.31	1,081,598.20	
		EQT CORP	5,015	32.59	163,438.85	
		EXXON MOBIL CORP	63,510	116.01	7,367,795.10	
		HESS CORP	4,240	143.84	609,881.60	
		HF SINCLAIR CORP	2,570	44.33	113,928.10	
		KINDER MORGAN INC	31,000	17.37	538,470.00	
		MARATHON OIL CORP	9,900	24.09	238,491.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	6,930	123.53	856,062.90	
		OCCIDENTAL PETE CORP	11,350	61.87	702,224.50	
		ONEOK INC	6,760	66.30	448,188.00	
		OVINTIV INC	3,970	37.01	146,929.70	
		PHILLIPS 66	7,370	100.15	738,105.50	
		PIONEER NATURAL RESOURCES CO	3,320	224.78	746,269.60	
		TARGA RESOURCES CORP	3,210	75.61	242,708.10	
		TEXAS PACIFIC LAND CORP	103	1,557.01	160,372.03	
		VALERO ENERGY CORP	5,680	119.63	679,498.40	
		WILLIAMS COS	18,570	29.93	555,800.10	
		AIR PRODUCTS	3,280	290.57	953,069.60	
		ALBEMARLE CORP	1,800	173.75	312,750.00	
CELANESE CORP-SERIES A	1,610	104.60	168,406.00			

CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	2,760	74.44	205,454.40
CORTEVA INC	11,150	61.48	685,502.00
DOW INC	10,970	54.87	601,923.90
DUPONT DE NEMOURS INC	7,630	69.89	533,260.70
EASTMAN CHEMICAL CO.	1,980	81.33	161,033.40
ECOLAB INC	3,920	165.60	649,152.00
FMC CORP	2,100	123.22	258,762.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	3,830	96.38	369,135.40
LINDE PLC	7,660	366.21	2,805,168.60
LYONDELLBASELL INDU-CL A	4,030	93.83	378,134.90
MOSAIC CO/THE	5,300	44.05	233,465.00
PPG INDUSTRIES	3,420	141.98	485,571.60
RPM INTERNATIONAL INC	2,180	82.12	179,021.60
SHERWIN-WILLIAMS	3,630	233.64	848,113.20
WESTLAKE CORPORATION	683	114.32	78,080.56
MARTIN MARIETTA MATERIALS	934	354.59	331,187.06
VULCAN MATERIALS CO	1,910	171.14	326,877.40
AMCOR PLC	23,200	11.06	256,592.00
AVERY DENNISON CORP	1,260	178.09	224,393.40
BALL CORP	4,770	52.09	248,469.30
CROWN HOLDINGS INC	1,870	78.86	147,468.20
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	5,190	36.04	187,047.60
PACKAGING CORP OP AMERICA	1,440	143.23	206,251.20
SEALED AIR CORP	2,300	47.09	108,307.00
WESTROCK CO	3,690	30.79	113,615.10
ALCOA CORP	2,963	38.16	113,068.08
CLEVELAND-CLIFFS INC	8,375	15.88	132,995.00
FREEMONT-MCMORAN INC	21,110	39.66	837,222.60
NEWMONT CORP	12,070	47.62	574,773.40
NUCOR CORP	4,000	153.45	613,800.00
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	853	249.60	212,908.80
STEEL DYNAMICS	2,740	110.05	301,537.00
AXON ENTERPRISE INC	977	225.02	219,844.54
BOEING CO	8,810	205.15	1,807,371.50
GENERAL DYNAMICS	3,440	225.02	774,068.80

HEICO CORP	570	171.65	97,840.50
HEICO CORP-CLASS A	1,040	136.73	142,199.20
HOWMET AEROSPACE INC	5,800	42.93	248,994.00
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	590	208.71	123,138.90
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	2,920	202.03	589,927.60
LOCKHEED MARTIN	3,674	482.55	1,772,888.70
NORTHROP GRUMMAN CORP	2,297	471.99	1,084,161.03
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	22,830	102.25	2,334,367.50
TEXTRON INC	3,210	67.93	218,055.30
TRANSDIGM GROUP INC	785	764.47	600,108.95
ALLEGION PLC	1,530	102.99	157,574.70
CARLISLE COS INC	880	218.85	192,588.00
CARRIER GLOBAL CORP	12,820	45.22	579,720.40
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	1,900	60.58	115,102.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	10,090	58.61	591,374.90
LENNOX INTERNATIONAL INC	489	262.61	128,416.29
MASCO CORP	3,660	50.79	185,891.40
OWENS CORNING INC	1,560	101.29	158,012.40
SMITH (A. O.) CORP	1,900	68.78	130,682.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	3,540	176.93	626,332.20
AECOM	1,879	82.35	154,735.65
QUANTA SERVICES INC	2,210	165.80	366,418.00
AMETEK INC	3,350	137.58	460,893.00
EATON CORP PLC	6,250	162.88	1,018,000.00
EMERSON ELEC	8,720	85.60	746,432.00
GENERAC HOLDINGS INC	918	102.78	94,352.04
HUBBELL INC	840	230.63	193,729.20
PLUG POWER INC	8,500	9.05	76,925.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	1,750	275.45	482,037.50
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	2,260	47.81	108,050.60
3M CORP	8,170	104.48	853,601.60
GENERAL ELECTRIC CO	17,040	99.51	1,695,650.40
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	10,460	196.08	2,050,996.80
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	2,800	49.44	138,432.00

CATERPILLAR INC DEL	8,100	220.27	1,784,187.00
CUMMINS INC	2,150	232.88	500,692.00
DEERE & COMPANY	4,464	386.70	1,726,228.80
DOVER CORP	2,220	147.68	327,849.60
FORTIVE CORP	4,830	66.79	322,595.70
GRACO INC	2,412	70.95	171,131.40
IDEX CORP	1,180	217.76	256,956.80
ILLINOIS TOOL WORKS INC	4,820	236.19	1,138,435.80
INGERSOLL-RAND INC	6,220	55.34	344,214.80
NORDSON CORP	780	218.84	170,695.20
OTIS WORLDWIDE CORP	6,390	82.73	528,644.70
PACCAR	7,640	73.15	558,866.00
PARKER HANNIFIN CORP	1,970	320.80	631,976.00
PENTAIR PLC	2,420	53.46	129,373.20
SNAP-ON INC	740	263.01	194,627.40
STANLEY BLACK & DECKER INC	2,330	80.00	186,400.00
TORO CO	1,485	105.15	156,147.75
WABTEC CORP	2,550	100.44	256,122.00
XYLEM INC	2,790	104.31	291,024.90
AERCAP HOLDINGS NV	2,960	55.82	165,227.20
FASTENAL CO	8,700	54.81	476,847.00
FERGUSON PLC	3,150	136.92	431,298.00
GRAINGER(W.W.) INC	703	670.11	471,087.33
UNITED RENTALS INC	1,078	372.66	401,727.48
CINTAS CORP	1,390	459.87	639,219.30
COPART INC	6,230	78.39	488,369.70
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	3,340	138.61	462,957.40
ROLLINS INC	3,150	39.63	124,834.50
WASTE CONNECTIONS INC	3,910	145.10	567,341.00
WASTE MANAGEMENT INC	6,080	165.15	1,004,112.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,900	97.39	185,041.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	2,480	111.24	275,875.20
FEDEX CORPORATION	3,780	230.44	871,063.20
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	11,340	195.21	2,213,681.40
DELTA AIR LINES INC	1,960	34.33	67,286.80

SOUTHWEST AIRLINES	2,100	32.15	67,515.00
CSX CORP	31,100	31.82	989,602.00
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	25,000	2.93	73,250.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	1,390	176.42	245,223.80
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	2,340	56.50	132,210.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	3,410	211.61	721,590.10
OLD DOMINION FREIGHT LINE	1,440	348.85	502,344.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	1,350	54.01	72,913.50
UBER TECHNOLOGIES INC	22,800	30.83	702,924.00
UNION PAC CORP	9,570	198.85	1,902,994.50
APTIV PLC	4,160	105.29	438,006.40
BORGWARNER INC	3,610	48.98	176,817.80
LEAR CORP	810	132.49	107,316.90
FORD MOTOR COMPANY	58,200	11.81	687,342.00
GENERAL MOTORS CO	20,960	33.55	703,208.00
LUCID GROUP INC	5,770	7.03	40,563.10
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	4,300	12.25	52,675.00
TESLA INC	41,380	165.08	6,831,010.40
DR HORTON INC	5,000	106.58	532,900.00
GARMIN LTD	2,160	97.73	211,096.80
LENNAR CORP-A	3,690	111.20	410,328.00
MOHAWK INDUSTRIES	850	96.94	82,399.00
NEWELL BRANDS INC	5,700	12.23	69,711.00
NVR INC	49	5,924.20	290,285.80
PULTEGROUP INC	3,700	62.83	232,471.00
WHIRLPOOL CORP	880	140.98	124,062.40
HASBRO INC	1,840	51.69	95,109.60
LULULEMON ATHLETICA INC	1,770	377.80	668,706.00
NIKE INC-B	19,560	125.53	2,455,366.80
V F CORP	4,760	22.88	108,908.80
AIRBNB INC-CLASS A	5,810	115.50	671,055.00
ARAMARK	4,010	35.51	142,395.10
BOOKING HOLDINGS INC	605	2,687.33	1,625,834.65
CAESARS ENTERTAINMENT INC	3,010	44.05	132,590.50

CARNIVAL CORP	17,400	9.38	163,212.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	425	1,800.00	765,000.00	
DARDEN RESTAURANTS INC	1,900	151.85	288,515.00	
DOMINOS PIZZA INC	552	330.52	182,447.04	
DOORDASH INC-A	3,950	61.29	242,095.50	
EXPEDIA GROUP INC	2,240	93.80	210,112.00	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	4,180	148.02	618,723.60	
LAS VEGAS SANDS CORP	5,100	63.05	321,555.00	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	4,200	174.41	732,522.00	
MCDONALD'S CORP	11,340	292.06	3,311,960.40	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	4,790	44.88	214,975.20	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	3,360	63.02	211,747.20	
STARBUCKS CORP	17,870	108.19	1,933,355.30	
VAIL RESORTS INC	590	249.13	146,986.70	
WYNN RESORTS LTD	1,480	114.11	168,882.80	
YUM BRANDS INC	4,330	138.33	598,968.90	
GENUINE PARTS CO	2,180	166.52	363,013.60	
LKQ CORP	4,070	56.60	230,362.00	
POOL CORP	550	343.24	188,782.00	
AMAZON.COM INC	141,140	106.96	15,096,334.40	
EBAY INC	8,470	43.11	365,141.70	
ETSY INC	1,960	102.05	200,018.00	
MERCADOLIBRE INC	695	1,281.92	890,934.40	
ADVANCE AUTO PARTS	1,050	128.21	134,620.50	
AUTOZONE	296	2,681.41	793,697.36	
BATH & BODY WORKS INC	3,900	35.63	138,957.00	
BEST BUY COMPANY INC	3,150	72.76	229,194.00	
BURLINGTON STORES INC	910	191.80	174,538.00	
CARMAX INC	2,760	69.16	190,881.60	
CHEWY INC - CLASS A	1,090	32.87	35,828.30	
HOME DEPOT	15,750	300.04	4,725,630.00	
LOWES COS INC	9,410	211.04	1,985,886.40	
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	923	903.81	834,216.63	
ROSS STORES INC	5,420	106.32	576,254.40	
TJX COS INC	18,140	78.43	1,422,720.20	

TRACTOR SUPPLY COMPANY	1,600	248.59	397,744.00
ULTA BEAUTY INC	742	541.37	401,696.54
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	6,851	506.35	3,469,003.85
DOLLAR GENERAL CORP	3,330	218.22	726,672.60
DOLLAR TREE INC	3,400	150.99	513,366.00
KROGER CO	10,280	47.92	492,617.60
SYSCO CORP	7,720	75.56	583,323.20
TARGET CORP	7,220	162.18	1,170,939.60
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	11,070	35.27	390,438.90
WALMART INC	23,100	151.73	3,504,963.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	4,780	63.97	305,776.60
COCA COLA CO	63,530	64.05	4,069,096.50
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	2,830	61.78	174,837.40
CONSTELLATION BRANDS INC-A	2,420	226.44	547,984.80
KEURIG DR PEPPER INC	11,750	35.31	414,892.50
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	2,700	58.32	157,464.00
MONSTER BEVERAGE CORP	12,060	53.07	640,024.20
PEPSICO INC	21,310	185.41	3,951,087.10
ARCHER DANIELS MIDLAND	8,570	80.50	689,885.00
BUNGE LIMITED	2,360	95.10	224,436.00
CAMPBELL SOUP CO	3,580	53.67	192,138.60
CONAGRA BRANDS INC	7,480	37.45	280,126.00
DARLING INGREDIENTS INC	2,520	57.04	143,740.80
GENERAL MILLS	9,070	87.45	793,171.50
HERSHEY CO/THE	2,230	260.85	581,695.50
HORMEL FOODS CORP	5,060	39.85	201,641.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	1,510	151.24	228,372.40
KELLOGG CO	4,230	67.35	284,890.50
KRAFT HEINZ CO/THE	11,110	39.22	435,734.20
LAMB WESTON HOLDINGS INC	2,260	110.35	249,391.00
MCCORMICK & CO INC.	3,870	85.68	331,581.60
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	21,320	71.32	1,520,542.40
TYSON FOODS INC-CL A	4,480	61.00	273,280.00
ALTRIA GROUP INC	28,070	46.15	1,295,430.50
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	24,070	97.77	2,353,323.90

CHURCH & DWIGHT CO INC	3,500	91.61	320,635.00
CLOROX CO	1,760	165.26	290,857.60
COLGATE PALMOLIVE CO.	11,730	76.80	900,864.00
KIMBERLY-CLARK CORP	4,960	141.57	702,187.20
PROCTER & GAMBLE CO	36,580	156.07	5,709,040.60
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	3,420	256.23	876,306.60
ABBOTT LABORATORIES	27,030	111.66	3,018,169.80
ALIGN TECHNOLOGY INC	1,110	355.14	394,205.40
BAXTER INTERNATIONAL INC.	7,730	45.29	350,091.70
BECTON, DICKINSON	4,450	261.21	1,162,384.50
BOSTON SCIENTIFIC CORP	22,490	51.11	1,149,463.90
DENTSPLY SIRONA INC	3,070	41.09	126,146.30
DEXCOM INC	6,030	123.73	746,091.90
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	9,450	86.54	817,803.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	5,282	86.48	456,787.36
HOLOGIC INC	3,510	84.06	295,050.60
IDEXX LABORATORIES INC	1,271	495.65	629,971.15
INSULET CORP	1,070	319.30	341,651.00
INTUITIVE SURGICAL INC	5,520	300.22	1,657,214.40
MASIMO CORP	710	196.03	139,181.30
MEDTRONIC PLC	20,740	85.73	1,778,040.20
NOVOCURE LTD	1,680	62.78	105,470.40
RESMED INC	2,220	228.07	506,315.40
STERIS PLC	1,550	187.07	289,958.50
STRYKER CORP	5,320	303.54	1,614,832.80
TELEFLEX INC	679	269.21	182,793.59
THE COOPER COMPANIES, INC.	700	385.40	269,780.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	3,230	137.92	445,481.60
AMERISOURCEBERGEN CORP	2,390	166.73	398,484.70
CARDINAL HEALTH INC	4,210	80.08	337,136.80
CENTENE CORP	8,840	65.99	583,351.60
CVS HEALTH CORP	20,500	72.84	1,493,220.00
DAVITA INC	920	86.02	79,138.40
ELEVANCE HEALTH INC	3,720	450.74	1,676,752.80
HCA HEALTHCARE INC	3,130	281.21	880,187.30

HENRY SCHEIN INC	2,030	84.65	171,839.50
HUMANA INC	1,874	491.21	920,527.54
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	1,390	233.00	323,870.00
MCKESSON CORP	2,089	359.86	751,747.54
MOLINA HEALTHCARE INC	960	275.54	264,518.40
QUEST DIAGNOSTICS INC	1,610	145.18	233,739.80
THE CIGNA GROUP	4,790	252.12	1,207,654.80
UNITEDHEALTH GROUP INC	14,363	483.82	6,949,106.66
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	1,100	139.97	153,967.00
ABBVIE INC	27,190	162.41	4,415,927.90
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	1,950	209.28	408,096.00
AMGEN INC	8,300	243.86	2,024,038.00
BIOGEN INC	2,210	293.99	649,717.90
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	2,870	97.51	279,853.70
EXACT SCIENCES CORP	3,080	67.44	207,715.20
GILEAD SCIENCES INC	19,560	86.57	1,693,309.20
HORIZON THERAPEUTICS PLC	3,350	111.33	372,955.50
INCYTE CORP	2,950	74.59	220,040.50
MODERNA INC	4,810	140.85	677,488.50
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	1,400	104.17	145,838.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	1,674	800.73	1,340,422.02
SEAGEN INC	2,020	203.80	411,676.00
UNITED THERAPEUTICS CORP	649	230.76	149,763.24
VERTEX PHARMACEUTICALS	4,020	331.09	1,330,981.80
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	33,020	70.49	2,327,579.80
CATALENT INC	2,630	45.03	118,428.90
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	6,200	9.98	61,876.00
ELI LILLY & CO.	12,416	385.24	4,783,139.84
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	990	145.35	143,896.50
JOHNSON & JOHNSON	40,190	162.69	6,538,511.10
MERCK & CO INC	38,980	115.37	4,497,122.60
PFIZER INC	86,290	40.21	3,469,720.90
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	5,880	36.10	212,268.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	17,800	8.35	148,630.00
VIATRIS INC	18,000	9.65	173,700.00

ZOETIS INC	7,300	176.88	1,291,224.00
BANK OF AMERICA CORP	110,990	29.87	3,315,271.30
CITIGROUP	30,270	49.03	1,484,138.10
CITIZENS FINANCIAL GROUP	7,660	28.80	220,608.00
FIFTH THIRD BANCORP	10,560	27.48	290,188.80
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	170	1,035.67	176,063.90
FIRST HORIZON CORP	8,400	18.25	153,300.00
FIRST REPUBLIC BANK/CA	2,820	14.26	40,213.20
HUNTINGTON BANCSHARES INC	22,200	11.44	253,968.00
JPMORGAN CHASE & CO	45,090	140.54	6,336,948.60
KEYCORP	14,600	11.59	169,214.00
M & T BANK CORP	2,690	124.09	333,802.10
PNC FINANCIAL	5,950	123.38	734,111.00
REGIONS FINANCIAL CORP	14,000	18.36	257,040.00
TRUIST FINANCIAL CORP	20,700	31.47	651,429.00
US BANCORP	20,830	33.52	698,221.60
WEBSTER FINANCIAL CORP	2,600	38.68	100,568.00
WELLS FARGO CO	59,190	41.24	2,440,995.60
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	6,140	63.54	390,135.60
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	20,010	324.33	6,489,843.30
BLOCK INC	8,080	63.48	512,918.40
EQUITABLE HOLDINGS INC	5,900	25.81	152,279.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	9,290	56.28	522,841.20
FISERV INC	9,480	116.96	1,108,780.80
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	980	216.83	212,493.40
GLOBAL PAYMENTS INC	4,200	108.89	457,338.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	1,070	157.18	168,182.60
MASTERCARD INC	13,259	375.24	4,975,307.16
PAYPAL HOLDINGS INC	16,960	74.18	1,258,092.80
TOAST INC-CLASS A	4,100	17.92	73,472.00
VISA INC-CLASS A SHARES	25,030	234.05	5,858,271.50
AFLAC INC	9,220	65.98	608,335.60
ALLSTATE CORP	4,110	115.78	475,855.80
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	1,030	120.85	124,475.50
AMERICAN INTL GROUP	11,590	51.55	597,464.50

AON PLC	3,250	333.60	1,084,200.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	5,340	71.68	382,771.20
ARTHUR J GALLAGHER & CO	3,210	207.77	666,941.70
ASSURANT INC	960	117.25	112,560.00
BROWN & BROWN INC	4,050	61.40	248,670.00
CHUBB LTD	6,500	201.19	1,307,735.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	2,110	105.78	223,195.80
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	450	228.29	102,730.50
EVEREST RE GROUP LTD	610	370.62	226,078.20
FNF GROUP	3,940	35.49	139,830.60
GLOBE LIFE INC	1,580	107.62	170,039.60
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	4,970	69.54	345,613.80
LOEWS CORP	3,210	56.44	181,172.40
MARKEL CORP	191	1,329.56	253,945.96
MARSH & MCLENNAN COS	7,760	179.97	1,396,567.20
METLIFE INC	10,410	60.17	626,369.70
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	3,840	75.15	288,576.00
PROGRESSIVE CO	9,150	137.02	1,253,733.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	5,670	85.71	485,975.70
TRAVELERS COS INC/THE	3,660	179.50	656,970.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	1,690	241.26	407,729.40
WR BERKLEY CORP	3,550	57.52	204,196.00
ACCENTURE PLC-CL A	9,770	276.33	2,699,744.10
AKAMAI TECHNOLOGIES	2,680	80.94	216,919.20
CLOUDFLARE INC - CLASS A	3,880	62.80	243,664.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	7,860	59.49	467,591.40
EPAM SYSTEMS INC	949	280.73	266,412.77
GARTNER INC	1,215	302.72	367,804.80
GODADDY INC - CLASS A	2,250	77.41	174,172.50
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	14,070	125.73	1,769,021.10
MONGODB INC	1,050	232.86	244,503.00
OKTA INC	2,200	75.96	167,112.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	3,380	145.19	490,742.20
TWILIO INC - A	2,510	57.26	143,722.60
VERISIGN INC	1,490	217.56	324,164.40

WIX.COM LTD	1,120	90.83	101,729.60
ADOBE INC	7,210	377.67	2,723,000.70
ANSYS INC	1,340	323.57	433,583.80
ASPEN TECHNOLOGY INC	470	234.76	110,337.20
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	2,237	158.55	354,676.35
AUTODESK INC.	3,330	194.09	646,319.70
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	2,560	42.65	109,184.00
BILL HOLDINGS INC	1,620	79.41	128,644.20
BLACK KNIGHT INC	2,200	55.75	122,650.00
CADENCE DESIGN SYS INC	4,200	213.00	894,600.00
CERIDIAN HCM HOLDING INC	1,870	67.02	125,327.40
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	1,570	131.83	206,973.10
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	3,110	132.25	411,297.50
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	630	138.87	87,488.10
DATADOG INC - CLASS A	4,090	67.28	275,175.20
DOCUSIGN INC	2,750	51.05	140,387.50
DROPBOX INC-CLASS A	4,500	21.73	97,785.00
DYNATRACE INC	2,680	42.65	114,302.00
FAIR ISAAC CORP	400	719.23	287,692.00
FORTINET INC	10,230	66.78	683,159.40
GEN DIGITAL INC	9,200	17.65	162,380.00
HUBSPOT INC	660	423.85	279,741.00
INTUIT INC	4,155	446.40	1,854,792.00
MICROSOFT CORP	108,860	285.76	31,107,833.60
ORACLE CORPORATION	25,120	95.15	2,390,168.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	28,600	8.18	233,948.00
PALO ALTO NETWORKS INC	4,470	193.25	863,827.50
PAYCOM SOFTWARE INC	850	300.55	255,467.50
PAYLOCITY HOLDING CORP	660	193.93	127,993.80
PTC INC	1,880	126.59	237,989.20
ROPER TECHNOLOGIES INC	1,560	445.41	694,839.60
SALESFORCE INC	15,490	199.03	3,082,974.70
SERVICENOW INC	3,161	473.31	1,496,132.91
SPLUNK INC	2,400	91.12	218,688.00

SYNOPTYS INC	2,260	377.26	852,607.60
TYLER TECHNOLOGIES INC	700	373.39	261,373.00
UNITY SOFTWARE INC	4,550	28.65	130,357.50
VMWARE INC - CLASS A	3,250	126.12	409,890.00
WORKDAY INC-CLASS A	3,060	190.99	584,429.40
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	3,340	63.98	213,693.20
ZSCALER INC	1,190	101.71	121,034.90
ARISTA NETWORKS INC	3,700	155.87	576,719.00
CISCO SYSTEMS	63,150	47.03	2,969,944.50
F5 INC	920	134.02	123,298.40
JUNIPER NETWORKS INC	4,600	31.31	144,026.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	2,460	292.75	720,165.00
APPLE INC	244,550	165.02	40,355,641.00
DELL TECHNOLOGIES-C	4,340	43.11	187,097.40
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	18,300	14.46	264,618.00
HP INC	15,700	29.48	462,836.00
NETAPP INC	3,040	63.21	192,158.40
SEAGATE TECHNOLOGY	3,010	56.42	169,824.20
WESTERN DIGITAL CORP	4,650	33.44	155,496.00
AMPHENOL CORP-CL A	8,760	76.84	673,118.40
ARROW ELECTRS INC	1,050	111.98	117,579.00
CDW CORPORATION	1,960	163.13	319,734.80
COGNEX CORP	2,460	48.62	119,605.20
CORNING INC	12,100	33.60	406,560.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	2,720	148.37	403,566.40
TE CONNECTIVITY LTD	4,890	128.40	627,876.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	725	427.79	310,147.75
TRIMBLE INC	4,200	47.46	199,332.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	795	287.90	228,880.50
ADVANCED MICRO DEVICES	25,030	88.43	2,213,402.90
ANALOG DEVICES INC	7,950	186.34	1,481,403.00
APPLIED MATERIALS	13,410	113.46	1,521,498.60
BROADCOM INC	6,410	632.90	4,056,889.00
ENPHASE ENERGY INC	2,040	223.61	456,164.40
ENTEGRIS INC	2,060	73.04	150,462.40

FIRST SOLAR INC	1,490	216.89	323,166.10
INTEL CORP	64,100	30.30	1,942,230.00
KLA CORP	2,091	371.97	777,789.27
LAM RESEARCH	2,141	517.19	1,107,303.79
MARVELL TECHNOLOGY INC	12,990	39.02	506,869.80
MICROCHIP TECHNOLOGY	8,460	76.80	649,728.00
MICRON TECHNOLOGY	16,080	61.13	982,970.40
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	691	463.00	319,933.00
NVIDIA CORP	37,820	271.19	10,256,405.80
NXP SEMICONDUCTORS NV	4,040	169.82	686,072.80
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	6,590	73.74	485,946.60
QORVO INC	1,530	92.95	142,213.50
QUALCOMM INC	17,420	117.76	2,051,379.20
SKYWORKS SOLUTIONS INC	2,280	106.72	243,321.60
SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	920	319.20	293,664.00
TERADYNE INC	2,420	97.99	237,135.80
TEXAS INSTRUMENTS INC	14,080	177.02	2,492,441.60
WOLFSPEED INC	1,960	59.38	116,384.80
AT & T INC	110,800	18.22	2,018,776.00
LIBERTY GLOBAL PLC-A	2,300	18.76	43,148.00
LIBERTY GLOBAL PLC-C	4,600	19.67	90,482.00
VERIZON COMMUNICATIONS	65,150	37.32	2,431,398.00
T-MOBILE US INC	9,720	146.22	1,421,258.40
ALLIANT ENERGY CORP	3,670	55.29	202,914.30
AMERICAN ELECTRIC POWER	7,570	93.92	710,974.40
CONSTELLATION ENERGY	4,930	76.55	377,391.50
DUKE ENERGY CORP	12,080	98.36	1,188,188.80
EDISON INTERNATIONAL	5,870	72.93	428,099.10
ENTERGY CORP	3,140	108.64	341,129.60
EVERGY INC	3,860	63.02	243,257.20
EVERSOURCE ENERGY	5,050	78.84	398,142.00
EXELON CORPORATION	14,590	43.22	630,579.80
FIRSTENERGY CORP	8,380	40.61	340,311.80
NEXTERA ENERGY INC	30,850	78.99	2,436,841.50
NRG ENERGY INC	3,690	34.40	126,936.00

PG&E CORP	23,000	16.89	388,470.00	
PPL CORPORATION	11,000	28.69	315,590.00	
SOUTHERN CO.	17,070	73.61	1,256,522.70	
XCEL ENERGY INC	8,330	70.44	586,765.20	
ATMOS ENERGY CORP	1,990	115.38	229,606.20	
UGI CORP	3,120	34.99	109,168.80	
AMEREN CORPORATION	3,980	89.96	358,040.80	
CENTERPOINT ENERGY INC	9,000	30.53	274,770.00	
CMS ENERGY CORP	4,270	61.63	263,160.10	
CONSOLIDATED EDISON INC	5,380	99.04	532,835.20	
DOMINION ENERGY INC	12,260	57.71	707,524.60	
DTE ENERGY COMPANY	2,780	113.69	316,058.20	
NISOURCE INC	5,800	28.64	166,112.00	
PUBLIC SVC ENTERPRISE	7,250	64.09	464,652.50	
SEMPRA ENERGY	4,630	156.80	725,984.00	
WEC ENERGY GROUP INC	4,590	97.06	445,505.40	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	2,740	150.93	413,548.20	
ESSENTIAL UTILITIES INC	4,240	43.69	185,245.60	
ALLY FINANCIAL INC	4,100	25.86	106,026.00	
AMERICAN EXPRESS CO	9,910	163.78	1,623,059.80	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	5,860	96.59	566,017.40	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	3,960	105.52	417,859.20	
SYNCHRONY FINANCIAL	7,030	29.72	208,931.60	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	1,660	314.10	521,406.00	
ARES MANAGEMENT CORP - A	2,430	86.60	210,438.00	
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	11,710	44.05	515,825.50	
BLACKROCK INC	2,344	680.94	1,596,123.36	
BLACKSTONE INC	10,380	89.45	928,491.00	
CARLYLE GROUP INC/THE	3,300	30.23	99,759.00	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	1,540	139.51	214,845.40	
CME GROUP INC	5,650	189.73	1,071,974.50	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	1,970	59.04	116,308.80	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	636	421.48	268,061.28	
FRANKLIN RESOURCES INC	4,200	26.69	112,098.00	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	1,180	46.26	54,586.80	

GOLDMAN SACHS GROUP	5,277	341.66	1,802,939.82
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	8,250	108.35	893,887.50
INVESCO LTD	4,600	17.07	78,522.00
KKR & CO INC-A	8,470	52.52	444,844.40
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	1,190	203.88	242,617.20
MARKETAXESS HOLDINGS INC	610	327.01	199,476.10
MOODYS CORP	2,570	303.59	780,226.30
MORGAN STANLEY	19,750	91.12	1,799,620.00
MSCI INC	1,231	544.60	670,402.60
NASDAQ INC	5,330	56.97	303,650.10
NORTHERN TRUST CORP	3,070	85.30	261,871.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	3,000	95.76	287,280.00
S&P GLOBAL INC	5,186	351.72	1,824,019.92
SCHWAB (CHARLES) CORP	22,780	53.80	1,225,564.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	1,860	58.43	108,679.80
STATE STREET CORP	5,580	73.63	410,855.40
T ROWE PRICE GROUP INC	3,470	111.96	388,501.20
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	1,550	72.31	112,080.50
AES CORP	11,000	24.00	264,000.00
VISTRA CORP	5,300	23.70	125,610.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	2,150	185.52	398,868.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	4,330	138.50	599,705.00
AVANTOR INC	10,500	20.15	211,575.00
BIO TECHNE CORP	2,650	83.47	221,195.50
BIO-RAD LABORATORIES-A	310	467.25	144,847.50
CHARLES RIVER LABORATORIES	890	200.90	178,801.00
DANAHER CORP	10,720	252.81	2,710,123.20
ILLUMINA INC	2,390	227.68	544,155.20
IQVIA HOLDINGS INC	2,850	202.31	576,583.50
METTLER-TOLEDO INTL	342	1,559.39	533,311.38
PERKINELMER INC	1,960	132.94	260,562.40
REPLIGEN CORP	840	166.09	139,515.60
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	6,029	571.68	3,446,658.72
WATERS CORP	900	306.90	276,210.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	1,110	365.88	406,126.80

AUTOMATIC DATA PROCESS	6,480	215.21	1,394,560.80
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	1,950	98.98	193,011.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	1,660	143.69	238,525.40
CLARIVATE PLC	4,700	9.06	42,582.00
COSTAR GROUP INC	5,990	70.00	419,300.00
EQUIFAX INC	1,890	202.77	383,235.30
JACOBS SOLUTIONS INC	1,890	114.75	216,877.50
LEIDOS HOLDINGS INC	1,880	91.75	172,490.00
PAYCHEX INC	4,930	109.52	539,933.60
ROBERT HALF INTERNATIONAL INC	1,690	73.30	123,877.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	3,370	57.01	192,123.70
TRUNSON	3,030	64.80	196,344.00
VERISK ANALYTICS INC	2,370	196.79	466,392.30
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	1,596	332.71	531,005.16
COMCAST CORP-CL A	66,930	37.74	2,525,938.20
DISH NETWORK CORP-A	3,500	7.58	26,530.00
FOX CORP-CLASS A	4,980	33.62	167,427.60
FOX CORP-CLASS B	1,900	30.82	58,558.00
INTERPUBRIC GROUP	5,800	37.50	217,500.00
LIBERTY BROADBAND CORP-C	1,890	75.65	142,978.50
LIBERTY SIRIUS GROUP-C	2,328	28.42	66,161.76
LIBERTY SIRIUSXM GROUP	1,160	28.56	33,129.60
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	5,400	17.28	93,312.00
OMNICOM GROUP	3,040	93.85	285,304.00
PARAMOUNT GLOBAL	8,900	22.53	200,517.00
SIRIUS XM HOLDINGS INC	9,500	3.84	36,480.00
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	6,430	62.19	399,881.70
ACTIVISION BLIZZARD INC	12,300	85.53	1,052,019.00
DISNEY (WALT) CO	28,260	99.57	2,813,848.20
ELECTRONIC ARTS	4,210	129.11	543,553.10
LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	3,340	73.58	245,757.20
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	2,930	66.98	196,251.40
NETFLIX INC	6,910	327.98	2,266,341.80
ROBLOX CORP -CLASS A	5,000	40.70	203,500.00

	ROKU INC	1,630	58.05	94,621.50	
	SEA LTD-ADR	5,410	79.17	428,309.70	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	2,390	124.99	298,726.10	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	35,500	13.58	482,090.00	
	ALPHABET INC-CL A	92,040	105.41	9,701,936.40	
	ALPHABET INC-CL C	84,420	105.91	8,940,922.20	
	MATCH GROUP INC	4,830	34.92	168,663.60	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	34,680	212.89	7,383,025.20	
	PINTEREST INC- CLASS A	9,800	27.39	268,422.00	
	SNAP INC-A	15,000	10.01	150,150.00	
	ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	4,600	21.99	101,154.00	
	CBRE GROUP INC	4,930	71.86	354,269.80	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	18,400	4.41	81,144.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	2,340	45.00	105,300.00	
小計	銘柄数：601			548,378,642.16	
				(73,548,543,486)	
	組入時価比率：68.9%			71.8%	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	11,500	16.19	186,185.00	
	CAMECO CORP	5,900	34.53	203,727.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	17,010	80.99	1,377,639.90	
	CENOVUS ENERGY INC	20,800	23.69	492,752.00	
	ENBRIDGE INC	31,720	53.23	1,688,455.60	
	IMPERIAL OIL	2,890	71.94	207,906.60	
	KEYERA CORP	3,200	31.63	101,216.00	
	PARKLAND CORP	2,100	31.36	65,856.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	7,850	44.25	347,362.50	
	SUNCOR ENERGY INC	20,700	41.20	852,840.00	
	TC ENERGY CORP	16,140	55.78	900,289.20	
	TOURMALINE OIL CORP	5,320	59.87	318,508.40	
	NUTRIEN LTD	7,920	95.60	757,152.00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	2,260	65.55	148,143.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	8,010	76.17	610,121.70	
	BARRICK GOLD	26,800	25.81	691,708.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	8,100	31.69	256,689.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	2,880	206.31	594,172.80	

IVANHOE MINES LTD-CL A	9,400	11.98	112,612.00
KINROSS GOLD CORP	18,000	6.73	121,140.00
LUNDIN MINING CORP	9,600	10.24	98,304.00
PAN AMERICAN SILVER CORP	6,900	23.15	159,735.00
TECK RESOURCES LTD-CLS B	6,700	62.01	415,467.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	6,460	66.51	429,654.60
WEST FRASER TIMBER	770	102.55	78,963.50
CAE INC	4,100	31.26	128,166.00
WSP GLOBAL INC	1,760	178.68	314,476.80
TOROMONT INDUSTRIES LTD	1,200	108.16	129,792.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	3,400	47.30	160,820.00
RITCHIE BROS. AUCTIONEERS	2,780	79.47	220,926.60
AIR CANADA	2,000	18.93	37,860.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	9,030	166.53	1,503,765.90
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	14,600	110.06	1,606,876.00
TFI INTERNATIONAL INC	1,270	161.14	204,647.80
MAGNA INTERNATIONAL INC	4,020	71.15	286,023.00
BRP INC/CA- SUB VOTING	733	105.16	77,082.28
GILDAN ACTIVEWEAR INC	2,700	44.03	118,881.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	4,500	94.16	423,720.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	820	183.00	150,060.00
DOLLARAMA INC	4,280	84.77	362,815.60
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	12,930	67.70	875,361.00
EMPIRE CO LTD A	2,100	36.67	77,007.00
LOBLAW COMPANIES	2,520	124.91	314,773.20
METRO INC	3,260	76.28	248,672.80
WESTON(GEORGE)LTD	1,170	179.72	210,272.40
SAPUTO INC	4,500	35.47	159,615.00
BANK OF MONTREAL	10,350	123.46	1,277,811.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	18,780	68.19	1,280,608.20
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	14,470	57.70	834,919.00
NATIONAL BANK OF CANADA	5,060	99.22	502,053.20
ROYAL BANK OF CANADA	21,500	135.30	2,908,950.00
TORONTO DOMINION BANK	28,250	83.55	2,360,287.50

ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	6,500	17.15	111,475.00	
NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	850	56.68	48,178.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	358	931.07	333,323.06	
GREAT-WEST LIFE CO INC	3,600	37.88	136,368.00	
IA FINANCIAL CORP INC	1,500	87.97	131,955.00	
INTACT FINANCIAL CORP	2,640	203.44	537,081.60	
MANULIFE FINANCIAL CORP	27,500	26.19	720,225.00	
POWER CORPORATION OF CANADA	8,100	35.93	291,033.00	
SUN LIFE FINANCIAL INC	8,860	65.27	578,292.20	
CGI INC	3,290	134.31	441,879.90	
SHOPIFY INC - CLASS A	18,210	66.27	1,206,776.70	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	306	2,644.63	809,256.78	
DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	1,390	107.89	149,967.10	
OPEN TEXT CORP	4,300	51.19	220,117.00	
BCE INC	1,020	64.44	65,728.80	
TELUS CORP	5,200	28.73	149,396.00	
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	5,510	65.12	358,811.20	
EMERA INC	4,200	58.40	245,280.00	
FORTIS INC	7,410	59.82	443,266.20	
HYDRO ONE LTD	5,200	39.96	207,792.00	
ALTAGAS LTD	5,400	23.01	124,254.00	
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	10,300	11.31	116,493.00	
CANADIAN UTILITIES LTD A	2,000	39.09	78,180.00	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	5,345	44.15	235,981.75	
BROOKFIELD CORP	21,560	45.08	971,924.80	
IGM FINANCIAL INC	1,400	41.52	58,128.00	
ONEX CORPORATION	1,200	64.30	77,160.00	
TMX GROUP LTD	1,030	136.64	140,739.20	
BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	1,800	45.94	82,692.00	
NORTHLAND POWER INC	4,400	33.73	148,412.00	
THOMSON REUTERS CORP	2,520	179.73	452,919.60	
QUEBECOR INC-CL B	2,500	34.60	86,500.00	
FIRSTSERVICE CORP	580	197.56	114,584.80	
小計 銘柄数 : 85			37,867,015.77	
			(3,748,834,561)	

	組入時価比率：3.5%			3.7%
ユーロ	TENARIS SA	7,000	13.05	91,350.00
	ENI SPA	38,100	13.76	524,484.60
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	9,600	10.93	104,928.00
	NESTE OYJ	6,300	43.77	275,751.00
	OMV AG	1,910	42.42	81,022.20
	REPSOL SA	20,600	13.34	274,804.00
	TOTALENERGIES SE	38,620	57.70	2,228,374.00
	AIR LIQUIDE SA	8,180	162.90	1,332,522.00
	AKZO NOBEL	2,790	76.26	212,765.40
	ARKEMA	820	88.84	72,848.80
	BASF SE	14,560	49.60	722,248.80
	COVESTRO AG	3,480	37.04	128,899.20
	DSM-FIRMENICH AG	2,620	119.84	313,980.80
	EVONIK INDUSTRIES AG	2,700	19.52	52,704.00
	OCI	2,060	25.95	53,457.00
	SOLVAY SA	1,030	107.70	110,931.00
	SYMRISE AG	2,070	107.90	223,353.00
	UMICORE	2,720	29.24	79,532.80
	CRH PLC	11,480	44.95	516,026.00
	HEIDELBERGCEMENT AG	2,190	69.92	153,124.80
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	3,570	33.40	119,238.00
	ARCELORMITTAL	8,900	25.88	230,332.00
	VOESTALPINE AG	1,680	30.98	52,046.40
	STORA ENSO OYJ-R	8,600	11.04	94,944.00
	UPM-KYMMENE OYJ	8,810	29.64	261,128.40
	AIRBUS SE	9,260	127.32	1,178,983.20
	DASSAULT AVIATION SA	460	179.70	82,662.00
	MTU AERO ENGINES AG	740	244.50	180,930.00
	RHEINMETALL AG	716	270.70	193,821.20
	SAFRAN SA	5,030	142.46	716,573.80
	THALES SA	1,560	142.05	221,598.00
	COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	7,390	51.30	379,107.00
	KINGSPAN GROUP PLC	2,460	60.80	149,568.00
	ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	2,800	31.74	88,872.00

BOUYGUES	4,200	32.50	136,500.00
EIFFAGE SA	1,250	104.20	130,250.00
FERROVIAL SA	7,100	27.93	198,303.00
VINCI	8,480	110.26	935,004.80
LEGRAND SA	4,010	84.12	337,321.20
PRYSMIAN SPA	3,700	38.00	140,600.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	8,480	152.60	1,294,048.00
SIEMENS ENERGY AG	9,000	21.28	191,520.00
SIEMENS AG	11,900	145.64	1,733,116.00
ALSTOM	4,590	21.69	99,557.10
CNH INDUSTRIAL NV	17,100	13.10	224,095.50
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	7,100	30.00	213,000.00
GEA GROUP AG	2,180	43.50	94,830.00
KNORR-BREMSE AG	1,030	61.96	63,818.80
KONE OYJ	5,670	49.85	282,649.50
METSO OUTOTEC OYJ	8,903	10.53	93,793.10
RATIONAL AG	73	646.50	47,194.50
WARTSILA OYJ	6,600	8.93	58,977.60
BRENTAG SE	2,450	73.52	180,124.00
IMCD NV	850	145.15	123,377.50
DEUTSCHE POST AG-REG	15,110	43.50	657,360.55
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	9,000	9.74	87,669.00
ADP	460	135.60	62,376.00
AENA SME SA	1,120	153.30	171,696.00
GETLINK	6,100	15.87	96,837.50
CONTINENTAL AG	1,610	65.60	105,616.00
MICHELIN (CGDE)	10,500	28.38	297,990.00
VALEO SA	3,300	18.46	60,934.50
BAYER MOTOREN WERK	5,030	100.60	506,018.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	1,140	95.15	108,471.00
DR ING HC F PORSCHE AG	1,590	115.00	182,850.00
FERRARI NV	1,910	252.10	481,511.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	12,360	69.21	855,435.60
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	2,060	50.76	104,565.60
RENAULT SA	2,700	33.31	89,950.50

STELLANTIS NV	33,500	15.94	534,124.00
VOLKSWAGEN AG	463	150.65	69,750.95
VOLKSWAGEN AG-PREF	2,790	121.90	340,101.00
SEB SA	440	102.20	44,968.00
ADIDAS AG	2,420	163.50	395,670.00
HERMES INTERNATIONAL	486	2,003.50	973,701.00
KERING SA	1,101	578.00	636,378.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	4,255	901.10	3,834,180.50
MONCLER SPA	2,860	67.20	192,192.00
PUMA SE	1,510	56.36	85,103.60
ACCOR SA	2,250	31.38	70,605.00
AMADEUS IT GROUP SA	7,270	62.72	455,974.40
DELIVERY HERO SE	3,000	33.40	100,215.00
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	2,700	179.50	484,650.00
JUST EAT TAKEAWAY.COM NV	2,510	15.50	38,905.00
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	2,000	38.86	77,720.00
SODEXO	1,380	98.46	135,874.80
D' IETEREN GROUP	420	169.20	71,064.00
PROSUS NV	12,290	69.33	852,065.70
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	16,600	31.42	521,572.00
ZALANDO SE	3,000	37.45	112,350.00
CARREFOUR SUPERMARCHE	8,700	18.38	159,906.00
HELLOFRESH SE	2,380	25.58	60,880.40
JERONIMO MARTINS	4,500	22.06	99,270.00
KESKO OYJ-B SHS	3,900	20.47	79,833.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	15,900	31.43	499,737.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	13,700	59.67	817,479.00
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	7,800	11.80	92,079.00
HEINEKEN HOLDING NV	1,580	86.75	137,065.00
HEINEKEN NV	3,760	102.85	386,716.00
PERNOD RICARD SA	3,030	214.60	650,238.00
REMY COINTREAU	280	177.15	49,602.00
DANONE	9,760	59.86	584,233.60
JDE PEET' S BV	1,700	27.64	46,988.00

KERRY GROUP PLC-A	2,250	98.56	221,760.00
HENKEL AG & CO KGAA	1,480	68.92	102,001.60
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	2,790	75.18	209,752.20
BEIERSDORF AG	1,400	125.80	176,120.00
LOREAL-ORD	3,764	442.60	1,665,946.40
BIOMERIEUX	610	97.20	59,292.00
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	560	123.40	69,104.00
DIASORIN ITALIA SPA	330	98.92	32,643.60
ESSILORLUXOTTICA	4,290	186.52	800,170.80
KONINKLIJKE PHILIPS NV	13,700	17.33	237,530.60
SIEMENS HEALTHINEERS AG	4,400	55.84	245,696.00
AMPLIFON SPA	1,800	33.42	60,156.00
FRESENIUS MEDICAL CARE	2,990	41.59	124,354.10
FRESENIUS SE & CO KGAA	6,620	25.74	170,398.80
ARGENX SE	791	353.00	279,223.00
GRIFOLS SA	4,200	9.44	39,664.80
BAYER AG-REG	15,120	60.69	917,632.80
IPSEN	520	106.10	55,172.00
MERCK KGAA	1,940	166.00	322,040.00
ORION OYJ	1,750	46.15	80,762.50
RECORDATI SPA	1,620	42.03	68,088.60
SANOFI	17,750	102.88	1,826,120.00
UCB SA	1,870	87.70	163,999.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	6,100	14.57	88,877.00
AIB GROUP PLC	18,000	3.89	70,128.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	96,100	6.78	651,750.20
BANCO SANTANDER SA	259,000	3.54	918,025.50
BANK OF IRELAND GROUP PLC	17,100	9.63	164,741.40
BNP PARIBAS	17,160	58.66	1,006,605.60
CAIXABANK	70,900	3.57	253,680.20
COMMERZBANK AG	14,700	10.69	157,216.50
CREDIT AGRICOLE SA	17,100	10.88	186,150.60
ERSTE GROUP BANK AG	5,400	32.74	176,796.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	10,100	14.25	143,925.00

ING GROEP NV	59,200	11.72	693,942.40
INTESA SANPAOLO	257,000	2.48	638,516.50
KBC GROEP NV	3,910	65.88	257,590.80
MEDIOBANCA S. P. A.	8,700	9.78	85,086.00
SOCIETE GENERALE	11,600	22.23	257,926.00
UNICREDIT SPA	29,200	19.52	570,217.60
ADYEN NV	329	1,444.20	475,141.80
EDENRED	3,900	58.58	228,462.00
EURAZEO SE	620	67.00	41,540.00
EXOR NV	1,730	75.08	129,888.40
GROUPE BRUXELLES LAM	1,590	80.46	127,931.40
NEXI SPA	11,200	7.78	87,225.60
SOFINA SA	220	204.60	45,012.00
WENDEL	420	100.60	42,252.00
WORLDLINE SA	4,250	38.70	164,475.00
AEGON NV	28,200	4.07	114,971.40
AGEAS	2,600	40.27	104,702.00
ALLIANZ SE-REG	6,300	222.55	1,402,065.00
ASSICURAZIONI GENERALI	16,000	19.09	305,520.00
AXA SA	29,700	29.26	869,170.50
HANNOVER RUECK SE	1,030	187.75	193,382.50
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	2,220	335.20	744,144.00
NN GROUP NV	4,740	34.27	162,439.80
POSTE ITALIANE SPA	7,400	9.58	70,892.00
SAMPO OYJ-A SHS	7,870	45.04	354,464.80
BECHTLE AG	1,200	41.82	50,184.00
CAPGEMINI SA	2,480	161.85	401,388.00
DASSAULT SYSTEMES SE	10,040	37.53	376,801.20
NEMETSCHEK SE	890	63.54	56,550.60
SAP SE	16,240	121.66	1,975,758.40
NOKIA OYJ	81,400	3.85	314,163.30
ASM INTERNATIONAL NV	690	348.15	240,223.50
ASML HOLDING NV	6,232	580.20	3,615,806.40
INFINEON TECHNOLOGIES AG	20,000	34.64	692,800.00
STMICROELECTRONICS NV	10,370	43.21	448,087.70

CELLNEX TELECOM SA	8,630	38.04	328,285.20
DEUTSCHE TELEKOM-REG	50,800	22.38	1,136,904.00
ELISA OYJ	2,200	55.56	122,232.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	5,000	12.40	62,000.00
KONINKLIJKE KPN NV	50,600	3.25	164,450.00
ORANGE SA	29,900	11.53	344,926.40
TELECOM ITALIA SPA	157,000	0.26	42,295.80
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	15,000	3.02	45,405.00
TELEFONICA SA	74,600	4.05	302,428.40
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	1,500	15.70	23,550.00
ACCIONA S. A.	450	173.25	77,962.50
ELIA GROUP SA/NV	544	123.50	67,184.00
ENDESA S. A.	4,600	20.06	92,276.00
ENEL SPA	128,800	5.93	763,912.80
ENERGIAS DE PORTUGAL	43,500	5.16	224,721.00
FORTUM OYJ	6,600	13.72	90,552.00
IBERDROLA SA	96,300	11.83	1,139,710.50
RED ELECTRICA CORPORACION SA	6,600	16.57	109,362.00
TERNA SPA	21,200	7.78	165,020.80
VERBUND AG	1,060	81.30	86,178.00
ENAGAS SA	3,700	18.11	67,007.00
NATURGY ENERGY GROUP SA	1,700	28.36	48,212.00
SNAM SPA	32,400	5.05	163,620.00
E. ON SE	33,700	12.04	405,916.50
ENGIE	27,500	15.47	425,535.00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	9,500	29.40	279,300.00
AMUNDI SA	910	58.95	53,644.50
DEUTSCHE BANK AG-REG	31,100	9.89	307,734.50
DEUTSCHE BOERSE AG	2,780	184.70	513,466.00
EURONEXT NV	1,300	72.00	93,600.00
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVABLES S A	1,290	32.96	42,518.40
EDP RENOVAVEIS SA	3,800	20.28	77,064.00
RWE AG	9,680	41.05	397,364.00
EUROFINS SCIENTIFIC SE	2,340	61.14	143,067.60

	QIAGEN N. V.	3,460	41.07	142,102.20	
	SARTORIUS AG-VORZUG	370	350.40	129,648.00	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	500	253.30	126,650.00	
	BUREAU VERITAS SA	4,200	26.64	111,888.00	
	RANDSTAD NV	1,710	50.82	86,902.20	
	TELEPERFORMANCE	1,000	205.30	205,300.00	
	WOLTERS KLUWER	3,970	122.80	487,516.00	
	PUBLICIS GROUPE	3,560	75.70	269,492.00	
	VIVENDI SE	11,900	9.93	118,262.20	
	BOLLORE SE	13,000	6.34	82,420.00	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	11,300	20.70	233,910.00	
	SCOUT24 SE	1,320	55.52	73,286.40	
	AROUNDTOWN SA	14,500	1.22	17,733.50	
	LEG IMMOBILIEN SE	980	54.32	53,233.60	
	VONOVIA SE	11,100	18.82	208,902.00	
小計	銘柄数：221			74,480,364.60	
				(10,979,895,349)	
	組入時価比率：10.3%			10.7%	
英ポンド	BP PLC	282,500	5.30	1,497,250.00	
	SHELL PLC-NEW	109,300	24.53	2,681,129.00	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	2,080	70.44	146,515.20	
	JOHNSON MATTHEY PLC	2,600	19.54	50,804.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	18,670	25.52	476,551.75	
	ANTOFAGASTA PLC	7,100	15.30	108,630.00	
	GLENCORE PLC	156,200	4.90	766,785.80	
	RIO TINTO PLC-REG	17,630	51.31	904,595.30	
	MONDI PLC	7,200	12.81	92,232.00	
	BAE SYSTEMS PLC	47,500	10.18	483,550.00	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	124,000	1.54	191,394.00	
	DCC PLC	1,370	48.15	65,965.50	
	SMITHS GROUP PLC	5,700	16.64	94,848.00	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	1,310	115.90	151,829.00	
	ASHTED GROUP PLC	6,380	46.85	298,903.00	
	BUNZLE	5,290	32.12	169,914.80	
	RENTOKIL INTIAL PLC	39,000	6.15	239,850.00	

BARRATT DEVELOPMENTS PLC	14,500	4.81	69,861.00
PERSIMMON PLC	4,690	12.54	58,836.05
TAYLOR WIMPEY PLC	55,000	1.22	67,292.50
THE BERKELEY GRP HOLDINGS	1,662	43.35	72,047.70
BURBERRY GROUP PLC	6,000	26.09	156,540.00
COMPASS GROUP PLC	25,800	20.76	535,608.00
ENTAIN PLC	8,600	14.05	120,830.00
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	2,650	55.78	147,817.00
WHITBREAD PLC	2,900	31.25	90,625.00
NEXT PLC	2,000	67.94	135,880.00
JD SPORTS FASHION PLC	38,000	1.65	62,814.00
KINGFISHER PLC	30,100	2.57	77,447.30
OCADO GROUP PLC	10,100	5.16	52,196.80
SAINSBURY	25,000	2.81	70,425.00
TESCO PLC	112,000	2.78	312,368.00
COCA-COLA HBC AG-DI	2,800	24.05	67,340.00
DIAGEO PLC	35,470	37.60	1,333,849.35
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	4,700	20.46	96,162.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	33,340	29.21	973,861.40
IMPERIAL BRANDS PLC	13,500	19.45	262,575.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	10,550	64.72	682,796.00
HALEON PLC	75,600	3.52	266,187.60
UNILEVER PLC	39,410	43.92	1,730,887.20
SMITH & NEPHEW PLC	14,900	12.77	190,347.50
NMC HEALTH PLC	800	0.00	0.40
ASTRAZENECA PLC	23,820	121.86	2,902,705.20
GSK PLC	63,800	14.71	938,625.60
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	2,800	18.30	51,254.00
BARCLAYS PLC	240,000	1.53	367,776.00
HSBC HOLDINGS PLC	310,300	5.73	1,780,191.10
LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,025,000	0.48	500,815.00
NATWEST GROUP PLC	88,000	2.72	239,800.00
STANDARD CHARTERED PLC	38,700	6.38	247,138.20
M&G PLC	39,000	2.00	78,039.00
ADMIRAL GROUP PLC	2,850	22.61	64,438.50

AVIVA PLC	40,900	4.20	171,902.70	
LEGAL & GENERAL	93,000	2.54	236,313.00	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	10,400	5.74	59,696.00	
PRUDENTIAL PLC	40,300	11.51	464,054.50	
SAGE GROUP PLC (THE)	16,100	8.06	129,766.00	
HALMA PLC	6,800	22.38	152,184.00	
BT GROUP PLC	109,000	1.55	169,604.00	
VODAFONE GROUP PLC	401,000	0.90	363,546.60	
SSE PLC	16,500	18.41	303,765.00	
NATIONAL GRID PLC	53,900	11.45	617,424.50	
SEVERN TRENT PLC	4,400	29.19	128,436.00	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	10,900	10.82	117,992.50	
3I GROUP PLC	13,900	17.12	238,037.50	
ABRDN PLC	34,000	2.02	68,782.00	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	4,600	7.95	36,570.00	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	5,900	80.84	476,956.00	
SCHRODERS PLC	11,705	4.80	56,242.52	
ST JAMES S PLACE PLC	7,700	12.19	93,863.00	
PEARSON	10,800	8.52	92,059.20	
EXPERIAN PLC	13,970	28.14	393,115.80	
INTERTEK GROUP PLC	2,860	41.20	117,832.00	
RELX PLC	30,200	27.22	822,044.00	
INFORMA PLC	19,600	7.10	139,199.20	
WPP PLC	16,600	9.61	159,526.00	
AUTO TRADER GROUP PLC	14,800	6.30	93,269.60	
小計	銘柄数 : 77		28,928,306.37	
			(4,825,530,785)	
	組入時価比率 : 4.5%		4.7%	
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	3,200	14.75	47,200.00
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	91	790.50	71,935.50
	GIVAUDAN-REG	139	3,172.00	440,908.00
	SIKA AG-REG	2,230	249.80	557,054.00
	HOLCIM LTD	8,420	58.76	494,759.20
	SIG GROUP AG	5,600	24.74	138,544.00
	GEBERIT AG-REG	513	494.40	253,627.20

ABB LTD	23,200	31.57	732,424.00
SCHINDLER HOLDING AG-REG	290	192.70	55,883.00
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	550	199.95	109,972.50
VAT GROUP AG	401	311.40	124,871.40
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	850	269.90	229,415.00
CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	8,170	150.75	1,231,627.50
THE SWATCH GROUP AG-B	410	300.30	123,123.00
THE SWATCH GROUP AG-REG	550	55.50	30,525.00
BARRY CALLEBAUT AG	52	1,915.00	99,580.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	16	11,200.00	179,200.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	2	112,200.00	224,400.00
NESTLE SA-REG	42,460	116.30	4,938,098.00
ALCON INC	7,610	65.20	496,172.00
SONOVA HOLDING AG-REG	836	289.20	241,771.20
STRAUMANN HOLDING AG-REG	1,750	138.10	241,675.00
NOVARTIS AG-REG	33,510	88.91	2,979,374.10
ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	10,880	281.05	3,057,824.00
ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	421	301.80	127,057.80
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	530	92.30	48,919.00
BALOISE HOLDING AG	780	148.70	115,986.00
SWISS LIFE HOLDING AG	440	597.00	262,680.00
SWISS RE LTD	4,390	89.32	392,114.80
ZURICH INSURANCE GROUP AG	2,361	431.00	1,017,591.00
TEMENOS AG-REG	960	64.62	62,035.20
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	2,730	50.94	139,066.20
SWISSCOM AG-REG	367	605.60	222,255.20
BKW AG	380	153.10	58,178.00
CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	62,000	0.79	48,980.00
JULIUS BAER GROUP LTD	3,300	63.82	210,606.00
PARTNERS GROUP HOLDING AG	350	856.00	299,600.00
UBS GROUP AG	51,500	18.05	929,832.50
BACHEM HOLDING AG-REG B	495	96.15	47,594.25
LONZA AG-REG	1,140	574.20	654,588.00
ADECCO GROUP AG-REG	2,210	30.33	67,029.30
SGS SA-REG	2,475	84.36	208,791.00

	SWISS PRIME SITE-REG	1,060	79.50	84,270.00	
小計	銘柄数 : 43			22,097,137.85	
				(3,320,978,847)	
	組入時価比率 : 3.1%			3.2%	
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	4,700	401.00	1,884,700.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	1,677	373.30	626,024.10	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	10,700	130.00	1,391,000.00	
	ASSA ABLOY AB-B	15,000	241.80	3,627,000.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	23,700	123.10	2,917,470.00	
	SKANSKA AB-B SHS	4,700	160.30	753,410.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	2,400	207.00	496,800.00	
	LIFCO AB-B SHS	3,600	233.00	838,800.00	
	ALFA LAVAL AB	3,900	368.40	1,436,760.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	40,700	129.95	5,288,965.00	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	26,000	117.60	3,057,600.00	
	EPIROC AB - A	11,200	210.80	2,360,960.00	
	EPIROC AB - B	5,900	183.00	1,079,700.00	
	HUSQVARNA AB-B SHS	5,700	88.54	504,678.00	
	INDUTRADE AB	4,500	225.50	1,014,750.00	
	SANDVIK AB	15,900	215.20	3,421,680.00	
	SKF AB-B SHARES	5,400	197.15	1,064,610.00	
	VOLVO AB-A SHS	2,800	218.60	612,080.00	
	VOLVO AB-B SHS	22,800	211.10	4,813,080.00	
	SECURITAS AB-B SHS	6,757	90.78	613,400.46	
	VOLVO CAR AB-B	10,640	38.61	410,810.40	
	ELECTROLUX AB-B	3,300	135.25	446,325.00	
	EVOLUTION AB	2,740	1,410.00	3,863,400.00	
	HENNES&MAURITZ AB-B	11,700	155.30	1,817,010.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	10,200	307.80	3,139,560.00	
	GETINGE AB-B SHS	3,460	265.30	917,938.00	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	2,900	266.00	771,400.00	
	NORDEA BANK ABP	53,000	117.74	6,240,220.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	25,000	113.75	2,843,750.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	21,300	94.92	2,021,796.00	
	SWEDBANK AB	12,800	184.95	2,367,360.00	

	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	1,930	289.50	558,735.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	2,000	289.50	579,000.00	
	INVESTOR AB-A SHS	7,500	218.40	1,638,000.00	
	INVESTOR AB-B SHS	27,700	209.85	5,812,845.00	
	KINNEVIK AB - B	3,430	159.20	546,056.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	1,100	476.00	523,600.00	
	ERICSSON LM-B	45,300	55.37	2,508,261.00	
	HEXAGON AB-B SHS	32,000	116.45	3,726,400.00	
	TELIA CO AB	41,700	26.81	1,117,977.00	
	TELE 2 AB-B SHS	9,400	104.15	979,010.00	
	EQT AB	4,800	209.60	1,006,080.00	
	EMBRACER GROUP AB	11,200	43.95	492,240.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	8,400	47.60	399,840.00	
	SAGAX AB-B	2,500	249.40	623,500.00	
小計	銘柄数：45			83,154,580.96	
				(1,082,672,644)	
	組入時価比率：1.0%			1.1%	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	4,748	250.10	1,187,474.80	
	EQUINOR ASA	15,410	302.70	4,664,607.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	2,250	455.00	1,023,750.00	
	NORSK HYDRO	18,200	80.14	1,458,548.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	1,520	464.80	706,496.00	
	MOWI ASA	6,200	200.90	1,245,580.00	
	ORKLA ASA	11,600	74.52	864,432.00	
	SALMAR ASA	1,080	468.00	505,440.00	
	DNB BANK ASA	13,800	199.25	2,749,650.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	2,900	178.20	516,780.00	
	TELENOR ASA	11,900	127.75	1,520,225.00	
	ADEVINTA ASA	3,500	80.00	280,000.00	
小計	銘柄数：12			16,722,982.80	
				(211,880,192)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	1,380	549.40	758,172.00	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	3,220	366.40	1,179,808.00	

	ROCKWOOL A/S-B SHS	130	1,623.50	211,055.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	15,300	187.90	2,874,870.00	
	DSV A/S	3,000	1,261.50	3,784,500.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	45	12,630.00	568,350.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	79	12,815.00	1,012,385.00	
	PANDORA A/S	1,410	634.60	894,786.00	
	CARLSBERG B	1,410	1,103.50	1,555,935.00	
	COLOPLAST-B	1,850	959.40	1,774,890.00	
	DEMANT A/S	1,360	285.40	388,144.00	
	GENMAB A/S	990	2,789.00	2,761,110.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	25,590	1,164.20	29,791,878.00	
	DANSKE BANK AS	10,500	147.65	1,550,325.00	
	TRYG A/S	6,300	159.15	1,002,645.00	
	ORSTED A/S	2,940	604.00	1,775,760.00	
小計	銘柄数 : 16			51,884,613.00	
				(1,026,277,645)	
	組入時価比率 : 1.0%			1.0%	
豪ドル	AMPOL LTD	3,200	30.36	97,152.00	
	SANTOS LTD.	49,600	7.16	355,136.00	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	3,400	31.60	107,440.00	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	30,200	33.69	1,017,438.00	
	ORICA LTD	7,400	16.12	119,288.00	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	6,000	33.63	201,780.00	
	BHP GROUP LIMITED	78,600	45.02	3,538,572.00	
	BLUESCOPE STEEL LTD	7,900	20.70	163,530.00	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	25,500	21.49	547,995.00	
	IGO LTD	11,000	13.83	152,130.00	
	MINERAL RESOURCES LTD	2,310	78.70	181,797.00	
	NEWCREST MINING	14,000	28.90	404,600.00	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	20,400	13.75	280,500.00	
	PILBARA MINERALS LTD	41,000	4.02	164,820.00	
	RIO TINTO LTD	5,630	117.00	658,710.00	
	SOUTH32 LTD	73,000	4.45	324,850.00	
	REECE LTD	4,600	18.22	83,812.00	
	BRAMBLES LTD	21,000	14.12	296,520.00	

QANTAS AIRWAYS LIMITED	15,100	6.62	99,962.00	
AURIZON HOLDINGS LTD	27,000	3.46	93,420.00	
TRANSURBAN GROUP	44,700	14.80	661,560.00	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	8,700	37.50	326,250.00	
LOTTERY CORP LTD/THE	36,000	5.02	180,720.00	
WESFARMERS LIMITED	17,300	52.03	900,119.00	
COLES GROUP LTD	20,800	18.21	378,768.00	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	18,300	6.81	124,623.00	
WOOLWORTHS GROUP LTD	19,600	38.69	758,324.00	
TREASURY WINE ESTATES LTD	11,400	14.05	160,170.00	
COCHLEAR LTD	890	249.42	221,983.80	
RAMSAY HEALTH CARE LTD	2,750	65.89	181,197.50	
SONIC HEALTHCARE LTD	6,200	36.26	224,812.00	
CSL LIMITED	7,530	301.75	2,272,177.50	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	45,800	24.33	1,114,314.00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	26,390	99.80	2,633,722.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	49,700	28.77	1,429,869.00	
WESTPAC BANKING CORP	53,600	22.29	1,194,744.00	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	33,000	4.97	164,010.00	
MEDIBANK PRIVATE LTD	40,000	3.61	144,400.00	
QBE INSURANCE	23,200	15.05	349,160.00	
SUNCORP GROUP LTD	18,000	12.34	222,120.00	
WISETECH GLOBAL LTD	2,200	68.00	149,600.00	
XERO LIMITED	1,930	91.87	177,309.10	
TELSTRA GROUP LTD	69,000	4.29	296,010.00	
ORIGIN ENERGY LTD	27,000	8.28	223,560.00	
APA GROUP	17,700	10.47	185,319.00	
ASX LTD	2,880	69.15	199,152.00	
MACQUARIE GROUP LIMITED	5,630	183.08	1,030,740.40	
IDP EDUCATION LTD	3,300	28.25	93,225.00	
COMPUTERSHARE LTD	8,600	22.83	196,338.00	
REA GROUP LTD	770	139.53	107,438.10	
SEEK LTD	4,900	24.19	118,531.00	
小計 銘柄数 : 51			25,309,718.40	
			(2,271,041,032)	

	組入時価比率：2.1%			2.2%
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	23,400	8.65	202,410.00
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	9,200	27.04	248,768.00
	EBOS GROUP LTD	1,978	45.50	89,999.00
	SPARK NEW ZEALAND LTD	27,000	5.11	137,970.00
	MERCURY NZ LTD	10,700	6.20	66,340.00
	MERIDIAN ENERGY LTD	25,000	5.28	132,000.00
	小計	銘柄数：6		
	組入時価比率：0.1%			0.1%
香港ドル	XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	26,000	14.82	385,320.00
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	44,916	51.85	2,328,894.60
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	21,500	82.85	1,781,275.00
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	21,000	17.94	376,740.00
	MTR CORP	25,000	38.70	967,500.00
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	34,000	57.65	1,960,100.00
	SANDS CHINA LTD	32,400	29.45	954,180.00
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	25,000	23.50	587,500.00
	WH GROUP LIMITED	131,524	4.59	603,695.16
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	58,000	25.25	1,464,500.00
	HANG SENG BANK	10,600	115.00	1,219,000.00
	AIA GROUP LTD	184,000	82.80	15,235,200.00
	HKT TRUST AND HKT LTD	52,120	10.22	532,666.40
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	8,000	43.85	350,800.00
	CLP HLDGS	23,500	57.65	1,354,775.00
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	21,000	43.50	913,500.00
	HONG KONG & CHINA GAS	177,983	6.82	1,213,844.06
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	18,500	331.60	6,134,600.00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	28,916	45.95	1,328,690.20
	ESR GROUP LTD	30,000	12.88	386,400.00
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	27,000	14.32	386,640.00
	HENDERSON LAND	21,845	26.25	573,431.25
NEW WORLD DEVELOPMENT	22,333	20.20	451,126.60	
SINO LAND CO. LTD	39,000	10.64	414,960.00	

	SUN HUNG KAI PROPERTIES	21,000	107.50	2,257,500.00	
	SWIRE PACIFIC-A	7,500	58.50	438,750.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	17,000	20.20	343,400.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	28,200	44.50	1,254,900.00	
小計	銘柄数：28			46,199,888.27	
	組入時価比率：0.7%			(789,556,090)	
				0.8%	
シンガポールド ル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	25,000	3.73	93,250.00	
	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	1,800	33.34	60,012.00	
	KEPPEL CORP.	23,300	6.46	150,518.00	
	SEMBCORP MARINE LTD	925,481	0.12	113,834.16	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	20,100	5.86	117,786.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	72,000	1.16	83,520.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	28,000	4.10	114,800.00	
	DBS GROUP HLDGS	27,700	32.63	903,851.00	
	OCBC-ORD	51,350	12.79	656,766.50	
	UNITED OVERSEAS BANK	19,200	29.69	570,048.00	
	VENTURE CORP LTD	4,100	17.38	71,258.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	121,000	2.56	309,760.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	15,700	9.66	151,662.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	41,000	3.82	156,620.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	5,400	7.48	40,392.00	
	UOL GROUP LIMITED	5,700	7.20	41,040.00	
小計	銘柄数：16			3,635,117.66	
	組入時価比率：0.3%			(365,256,622)	
				0.4%	
新シェケル	ICL GROUP LTD	11,500	22.30	256,450.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	320	638.70	204,384.00	
	BANK HAPOALIM BM	19,900	29.95	596,005.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	24,100	27.50	662,750.00	
	FIRST INTL BANK ISRAEL	603	128.80	77,666.40	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	15,600	17.19	268,164.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	1,930	115.00	221,950.00	
	NICE LTD	890	764.80	680,672.00	

	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	1,922	165.50	318,091.00	
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CO	35,000	4.86	170,100.00	
	AZRIELI GROUP	600	207.50	124,500.00	
小計	銘柄数：11			3,580,732.40	
	組入時価比率：0.1%			(131,363,464)	
				0.1%	
合計				102,374,135,645	
				(102,374,135,645)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	2,390	297,411.60	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	5,400	178,848.00	
		AMERICAN TOWER CORP	7,270	1,484,097.80	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	7,075	136,901.25	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	2,150	372,659.50	
		BOSTON PROPERTIES	2,170	113,100.40	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,450	154,845.50	
		CROWN CASTLE INC	6,400	806,208.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	4,360	421,350.40	
		EQUINIX INC	1,370	976,810.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	3,020	206,477.40	
		EQUITY RESIDENTIAL	5,510	337,763.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	910	193,302.20	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	2,070	312,901.20	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	4,330	224,510.50	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	5,600	109,088.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	9,100	192,283.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	12,100	196,262.00	
		INVITATION HOMES INC	8,700	289,623.00	
		IRON MOUNTAIN INC	4,100	221,031.00	
KIMCO REALTY CORP	9,700	186,046.00			
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	8,600	71,466.00			

		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,740	261,226.20	
		PROLOGIS INC	14,380	1,777,080.40	
		PUBLIC STORAGE	2,330	672,181.70	
		REALTY INCOME CORP	9,430	587,771.90	
		REGENCY CENTERS CORP	2,160	131,155.20	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	1,630	418,714.40	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	5,000	553,300.00	
		SUN COMMUNITIES INC	1,910	266,674.20	
		UDR INC	5,080	210,972.40	
		VENTAS INC	5,690	257,074.20	
		VICI PROPERTIES INC	14,610	486,951.30	
		WELLTOWER INC	7,050	533,191.50	
		WEYERHAEUSER CO	11,400	353,742.00	
		WP CAREY INC	3,000	219,300.00	
	小計	銘柄数：36	199,185	14,212,321.15	
				(1,906,156,512)	
		組入時価比率：1.8%		86.2%	
	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	1,100	52,976.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	1,986	42,559.98	
	小計	銘柄数：2	3,086	95,535.98	
				(9,458,062)	
		組入時価比率：0.0%		0.4%	
	ユーロ	COVIVIO	780	41,769.00	
		GECINA SA	560	55,244.00	
		KLEPIERRE	3,000	65,730.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	1,890	92,137.50	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	2,605	71,637.50	
	小計	銘柄数：5	8,835	326,518.00	
				(48,135,283)	
		組入時価比率：0.0%		2.2%	
	英ポンド	BRITISH LAND	13,000	49,933.00	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	9,900	63,538.20	
		SEGRO PLC	17,400	139,652.40	
	小計	銘柄数：3	40,300	253,123.60	
				(42,223,547)	

		組入時価比率：0.0%		1.9%
豪ドル	DEXUS/AU		15,700	120,576.00
	GOODMAN GROUP		25,300	483,230.00
	GPT GROUP		26,000	114,660.00
	LENDLEASE GROUP		9,800	76,048.00
	MIRVAC GROUP		60,000	135,600.00
	SCENTRE GROUP		77,000	216,370.00
	STOCKLAND TRUST GROUP		33,000	138,930.00
	VICINITY CENTRES		61,000	123,220.00
小計	銘柄数：8		307,800	1,408,634.00 (126,396,728)
		組入時価比率：0.1%		5.7%
香港ドル	LINK REIT		39,600	2,001,780.00
小計	銘柄数：1		39,600	2,001,780.00 (34,210,420)
		組入時価比率：0.0%		1.5%
シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT		53,006	152,657.28
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST		85,004	171,708.08
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST		47,710	84,923.80
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST		34,000	60,860.00
	小計	銘柄数：4		219,720
		組入時価比率：0.0%		2.1%
合計				2,213,821,139 (2,213,821,139)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年4月24日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	3,524,804,585	—	3,598,744,606	73,940,021

市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	102,539,323,354	—	103,979,273,668	△1,439,950,314
米ドル	74,204,246,232	—	75,026,183,000	△821,936,768
カナダドル	3,692,520,718	—	3,721,184,600	△28,663,882
ユーロ	10,779,204,356	—	11,064,679,400	△285,475,044
英ポンド	4,726,315,781	—	4,828,065,000	△101,749,219
スイスフラン	3,133,608,674	—	3,247,324,000	△113,715,326
スウェーデンクローナ	1,050,017,901	—	1,071,980,000	△21,962,099
ノルウェークローネ	205,564,895	—	204,803,500	761,395
デンマーククローネ	953,215,797	—	977,477,400	△24,261,603
豪ドル	2,366,241,184	—	2,397,922,750	△31,681,566
ニュージーランドドル	73,408,001	—	73,162,450	245,551
香港ドル	816,686,331	—	825,263,400	△8,577,069
シンガポールドル	403,307,934	—	407,218,000	△3,910,066
新シェケル	134,985,550	—	134,010,168	975,382
合計	—	—	—	△1,366,010,293

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年4月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	3,002,885,323
コール・ローン	196,511,963

株式	80,738,553,301
投資信託受益証券	3,646,777,668
投資証券	100,877,853
派生商品評価勘定	72,288,668
未収入金	310,429
未収配当金	96,095,565
差入委託証拠金	1,148,553,956
流動資産合計	89,002,854,726
資産合計	89,002,854,726
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	37,285,310
未払解約金	102,356,646
未払利息	77
その他未払費用	2,848,000
流動負債合計	142,490,033
負債合計	142,490,033
純資産の部	
元本等	
元本	57,040,959,417
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	31,819,405,276
元本等合計	88,860,364,693
純資産合計	88,860,364,693
負債純資産合計	89,002,854,726

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分</p>

	配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
 該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年4月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,5578円
(10,000口当たり純資産額)	(15,578円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年4月23日 至 2023年4月24日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。</p> <p>当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
投資信託受益証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年4月24日現在		
期首		2022年4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		45,627,558,465円
同期中における追加設定元本額		16,360,865,933円
同期中における一部解約元本額		4,947,464,981円
期末元本額		57,040,959,417円
期末元本額の内訳*		
野村資産設計ファンド2015		19,212,728円
野村資産設計ファンド2020		20,960,323円
野村資産設計ファンド2025		34,385,390円
野村資産設計ファンド2030		54,398,815円
野村資産設計ファンド2035		51,387,048円
野村資産設計ファンド2040		91,072,881円
野村資産設計ファンド2045		20,390,307円
野村インデックスファンド・新興国株式		3,834,295,689円
ネクストコア		19,081,135円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス		561,743,561円
野村資産設計ファンド2050		22,747,633円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		5,860,429円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		3,788,097円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		2,970,774円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		2,734,924円
インデックス・ブレンド(タイプI)		1,564,487円
インデックス・ブレンド(タイプII)		1,661,303円
インデックス・ブレンド(タイプIII)		15,416,291円
インデックス・ブレンド(タイプIV)		4,649,480円
インデックス・ブレンド(タイプV)		17,055,265円
野村つみたて外国株投信		5,981,109,762円
野村外国株(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)		1,162,354,582円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)		2,200,443,136円
世界6資産分散ファンド		119,618,765円
野村資産設計ファンド2060		18,039,664円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信		1,287,929,114円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式		2,696,953,730円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)		3,875,402円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式(適格機関投資家専用)		1,958,982,270円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)		758,424円
野村新興国株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)		35,912,175,112円
野村DC運用戦略ファンド		722,251,515円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)		50,025,989円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030		24,664,531円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040		23,480,320円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050		17,542,073円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060		13,581,136円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)		61,797,332円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	85,000	1.46	124,100.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00	
		TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00	
		QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	13,420	63.44	851,364.80	
		CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	7.55	163,080.00	
		NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00	
		PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00	
		PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00	
		POLYUS PJSC	2,355	0.00	0.00	
		SEVERSTAL-GDR REG S	15,800	0.00	0.00	
		SOUTHERN COPPER CORP	7,990	78.65	628,413.50	
		ZTO EXPRESS CAYMAN INC	40,700	28.19	1,147,333.00	
		NIO INC ADR	140,400	8.33	1,169,532.00	
		H WORLD GROUP LTD-ADR	18,800	47.02	883,976.00	
		TRIP.COM GROUP LTD-ADR	52,600	36.57	1,923,582.00	
		YUM CHINA HOLDINGS INC	40,500	62.21	2,519,505.00	
		MINISO GROUP HOLDING LTD ADR	9,200	16.39	150,788.00	
		OZON HOLDINGS PLC - ADR	5,300	0.00	0.00	
		PDD HOLDINGS INC ADR	50,290	69.23	3,481,576.70	
		VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	41,400	14.93	618,102.00	
MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS	31,300	0.00	0.00			
X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11,500	0.00	0.00			
CIA CERVECERIAS UNIDAS-ADR	7,100	15.21	107,991.00			
LEGEND BIOTECH CORP-ADR	5,700	69.70	397,290.00			

	ZAI LAB LTD - ADR	8,770	36.00	315,720.00	
	BANCO DE CHILE-ADR	21,400	20.00	428,000.00	
	BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19,600	17.75	347,900.00	
	BANCOLOMBIA S. A. -SPONS ADR	10,030	27.78	278,633.40	
	COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	260,036	1.23	321,924.56	
	CREDICORP LTD	7,450	133.22	992,489.00	
	PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811,000	0.00	0.00	
	STATE BANK OF INDIA-GDR	16,980	65.90	1,118,982.00	
	TCS GROUP HOLDING-REG S	9,300	0.00	0.00	
	VTB BANK JSC	175,780,000	0.00	0.00	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	37,700	3.39	127,953.80	
	DAQO NEW ENERGY CORP-ADR	6,020	43.85	263,977.00	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28,650	0.00	0.00	
	ENEL CHILE SA-ADR	42,900	2.66	114,114.00	
	INTER RAO UES PJSC	3,660,000	0.00	0.00	
	360 DIGITECH INC-ADR	12,100	17.47	211,387.00	
	LUFAX HOLDING LTD	67,100	1.83	122,793.00	
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133,000	0.00	0.00	
	TAL EDUCATION GROUP-ADR	39,000	6.19	241,410.00	
	IQIYI INC-ADR	41,500	6.59	273,485.00	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	71,500	7.63	545,545.00	
	AUTOHOME INC-ADR	7,500	29.12	218,400.00	
	JOYY INC	4,250	28.62	121,635.00	
	KANZHUN LTD	19,900	17.12	340,688.00	
	VK CO LTD GDR	7,000	0.00	0.00	
	WEIBO CORP-SPON ADR	8,900	16.74	148,986.00	
	YANDEX NV-A	23,640	0.00	0.00	
	KE HOLDINGS INC ADR	65,800	17.49	1,150,842.00	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	87,648	0.75	66,437.18	
小計	銘柄数 : 60			21,917,935.94	
				(2,939,633,568)	
	組入時価比率 : 3.3%			3.6%	
メキシコペソ	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	93,958	41.16	3,867,311.28	
	CEMEX SAB - CPO	1,455,985	10.37	15,098,564.45	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	305,983	90.20	27,599,666.60	

	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	16,210	276.78	4,486,603.80	
	ALFA S. A. B. -A	218,000	11.74	2,559,320.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	34,900	102.53	3,578,297.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	18,900	510.40	9,646,560.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	37,000	313.52	11,600,240.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	28,300	187.35	5,302,005.00	
	WALMART DE MEXICO-SER V	512,000	71.20	36,454,400.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	44,000	163.10	7,176,400.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	52,000	150.05	7,802,600.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	182,700	170.96	31,234,392.00	
	GRUMA S. A. B. -B	23,900	262.16	6,265,624.00	
	GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	131,000	92.46	12,112,260.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	143,000	40.25	5,755,750.00	
	BANCO DEL BAJIO SA	68,000	60.30	4,100,400.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-0	260,800	151.69	39,560,752.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-0	209,000	40.69	8,504,210.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	2,678,000	19.35	51,819,300.00	
	GRUPO TELEVISA SAB - SER CPO	201,000	17.61	3,539,610.00	
小計	銘柄数：21			298,064,266.13	
				(2,221,920,071)	
	組入時価比率：2.5%			2.8%	
リアル	COSAN SA	136,000	15.37	2,090,320.00	
	PETRO RIO SA	65,300	34.00	2,220,200.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	359,000	29.82	10,705,380.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	460,000	26.69	12,277,400.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	14.36	1,234,960.00	
	KLABIN SA-UNIT	61,000	18.58	1,133,380.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	81,000	14.53	1,176,930.00	
	GERDAU SA PFD NPV	117,600	25.89	3,044,664.00	
	VALE SA	374,052	74.66	27,926,722.32	
	SUZANO SA	67,560	40.30	2,722,668.00	
	WEG SA	171,848	40.25	6,916,882.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	71,895	56.52	4,063,505.40	
	RUMO SA	123,000	19.64	2,415,720.00	
	CCR SA	121,000	13.00	1,573,000.00	

MAGAZINE LUIZA SA	230,000	3.30	759,000.00	
LOJAS RENNER S. A.	88,974	15.18	1,350,625.32	
VIBRA ENERGIA SA	113,500	13.33	1,512,955.00	
ATACADAO SA	54,000	10.50	567,000.00	
RAIA DROGASIL SA	102,000	25.69	2,620,380.00	
SENDAS DISTRIBUIDORA SA	136,000	13.00	1,768,000.00	
AMBEV SA	464,956	14.60	6,788,357.60	
JBS SA	74,600	17.15	1,279,390.00	
NATURA &CO HOLDING SA	92,500	10.93	1,011,025.00	
HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS	420,987	2.59	1,090,356.33	
REDE D'OR SAO LUIZ SA	65,300	23.00	1,501,900.00	
HYPERA SA	33,000	37.08	1,223,640.00	
BANCO BRADESCO S. A.	156,953	12.22	1,917,965.66	
BANCO BRADESCO SA - PREF	499,042	13.51	6,742,057.42	
BANCO DO BRASIL SA	91,000	43.51	3,959,410.00	
BANCO SANTANDER (BRASIL) SA	43,700	26.96	1,178,152.00	
ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	467,991	25.60	11,980,569.60	
ITAUSA SA	492,018	8.53	4,196,913.54	
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	67,000	34.76	2,328,920.00	
TOTVS SA	61,000	25.67	1,565,870.00	
TELEFONICA BRASIL S. A.	56,605	40.78	2,308,351.90	
TIM SA	82,952	13.61	1,128,976.72	
CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	37.56	1,089,240.00	
CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	121,100	33.76	4,088,336.00	
CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	135,987	12.54	1,705,276.98	
CPFL ENERGIA SA	18,400	33.33	613,272.00	
ENERGISA SA-UNITS	20,800	42.61	886,288.00	
EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	91,000	28.09	2,556,190.00	
CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	33,600	48.55	1,631,280.00	
B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	596,999	11.66	6,961,008.34	
BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	109,000	22.75	2,479,750.00	
ENEVA SA	84,000	11.23	943,320.00	
ENGIE BRASIL SA	16,600	41.48	688,568.00	
小計 銘柄数 : 47			161,924,077.13	

				(4,298,501,321)	
	組入時価比率：4.8%			5.3%	
チリペソ	EMPRESAS COPEC SA	33,400	5,585.00	186,539,000.00	
	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,297.00	154,343,000.00	
	CIA SUD AMERICANA VAPORES	1,226,200	82.49	101,149,238.00	
	S. A. C. I. FALABELLA	94,000	1,735.00	163,090,000.00	
	CENCOSUD SA	126,000	1,570.00	197,820,000.00	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	6,282	23,500.00	147,627,000.00	
	ENEL AMERICAS SA	2,325,000	107.60	250,170,000.00	
小計	銘柄数：7			1,200,738,238.00	
				(200,691,389)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
コロンビアペソ	BANCOLOMBIA SA	28,900	38,650.00	1,116,985,000.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	33,800	17,340.00	586,092,000.00	
小計	銘柄数：2			1,703,077,000.00	
				(50,564,356)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
ユーロ	MOTOR OIL (HELLAS) SA	5,900	22.00	129,800.00	
	MYTILINEOS S. A.	12,000	27.66	331,920.00	
	FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
	OPAP SA	20,200	15.30	309,060.00	
	JUMBO SA	10,732	21.28	228,376.96	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	206,500	1.20	249,452.00	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	282,800	1.36	385,597.80	
	NATIONAL BANK OF GREECE	43,700	4.86	212,644.20	
	HELLENIC TELECOM	18,000	13.66	245,880.00	
	PUBLIC POWER CORP	20,000	8.13	162,700.00	
	TERNA ENERGY SA	5,100	20.18	102,918.00	
小計	銘柄数：11			2,358,348.96	
				(347,667,803)	
	組入時価比率：0.4%			0.4%	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	88,900	73.90	6,569,710.00	
	HEKTAS TICARET T. A. S	100,000	28.46	2,846,000.00	
	SASA POLYESTER SANAYI	39,000	105.20	4,102,800.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	116,000	34.46	3,997,360.00	

	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	121,000	22.72	2,749,120.00	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	62,460	51.95	3,244,797.00	
	KOC HLDGS	85,000	79.30	6,740,500.00	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	42.00	6,300,000.00	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	6,000	482.00	2,892,000.00	
	TURK HAVA YOLLARI AO	44,000	134.00	5,896,000.00	
	FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	6,200	583.00	3,614,600.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	45,000	158.50	7,132,500.00	
	AKBANK T. A. S	325,000	17.70	5,752,500.00	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	81,000	40.52	3,282,120.00	
	TURKIYE IS BANKASI AS-C	383,995	11.86	4,554,180.70	
	YAPI VE KREDI BANKASI A. S.	260,000	10.17	2,644,200.00	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	117,000	38.54	4,509,180.00	
小計	銘柄数 : 17			76,827,567.70	
				(531,170,437)	
	組入時価比率 : 0.6%			0.7%	
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	5,050	758.50	3,830,425.00	
	MONETA MONEY BANK AS	42,000	84.30	3,540,600.00	
	CEZ AS	15,500	1,155.00	17,902,500.00	
小計	銘柄数 : 3			25,273,525.00	
				(158,672,244)	
	組入時価比率 : 0.2%			0.2%	
フォロント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	37,500	2,708.00	101,550,000.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	11,700	8,005.00	93,658,500.00	
	OTP BANK NYRT	22,300	10,030.00	223,669,000.00	
小計	銘柄数 : 3			418,877,500.00	
				(164,275,377)	
	組入時価比率 : 0.2%			0.2%	
ズロチ	POLSKI KONCERN NAFTOWY S. A.	59,587	61.34	3,655,066.58	
	KGHM POLSKA MIEDZ S. A.	13,800	122.75	1,693,950.00	
	LPP SA	94	10,260.00	964,440.00	
	ALLEGRO. EU SA	44,400	32.82	1,457,430.00	
	PEPCO GROUP NV	21,700	40.40	876,680.00	
	DINO POLSKA SA	4,910	395.30	1,940,923.00	
	BANK PEKAO SA	15,700	97.44	1,529,808.00	

	MBANK	1,100	366.40	403,040.00	
	PKO BANK POLSKI SA	87,100	32.58	2,837,718.00	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	3,100	337.00	1,044,700.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	63,600	38.47	2,446,692.00	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	73,000	6.68	488,078.00	
	CYFROWY POLSAT SA	18,900	17.13	323,757.00	
	CD PROJEKT RED SA	8,000	110.80	886,400.00	
小計	銘柄数 : 14			20,548,682.58	
				(656,690,688)	
	組入時価比率 : 0.7%			0.8%	
香港ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	8.90	1,815,600.00	
	CHINA COAL ENERGY CO-H	150,000	6.71	1,006,500.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	2,510,900	5.05	12,680,045.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	337,000	25.55	8,610,350.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	2,030,000	5.23	10,616,900.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	138,000	26.50	3,657,000.00	
	DONGYUE GROUP LTD	108,000	8.18	883,440.00	
	GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD	31,640	51.45	1,627,878.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO. LTD-H	138,000	25.70	3,546,600.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	5.99	2,354,070.00	
	CHINA RESOURCES CEMENT HOLDINGS LTD	176,000	3.62	637,120.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	4.57	2,239,300.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	250,000	8.12	2,030,000.00	
	CMOC GROUP LTD-H	405,000	5.35	2,166,750.00	
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	98,000	14.42	1,413,160.00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LTD	60,000	16.72	1,003,200.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	94,000	12.84	1,206,960.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO-H	559,000	13.50	7,546,500.00	
	NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	118,000	6.12	722,160.00	
	AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	202,000	4.26	860,520.00	
	CHINA LESSO GROUP HOLDINGS LTD	92,000	6.79	624,680.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	174,400	4.09	713,296.00	
	CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	184,000	12.94	2,380,960.00	

CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	5.79	2,431,800.00
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	9.44	2,145,240.00
CITIC LTD	559,000	9.68	5,411,120.00
FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	5.45	1,231,373.00
CRRC CORP LTD-H	550,000	4.98	2,739,000.00
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	57,000	20.80	1,185,600.00
SANY HEAVY EQUIPMENT INTL	77,000	9.48	729,960.00
WEICHAH POWER CO LTD-H	214,800	11.56	2,483,088.00
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	32.75	1,807,800.00
BOC AVIATION LTD	15,000	62.60	939,000.00
CHINA EVERBRIGHT ENVIRONMENT	281,000	3.22	904,820.00
AIR CHINA LIMITED-H	148,000	7.25	1,073,000.00
CHINA SOUTHERN AIRLINES H	216,000	5.57	1,203,120.00
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD - H	273,000	9.55	2,607,150.00
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	167.20	2,257,200.00
BEIJING CAPITAL INTERNATIONAL AIRPORT-H	204,000	5.88	1,199,520.00
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	106,000	11.56	1,225,360.00
COSCO SHIPPING PORTS LTD	182,000	4.96	902,720.00
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	7.89	1,167,720.00
SHENZHEN INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	129,000	7.12	918,480.00
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	114,000	6.75	769,500.00
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	62,000	31.95	1,980,900.00
MINH GROUP LTD	66,000	22.80	1,504,800.00
BYD CO LTD-H	81,500	221.80	18,076,700.00
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	232,000	3.60	835,200.00
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	580,000	9.68	5,614,400.00
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	307,000	9.24	2,836,680.00
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	285,890	4.82	1,377,989.80
LI AUTO INC	108,400	89.20	9,669,280.00
XPENG INC	91,500	36.25	3,316,875.00
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	18.54	2,484,360.00
HAIER SMART HOME CO LTD-H	217,000	24.80	5,381,600.00
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	118,800	99.60	11,832,480.00
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	350,000	4.03	1,410,500.00

LI NING CO LTD	227,000	59.05	13,404,350.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	82,300	77.15	6,349,445.00	
XTEP INTERNATIONAL HOLDINGS	105,000	9.14	959,700.00	
H Aidilao INTERNATIONAL HOLDING LTD.	111,000	18.92	2,100,120.00	
Jiumaojiu INTERNATIONAL HOLDINGS	57,000	17.20	980,400.00	
MEITUAN-CLASS B	485,540	137.70	66,858,858.00	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	125,600	17.64	2,215,584.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	15.28	1,665,520.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	1,450,480	87.95	127,569,716.00	
JD.COM, INC.	211,567	139.70	29,555,909.90	
CHINA MEIDONG AUTO HOLDINGS LIMITED	84,000	12.60	1,058,400.00	
CHINA TOURISM GROUP DUTY FREE CO LTD	6,100	177.20	1,080,920.00	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	175,800	15.62	2,745,996.00	
POP MART INTERNATIONAL GROUP	44,600	18.28	815,288.00	
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD	202,000	7.35	1,484,700.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	55,000	34.30	1,886,500.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	486,000	5.48	2,663,280.00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	106,900	55.40	5,922,260.00	
PING AN HEALTHCARE AND TECHNOLOGY CO LTD	36,600	18.98	694,668.00	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	138.24	1,700,352.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	159,333	61.20	9,751,179.60	
NONGFU SPRING LTD	175,400	42.30	7,419,420.00	
TSING TAO BREWERY CO-H	60,000	82.25	4,935,000.00	
CHINA FEIHE LTD	405,000	5.36	2,170,800.00	
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	309,000	31.65	9,779,850.00	
DALI FOODS GROUP CO LTD	240,000	3.33	799,200.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN)HLDG CO	168,000	13.36	2,244,480.00	
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS LTD	125,000	7.79	973,750.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553,000	5.13	2,836,890.00	
YIHAI INTERNATIONAL HOLDING LTD	55,000	20.80	1,144,000.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	147,000	9.36	1,375,920.00	
VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	23,000	22.15	509,450.00	

HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	36.55	2,193,000.00	
MICROPORT SCIENTIFIC CORP	47,000	18.16	853,520.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	13.16	3,263,680.00	
HYGEIA HEALTHCARE HOLDINGS CO	39,400	56.45	2,224,130.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	99,000	15.70	1,554,300.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	132,400	27.60	3,654,240.00	
3SBIO, INC	119,000	7.85	934,150.00	
AKESO INC	45,000	42.50	1,912,500.00	
BEIGENE LTD	60,620	153.00	9,274,860.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	104,000	38.65	4,019,600.00	
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	158,000	13.48	2,129,840.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179,500	6.79	1,218,805.00	
CHINA TRADITIONAL CHINESE MEDICINE	248,000	4.11	1,019,280.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	891,520	7.91	7,051,923.20	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	130,000	14.46	1,879,800.00	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	58,000	23.30	1,351,400.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,021,500	4.46	4,555,890.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	2,980,000	3.03	9,029,400.00	
BANK OF CHINA LTD-H	7,660,000	3.13	23,975,800.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	940,790	5.10	4,798,029.00	
CHINA CITIC BANK-H	810,000	4.17	3,377,700.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	9,408,000	5.29	49,768,320.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	2.47	634,790.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	376,692	40.60	15,293,695.20	
CHINA MINSHENG BANKING-H	589,800	2.83	1,669,134.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	5,440,000	4.26	23,174,400.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	853,000	5.05	4,307,650.00	
FAR EAST HORIZON LTD	154,000	6.99	1,076,460.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	718,000	14.18	10,181,240.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	261,000	23.40	6,107,400.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	103,472	8.74	904,345.28	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	72,000	20.00	1,440,000.00	
PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	850,000	2.84	2,414,000.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	634,420	9.07	5,754,189.40	

PING AN INSURANCE GROUP CO-H	619,500	52.90	32,771,550.00
ZHONGAN ONLINE P&C INSURANCE-H	58,000	25.80	1,496,400.00
CHINASOFT INTERNATIONAL LIMITED	280,000	5.26	1,472,800.00
GDS HOLDINGS LIMITED	84,200	15.58	1,311,836.00
KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	264,000	12.24	3,231,360.00
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	51,500	22.80	1,174,200.00
ZTE CORP-H	76,052	25.80	1,962,141.60
LENOVO GROUP LTD	718,000	8.56	6,146,080.00
XIAOMI CORPORATION	1,474,000	11.54	17,009,960.00
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	16.46	1,514,320.00
KINGBOARD HOLDINGS LTD	60,000	24.15	1,449,000.00
KINGBOARD LAMINATES HOLDING	65,000	8.33	541,450.00
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	69,200	87.00	6,020,400.00
FLAT GLASS GROUP CO LTD	49,000	21.45	1,051,050.00
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	1,956,000	2.06	4,029,360.00
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	70,000	36.70	2,569,000.00
SHANGHAI FUDAN MICROELECTRONICS GROUP CO	32,000	25.15	804,800.00
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	8.55	4,001,400.00
CHINA TOWER CORP LTD	4,300,000	0.98	4,214,000.00
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	64,000	31.05	1,987,200.00
CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	10.06	3,199,080.00
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	86,000	26.25	2,257,500.00
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	78,000	108.10	8,431,800.00
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	6.63	2,970,240.00
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	1.89	765,450.00
GUANGDONG INVESTMENT	338,000	7.74	2,616,120.00
CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	620,000	0.93	576,600.00
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	266,000	4.12	1,095,920.00
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	172,400	16.34	2,817,016.00
CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	16.54	3,143,427.00
GF SECURITIES CO LTD-H	82,600	11.22	926,772.00
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	268,000	5.15	1,380,200.00
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	10.14	1,277,640.00

EAST BUY HOLDING LTD	35,500	30.85	1,095,175.00
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	149,000	35.90	5,349,100.00
CGN POWER CO LTD-H	980,000	1.95	1,911,000.00
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	8.53	3,121,980.00
CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	2.98	1,460,200.00
CHINA RESOURCES POWER HOLDING	192,000	16.60	3,187,200.00
HUANENG POWER INTL INC-H	410,000	4.40	1,804,000.00
GENSCRIPT BIOTECH CORP	112,000	20.55	2,301,600.00
HANGZHOU TIGERMED CONSULTING CO LTD	15,500	75.70	1,173,350.00
PHARMARON BEIJING CO LTD	14,400	34.25	493,200.00
WUXI APTEC CO LTD	30,500	78.70	2,400,350.00
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	349,500	50.35	17,597,325.00
CHINA LITERATURE LTD	49,800	36.80	1,832,640.00
BILIBILI INC	19,120	158.00	3,020,960.00
CHINA RUYI HOLDINGS LTD	368,000	1.85	680,800.00
KINGSOFT CORP LTD	91,000	34.65	3,153,150.00
NETEASE, INC.	192,750	142.10	27,389,775.00
BAIDU INC-CLASS A	215,660	122.80	26,483,048.00
KUAISHOU TECHNOLOGY	166,900	48.55	8,102,995.00
TENCENT HOLDINGS LTD	609,300	349.20	212,767,560.00
C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	24.35	1,777,550.00
CHINA JINMAO HOLDINGS GROUP LTD	410,000	1.53	627,300.00
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	380,000	20.20	7,676,000.00
CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLD	155,000	8.54	1,323,700.00
CHINA RESOURCES LAND LTD	310,444	37.45	11,626,127.80
CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	71,000	41.60	2,953,600.00
CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	12.24	2,974,320.00
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	1,134,380	2.11	2,393,541.80
COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	173,000	13.24	2,290,520.00
GREENTOWN CHINA HOLDINGS	98,000	10.12	991,760.00
GREENTOWN SERVICE GROUP CO.LTD.	128,000	4.93	631,040.00
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	187,000	22.65	4,235,550.00
YUEXIU PROPERTY CO LTD	175,000	11.02	1,928,500.00

小計	銘柄数：191			1,193,617,692.58
	組入時価比率：23.0%			(20,398,926,366) 25.4%
リング	DIALOG GROUP BHD	313,044	2.28	713,740.32
	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	22.12	663,600.00
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	244,000	7.20	1,756,800.00
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	399,000	5.20	2,074,800.00
	GAMUDA BERHAD	177,000	4.11	727,470.00
	HAP SENG CONSOLIDATED	93,800	4.67	438,046.00
	SIME DARBY BERHAD	220,000	2.15	473,000.00
	MISC BHD	125,960	7.32	922,027.20
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	121,460	7.14	867,224.40
	GENTING BHD	187,000	4.67	873,290.00
	GENTING MALAYSIA BHD	229,000	2.67	611,430.00
	MR DIY GROUP M BHD	187,500	1.61	301,875.00
	IOI CORP	247,000	3.81	941,070.00
	KUALA LUMPUR KEPONG	42,400	21.44	909,056.00
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	134.60	982,580.00
	PPB GROUP BERHAD	51,740	16.16	836,118.40
	QL RESOURCES BHD	119,000	5.75	684,250.00
	SIME DARBY PLANTATION BHD	238,000	4.31	1,025,780.00
	TOP GLOVE CORP BHD	428,000	1.03	440,840.00
	IHH HEALTHCARE BHD	156,000	5.73	893,880.00
	AMMB HOLDING	125,000	3.66	457,500.00
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	683,000	5.19	3,544,770.00
	HONG LEONG BANK	60,960	20.28	1,236,268.80
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP	13,422	18.20	244,280.40
	MALAYAN BANKING	501,000	8.70	4,358,700.00
	PUBLIC BANK BHD	1,368,000	3.93	5,376,240.00
	RHB BANK BHD	125,023	5.51	688,876.73
	INARI AMERTRON BHD	271,000	2.31	626,010.00
	TELEKOM MALAYSIA	129,000	4.93	635,970.00
	AXIATA GROUP BERHAD	346,000	3.00	1,038,000.00
	CELCOMDIGI BHD	286,000	4.38	1,252,680.00
MAXIS BHD	265,000	4.34	1,150,100.00	

	TENAGA NASIONAL	258,000	8.90	2,296,200.00	
	PETRONAS GAS BERHAD	91,000	16.76	1,525,160.00	
小計	銘柄数：34			41,567,633.25	
	組入時価比率：1.4%			(1,255,745,730)	
				1.6%	
パーツ	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	780,000	9.45	7,371,000.00	
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	135,000	154.00	20,790,000.00	
	PTT PCL-NVDR	996,000	30.75	30,627,000.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	157,000	49.25	7,732,250.00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	187,967	33.00	6,202,911.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	227,994	41.75	9,518,749.50	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	81,200	304.00	24,684,800.00	
	SCG PACKAGING PLC-NVDR	150,000	42.25	6,337,500.00	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	880,000	7.70	6,776,000.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	411,000	72.25	29,694,750.00	
	BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR	810,000	9.00	7,290,000.00	
	ASSET WORLD CORP PCL-NVDR	700,000	5.35	3,745,000.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	270,978	31.00	8,400,318.00	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	155,025	44.25	6,859,856.25	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579,997	13.50	7,829,959.50	
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258,000	21.90	5,650,200.00	
	BERLI JUCKER PUBLIC CO-NVDR	73,700	37.75	2,782,175.00	
	CP ALL PCL-NVDR	543,000	63.25	34,344,750.00	
	CARABAO GROUP PCL-NVDR	20,900	76.25	1,593,625.00	
	OSOTSPA PCL-NVDR	112,000	27.50	3,080,000.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426,000	20.70	8,818,200.00	
	THAI UNION GROUP PCL-NVDR	199,800	13.70	2,737,260.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,033,000	29.25	30,215,250.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	59,000	240.00	14,160,000.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	49,000	128.50	6,296,500.00	
	KRUNG THAI BANK-NVDR	267,050	18.20	4,860,310.00	
	SCB X PCL-NVDR	81,000	103.00	8,343,000.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	31,500	890.00	28,035,000.00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1,169,966	8.10	9,476,724.60	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	114,000	209.00	23,826,000.00	

	INTOUCH HOLDINGS PCL - NVDR	140,000	73.50	10,290,000.00	
	JMT NETWORK SERVICES-NVDR	51,000	39.25	2,001,750.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	68,000	54.25	3,689,000.00	
	MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	49,000	36.00	1,764,000.00	
	SRISAWAD CORP PCL-NVDR	63,000	55.50	3,496,500.00	
	B GRIMM POWER PCL-NVDR	104,000	38.00	3,952,000.00	
	ELECTRICITY GENERATING PCL-NVDR	33,300	158.00	5,261,400.00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	179,000	71.00	12,709,000.00	
	GLOBAL POWER SYNERGY-NVDR	59,000	64.00	3,776,000.00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	261,000	51.25	13,376,250.00	
	RATCH GROUP PCL-NVDR	115,000	38.50	4,427,500.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	185,000	69.25	12,811,250.00	
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	1,010,000	9.80	9,898,000.00	
小計	銘柄数：43			455,531,738.85	
				(1,772,018,464)	
	組入時価比率：2.0%			2.2%	
フィリピン	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	146,000	52.00	7,592,000.00	
	AYALA CORPORATION	28,302	638.50	18,070,827.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	255,005	49.25	12,558,996.25	
	SM INVESTMENTS CORP	22,100	900.00	19,890,000.00	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	93,000	213.60	19,864,800.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	43,000	217.20	9,339,600.00	
	MONDE NISSIN CORP	680,000	9.43	6,412,400.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	107,000	145.00	15,515,000.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	206,920	102.80	21,271,376.00	
	BDO UNIBANK INC	249,997	135.00	33,749,595.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	205,095	58.50	11,998,057.50	
	PLDT INC	7,000	1,269.00	8,883,000.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	16,900	321.00	5,424,900.00	
	ACEN CORP	47,479	6.06	287,722.74	
	AYALA LAND INC	768,000	26.20	20,121,600.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	1,065,975	33.50	35,710,162.50	
小計	銘柄数：16			246,690,036.99	
				(591,143,335)	
	組入時価比率：0.7%			0.7%	

ルピア	ADARO ENERGY INDONESIA TBK PT	1,170,000	3,000.00	3,510,000,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	147,050	31,075.00	4,569,578,750.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	2,889,701	800.00	2,311,760,800.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	377,079	6,025.00	2,271,900,975.00	
	ANEKA TAMBANG TBK	760,000	2,100.00	1,596,000,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	1,115,813	4,020.00	4,485,568,260.00	
	VALE INDONESIA TBK	198,000	6,600.00	1,306,800,000.00	
	INDAH KIAT PULP&PAPER	240,000	7,500.00	1,800,000,000.00	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	1,890,000	6,425.00	12,143,250,000.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,930,000	2,720.00	5,249,600,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	178,000	10,200.00	1,815,600,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420,000	6,350.00	2,667,000,000.00	
	PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	700,000	4,440.00	3,108,000,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	820,000	4,090.00	3,353,800,000.00	
	KALBE FARMA PT	2,300,000	2,060.00	4,738,000,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA	5,520,000	9,125.00	50,370,000,000.00	
	BANK MANDIRI	3,520,000	5,175.00	18,216,000,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	810,000	9,475.00	7,674,750,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	6,780,028	4,950.00	33,561,138,600.00	
	SARANA MENARA NUSANTARA PT	1,479,000	995.00	1,471,605,000.00	
	TELEKOM INDONESIA PERSERO TBK	4,880,000	4,270.00	20,837,600,000.00	
小計	銘柄数：21			187,057,952,385.00	
				(1,702,227,366)	
	組入時価比率：1.9%			2.1%	
ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5,100	60,000.00	306,000,000.00	
	S-OIL CORPORATION	3,930	78,200.00	307,326,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	5,417	182,000.00	985,894,000.00	
	HANWHA SOLUTIONS CORP	9,256	55,100.00	510,005,600.00	
	KUMHO PETRO CHEMICAL CO	1,490	137,700.00	205,173,000.00	
	LG CHEM LTD - PREFERRED	630	393,500.00	247,905,000.00	
	LG CHEMICALS LTD	4,767	771,000.00	3,675,357,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,932	174,200.00	336,554,400.00	
	SK IE TECHNOLOGY CO LTD	2,490	82,900.00	206,421,000.00	
	SKC CO LTD	2,610	106,900.00	279,009,000.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	2,920	379,500.00	1,108,140,000.00	

HYUNDAI STEEL CO	7,399	37,400.00	276,722,600.00	
KOREA ZINC CO LTD	850	545,000.00	463,250,000.00	
POSCO HOLDINGS INC	6,940	396,000.00	2,748,240,000.00	
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	7,000	57,500.00	402,500,000.00	
HYUNDAI ENGINEERING & CONSTR	6,900	41,050.00	283,245,000.00	
SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	14,400	29,800.00	429,120,000.00	
DOOSAN ENERBILITY CO LTD	38,700	18,410.00	712,467,000.00	
ECOPRO BM CO LTD	5,320	272,500.00	1,449,700,000.00	
LG ENERGY SOLUTION	3,540	572,000.00	2,024,880,000.00	
CJ CORP	1,100	108,700.00	119,570,000.00	
GS HOLDINGS CORP	3,600	40,550.00	145,980,000.00	
LG CORP	9,340	88,700.00	828,458,000.00	
SAMSUNG C&T CORP	7,790	107,800.00	839,762,000.00	
SK INC	3,370	166,900.00	562,453,000.00	
DOOSAN BOBCAT INC	6,550	46,600.00	305,230,000.00	
HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	1,410	109,900.00	154,959,000.00	
HYUNDAI MIPO DOCKYARD CO., LTD.	2,100	73,700.00	154,770,000.00	
KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEERIN	4,910	85,600.00	420,296,000.00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	63,000	5,710.00	359,730,000.00	
S-1 CORPORATION	1,450	57,600.00	83,520,000.00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,810	165,000.00	298,650,000.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	17,500	23,250.00	406,875,000.00	
HMM COMPANY LIMITED	27,100	21,700.00	588,070,000.00	
PAN OCEAN CO LTD	32,000	5,980.00	191,360,000.00	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	9,300	35,350.00	328,755,000.00	
HANON SYSTEMS	23,400	9,150.00	214,110,000.00	
HYUNDAI MOBIS	6,100	230,000.00	1,403,000,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD	13,480	190,400.00	2,566,592,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	100,000.00	413,000,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	96,500.00	279,850,000.00	
KIA CORP	25,850	83,300.00	2,153,305,000.00	
COWAY CO LTD	4,970	51,900.00	257,943,000.00	
LG ELECTRONICS INC	10,300	107,800.00	1,110,340,000.00	
F&F CO LTD / NEW	1,600	134,700.00	215,520,000.00	

KANGWON LAND INC	7,900	19,310.00	152,549,000.00	
LOTTE SHOPPING CO	800	81,700.00	65,360,000.00	
HOTEL SHILLA CO LTD	3,680	78,700.00	289,616,000.00	
BGF RETAIL CO LTD /NEW	485	183,100.00	88,803,500.00	
E-MART CO	1,710	98,800.00	168,948,000.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	820	315,500.00	258,710,000.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,890	144,200.00	416,738,000.00	
KT & G CORP	11,390	87,200.00	993,208,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	2,460	125,500.00	308,730,000.00	
LG H&H	1,002	610,000.00	611,220,000.00	
HLB INC	12,500	34,900.00	436,250,000.00	
SD BIOSENSOR INC	3,500	21,650.00	75,775,000.00	
CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	9,972	69,500.00	693,054,000.00	
CELLTRION INC	9,890	168,200.00	1,663,498,000.00	
SK BIOSCIENCE CO LTD	1,950	75,900.00	148,005,000.00	
CELLTRION PHARM INC	1,135	84,800.00	96,248,000.00	
HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	508	312,000.00	158,496,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	69,300.00	230,076,000.00	
YUHAN CORPORATION	4,190	56,300.00	235,897,000.00	
HANA FINANCIAL HOLDINGS	30,000	42,150.00	1,264,500,000.00	
INDUSTRIAL BK OF KOREA	26,100	10,190.00	265,959,000.00	
KAKAOBANK CORP	12,900	23,250.00	299,925,000.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	37,700	50,100.00	1,888,770,000.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP	44,500	35,850.00	1,595,325,000.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	49,300	11,750.00	579,275,000.00	
KAKAO PAY CORP	2,570	55,600.00	142,892,000.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	12,054	42,600.00	513,500,400.00	
DB INSURANCE CO LTD	3,800	82,500.00	313,500,000.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	3,110	216,500.00	673,315,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	8,200	66,000.00	541,200,000.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	3,620	118,400.00	428,608,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS	467,240	65,700.00	30,697,668,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS PFD	79,400	55,700.00	4,422,580,000.00	
L&F CO LTD	2,180	302,500.00	659,450,000.00	
LG INNOTEK CO LTD	1,260	264,500.00	333,270,000.00	

LG.DISPLAY CO LTD	23,500	16,350.00	384,225,000.00	
LOTTE ENERGY MATERIALS CORP	2,150	64,100.00	137,815,000.00	
SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	5,740	141,700.00	813,358,000.00	
SAMSUNG SDI CO,LTD	5,307	734,000.00	3,895,338,000.00	
SK HYNIX INC	54,260	89,100.00	4,834,566,000.00	
SK SQUARE CO LTD	8,699	41,600.00	361,878,400.00	
LG UPLUS CORP	17,400	11,150.00	194,010,000.00	
KOREA ELECTRIC POWER	26,600	19,080.00	507,528,000.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5,340	57,400.00	306,516,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	6,930.00	171,427,410.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	9,310.00	174,097,000.00	
SAMSUNG SECURITIES	6,800	34,900.00	237,320,000.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,703	785,000.00	1,336,855,000.00	
CHEIL WORLDWIDE INC	5,900	19,150.00	112,985,000.00	
HYBE CO LTD	2,010	250,000.00	502,500,000.00	
KAKAO GAMES CORP	2,810	40,250.00	113,102,500.00	
KRAFTON INC	2,990	193,900.00	579,761,000.00	
NCSOFT CORPORATION	1,631	367,000.00	598,577,000.00	
NETMARBLE CORP	1,470	66,200.00	97,314,000.00	
PEARL ABYSS CORP	2,860	43,850.00	125,411,000.00	
KAKAO CORP	30,420	57,900.00	1,761,318,000.00	
NAVER CORP	12,660	190,300.00	2,409,198,000.00	
小計 銘柄数：102			102,726,026,810.00	
			(10,365,056,105)	
				12.8%
組入時価比率：11.7%				
新台湾ドル				
FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	122,360	85.40	10,449,544.00	
FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	331,998	69.30	23,007,461.40	
FORMOSA PLASTIC	420,424	92.50	38,889,220.00	
NAN YA PLASTICS CORP	487,726	77.90	37,993,855.40	
ASIA CEMENT	208,980	43.80	9,153,324.00	
TAIWAN CEMENT	637,888	38.30	24,431,110.40	
CHINA STEEL	1,119,544	30.15	33,754,251.60	
VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	6,000	1,755.00	10,530,000.00	
WALSIN LIHWA CORP	268,429	49.90	13,394,607.10	
FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	313,454	31.40	9,842,455.60	

AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	12,464	1,115.00	13,897,360.00
CHINA AIRLINES LTD	219,000	19.10	4,182,900.00
EVA AIRWAYS CORP	202,000	26.00	5,252,000.00
EVERGREEN MARINE	101,950	166.00	16,923,700.00
WAN HAI LINES LIMITED	86,335	65.00	5,611,775.00
YANG MING MARINE TRANSPORT	191,000	64.90	12,395,900.00
TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247,000	30.85	7,619,950.00
CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222,036	36.90	8,193,128.40
NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	14,000	325.50	4,557,000.00
GIANT MANUFACTURING	24,613	182.00	4,479,566.00
ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	17,443	485.50	8,468,576.50
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	39,815	187.00	7,445,405.00
POU CHEN CORP	267,468	31.40	8,398,495.20
MOMO.COM INC	5,600	841.00	4,709,600.00
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	29,000	642.00	18,618,000.00
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	53,816	270.00	14,530,320.00
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	492,836	73.00	35,977,028.00
PHARMAESSENTIA CORPORATION	17,000	387.50	6,587,500.00
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	546,603	17.55	9,592,882.65
CTBC FINANCIAL HOLDING	1,672,212	22.30	37,290,327.60
E.SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	1,316,044	24.85	32,703,693.40
E.SUN FINANCIAL HOLDINGS CO-RIGHTS	55,314	4.85	268,272.90
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,016,501	26.90	27,343,876.90
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	824,710	22.80	18,803,388.00
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1,102,139	34.05	37,527,832.95
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	967,020	16.70	16,149,234.00
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	1,123,168	17.15	19,262,331.20
TAIWAN BUSINESS BANK	649,000	13.80	8,956,200.00
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1,013,520	26.35	26,706,252.00
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	370,906	46.35	17,191,493.10
CHAILEASE HOLDING CO LTD	137,699	225.50	31,051,124.50
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1,056,706	22.45	23,723,049.70
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	819,293	42.70	34,983,811.10
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	1,477,789	13.15	19,432,925.35

FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	728,463	57.90	42,178,007.70
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1,330,113	8.38	11,146,346.94
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	50,000	295.50	14,775,000.00
ACER INC	256,767	29.90	7,677,333.30
ADVANTECH CO.,LTD.	38,750	358.00	13,872,500.00
ASUSTEK COMPUTER INC	66,805	276.00	18,438,180.00
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	54,840	181.00	9,926,040.00
COMPAL ELECTRONICS	354,590	24.40	8,651,996.00
INVENTEC CO.,LTD	251,911	32.40	8,161,916.40
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	189,897	73.20	13,900,460.40
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	74,000	144.00	10,656,000.00
PEGATRON CORP	199,692	70.10	13,998,409.20
QUANTA COMPUTER INC	256,684	84.30	21,638,461.20
WIWYNN CORP	10,000	1,095.00	10,950,000.00
AUO CORP	573,606	18.25	10,468,309.50
DELTA ELECTRONICS INC	187,681	303.00	56,867,343.00
E INK HOLDINGS INC	77,000	172.00	13,244,000.00
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,237,649	104.00	128,715,496.00
INNOLUX CORP	1,036,776	14.35	14,877,735.60
LARGAN PRECISION CO LTD	9,040	2,040.00	18,441,600.00
NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD CORPORATION	20,000	260.00	5,200,000.00
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	122,566	60.20	7,378,473.20
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	118,000	136.50	16,107,000.00
WPG HOLDINGS CO LTD	170,387	49.65	8,459,714.55
YAGEO CORPORATION	32,137	495.50	15,923,883.50
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	64,410	111.00	7,149,510.00
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	323,658	102.50	33,174,945.00
EMEMORY TECHNOLOGY INC	6,000	1,920.00	11,520,000.00
GLOBALWAFERS CO LTD	20,000	477.00	9,540,000.00
MEDIATEK INC	146,538	665.00	97,447,770.00
NANYA TECHNOLOGY CO	100,000	64.50	6,450,000.00
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	60,058	436.00	26,185,288.00
PARADE TECHNOLOGIES LTD	9,000	1,040.00	9,360,000.00
POWERCHIP SEMICONDUCTOR MANU	302,000	30.05	9,075,100.00

	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	43,417	367.00	15,934,039.00	
	SILERGY CORP	35,000	479.00	16,765,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,410,000	511.00	1,231,510,000.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,185,500	50.10	59,393,550.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	102,000	90.20	9,200,400.00	
	WIN SEMICONDUCTORS CORP	41,000	169.00	6,929,000.00	
	WINBOND ELECTRONICS CORPORATION	242,000	25.05	6,062,100.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	372,065	126.00	46,880,190.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	144,000	78.00	11,232,000.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	154,200	102.50	15,805,500.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	169,668	35.15	5,963,830.20	
小計	銘柄数 : 89			2,897,513,157.64	
				(12,683,284,344)	
	組入時価比率 : 14.3%			15.7%	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	82,000	346.20	28,388,400.00	
	COAL INDIA LTD	142,000	230.05	32,667,100.00	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	64,380	241.80	15,567,084.00	
	INDIAN OIL CORPORATION LTD	268,500	78.25	21,010,125.00	
	OIL&NATURAL GAS CORP LTD	276,000	159.60	44,049,600.00	
	PETRONET LNG LTD	77,000	233.70	17,994,900.00	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	297,900	2,349.00	699,767,100.00	
	ASIAN PAINTS LTD	38,800	2,882.10	111,825,480.00	
	BERGER PAINTS INDIA LTD	19,000	584.60	11,107,400.00	
	PI INDUSTRIES LTD	7,000	3,189.90	22,329,300.00	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	15,500	2,440.15	37,822,325.00	
	SRF LTD	14,200	2,477.00	35,173,400.00	
	UPL LTD	43,200	734.70	31,739,040.00	
	ACC LIMITED	6,000	1,717.95	10,307,700.00	
	AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	375.10	21,380,700.00	
	GRASIM INDUSTRIES LIMITED	25,400	1,661.95	42,213,530.00	
	SHREE CEMENT LIMITED	1,240	23,887.05	29,619,942.00	
	ULTRATECH CEMENT LTD	10,500	7,358.50	77,264,250.00	
	HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	136,500	422.35	57,650,775.00	
	JINDAL STEEL&POWER LTD	46,000	573.05	26,360,300.00	
	JSW STEEL LTD	66,000	710.65	46,902,900.00	

TATA STEEL LIMITED	699,400	106.15	74,241,310.00	
VEDANTA LTD	85,000	276.75	23,523,750.00	
BHARAT ELECTRONICS LTD	348,000	102.80	35,774,400.00	
LARSEN&TOUBRO LIMITED	66,900	2,215.20	148,196,880.00	
ABB INDIA LTD	4,700	3,153.30	14,820,510.00	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	59,000	302.80	17,865,200.00	
HAVELLS INDIA LTD	24,300	1,208.65	29,370,195.00	
SIEMENS LIMITED	7,000	3,249.45	22,746,150.00	
ADANI ENTERPRISES LTD	16,500	1,803.00	29,749,500.00	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	22,200	603.00	13,386,600.00	
INTERGLOBE AVIATION LTD	9,400	1,987.65	18,683,910.00	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	22,400	608.20	13,623,680.00	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	52,400	661.60	34,667,840.00	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	7,000	2,035.55	14,248,850.00	
BHARAT FORGE LIMITED	30,400	782.75	23,795,600.00	
MRF LTD	200	86,517.40	17,303,480.00	
SAMVARDHANA INTERNATIONAL LTD	MOTHERSON 159,000	70.05	11,137,950.00	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12,200	2,595.85	31,669,370.00	
BAJAJ AUTO LIMITED	6,500	4,308.30	28,003,950.00	
EICHER MOTORS LTD	14,300	3,200.70	45,770,010.00	
HERO MOTOCORP LTD	12,400	2,459.35	30,495,940.00	
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	89,100	1,212.75	108,056,025.00	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	11,900	8,558.45	101,845,555.00	
TATA MOTORS LTD	172,700	471.20	81,376,240.00	
TVS MOTOR CO LTD	18,800	1,092.95	20,547,460.00	
PAGE INDUSTRIES LTD	530	40,054.70	21,228,991.00	
TITAN CO LTD	36,500	2,568.30	93,742,950.00	
INDIAN HOTELS CO LIMITED	75,000	336.75	25,256,250.00	
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	36,000	442.55	15,931,800.00	
ZOMATO LTD	270,000	56.05	15,133,500.00	
TRENT LTD	21,600	1,383.35	29,880,360.00	
AVENUE SUPERMARTS LTD	15,800	3,455.90	54,603,220.00	
UNITED SPIRITS LTD	32,700	759.95	24,850,365.00	
VARUN BEVERAGES LTD	20,000	1,397.20	27,944,000.00	

BRITANNIA INDUSTRIES LTD	10,700	4,327.80	46,307,460.00	
MARICO LIMITED	46,000	473.25	21,769,500.00	
NESTLE INDIA LIMITED	3,400	20,496.85	69,689,290.00	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	55,700	700.40	39,012,280.00	
ITC LTD	281,000	408.25	114,718,250.00	
COLGATE-PALMOLIVE (INDIA)	10,200	1,539.95	15,707,490.00	
DABUR INDIA LTD	59,800	525.15	31,403,970.00	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	43,500	987.15	42,941,025.00	
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	79,300	2,497.95	198,087,435.00	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	10,870	4,361.30	47,407,331.00	
AUROBINDO PHARMA LTD	18,700	588.10	10,997,470.00	
CIPLA LIMITED	46,300	915.05	42,366,815.00	
DR. REDDYS LABORATORIES	11,160	4,868.75	54,335,250.00	
LUPIN LTD	25,700	695.15	17,865,355.00	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	90,700	989.45	89,743,115.00	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	11,540	1,613.30	18,617,482.00	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	12,600	665.95	8,390,970.00	
AXIS BANK LIMITED	219,300	864.20	189,519,060.00	
BANDHAN BANK LTD	56,000	220.50	12,348,000.00	
BANK OF BARODA	100,000	176.45	17,645,000.00	
ICICI BANK LTD	504,900	885.65	447,164,685.00	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	56,500	1,893.65	106,991,225.00	
YES BANK LTD	1,230,000	16.20	19,926,000.00	
BAJAJ FINSERV LTD	37,060	1,317.90	48,841,374.00	
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	2,350	6,363.20	14,953,520.00	
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	169,100	2,759.40	466,614,540.00	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	90,400	513.30	46,402,320.00	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	23,100	1,059.60	24,476,760.00	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	33,200	444.10	14,744,120.00	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	42,600	1,106.55	47,139,030.00	
HCL TECHNOLOGIES LTD	91,700	1,048.95	96,188,715.00	
INFOSYS LTD	329,300	1,227.35	404,166,355.00	
LTIMINDTREE LTD	9,680	4,170.85	40,373,828.00	
MPHASIS LTD	10,500	1,759.95	18,479,475.00	

	TATA CONSULTANCY SVS LTD	88,300	3,160.85	279,103,055.00	
	TECH MAHINDRA LTD	57,400	998.75	57,328,250.00	
	WIPRO LTD	126,700	368.05	46,631,935.00	
	TATA ELXSI LTD	4,000	6,281.00	25,124,000.00	
	INDUS TOWERS LTD	61,000	139.10	8,485,100.00	
	BHARTI AIRTEL LIMITED	214,800	765.20	164,364,960.00	
	ADANI TRANSMISSION LTD	25,500	994.90	25,369,950.00	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	303,000	231.55	70,159,650.00	
	TATA POWER COMPANY LIMITED	139,000	195.70	27,202,300.00	
	ADANI TOTAL GAS LTD	26,000	917.80	23,862,800.00	
	GAIL INDIA LTD	190,500	108.35	20,640,675.00	
	INDRAPRASTHA GAS LTD	34,200	486.70	16,645,140.00	
	BAJAJ FINANCE LTD	26,280	5,937.90	156,048,012.00	
	CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	40,000	837.35	33,494,000.00	
	MUTHOOT FINANCE LTD	10,000	1,035.05	10,350,500.00	
	SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	24,000	762.35	18,296,400.00	
	SHRIRAM FINANCE LTD	25,200	1,358.85	34,243,020.00	
	ADANI GREEN ENERGY LTD	28,800	916.20	26,386,560.00	
	ADANI POWER LIMITED	61,000	199.25	12,154,250.00	
	NTPC LIMITED	406,000	169.70	68,898,200.00	
	DIVIS LABORATORIES LTD	13,810	3,231.65	44,629,086.50	
	INFO EDGE INDIA LTD	6,670	3,627.45	24,195,091.50	
	DLF LIMITED	58,000	406.05	23,550,900.00	
	GODREJ PROPERTIES LTD	9,300	1,272.55	11,834,715.00	
	小計 銘柄数：113			6,834,946,187.00	
				(11,209,311,746)	
	組入時価比率：12.6%			13.9%	
カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	16.45	1,052,800.00	
	QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	220,000	3.79	833,800.00	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	462,000	1.97	911,064.00	
	INDUSTRIES QATAR	143,000	12.33	1,763,190.00	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR	294,000	5.75	1,690,500.00	
	MASRAF AL RAYAN	585,000	2.56	1,502,865.00	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	86,000	9.74	838,414.00	
	QATAR ISLAMIC BANK	171,000	17.45	2,983,950.00	

	QATAR NATIONAL BANK	444,000	15.08	6,695,520.00	
	OOREDOO QSC	100,000	9.53	953,000.00	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	34,400	16.54	568,976.00	
	BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.49	486,330.00	
小計	銘柄数：12			20,280,409.00	
				(745,507,834)	
	組入時価比率：0.8%			0.9%	
エジプトポンド	EASTERN CO SAE	51,525	17.01	876,440.25	
	EFG-HERMES HOLDING SAE	60,000	17.58	1,054,800.00	
小計	銘柄数：2			1,931,240.25	
				(8,378,299)	
	組入時価比率：0.0%			0.0%	
ランド	EXXARO RESOURCES LTD	28,200	191.95	5,412,990.00	
	SASOL LTD	57,900	233.01	13,491,279.00	
	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	10,100	231.60	2,339,160.00	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	5,330	1,101.34	5,870,142.20	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	40,800	479.22	19,552,176.00	
	GOLD FIELDS LTD	84,400	278.99	23,546,756.00	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	68,000	80.48	5,472,640.00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	81,200	179.30	14,559,160.00	
	KUMBA IRON ORE LTD	7,600	449.03	3,412,628.00	
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	26,700	178.16	4,756,872.00	
	SIBANYE STILLWATER LTD	273,000	40.89	11,162,970.00	
	BIDVEST GROUP LTD	25,500	248.61	6,339,555.00	
	NASPERS LTD-N SHS	21,020	3,248.23	68,277,794.60	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94,000	65.14	6,123,160.00	
	MR PRICE GROUP LTD	25,000	149.16	3,729,000.00	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	173,000	17.07	2,953,110.00	
	THE FOSCHINI GROUP LTD	32,000	94.85	3,035,200.00	
	BID CORP LTD	33,000	409.94	13,528,020.00	
	CLICKS GROUP LTD	23,700	259.33	6,146,121.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	48,100	219.63	10,564,203.00	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	42,800	183.78	7,865,784.00	
	ABSA GROUP LTD	88,700	175.85	15,597,895.00	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	7,940	1,635.00	12,981,900.00	

	NEDBANK GROUP LTD	44,579	207.50	9,250,142.50	
	STANDARD BANK GROUP LTD	131,700	169.10	22,270,470.00	
	FIRSTSTRAND LTD	489,000	62.73	30,674,970.00	
	REMGRO LTD	47,300	137.82	6,518,886.00	
	DISCOVERY LTD	46,907	142.73	6,695,036.11	
	OLD MUTUAL LTD	434,000	11.37	4,934,580.00	
	OUTSURANCE GROUP LTD	81,000	34.39	2,785,590.00	
	SANLAM LIMITED	190,000	55.68	10,579,200.00	
	MTN GROUP LTD	171,000	126.62	21,652,020.00	
	VODACOM GROUP	68,100	123.11	8,383,791.00	
	REINET INVESTMENTS SCA	14,200	391.50	5,559,300.00	
	MULTICHOICE GROUP LTD	43,200	114.50	4,946,400.00	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	41,900	106.88	4,478,272.00	
小計	銘柄数：36			405,447,173.41	
	組入時価比率：3.4%			(3,004,363,554)	3.7%
UAEディールハム	MULTIPLY GROUP	295,000	3.18	938,100.00	
	Q HOLDING PJSC	181,000	2.60	470,600.00	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	298,000	4.31	1,284,380.00	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	299,852	8.72	2,614,709.44	
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	128,000	10.88	1,392,640.00	
	DUBAI ISLAMIC BANK	286,029	5.32	1,521,674.28	
	EMIRATES NBD PJSC	194,000	13.20	2,560,800.00	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	442,925	13.34	5,908,619.50	
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	344,900	23.38	8,063,762.00	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	330,000	5.33	1,758,900.00	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	640,000	6.00	3,840,000.00	
小計	銘柄数：11			30,354,185.22	
	組入時価比率：1.2%			(1,110,356,095)	1.4%
クウェートディール	AGILITY	134,400	0.61	82,656.00	
	BOUBYAN BANK K.S.C	135,628	0.69	93,718.94	
	GULF BANK	134,400	0.28	37,900.80	
	KUWAIT FINANCE HOUSE	808,500	0.74	602,332.50	

	NATIONAL BANK OF KUWAIT	744,450	0.99	740,727.75
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.56	106,785.00
	MABANEE CO SAKC	80,505	0.76	61,183.80
小計	銘柄数：7			1,725,304.79 (756,701,427)
	組入時価比率：0.9%			0.9%
サウジアラビア リヤル	RABIGH REFINING AND PETROCHE	47,751	11.02	526,216.02
	SAUDI ARABIAN OIL CO	240,400	34.65	8,329,860.00
	ADVANCED PETROCHEMICALS CO	10,833	47.95	519,442.35
	NATIONAL INDUSTRIALIZATION C	28,000	13.24	370,720.00
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	19,300	128.40	2,478,120.00
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40,600	39.90	1,619,940.00
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	86,800	92.00	7,985,600.00
	SAUDI IND INVESTMENT GROUP	29,368	25.85	759,162.80
	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67,000	12.90	864,300.00
	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,900	43.45	1,255,705.00
	SAUDI ARABIAN MINING CO	83,800	69.10	5,790,580.00
	JARIR MARKETING CO	6,100	168.00	1,024,800.00
	NAHDI MEDICAL CO	3,400	178.80	607,920.00
	ALMARAI CO	26,300	57.20	1,504,360.00
	SAVOLA	27,400	31.10	852,140.00
	DALLAH HEALTHCARE CO	3,200	164.60	526,720.00
	DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	7,800	278.80	2,174,640.00
	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	5,000	245.20	1,226,000.00
	AL RAJHI BANK	192,000	76.50	14,688,000.00
	ALINMA BANK	94,300	32.05	3,022,315.00
	ARAB NATIONAL BANK	60,800	27.10	1,647,680.00
	BANK AL - JAZIRA	34,100	19.54	666,314.00
	BANK ALBILAD	53,266	41.70	2,221,192.20
	BANQUE SAUDI FRANSI	62,600	39.40	2,466,440.00
	RIYAD BANK	139,100	30.90	4,298,190.00
	SAUDI BRITISH BANK	95,500	36.65	3,500,075.00
	SAUDI INVESTMENT BANK/THE	39,000	16.78	654,420.00
	THE SAUDI NATIONAL BANK	216,500	50.40	10,911,600.00
	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	7,750	177.00	1,371,750.00

	ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	2,100	274.00	575,400.00	
	ELM CO	1,900	436.80	829,920.00	
	SAUDI TELECOM CO	152,000	42.55	6,467,600.00	
	ETIHAD ETISALAT CO	34,300	43.70	1,498,910.00	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS COMPANY	29,000	15.28	443,120.00	
	SAUDI ELECTRICITY CO	77,000	23.86	1,837,220.00	
	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5,500	167.80	922,900.00	
	ACWA POWER CO	8,700	156.00	1,357,200.00	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	2,800	210.00	588,000.00	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	53,000	15.88	841,640.00	
	EMAAR ECONOMIC CITY	35,000	9.94	347,900.00	
	小計 銘柄数：40			99,574,012.37	
				(3,565,745,382)	
				4.4%	
	組入時価比率：4.0%				
	合計			80,738,553,301	
				(80,738,553,301)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	5,582,100	27,190,409.10	
		小計	銘柄数：1	5,582,100	27,190,409.10
				(3,646,777,668)	
				97.3%	
	合計			3,646,777,668	
				(3,646,777,668)	
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319,000	7,923,960.00	
		OPERADORA DE SITES MEX- A-1	111,000	1,904,760.00	
	小計	銘柄数：2	430,000	9,828,720.00	
				(73,268,193)	
		組入時価比率：0.1%		2.0%	
ランド	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	300,000	3,726,000.00		
小計	銘柄数：1	300,000	3,726,000.00		
				(27,609,660)	

	組入時価比率：0.0%		0.7%
合計			100,877,853 (100,877,853)
合計			3,747,655,521 (3,747,655,521)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年4月24日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	4,249,914,088	—	4,285,062,916	35,148,828
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	67,195,470	—	67,050,000	△145,470
米ドル	67,195,470	—	67,050,000	△145,470
合計	—	—	—	35,003,358

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年4月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	461,501,684
コール・ローン	926,001,280
株式	151,597,338,036
投資証券	6,659,784,903
派生商品評価勘定	53,058,779
未収配当金	146,656,720
差入委託証拠金	243,972,355
流動資産合計	160,088,313,757
資産合計	160,088,313,757
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,262,701
未払金	424,189,009
未払解約金	481,028,272
未払利息	364
その他未払費用	1,294,300
流動負債合計	907,774,646
負債合計	907,774,646
純資産の部	
元本等	
元本	70,981,032,522
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	88,199,506,589
元本等合計	159,180,539,111
純資産合計	159,180,539,111
負債純資産合計	160,088,313,757

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

	<p>す。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)
 該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年4月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,2426円
(10,000口当たり純資産額)	(22,426円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年4月23日 至 2023年4月24日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。</p> <p>当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年4月24日現在	
期首	2022年4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	31,682,546,892円
同期中における追加設定元本額	42,173,176,395円
同期中における一部解約元本額	2,874,690,765円
期末元本額	70,981,032,522円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・米国株式配当貴族	19,300,028,817円
野村インデックスファンド・米国株式配当貴族・為替ヘッジ型	2,920,483,665円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	1,489,156円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	1,658,567円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	12,367,271円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	3,683,553円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	12,173,312円
米国株式配当貴族・為替ヘッジあり型(投資一任サービス向け)	279,142,976円
米国株式配当貴族・為替ヘッジなし型(投資一任サービス向け)	606,964,106円
米国株式配当貴族(年4回決算型)	47,843,041,099円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	CHEVRON CORP	98,680	169.12	16,688,761.60	
		EXXON MOBIL CORP	156,800	116.01	18,190,368.00	
		AIR PRODUCTS	56,950	290.57	16,547,961.50	
		ALBEMARLE CORP	67,440	173.75	11,717,700.00	
		ECOLAB INC	116,120	165.60	19,229,472.00	
		LINDE PLC	54,300	366.21	19,885,203.00	
		PPG INDUSTRIES	136,250	141.98	19,344,775.00	
		SHERWIN-WILLIAMS	71,560	233.64	16,719,278.40	
		AMCOR PLC	1,520,000	11.06	16,811,200.00	
		NUCOR CORP	115,850	153.45	17,777,182.50	
		GENERAL DYNAMICS	75,790	225.02	17,054,265.80	
		SMITH (A. O.) CORP	294,100	68.78	20,228,198.00	
		EMERSON ELEC	199,400	85.60	17,068,640.00	

3M CORP	155,200	104.48	16,215,296.00	
CATERPILLAR INC DEL	69,270	220.27	15,258,102.90	
DOVER CORP	124,600	147.68	18,400,928.00	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	77,800	236.19	18,375,582.00	
NORDSON CORP	73,600	218.84	16,106,624.00	
PENTAIR PLC	354,200	53.46	18,935,532.00	
STANLEY BLACK & DECKER INC	203,600	80.00	16,288,000.00	
GRAINGER(W.W.) INC	31,260	670.11	20,947,638.60	
CINTAS CORP	40,530	459.87	18,638,531.10	
C.H.ROBINSON WORLDWIDE INC	180,100	97.39	17,539,939.00	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	164,700	111.24	18,321,228.00	
MCDONALD'S CORP	66,200	292.06	19,334,372.00	
GENUINE PARTS CO	107,860	166.52	17,960,847.20	
LOWES COS INC	86,450	211.04	18,244,408.00	
SYSCO CORP	228,400	75.56	17,257,904.00	
TARGET CORP	109,100	162.18	17,693,838.00	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	497,000	35.27	17,529,190.00	
WALMART INC	124,770	151.73	18,931,352.10	
BROWN-FORMAN CORP-CL B	265,700	63.97	16,996,829.00	
COCA COLA CO	294,700	64.05	18,875,535.00	
PEPSICO INC	104,540	185.41	19,382,761.40	
ARCHER DANIELS MIDLAND	208,000	80.50	16,744,000.00	
HORMEL FOODS CORP	400,100	39.85	15,943,985.00	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	119,280	151.24	18,039,907.20	
MCCORMICK & CO INC.	227,000	85.68	19,449,360.00	
CHURCH & DWIGHT CO INC	215,700	91.61	19,760,277.00	
CLOROX CO	126,570	165.26	20,916,958.20	
COLGATE PALMOLIVE CO.	235,000	76.80	18,048,000.00	
KIMBERLY-CLARK CORP	132,540	141.57	18,763,687.80	
PROCTER & GAMBLE CO	125,820	156.07	19,636,727.40	
ABBOTT LABORATORIES	158,600	111.66	17,709,276.00	
BECTON, DICKINSON	72,610	261.21	18,966,458.10	
MEDTRONIC PLC	220,800	85.73	18,929,184.00	
CARDINAL HEALTH INC	238,400	80.08	19,091,072.00	
ABBVIE INC	120,820	162.41	19,622,376.20	

	JOHNSON & JOHNSON	106,020	162.69	17,248,393.80	
	AFLAC INC	245,100	65.98	16,171,698.00	
	BROWN & BROWN INC	303,900	61.40	18,659,460.00	
	CHUBB LTD	78,140	201.19	15,720,986.60	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	169,100	105.78	17,887,398.00	
	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	126,120	125.73	15,857,067.60	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	39,990	445.41	17,811,945.90	
	NEXTERA ENERGY INC	212,700	78.99	16,801,173.00	
	ATMOS ENERGY CORP	155,400	115.38	17,930,052.00	
	CONSOLIDATED EDISON INC	189,700	99.04	18,787,888.00	
	FRANKLIN RESOURCES INC	596,200	26.69	15,912,578.00	
	S&P GLOBAL INC	48,530	351.72	17,068,971.60	
	T ROWE PRICE GROUP INC	151,900	111.96	17,006,724.00	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	69,070	365.88	25,271,331.60	
	AUTOMATIC DATA PROCESS	74,610	215.21	16,056,818.10	
	小計 銘柄数：63			1,130,311,199.20	
				(151,597,338,036)	
				100.0%	
	組入時価比率：95.2%				
	合計			151,597,338,036	
				(151,597,338,036)	

(注1) 外貨建資産有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建資産有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ESSEX PROPERTY TRUST INC	81,640	17,341,968.80	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	161,800	15,739,904.00	
		REALTY INCOME CORP	265,900	16,573,547.00	
	小計	銘柄数：3	509,340	49,655,419.80	
				(6,659,784,903)	
		組入時価比率：4.2%		100.0%	
	合計			6,659,784,903	
				(6,659,784,903)	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建資産有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年4月24日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	783,404,979	—	836,254,965	52,849,986
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	397,968,908	—	396,915,000	△1,053,908
米ドル	397,968,908	—	396,915,000	△1,053,908
合計	—	—	—	51,796,078

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年4月24日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,663,418,441
国債証券	725,818,887,500
地方債証券	55,014,248,018
特殊債券	61,639,717,422
社債券	41,753,617,400

未収利息	1,304,252,680
前払費用	52,740,366
流動資産合計	891,246,881,827
資産合計	891,246,881,827
負債の部	
流動負債	
未払解約金	410,798,097
未払利息	2,229
流動負債合計	410,800,326
負債合計	410,800,326
純資産の部	
元本等	
元本	696,502,099,507
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	194,333,981,994
元本等合計	890,836,081,501
純資産合計	890,836,081,501
負債純資産合計	891,246,881,827

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年4月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2790円
(10,000口当たり純資産額)	(12,790円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年4月23日 至 2023年4月24日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
 ○信用リスクの管理
 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
 ○流動性リスクの管理
 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年4月24日現在		2022年4月23日
期首		650,828,063,443円
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		142,601,264,024円
同期中における追加設定元本額		96,927,227,960円
同期中における一部解約元本額		696,502,099,507円
期末元本額		
期末元本額の内訳*		
野村国内債券インデックスファンド		388,609,002円
野村世界6資産分散投信(安定コース)		42,197,538,317円
野村世界6資産分散投信(分配コース)		18,278,473,118円
野村世界6資産分散投信(成長コース)		4,499,377,573円
野村資産設計ファンド2015		332,732,599円
野村資産設計ファンド2020		362,819,068円
野村資産設計ファンド2025		393,488,959円
野村資産設計ファンド2030		342,753,942円
野村資産設計ファンド2035		202,882,266円
野村資産設計ファンド2040		242,775,859円
野村日本債券インデックスファンド		686,356,157円
野村日本債券インデックス(野村投資一任口座向け)		150,253,719,882円
のむラップ・ファンド(保守型)		20,290,252,812円
のむラップ・ファンド(普通型)		40,187,377,274円
のむラップ・ファンド(積極型)		4,310,571,902円
野村日本債券インデックス(野村SMA向け)		9,643,688,885円
野村資産設計ファンド2045		36,208,097円
野村円債投資インデックスファンド		617,220,080円
野村インデックスファンド・国内債券		1,756,020,083円
マイ・ロード		37,588,167,425円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型		1,597,404,245円
野村日本債券インデックス(野村SMA・EW向け)		18,574,122,755円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)		3,096,444,901円
野村資産設計ファンド2050		28,404,325円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		34,370,299円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		11,504,884円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		5,237,466円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		3,671,034円
のむラップ・ファンド(やや保守型)		2,050,238,143円
のむラップ・ファンド(やや積極型)		922,890,027円

インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	41,686,259 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	16,276,234 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	71,812,904 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	16,447,498 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	20,904,167 円
野村6資産均等バランス	6,386,082,514 円
世界6資産分散ファンド	144,938,994 円
野村資産設計ファンド2060	14,971,078 円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型上場投信	46,594,290,273 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 債券・安定型	30,458,872,725 円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	462,833,104 円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	84,685,224 円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	1,348,808,635 円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	428,102,863 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	9,669,564 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	10,804,949 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	140,846 円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	3,039,014,487 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	3,829,709 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	27,683,651 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	37,586,819 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	371,013,769 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	259,919,895 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	915,134,858 円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	120,887,289 円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	1,458,148,865 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券 (適格機関投資家専用)	387,714,056 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	14,703,316 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	39,953,756,992 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	56,579,893,844 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	22,837,774,655 円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI 総合 (確定拠出年金向け)	52,275,875,444 円
マイバランスDC30	17,007,884,450 円
マイバランスDC50	14,514,260,677 円
マイバランスDC70	5,492,954,491 円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI 総合	13,546,556,266 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	2,102,276,674 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	7,049,382,256 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	2,826,173,454 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	305,203,257 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	48,229,733 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	58,534,165 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	155,404,674 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	62,591,401 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	21,904,389 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	2,571,854,924 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	1,122,101,172 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	474,910,205 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	539,939,126 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	11,271,224 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	190,946,137 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	623,986,604 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	4,353,676,369 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	92,471,000 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付(2年)第437回	1,000,000,000	1,001,430,000	
		国庫債券 利付(2年)第438回	5,500,000,000	5,507,480,000	
		国庫債券 利付(2年)第439回	4,000,000,000	4,005,320,000	
		国庫債券 利付(2年)第442回	3,000,000,000	3,003,870,000	
		国庫債券 利付(2年)第443回	2,500,000,000	2,503,400,000	
		国庫債券 利付(2年)第444回	1,000,000,000	1,001,260,000	
		国庫債券 利付(5年)第140回	5,100,000,000	5,112,648,000	
		国庫債券 利付(5年)第141回	9,600,000,000	9,624,960,000	
		国庫債券 利付(5年)第142回	1,200,000,000	1,203,372,000	
		国庫債券 利付(5年)第143回	6,070,000,000	6,087,906,500	
		国庫債券 利付(5年)第144回	4,400,000,000	4,413,728,000	
		国庫債券 利付(5年)第145回	3,900,000,000	3,913,143,000	
		国庫債券 利付(5年)第146回	5,100,000,000	5,118,258,000	
		国庫債券 利付(5年)第147回	5,600,000,000	5,604,872,000	
		国庫債券 利付(5年)第148回	7,300,000,000	7,303,431,000	
		国庫債券 利付(5年)第149回	4,100,000,000	4,099,262,000	
		国庫債券 利付(5年)第150回	6,300,000,000	6,293,070,000	
		国庫債券 利付(5年)第151回	5,500,000,000	5,488,175,000	
		国庫債券 利付(5年)第152回	4,000,000,000	4,006,200,000	
		国庫債券 利付(5年)第153回	11,500,000,000	11,461,820,000	
		国庫債券 利付(5年)第154回	5,500,000,000	5,498,790,000	
		国庫債券 利付(5年)第155回	1,500,000,000	1,512,135,000	
		国庫債券 利付(5年)第156回	2,000,000,000	2,006,460,000	
		国庫債券 利付(40年)第1回	1,860,000,000	2,307,832,200	
		国庫債券 利付(40年)第2回	2,700,000,000	3,230,307,000	
国庫債券 利付(40年)第3回	900,000,000	1,074,285,000			

	国庫債券 利付（４０年）第４回	1,630,000,000	1,948,306,400
	国庫債券 利付（４０年）第５回	1,300,000,000	1,499,043,000
	国庫債券 利付（４０年）第６回	2,300,000,000	2,605,532,000
	国庫債券 利付（４０年）第７回	2,000,000,000	2,166,800,000
	国庫債券 利付（４０年）第８回	1,500,000,000	1,508,310,000
	国庫債券 利付（４０年）第９回	4,550,000,000	3,369,457,000
	国庫債券 利付（４０年）第１０回	2,110,000,000	1,829,581,000
	国庫債券 利付（４０年）第１１回	1,750,000,000	1,462,667,500
	国庫債券 利付（４０年）第１２回	2,070,000,000	1,545,482,700
	国庫債券 利付（４０年）第１３回	4,070,000,000	3,013,753,600
	国庫債券 利付（４０年）第１４回	3,960,000,000	3,130,182,000
	国庫債券 利付（４０年）第１５回	2,700,000,000	2,339,604,000
	国庫債券 利付（１０年）第３３４回	6,600,000,000	6,654,450,000
	国庫債券 利付（１０年）第３３５回	5,600,000,000	5,646,088,000
	国庫債券 利付（１０年）第３３６回	1,750,000,000	1,766,520,000
	国庫債券 利付（１０年）第３３７回	3,000,000,000	3,018,360,000
	国庫債券 利付（１０年）第３３８回	9,000,000,000	9,077,940,000
	国庫債券 利付（１０年）第３３９回	7,000,000,000	7,067,130,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４０回	4,200,000,000	4,244,478,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４１回	5,900,000,000	5,952,510,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４２回	4,550,000,000	4,566,471,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４３回	6,000,000,000	6,020,760,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４４回	6,400,000,000	6,419,584,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４５回	7,000,000,000	7,016,590,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４６回	8,600,000,000	8,613,330,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４７回	12,000,000,000	12,007,440,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４８回	6,800,000,000	6,798,504,000
	国庫債券 利付（１０年）第３４９回	4,800,000,000	4,794,432,000

国庫債券 回	利付（10年）第350	10,150,000,000	10,125,234,000
国庫債券 回	利付（10年）第351	6,500,000,000	6,480,045,000
国庫債券 回	利付（10年）第352	5,400,000,000	5,378,292,000
国庫債券 回	利付（10年）第353	2,500,000,000	2,488,100,000
国庫債券 回	利付（10年）第354	3,350,000,000	3,330,436,000
国庫債券 回	利付（10年）第355	3,000,000,000	2,979,030,000
国庫債券 回	利付（10年）第356	4,000,000,000	3,967,160,000
国庫債券 回	利付（10年）第357	4,500,000,000	4,457,250,000
国庫債券 回	利付（10年）第358	4,470,000,000	4,421,500,500
国庫債券 回	利付（10年）第359	6,200,000,000	6,119,586,000
国庫債券 回	利付（10年）第360	9,000,000,000	8,859,960,000
国庫債券 回	利付（10年）第361	10,000,000,000	9,820,900,000
国庫債券 回	利付（10年）第362	8,700,000,000	8,522,868,000
国庫債券 回	利付（10年）第363	8,950,000,000	8,748,267,000
国庫債券 回	利付（10年）第364	9,150,000,000	8,930,400,000
国庫債券 回	利付（10年）第365	8,000,000,000	7,795,920,000
国庫債券 回	利付（10年）第366	3,800,000,000	3,731,448,000
国庫債券 回	利付（10年）第367	7,000,000,000	6,864,200,000
国庫債券 回	利付（10年）第369	6,500,000,000	6,548,230,000
国庫債券	利付（30年）第1回	2,000,000,000	2,326,660,000
国庫債券	利付（30年）第2回	500,000,000	572,515,000
国庫債券	利付（30年）第3回	160,000,000	182,718,400
国庫債券	利付（30年）第4回	1,400,000,000	1,669,514,000
国庫債券	利付（30年）第5回	150,000,000	171,706,500
国庫債券	利付（30年）第6回	600,000,000	701,202,000
国庫債券	利付（30年）第7回	600,000,000	700,068,000
国庫債券	利付（30年）第8回	100,000,000	112,499,000

国庫債券	利付（30年）第9回	265,000,000	288,293,500
国庫債券	利付（30年）第10回	250,000,000	264,525,000
国庫債券	利付（30年）第11回	660,000,000	737,239,800
国庫債券	利付（30年）第12回	720,000,000	833,940,000
国庫債券	利付（30年）第13回	1,090,000,000	1,252,856,900
国庫債券	利付（30年）第14回	1,800,000,000	2,145,780,000
国庫債券	利付（30年）第15回	2,000,000,000	2,409,840,000
国庫債券	利付（30年）第16回	1,415,000,000	1,707,452,200
国庫債券	利付（30年）第17回	1,500,000,000	1,797,045,000
国庫債券	利付（30年）第18回	2,200,000,000	2,612,522,000
国庫債券	利付（30年）第19回	2,050,000,000	2,437,839,500
国庫債券	利付（30年）第20回	1,270,000,000	1,542,364,200
国庫債券	利付（30年）第21回	300,000,000	357,669,000
国庫債券	利付（30年）第22回	600,000,000	730,386,000
国庫債券	利付（30年）第23回	1,840,000,000	2,242,960,000
国庫債券	利付（30年）第24回	700,000,000	854,413,000
国庫債券	利付（30年）第25回	500,000,000	598,585,000
国庫債券	利付（30年）第26回	850,000,000	1,029,792,000
国庫債券	利付（30年）第27回	2,950,000,000	3,621,154,500
国庫債券	利付（30年）第28回	1,500,000,000	1,843,185,000
国庫債券	利付（30年）第29回	2,000,000,000	2,432,200,000
国庫債券	利付（30年）第30回	2,500,000,000	3,005,675,000
国庫債券	利付（30年）第31回	1,700,000,000	2,018,801,000
国庫債券	利付（30年）第32回	2,500,000,000	3,009,025,000
国庫債券	利付（30年）第33回	2,400,000,000	2,772,240,000
国庫債券	利付（30年）第34回	2,800,000,000	3,325,280,000
国庫債券	利付（30年）第35回	2,300,000,000	2,659,582,000
国庫債券	利付（30年）第36回	2,000,000,000	2,312,400,000
国庫債券	利付（30年）第37回	2,300,000,000	2,619,378,000
国庫債券	利付（30年）第38回	1,600,000,000	1,791,632,000
国庫債券	利付（30年）第39回	1,400,000,000	1,591,310,000
国庫債券	利付（30年）第40回	1,300,000,000	1,454,063,000
国庫債券	利付（30年）第41回	1,500,000,000	1,650,075,000
国庫債券	利付（30年）第42回	1,600,000,000	1,760,144,000
国庫債券	利付（30年）第43回	1,300,000,000	1,430,169,000

国庫債券	利付（30年）第44回	1,400,000,000	1,538,866,000
国庫債券	利付（30年）第45回	1,700,000,000	1,803,156,000
国庫債券	利付（30年）第46回	1,800,000,000	1,908,540,000
国庫債券	利付（30年）第47回	1,700,000,000	1,833,433,000
国庫債券	利付（30年）第48回	1,900,000,000	1,974,062,000
国庫債券	利付（30年）第49回	2,900,000,000	3,011,331,000
国庫債券	利付（30年）第50回	2,400,000,000	2,203,776,000
国庫債券	利付（30年）第51回	3,650,000,000	2,976,575,000
国庫債券	利付（30年）第52回	2,200,000,000	1,877,414,000
国庫債券	利付（30年）第53回	1,700,000,000	1,480,683,000
国庫債券	利付（30年）第54回	1,700,000,000	1,546,405,000
国庫債券	利付（30年）第55回	1,500,000,000	1,360,875,000
国庫債券	利付（30年）第56回	1,700,000,000	1,538,228,000
国庫債券	利付（30年）第57回	1,600,000,000	1,443,888,000
国庫債券	利付（30年）第58回	2,100,000,000	1,890,021,000
国庫債券	利付（30年）第59回	1,600,000,000	1,402,080,000
国庫債券	利付（30年）第60回	1,150,000,000	1,053,089,500
国庫債券	利付（30年）第61回	1,500,000,000	1,305,495,000
国庫債券	利付（30年）第62回	3,000,000,000	2,470,320,000
国庫債券	利付（30年）第63回	3,000,000,000	2,393,580,000
国庫債券	利付（30年）第64回	3,300,000,000	2,620,827,000
国庫債券	利付（30年）第65回	2,200,000,000	1,744,160,000
国庫債券	利付（30年）第66回	2,000,000,000	1,576,800,000
国庫債券	利付（30年）第67回	3,500,000,000	2,909,025,000
国庫債券	利付（30年）第68回	2,450,000,000	2,029,629,000
国庫債券	利付（30年）第69回	2,200,000,000	1,870,594,000
国庫債券	利付（30年）第70回	2,610,000,000	2,214,532,800
国庫債券	利付（30年）第71回	2,400,000,000	2,034,024,000
国庫債券	利付（30年）第72回	1,700,000,000	1,439,135,000
国庫債券	利付（30年）第73回	2,000,000,000	1,691,200,000
国庫債券	利付（30年）第74回	2,000,000,000	1,829,740,000
国庫債券	利付（30年）第75回	2,000,000,000	1,970,820,000
国庫債券	利付（30年）第76回	2,000,000,000	2,021,040,000
国庫債券	利付（30年）第77回	1,500,000,000	1,587,810,000
国庫債券	利付（20年）第70回	540,000,000	555,681,600

国庫債券	利付（20年）第71回	200,000,000	205,346,000	
国庫債券	利付（20年）第72回	1,470,000,000	1,515,187,800	
国庫債券	利付（20年）第73回	1,200,000,000	1,241,148,000	
国庫債券	利付（20年）第74回	800,000,000	828,760,000	
国庫債券	利付（20年）第75回	600,000,000	624,606,000	
国庫債券	利付（20年）第76回	910,000,000	943,861,100	
国庫債券	利付（20年）第77回	700,000,000	727,377,000	
国庫債券	利付（20年）第78回	800,000,000	833,536,000	
国庫債券	利付（20年）第79回	860,000,000	897,908,800	
国庫債券	利付（20年）第80回	1,400,000,000	1,464,722,000	
国庫債券	利付（20年）第81回	360,000,000	377,679,600	
国庫債券	利付（20年）第82回	820,000,000	862,246,400	
国庫債券	利付（20年）第83回	1,370,000,000	1,447,720,100	
国庫債券	利付（20年）第84回	1,200,000,000	1,264,884,000	
国庫債券	利付（20年）第85回	400,000,000	424,676,000	
国庫債券	利付（20年）第86回	1,700,000,000	1,814,750,000	
国庫債券	利付（20年）第87回	500,000,000	532,300,000	
国庫債券	利付（20年）第88回	1,100,000,000	1,180,146,000	
国庫債券	利付（20年）第89回	470,000,000	502,763,700	
国庫債券	利付（20年）第90回	1,500,000,000	1,611,825,000	
国庫債券	利付（20年）第91回	250,000,000	269,487,500	
国庫債券	利付（20年）第92回	650,000,000	698,990,500	
国庫債券	利付（20年）第93回	2,300,000,000	2,473,650,000	
国庫債券	利付（20年）第94回	3,700,000,000	3,993,780,000	
国庫債券	利付（20年）第95回	3,100,000,000	3,384,890,000	
国庫債券	利付（20年）第96回	2,400,000,000	2,600,688,000	
国庫債券	利付（20年）第97回	2,300,000,000	2,511,830,000	
国庫債券	利付（20年）第98回	1,300,000,000	1,414,036,000	
国庫債券	利付（20年）第99回	1,100,000,000	1,200,815,000	
国庫債券	利付（20年）第100回	820,000,000	902,008,200	
国庫債券	利付（20年）第101回	250,000,000	277,435,000	
国庫債券	利付（20年）第102回	1,500,000,000	1,672,590,000	
国庫債券	利付（20年）第103回	600,000,000	665,964,000	

国庫債券 回	利付（20年）第104	400,000,000	439,888,000
国庫債券 回	利付（20年）第105	1,900,000,000	2,096,973,000
国庫債券 回	利付（20年）第106	400,000,000	443,608,000
国庫債券 回	利付（20年）第107	800,000,000	886,224,000
国庫債券 回	利付（20年）第108	1,600,000,000	1,754,528,000
国庫債券 回	利付（20年）第109	900,000,000	989,811,000
国庫債券 回	利付（20年）第110	2,600,000,000	2,889,796,000
国庫債券 回	利付（20年）第111	800,000,000	896,984,000
国庫債券 回	利付（20年）第112	1,800,000,000	2,007,270,000
国庫債券 回	利付（20年）第113	2,000,000,000	2,238,200,000
国庫債券 回	利付（20年）第115	1,000,000,000	1,129,120,000
国庫債券 回	利付（20年）第116	1,100,000,000	1,245,937,000
国庫債券 回	利付（20年）第117	1,400,000,000	1,576,246,000
国庫債券 回	利付（20年）第118	500,000,000	560,700,000
国庫債券 回	利付（20年）第119	800,000,000	885,896,000
国庫債券 回	利付（20年）第120	800,000,000	874,664,000
国庫債券 回	利付（20年）第121	1,200,000,000	1,339,572,000
国庫債券 回	利付（20年）第122	900,000,000	998,154,000
国庫債券 回	利付（20年）第123	1,500,000,000	1,699,485,000
国庫債券 回	利付（20年）第124	1,000,000,000	1,125,520,000
国庫債券 回	利付（20年）第125	1,400,000,000	1,600,368,000
国庫債券 回	利付（20年）第126	1,200,000,000	1,352,748,000
国庫債券 回	利付（20年）第127	500,000,000	559,800,000
国庫債券 回	利付（20年）第128	800,000,000	897,224,000

国庫債券 回	利付（20年）第129	1,300,000,000	1,447,706,000
国庫債券 回	利付（20年）第130	2,200,000,000	2,456,454,000
国庫債券 回	利付（20年）第131	800,000,000	886,736,000
国庫債券 回	利付（20年）第132	1,300,000,000	1,443,182,000
国庫債券 回	利付（20年）第133	1,400,000,000	1,565,914,000
国庫債券 回	利付（20年）第134	1,900,000,000	2,129,539,000
国庫債券 回	利付（20年）第135	700,000,000	778,547,000
国庫債券 回	利付（20年）第136	700,000,000	772,527,000
国庫債券 回	利付（20年）第137	1,000,000,000	1,113,800,000
国庫債券 回	利付（20年）第138	800,000,000	876,928,000
国庫債券 回	利付（20年）第139	1,000,000,000	1,104,980,000
国庫債券 回	利付（20年）第140	3,000,000,000	3,344,400,000
国庫債券 回	利付（20年）第141	2,600,000,000	2,902,042,000
国庫債券 回	利付（20年）第142	950,000,000	1,069,158,500
国庫債券 回	利付（20年）第143	2,300,000,000	2,544,674,000
国庫債券 回	利付（20年）第144	1,300,000,000	1,426,009,000
国庫債券 回	利付（20年）第145	3,300,000,000	3,686,199,000
国庫債券 回	利付（20年）第146	3,400,000,000	3,799,772,000
国庫債券 回	利付（20年）第147	4,500,000,000	4,985,595,000
国庫債券 回	利付（20年）第148	4,300,000,000	4,717,702,000
国庫債券 回	利付（20年）第149	4,350,000,000	4,771,732,500
国庫債券 回	利付（20年）第150	4,030,000,000	4,376,459,100
国庫債券 回	利付（20年）第151	3,000,000,000	3,189,120,000
国庫債券 回	利付（20年）第152	2,650,000,000	2,814,114,500

国庫債券 回	利付（20年）第153	2,100,000,000	2,252,460,000
国庫債券 回	利付（20年）第154	2,820,000,000	2,989,453,800
国庫債券 回	利付（20年）第155	3,850,000,000	3,984,249,500
国庫債券 回	利付（20年）第156	5,150,000,000	4,940,858,500
国庫債券 回	利付（20年）第157	4,540,000,000	4,228,374,400
国庫債券 回	利付（20年）第158	3,470,000,000	3,354,102,000
国庫債券 回	利付（20年）第159	3,010,000,000	2,941,311,800
国庫債券 回	利付（20年）第160	2,000,000,000	1,976,200,000
国庫債券 回	利付（20年）第161	3,100,000,000	3,015,401,000
国庫債券 回	利付（20年）第162	1,700,000,000	1,648,626,000
国庫債券 回	利付（20年）第163	2,000,000,000	1,933,580,000
国庫債券 回	利付（20年）第164	3,600,000,000	3,419,748,000
国庫債券 回	利付（20年）第165	2,700,000,000	2,555,982,000
国庫債券 回	利付（20年）第166	2,300,000,000	2,236,244,000
国庫債券 回	利付（20年）第167	2,600,000,000	2,443,870,000
国庫債券 回	利付（20年）第168	3,200,000,000	2,950,720,000
国庫債券 回	利付（20年）第169	4,430,000,000	4,004,277,000
国庫債券 回	利付（20年）第170	4,300,000,000	3,870,301,000
国庫債券 回	利付（20年）第171	4,500,000,000	4,035,825,000
国庫債券 回	利付（20年）第172	3,340,000,000	3,034,891,000
国庫債券 回	利付（20年）第173	4,250,000,000	3,845,655,000
国庫債券 回	利付（20年）第174	6,970,000,000	6,280,179,100
国庫債券 回	利付（20年）第175	5,500,000,000	5,026,945,000
国庫債券 回	利付（20年）第176	6,020,000,000	5,483,858,800

		国庫債券 利付（20年）第177回	5,070,000,000	4,522,693,500	
		国庫債券 利付（20年）第178回	4,250,000,000	3,850,840,000	
		国庫債券 利付（20年）第179回	5,000,000,000	4,518,150,000	
		国庫債券 利付（20年）第180回	2,000,000,000	1,903,120,000	
		国庫債券 利付（20年）第181回	2,500,000,000	2,417,050,000	
		国庫債券 利付（20年）第182回	1,500,000,000	1,498,800,000	
		国庫債券 利付（20年）第183回	1,500,000,000	1,575,255,000	
		メキシコ合衆国 第19回円貨社債（2014）	200,000,000	201,600,000	
		ハンガリー円貨債券（2020）第8回	100,000,000	99,569,000	
	小計	銘柄数：265 組入時価比率：81.5%	721,490,000,000	725,818,887,500 82.1%	
	合計			725,818,887,500	
地方債証券	日本円	東京都 公募第736回	100,000,000	100,648,000	
		東京都 公募第745回	300,000,000	302,865,000	
		東京都 公募第760回	100,000,000	99,627,000	
		東京都 公募第761回	100,000,000	99,729,000	
		東京都 公募第769回	500,000,000	499,585,000	
		東京都 公募第778回	100,000,000	99,324,000	
		東京都 公募第784回	200,000,000	199,138,000	
		東京都 公募第813回	200,000,000	194,762,000	
		東京都 公募第822回	130,000,000	124,594,600	
		東京都 公募第830回	400,000,000	384,544,000	
		東京都 公募（30年）第7回	100,000,000	120,673,000	
		東京都 公募第10回	200,000,000	236,036,000	
		東京都 公募第7回	100,000,000	104,968,000	
		東京都 公募（20年）第13回	100,000,000	108,592,000	
		東京都 公募（20年）第16回	200,000,000	218,296,000	
		東京都 公募（20年）第17回	200,000,000	219,184,000	
		東京都 公募（20年）第20回	180,000,000	198,819,000	
		東京都 公募第23回	100,000,000	111,659,000	
		東京都 公募（20年）第26回	100,000,000	108,897,000	

東京都	公募（20年）第28回	100,000,000	107,641,000	
東京都	公募（20年）第29回	200,000,000	215,208,000	
東京都	公募（20年）第30回	100,000,000	107,294,000	
東京都	公募（5年）第31回	300,000,000	299,964,000	
東京都	公募（5年）第32回	300,000,000	299,520,000	
北海道	公募平成26年度第13回	100,000,000	100,646,000	
北海道	公募平成27年度第7回	100,000,000	100,992,000	
北海道	公募平成29年度第5回	200,000,000	199,460,000	
北海道	公募平成29年度第7回	100,000,000	99,784,000	
北海道	公募平成29年度第9回	100,000,000	99,708,000	
北海道	公募平成30年度第15回	238,560,000	231,281,534	
北海道	公募平成30年度第18回	200,000,000	197,378,000	
北海道	公募令和2年度第4回	300,000,000	293,136,000	
北海道	公募令和4年度第5回	100,000,000	95,988,000	
宮城県	公募第31回1号	300,000,000	303,057,000	
宮城県	公募第32回2号	100,000,000	99,812,000	
神奈川県	公募第206回	100,000,000	100,739,000	
神奈川県	公募第208回	100,000,000	100,619,000	
神奈川県	公募第210回	200,000,000	201,296,000	
神奈川県	公募第212回	100,000,000	100,656,000	
神奈川県	公募第231回	200,000,000	199,438,000	
神奈川県	公募第243回	200,000,000	195,266,000	
神奈川県	公募第247回	200,000,000	195,020,000	
神奈川県	公募第258回	100,000,000	96,264,000	
神奈川県	公募（30年）第3回	100,000,000	121,499,000	
神奈川県	公募第7回	300,000,000	323,457,000	
神奈川県	公募（20年）第14回	100,000,000	110,399,000	
神奈川県	公募（20年）第17回	200,000,000	221,788,000	
神奈川県	公募（20年）第20回	100,000,000	108,605,000	
神奈川県	公募（20年）第21回	200,000,000	217,344,000	
神奈川県	公募（20年）第26回	100,000,000	106,976,000	
大阪府	公募第384回	100,000,000	100,705,000	
大阪府	公募第387回	300,000,000	301,920,000	
大阪府	公募第389回	100,000,000	100,713,000	
大阪府	公募第396回	200,000,000	201,906,000	

大阪府	公募第417回	102,000,000	102,166,260
大阪府	公募第423回	100,000,000	99,677,000
大阪府	公募第429回	179,000,000	178,074,570
大阪府	公募第452回	100,000,000	97,384,000
大阪府	公募第467回	140,000,000	135,331,000
大阪府	公募第469回	150,000,000	144,310,500
大阪府	公募第479回	200,000,000	192,244,000
大阪府	公募第481回	100,000,000	96,703,000
大阪府	公募第5回	100,000,000	111,561,000
大阪府	公募第8回	100,000,000	109,948,000
大阪府	公募(5年)第173回	200,000,000	199,532,000
大阪府	公募(5年)第174回	200,000,000	199,514,000
大阪府	公募(5年)第178回	400,000,000	398,784,000
大阪府	公募(5年)第184回	400,000,000	398,112,000
大阪府	公募(5年)第190回	200,000,000	198,620,000
京都府	公募平成26年度第5回	100,000,000	106,835,000
京都府	公募平成26年度第7回	200,000,000	201,474,000
京都府	公募(20年)平成27年度第5回	200,000,000	208,118,000
京都府	公募(15年)平成27年度第8回	100,000,000	101,978,000
京都府	公募(15年)平成28年度第2回	200,000,000	194,342,000
京都府	公募(20年)平成28年度第5回	100,000,000	92,475,000
京都府	公募平成29年度第4回	100,000,000	99,814,000
兵庫県	公募平成26年度第17回	100,000,000	100,691,000
兵庫県	公募平成29年度第22回	100,000,000	99,458,000
兵庫県	公募(30年)第2回	200,000,000	237,134,000
兵庫県	公募(15年)第1回	300,000,000	314,607,000
兵庫県	公募(15年)第3回	200,000,000	209,246,000
兵庫県	公募(12年)第3回	300,000,000	302,781,000
兵庫県	公募(15年)第8回	100,000,000	104,058,000
兵庫県	公募(15年)第11回	100,000,000	101,621,000
兵庫県	公募第2回	100,000,000	109,179,000
兵庫県	公募第9回	100,000,000	111,544,000
兵庫県	公募(20年)第11回	200,000,000	218,856,000

兵庫県	公募（20年）第14回	100,000,000	108,478,000	
兵庫県	公募（20年）第21回	100,000,000	107,446,000	
兵庫県	公募（20年）第22回	100,000,000	106,087,000	
静岡県	公募平成26年度第3回	165,000,000	166,191,300	
静岡県	公募平成26年度第8回	100,000,000	100,738,000	
静岡県	公募平成26年度第9回	200,000,000	201,514,000	
静岡県	公募平成27年度第11回	115,400,000	115,400,000	
静岡県	公募平成28年度第2回	300,000,000	299,739,000	
静岡県	公募平成29年度第3回	100,000,000	99,883,000	
静岡県	公募（31年）第1回	174,000,000	171,235,140	
静岡県	公募（5年）令和3年度第2回	100,000,000	99,696,000	
静岡県	公募（5年）令和3年度第5回	300,000,000	298,728,000	
静岡県	公募（15年）第2回	200,000,000	209,670,000	
静岡県	公募（15年）第5回	200,000,000	208,002,000	
静岡県	公募（15年）第9回	100,000,000	101,707,000	
静岡県	公募（20年）第11回	100,000,000	109,596,000	
静岡県	公募（20年）第14回	200,000,000	217,726,000	
静岡県	公募（20年）第18回	100,000,000	106,969,000	
静岡県	公募（20年）第30回	200,000,000	178,084,000	
愛知県	公募平成20年度第8回	100,000,000	109,314,000	
愛知県	公募（20年）平成22年度第8回	200,000,000	219,828,000	
愛知県	公募（20年）平成24年度第4回	100,000,000	108,425,000	
愛知県	公募（15年）平成24年度第14回	400,000,000	418,920,000	
愛知県	公募平成24年度第17回	100,000,000	109,795,000	
愛知県	公募（30年）平成25年度第8回	120,000,000	135,928,800	
愛知県	公募（20年）平成25年度第17回	200,000,000	216,400,000	
愛知県	公募平成26年度第8回	100,000,000	109,445,000	
愛知県	公募平成26年度第13回	100,000,000	105,843,000	
愛知県	公募平成26年度第17回	300,000,000	302,148,000	
愛知県	公募（15年）平成27年度第2回	300,000,000	305,595,000	
愛知県	公募平成27年度第15回	100,000,000	100,960,000	

愛知県	公募平成29年度第8回	100,000,000	99,784,000	
愛知県	公募平成29年度第9回	100,000,000	99,565,000	
愛知県	公募平成30年度第7回	200,000,000	198,496,000	
愛知県	公募令和3年度第10回	200,000,000	198,866,000	
広島県	公募平成26年度第5回	109,650,000	110,152,197	
広島県	公募平成26年度第7回	200,000,000	201,456,000	
広島県	公募平成29年度第3回	100,000,000	99,539,000	
広島県	公募平成29年度第4回	211,300,000	210,814,010	
広島県	公募令和2年度第2回	100,000,000	97,715,000	
広島県	公募令和2年度第7回	300,000,000	291,921,000	
埼玉県	公募平成26年度第3回	100,000,000	100,699,000	
埼玉県	公募平成26年度第6回	200,000,000	201,452,000	
埼玉県	公募平成26年度第7回	400,000,000	402,748,000	
埼玉県	公募平成26年度第9回	100,000,000	100,652,000	
埼玉県	公募平成27年度第9回	100,000,000	100,353,000	
埼玉県	公募平成28年度第5回	100,000,000	99,691,000	
埼玉県	公募平成30年度第4回	200,000,000	198,828,000	
埼玉県	公募令和元年度第4回	100,000,000	97,927,000	
埼玉県	公募令和2年度第4回	300,000,000	293,055,000	
埼玉県	公募(15年)第1回	100,000,000	103,298,000	
埼玉県	公募(15年)第2回	200,000,000	205,464,000	
埼玉県	公募(15年)第3回	100,000,000	98,295,000	
埼玉県	公募(25年)第2回	200,000,000	184,764,000	
埼玉県	公募(30年)第9回	200,000,000	176,100,000	
埼玉県	公募(20年)第6回	100,000,000	110,259,000	
埼玉県	公募(20年)第16回	100,000,000	103,900,000	
埼玉県	公募(20年)第19回	100,000,000	94,885,000	
埼玉県	公募(20年)第20回	100,000,000	95,742,000	
福岡県	公募平成26年度第1回	100,000,000	100,743,000	
福岡県	公募平成27年度第1回	300,000,000	303,180,000	
福岡県	公募平成29年度第1回	100,000,000	99,855,000	
福岡県	公募平成23年度第1回	100,000,000	104,700,000	
福岡県	公募(15年)平成27年度第1回	200,000,000	203,706,000	
福岡県	公募(15年)令和元年度第1回	100,000,000	94,061,000	

福岡県 公募（30年）平成19年度第1回	100,000,000	121,720,000	
福岡県 公募（30年）平成26年度第1回	100,000,000	109,662,000	
福岡県 公募（30年・定時償還）平成29年度第2回	100,000,000	90,199,000	
福岡県 公募（30年・定時償還）令和元年度第3回	100,000,000	77,588,000	
福岡県 公募（20年）平成20年度第1回	300,000,000	330,345,000	
福岡県 公募（20年）平成20年度第2回	100,000,000	109,370,000	
福岡県 公募（20年）平成22年度第1回	300,000,000	327,060,000	
福岡県 公募（20年）平成22年度第2回	300,000,000	335,307,000	
福岡県 公募（20年）平成24年度第2回	100,000,000	107,721,000	
千葉県 公募平成26年度第3回	200,000,000	201,466,000	
千葉県 公募平成26年度第6回	120,000,000	120,558,000	
千葉県 公募平成27年度第6回	200,000,000	201,938,000	
千葉県 公募平成28年度第4回	200,000,000	199,488,000	
千葉県 公募平成29年度第4回	100,000,000	99,540,000	
千葉県 公募平成29年度第8回	100,000,000	99,491,000	
千葉県 公募令和元年度第6回	300,000,000	293,889,000	
千葉県 公募令和4年度第4回	100,000,000	96,647,000	
千葉県 公募（20年）第1回	400,000,000	420,756,000	
千葉県 公募（20年）第8回	100,000,000	111,678,000	
千葉県 公募（20年）第13回	200,000,000	217,048,000	
千葉県 公募（20年）第16回	200,000,000	215,660,000	
千葉県 公募（20年）第17回	100,000,000	106,278,000	
新潟県 公募平成30年度第2回	200,000,000	199,054,000	
新潟県 公募令和2年度第2回	120,000,000	116,451,600	
長野県 公募令和3年度第1回	300,000,000	291,072,000	
茨城県 公募令和3年度第3回	200,000,000	199,036,000	
群馬県 公募第12回	100,000,000	100,989,000	
群馬県 公募（5年）第13回	300,000,000	298,563,000	
群馬県 公募（20年）第3回	100,000,000	108,269,000	
岐阜県 公募平成26年度第1回	186,670,000	188,034,557	
共同発行市場地方債 公募第136回	200,000,000	201,466,000	

共同発行市場地方債 公募第137回	500,000,000	503,535,000
共同発行市場地方債 公募第139回	155,000,000	156,151,650
共同発行市場地方債 公募第143回	540,000,000	543,709,800
共同発行市場地方債 公募第145回	1,000,000,000	1,006,490,000
共同発行市場地方債 公募第152回	400,000,000	404,088,000
共同発行市場地方債 公募第154回	300,000,000	302,466,000
共同発行市場地方債 公募第156回	200,000,000	199,912,000
共同発行市場地方債 公募第157回	300,000,000	299,640,000
共同発行市場地方債 公募第161回	300,000,000	299,103,000
共同発行市場地方債 公募第172回	600,000,000	599,616,000
共同発行市場地方債 公募第184回	100,000,000	99,225,000
共同発行市場地方債 公募第186回	400,000,000	398,188,000
共同発行市場地方債 公募第188回	300,000,000	298,584,000
共同発行市場地方債 公募第190回	610,000,000	603,119,200
共同発行市場地方債 公募第191回	100,000,000	98,714,000
共同発行市場地方債 公募第194回	200,000,000	196,612,000
共同発行市場地方債 公募第196回	400,000,000	391,584,000
共同発行市場地方債 公募第197回	300,000,000	293,517,000
共同発行市場地方債 公募第200回	100,000,000	97,651,000
共同発行市場地方債 公募第206回	300,000,000	292,929,000
共同発行市場地方債 公募第213回	300,000,000	290,607,000
共同発行市場地方債 公募第215回	400,000,000	387,272,000
共同発行市場地方債 公募第228回	300,000,000	288,222,000
共同発行市場地方債 公募第229回	250,000,000	241,712,500

共同発行市場地方債 公募第234回	300,000,000	289,809,000	
堺市 公募平成22年度第1回	100,000,000	110,443,000	
堺市 公募平成26年度第1回	100,000,000	106,727,000	
堺市 公募第3回	100,000,000	95,770,000	
長崎県 公募令和元年度第3回	100,000,000	97,897,000	
長崎県 公募令和4年度第3回	100,000,000	96,900,000	
島根県 公募(30年)平成29年度第1回	100,000,000	90,429,000	
島根県 公募(5年)令和2年度第3回	150,000,000	149,688,000	
佐賀県 公募平成28年度第1回	100,000,000	99,659,000	
福島県 公募平成26年度第1回	200,000,000	201,390,000	
滋賀県 公募平成26年度第1回	142,000,000	142,986,900	
熊本県 公募平成28年度第2回	132,000,000	131,515,560	
熊本市 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,610,000	
新潟市 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,672,000	
浜松市 公募平成26年度第1回	100,000,000	100,464,000	
大阪市 公募平成26年度第5回	100,000,000	100,783,000	
大阪市 公募平成27年度第6回	100,000,000	100,958,000	
大阪市 公募令和2年度第2回	300,000,000	292,935,000	
大阪市 公募令和3年度第2回	300,000,000	289,941,000	
大阪市 公募(15年)第1回	100,000,000	105,169,000	
大阪市 公募(20年)第1回	300,000,000	327,432,000	
大阪市 公募(20年)第5回	100,000,000	111,405,000	
大阪市 公募(20年)第6回	100,000,000	110,288,000	
大阪市 公募(20年)第17回	200,000,000	217,590,000	
大阪市 公募(20年)第26回	100,000,000	95,290,000	
名古屋市 公募第488回	300,000,000	302,358,000	
名古屋市 公募第489回	100,000,000	100,664,000	
名古屋市 公募第501回	200,000,000	199,296,000	
名古屋市 公募第503回	100,000,000	99,515,000	
名古屋市 公募第504回	200,000,000	198,832,000	
名古屋市 公募第511回	200,000,000	194,834,000	
名古屋市 公募第512回	300,000,000	293,151,000	
名古屋市 公募(12年)第1回	200,000,000	204,062,000	
名古屋市 公募(15年)第2回	100,000,000	102,983,000	

名古屋市 公募（20年）第19回	100,000,000	92,794,000	
京都市 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,849,000	
京都市 公募平成29年度第4回	101,280,000	101,014,646	
京都市 公募（20年）第2回	100,000,000	104,859,000	
京都市 公募（20年）第5回	200,000,000	215,858,000	
京都市 公募（20年）第6回	100,000,000	109,270,000	
京都市 公募（20年）第13回	100,000,000	105,757,000	
京都市 公募（20年）第15回	200,000,000	188,616,000	
神戸市 公募平成26年度第17回	300,000,000	301,110,000	
神戸市 公募平成28年度第1回	200,000,000	199,762,000	
神戸市 公募平成30年度第2回	200,000,000	176,100,000	
横浜市 公募公債平成26年度5回	200,000,000	201,346,000	
横浜市 公募平成28年度第5回	300,000,000	300,396,000	
横浜市 公募平成29年度第3回	100,000,000	99,893,000	
横浜市 公募2019年度第3回	200,000,000	195,346,000	
横浜市 公募（30年）第2回	200,000,000	236,746,000	
横浜市 公募（20年）第11回	100,000,000	107,329,000	
横浜市 公募（20年）第18回	100,000,000	110,784,000	
横浜市 公募（20年）第26回	100,000,000	109,335,000	
横浜市 公募（20年）第30回	100,000,000	106,004,000	
札幌市 公募（15年）平成23年度第9回	200,000,000	209,806,000	
札幌市 公募（20年）平成24年度第1回	100,000,000	109,504,000	
札幌市 公募（20年）平成24年度第11回	100,000,000	109,525,000	
札幌市 公募平成26年度第4回	100,000,000	100,607,000	
札幌市 公募平成26年度第9回	200,000,000	201,226,000	
札幌市 公募（5年）令和3年度第8回	100,000,000	96,099,000	
札幌市 公募（5年）令和4年度第4回	100,000,000	97,182,000	
川崎市 公募第95回	160,000,000	156,892,800	
川崎市 公募（20年）第14回	100,000,000	109,547,000	
川崎市 公募（20年）第17回	100,000,000	107,028,000	
川崎市 公募（20年）第19回	100,000,000	105,763,000	
川崎市 公募（30年）第11回	100,000,000	87,463,000	
北九州市 公募（10年）令和2年	200,000,000	193,598,000	

	度第2回			
	北九州市 公募(20年)第3回	200,000,000	218,054,000	
	北九州市 公募(20年)第14回	100,000,000	108,540,000	
	福岡市 公募(20年)平成21年度第3回	200,000,000	221,586,000	
	福岡市 公募(20年)平成23年度第4回	100,000,000	110,267,000	
	福岡市 公募平成26年度第2回	100,000,000	107,110,000	
	福岡市 公募平成26年度第5回	100,000,000	100,740,000	
	福岡市 公募平成26年度第8回	160,000,000	161,180,800	
	福岡市 公募(5年)2020年度第9回	300,000,000	299,238,000	
	広島市 公募平成26年度第2回	100,000,000	100,653,000	
	広島市 公募平成27年度第2回	500,000,000	504,780,000	
	広島市 公募(10年)平成30年度第6回	241,000,000	237,985,090	
	広島市 公募(10年)令和3年度第6回	100,000,000	96,563,000	
	千葉市 公募平成26年度第2回	200,000,000	201,434,000	
	三重県 公募平成28年度第1回	155,000,000	154,914,750	
	福井県 公募平成27年度第4回	200,000,000	199,790,000	
	福井県 公募令和元年度第3回	200,000,000	195,266,000	
	福井県 公募令和4年度第5回	100,000,000	96,645,000	
	徳島県 公募平成29年度第2回	200,000,000	199,220,000	
	徳島県 公募平成30年度第2回	300,000,000	298,581,000	
	山梨県 公募令和元年度第1回	100,000,000	97,632,000	
	岡山県 公募平成28年度第2回	168,900,000	168,900,000	
	岡山県 公募令和2年度第3回	300,000,000	292,005,000	
	岡山県 公募令和3年度第1回	100,000,000	96,253,000	
	秋田県 公募令和3年度第1回	116,600,000	112,366,254	
	愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第96回	100,000,000	110,427,000	
	愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第102回	300,000,000	334,512,000	
	愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第148回	100,000,000	91,670,000	
	福岡北九州高速道路債券 第117回	100,000,000	110,016,000	
	福岡北九州高速道路債券 第136回	100,000,000	102,119,000	
	福岡北九州高速道路債券 第145回	100,000,000	94,203,000	

		回			
	小計	銘柄数：304 組入時価比率：6.2%	54,223,360,000	55,014,248,018	6.2%
	合計			55,014,248,018	
特殊債券	日本円	フランス預金供託公庫 第4回円貨債券(2014)	100,000,000	100,607,000	
		新関西国際空港債券 政府保証第5回	117,000,000	116,861,940	
		新関西国際空港社債 財投機関債第6回	300,000,000	315,057,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第9回	100,000,000	104,079,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第12回	100,000,000	103,232,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第47回	100,000,000	103,497,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第66回	400,000,000	399,228,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第78回	200,000,000	199,646,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第82回	100,000,000	99,895,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第86回	300,000,000	298,872,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第96回	200,000,000	198,106,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第101回	300,000,000	298,536,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第137回	400,000,000	398,728,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第138回	400,000,000	386,656,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第37回	400,000,000	399,128,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第42回	300,000,000	298,884,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第52回	410,000,000	409,651,500	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第55回	300,000,000	296,433,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第75回	370,000,000	359,177,500	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1回	400,000,000	513,300,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第4回	100,000,000	118,802,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第8回	200,000,000	213,380,000	

日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第17回	100,000,000	107,266,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第23回	300,000,000	326,172,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第26回	100,000,000	121,045,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第33回	200,000,000	255,430,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第39回	300,000,000	331,284,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第47回	100,000,000	111,560,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第89回	100,000,000	108,461,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第95回	200,000,000	218,066,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第103回	350,000,000	379,267,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第105回	100,000,000	109,709,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第130回	200,000,000	201,212,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第134回	200,000,000	201,140,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第136回	200,000,000	201,474,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第145回	300,000,000	304,611,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第149回	100,000,000	102,988,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第151回	100,000,000	103,439,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第157回	100,000,000	102,325,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第164回	100,000,000	102,603,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第173回	100,000,000	75,054,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第188回	100,000,000	94,659,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第204回	100,000,000	83,839,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第260回	200,000,000	157,928,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第90回	100,000,000	111,007,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第92回	200,000,000	222,124,000	

日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第97回	200,000,000	222,538,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第99回	200,000,000	224,096,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第106回	200,000,000	223,200,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第111回	100,000,000	111,004,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第114回	200,000,000	220,762,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第123回	100,000,000	115,186,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第146回	100,000,000	110,255,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第164回	100,000,000	109,136,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第165回	100,000,000	110,746,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第167回	100,000,000	109,024,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第169回	200,000,000	217,254,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第171回	300,000,000	323,817,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第172回	300,000,000	336,816,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第176回	200,000,000	217,778,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第181回	100,000,000	108,900,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第183回	100,000,000	109,535,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第185回	200,000,000	219,682,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第196回	400,000,000	441,544,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第216回	100,000,000	107,834,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第217回	100,000,000	108,668,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第219回	100,000,000	107,783,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第220回	300,000,000	302,259,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第224回	100,000,000	108,662,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第225回	190,000,000	191,388,900	

日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 2 9回	630,000,000	634,876,200	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 3 3回	100,000,000	105,973,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 3 4回	100,000,000	100,706,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 3 9回	500,000,000	521,160,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 1回	200,000,000	201,508,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 5回	400,000,000	412,892,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 6回	100,000,000	104,283,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 5 8回	400,000,000	403,180,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 6 1回	401,000,000	404,179,930	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 7 1回	151,000,000	150,690,450	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 9 6回	200,000,000	190,492,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 9 7回	100,000,000	99,762,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 0 6回	403,000,000	402,524,460	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 1 5回	100,000,000	99,709,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 2 1回	600,000,000	598,446,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 2 4回	100,000,000	99,428,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 3 5回	100,000,000	89,410,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 3 9回	500,000,000	498,435,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 4 2回	131,000,000	130,233,650	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 1回	100,000,000	99,360,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 4回	200,000,000	198,492,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 7回	100,000,000	99,625,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 9 8回	100,000,000	78,104,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第9回	100,000,000	118,464,000	

日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第28回	400,000,000	477,880,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第33回	100,000,000	120,861,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第38回	1,000,000,000	1,030,820,000	
公営企業債券 30年第4回財投機関債	300,000,000	365,130,000	
地方公営企業等金融機構債券(20年) 第1回	100,000,000	109,269,000	
地方公共団体金融機構債券(20年) 第1回	300,000,000	333,147,000	
地方公共団体金融機構債券 20年第4回	100,000,000	110,785,000	
地方公共団体金融機構債券 F16回	100,000,000	106,679,000	
地方公共団体金融機構債券 20年第6回	300,000,000	335,427,000	
地方公共団体金融機構債券 20年第7回	400,000,000	446,828,000	
地方公共団体金融機構債券(20年) 第10回	300,000,000	326,175,000	
地方公共団体金融機構債券(20年) 第20回	100,000,000	109,491,000	
地方公共団体金融機構債券 F104回	100,000,000	102,294,000	
地方公共団体金融機構債券 F122回	100,000,000	104,687,000	
地方公共団体金融機構債券 F124回	100,000,000	104,669,000	
地方公共団体金融機構債券 F132回	500,000,000	511,135,000	
地方公共団体金融機構債券 F142回	100,000,000	101,510,000	
地方公共団体金融機構債券 F145回	200,000,000	203,682,000	
地方公共団体金融機構債券 F147回	100,000,000	104,062,000	
地方公共団体金融機構債券 F160回	100,000,000	103,431,000	
地方公共団体金融機構債券(20年) 第29回	100,000,000	108,655,000	
地方公共団体金融機構債券(15年) 第2回	200,000,000	208,452,000	
地方公共団体金融機構債券(20年) 第38回	100,000,000	106,703,000	
地方公共団体金融機構債券 F240回	300,000,000	311,919,000	

地方公共団体金融機構債券 F 2 4 8 回	100,000,000	106,946,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 6 4 回	100,000,000	100,729,000	
地方公共団体金融機構債券 第 6 4 回	100,000,000	100,734,000	
地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 3 9 回	200,000,000	211,976,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 6 5 回	400,000,000	403,012,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 6 9 回	420,000,000	422,784,600	
地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 4 3 回	100,000,000	103,213,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 7 2 回	189,000,000	190,752,030	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 7 3 回	209,000,000	210,874,730	
地方公共団体金融機構債券 第 7 4 回	300,000,000	302,802,000	
地方公共団体金融機構債券 第 7 7 回	100,000,000	100,967,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 7 8 回	616,000,000	620,829,440	
地方公共団体金融機構債券 第 7 9 回	400,000,000	403,988,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 8 0 回	300,000,000	301,968,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 8 3 回	116,000,000	115,740,160	
地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 5 3 回	200,000,000	181,012,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 9 1 回	300,000,000	299,346,000	
地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 5 8 回	100,000,000	96,707,000	
地方公共団体金融機構債券 第 9 5 回	200,000,000	199,484,000	
地方公共団体金融機構債券 第 1 0 1 回	400,000,000	398,656,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 0 8 回	157,000,000	156,056,430	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 0 回	100,000,000	99,251,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 3 回	110,000,000	109,607,300	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 9 回	116,000,000	114,130,080	

政保 地方公共団体金融機構債券 1 1 回	500,000,000	499,910,000	
地方公共団体金融機構債券 1 2 回	200,000,000	161,784,000	
公営企業債券（20年） 第19回 財投機関債	100,000,000	107,789,000	
公営企業債券（20年） 第20回 財投機関債	100,000,000	107,691,000	
公営企業債券（20年） 第23回 財投機関債	200,000,000	217,310,000	
公営企業債券（20年） 第24回 財投機関債	100,000,000	109,484,000	
公営企業債券（20年） 第25回 財投機関債	100,000,000	110,833,000	
首都高速道路 第28回	200,000,000	198,448,000	
阪神高速道路 第25回	100,000,000	99,480,000	
日本政策金融公庫債券 政府保証第 6 3 回	270,000,000	262,175,400	
都市再生債券 財投機関債第9 3 回	100,000,000	103,905,000	
都市再生債券 財投機関債第9 6 回	200,000,000	201,518,000	
都市再生債券 財投機関債第9 7 回	100,000,000	103,434,000	
都市再生債券 財投機関債第1 0 1 回	100,000,000	102,917,000	
都市再生債券 財投機関債第1 0 9 回	100,000,000	102,746,000	
都市再生債券 財投機関債第1 1 3 回	300,000,000	306,426,000	
都市再生債券 財投機関債第1 2 1 回	200,000,000	198,256,000	
都市再生債券 財投機関債第1 2 7 回	100,000,000	99,577,000	
都市再生債券 財投機関債第1 5 5 回	100,000,000	77,673,000	
本州四国連絡橋債券 財投機関債第 7 回	100,000,000	104,525,000	
民間都市開発推進機構 政府保証第 1 7 回	400,000,000	400,680,000	
関西国際空港債券 政府保証第5 4 回	300,000,000	332,631,000	
預金保険機構債券 政府保証第2 3 0 回	600,000,000	600,696,000	
預金保険機構債券 政府保証第2 3 1 回	300,000,000	300,327,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第3 回	400,000,000	430,896,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第6 回	200,000,000	217,844,000	

住宅金融支援機構債券 財投機関債 第4 2回	100,000,000	103,513,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第4 9回	100,000,000	111,037,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第5 9回	100,000,000	110,158,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第7 5回	100,000,000	111,245,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第7 7回	300,000,000	314,826,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第7 8回	100,000,000	111,268,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第8 1回	100,000,000	110,324,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第8 5回	200,000,000	219,414,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第9 0回	200,000,000	209,848,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第9 4回	100,000,000	110,264,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第1 1 1回	100,000,000	104,611,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第1 1 2回	100,000,000	108,760,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第1 1 5回	100,000,000	109,361,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第1 2 0回	100,000,000	109,417,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第1 2 3回	300,000,000	327,837,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第1 2 8回	100,000,000	116,537,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第1 3 2回	200,000,000	206,992,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第1 3 7回	100,000,000	104,729,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第1 4 3回	100,000,000	104,226,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第1 6 2回	100,000,000	104,483,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第1 7 7回	450,000,000	454,270,500
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第1 8 8回	300,000,000	299,358,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第1 9 8回	300,000,000	299,238,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第2 0 8回	200,000,000	199,476,000

住宅金融支援機構債券 財投機関債 第223回	100,000,000	96,710,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第244回	130,000,000	129,179,700	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第277回	100,000,000	77,712,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第301回	300,000,000	299,283,000	
成田国際空港 第17回	400,000,000	402,512,000	
成田国際空港 第19回	100,000,000	100,196,000	
沖縄振興開発金融公庫債券 財投機 関債第6回	200,000,000	208,262,000	
商工債券 利付第829回い号	200,000,000	200,046,000	
商工債券 利付第831回い号	200,000,000	199,880,000	
商工債券 利付第833回い号	100,000,000	99,851,000	
商工債券 利付第845回い号	300,000,000	299,325,000	
商工債券 利付第852回い号	100,000,000	99,463,000	
商工債券 利付第854回い号	400,000,000	397,480,000	
商工債券 利付第856回い号	200,000,000	198,644,000	
商工債券 利付第868回い号	100,000,000	99,303,000	
商工債券 利付第872回い号	100,000,000	100,090,000	
しんきん中金債券 利付第374回	300,000,000	299,172,000	
しんきん中金債券 利付第377回	100,000,000	99,566,000	
しんきん中金債券 利付第379回	400,000,000	397,980,000	
しんきん中金債券 利付第380回	100,000,000	99,433,000	
しんきん中金債券 利付第400回	100,000,000	99,879,000	
商工債券 利付(3年)第258回	100,000,000	99,906,000	
商工債券 利付(10年)第15回	200,000,000	201,340,000	
商工債券 利付(10年)第41回	200,000,000	192,546,000	
国際協力機構債券 第6回財投機関 債	200,000,000	222,368,000	
国際協力機構債券 第15回財投機 関債	100,000,000	108,602,000	
国際協力機構債券 第25回財投機 関債	100,000,000	106,760,000	
国際協力機構債券 第32回財投機 関債	100,000,000	103,363,000	
国際協力機構債券 第35回財投機 関債	100,000,000	99,686,000	
東日本高速道路 第57回	100,000,000	99,561,000	
東日本高速道路 第61回	200,000,000	195,742,000	

東日本高速道路 第64回	100,000,000	97,626,000	
東日本高速道路 第83回	200,000,000	198,748,000	
東日本高速道路 第86回	400,000,000	396,384,000	
中日本高速道路 第63回	100,000,000	100,969,000	
中日本高速道路 第79回	300,000,000	299,862,000	
中日本高速道路 第86回	100,000,000	99,617,000	
中日本高速道路 第89回	100,000,000	99,399,000	
中日本高速道路 第90回	300,000,000	298,011,000	
中日本高速道路 第91回	200,000,000	198,450,000	
西日本高速道路 第23回	100,000,000	100,632,000	
西日本高速道路 第30回	300,000,000	299,358,000	
西日本高速道路 第50回	200,000,000	199,964,000	
西日本高速道路 第64回	200,000,000	198,448,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第68回	200,000,000	201,374,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第69回	100,000,000	105,966,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第71回	500,000,000	503,585,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第90回	300,000,000	289,941,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第135回	300,000,000	292,347,000	
貸付債権担保第40回住宅金融公庫債券	21,758,000	22,034,979	
貸付債権担保第7回住宅金融支援機構債券	10,670,000	10,819,166	
貸付債権担保第25回住宅金融支援機構債券	16,159,000	16,978,261	
貸付債権担保第28回住宅金融支援機構債券	54,828,000	57,553,499	
貸付債権担保第42回住宅金融支援機構債券	49,008,000	50,766,897	
貸付債権担保第45回住宅金融支援機構債券	57,477,000	59,849,650	
貸付債権担保第52回住宅金融支援機構債券	42,602,000	44,096,904	
貸付債権担保第24回住宅金融支援機構債券	28,436,000	29,665,288	
貸付債権担保第48回住宅金融支援機構債券	53,409,000	55,616,928	
貸付債権担保第40回住宅金融支援機構債券	61,638,000	63,517,342	

貸付債権担保第6 2回住宅金融支援機構債券	92,724,000	95,323,053	
貸付債権担保第6 0回住宅金融支援機構債券	82,215,000	84,896,031	
貸付債権担保第6 1回住宅金融支援機構債券	55,266,000	56,904,084	
貸付債権担保第5 1回住宅金融支援機構債券	19,765,000	20,502,629	
貸付債権担保第4 3回住宅金融支援機構債券	48,242,000	50,246,455	
貸付債権担保第7 9回住宅金融支援機構債券	31,993,000	32,706,443	
貸付債権担保第8 1回住宅金融支援機構債券	71,006,000	72,531,918	
貸付債権担保第7 2回住宅金融支援機構債券	30,982,000	31,689,009	
貸付債権担保第7 0回住宅金融支援機構債券	95,343,000	98,229,986	
貸付債権担保第3 3回住宅金融支援機構債券	20,372,000	21,358,412	
貸付債権担保第3 4回住宅金融支援機構債券	20,611,000	21,621,145	
貸付債権担保第3 5回住宅金融支援機構債券	19,531,000	20,463,800	
貸付債権担保第4 6回住宅金融支援機構債券	18,853,000	19,649,727	
貸付債権担保第5 5回住宅金融支援機構債券	52,840,000	54,701,024	
貸付債権担保第5 6回住宅金融支援機構債券	75,306,000	77,946,981	
貸付債権担保第5 7回住宅金融支援機構債券	25,256,000	26,160,922	
貸付債権担保第7 6回住宅金融支援機構債券	61,080,000	62,825,055	
貸付債権担保第2 3回住宅金融支援機構債券	57,592,000	60,016,623	
貸付債権担保第3 2回住宅金融支援機構債券	57,717,000	60,305,607	
貸付債権担保第3 9回住宅金融支援機構債券	102,175,000	105,788,929	
貸付債権担保第5 8回住宅金融支援機構債券	56,570,000	58,586,720	
貸付債権担保第6 4回住宅金融支援機構債券	100,989,000	103,619,763	
貸付債権担保第7 1回住宅金融支援機構債券	90,597,000	92,633,620	
貸付債権担保第7 3回住宅金融支援機構債券	72,750,000	75,144,930	

貸付債権担保第75回住宅金融支援機構債券	60,316,000	62,173,732	
貸付債権担保第83回住宅金融支援機構債券	152,424,000	155,387,122	
貸付債権担保第84回住宅金融支援機構債券	260,897,000	265,650,543	
貸付債権担保第88回住宅金融支援機構債券	40,439,000	40,974,007	
貸付債権担保第89回住宅金融支援機構債券	41,488,000	42,070,491	
貸付債権担保第90回住宅金融支援機構債券	42,549,000	42,971,511	
貸付債権担保第92回住宅金融支援機構債券	90,320,000	90,489,801	
貸付債権担保第93回住宅金融支援機構債券	95,928,000	95,266,096	
貸付債権担保第94回住宅金融支援機構債券	50,496,000	50,704,548	
貸付債権担保第96回住宅金融支援機構債券	54,211,000	54,215,336	
貸付債権担保第97回住宅金融支援機構債券	160,458,000	161,261,894	
貸付債権担保第98回住宅金融支援機構債券	166,305,000	167,663,711	
貸付債権担保第99回住宅金融支援機構債券	112,406,000	113,123,150	
貸付債権担保第100回住宅金融支援機構債券	54,675,000	54,874,017	
貸付債権担保第101回住宅金融支援機構債券	55,631,000	55,988,707	
貸付債権担保第115回住宅金融支援機構債券	212,304,000	206,573,915	
貸付債権担保第116回住宅金融支援機構債券	142,574,000	139,294,798	
貸付債権担保第117回住宅金融支援機構債券	143,288,000	139,707,232	
貸付債権担保第118回住宅金融支援機構債券	71,232,000	69,533,829	
貸付債権担保第119回住宅金融支援機構債券	142,808,000	139,270,645	
貸付債権担保第120回住宅金融支援機構債券	71,874,000	69,755,873	
貸付債権担保第121回住宅金融支援機構債券	72,505,000	70,469,784	
貸付債権担保第123回住宅金融支援機構債券	73,879,000	71,885,005	
貸付債権担保第125回住宅金融支援機構債券	294,796,000	285,996,339	

貸付債權担保第 1 2 6 回住宅金融支援機構債券	223,338,000	216,682,527	
貸付債權担保第 1 2 8 回住宅金融支援機構債券	149,156,000	144,626,132	
貸付債權担保第 1 2 9 回住宅金融支援機構債券	152,602,000	148,217,744	
貸付債權担保第 1 3 4 回住宅金融支援機構債券	155,148,000	149,750,401	
貸付債權担保第 1 3 5 回住宅金融支援機構債券	77,998,000	75,261,050	
貸付債權担保第 1 3 6 回住宅金融支援機構債券	78,199,000	75,703,669	
貸付債權担保第 1 4 0 回住宅金融支援機構債券	78,442,000	75,571,022	
貸付債權担保第 1 4 2 回住宅金融支援機構債券	242,880,000	232,732,473	
貸付債權担保第 1 4 4 回住宅金融支援機構債券	241,119,000	231,052,281	
貸付債權担保第 1 5 0 回住宅金融支援機構債券	424,680,000	402,082,777	
貸付債權担保第 1 5 2 回住宅金融支援機構債券	171,746,000	164,026,017	
貸付債權担保第 1 5 4 回住宅金融支援機構債券	173,284,000	164,975,032	
貸付債權担保第 1 6 4 回住宅金融支援機構債券	272,868,000	259,344,661	
貸付債權担保第 1 6 5 回住宅金融支援機構債券	180,640,000	172,148,113	
貸付債權担保第 1 6 6 回住宅金融支援機構債券	272,478,000	260,690,601	
貸付債權担保第 1 6 7 回住宅金融支援機構債券	182,850,000	174,822,885	
貸付債權担保第 1 6 8 回住宅金融支援機構債券	182,408,000	174,225,177	
貸付債權担保第 1 6 9 回住宅金融支援機構債券	276,753,000	263,986,384	
貸付債權担保第 1 7 0 回住宅金融支援機構債券	462,205,000	439,709,482	
貸付債權担保第 1 7 4 回住宅金融支援機構債券	282,432,000	268,830,074	
貸付債權担保第 1 7 5 回住宅金融支援機構債券	285,345,000	271,009,267	
貸付債權担保第 1 7 6 回住宅金融支援機構債券	285,054,000	269,578,418	
貸付債權担保第 1 7 7 回住宅金融支援機構債券	190,688,000	181,536,882	
貸付債權担保第 1 7 8 回住宅金融支援機構債券	284,940,000	273,271,707	

		貸付債権担保第179回住宅金融支援機構債券	287,469,000	274,923,852	
		貸付債権担保第180回住宅金融支援機構債券	191,674,000	183,874,784	
		貸付債権担保第183回住宅金融支援機構債券	584,196,000	560,711,320	
		貸付債権担保第185回住宅金融支援機構債券	294,624,000	283,899,686	
		貸付債権担保第186回住宅金融支援機構債券	196,854,000	192,271,238	
	小計	銘柄数：328 組入時価比率：6.9%	60,437,633,000	61,639,717,422	7.0%
	合計			61,639,717,422	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（BFCEM）第24回円貨社債	100,000,000	99,517,000	
		フランス相互信用連合銀行（BFCEM）第29回円貨社債	200,000,000	198,940,000	
		フランス相互信用連合銀行（BFCEM）第31回円貨社債	100,000,000	95,247,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第14回円貨社債	100,000,000	98,706,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第25回非上位円貨社債	200,000,000	195,340,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第6回円貨社債（2014）	100,000,000	100,311,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第16回円貨社債（2018）	100,000,000	96,980,000	
		マラヤン・バンキング・ベルハッド 第4回円貨社債（2019）	100,000,000	99,850,000	
		スタンダード・チャータード 第3回円貨社債（2015）	100,000,000	99,868,000	
		エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第3回円	100,000,000	98,525,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第7回円貨社債	100,000,000	95,221,000	
		サントナール銀行 第1回円貨社債	100,000,000	99,171,000	
		フランス電力 第4回円貨社債（2017）	100,000,000	99,193,000	
		INPEX 第1回社債間限定同順位特約付	500,000,000	496,945,000	
		長谷工コーポレーション 第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,472,000	
		五洋建設 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,369,000	
		大和ハウス工業 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,409,000	

大和ハウス工業 第25回特定社債 間限定同順位特約付	300,000,000	288,618,000	
明治ホールディングス 第10回社 債間限定同順位特約付	200,000,000	198,854,000	
アサヒグループホールディングス 第16回特定社債間限定同順位	300,000,000	298,386,000	
キリンホールディングス 第10回 社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,733,000	
コカ・コーラボトラーズジャパン 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,507,000	
コカ・コーラボトラーズジャパン 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,565,000	
日本たばこ産業 第13回	100,000,000	99,007,000	
三越伊勢丹ホールディングス 第6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,987,000	
森ヒルズリート投資法人 第17回 特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	199,198,000	
森ビル 第23回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	92,256,000	
東急不動産ホールディングス 第2 0回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,765,000	
セブン&アイ・ホールディングス 第14回社債間限定同順位特約	600,000,000	598,680,000	
セブン&アイ・ホールディングス 第15回社債間限定同順位特約	200,000,000	198,458,000	
東レ 第30回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	99,585,000	
東レ 第33回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	98,758,000	
旭化成 第11回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	99,891,000	
日本土地建物 第4回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	195,342,000	
王子ホールディングス 第34回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,634,000	
王子ホールディングス 第42回社 債間限定同順位特約付	600,000,000	596,742,000	
日本製紙 第15回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	92,217,000	
レゾナックホールディングス 第3 5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,404,000	
住友化学 第52回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	92,756,000	
住友化学 第56回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	98,999,000	
イビデン 第11回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	99,787,000	
三井化学 第48回社債間限定同順	100,000,000	98,783,000	

位特約付			
J S R 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,438,000	
三菱ケミカルホールディングス 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,515,000	
三菱ケミカルホールディングス 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,726,000	
三菱ケミカルホールディングス 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,688,000	
ダイセル 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,369,000	
電通 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,248,000	
電通 第6回社債間限定同順位特約付	300,000,000	295,134,000	
武田薬品工業 第16回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,862,000	
ツムラ 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,009,000	
オリエンタルランド 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,835,000	
オリエンタルランド 第18回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,794,000	
ヤフー 第6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,815,000	
ヤフー 第12回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,784,000	
楽天 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	76,086,000	
楽天 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,697,000	
富士フイルムホールディングス 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,793,000	
出光興産 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,587,000	
J Xホールディングス 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,800,000	
ブリヂストン 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,568,000	
住友理工 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,895,000	
太平洋セメント 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,290,000	
日本碍子 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,088,000	
新日鐵住金 第9回社債間限定同順位特約付	300,000,000	297,162,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス 第28回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,809,000	

ジェイ エフ イー ホールディングス 第34回社債間限定同順位	100,000,000	100,001,000	
プロテリアル 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,784,000	
三菱マテリアル 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,637,000	
住友金属鉱山 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,646,000	
住友電気工業 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,976,000	
LIXILグループ 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,841,000	
日立建機 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,620,000	
荏原製作所 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,583,000	
ダイキン工業 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,725,000	
日立製作所 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	209,322,000	
セイコーエプソン 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,777,000	
パナソニック 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,460,000	
パナソニック 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,660,000	
パナソニック 第22回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,926,000	
パナソニック 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,538,000	
TDK 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,283,000	
デンソー 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,049,000	
東海理化電機製作所 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,195,000	
三菱重工業 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,383,000	
三菱重工業 第38回社債間限定同順位特約付 (第2回グリーンボ)	300,000,000	297,558,000	
IHI 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,466,000	
JA三井リース 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,034,000	
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス 第9回社債間限定	100,000,000	99,612,000	
トヨタ自動車 第26回社債間限定同順位特約付	700,000,000	696,164,000	

トヨタ自動車 第27回社債間限定同順位特約付	300,000,000	290,172,000	
楽天カード 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,480,000	
ニコン 第22回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,525,000	
丸紅 第113回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,605,000	
豊田通商 第18回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,924,000	
豊田通商 第19回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,984,000	
三井物産 第64回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,835,000	
三井物産 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,581,000	
住友商事 第49回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,676,000	
住友商事 第53回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,335,000	
クレディセゾン 第65回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,779,000	
クレディセゾン 第76回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,518,000	
イオン 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,709,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ 第1回劣後特約付	100,000,000	100,283,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ 第7回劣後特約付	100,000,000	101,392,000	
りそなホールディングス 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,779,000	
三井住友トラスト・ホールディングス 第2回劣後特約付	200,000,000	200,376,000	
みずほコーポレート銀行 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	108,438,000	
三菱東京UFJ銀行 第23回劣後特約付	100,000,000	111,528,000	
三菱東京UFJ銀行 第24回劣後特約付	100,000,000	107,811,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第1回劣後特約付	300,000,000	300,468,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第3回劣後特約付	100,000,000	100,184,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第4回劣後特約付	100,000,000	100,529,000	
三井住友信託銀行 第18回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,834,000	

セブン銀行 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,547,000	
セブン銀行 第12回社債間限定同順位特約付	300,000,000	298,524,000	
みずほフィナンシャルグループ 第1回劣後特約付	200,000,000	200,484,000	
みずほ銀行 第7回劣後特約付	100,000,000	106,749,000	
みずほリース 第3回社債間限定同順位特約付	300,000,000	298,947,000	
みずほリース 第7回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,112,000	
NTTファイナンス 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,798,000	
NTTファイナンス 第16回日本電信電話保証付	100,000,000	99,819,000	
NTTファイナンス 第17回日本電信電話保証付	200,000,000	198,684,000	
NTTファイナンス 第18回日本電信電話保証付	300,000,000	293,712,000	
東京センチュリー 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,810,000	
ホンダファイナンス 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,765,000	
ホンダファイナンス 第69回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,644,000	
SBIホールディングス 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,448,000	
トヨタファイナンス 第81回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,424,000	
トヨタファイナンス 第96回社債間限定同順位特約付	800,000,000	795,624,000	
リコーリース 第28回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,030,000	
イオンフィナンシャルサービス 第6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,998,000	
アコム 第78回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,981,000	
オリエントコーポレーション 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,291,000	
日立キャピタル 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,542,000	
日立キャピタル 第80回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,517,000	
オリックス 第189回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,773,000	
オリックス 第202回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,067,000	
三井住友ファイナンス&リース 第	100,000,000	99,157,000	

	27回社債間限定同順位特約付			
	三菱UFJリース 第52回社債間 限定同順位特約付	300,000,000	296,985,000	
	三菱UFJリース 第56回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	98,950,000	
	三菱UFJリース 第76回社債間 限定同順位特約付	300,000,000	290,499,000	
	大和証券グループ本社 第23回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	100,990,000	
	大和証券グループ本社 第36回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	99,076,000	
	大和証券グループ本社 第39回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	100,188,000	
	三井住友海上火災保険 第7回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,347,000	
	三井不動産 第60回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	98,786,000	
	三井不動産 第68回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	99,896,000	
	三井不動産 第71回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	194,144,000	
	三菱地所 第93回担保提供制限等 財務上特約無	200,000,000	220,564,000	
	三菱地所 第120回担保提供制限 等財務上特約無	100,000,000	99,328,000	
	三菱地所 第129回担保提供制限 等財務上特約無	100,000,000	99,523,000	
	三菱地所 第135回担保提供制限 等財務上特約無	100,000,000	95,302,000	
	東京建物 第25回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	99,904,000	
	ダイビル 第19回特定社債間限定 同順位特約付	100,000,000	90,297,000	
	京阪神ビルディング 第13回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	93,467,000	
	住友不動産 第109回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	95,990,000	
	イオンモール 第22回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	97,203,000	
	イオンモール 第23回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	87,295,000	
	エヌ・ティ・ティ都市開発 第15 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,170,000	
	日本プライムリアルティ投資法人 第27回特定投資法人債間限定	100,000,000	95,088,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人 第9回	100,000,000	99,553,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法 人 第7回特定投資法人債間限	100,000,000	110,603,000	

積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人 第5回特定投資法人債	100,000,000	100,720,000	
相鉄ホールディングス 第32回相模鉄道株式会社保証付	200,000,000	200,894,000	
東京急行電鉄 第82回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,605,000	
東京急行電鉄 第83回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,458,000	
小田急電鉄 第68回社債間限定同順位特約付	200,000,000	204,618,000	
小田急電鉄 第74回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,384,000	
京成電鉄 第58回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,488,000	
東日本旅客鉄道 第57回社債間限定同順位特約付	200,000,000	220,082,000	
東日本旅客鉄道 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	108,507,000	
東日本旅客鉄道 第86回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,452,000	
東日本旅客鉄道 第106回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,011,000	
東日本旅客鉄道 第107回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,539,000	
東日本旅客鉄道 第119回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,295,000	
東日本旅客鉄道 第133回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,881,000	
東日本旅客鉄道 第145回社債間限定同順位特約付	200,000,000	141,690,000	
東日本旅客鉄道 第147回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,230,000	
東日本旅客鉄道 第153回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,653,000	
東日本旅客鉄道 第164回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,873,000	
東日本旅客鉄道 第165回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,825,000	
東日本旅客鉄道 第167回社債間限定同順位特約付	100,000,000	75,345,000	
東日本旅客鉄道 第184回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,877,000	
西日本旅客鉄道 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,388,000	
西日本旅客鉄道 第15回社債間限定同順位特約付	300,000,000	324,606,000	
西日本旅客鉄道 第60回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,198,000	

西日本旅客鉄道 第65回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,188,000	
西日本旅客鉄道 第66回社債間限定同順位特約付	200,000,000	176,352,000	
西日本旅客鉄道 第77回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,904,000	
東海旅客鉄道 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	205,720,000	
東海旅客鉄道 第51回社債間限定同順位特約付	200,000,000	220,906,000	
東海旅客鉄道 第70回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,245,000	
東海旅客鉄道 第73回社債間限定同順位特約付	300,000,000	298,227,000	
東海旅客鉄道 第74回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,210,000	
東京地下鉄 第22回	100,000,000	99,080,000	
東京地下鉄 第23回	100,000,000	92,909,000	
東京地下鉄 第24回	100,000,000	87,637,000	
西武ホールディングス 第1回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,654,000	
西日本鉄道 第45回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,603,000	
阪急阪神ホールディングス 第47回	400,000,000	412,820,000	
阪急阪神ホールディングス 第49回	100,000,000	94,386,000	
名古屋鉄道 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,307,000	
日本通運 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,706,000	
日本通運 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,338,000	
日立物流 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,305,000	
日本郵船 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,433,000	
横浜高速鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,605,000	
九州旅客鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	165,072,000	
九州旅客鉄道 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,877,000	
ANAホールディングス 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,983,000	
KDDI 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,866,000	

KDDI 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,953,000	
ソフトバンク 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,229,000	
ソフトバンク 第12回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,040,000	
ソフトバンク 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,608,000	
ソフトバンク 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,650,000	
東京電力 第548回	100,000,000	103,217,000	
東京電力 第560回	100,000,000	101,972,000	
中部電力 第500回	200,000,000	201,530,000	
中部電力 第524回	100,000,000	99,440,000	
中部電力 第530回	200,000,000	193,814,000	
中部電力 第559回	100,000,000	92,018,000	
中部電力 第560回	100,000,000	92,605,000	
関西電力 第509回	100,000,000	99,640,000	
関西電力 第511回	300,000,000	297,555,000	
関西電力 第522回	200,000,000	197,242,000	
関西電力 第535回	200,000,000	198,686,000	
中国電力 第400回	100,000,000	98,965,000	
中国電力 第402回	100,000,000	100,016,000	
中国電力 第406回	100,000,000	90,679,000	
中国電力 第416回	100,000,000	97,304,000	
中国電力 第422回	600,000,000	577,698,000	
中国電力 第425回	100,000,000	96,203,000	
北陸電力 第307回	100,000,000	101,938,000	
北陸電力 第308回	100,000,000	100,786,000	
北陸電力 第322回	100,000,000	99,388,000	
北陸電力 第326回	200,000,000	180,416,000	
北陸電力 第330回	100,000,000	97,443,000	
東北電力 第475回	100,000,000	100,843,000	
東北電力 第481回	200,000,000	202,048,000	
東北電力 第484回	100,000,000	92,749,000	
東北電力 第491回	100,000,000	99,604,000	
東北電力 第508回	100,000,000	97,940,000	
東北電力 第521回	300,000,000	290,337,000	

	東北電力 第529回	200,000,000	197,954,000	
	四国電力 第293回	100,000,000	93,184,000	
	四国電力 第321回	100,000,000	83,138,000	
	九州電力 第428回	105,000,000	105,932,400	
	九州電力 第449回	200,000,000	198,944,000	
	九州電力 第451回	100,000,000	99,520,000	
	九州電力 第476回	100,000,000	97,626,000	
	九州電力 第478回	100,000,000	89,488,000	
	九州電力 第481回	300,000,000	290,544,000	
	九州電力 第484回	200,000,000	193,510,000	
	九州電力 第493回	300,000,000	296,757,000	
	北海道電力 第321回	100,000,000	101,042,000	
	北海道電力 第323回	100,000,000	102,913,000	
	北海道電力 第338回	100,000,000	93,014,000	
	北海道電力 第345回	300,000,000	300,150,000	
	沖縄電力 第32回	100,000,000	99,875,000	
	電源開発 第40回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,805,000	
	電源開発 第41回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,754,000	
	電源開発 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,443,000	
	電源開発 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,536,000	
	電源開発 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,230,000	
	電源開発 第73回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,744,000	
	東京電力パワーグリッド 第6回	100,000,000	99,627,000	
	東京電力パワーグリッド 第11回	300,000,000	297,090,000	
	東京電力パワーグリッド 第15回	300,000,000	291,333,000	
	東京電力パワーグリッド 第28回	100,000,000	99,124,000	
	東京電力パワーグリッド 第35回	100,000,000	99,507,000	
	東京電力パワーグリッド 第38回	400,000,000	399,392,000	
	東京電力パワーグリッド 第40回	400,000,000	384,912,000	
	東京電力パワーグリッド 第45回	300,000,000	286,803,000	
	東京電力パワーグリッド 第50回	100,000,000	95,403,000	
	東京電力パワーグリッド 第54回	100,000,000	97,558,000	

	J E R A 第 3 回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,780,000	
	東京瓦斯 第 2 8 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,635,000	
	東京瓦斯 第 3 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,925,000	
	東京瓦斯 第 3 8 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,617,000	
	東京瓦斯 第 5 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	84,389,000	
	大阪瓦斯 第 3 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	77,412,000	
	大阪瓦斯 第 4 3 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	160,050,000	
	北海道瓦斯 第 2 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,120,000	
	広島ガス 第 1 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,368,000	
	ファーストリテイリング 第 7 回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,731,000	
	ファーストリテイリング 第 8 回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,652,000	
	ソフトバンクグループ 第 5 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,030,000	
小計	銘柄数：289 組入時価比率：4.7%	42,505,000,000	41,753,617,400 4.7%	
合計			41,753,617,400	
合計			884,226,470,340	

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023 年 4 月 24 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	348,100,071
コール・ローン	372,716,672
国債証券	696,258,409,621
未収入金	53,242,249
未収利息	6,941,419,846
前払費用	1,963,669,062

その他未収収益	10,203,642
流動資産合計	705,947,761,163
資産合計	705,947,761,163
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	285,111
未払金	145,056,374
未払解約金	317,208,918
未払利息	146
その他未払費用	5,446,672
流動負債合計	467,997,221
負債合計	467,997,221
純資産の部	
元本等	
元本	275,483,022,693
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	429,996,741,249
元本等合計	705,479,763,942
純資産合計	705,479,763,942
負債純資産合計	705,947,761,163

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年4月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.5609円
(10,000口当たり純資産額)	(25,609円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	191,939,178,623円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	

貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。

有価証券

201, 376, 230, 563 円

なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022 年 4 月 23 日
至 2023 年 4 月 24 日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 4 月 24 日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023 年 4 月 24 日現在

期首	2022 年 4 月 23 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	252, 140, 379, 239 円
同期中における追加設定元本額	53, 583, 023, 893 円
同期中における一部解約元本額	30, 240, 380, 439 円
期末元本額	275, 483, 022, 693 円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト 3 0	80, 549, 573 円
バランスセレクト 5 0	83, 006, 406 円
バランスセレクト 7 0	82, 977, 084 円
野村外国債券インデックスファンド	260, 725, 467 円
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	3, 549, 597, 940 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)	23, 063, 391, 749 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)	2, 271, 126, 230 円
野村資産設計ファンド 2 0 1 5	21, 551, 301 円

野村資産設計ファンド2020	23,502,643円
野村資産設計ファンド2025	38,942,704円
野村資産設計ファンド2030	51,015,513円
野村資産設計ファンド2035	40,606,001円
野村資産設計ファンド2040	64,056,626円
野村外国債券インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	75,418,062,330円
のむラップ・ファンド (保守型)	6,282,263,915円
のむラップ・ファンド (普通型)	27,849,844,361円
のむラップ・ファンド (積極型)	8,297,906,758円
野村外国債券インデックス (野村SMA向け)	406,921,427円
野村資産設計ファンド2045	12,363,483円
野村インデックスファンド・外国債券	1,041,581,344円
マイ・ロード	7,736,427,849円
ネクストコア	90,952,529円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	343,569,294円
野村外国債券インデックスBコース (野村SMA・EW向け)	8,139,290,166円
野村世界6資産分散投信 (配分変更コース)	1,110,654,078円
野村資産設計ファンド2050	10,939,022円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	4,451,483円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	3,009,236円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,899,551円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,589,767円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	966,448,714円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	1,385,585,345円
インデックス・ブレンド (タイプI)	3,905,658円
インデックス・ブレンド (タイプII)	2,842,972円
インデックス・ブレンド (タイプIII)	9,535,669円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	2,209,890円
インデックス・ブレンド (タイプV)	9,484,602円
野村6資産均等バランス	3,223,465,670円
野村外国債券 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	7,218,777,705円
世界6資産分散ファンド	73,153,148円
野村資産設計ファンド2060	5,818,932円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	12,832,474,065円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国債券	8,237,294,062円
野村外国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	6,171,836円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	934,402,234円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	170,984,478円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	953,085,171円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	360,083,799円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	1,330,719円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	8,178,337円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	71,072円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	2,556,388,510円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	4,348,257円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	20,961,312円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	7,114,930円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	163,813,107円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	131,198,311円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,847,127,876円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	60,856,251円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	861,071,079円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券 (適格機関投資家専用)	1,961,645,847円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	5,564,997円

バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	3,769,140 円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	7,948,850 円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	6,185,712 円
野村外国債券パッシブファンド (確定拠出年金向け)	624,023,526 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	5,489,406,567 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,134,710,046 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	5,740,226,177 円
野村外国債券インデックスファンド (確定拠出年金向け)	23,895,673,984 円
マイバランスDC30	2,348,766,508 円
マイバランスDC50	1,818,604,536 円
マイバランスDC70	1,366,748,621 円
野村DC外国債券インデックスファンド	9,770,807,657 円
野村DC運用戦略ファンド	3,380,806,281 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	398,441,520 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	395,392,000 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	948,398,559 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	387,957,619 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	25,675,948 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	60,861,579 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	29,545,962 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	23,130,532 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	16,514,979 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	8,435,737 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	332,369,719 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	178,378,123 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	108,862,584 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	136,270,766 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	4,380,768 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	48,191,252 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	62,993,356 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	274,697,772 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	46,675,928 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	63,000,000.00	61,249,041.00	
		US TREASURY BOND	174,200,000.00	183,889,875.00	
		US TREASURY BOND	48,200,000.00	53,078,365.38	
		US TREASURY BOND	88,750,000.00	95,711,328.12	
		US TREASURY BOND	100,000.00	108,630.85	
		US TREASURY BOND	100,000.00	85,447.26	
		US TREASURY BOND	200,000.00	195,562.50	

US TREASURY N/B	850,000.00	829,285.67
US TREASURY N/B	7,900,000.00	7,717,662.47
US TREASURY N/B	100,000.00	95,832.68
US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,626,196.04
US TREASURY N/B	700,000.00	682,588.34
US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,714,831.36
US TREASURY N/B	100,100,000.00	97,794,116.42
US TREASURY N/B	100,000.00	95,399.45
US TREASURY N/B	18,400,000.00	17,872,076.40
US TREASURY N/B	300,000.00	292,945.29
US TREASURY N/B	100,000.00	95,111.32
US TREASURY N/B	34,100,000.00	33,059,015.66
US TREASURY N/B	4,450,000.00	4,301,898.21
US TREASURY N/B	27,800,000.00	27,268,433.42
US TREASURY N/B	100,000.00	94,990.23
US TREASURY N/B	4,300,000.00	4,169,571.97
US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,157,835.84
US TREASURY N/B	22,000,000.00	21,563,436.40
US TREASURY N/B	100,000.00	94,673.82
US TREASURY N/B	5,050,000.00	4,874,532.19
US TREASURY N/B	10,000,000.00	9,568,945.00
US TREASURY N/B	15,400,000.00	15,137,115.84
US TREASURY N/B	100,000.00	94,455.07
US TREASURY N/B	100,000.00	96,761.71
US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,013,456.90
US TREASURY N/B	100,000.00	94,550.78
US TREASURY N/B	300,000.00	290,361.30
US TREASURY N/B	500,000.00	478,417.95
US TREASURY N/B	33,000,000.00	32,947,790.70
US TREASURY N/B	150,000.00	145,092.76
US TREASURY N/B	100,000.00	94,500.00
US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,110,176.65
US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,293,734.24
US TREASURY N/B	8,800,000.00	8,807,734.32
US TREASURY N/B	200,000.00	189,355.46

US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,835,169.91
US TREASURY N/B	100,000.00	95,822.26
US TREASURY N/B	7,000,000.00	6,629,354.90
US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,587,482.26
US TREASURY N/B	300,000.00	285,251.94
US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,388,578.04
US TREASURY N/B	25,100,000.00	24,110,706.09
US TREASURY N/B	13,200,000.00	12,560,108.88
US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,628,755.64
US TREASURY N/B	300,000.00	283,441.38
US TREASURY N/B	100,000.00	95,500.00
US TREASURY N/B	6,700,000.00	6,507,113.03
US TREASURY N/B	100,000.00	93,234.37
US TREASURY N/B	100,000.00	97,027.34
US TREASURY N/B	48,800,000.00	47,563,793.52
US TREASURY N/B	100,000.00	92,746.09
US TREASURY N/B	11,150,000.00	10,704,000.00
US TREASURY N/B	14,100,000.00	13,707,017.49
US TREASURY N/B	1,000,000.00	974,355.40
US TREASURY N/B	6,100,000.00	5,627,845.36
US TREASURY N/B	100,000.00	97,466.79
US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,081,464.66
US TREASURY N/B	200,000.00	184,269.52
US TREASURY N/B	300,000.00	293,015.61
US TREASURY N/B	5,200,000.00	5,066,445.28
US TREASURY N/B	100,000.00	91,814.45
US TREASURY N/B	36,750,000.00	35,100,553.42
US TREASURY N/B	700,000.00	679,464.80
US TREASURY N/B	200,000.00	183,128.90
US TREASURY N/B	48,500,000.00	47,347,174.40
US TREASURY N/B	200,000.00	182,957.02
US TREASURY N/B	450,000.00	452,311.51
US TREASURY N/B	12,100,000.00	11,807,661.58
US TREASURY N/B	200,000.00	182,242.18
US TREASURY N/B	51,300,000.00	49,143,794.31

US TREASURY N/B	18,500,000.00	18,721,132.35
US TREASURY N/B	13,200,000.00	12,838,804.44
US TREASURY N/B	200,000.00	182,343.74
US TREASURY N/B	25,020,000.00	24,173,130.54
US TREASURY N/B	200,000.00	182,218.74
US TREASURY N/B	18,100,000.00	17,473,922.81
US TREASURY N/B	100,000.00	90,742.18
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,878,164.00
US TREASURY N/B	1,000,000.00	961,601.50
US TREASURY N/B	100,000.00	90,839.84
US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,262,749.76
US TREASURY N/B	100,000.00	95,476.56
US TREASURY N/B	200,000.00	182,886.70
US TREASURY N/B	100,000.00	95,742.18
US TREASURY N/B	300,000.00	273,392.55
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,683,703.08
US TREASURY N/B	300,000.00	284,695.29
US TREASURY N/B	100,000.00	90,912.10
US TREASURY N/B	100,000.00	94,095.70
US TREASURY N/B	300,000.00	273,515.61
US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,006,437.44
US TREASURY N/B	100,000.00	90,166.01
US TREASURY N/B	33,300,000.00	30,891,600.80
US TREASURY N/B	7,300,000.00	6,735,532.61
US TREASURY N/B	100,000.00	90,333.98
US TREASURY N/B	100,000.00	92,978.51
US TREASURY N/B	300,000.00	271,757.79
US TREASURY N/B	5,600,000.00	5,197,281.04
US TREASURY N/B	300,000.00	273,457.02
US TREASURY N/B	13,300,000.00	12,497,843.75
US TREASURY N/B	100,000.00	92,701.17
US TREASURY N/B	500,000.00	457,070.30
US TREASURY N/B	100,000.00	92,992.18
US TREASURY N/B	54,200,000.00	49,474,437.50
US TREASURY N/B	200,000.00	183,949.20

US TREASURY N/B	24,050,000.00	22,753,084.51
US TREASURY N/B	100,000.00	90,662.10
US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,956,732.33
US TREASURY N/B	100,000.00	88,630.85
US TREASURY N/B	100,000.00	95,339.84
US TREASURY N/B	17,000,000.00	14,952,361.90
US TREASURY N/B	350,000.00	336,697.23
US TREASURY N/B	67,500,000.00	64,027,435.50
US TREASURY N/B	200,000.00	175,433.58
US TREASURY N/B	100,000.00	95,685.54
US TREASURY N/B	300,000.00	262,587.87
US TREASURY N/B	300,000.00	294,087.87
US TREASURY N/B	100,000.00	86,814.45
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,345,175.72
US TREASURY N/B	19,600,000.00	18,453,092.28
US TREASURY N/B	100,000.00	87,123.04
US TREASURY N/B	100,000.00	97,576.17
US TREASURY N/B	100,000.00	86,402.34
US TREASURY N/B	300,000.00	260,068.35
US TREASURY N/B	1,000,000.00	938,828.10
US TREASURY N/B	300,000.00	261,082.02
US TREASURY N/B	500,000.00	434,238.25
US TREASURY N/B	500,000.00	436,054.65
US TREASURY N/B	52,800,000.00	50,622,000.00
US TREASURY N/B	60,100,000.00	53,301,187.50
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,336,171.80
US TREASURY N/B	100,000.00	88,923.82
US TREASURY N/B	53,600,000.00	51,587,904.24
US TREASURY N/B	500,000.00	443,828.10
US TREASURY N/B	16,400,000.00	14,532,577.92
US TREASURY N/B	100,000.00	87,257.81
US TREASURY N/B	16,150,000.00	15,531,125.54
US TREASURY N/B	10,100,000.00	8,854,858.87
US TREASURY N/B	100,000.00	88,105.46
US TREASURY N/B	300,000.00	265,716.78

US TREASURY N/B	66,200,000.00	64,366,564.52
US TREASURY N/B	100,000.00	89,076.17
US TREASURY N/B	100,000.00	88,406.25
US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,981,675.74
US TREASURY N/B	37,350,000.00	35,304,501.10
US TREASURY N/B	18,000,000.00	16,316,015.40
US TREASURY N/B	8,100,000.00	7,543,440.90
US TREASURY N/B	100,000.00	95,742.18
US TREASURY N/B	28,900,000.00	26,886,594.80
US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,995,656.25
US TREASURY N/B	3,300,000.00	3,223,945.23
US TREASURY N/B	100,000.00	94,269.53
US TREASURY N/B	300,000.00	266,800.77
US TREASURY N/B	1,000,000.00	970,078.10
US TREASURY N/B	100,000.00	89,566.40
US TREASURY N/B	100,000.00	82,558.59
US TREASURY N/B	200,000.00	174,890.62
US TREASURY N/B	86,200,000.00	100,273,158.53
US TREASURY N/B	400,000.00	326,625.00
US TREASURY N/B	100,000.00	81,242.18
US TREASURY N/B	182,850,000.00	205,156,255.48
US TREASURY N/B	100,000.00	83,929.68
US TREASURY N/B	100,000.00	86,650.39
US TREASURY N/B	100,000.00	83,591.79
US TREASURY N/B	150,000.00	126,061.51
US TREASURY N/B	500,000.00	436,728.50
US TREASURY N/B	700,000.00	662,415.95
US TREASURY N/B	800,000.00	748,437.44
US TREASURY N/B	84,500,000.00	88,210,073.90
US TREASURY N/B	9,500,000.00	9,445,819.60
US TREASURY N/B	100,000.00	110,310.54
US TREASURY N/B	6,850,000.00	7,924,727.32
US TREASURY N/B	14,100,000.00	15,502,012.35
US TREASURY N/B	100,000.00	97,939.45
US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,175,710.91

US TREASURY N/B	100,000.00	109,996.09
US TREASURY N/B	22,100,000.00	23,907,709.28
US TREASURY N/B	100,000.00	111,455.07
US TREASURY N/B	100,000.00	108,136.71
US TREASURY N/B	6,400,000.00	4,216,249.60
US TREASURY N/B	100,000.00	101,525.39
US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,678,052.35
US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,615,156.08
US TREASURY N/B	100,000.00	68,095.70
US TREASURY N/B	100,000.00	112,906.25
US TREASURY N/B	200,000.00	147,878.90
US TREASURY N/B	100,000.00	107,722.65
US TREASURY N/B	5,600,000.00	4,396,765.52
US TREASURY N/B	7,500,000.00	7,408,007.25
US TREASURY N/B	13,300,000.00	9,519,630.61
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,260,765.52
US TREASURY N/B	9,300,000.00	6,935,401.53
US TREASURY N/B	100,000.00	89,812.50
US TREASURY N/B	600,000.00	476,683.56
US TREASURY N/B	100,000.00	87,859.37
US TREASURY N/B	500,000.00	455,996.05
US TREASURY N/B	200,000.00	168,335.92
US TREASURY N/B	100,000.00	92,757.81
US TREASURY N/B	100,000.00	83,886.71
US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,015,156.20
US TREASURY N/B	1,190,000.00	1,058,821.06
US TREASURY N/B	100,000.00	96,066.40
US TREASURY N/B	100,000.00	95,681.64
US TREASURY N/B	8,000,000.00	7,360,312.00
US TREASURY N/B	39,450,000.00	34,816,163.55
US TREASURY N/B	44,800,000.00	38,654,873.60
US TREASURY N/B	47,200,000.00	37,193,968.16
US TREASURY N/B	22,900,000.00	19,692,209.22
US TREASURY N/B	17,500,000.00	14,709,912.00
US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,748,749.76

	US TREASURY N/B	49,700,000.00	38,921,312.50	
	US TREASURY N/B	28,200,000.00	22,067,599.80	
	US TREASURY N/B	36,500,000.00	27,132,614.45	
	US TREASURY N/B	14,200,000.00	11,922,452.06	
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,714,843.60	
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,713,515.60	
	US TREASURY N/B	11,400,000.00	9,326,625.00	
	US TREASURY N/B	6,300,000.00	5,158,125.00	
	US TREASURY N/B	100,000.00	85,816.40	
	US TREASURY N/B	100,000.00	87,824.21	
	US TREASURY N/B	500,000.00	429,414.05	
	US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,932,451.08	
	US TREASURY N/B	470,000.00	404,649.79	
	US TREASURY N/B	100,000.00	84,156.25	
	US TREASURY N/B	250,000.00	184,726.55	
	US TREASURY N/B	300,000.00	227,724.60	
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	696,093.70	
	US TREASURY N/B	47,900,000.00	27,332,937.50	
	US TREASURY N/B	44,200,000.00	26,034,834.28	
	US TREASURY N/B	32,600,000.00	20,530,358.56	
	US TREASURY N/B	25,800,000.00	17,312,202.48	
	US TREASURY N/B	45,850,000.00	34,593,462.78	
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	966,656.18	
	US TREASURY N/B	100,000.00	66,808.59	
	US TREASURY N/B	100,000.00	73,187.50	
	US TREASURY N/B	100,000.00	84,011.71	
	US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,155,859.25	
小計	銘柄数：244	2,714,530,000.00	2,573,620,098.15	
			(345,173,927,563)	
	組入時価比率：48.9%		49.5%	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	7,300,000.00	7,171,914.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,250,000.00	1,232,273.75	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,597,768.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	34,500,000.00	32,971,546.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	95,811.00	

	CANADIAN GOVERNMENT	4,500,000.00	4,374,819.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,100,000.00	1,952,823.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,577,608.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	350,000.00	319,871.30	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	284,223.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	14,200,000.00	13,171,621.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	92,881.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	184,036.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	294,975.90	
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	814,337.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	238,571.75	
	CANADIAN GOVERNMENT	16,030,000.00	18,529,782.32	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	96,339.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	288,326.10	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,000,000.00	1,788,766.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,950,000.00	5,345,230.10	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	89,239.90	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	92,623.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	867,271.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	16,900,000.00	20,978,020.70	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,040,000.00	6,144,778.08	
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	560,270.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	9,991,072.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	565,356.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	13,400,000.00	10,700,918.40	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	819,415.30	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,700,000.00	2,508,386.40	
小計	銘柄数：32	144,570,000.00	145,740,880.20	
			(14,428,347,139)	
	組入時価比率：2.0%		2.1%	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	78,500,000.00	75,496,535.05	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	51,500,000.00	50,739,087.50	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	94,000,000.00	85,107,600.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	118,000,000.00	105,864,219.20	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	27,000,000.00	23,688,720.00	

小計	MEX BONOS DESARR FIX RT	110,800,000.00	104,156,044.20	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	77,300,000.00	75,444,800.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	106,600,000.00	99,297,900.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	368,200.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	53,300,000.00	58,097,000.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	48,600,000.00	46,291,500.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	68,200,000.00	59,675,000.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	54,000,000.00	48,249,000.00	
	銘柄数 : 13	888,200,000.00	832,475,605.95	
	組入時価比率 : 0.9%		(6,205,689,404)	0.9%
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	9,830,000.00	9,760,207.00	
	BELGIUM KINGDOM	9,400,000.00	9,056,105.70	
	BELGIUM KINGDOM	600,000.00	573,661.20	
	BELGIUM KINGDOM	9,600,000.00	10,028,688.00	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	94,500.00	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	91,970.20	
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	903,189.00	
	BELGIUM KINGDOM	6,500,000.00	5,780,970.00	
	BELGIUM KINGDOM	11,400,000.00	9,760,987.80	
	BELGIUM KINGDOM	7,500,000.00	8,033,074.50	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	84,580.00	
	BELGIUM KINGDOM	2,800,000.00	2,205,670.32	
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	82,539.10	
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	616,600.00	
	BELGIUM KINGDOM	4,100,000.00	4,525,477.50	
	BELGIUM KINGDOM	4,000,000.00	4,148,044.00	
	BELGIUM KINGDOM	5,550,000.00	3,850,101.60	
	BELGIUM KINGDOM	3,400,000.00	2,340,016.00	
	BELGIUM KINGDOM	3,600,000.00	2,729,368.80	
	BELGIUM KINGDOM	2,200,000.00	1,591,895.80	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	11,500,000.00	12,897,261.50	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	10,500,000.00	12,244,470.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	604,080.00		
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,300,000.00	9,239,866.20		

BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,064.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	24,300,000.00	22,761,275.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,450,000.00	2,531,712.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,874.90	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	91,890.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,741.90	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	28,100,000.00	27,796,744.80	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	20,050,000.00	21,742,059.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	94,134.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,875.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	91,075.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	278,922.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	776,205.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,800,000.00	7,168,949.58	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,250,000.00	5,727,187.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	34,150,000.00	37,460,842.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	90,531.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	431,100.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,200,000.00	3,841,450.20	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,200,000.00	6,672,117.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,400,000.00	4,851,900.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	82,467.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	67,943.15	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,900,000.00	2,148,083.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	11,200,000.00	12,376,402.08	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	463,469.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,000,000.00	15,280,228.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	84,682.58	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	80,202.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,700,000.00	12,079,659.90	
BUNDESobligation	100,000.00	95,771.00	
BUNDESobligation	200,000.00	184,876.00	
BUNDESobligation	150,000.00	137,112.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	590,694.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,504.00	

BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	95,890.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7,700,000.00	7,389,690.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,055.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	91,773.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	641,494.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	30,400,000.00	35,047,248.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	183,556.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,300,000.00	21,885,814.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	545,724.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	10,700,000.00	11,844,686.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	88,861.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	88,104.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,631.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,550,000.00	24,063,313.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	32,100,000.00	38,834,259.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,800,000.00	21,636,715.24	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,700,000.00	19,388,115.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	33,600,000.00	26,831,952.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7,700,000.00	9,336,373.20	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,800,000.00	3,620,125.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,730,000.00	2,989,257.18	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	691,758.90	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	695,212.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	153,746.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,500,000.00	1,708,105.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,900,000.00	15,090,058.00	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	10,800,000.00	10,671,480.00	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	27,700,000.00	27,483,663.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000.00	1,179,936.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,900,000.00	1,861,943.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	7,300,000.00	7,328,397.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,028.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,538.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,671.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	35,100,000.00	36,057,528.00	

BUONI POLIENNALI DEL TES	3,000,000.00	2,990,043.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,530.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	7,900,000.00	7,582,660.16	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,630.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	284,580.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	250,000.00	243,700.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	3,000,000.00	2,885,700.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	30,950,000.00	30,869,530.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	91,939.80	
BUONI POLIENNALI DEL TES	35,500,000.00	36,380,400.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	753,120.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,490.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	671,820.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	92,150.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	90,750.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	189,080.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	187,260.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	3,750,000.00	4,187,250.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,500.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	185,020.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	52,350,000.00	51,433,875.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	15,000,000.00	15,678,000.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,940.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	762,720.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	550,000.00	592,845.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	45,000,000.00	44,635,500.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,300.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	84,350.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	20,600,000.00	23,343,920.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	122,595.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	75,810.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	86,460.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	20,150,000.00	22,471,280.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	5,500,000.00	5,541,250.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,185,520.00	

	BUONI POLIENNALI DEL TES	28,800,000.00	30,312,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	15,700,000.00	14,095,460.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	766,160.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	78,270.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	286,020.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	430,350.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	82,630.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,000,000.00	5,244,000.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	166,440.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12,100,000.00	12,701,370.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,800,000.00	8,956,640.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,900,000.00	3,995,460.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,800,000.00	2,329,880.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,800,000.00	7,782,720.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	270,280.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	6,100,000.00	5,910,290.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,100,000.00	5,461,064.55	
	FINNISH GOVERNMENT	700,000.00	692,062.00	
	FINNISH GOVERNMENT	600,000.00	613,950.00	
	FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	95,351.40	
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,869,166.00	
	FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,280,860.00	
	FINNISH GOVERNMENT	2,400,000.00	2,062,719.12	
	FINNISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,094,828.54	
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,630,200.00	
	FINNISH GOVERNMENT	4,500,000.00	3,031,506.00	
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	367,852.80	
	FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	714,195.00	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	98,921.50	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,624.10	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,900.00	
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	142,520.55	
	FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	465,225.00	
	FRANCE (GOVT OF)	17,000,000.00	16,762,566.10	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	91,189.40	

	FRANCE (GOVT OF)	8,000,000.00	7,433,475.20
	FRANCE (GOVT OF)	5,500,000.00	4,982,257.50
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	90,171.30
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	89,310.60
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	87,028.90
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	97,782.20
	FRANCE (GOVT OF)	14,500,000.00	11,990,340.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	79,100.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	81,468.57
	FRANCE (GOVT OF)	400,000.00	308,202.00
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	134,505.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	52,400.00
	FRANCE (GOVT OF)	41,500,000.00	21,137,693.00
	FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	1,317,135.60
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000.00	979,100.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	28,650,000.00	30,982,110.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	95,235.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	92,188.10
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	37,100,000.00	37,715,860.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	12,900,000.00	12,841,305.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	51,150,000.00	58,440,921.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	90,285.70
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	32,050,000.00	39,327,221.72
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44,050,000.00	50,943,930.72
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	10,300,000.00	11,175,191.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	7,350,000.00	8,506,463.70
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	24,450,000.00	24,009,606.60
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	7,650,000.00	8,515,770.39
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	840,000.00	942,589.28
	IRISH GOVERNMENT	730,000.00	763,696.80
	IRISH GOVERNMENT	200,000.00	182,534.92
	IRISH TSY 1.10% 2029	600,000.00	546,408.18
	IRISH TSY 1.3% 2033	9,100,000.00	7,820,449.00
	IRISH TSY 1.35% 2031	1,100,000.00	989,254.20
	IRISH TSY 1.5% 2050	2,900,000.00	1,974,976.85

	IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,593,726.60
	IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	94,718.68
	IRISH TSY 2.4% 2030	7,500,000.00	7,355,310.00
	IRISH TSY 2% 2045	1,600,000.00	1,275,676.80
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	99,130.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	9,800,000.00	9,250,994.20
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	92,990.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	92,300.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	12,300,000.00	13,809,210.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	90,450.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	4,400,000.00	3,766,138.20
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	85,935.76
	NETHERLANDS GOVERNMENT	11,750,000.00	11,450,821.50
	NETHERLANDS GOVERNMENT	6,850,000.00	7,669,739.50
	NETHERLANDS GOVERNMENT	4,000,000.00	2,617,392.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	343,102.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	5,300,000.00	5,946,700.70
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,800,000.00	3,745,995.16
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,400,000.00	2,843,392.80
	REPUBLIC OF AUSTRIA	800,000.00	569,754.40
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,300,000.00	1,253,200.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	685,358.10
	REPUBLIC OF AUSTRIA	900,000.00	848,243.70
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,600,000.00	4,412,170.50
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,900,000.00	8,314,750.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,863,004.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,600,000.00	8,586,985.40
	REPUBLIC OF AUSTRIA	11,600,000.00	10,087,360.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	10,350,000.00	9,650,557.35
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,200,000.00	1,318,479.60
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,400,000.00	2,376,470.40
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,000,000.00	5,030,200.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,116,124.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,650,000.00	3,004,275.85
	SPANISH GOVERNMENT	33,500,000.00	38,399,961.25

小計	SPANISH GOVERNMENT	27,950,000.00	33,115,160.00
	SPANISH GOVERNMENT	9,250,000.00	9,716,875.25
	銘柄数：236 組入時価比率：32.8%	1,552,530,000.00	1,570,547,585.38 (231,530,125,036) 33.3%
英ポンド	UK TREASURY	300,000.00	290,370.00
	UK TREASURY	4,350,000.00	4,263,417.60
	UK TREASURY	12,800,000.00	11,945,779.20
	UK TREASURY	120,000.00	122,004.76
	UK TREASURY	200,000.00	187,433.20
	UK TREASURY	100,000.00	95,790.00
	UK TREASURY	100,000.00	93,268.40
	UK TREASURY	100,000.00	88,810.00
	UK TREASURY	100,000.00	102,406.64
	UK TREASURY	200,000.00	180,416.00
	UK TREASURY	7,330,000.00	8,189,190.34
	UK TREASURY	9,800,000.00	8,168,300.00
	UK TREASURY	200,000.00	168,700.00
	UK TREASURY	100,000.00	107,542.12
	UK TREASURY	160,000.00	167,419.20
	UK TREASURY	16,700,000.00	17,727,718.00
	UK TREASURY	15,430,000.00	15,969,432.80
	UK TREASURY	100,000.00	75,520.00
	UK TREASURY	27,750,000.00	26,886,697.50
	UK TREASURY	4,250,000.00	4,609,890.00
	UK TREASURY	19,500,000.00	19,945,965.00
	UK TREASURY	500,000.00	511,135.00
	UK TREASURY	320,000.00	337,968.00
	UK TREASURY	10,440,000.00	9,499,356.00
	UK TREASURY	7,500,000.00	7,634,250.00
	UK TREASURY	3,000,000.00	1,806,780.00
UK TREASURY	10,400,000.00	6,548,256.00	
UK TREASURY	350,000.00	357,899.50	
UK TREASURY	100,000.00	53,044.00	
UK TREASURY	250,000.00	235,915.00	

小計	UK TREASURY	1,800,000.00	1,030,734.00	
	UK TREASURY	700,000.00	410,417.00	
	UK TREASURY	100,000.00	100,523.00	
	UK TREASURY	100,000.00	71,159.00	
	UK TREASURY	200,000.00	183,194.00	
	UK TSY 0 1/2% 2061	6,600,000.00	2,219,118.00	
	UK TSY 0 5/8% 2050	30,100,000.00	13,126,911.00	
	UK TSY 3 1/4% 2044	7,000,000.00	6,144,810.00	
	UNITED KINGDOM GILT	8,500,000.00	8,368,119.10	
	UNITED KINGDOM GILT	20,600,000.00	20,709,180.00	
	UNITED KINGDOM GILT	6,600,000.00	3,465,198.00	
	UNITED KINGDOM(GOVERNMENT)	170,000.00	176,218.60	
	銘柄数 : 42	235,020,000.00	202,376,255.96	(33,758,383,256)
	組入時価比率 : 4.8%			4.8%
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	41,350,000.00	40,816,585.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	16,000,000.00	15,039,939.20	
	SWEDISH GOVERNMENT	18,300,000.00	16,697,721.54	
	SWEDISH GOVERNMENT	4,100,000.00	3,660,236.05	
	SWEDISH GOVERNMENT	13,100,000.00	10,829,966.50	
	SWEDISH GOVERNMENT	21,300,000.00	23,770,374.00	
	銘柄数 : 6	114,150,000.00	110,814,822.29	(1,442,808,986)
組入時価比率 : 0.2%			0.2%	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	22,300,000.00	21,628,268.25	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	8,600,000.00	8,188,421.20	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,612,212.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,901,330.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	28,000,000.00	25,694,060.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	7,400,000.00	6,518,125.72	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	13,000,000.00	11,900,135.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,401,488.40	
	銘柄数 : 8	95,900,000.00	89,844,040.57	(1,138,323,994)
組入時価比率 : 0.2%			0.2%	

デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	25,200,000.00	24,455,340.00	
	KINGDOM OF DENMARK	6,500,000.00	5,886,179.00	
	KINGDOM OF DENMARK	37,250,000.00	32,318,100.00	
	KINGDOM OF DENMARK	38,100,000.00	46,454,507.04	
	KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	3,841,178.25	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.3%	114,550,000.00	112,955,304.29 (2,234,255,918) 0.3%
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	38,800,000.00	36,726,140.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	7,495,315.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	56,800,000.00	48,897,029.76	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,332,053.24	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	2,734,875.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	7,400,000.00	5,339,262.80	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.5%	116,800,000.00	103,524,675.80 (3,308,420,884) 0.5%
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000.00	2,482,650.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,850,000.00	7,864,783.12	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	16,880,000.00	17,418,004.42	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,250,000.00	7,681,830.30	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,178,231.04	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	292,632.78	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,697,930.42	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	8,976,360.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,200,000.00	21,025,655.52	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,789,325.25	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	2,854,605.27	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	245,640.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	497,951.52	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000.00	2,154,202.75	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	17,000,000.00	18,480,827.50	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	287,184.09	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,050,000.00	2,799,617.57	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,450,000.00	10,506,183.38	

小計	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,550,000.00	1,439,175.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,921,297.95	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,600,000.00	5,604,720.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000.00	1,871,100.00	
	銘柄数 : 22 組入時価比率 : 1.6%	125,780,000.00	122,069,907.88 (10,953,332,834) 1.6%	
ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,300,000.00	4,145,630.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,000,000.00	4,043,600.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,000,000.00	2,823,261.90	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,000,000.00	3,794,980.80	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,500,000.00	2,939,438.95	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,760,132.40	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	751,600.00	
	銘柄数 : 7 組入時価比率 : 0.2%	22,400,000.00	20,258,644.05 (1,669,312,269) 0.2%	
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	2,300,000.00	2,295,450.37	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,085,843.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	2,931,900.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	473,150.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,850,000.00	5,989,230.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	495,500.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	300,600.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,260,000.00	5,267,890.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,980,000.00	3,124,232.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,220,000.00	3,044,510.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,950,000.00	1,994,986.50	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,900,000.00	1,957,000.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,100,000.00	1,858,500.00	
	銘柄数 : 13 組入時価比率 : 0.4%	30,960,000.00	30,818,791.87 (3,096,672,207) 0.4%	
リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	404,971.56	
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,013,575.80	

	MALAYSIA GOVERNMENT	2,600,000.00	2,755,711.92	
	MALAYSIA GOVERNMENT	3,300,000.00	3,245,084.04	
	MALAYSIA GOVERNMENT	4,700,000.00	5,040,748.12	
	MALAYSIA GOVERNMENT	2,500,000.00	2,516,127.25	
	MALAYSIA GOVERNMENT	7,800,000.00	7,898,026.50	
	MALAYSIA GOVERNMENT	2,900,000.00	2,943,439.97	
	MALAYSIA GOVERNMENT	16,600,000.00	17,068,124.98	
	MALAYSIA GOVERNMENT	4,600,000.00	4,655,974.18	
	MALAYSIA GOVERNMENT	9,200,000.00	9,179,262.28	
	MALAYSIA GOVERNMENT	2,200,000.00	2,215,234.78	
	MALAYSIA GOVERNMENT	280,000.00	282,263.35	
	MALAYSIA GOVERNMENT	15,400,000.00	16,144,218.86	
	MALAYSIA GOVERNMENT	5,400,000.00	5,521,300.74	
	MALAYSIA GOVERNMENT	10,200,000.00	10,137,853.44	
	MALAYSIA GOVERNMENT	11,100,000.00	11,317,986.24	
	MALAYSIA GOVERNMENT	13,350,000.00	14,604,770.50	
	MALAYSIA GOVERNMENT	10,500,000.00	11,250,874.95	
	MALAYSIA GOVERNMENT	300,000.00	327,454.14	
小計	銘柄数：20	124,330,000.00	128,523,003.60	
			(3,882,641,381)	
	組入時価比率：0.6%		0.6%	
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	141,900,000.00	142,198,883.97	
	CHINA GOVERNMENT BOND	27,300,000.00	27,267,422.91	
	CHINA GOVERNMENT BOND	142,100,000.00	141,780,616.04	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	3,996,922.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,900,000.00	49,705,499.78	
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,500,000.00	73,037,457.15	
	CHINA GOVERNMENT BOND	156,500,000.00	155,758,612.55	
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	53,979,404.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	89,892,376.95	
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	32,764,066.50	
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	84,376,881.92	
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	53,688,052.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	31,249,080.45	
	CHINA GOVERNMENT BOND	85,900,000.00	85,820,113.00	

		CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	70,700,000.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	60,135,924.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	73,922,758.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,500,000.00	92,521,821.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,200,000.00	31,180,456.32	
		CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,516,450.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,086,000.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	19,860,000.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	31,309,425.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	69,382,585.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,400,000.00	49,182,640.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	40,000,000.00	40,162,000.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	16,412,689.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	38,152,472.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	89,633,530.67	
		CHINA GOVERNMENT BOND	47,800,000.00	47,166,339.30	
	小計	銘柄数：30	1,807,300,000.00	1,808,840,483.11	
				(35,187,373,917)	
		組入時価比率：5.0%		5.1%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	6,200,000.00	6,167,972.04	
		ISRAEL FIXED BOND	1,900,000.00	1,792,711.18	
		ISRAEL FIXED BOND	700,000.00	651,092.54	
		ISRAEL FIXED BOND	14,300,000.00	13,536,879.07	
		ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,971,472.30	
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,653,174.50	
		ISRAEL FIXED BOND	6,300,000.00	5,826,878.19	
		ISRAEL FIXED BOND	4,500,000.00	3,724,166.25	
		ISRAEL FIXED BOND	5,900,000.00	4,277,915.95	
		ISRAEL FIXED BOND	7,200,000.00	8,416,031.04	
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	5,279,819.94	
	小計	銘柄数：11	64,200,000.00	61,298,113.00	
				(2,248,794,833)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
	合計			696,258,409,621	
				(696,258,409,621)	

(注1)外貨建有効証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有効証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3)貸付有効証券の明細(2023年4月24日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	18,000,000	
		US TREASURY N/B	10,385,000	
		US TREASURY N/B	2,500,000	
		US TREASURY N/B	33,000,000	
		US TREASURY N/B	12,245,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	14,000,000	
		US TREASURY N/B	875,000	
		US TREASURY N/B	12,070,000	
		US TREASURY N/B	33,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY BOND	40,725,000	
		US TREASURY BOND	30,000,000	
		US TREASURY N/B	4,900,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	15,000,000	
		US TREASURY BOND	46,403,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	22,250,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	23,000,000	
		US TREASURY N/B	170,000	
		US TREASURY N/B	170,000	
		US TREASURY N/B	170,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	14,450,000	
		US TREASURY N/B	170,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	255,000	
		US TREASURY N/B	425,000	
		US TREASURY N/B	19,000,000	
		US TREASURY N/B	11,220,000	
		US TREASURY N/B	1,700,000	
		US TREASURY N/B	1,530,000	
US TREASURY N/B	425,000			
US TREASURY N/B	85,000			
US TREASURY N/B	85,000			

		US TREASURY N/B	15,300,000	
		US TREASURY N/B	10,877,000	
		US TREASURY N/B	15,600,000	
		US TREASURY N/B	28,985,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	2,245,000	
		US TREASURY N/B	6,000,000	
		US TREASURY N/B	5,605,000	
		US TREASURY BOND	43,000,000	
		US TREASURY N/B	22,500,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	17,000,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	11,085,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	700,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	14,000,000	
		US TREASURY N/B	38,000,000	
		US TREASURY N/B	255,000	
		US TREASURY N/B	255,000	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	4,000,000	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,900,000	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,400,000	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	4,000,000	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	705,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,003,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	900,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	570,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	906,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	667,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	413,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	657,000	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	25,000,000	
		POLAND GOVERNMENT BOND	7,980,000	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,805,000	
	ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	595,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6,540,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	170,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,550,000	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	910,000	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	5,200,000	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	3,000,000	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,972,000	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	2,200,000	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	3,100,000	

	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	2,198,000
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,700,000
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,800,000
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	10,400,000
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,500,000
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6,000,000
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9,000,000
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,000,000
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,000,000
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,000,000
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,000,000
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	18,100,000
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4,000,000
	FRANCE (GOVT OF)	14,000,000
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	8,700,000
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000
	BELGIUM KINGDOM	2,380,000
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,500,000
	SPANISH GOVERNMENT	7,800,000
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,570,000
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,600,000
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,061,000
	SPANISH GOVERNMENT	10,000,000
	SPANISH GOVERNMENT	24,030,000
	SPANISH GOVERNMENT	3,970,000
	NETHERLANDS GOVERNMENT	7,130,000
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,200,000
	NETHERLANDS GOVERNMENT	9,987,000
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,700,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,000,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	250,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,675,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,800,000

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年4月24日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	40,328,541	—	40,230,000	△98,541
米ドル	40,328,541	—	40,230,000	△98,541
売建	49,843,440	—	50,030,010	△186,570
英ポンド	49,843,440	—	50,030,010	△186,570
合計	—	—	—	△285,111

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年4月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	120,968,322
コール・ローン	484,691,754
国債証券	93,710,249,228
派生商品評価勘定	8,991,322
未収入金	181,933
未収利息	687,885,367
前払費用	182,354,616
差入委託証拠金	572,137
流動資産合計	95,195,894,679
資産合計	95,195,894,679
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,015,641,052
未払金	115,906,412
未払解約金	48,259,273
未払利息	190
その他未払費用	842,600
流動負債合計	1,180,649,527
負債合計	1,180,649,527
純資産の部	
元本等	
元本	92,217,019,410
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,798,225,742
元本等合計	94,015,245,152
純資産合計	94,015,245,152

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年4月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0195円
(10,000口当たり純資産額)	(10,195円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年4月23日 至 2023年4月24日	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月24日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

ん。

2. 時価の算定方法

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており

ます。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年4月24日現在

期首	2022年4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	70,042,547,875円
同期中における追加設定元本額	57,058,248,322円
同期中における一部解約元本額	34,883,776,787円
期末元本額	92,217,019,410円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	2,005,626,586円
野村インデックスファンド・外国債券・為替ヘッジ型	1,172,070,493円
野村ターゲットデットファンド2016 2026-2028年目標型	43,149,286円
野村ターゲットデットファンド2016 2029-2031年目標型	14,443,496円
野村ターゲットデットファンド2016 2032-2034年目標型	6,575,238円
野村ターゲットデットファンド2016 2035-2037年目標型	4,608,698円
野村外国債券インデックス Aコース(野村SMA・EW向け)	10,372,945,651円
インデックス・ブレンド(タイプI)	6,526,293円
インデックス・ブレンド(タイプII)	3,547,385円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	17,932,435円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	4,727,137円
インデックス・ブレンド(タイプV)	7,100,164円
野村外国債券インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	48,556,836,598円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	10,026,966,020円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)債券・安定型	12,984,688,679円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	151,771,231円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	2,312,197円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	3,983,639円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)	6,047,758,615円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	783,449,569円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	3,000,000.00	2,916,621.00	

	US TREASURY BOND	610,000.00	643,931.25
	US TREASURY BOND	1,800,000.00	1,982,179.62
	US TREASURY BOND	20,000.00	21,568.75
	US TREASURY BOND	510,000.00	435,781.02
	US TREASURY BOND	250,000.00	244,453.12
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,951,260.40
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,953,838.60
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,945,330.40
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,950,252.40
	US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,884,821.00
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,942,617.00
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,902,226.40
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,877,890.40
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,471,318.35
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,849,706.90
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,909,003.70
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,894,589.60
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,786,952.80
	US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,702,710.92
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	956,894.50
	US TREASURY N/B	600,000.00	580,570.26
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,935,742.00
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	956,835.90
	US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,316,890.40
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,433,583.90
	US TREASURY N/B	800,000.00	772,703.12
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	958,222.60
	US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,367,626.75
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,357,425.72
	US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,017,230.39
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	944,804.60
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,910,000.00
	US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,428,027.25
	US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,436,669.75
	US TREASURY N/B	500,000.00	463,730.45

US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,208,000.00	
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,944,257.80	
US TREASURY N/B	3,100,000.00	3,020,501.74	
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,462,001.85	
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,457,665.95	
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,953,437.40	
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,948,632.80	
US TREASURY N/B	2,780,000.00	2,655,225.53	
US TREASURY N/B	3,100,000.00	3,009,058.40	
US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,662,578.00	
US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,928,691.20	
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,507,705.05	
US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,556,054.50	
US TREASURY N/B	1,640,000.00	1,571,068.66	
US TREASURY N/B	3,300,000.00	3,209,701.11	
US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,464,531.06	
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,494,580.00	
US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,629,687.20	
US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,065,980.40	
US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,557,925.55	
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,362,597.60	
US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,733,925.50	
US TREASURY N/B	700,000.00	654,773.42	
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,372,460.75	
US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,508,300.50	
US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,504,724.39	
US TREASURY N/B	500,000.00	461,337.85	
US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,710,019.40	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	929,785.10	
US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,170,507.55	
US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,443,187.50	
US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,205,115.21	
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,369,218.75	
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,839,492.00	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	946,074.20	

US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,906,796.80
US TREASURY N/B	1,000,000.00	879,550.70
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,923,984.20
US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,604,507.48
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,754,335.80
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,435,283.10
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,312,939.35
US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,921,171.60
US TREASURY N/B	1,000,000.00	868,144.50
US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,012,749.76
US TREASURY N/B	4,300,000.00	3,727,646.35
US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,610,820.20
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,302,714.75
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,308,163.95
US TREASURY N/B	300,000.00	287,625.00
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,773,750.00
US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,556,952.80
US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,368,613.15
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,745,156.20
US TREASURY N/B	3,100,000.00	2,981,206.76
US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,506,874.80
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,762,109.20
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,328,583.90
US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,861,523.00
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,781,523.40
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,210,156.25
US TREASURY N/B	1,000,000.00	900,761.70
US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,213,796.62
US TREASURY N/B	4,700,000.00	4,377,058.30
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,393,554.50
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,325,830.00
US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,090,687.50
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,953,906.20
US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,828,085.90
US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,401,206.93

US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,037,148.40	
US TREASURY N/B	5,000,000.00	5,100,000.00	
US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,054,062.40	
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,984,531.20	
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,748,906.20	
US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,226,812.44	
US TREASURY N/B	500,000.00	581,630.85	
US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,388,156.25	
US TREASURY N/B	3,300,000.00	2,680,991.94	
US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,926,972.35	
US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,848,902.22	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	873,457.00	
US TREASURY N/B	5,000,000.00	4,731,542.50	
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,871,093.60	
US TREASURY N/B	8,000,000.00	8,351,249.60	
US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,982,890.40	
US TREASURY N/B	500,000.00	534,414.05	
US TREASURY N/B	400,000.00	439,984.36	
US TREASURY N/B	500,000.00	540,898.40	
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,317,578.00	
US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,110,411.95	
US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,701,249.92	
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,361,914.00	
US TREASURY N/B	4,500,000.00	3,327,275.25	
US TREASURY N/B	3,700,000.00	2,905,005.79	
US TREASURY N/B	3,500,000.00	2,505,165.95	
US TREASURY N/B	500,000.00	450,273.40	
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,118,613.15	
US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,077,750.00	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	794,472.60	
US TREASURY N/B	400,000.00	351,437.48	
US TREASURY N/B	500,000.00	455,996.05	
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,683,359.20	
US TREASURY N/B	250,000.00	231,894.52	
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,509,960.78	

US TREASURY N/B	500,000.00	507,578.10	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	889,765.60	
US TREASURY N/B	300,000.00	288,199.20	
US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,530,906.24	
US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,941,585.80	
US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,380,531.20	
US TREASURY N/B	300,000.00	236,402.34	
US TREASURY N/B	2,540,000.00	2,184,201.37	
US TREASURY N/B	2,760,000.00	2,319,963.26	
US TREASURY N/B	920,000.00	790,265.55	
US TREASURY N/B	2,530,000.00	1,981,306.25	
US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,112,855.30	
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,040,703.02	
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,511,296.74	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	857,421.80	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	856,757.80	
US TREASURY N/B	1,520,000.00	1,243,550.00	
US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,064,375.00	
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,716,328.00	
US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,229,538.94	
US TREASURY N/B	900,000.00	772,945.29	
US TREASURY N/B	1,300,000.00	960,578.06	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	759,082.00	
US TREASURY N/B	600,000.00	417,656.22	
US TREASURY N/B	600,000.00	342,375.00	
US TREASURY N/B	1,500,000.00	883,535.10	
US TREASURY N/B	3,900,000.00	2,456,085.84	
US TREASURY N/B	1,000,000.00	671,015.60	
US TREASURY N/B	5,200,000.00	3,923,358.92	
US TREASURY N/B	2,500,000.00	1,726,171.75	
US TREASURY N/B	4,000,000.00	2,672,343.60	
US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,097,812.50	
US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,100,292.75	
US TREASURY N/B	800,000.00	689,874.96	
US TREASURY N/B	500,000.00	521,406.25	

小計	銘柄数：176	379,330,000.00	345,324,653.34 (46,314,942,505)
	組入時価比率：49.3%		49.3%
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	260,000.00	255,438.04
	CANADIAN GOVERNMENT	2,000,000.00	1,966,184.00
	CANADIAN GOVERNMENT	2,750,000.00	2,658,895.25
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	492,909.50
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	477,848.50
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	191,622.00
	CANADIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,281,806.50
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	473,706.00
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	368,073.20
	CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,017,922.00
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	231,188.80
	CANADIAN GOVERNMENT	1,650,000.00	1,475,731.95
	CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,171,184.00
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	539,014.80
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	446,199.50
	CANADIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,111,485.60
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	289,090.50
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	744,781.80
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	589,687.80
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	243,840.40
	CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,120,540.00
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	212,576.00
	CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	659,582.00
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	638,860.80
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	223,476.90
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	743,225.60
小計	銘柄数：26	20,460,000.00	19,624,871.44 (1,942,862,272)
	組入時価比率：2.1%		2.1%
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	18,100,000.00	17,407,481.33
	MEX BONOS DESARR FIX RT	5,000,000.00	4,926,125.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,200,000.00	6,518,880.00

	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	8,971,544.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	15,000,000.00	13,160,400.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	9,760,000.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,700,000.00	12,761,550.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	3,000,000.00	2,716,178.70	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	3,100,000.00	2,853,550.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,000,000.00	4,360,000.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,500,000.00	7,143,750.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,000,000.00	11,375,000.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,300,000.00	3,842,050.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,200,000.00	3,749,676.00	
小計	銘柄数：14	118,100,000.00	109,546,185.03	
			(816,612,036)	
	組入時価比率：0.9%		0.9%	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	230,000.00	228,367.00	
	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	289,024.65	
	BELGIUM KINGDOM	2,000,000.00	1,890,000.00	
	BELGIUM KINGDOM	150,000.00	137,955.30	
	BELGIUM KINGDOM	1,600,000.00	1,416,000.00	
	BELGIUM KINGDOM	1,600,000.00	1,423,008.00	
	BELGIUM KINGDOM	700,000.00	599,358.90	
	BELGIUM KINGDOM	500,000.00	387,221.50	
	BELGIUM KINGDOM	550,000.00	589,092.13	
	BELGIUM KINGDOM	700,000.00	548,240.00	
	BELGIUM KINGDOM	500,000.00	489,293.00	
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	787,739.40	
	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	183,530.00	
	BELGIUM KINGDOM	500,000.00	551,887.50	
	BELGIUM KINGDOM	300,000.00	311,103.30	
	BELGIUM KINGDOM	700,000.00	481,768.00	
	BELGIUM KINGDOM	600,000.00	367,400.40	
	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	151,631.60	
	BELGIUM KINGDOM	370,000.00	267,727.93	
	BELGIUM KINGDOM GOVT	670,000.00	781,313.80	
	BONOS Y OBLIG DE	300,000.00	237,054.00	

BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200,000.00	92,595.46
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,600,000.00	2,617,680.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	650,000.00	627,112.13
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	283,776.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	776,512.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,200,000.00	1,124,013.60
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	826,681.60
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,100,000.00	1,929,690.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	20,000.00	19,348.38
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,200,000.00	1,301,270.40
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,300,000.00	1,156,025.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	728,600.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	464,870.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,400,000.00	1,207,430.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,200,000.00	1,102,915.32
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	877,560.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,800,000.00	1,629,567.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,800,000.00	2,414,160.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	423,842.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	731,704.80
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	396,800.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,500,000.00	1,390,024.50
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200,000.00	193,800.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	628,950.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,100,000.00	907,142.50
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	271,772.60
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	500,931.45
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	452,228.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	331,420.10
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	773,525.13
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	61,040.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	648,856.60
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	587,701.10
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	401,012.50
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	308,824.80

BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	509,531.20	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	705,381.60	
BUNDESobligation	300,000.00	287,313.00	
BUNDESobligation	700,000.00	639,856.00	
BUNDESobligation	1,000,000.00	947,520.00	
BUNDESobligation	900,000.00	885,906.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	393,796.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	440,000.00	429,017.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	479,850.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,770,000.00	1,622,063.40	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,400,000.00	1,614,018.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	850,000.00	780,113.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	909,540.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,106,980.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,800,000.00	1,585,872.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,000,000.00	2,573,610.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,000,000.00	1,952,620.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	615,430.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	1,330,769.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,400,000.00	1,132,544.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800,000.00	750,480.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	393,588.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,200,000.00	1,458,654.96	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,160,965.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,200,000.00	1,756,854.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,212,516.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,500,000.00	1,939,353.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	650,000.00	711,727.90	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800,000.00	790,581.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	496,580.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	384,365.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,800,000.00	925,290.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,800,000.00	878,454.00	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	2,800,000.00	2,712,920.00	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	2,400,000.00	2,316,096.00	

	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	3,800,000.00	3,754,780.00	
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	700,000.00	694,533.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,400,000.00	2,359,872.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	956,400.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,500,000.00	2,509,725.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	205,456.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	483,150.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	194,960.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,330,000.00	1,279,327.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,500,000.00	2,493,500.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000.00	1,103,277.60	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,024,800.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,900,000.00	1,711,900.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	301,198.50	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	550,000.00	517,770.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	381,960.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	552,900.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	544,500.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	189,080.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	446,640.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,500,000.00	1,432,500.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	462,550.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	845,300.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	982,500.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	240,000.00	250,848.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	474,700.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,100,000.00	905,960.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,500,000.00	3,288,250.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	953,400.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	754,530.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,000,000.00	1,983,800.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,300,000.00	1,264,900.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	168,120.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	161,340.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	793,240.00	

	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	432,300.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,500,000.00	1,672,800.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	705,250.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,070,000.00	906,076.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,610,000.00	1,694,525.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,500,000.00	2,244,500.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	190,680.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,549,260.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	734,160.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,700,000.00	1,414,740.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	734,790.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	267,880.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	291,600.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000.00	1,221,360.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	116,180.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	460,000.00	375,084.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	147,300.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	166,420.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	619,080.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	202,710.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	620,400.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	290,670.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	310,000.00	209,003.70	
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	383,646.80	
	FINNISH GOVERNMENT	710,000.00	663,553.93	
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	397,680.00	
	FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	257,839.89	
	FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	241,443.60	
	FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	157,831.44	
	FINNISH GOVERNMENT	500,000.00	407,550.00	
	FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	202,100.40	
	FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	275,889.60	
	FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	71,419.50	
	FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	89,718.80	
	FRANCE (GOVT OF)	1,410,000.00	1,394,793.15	

	FRANCE (GOVT OF)	700,000.00	662,368.70
	FRANCE (GOVT OF)	400,000.00	379,600.00
	FRANCE (GOVT OF)	1,100,000.00	1,023,495.00
	FRANCE (GOVT OF)	750,000.00	683,920.50
	FRANCE (GOVT OF)	1,900,000.00	1,705,145.50
	FRANCE (GOVT OF)	3,000,000.00	2,787,553.20
	FRANCE (GOVT OF)	3,000,000.00	2,717,595.00
	FRANCE (GOVT OF)	2,800,000.00	2,524,796.40
	FRANCE (GOVT OF)	1,200,000.00	1,071,727.20
	FRANCE (GOVT OF)	3,500,000.00	3,046,011.50
	FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	252,150.00
	FRANCE (GOVT OF)	2,020,000.00	1,975,200.44
	FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,171,482.00
	FRANCE (GOVT OF)	2,200,000.00	1,687,840.00
	FRANCE (GOVT OF)	2,500,000.00	2,067,300.00
	FRANCE (GOVT OF)	2,400,000.00	1,898,400.00
	FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	261,733.20
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	154,101.00
	FRANCE (GOVT OF)	1,600,000.00	1,076,040.00
	FRANCE (GOVT OF)	1,100,000.00	576,400.00
	FRANCE (GOVT OF)	2,400,000.00	1,222,420.80
	FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	197,570.34
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	3,100,000.00	3,035,210.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,100,000.00	1,189,540.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000.00	921,881.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	3,300,000.00	3,354,780.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,200,000.00	1,194,540.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,200,000.00	1,371,048.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,540,000.00	1,390,399.78
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	300,000.00	368,117.52
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	2,600,000.00	3,006,906.23
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,300,000.00	1,410,461.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	2,120,000.00	2,453,565.04
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,200,000.00	1,178,385.60
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	700,000.00	779,220.82

	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	800,000.00	897,704.08
	IRISH GOVERNMENT	200,000.00	182,534.92
	IRISH GOVERNMENT	400,000.00	316,785.76
	IRISH TSY 0.2%	200,000.00	180,388.00
	IRISH TSY 0.2% 2030	200,000.00	165,885.20
	IRISH TSY 0.4% 2035	300,000.00	220,325.40
	IRISH TSY 1.10% 2029	1,100,000.00	1,001,748.33
	IRISH TSY 1.5% 2050	400,000.00	272,410.60
	IRISH TSY 1.7% 2037	450,000.00	376,508.70
	IRISH TSY 1% 2026	650,000.00	615,671.42
	IRISH TSY 2% 2045	350,000.00	279,054.30
	IRISH TSY 2031	200,000.00	157,370.80
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,300,000.00	1,288,690.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	464,500.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	800,000.00	743,920.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,100,000.00	1,015,300.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	452,250.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	900,000.00	770,346.45
	NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	171,871.52
	NETHERLANDS GOVERNMENT	650,000.00	534,691.30
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,200,000.00	979,546.80
	NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	584,722.80
	NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	447,868.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	458,043.60
	NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	205,861.20
	NETHERLANDS GOVERNMENT	800,000.00	897,615.20
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	492,894.10
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,000,000.00	464,940.40
	REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	87,047.60
	REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	142,438.60
	REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	192,800.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	489,541.50
	REPUBLIC OF AUSTRIA	100,000.00	95,916.75
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,600,000.00	1,558,192.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	279,450.60

	REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	364,339.60	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	362,111.60	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,500,000.00	1,304,400.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	158,294.00	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	584,092.60	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	530,000.00	494,183.13	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	900,000.00	610,062.30	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	230,000.00	252,708.59	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	450,000.00	343,343.70	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	223,224.80	
	REPUBLIC OF AUSTRIA	330,000.00	374,117.37	
	SPANISH GOVERNMENT	90,000.00	103,164.07	
	SPANISH GOVERNMENT	1,400,000.00	1,658,720.00	
	SPANISH GOVERNMENT	1,100,000.00	1,155,520.30	
小計	銘柄数：245	231,000,000.00	212,746,182.31	
			(31,363,042,196)	
	組入時価比率：33.4%		33.5%	
英債券	UK TREASURY	2,300,000.00	2,146,507.20	
	UK TREASURY	1,400,000.00	1,341,060.00	
	UK TREASURY	200,000.00	186,536.80	
	UK TREASURY	800,000.00	710,480.00	
	UK TREASURY	300,000.00	307,219.92	
	UK TREASURY	1,100,000.00	931,095.00	
	UK TREASURY	200,000.00	180,416.00	
	UK TREASURY	90,000.00	100,549.40	
	UK TREASURY	2,400,000.00	2,000,400.00	
	UK TREASURY	700,000.00	551,866.00	
	UK TREASURY	600,000.00	645,252.72	
	UK TREASURY	1,400,000.00	1,060,735.20	
	UK TREASURY	100,000.00	79,930.00	
	UK TREASURY	300,000.00	313,911.00	
	UK TREASURY	400,000.00	383,380.00	
	UK TREASURY	600,000.00	452,676.00	
	UK TREASURY	1,500,000.00	1,592,310.00	
	UK TREASURY	400,000.00	273,144.00	

	UK TREASURY	560,000.00	579,577.60	
	UK TREASURY	1,070,000.00	808,064.00	
	UK TREASURY	200,000.00	193,778.00	
	UK TREASURY	500,000.00	542,340.00	
	UK TREASURY	150,000.00	99,199.50	
	UK TREASURY	600,000.00	613,722.00	
	UK TREASURY	1,000,000.00	1,022,270.00	
	UK TREASURY	300,000.00	190,851.00	
	UK TREASURY	350,000.00	369,652.50	
	UK TREASURY	600,000.00	545,940.00	
	UK TREASURY	1,180,000.00	1,201,122.00	
	UK TREASURY	500,000.00	301,130.00	
	UK TREASURY	150,000.00	94,446.00	
	UK TREASURY	1,040,000.00	1,063,472.80	
	UK TREASURY	1,400,000.00	742,616.00	
	UK TREASURY	110,000.00	103,802.60	
	UK TREASURY	300,000.00	167,082.00	
	UK TREASURY	850,000.00	486,735.50	
	UK TREASURY	500,000.00	293,155.00	
	UK TREASURY	200,000.00	142,318.00	
	UK TSY 0 1/2% 2061	600,000.00	201,738.00	
	UK TSY 0 5/8% 2050	1,300,000.00	566,943.00	
	UK TSY 1 5/8% 2071	600,000.00	314,724.00	
	UK TSY 3 1/4% 2044	300,000.00	263,349.00	
	UNITED KINGDOM GILT	450,000.00	443,018.07	
	UNITED KINGDOM GILT	1,000,000.00	1,005,300.00	
	UNITED KINGDOM GILT	800,000.00	420,024.00	
	UNITED KINGDOM(GOVERNMENT)	1,200,000.00	1,243,896.00	
小計	銘柄数 : 46	32,600,000.00	27,277,735.81	
			(4,550,199,110)	
	組入時価比率 : 4.8%		4.9%	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	4,000,000.00	3,948,400.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,127,995.44	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,000,000.00	912,443.80	
	SWEDISH GOVERNMENT	3,500,000.00	3,124,591.75	

小計	SWEDISH GOVERNMENT	1,500,000.00	1,240,072.50	
	SWEDISH GOVERNMENT	2,200,000.00	2,158,145.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,600,000.00	1,785,568.00	
	銘柄数：7	15,000,000.00	14,297,216.49	(186,149,758)
	組入時価比率：0.2%			0.2%
小計	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,260,840.75	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	500,000.00	476,071.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,750,000.00	1,659,630.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,420,425.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	917,645.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,145,076.14	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	4,000,000.00	3,428,800.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	800,000.00	785,671.04	
	銘柄数：8	12,150,000.00	11,094,158.93	(140,562,993)
組入時価比率：0.1%			0.1%	
小計	KINGDOM OF DENMARK	2,300,000.00	2,195,108.50	
	KINGDOM OF DENMARK	1,400,000.00	1,358,630.00	
	KINGDOM OF DENMARK	2,300,000.00	2,082,801.80	
	KINGDOM OF DENMARK	2,100,000.00	1,821,960.00	
	KINGDOM OF DENMARK	1,100,000.00	877,047.16	
	KINGDOM OF DENMARK	4,300,000.00	5,242,897.12	
	KINGDOM OF DENMARK	1,600,000.00	819,451.36	
	銘柄数：7	15,100,000.00	14,397,895.94	(284,790,381)
組入時価比率：0.3%			0.3%	
小計	POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,394,550.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	5,200,000.00	4,922,060.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,800,000.00	3,271,280.16	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	2,734,875.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	1,803,805.00	
	銘柄数：5	16,300,000.00	14,126,570.16	(451,454,103)
組入時価比率：0.5%			0.5%	

豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	397,224.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	286,283.34	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	840,000.00	841,581.88	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	465,171.35	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	520,000.00	536,573.59	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,371,600.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	529,781.40	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	785,487.36	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	820,000.00	782,157.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	780,354.08	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	499,391.30	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	772,160.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	750,000.00	710,326.20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,176,325.50	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	432,515.95	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	250,000.00	204,700.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	689,344.88	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	652,264.50	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,435,920.45	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	408,870.84	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	642,535.18	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	150,000.00	150,806.46	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	720,000.00	668,520.00	
AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	853,910.20		
AUSTRALIAN GOVERNMENT	350,000.00	297,220.00		
AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	187,110.00		
小計	銘柄数：26	17,700,000.00	16,558,135.46	
			(1,485,761,494)	
	組入時価比率：1.6%		1.6%	
ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	370,000.00	352,442.57	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	289,230.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	133,887.72	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	252,725.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	165,055.16	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	282,326.19	

		NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	82,202.86	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	125,760.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	142,311.78	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	201,148.10	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	400,000.00	335,935.88	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	67,697.40	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	112,740.00	
	小計	銘柄数 : 13	2,820,000.00	2,543,462.66	
				(209,581,323)	
		組入時価比率 : 0.2%		0.2%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	394,852.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	684,110.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	662,410.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,200,000.00	1,189,200.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,050,000.00	1,052,100.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	810,000.00	811,215.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,700,000.00	1,547,850.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,000,000.00	982,155.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	900,000.00	850,950.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	286,516.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT	250,000.00	257,500.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	265,500.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	177,877.00	
	小計	銘柄数 : 13	9,510,000.00	9,162,235.50	
				(920,621,423)	
		組入時価比率 : 1.0%		1.0%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,042,126.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	9,960,755.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	998,806.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	9,977,524.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,998,461.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	8,964,919.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,987,413.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	30,000,000.00	29,857,881.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	3,998,474.40	

	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,026,304.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	12,907,056.50	
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	7,953,785.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	10,912,377.30	
	CHINA GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	11,988,840.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,070,000.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	14,000,000.00	13,985,386.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	18,000,000.00	17,811,687.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	11,992,483.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,062,600.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,017,200.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	3,972,000.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	5,921,700.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	6,969,200.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,020,250.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,282,537.90	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,119,581.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	9,198,423.90	
	CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	10,854,178.50	
小計	銘柄数：28	244,000,000.00	243,851,955.40	
			(4,743,652,088)	
	組入時価比率：5.0%		5.1%	
新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	1,200,000.00	1,193,801.04	
	ISRAEL FIXED BOND	1,200,000.00	1,132,238.64	
	ISRAEL FIXED BOND	400,000.00	372,052.88	
	ISRAEL FIXED BOND	1,200,000.00	1,116,761.88	
	ISRAEL FIXED BOND	1,100,000.00	1,017,391.43	
	ISRAEL FIXED BOND	1,000,000.00	827,592.50	
	ISRAEL FIXED BOND	1,000,000.00	725,070.50	
	ISRAEL FIXED BOND	900,000.00	1,052,003.88	
	ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	741,027.36	
小計	銘柄数：9	8,800,000.00	8,177,940.11	
			(300,017,546)	
	組入時価比率：0.3%		0.3%	
合計			93,710,249,228	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年4月24日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	110,916,220	—	111,257,810	341,590
米ドル	66,922,045	—	67,040,000	117,955
ユーロ	43,994,175	—	44,217,810	223,635
売建	94,437,328,575	—	95,444,319,895	△1,006,991,320
米ドル	46,518,653,741	—	46,917,292,000	△398,638,259
カナダドル	1,953,227,340	—	1,966,319,000	△13,091,660
メキシコペソ	825,103,863	—	839,417,040	△14,313,177
ユーロ	31,690,075,976	—	32,173,838,250	△483,762,274
英ポンド	4,644,091,209	—	4,703,201,250	△59,110,041
スウェーデンクローナ	193,056,433	—	195,650,000	△2,593,567
ノルウェークローネ	148,315,280	—	146,740,000	1,575,280
デンマーククローネ	280,435,027	—	284,669,550	△4,234,523
ズロチ	441,473,044	—	454,908,835	△13,435,791
豪ドル	1,521,330,757	—	1,527,253,750	△5,922,993
ニュージーランドドル	208,030,250	—	205,512,500	2,517,750
シンガポールドル	914,897,341	—	917,745,000	△2,847,659
人民元	4,787,303,234	—	4,804,208,400	△16,905,166
新シェケル	311,335,080	—	307,564,320	3,770,760
合計	—	—	—	△1,006,649,730

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

貸借対照表

(単位：円)

(2023年4月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	40,977,095
コール・ローン	21,237,245
国債証券	8,845,816,437
派生商品評価勘定	52,100
未収入金	9,588,349
未収利息	125,394,099
前払費用	20,639,464
流動資産合計	9,063,704,789
資産合計	9,063,704,789
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	58,938
未払解約金	24,536,257
未払利息	8
その他未払費用	543,500
流動負債合計	25,138,703
負債合計	25,138,703
純資産の部	
元本等	
元本	5,951,743,224
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,086,822,862
元本等合計	9,038,566,086
純資産合計	9,038,566,086
負債純資産合計	9,063,704,789

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年4月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,5186円
(10,000口当たり純資産額)	(15,186円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年4月23日 至 2023年4月24日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年4月24日現在	
期首	2022年4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	6,469,091,823円
同期中における追加設定元本額	1,684,224,058円
同期中における一部解約元本額	2,201,572,657円
期末元本額	5,951,743,224円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	10,916,251円
野村資産設計ファンド2020	11,902,400円
野村資産設計ファンド2025	19,807,253円
野村資産設計ファンド2030	26,320,504円

野村資産設計ファンド2035	20,954,972円
野村資産設計ファンド2040	33,055,906円
野村資産設計ファンド2045	6,379,718円
野村インデックスファンド・新興国債券	680,499,606円
ネクストコア	22,508,531円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	582,368,639円
野村資産設計ファンド2050	5,760,674円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,254,794円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,580,559円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	980,362円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	820,481円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	3,999,510円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	2,144,638円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	6,442,270円
世界6資産分散ファンド	124,015,201円
野村資産設計ファンド2060	2,946,138円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国債券(適格機関投資家専用)	2,745,466,449円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	786,369円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)	207,770,457円
野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド	505,789,825円
野村DC運用戦略ファンド	838,470,331円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	60,688,307円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	11,932,739円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	8,519,865円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	4,442,424円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	2,218,051円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	12,900,000.00	12,406,436.97	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	13,700,000.00	13,497,582.50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,432,400.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	14,500,000.00	13,008,738.80	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,700,000.00	6,755,672.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,450,000.00	6,063,235.42	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,300,000.00	10,052,800.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	15,800,000.00	14,717,700.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,000,000.00	3,621,571.60	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,200,000.00	3,866,100.00	

	小計	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,700,000.00	2,943,000.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,100,000.00	5,810,250.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,700,000.00	6,737,500.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,600,000.00	9,471,100.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,400,000.00	2,142,672.00	
		MEXICAN FIXED RATE BONDS	1,600,000.00	1,564,459.04	
		銘柄数：16 組入時価比率：9.7%	126,650,000.00	118,091,218.33 (880,310,987) 10.0%	
リアル	小計	LETRA TESOURO NACIONAL	6,400,000.00	5,867,713.28	
		LETRA TESOURO NACIONAL	6,400,000.00	5,558,355.84	
		LETRA TESOURO NACIONAL	4,100,000.00	3,208,807.60	
		LETRA TESOURO NACIONAL	9,900,000.00	7,319,119.50	
		LETRA TESOURO NACIONAL	2,800,000.00	1,955,367.12	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	391,000.00	3,911,940.92	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	230,000.00	2,239,470.21	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	310,000.00	2,912,164.80	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	160,000.00	1,464,578.40	
		銘柄数：9 組入時価比率：10.1%	30,691,000.00	34,437,517.67 (914,192,119) 10.2%	
チリペソ	小計	BONOS TESORERIA PESOS	180,000,000.00	167,080,410.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	160,000,000.00	152,978,976.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	60,000,000.00	58,218,390.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	70,000,000.00	59,078,726.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	295,000,000.00	281,989,113.50	
		BONOS TESORERIA PESOS	70,000,000.00	81,656,652.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	240,000,000.00	234,863,592.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	115,000,000.00	126,386,219.00	
		銘柄数：8 組入時価比率：2.1%	1,190,000,000.00	1,162,252,078.50 (194,258,812) 2.2%	
コロンビアペソ		REPUBLIC OF COLOMBIA	1,790,000,000.00	1,677,503,154.00	
		TITULOS DE TESORERIA	950,000,000.00	944,283,565.00	
		TITULOS DE TESORERIA	890,000,000.00	799,585,167.00	

	TITULOS DE TESORERIA	580,000,000.00	525,792,272.00	
	TITULOS DE TESORERIA	900,000,000.00	738,812,160.00	
	TITULOS DE TESORERIA	1,460,000,000.00	1,187,906,662.00	
	TITULOS DE TESORERIA	1,330,000,000.00	1,101,522,758.00	
	TITULOS DE TESORERIA	800,000,000.00	625,130,320.00	
	TITULOS DE TESORERIA	990,000,000.00	745,799,670.00	
	TITULOS DE TESORERIA	340,000,000.00	374,503,948.00	
	TITULOS DE TESORERIA	1,850,000,000.00	1,359,686,730.00	
	TITULOS DE TESORERIA	900,000,000.00	584,324,280.00	
	TITULOS DE TESORERIA	800,000,000.00	653,105,200.00	
	TITULOS DE TESORERIA	560,000,000.00	358,291,864.00	
小計	銘柄数：14	14,140,000,000.00	11,676,247,750.00	
			(346,667,795)	
	組入時価比率：3.8%		3.9%	
ソル	BONOS DE TESORERIA	200,000.00	198,017.94	
	BONOS DE TESORERIA	780,000.00	737,155.38	
	BONOS DE TESORERIA	900,000.00	823,517.46	
	BONOS DE TESORERIA	900,000.00	759,405.33	
	BONOS DE TESORERIA	700,000.00	551,127.57	
	PERU BONO SOBERANO	700,000.00	731,543.12	
	PERU BONO SOBERANO	500,000.00	487,361.80	
	PERU BONO SOBERANO	320,000.00	300,754.78	
	REPUBLIC OF PERU	1,100,000.00	1,073,152.19	
小計	銘柄数：9	6,100,000.00	5,662,035.57	
			(201,869,120)	
	組入時価比率：2.2%		2.3%	
ウルグアイペソ	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4,000,000.00	3,736,330.40	
小計	銘柄数：1	4,000,000.00	3,736,330.40	
			(12,852,976)	
	組入時価比率：0.1%		0.1%	
ドミニカペソ	DOMINICAN REPUBLIC	8,000,000.00	9,367,760.00	
小計	銘柄数：1	8,000,000.00	9,367,760.00	
			(22,997,850)	
	組入時価比率：0.3%		0.3%	
セルビアディナール	SERBIA TREASURY BONDS	22,000,000.00	18,947,086.40	

トルコリラ	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.3%	22,000,000.00	18,947,086.40 (23,810,917) 0.3%
	TURKEY GOVERNMENT BOND		520,000.00	489,840.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		810,000.00	750,870.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		1,020,000.00	867,510.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		1,800,000.00	1,722,600.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		1,600,000.00	1,410,400.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		2,300,000.00	2,293,100.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		500,000.00	413,500.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		700,000.00	557,200.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		1,000,000.00	949,000.00
	TURKEY GOVERNMENT BOND		3,500,000.00	3,157,000.00
	小計	銘柄数：10 組入時価比率：1.0%	13,750,000.00	12,611,020.00 (87,190,070) 1.0%
チェココルナ	CZECH REPUBLIC		14,200,000.00	13,196,060.00
	CZECH REPUBLIC		4,800,000.00	4,917,600.00
	CZECH REPUBLIC		6,400,000.00	5,637,184.00
	CZECH REPUBLIC		11,500,000.00	9,613,988.50
	CZECH REPUBLIC		5,600,000.00	5,760,748.00
	CZECH REPUBLIC		3,400,000.00	3,011,315.40
	CZECH REPUBLIC		13,200,000.00	10,164,264.00
	CZECH REPUBLIC		5,400,000.00	5,464,800.00
	CZECH REPUBLIC		5,800,000.00	4,443,206.00
	CZECH REPUBLIC		11,300,000.00	8,780,789.30
	CZECH REPUBLIC		3,000,000.00	2,675,775.00
	CZECH REPUBLIC		5,200,000.00	4,922,216.00
小計	銘柄数：12 組入時価比率：5.5%	89,800,000.00	78,587,946.20 (493,390,843) 5.6%	
フォロント	HUNGARY GOVERNMENT BOND		27,000,000.00	25,793,631.90
	HUNGARY GOVERNMENT BOND		68,000,000.00	60,836,540.00
	HUNGARY GOVERNMENT BOND		16,000,000.00	13,876,800.00
	HUNGARY GOVERNMENT BOND		57,000,000.00	50,469,168.00

	HUNGARY GOVERNMENT BOND	85,000,000.00	66,903,500.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	46,386,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	46,000,000.00	35,009,450.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	55,000,000.00	42,996,250.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	107,000,000.00	82,106,450.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	57,000,000.00	51,340,122.30	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	102,000,000.00	73,276,800.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	130,000,000.00	91,013,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	50,000,000.00	38,580,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	88,000,000.00	49,262,400.00	
小計	銘柄数 : 14	948,000,000.00	727,850,112.20	
			(285,448,257)	
	組入時価比率 : 3.2%		3.2%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,900,000.00	1,836,312.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000.00	2,934,305.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	1,986,710.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	300,000.00	282,768.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,256,360.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,217,618.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,099,308.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	400,000.00	347,580.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,272,029.04	
	POLAND GOVERNMENT BOND	4,800,000.00	3,978,000.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,400,000.00	2,424,370.00	
小計	銘柄数 : 11	22,600,000.00	19,635,360.04	
			(627,502,909)	
	組入時価比率 : 6.9%		7.1%	
ルーブル	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	21,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	21,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	28,300,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	32,500,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	38,700,000.00	0.00	

	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	29,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	18,700,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	16,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	24,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	20,200,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	26,500,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,500,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	10,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	51,000,000.00	0.00	
小計	銘柄数 : 18	427,400,000.00	0.00	(0)
	組入時価比率 : 0.0%		0.0%	
レイ	ROMANIA	800,000.00	775,684.00	
	ROMANIA	1,100,000.00	1,053,521.48	
	ROMANIA	920,000.00	883,706.00	
	ROMANIA	500,000.00	464,050.00	
	ROMANIA	500,000.00	471,730.00	
	ROMANIA	700,000.00	627,194.61	
	ROMANIA	760,000.00	722,083.60	
	ROMANIA	1,330,000.00	1,096,056.32	
	ROMANIA	1,150,000.00	1,026,633.75	
	ROMANIA	1,900,000.00	1,476,642.00	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	850,000.00	742,815.00	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	200,000.00	191,359.48	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	734,060.00	
小計	銘柄数 : 13	11,710,000.00	10,265,536.24	(306,913,869)
	組入時価比率 : 3.4%		3.5%	
リング	MALAYSIA GOVERNMENT	800,000.00	809,943.12	
	MALAYSIA GOVERNMENT	850,000.00	861,539.43	
	MALAYSIA GOVERNMENT	2,850,000.00	2,895,125.76	
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,200,000.00	1,180,030.56	
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,700,000.00	1,823,249.32	
	MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	431,479.16	

	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	500,000.00	532,087.75	
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	450,000.00	465,025.90	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,409,031.26	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	600,000.00	607,540.50	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,420,971.02	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,322,654.45	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,400,000.00	2,436,354.72	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,500,000.00	2,517,312.25	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,769,518.27	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,217,783.48	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,097,424.12	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,000,000.00	1,959,402.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,101,145.80	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,139,216.64	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,420,000.00	1,362,491.98	
小計	銘柄数：21	29,070,000.00	29,359,327.49	
			(886,936,475)	
	組入時価比率：9.8%		10.0%	
パーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND	10,100,000.00	10,155,138.93	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	11,800,000.00	11,666,867.68	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	6,899,081.00	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,900,000.00	12,822,114.96	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,500,000.00	12,264,212.50	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,300,000.00	12,901,763.97	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	3,600,000.00	3,640,223.88	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	13,300,000.00	13,344,418.01	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	17,500,000.00	17,968,025.25	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,400,000.00	9,765,773.74	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	10,200,000.00	11,763,964.98	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	13,800,000.00	13,256,845.80	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,800,000.00	13,958,978.56	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,100,000.00	11,685,113.99	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,429,758.00	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,689,354.00	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	3,600,000.00	3,143,466.72	

小計	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,100,000.00	10,747,195.80
	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,100,000.00	9,801,328.81
	THAILAND GOVERNMENT BOND	4,800,000.00	5,200,170.24
	THAILAND GOVERNMENT BOND	8,400,000.00	8,929,205.88
	THAILAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,250,394.40
	THAILAND GOVERNMENT BOND	15,700,000.00	15,211,304.53
	銘柄数：23 組入時価比率：9.7%	222,500,000.00	225,494,701.63 (877,174,389) 9.9%
ルピア	INDONESIA GOVERNMENT	5,530,000,000.00	5,643,704,542.00
	INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	3,878,531,560.00
	INDONESIA GOVERNMENT	3,300,000,000.00	3,316,725,720.00
	INDONESIA GOVERNMENT	1,580,000,000.00	1,738,000,000.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,100,000,000.00	4,019,512,490.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,000,000,000.00	3,850,564,000.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,450,000,000.00	4,561,011,035.00
	INDONESIA GOVERNMENT	5,000,000,000.00	4,962,894,000.00
	INDONESIA GOVERNMENT	3,230,000,000.00	3,635,221,911.00
	INDONESIA GOVERNMENT	3,500,000,000.00	3,809,842,050.00
	INDONESIA GOVERNMENT	1,110,000,000.00	1,358,196,000.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,600,000,000.00	4,715,104,880.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,500,000,000.00	4,480,259,850.00
	INDONESIA GOVERNMENT	2,400,000,000.00	2,818,462,560.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,700,000,000.00	4,624,193,700.00
	INDONESIA GOVERNMENT	1,600,000,000.00	1,761,294,080.00
	INDONESIA GOVERNMENT	1,800,000,000.00	1,897,481,880.00
	INDONESIA GOVERNMENT	5,100,000,000.00	5,217,223,500.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,900,000,000.00	4,877,765,270.00
	INDONESIA GOVERNMENT	1,180,000,000.00	1,323,075,944.00
	INDONESIA GOVERNMENT	5,000,000,000.00	5,263,022,500.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,030,000,000.00	4,488,593,447.00
	INDONESIA GOVERNMENT	3,000,000,000.00	2,873,997,000.00
	INDONESIA GOVERNMENT	1,800,000,000.00	1,735,735,500.00
INDONESIA GOVERNMENT	2,600,000,000.00	2,735,832,060.00	
INDONESIA GOVERNMENT	4,200,000,000.00	4,408,594,680.00	

小計	INDONESIA GOVERNMENT	2,800,000,000.00	2,857,544,200.00		
	INDONESIA GOVERNMENT	1,000,000,000.00	1,019,300,000.00		
	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,000,000,000.00	954,436,700.00		
	銘柄数：29	95,810,000,000.00	98,826,121,059.00	(899,317,701)	
	組入時価比率：9.9%			10.2%	
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,016,850.40		
	CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	894,336.21		
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,600,000.00	1,592,420.32		
	CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	799,694.88		
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,800,000.00	7,834,195.98		
	CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	397,689.28		
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,100,000.00	2,098,047.00		
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,900,000.00	6,969,000.00		
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,202,718.48		
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,400,000.00	2,374,891.68		
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,093,900.00		
	CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	496,975.00		
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,800,000.00	2,787,680.00		
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,204,860.00		
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,188,358.60		
	CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	408,818.84		
	CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	394,697.40		
	小計	銘柄数：17	45,400,000.00	45,755,134.07	(890,074,623)
		組入時価比率：9.8%			10.1%
	エジプトポンド	EGYPT GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,703,276.00	
EGYPT GOVERNMENT BOND		6,000,000.00	4,897,748.40		
EGYPT GOVERNMENT BOND		6,300,000.00	5,003,973.45		
EGYPT GOVERNMENT BOND		3,200,000.00	2,436,702.72		
小計		銘柄数：4	17,500,000.00	14,041,700.57	(60,917,109)
	組入時価比率：0.7%			0.7%	
ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,000,000.00	17,902,190.00		
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,400,000.00	15,631,725.00		

		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10,660,000.00	8,672,976.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	20,200,000.00	17,317,460.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10,900,000.00	9,183,250.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	4,800,000.00	3,154,800.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	9,900,000.00	7,797,240.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	9,600,000.00	7,622,880.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	5,050,000.00	3,092,115.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	8,800,000.00	6,663,800.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	20,600,000.00	15,510,770.00	
	小計	銘柄数：11	134,910,000.00	112,549,206.00	
				(833,989,616)	
		組入時価比率：9.2%		9.4%	
	合計			8,845,816,437	
				(8,845,816,437)	

(注1)外貨建売有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建売有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年4月24日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	9,590,000	—	9,551,600	△38,400
米ドル	9,590,000	—	9,551,600	△38,400
売建	17,614,262	—	17,582,700	31,562
米ドル	8,024,262	—	8,044,800	△20,538
パーツ	5,865,000	—	5,834,550	30,450
ランド	3,725,000	—	3,703,350	21,650
合計	—	—	—	△6,838

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

す。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年4月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	194,299,435
コール・ローン	53,344,763
国債証券	29,645,946,713
派生商品評価勘定	153,560
未収利息	327,892,268
前払費用	41,423,997
流動資産合計	30,263,060,736
資産合計	30,263,060,736
負債の部	
流動負債	
未払解約金	51,223,985
未払利息	21
その他未払費用	78,800
流動負債合計	51,302,806
負債合計	51,302,806
純資産の部	
元本等	
元本	15,783,584,471
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	14,428,173,459
元本等合計	30,211,757,930
純資産合計	30,211,757,930
負債純資産合計	30,263,060,736

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
------------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年4月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.9141円
(10,000口当たり純資産額)	(19,141円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年4月23日 至 2023年4月24日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	
国債証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年4月24日現在	
期首	2022年4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	11,422,213,334円
同期中における追加設定元本額	11,728,745,909円
同期中における一部解約元本額	7,367,374,772円

期末元本額	15,783,584,471 円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型 ネクストコア	493,229,876 円 11,375,571 円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,068,281,126 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	2,585,173 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	2,167,351 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	12,691,831 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	3,790,005 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	8,645,254 円
野村外国債券 (含む新興国) インデックス Aコース (野村投資一任口座向け)	1,770,779,633 円
野村外国債券 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	3,190,899,015 円
NEXT FUNDS 新興国債券・J. P. モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (為替ヘッジなし) 連動型上場投信 ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国債券	1,274,186,261 円 361,064,318 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	3,163,432 円
ノムラ新興国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	2,164,734 円
新興国債券・インデックスF (適格機関投資家専用)	406,260,078 円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信 (適格機関投資家専用)	160,785,574 円
野村新興国債券インデックスファンド (確定拠出年金向け)	6,398,591,967 円
野村DC運用戦略ファンド	410,408,126 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	35,103,135 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	167,412,011 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT INT'L	2,100,000.00	2,020,798.50	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,200,000.00	1,156,680.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,200,000.00	1,068,240.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,000,000.00	1,831,372.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,400,000.00	2,271,146.40	
		ABU DHABI GOVT INT'L	400,000.00	338,500.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	400,000.00	339,674.80	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,800,000.00	1,342,207.80	
		ABU DHABI GOVT INT'L	3,300,000.00	2,803,300.50	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,000,000.00	622,390.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	2,100,000.00	1,312,069.50	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	2,200,000.00	1,240,316.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,400,000.00	747,840.80	

	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3,200,000.00	1,710,944.00
	CHINA GOVT INTL BOND	1,400,000.00	1,350,523.30
	CHINA GOVT INTL BOND	2,400,000.00	2,192,218.08
	CHINA GOVT INTL BOND	1,600,000.00	1,458,565.28
	CHINA GOVT INTL BOND	1,400,000.00	1,276,968.84
	CHINA GOVT INTL BOND	1,500,000.00	1,260,346.65
	DOMINICAN REPUBLIC	1,800,000.00	1,707,688.44
	DOMINICAN REPUBLIC	1,700,000.00	1,494,042.79
	DOMINICAN REPUBLIC	1,500,000.00	1,280,654.40
	DOMINICAN REPUBLIC	2,600,000.00	2,397,850.26
	DOMINICAN REPUBLIC	900,000.00	703,153.89
	DOMINICAN REPUBLIC	2,300,000.00	1,906,255.18
	DOMINICAN REPUBLIC	2,000,000.00	1,510,175.60
	EGYPT TASKEEK COMPANY	1,000,000.00	855,480.00
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,500,000.00	1,436,328.45
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,500,000.00	1,421,497.95
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,700,000.00	3,303,496.16
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,000,000.00	862,585.10
	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,400,000.00	2,496,600.62
	HUNGARY	1,000,000.00	1,032,484.00
	HUNGARY	1,700,000.00	1,675,188.50
	HUNGARY	1,400,000.00	1,081,817.80
	HUNGARY	2,200,000.00	2,255,880.00
	HUNGARY	1,800,000.00	1,101,079.80
	MEXICO GLOBAL	1,700,000.00	1,127,611.70
	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,300,000.00	3,347,803.80
	OMAN GOV INTERNTL BOND	2,300,000.00	2,368,988.50
	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,000,000.00	1,000,157.40
	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,500,000.00	1,518,138.30
	REPUBLIC OF ARGENTINA	3,975,113.00	964,177.96
	REPUBLIC OF ARGENTINA	4,165,309.00	1,021,416.23
	REPUBLIC OF ARGENTINA	10,237,686.00	2,356,412.28
	REPUBLIC OF ARGENTINA	6,286,159.00	1,788,153.87
	REPUBLIC OF ARGENTINA	3,800,000.00	967,148.64
	REPUBLIC OF ARGENTINA	1,000,000.00	237,192.40

	REPUBLIC OF CHILE	1, 200, 000. 00	1, 128, 281. 16
	REPUBLIC OF CHILE	1, 400, 000. 00	1, 215, 704. 56
	REPUBLIC OF CHILE	1, 100, 000. 00	943, 868. 09
	REPUBLIC OF CHILE	1, 100, 000. 00	905, 957. 69
	REPUBLIC OF CHILE	1, 800, 000. 00	1, 606, 213. 26
	REPUBLIC OF CHILE	1, 200, 000. 00	902, 547. 36
	REPUBLIC OF CHILE	2, 700, 000. 00	2, 384, 629. 20
	REPUBLIC OF CHILE	1, 600, 000. 00	1, 198, 363. 20
	REPUBLIC OF CHILE	1, 700, 000. 00	1, 259, 560. 09
	REPUBLIC OF CHILE	1, 200, 000. 00	779, 859. 48
	REPUBLIC OF COLOMBIA	1, 900, 000. 00	1, 665, 718. 03
	REPUBLIC OF COLOMBIA	1, 800, 000. 00	1, 400, 885. 28
	REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 100, 000. 00	1, 583, 637. 93
	REPUBLIC OF COLOMBIA	1, 600, 000. 00	1, 176, 773. 44
	REPUBLIC OF COLOMBIA	1, 700, 000. 00	1, 719, 360. 62
	REPUBLIC OF COLOMBIA	1, 200, 000. 00	1, 159, 176. 60
	REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 600, 000. 00	1, 770, 768. 22
	REPUBLIC OF COLOMBIA	1, 500, 000. 00	894, 025. 05
	REPUBLIC OF ECUADOR	3, 400, 000. 00	1, 664, 452. 66
	REPUBLIC OF ECUADOR	7, 500, 000. 00	2, 587, 851. 00
	REPUBLIC OF ECUADOR	2, 600, 000. 00	812, 500. 00
	REPUBLIC OF INDONESIA	1, 600, 000. 00	1, 534, 120. 80
	REPUBLIC OF INDONESIA	2, 300, 000. 00	2, 003, 220. 88
	REPUBLIC OF INDONESIA	800, 000. 00	591, 256. 00
	REPUBLIC OF NIGERIA	1, 300, 000. 00	871, 520. 00
	REPUBLIC OF PANAMA	1, 200, 000. 00	1, 049, 545. 56
	REPUBLIC OF PANAMA	1, 500, 000. 00	1, 144, 502. 70
	REPUBLIC OF PANAMA	2, 400, 000. 00	2, 495, 852. 88
	REPUBLIC OF PANAMA	2, 000, 000. 00	1, 522, 155. 00
	REPUBLIC OF PANAMA	3, 200, 000. 00	2, 370, 416. 96
	REPUBLIC OF PANAMA	1, 200, 000. 00	780, 842. 40
	REPUBLIC OF PANAMA	1, 900, 000. 00	1, 366, 153. 96
	REPUBLIC OF PERU	3, 000, 000. 00	2, 567, 877. 00
	REPUBLIC OF PERU	2, 200, 000. 00	1, 802, 224. 16
	REPUBLIC OF PERU	1, 800, 000. 00	1, 325, 801. 88

	REPUBLIC OF PERU	1,500,000.00	892,687.20
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,600,000.00	1,541,236.64
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	900,000.00	615,885.75
	REPUBLIC OF PHILIPPINES	2,300,000.00	1,726,504.43
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,700,000.00	1,516,995.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,000,000.00	1,421,960.00
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,800,000.00	1,519,605.00
	REPUBLIC OF SRI LANKA	600,000.00	213,029.64
	REPUBLIC OF TURKEY	2,100,000.00	2,065,644.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,500,000.00	1,449,193.50
	REPUBLIC OF TURKEY	1,500,000.00	1,395,661.50
	REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000.00	2,662,072.00
	REPUBLIC OF TURKEY	2,000,000.00	1,816,184.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,400,000.00	1,386,434.00
	REPUBLIC OF TURKEY	3,300,000.00	3,379,662.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,500,000.00	1,326,540.00
	REPUBLIC OF TURKEY	400,000.00	399,175.20
	REPUBLIC OF TURKEY	1,300,000.00	1,217,468.20
	REPUBLIC OF TURKEY	1,000,000.00	809,000.00
	REPUBLIC OF TURKEY	1,100,000.00	910,387.50
	REPUBLIC OF TURKEY	600,000.00	492,840.00
	REPUBLIC OF TURKEY	2,100,000.00	2,087,179.50
	REPUBLIC OF TURKEY	500,000.00	417,197.50
	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2,000,000.00	2,000,158.80
	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2,100,000.00	2,072,210.70
	ROMANIA	1,500,000.00	1,600,860.00
	ROMANIA	1,500,000.00	1,035,108.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,000,000.00	988,000.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,100,000.00	2,030,267.40
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,400,000.00	1,423,569.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	4,100,000.00	4,121,967.80
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,100,000.00	2,109,483.60
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	600,000.00	556,674.00
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,400,000.00	2,578,617.60
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,200,000.00	991,300.80

	SAUDI INTERNATIONAL BOND	500,000.00	508,726.00	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,200,000.00	2,061,235.00	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,300,000.00	1,269,691.80	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,000,000.00	931,473.00	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	900,000.00	686,731.50	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,800,000.00	1,571,400.00	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	900,000.00	640,579.50	
	STATE OF QATAR	1,400,000.00	1,379,560.00	
	STATE OF QATAR	1,400,000.00	1,369,902.80	
	STATE OF QATAR	1,700,000.00	1,731,048.80	
	STATE OF QATAR	2,500,000.00	2,490,072.50	
	STATE OF QATAR	1,800,000.00	1,764,900.00	
	STATE OF QATAR	3,400,000.00	3,453,281.40	
	STATE OF QATAR	4,200,000.00	4,111,942.80	
	STATE OF QATAR	3,000,000.00	2,774,400.00	
	UAE INT'L GOVT BOND	1,800,000.00	1,797,323.40	
	UAE INT'L GOVT BOND	1,000,000.00	738,531.00	
	UKRAINE GOVERNMENT	2,000,000.00	372,624.00	
	UKRAINE GOVERNMENT	1,200,000.00	213,624.00	
	UKRAINE GOVERNMENT	2,100,000.00	357,945.00	
	UNITED MEXICAN STATES	1,800,000.00	1,763,769.42	
	UNITED MEXICAN STATES	1,100,000.00	984,317.51	
	UNITED MEXICAN STATES	1,600,000.00	1,337,061.28	
	UNITED MEXICAN STATES	1,000,000.00	961,058.30	
	UNITED MEXICAN STATES	2,200,000.00	2,103,646.16	
	UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	1,098,391.19	
	UNITED MEXICAN STATES	1,500,000.00	1,587,071.10	
	UNITED MEXICAN STATES	1,700,000.00	1,392,326.35	
	UNITED MEXICAN STATES	400,000.00	324,072.84	
	UNITED MEXICAN STATES	2,500,000.00	2,145,806.50	
	UNITED MEXICAN STATES	2,200,000.00	1,721,234.68	
	UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	876,767.97	
小計	銘柄数：150	286,764,267.00	221,040,461.63	
			(29,645,946,713)	
	組入時価比率：98.1%		100.0%	

合計		29,645,946,713	(29,645,946,713)
----	--	----------------	------------------

(注1)外貨建売証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建売証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年4月24日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	20,060,655	—	20,112,000	51,345
米ドル	20,060,655	—	20,112,000	51,345
売建	33,627,215	—	33,525,000	102,215
米ドル	33,627,215	—	33,525,000	102,215
合計	—	—	—	153,560

(注)時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2023年4月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	63,055,094
コール・ローン	10,381,684
社債券	9,063,589,759
未収入金	2,370,450
未収利息	112,294,224
前払費用	29,363,321
流動資産合計	9,281,054,532

資産合計	9,281,054,532
負債の部	
流動負債	
未払解約金	995,932
未払利息	4
流動負債合計	995,936
負債合計	995,936
純資産の部	
元本等	
元本	6,001,899,963
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,278,158,633
元本等合計	9,280,058,596
純資産合計	9,280,058,596
負債純資産合計	9,281,054,532

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年4月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.5462円
(10,000口当たり純資産額)	(15,462円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年4月23日 至 2023年4月24日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

○市場リスクの管理
 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
 ○信用リスクの管理
 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
 ○流動性リスクの管理
 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
	ん。
2. 時価の算定方法	
社債券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており
	ます。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年4月24日現在	
期首	2022年4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	6,760,861,257円
同期中における追加設定元本額	10,114,757,446円
同期中における一部解約元本額	10,873,718,740円
期末元本額	6,001,899,963円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・米国ハイ・イールド債券	528,465,982円
野村インデックスファンド・米国ハイ・イールド債券・為替ヘッジ型	203,486,719円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	2,684,694円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	2,375,674円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	11,810,147円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	2,110,972円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	11,096,695円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	3,154,491,701円
米国ハイ・イールド債券・インデックスF(適格機関投資家専用)	2,081,051,563円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)	4,325,816円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	1011778 BC / NEW RED FIN	50,000.00	50,046.30	
		1011778 BC / NEW RED FIN	110,000.00	101,838.26	
		1011778 BC / NEW RED FIN	100,000.00	92,909.53	
		1011778 BC / NEW RED FIN	70,000.00	62,060.67	

	1011778 BC / NEW RED FIN	180,000.00	154,968.94
	ABC SUPPLY CO INC	50,000.00	45,373.90
	ACCO BRANDS CORP	50,000.00	42,447.75
	ACRISURE LLC / FIN INC	80,000.00	67,358.77
	ACRISURE LLC / FIN INC	50,000.00	41,638.62
	ADAPTHEALTH LLC	20,000.00	16,343.75
	ADAPTHEALTH LLC	50,000.00	41,361.25
	ADIANT GLOBAL HOLDINGS	50,000.00	51,089.05
	ADIANT GLOBAL HOLDINGS	50,000.00	51,278.25
	ADT SEC CORP	70,000.00	61,744.90
	ADVANCED DRAINAGE SYSTEM	50,000.00	49,372.25
	ADVANTAGE SALES & MARKET	80,000.00	59,627.60
	AETHON UN/AETHIN UN FIN	50,000.00	48,689.73
	AFFINITY GAMING	50,000.00	45,075.75
	AG ISSUER LLC	50,000.00	46,804.64
	AG TTMT ESCROW ISSUER	50,000.00	50,995.82
	AIR CANADA	90,000.00	82,751.34
	ALBERTSONS COS LLC/SAFEW	50,000.00	49,482.50
	ALBERTSONS COS/SAFEWAY	150,000.00	140,572.50
	ALBERTSONS COS/SAFEWAY	150,000.00	144,735.52
	ALBERTSONS COS/SAFEWAY	120,000.00	105,596.76
	ALBERTSONS COS/SAFEWAY	80,000.00	74,472.40
	ALGONQUIN PWR & UTILITY	50,000.00	39,817.06
	ALLEGiant TRAVEL CO	50,000.00	49,443.75
	ALLEN MEDIA LLC/CO-ISSR	40,000.00	21,358.60
	ALLIANT HOLD / CO-ISSUER	80,000.00	73,229.80
	ALLIANT HOLD / CO-ISSUER	100,000.00	99,799.17
	ALLIANT HOLD/CO-ISSUER	100,000.00	93,671.23
	ALLIED UNI HLD / ALL FIN	200,000.00	173,172.64
	ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	100,000.00	97,271.86
	ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	150,000.00	139,486.14
	ALLISON TRANSMISSION INC	30,000.00	29,070.60
	ALLISON TRANSMISSION INC	100,000.00	84,593.19
	ALTICE FINANCING SA	200,000.00	158,858.86
	ALTICE FRANCE HOLDING SA	200,000.00	126,764.96

	ALTICE FRANCE SA	200,000.00	179,861.98
	ALTICE FRANCE SA	200,000.00	149,650.96
	ALTICE FRANCE SA	200,000.00	150,972.18
	AMBIENCE MERGER	60,000.00	33,656.70
	AMC ENTERTAINMENT HOLDIN	90,000.00	65,052.90
	AMC NETWORKS INC	100,000.00	68,050.41
	AMERICAN AIRLINES GROUP	60,000.00	55,738.27
	AMERICAN AIRLINES INC	200,000.00	218,778.80
	AMERICAN AIRLINES INC	50,000.00	48,237.03
	AMERICAN AIRLINES/AADVAN	450,000.00	425,987.23
	AMERICAN AXLE & MFG INC	40,000.00	33,047.68
	AMKOR TECHNOLOGY INC	50,000.00	50,168.20
	AMN HEALTHCARE INC	50,000.00	46,625.75
	AMWINS GROUP INC	80,000.00	72,726.80
	ANGI HOMESERVICES INC	40,000.00	31,482.53
	ANTERO MIDSTREAM PART/FI	30,000.00	30,749.91
	ANTERO MIDSTREAM PART/FI	50,000.00	48,245.70
	ANTERO MIDSTREAM PART/FI	50,000.00	48,312.24
	ANTERO RESOURCES CORP	50,000.00	46,526.80
	ANTERO RESOURCES MIDSTRE	80,000.00	74,827.44
	APACHE CORP	60,000.00	54,923.02
	APOLLO CMMRL REAL EST FI	50,000.00	37,037.00
	APX GROUP INC	40,000.00	39,816.62
	APX GROUP INC	80,000.00	71,097.96
	ARAMARK SERVICES INC	120,000.00	119,814.00
	ARCHES BUYER INC	80,000.00	67,914.14
	ARCHES BUYER INC	50,000.00	42,922.75
	ARCHROCK PARTNERS LP/FIN	50,000.00	48,912.83
	ARCHROCK PARTNERS LP/FIN	50,000.00	47,907.50
	ARCONIC CORP	40,000.00	40,042.92
	ARCONIC ROLLED PRODUCTS	80,000.00	78,679.52
	ARDAGH PKG FIN/HLDGS USA	200,000.00	186,211.90
	ARDAGH PKG FIN/HLDGS USA	200,000.00	165,734.34
	ARTERA SERVICES LLC	80,000.00	69,606.80
	ASBURY AUTOMOTIVE GROUP	70,000.00	62,463.52

	ASBURY AUTOMOTIVE GROUP	60,000.00	52,324.10
	ASCENT RESOURCES/ARU FIN	50,000.00	48,206.06
	ASGN INCORPORATED	40,000.00	36,743.53
	ASSURED PARTNERS INC	50,000.00	43,269.42
	ASTON MARTIN CAPITAL HOL	200,000.00	195,976.50
	AVANTOR FUNDING INC	110,000.00	102,456.60
	AVANTOR FUNDING INC	90,000.00	79,526.18
	AVIENT CORP	50,000.00	51,121.83
	AVIS BUDGET CAR/FINANCE	70,000.00	62,385.47
	AVIS BUDGET CAR/FINANCE	30,000.00	27,070.64
	AXALTA COAT/DUTCH HLD BV	150,000.00	142,908.75
	B&G FOODS INC	50,000.00	44,030.94
	BAFFINLAND IRON CORP/LP	50,000.00	48,007.61
	BALL CORP	100,000.00	103,606.30
	BALL CORP	100,000.00	82,665.50
	BALL CORP	100,000.00	82,563.44
	BAUSCH HEALTH COS INC	100,000.00	72,133.00
	BAUSCH HEALTH COS INC	80,000.00	55,288.40
	BAUSCH HEALTH COS INC	50,000.00	33,235.50
	BAUSCH HEALTH COS INC	180,000.00	145,800.00
	BCPE EMPIRE HOLDINGS INC	40,000.00	36,443.00
	BELLRING BRANDS INC	50,000.00	50,920.00
	BERRY GLOBAL ESCROW CORP	50,000.00	49,048.25
	BIG RIVER STEEL/BRS FIN	50,000.00	49,647.46
	BLACK KNIGHT INFOSERV LL	80,000.00	72,738.40
	BLOCK INC	120,000.00	107,437.59
	BLOCK INC	50,000.00	40,591.88
	BLUE RACER MID LLC/FINAN	50,000.00	50,303.75
	BOMBARDIER INC	100,000.00	99,845.52
	BOMBARDIER INC	100,000.00	99,931.12
	BOMBARDIER INC	70,000.00	66,558.28
	BOMBARDIER INC	100,000.00	99,924.00
	BOXER PARENT CO INC	50,000.00	50,053.76
	BOYD GAMING CORP	80,000.00	77,003.00
	BOYD GAMING CORP	70,000.00	63,768.36

	BOYNE USA INC	50,000.00	45,409.91
	BROADSTREET PARTNERS INC	40,000.00	34,530.82
	BROOKFIELD PPTY REIT INC	60,000.00	54,219.84
	BROOKFIELD PPTY REIT INC	70,000.00	56,603.43
	BROOKFIELD RESID PROPERT	50,000.00	45,931.50
	BROOKFIELD RESID PROPERT	30,000.00	23,224.80
	BUCKEYE PARTNERS LP	20,000.00	19,272.00
	BUCKEYE PARTNERS LP	50,000.00	45,489.64
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	70,000.00	64,934.61
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	30,000.00	26,208.74
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	100,000.00	99,551.70
	CABLE ONE INC	50,000.00	40,745.00
	CAESARS ENTERTAIN INC	120,000.00	104,339.13
	CAESARS ENTERTAIN INC	150,000.00	151,280.18
	CAESARS RESORT / FINCO	80,000.00	80,632.48
	CALIFORNIA RESOURCES CRP	50,000.00	50,534.50
	CALLON PETROLEUM	50,000.00	49,447.00
	CALLON PETROLEUM CO	50,000.00	47,188.50
	CALPINE CORP	120,000.00	111,491.92
	CALPINE CORP	130,000.00	119,460.62
	CALPINE CORP	40,000.00	34,628.92
	CALPINE CORP	80,000.00	67,232.93
	CALPINE CORP	50,000.00	42,196.31
	CALUMET SPECIALTY PROD	50,000.00	51,169.30
	CAMELOT FINANCE SA	50,000.00	47,298.43
	CAMELOT RETURN MERGER SU	80,000.00	76,327.20
	CARGO AIRCRAFT MANAGEMEN	50,000.00	44,914.25
	CARNIVAL CORP	50,000.00	52,129.55
	CARNIVAL CORP	100,000.00	91,111.61
	CARNIVAL CORP	300,000.00	248,189.76
	CARNIVAL CORP	80,000.00	81,629.68
	CARNIVAL CORP	210,000.00	181,241.29
	CARNIVAL CORP	150,000.00	118,827.58
	CARNIVAL CORP	100,000.00	94,541.44
	CARNIVAL HLDGS BM LTD	150,000.00	161,301.39

	CARVANA CO	130,000.00	54,421.34
	CARVANA CO	100,000.00	40,105.51
	CARVANA CO	250,000.00	133,492.17
	CATALENT PHARMA SOLUTION	30,000.00	28,243.95
	CATALENT PHARMA SOLUTION	50,000.00	41,705.50
	CATALENT PHARMA SOLUTION	50,000.00	41,744.52
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	300,000.00	285,733.29
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	250,000.00	215,123.65
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	200,000.00	167,725.68
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	250,000.00	203,789.92
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	300,000.00	240,388.65
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	100,000.00	78,400.62
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	200,000.00	152,525.52
	CD&R SMOKEY BUYER INC	50,000.00	43,824.42
	CDI ESCROW ISSUER INC	100,000.00	95,188.69
	CEC ENTERTAINMENT CO LLC	50,000.00	47,300.96
	CEDAR FAIR/CAN/MAGNUM/MI	80,000.00	79,757.84
	CENTRAL GARDEN & PET CO	50,000.00	42,381.47
	CENTURY COMMUNITIES	50,000.00	49,999.00
	CENTURY COMMUNITIES	50,000.00	43,176.95
	CENTURYLINK INC	100,000.00	66,840.00
	CHARLES RIVER LABORATORI	50,000.00	45,695.79
	CHARLES RIVER LABORATORI	50,000.00	44,073.67
	CHARLES RIVER LABORATORI	30,000.00	26,352.30
	CHART INDUSTRIES INC	100,000.00	102,676.00
	CHART INDUSTRIES INC	50,000.00	52,806.75
	CHEMOURS CO	80,000.00	71,513.26
	CHEMOURS CO	50,000.00	41,213.37
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	20,000.00	19,787.39
	CHESAPEAKE ESCROW ISSUER	50,000.00	47,797.89
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	150,000.00	148,675.57
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	200,000.00	183,640.86
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	50,000.00	49,540.18
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	80,000.00	56,028.01
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	150,000.00	132,254.70

	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	130,000.00	88,321.76
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	150,000.00	124,901.04
	CHURCHILL DOWNS INC	40,000.00	39,006.49
	CINEMARK USA INC	50,000.00	44,017.50
	CLARIV SCI HLD CORP	80,000.00	71,215.64
	CLARIV SCI HLD CORP	80,000.00	70,794.57
	CLEAN HARBORS INC	50,000.00	48,311.75
	CLEAN HARBORS INC	30,000.00	30,552.00
	CLEAR CHANNEL OUTDOOR HO	80,000.00	59,953.54
	CLEAR CHANNEL OUTDOOR HO	80,000.00	58,389.34
	CLEAR CHANNEL WORLDWIDE	100,000.00	90,239.15
	CLEARWAY ENERGY OP LLC	70,000.00	66,453.62
	CLEARWAY ENERGY OP LLC	70,000.00	59,923.95
	CLEVELAND-CLIFFS INC	50,000.00	50,815.80
	CLEVELAND-CLIFFS INC	50,000.00	48,954.74
	CLYDESDALE ACQUISITION	50,000.00	48,516.77
	CLYDESDALE ACQUISITION	110,000.00	100,361.42
	CNTRL PARENT/CDK GLB INC	60,000.00	58,894.40
	CNX RESOURCES CORP	30,000.00	28,195.22
	CNX RESOURCES CORP	50,000.00	48,705.11
	COGENT COMMUNICATIONS GR	50,000.00	46,152.01
	COINBASE GLOBAL INC	80,000.00	48,495.20
	COINBASE GLOBAL INC	80,000.00	43,857.60
	COLGATE ENERGY P	50,000.00	47,819.07
	COLT MERGER SUB INC	270,000.00	270,088.50
	COLT MERGER SUB INC	130,000.00	132,431.78
	COMMSCOPE FINANCE LLC	120,000.00	115,267.65
	COMMSCOPE FINANCE LLC	80,000.00	62,358.35
	COMMSCOPE INC	50,000.00	35,800.00
	COMMSCOPE INC	100,000.00	81,325.27
	COMPASS GROUP DIVERSIFIE	80,000.00	71,925.85
	COMPASS MINERALS INTERNA	40,000.00	38,340.20
	COMSTOCK RESOURCES INC	80,000.00	72,204.00
	COMSTOCK RESOURCES INC	100,000.00	85,291.50
	CONDOR MERGER SUB INC	150,000.00	123,151.81

CONDUENT BUS SERVICES	40,000.00	33,037.56
CONNECT FINCO SARL/CONNE	200,000.00	189,000.54
CONSENSUS CLOUD SOLUTION	50,000.00	44,920.75
CONSOLIDATED COMMUNICATI	50,000.00	38,439.66
CORECIVIC INC	50,000.00	50,702.50
CORELOGIC INC	50,000.00	39,850.25
COTY INC	50,000.00	48,474.74
COTY/HFC PRESTIGE/INT US	50,000.00	47,084.00
COVERT MERGECO INC	50,000.00	43,567.20
CP ATLAS BUYER INC	60,000.00	44,943.60
CRESCENT ENERGY FINANCE	50,000.00	47,810.25
CRESTWOOD MID PARTNER LP	70,000.00	66,756.94
CRESTWOOD MID PARTNER LP	70,000.00	66,091.72
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	50,000.00	43,804.10
CROWN AMER/CAP CORP VI	50,000.00	48,936.51
CROWN AMERICAS LLC	50,000.00	48,115.00
CSC HOLDINGS LLC	200,000.00	166,467.76
CSC HOLDINGS LLC	200,000.00	103,782.30
CSC HOLDINGS LLC	200,000.00	97,705.58
CSC HOLDINGS LLC	200,000.00	139,263.22
CURO GROUP HOLDINGS CORP	80,000.00	28,371.20
CUSHMAN & WAKEFIELD US	50,000.00	46,220.50
CVR ENERGY INC	50,000.00	48,215.30
CVR PARTNERS/CVR NITROGE	50,000.00	44,907.02
CWT TRAVEL GROUP INC	50,000.00	36,250.00
DARLING INGREDIENTS INC	30,000.00	29,304.37
DARLING INGREDIENTS INC	100,000.00	98,720.07
DAVITA INC	220,000.00	188,206.58
DAVITA INC	130,000.00	103,063.27
DEALER TIRE LLC/DT ISSR	30,000.00	27,833.38
DELTA AIR LINES INC	100,000.00	96,765.92
DELTA AIR LINES INC	56,000.00	58,857.60
DIAMOND BC BV	60,000.00	58,971.64
DIRECTV HOLDINGS/FING	300,000.00	267,536.64
DISH DBS CORP	150,000.00	114,809.71

	DISH DBS CORP	210,000.00	107,642.64
	DISH DBS CORP	200,000.00	143,368.26
	DISH NETWORK CORP	300,000.00	280,104.44
	DIVERSIFIED HEALTHCARE T	50,000.00	48,074.53
	DIVERSIFIED HEALTHCARE T	30,000.00	19,066.86
	DOMTAR CORP	60,000.00	52,153.48
	DORNOCH DEBT MERGER SUB	50,000.00	36,814.01
	DT MIDSTREAM INC	110,000.00	96,881.89
	DT MIDSTREAM INC	80,000.00	69,132.83
	DYCOM INDUSTRIES INC	50,000.00	45,426.50
	EARTHSTONE ENERGY HOL	50,000.00	48,793.71
	ECO MATERIAL TECH INC	50,000.00	47,786.79
	EDGEWELL PERSONAL CARE	30,000.00	28,875.00
	EDGEWELL PERSONAL CARE	70,000.00	62,346.20
	EDISON INTERNATIONAL	50,000.00	51,350.00
	EG GLOBAL FINANCE PLC	200,000.00	188,215.34
	ELANCO ANIMAL HEALTH INC	50,000.00	48,000.00
	ELASTIC NV	60,000.00	52,117.80
	ELEMENT SOLUTIONS INC	80,000.00	71,108.61
	EMBECTA CORP	40,000.00	34,468.00
	ENCINO ACQUISITION PARTN	60,000.00	53,639.40
	ENCOMPASS HEALTH CORP	50,000.00	46,502.47
	ENCOMPASS HEALTH CORP	80,000.00	72,938.94
	ENDURANCE ACQ MERGER	70,000.00	48,276.67
	ENERFLEX LTD	50,000.00	49,306.00
	ENERGIZER HOLDINGS INC	30,000.00	26,709.00
	ENERGIZER HOLDINGS INC	70,000.00	59,610.25
	ENLINK MIDSTREAM LLC	50,000.00	49,046.06
	ENLINK MIDSTREAM LLC	50,000.00	50,171.87
	ENSTAR FINANCE LLC	50,000.00	36,273.19
	ENTEGRIS ESCROW CORP	80,000.00	76,662.00
	ENTERCOM MEDIA CORP	50,000.00	3,923.50
	ENVIVA PARTNERS LP/FIN C	60,000.00	51,522.30
	EQM MIDSTREAM PARTNERS L	50,000.00	49,486.75
	EQM MIDSTREAM PARTNERS L	50,000.00	48,253.54

	EQM MIDSTREAM PARTNERS L	50,000.00	45,077.50
	EQM MIDSTREAM PARTNERS L	100,000.00	84,154.80
	EQM MIDSTREAM PARTNERS L	130,000.00	124,305.89
	EVERARC ESCROW SARL	50,000.00	41,153.75
	EVERGREEN ACQCO/TVI INC	40,000.00	39,144.40
	EXELA INTERMED/EXELA FIN	80,000.00	9,689.60
	FAIR ISAAC CORP	80,000.00	74,043.44
	FERRELLGAS ESCROW LLC/FG	50,000.00	46,297.02
	FERRELLGAS ESCROW LLC/FG	80,000.00	68,097.60
	FERTITTA ENTERTAINMENT	70,000.00	60,662.00
	FERTITTA ENTERTAINMENT	110,000.00	88,006.60
	FIRSTCASH INC	20,000.00	18,154.90
	FIRSTCASH INC	50,000.00	46,054.75
	FIRSTENERGY CORP	50,000.00	42,917.00
	FLUOR CORP	50,000.00	46,612.00
	FMG RESOURCES AUG 2006	30,000.00	28,556.99
	FMG RESOURCES AUG 2006	150,000.00	146,428.35
	FMG RESOURCES AUG 2006	100,000.00	97,609.05
	FORD MOTOR COMPANY	200,000.00	153,421.04
	FORD MOTOR COMPANY	250,000.00	236,251.95
	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	194,418.82
	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	185,607.80
	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	176,772.12
	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	188,301.86
	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	205,241.80
	FORTRESS TRANS & INFRAST	50,000.00	49,364.95
	FORTRESS TRANS & INFRAST	80,000.00	72,686.96
	FOXTROT ESCROW ISSUER	80,000.00	71,473.04
	FREEDOM MORTGAGE	50,000.00	38,992.41
	FREEDOM MORTGAGE CORP	16,000.00	14,648.25
	FREEDOM MORTGAGE CORP	100,000.00	83,355.00
	FRONT RANGE BIDCO INC	100,000.00	75,598.58
	FRONTIER COMMUNICATIONS	80,000.00	72,881.07
	FRONTIER COMMUNICATIONS	100,000.00	86,792.29
	FRONTIER COMMUNICATIONS	110,000.00	86,217.56

	FRONTIER COMMUNICATIONS	40,000.00	30,063.70
	FRONTIER COMMUNICATIONS	80,000.00	60,421.66
	FRONTIER COMMUNICATIONS	120,000.00	117,670.89
	FRONTIER COMMUNICATIONS	70,000.00	67,812.22
	FRST STU BID/FRST TRANS	60,000.00	51,857.02
	FTAI INFRA ESC HLDGS LLC	50,000.00	50,450.00
	GAP INC/THE	80,000.00	55,898.76
	GAP INC/THE	60,000.00	41,327.13
	GARDA WORLD SECURITY	50,000.00	45,672.66
	GARDA WORLD SECURITY	100,000.00	80,765.50
	GARTNER INC	70,000.00	65,793.85
	GARTNER INC	50,000.00	44,424.00
	GARTNER INC	50,000.00	43,941.99
	GATES GLOBAL LLC	30,000.00	29,585.85
	GCI LLC	50,000.00	43,363.37
	GENESIS ENERGY LP/FIN	80,000.00	78,889.49
	GENESIS ENERGY LP/FIN	50,000.00	49,298.50
	GENESIS ENERGY LP/FIN	30,000.00	30,177.67
	GENWORTH MORTGAGE HLDING	50,000.00	48,929.75
	GFL ENVIRONMENTAL INC	30,000.00	29,149.68
	GFL ENVIRONMENTAL INC	50,000.00	48,035.94
	GFL ENVIRONMENTAL INC	50,000.00	45,312.94
	GFL ENVIRONMENTAL INC	100,000.00	89,962.06
	GFL ENVIRONMENTAL INC	50,000.00	46,222.15
	GFL ENVIRONMENTAL INC	50,000.00	45,094.86
	GLATFELTER	60,000.00	41,933.40
	GLOBAL ATLANTIC	50,000.00	40,096.43
	GLOBAL MEDICAL RESPONSE	50,000.00	30,930.50
	GLOBAL NET LEASE/GLOBAL	50,000.00	38,281.28
	GO DADDY OPCO/FINCO	40,000.00	38,542.08
	GO DADDY OPCO/FINCO	80,000.00	69,373.11
	GOEASY LTD	50,000.00	47,639.50
	GOODYEAR TIRE & RUBBER	50,000.00	51,407.35
	GOODYEAR TIRE & RUBBER	70,000.00	61,851.97
	GOODYEAR TIRE & RUBBER	50,000.00	43,479.92

	GOODYEAR TIRE & RUBBER	50,000.00	42,920.00
	GPC MERGER SUB INC	30,000.00	26,202.94
	GRAFTECH FINANCE INC	50,000.00	41,791.01
	GRAND CANYON UNIVERSITY	45,000.00	42,525.00
	GRAY ESCROW II INC	100,000.00	65,315.52
	GRAY ESCROW INC	50,000.00	41,647.08
	GRAY TELEVISION INC	100,000.00	65,712.21
	GRIFFON CORPORATION	80,000.00	72,814.92
	GROUP 1 AUTOMOTIVE INC	80,000.00	70,452.33
	GRUBHUB HOLDINGS INC	40,000.00	29,010.00
	GUITAR CENTER INC	50,000.00	44,051.25
	GULFPORT ENERGY OP CORP	50,000.00	49,548.00
	H&E EQUIPMENT SERVICES	100,000.00	86,870.57
	HANESBRANDS INC	50,000.00	50,696.30
	HARVEST MIDSTREAM I LP	50,000.00	49,024.50
	HAT HOLDINGS I LLC/HAT	80,000.00	70,570.03
	HAWAIIAN BRAND INTELLECT	100,000.00	92,601.81
	HEALTHEQUITY INC	50,000.00	44,962.50
	HERBALIFE/HLF FINANCING	50,000.00	47,542.36
	HERC HOLDINGS INC	80,000.00	76,852.41
	HERTZ CORP/THE	50,000.00	44,441.00
	HERTZ CORP/THE	80,000.00	64,238.40
	HESS MIDSTREAM	60,000.00	59,030.40
	HESS MIDSTREAM OPERATION	70,000.00	61,663.00
	HESS MIDSTREAM PARTNERS	50,000.00	47,478.00
	HILCORP ENERGY I/HILCORP	50,000.00	46,433.68
	HILCORP ENERGY I/HILCORP	70,000.00	65,450.00
	HILCORP ENERGY I/HILCORP	50,000.00	46,437.50
	HILCORP ENERGY I/HILCORP	50,000.00	46,552.97
	HILTON DOMESTIC OPERATIN	100,000.00	99,641.29
	HILTON DOMESTIC OPERATIN	150,000.00	134,193.64
	HILTON DOMESTIC OPERATIN	80,000.00	70,269.61
	HILTON DOMESTIC OPERATIN	120,000.00	101,616.51
	HILTON GRAND VAC BOR ESC	50,000.00	45,053.91
	HILTON GRAND VAC BOR ESC	50,000.00	43,504.93

HLF FIN SARL LLC/HERBALI	30,000.00	22,432.80
HOLLY NRG PRTRN/FIN CORP	50,000.00	46,641.50
HOLOGIC INC	90,000.00	80,115.75
HOME POINT CAPITAL INC	40,000.00	33,641.00
HOSPITALITY PROP TRUST	50,000.00	47,724.88
HOWARD HUGHES CORP	50,000.00	45,249.25
HOWARD HUGHES CORP	50,000.00	42,084.00
HOWARD HUGHES CORP	70,000.00	56,858.90
HOWMET AEROSPACE INC	34,000.00	34,949.92
HOWMET AEROSPACE INC	70,000.00	61,925.40
HUB INTERNATIONAL LTD	120,000.00	119,416.29
HUB INTERNATIONAL LTD	50,000.00	44,057.87
HUBBAY MINERALS INC	80,000.00	74,040.00
HUBBAY MINERALS INC	50,000.00	47,197.50
HUNT COS INC	40,000.00	30,975.62
ICAHN ENTERPRISES/FIN	100,000.00	98,488.01
ICAHN ENTERPRISES/FIN	80,000.00	78,319.36
ICAHN ENTERPRISES/FIN	110,000.00	103,009.53
ICAHN ENTERPRISES/FIN	70,000.00	60,911.55
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	50,000.00	43,439.76
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	110,000.00	75,417.54
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	40,000.00	32,323.46
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	50,000.00	40,268.43
II-VI INC	80,000.00	71,403.63
ILIAD HOLDING SAS	200,000.00	192,326.68
IMOLA MERGER CORP	150,000.00	130,810.50
INGEVITY CORP	60,000.00	52,272.00
INTELLIGENT PACKAGING	50,000.00	41,825.69
INTELSAT JACKSON HLDG	250,000.00	230,234.37
INTERNATIONAL GAME TECH	200,000.00	191,077.76
IRB HOLDING CORP	50,000.00	50,325.95
IRON MOUNTAIN INC	70,000.00	65,118.41
IRON MOUNTAIN INC	50,000.00	44,998.89
IRON MOUNTAIN INC	100,000.00	91,126.96
IRON MOUNTAIN INC	50,000.00	43,082.98

IRON MOUNTAIN INC	100,000.00	89,597.11
IRON MOUNTAIN INFO MGMT	50,000.00	43,505.90
ITT HOLDINGS LLC	100,000.00	81,703.69
JACOBS ENTERTAINMENT INC	50,000.00	43,295.88
JAGUAR LAND ROVER AUTOMO	200,000.00	172,681.82
JANE STREET GRP/JSG FIN	50,000.00	44,815.55
JAZZ SECURITIES DAC	200,000.00	182,496.30
JB POINDEXTER & CO INC	50,000.00	47,993.00
KAISER ALUMINUM CORP	70,000.00	60,665.26
KCA DEUTAG UK FINANCE PL	50,000.00	49,925.00
KENNEDY-WILSON INC	30,000.00	24,103.50
KENNEDY-WILSON INC	130,000.00	101,319.40
KINETIK HOLDINGS LP	90,000.00	86,538.60
KOHL'S CORPORATION	50,000.00	34,566.00
KRONOS ACQ / KIK CUSTOM	60,000.00	52,087.04
L BRANDS INC	50,000.00	51,138.70
L BRANDS INC	80,000.00	76,764.30
LABL INC	50,000.00	49,415.30
LABL INC	50,000.00	47,404.91
LABL INC	50,000.00	45,796.87
LADDER CAP FIN LLLP/CORP	50,000.00	41,327.41
LADDER CAP FIN LLLP/CORP	60,000.00	45,969.66
LAMAR MEDIA CORP	50,000.00	46,008.04
LAMAR MEDIA CORP	70,000.00	62,368.46
LAMAR MEDIA CORP	30,000.00	25,706.10
LAMB WESTON HLD	100,000.00	97,698.42
LAMB WESTON HLD	30,000.00	27,285.84
LAMB WESTON HLD	50,000.00	45,388.58
LAS VEGAS SANDS CORP	100,000.00	96,658.16
LAS VEGAS SANDS CORP	150,000.00	141,955.41
LAS VEGAS SANDS CORP	50,000.00	46,753.95
LAS VEGAS SANDS CORP	60,000.00	54,446.15
LBM ACQUISITION LLC	80,000.00	62,809.92
LCM INVESTMENTS HOLDINGS	80,000.00	67,026.69
LCPR SR SECURED FIN DAC	200,000.00	190,470.00

	LD HOLDINGS GROUP LLC	60,000.00	42,665.94
	LD HOLDINGS GROUP LLC	40,000.00	22,859.80
	LEVEL 3 FINANCING INC	80,000.00	64,872.00
	LEVEL 3 FINANCING INC	70,000.00	45,128.94
	LEVEL 3 FINANCING INC	100,000.00	61,180.96
	LEVEL 3 FINANCING INC	100,000.00	58,459.24
	LEVEL 3 FINANCING INC	50,000.00	29,549.00
	LEVEL 3 FINANCING INC	50,000.00	37,235.00
	LEVEL 3 FING INC	148,000.00	143,199.21
	LEVI STRAUSS & CO	50,000.00	41,576.75
	LIBERTY MUTUAL GROUP INC	50,000.00	40,541.50
	LIFE TIME INC	80,000.00	77,944.75
	LIFEPOINT HEALTH INC	50,000.00	47,115.04
	LIFEPOINT HEALTH INC	50,000.00	41,830.04
	LIFEPOINT HEALTH INC	50,000.00	29,244.64
	LIONS GATE CAPITAL HOLD	80,000.00	56,728.00
	LITHIA MOTORS INC	50,000.00	42,809.18
	LITHIA MOTORS INC	50,000.00	42,826.75
	LIVE NATION ENTERTAINMEN	100,000.00	100,184.20
	LIVE NATION ENTERTAINMEN	80,000.00	74,175.20
	LIVE NATION ENTERTAINMEN	50,000.00	44,710.74
	LOGAN MERGER SUB INC	70,000.00	38,819.15
	LPL HOLDINGS INC	80,000.00	72,735.06
	LSB INDUSTRIES	60,000.00	52,408.80
	LSF9 ATL HLDG/VICTRA FIN	80,000.00	74,212.06
	MACY'S RETAIL HLDGS LLC	50,000.00	45,591.50
	MADISON IAQ LLC	50,000.00	43,547.86
	MADISON IAQ LLC	110,000.00	84,735.21
	MAGIC MERGERCO INC	80,000.00	65,520.00
	MAGIC MERGERCO INC	110,000.00	72,875.00
	MAJORDRIVE HOLDINGS IV L	50,000.00	39,547.50
	MALLINCKRODT FIN/SB	50,000.00	39,000.00
	MARRIOTT OWNERSHIP RESOR	30,000.00	25,910.08
	MASONITE INTERNATIONAL C	50,000.00	48,263.00
	MATADOR RESOURCES CO	50,000.00	48,673.79

MATCH GROUP HLD II LLC	100,000.00	81,500.00
MATCH GROUP INC	30,000.00	27,496.05
MATTAMY GROUP CORP	30,000.00	27,724.16
MATTAMY GROUP CORP	70,000.00	61,254.39
MATTEL INC	100,000.00	93,893.65
MATTEL INC	50,000.00	44,728.88
MAUSER PACKAGING SOLUT	220,000.00	221,514.92
MAUSER PACKAGING SOLUT	130,000.00	121,357.45
MAV ACQUISITION CORP	80,000.00	70,461.25
MAV ACQUISITION CORP	50,000.00	42,578.50
MEG ENERGY CORP	50,000.00	51,170.00
MEG ENERGY CORP	50,000.00	47,696.00
MELCO RESORTS FINANCE	200,000.00	184,258.02
MERCER INTL INC	80,000.00	66,458.16
METHANEX CORP	50,000.00	47,896.17
METHANEX CORP	70,000.00	65,256.76
METIS MERGER SUB LLC	70,000.00	59,568.00
MGIC INVESTMENT CORP	50,000.00	47,482.50
MGM CHINA HOLDINGS LTD	200,000.00	181,690.00
MGM RESORTS INTL	50,000.00	50,310.95
MGM RESORTS INTL	50,000.00	49,802.98
MGM RESORTS INTL	83,000.00	80,362.50
MGM RESORTS INTL	50,000.00	46,102.50
MICROSTRATEGY INC	50,000.00	44,566.00
MIDAS OPCO HOLDINGS LLC	80,000.00	69,522.00
MIDWEST GAMING BORROWER	50,000.00	44,188.71
MILLENNIUM ESCROW CORP	80,000.00	54,812.29
MINERAL RESOURCES LTD	30,000.00	30,182.31
MINERAL RESOURCES LTD	50,000.00	51,199.25
MINERAL RESOURCES LTD	70,000.00	71,878.10
MINERVA MERGER SUB INC	180,000.00	146,034.58
MIWD HLDCO II/MIWD FIN	50,000.00	42,073.25
MODIVCARE ESCROW ISSUER	50,000.00	41,069.29
MODIVCARE INC	20,000.00	19,319.80
MOHEGAN GAMING & ENT	110,000.00	98,564.95

	MOLINA HEALTHCARE INC	80,000.00	73,701.13
	MOLINA HEALTHCARE INC	70,000.00	60,881.77
	MOLINA HEALTHCARE INC	60,000.00	50,650.78
	MOOG INC	50,000.00	46,921.23
	MOZART DEBT MERGER SUB	360,000.00	312,801.73
	MOZART DEBT MERGER SUB	200,000.00	171,322.52
	MPH ACQUISITION HOLDINGS	70,000.00	54,802.53
	MPH ACQUISITION HOLDINGS	100,000.00	69,173.57
	MPT OPER PARTNERSP/FINL	120,000.00	87,708.81
	MPT OPER PARTNERSP/FINL	60,000.00	40,061.84
	MURPHY OIL CORP	50,000.00	49,151.02
	MURPHY OIL USA INC	30,000.00	27,909.75
	MURPHY OIL USA INC	50,000.00	42,676.75
	NABORS INDUSTRIES INC	50,000.00	48,580.00
	NABORS INDUSTRIES INC	60,000.00	58,734.30
	NABORS INDUSTRIES LTD	40,000.00	37,770.18
	NATIONSTAR MTG HLD INC	50,000.00	46,674.00
	NATIONSTAR MTG HLD INC	50,000.00	43,611.97
	NATIONSTAR MTG HLD INC	50,000.00	39,928.85
	NATIONSTAR MTG HLD INC	50,000.00	40,697.75
	NAVIENT CORP	50,000.00	48,179.80
	NAVIENT CORP	50,000.00	44,205.50
	NAVIENT CORP	50,000.00	42,145.60
	NAVIENT CORP	50,000.00	42,054.39
	NCL CORPORATION LTD	50,000.00	46,769.82
	NCL CORPORATION LTD	150,000.00	127,478.02
	NCL CORPORATION LTD	80,000.00	74,845.78
	NCL CORPORATION LTD	50,000.00	50,083.15
	NCL CORPORATION LTD	60,000.00	50,567.92
	NCR CORP	50,000.00	48,955.73
	NCR CORP	50,000.00	44,053.51
	NCR CORP	100,000.00	86,573.95
	NCR CORP	40,000.00	39,326.07
	NECESS RETAIL/AFIN OP LP	50,000.00	37,073.45
	NEPTUNE BIDCO US INC	220,000.00	205,764.90

	NESCO HOLDINGS II INC	80,000.00	71,916.80
	NEW ENTERPRISE STONE & L	50,000.00	44,681.75
	NEW FORTRESS ENERGY INC	80,000.00	75,880.80
	NEW FORTRESS ENERGY INC	130,000.00	120,168.75
	NEWELL BRANDS INC	50,000.00	48,732.50
	NEWELL BRANDS INC	30,000.00	29,737.13
	NEWELL BRANDS INC	50,000.00	49,884.00
	NEWS CORP	80,000.00	71,385.60
	NEWS CORP	50,000.00	46,215.89
	NEXSTAR BROADCASTING INC	70,000.00	62,068.17
	NEXSTAR ESCROW INC	160,000.00	150,455.64
	NEXTERA ENERGY OPERATING	100,000.00	93,383.00
	NFP CORP	180,000.00	156,823.48
	NFP CORP	50,000.00	45,182.43
	NGL ENRGY OP/FIN CORP	180,000.00	173,084.04
	NISSAN MOTOR ACCEPTANCE	70,000.00	60,178.16
	NISSAN MOTOR ACCEPTANCE	50,000.00	41,811.69
	NISSAN MOTOR CO	200,000.00	187,629.24
	NISSAN MOTOR CO	200,000.00	184,165.26
	NISSAN MOTOR CO	200,000.00	176,744.88
	NMG HLDGO/NEIMAN MARCUS	80,000.00	73,895.08
	NORDSTROM INC	40,000.00	31,575.00
	NORTHERN OIL AND GAS INC	60,000.00	59,790.30
	NORTHRIVER MIDSTREAM FIN	50,000.00	47,174.75
	NORTONLIFELOCK INC	80,000.00	80,293.44
	NORTONLIFELOCK INC	50,000.00	50,657.05
	NOVELIS CORP	50,000.00	45,666.38
	NOVELIS CORP	150,000.00	136,109.37
	NOVELIS CORP	50,000.00	41,794.30
	NRG ENERGY INC	50,000.00	48,618.01
	NRG ENERGY INC	70,000.00	59,061.67
	NRG ENERGY INC	50,000.00	46,175.63
	NRG ENERGY INC	80,000.00	64,209.14
	NRG ENERGY INC	90,000.00	71,465.81
	NUSTAR LOGISTICS LP	50,000.00	49,052.76

	NUSTAR LOGISTICS LP	50,000.00	48,685.67
	NUSTAR LOGISTICS LP	50,000.00	47,783.25
	OCCIDENTAL PETROLEUM COR	100,000.00	101,086.95
	OCCIDENTAL PETROLEUM COR	50,000.00	50,409.50
	OCCIDENTAL PETROLEUM COR	200,000.00	235,821.00
	OCCIDENTAL PETROLEUM COR	100,000.00	104,156.50
	OCCIDENTAL PETROLEUM COR	100,000.00	111,343.50
	OCCIDENTAL PETROLEUM COR	100,000.00	105,715.00
	OLIN CORP	50,000.00	48,431.68
	ON SEMICONDUCTOR CORP	40,000.00	35,951.50
	ONEMAIN FINANCE CORP	150,000.00	126,957.75
	ONEMAIN FINANCE CORP	100,000.00	80,095.50
	ONEMAIN FINANCE CORP	70,000.00	52,428.60
	OPEN TEXT CORP	50,000.00	43,906.04
	OPEN TEXT HOLDINGS INC	70,000.00	59,834.14
	OPEN TEXT/OPEN TEXT HOLD	100,000.00	83,998.88
	OPEN TEXT/OPEN TEXT HOLD	50,000.00	41,676.90
	OPTION CARE HEALTH INC	40,000.00	35,829.60
	ORGANON FINANCE 1 LLC	200,000.00	182,525.16
	ORGANON FINANCE 1 LLC	200,000.00	176,567.34
	OSCAR ACQUISITIONCO LLC	50,000.00	43,922.50
	OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	50,000.00	45,826.96
	OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	60,000.00	50,769.60
	OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	30,000.00	25,281.51
	OWENS & MINOR INC	30,000.00	23,664.35
	OWENS & MINOR INC	50,000.00	42,700.75
	OWENS-BROCKWAY	35,000.00	34,860.86
	PACTIV EVERGREEN GROUP	100,000.00	89,802.50
	PACTIV EVERGREEN GROUP	30,000.00	26,362.95
	PANTHER BF AGGREGATOR 2	74,000.00	73,754.11
	PANTHER BF AGGREGATOR 2	160,000.00	161,626.14
	PARAMOUNT GLOBAL	100,000.00	85,235.00
	PARK INTERMED HOLDINGS	50,000.00	50,316.00
	PARK INTERMED HOLDINGS	50,000.00	46,283.00
	PARK INTERMED HOLDINGS	50,000.00	43,695.00

	PARKLAND CORP/CANADA	50,000.00	43,870.50	
	PARKLAND CORP/CANADA	80,000.00	70,018.40	
	PARKLAND FUEL CORP	50,000.00	48,596.08	
	PATTERN ENERGY OP LP/PAT	50,000.00	46,164.38	
	PBF HOLDING CO LLC	80,000.00	74,716.80	
	PECF USS INTERMEDIATE HO	40,000.00	26,418.00	
	PENNYMAC FIN SVCS INC	80,000.00	74,891.49	
	PENNYMAC FIN SVCS INC	50,000.00	40,601.61	
	PENNYMAC FIN SVCS INC	50,000.00	41,181.80	
	PENSKE AUTOMOTIVE GROUP	50,000.00	47,884.50	
	PENSKE AUTOMOTIVE GROUP	50,000.00	43,417.32	
	PERFORMANCE FOOD GROUP I	70,000.00	68,338.10	
	PERFORMANCE FOOD GROUP I	80,000.00	71,630.11	
	PG&E CORP	80,000.00	75,304.25	
	PG&E CORP	80,000.00	73,329.39	
	PGT INNOVATIONS INC	50,000.00	45,038.54	
	PHOTO HOLDINGS MERGER SU	80,000.00	33,102.00	
	PICARD MIDCO INC	320,000.00	286,103.74	
	PICASSO FINANCE SUB INC	50,000.00	49,684.78	
	PIKE CORP	70,000.00	61,651.63	
	PLAYTIKA HOLDING CORP	50,000.00	43,047.76	
	PM GENERAL PURCHASER LLC	30,000.00	27,817.85	
	POLYONE CORP	50,000.00	49,795.64	
	POST HOLDINGS INC	80,000.00	74,706.30	
	POST HOLDINGS INC	150,000.00	132,687.94	
	POST HOLDINGS INC	120,000.00	104,119.20	
	PREMIER ENTERTAINMENT SU	50,000.00	36,355.06	
	PREMIER ENTERTAINMENT SU	80,000.00	57,122.00	
	PRESIDIO HOLDING INC	50,000.00	47,251.52	
	PRESIDIO HOLDING INC	50,000.00	47,201.74	
	PRESTIGE BRANDS INC	40,000.00	33,644.62	
	PRIME HEALTHCARE SERVICE	80,000.00	71,765.01	
	PRIME SECSRVC BRW/FINANC	50,000.00	49,590.10	
	PRIME SECSRVC BRW/FINANC	100,000.00	98,962.82	
	PRIME SECSRVC BRW/FINANC	80,000.00	71,143.29	

	PRIME SECSRVC BRW/FINANC	100,000.00	94,372.77
	PRIMO WATER HOLDINGS INC	50,000.00	44,045.25
	PROG HOLDINGS INC	70,000.00	61,666.85
	PTC INC	60,000.00	55,397.34
	QUICKEN LOANS LLC/QUICKN	50,000.00	41,800.00
	QUICKEN LOANS LLC/QUICKN	80,000.00	64,491.04
	QVC INC	50,000.00	26,606.00
	QVC INC	50,000.00	25,673.50
	RACKSPACE TECHNOLOGY	50,000.00	22,630.24
	RACKSPACE TECHNOLOGY	40,000.00	12,493.56
	RADIATE HOLDCO / FINANCE	80,000.00	63,249.63
	RADIATE HOLDCO / FINANCE	80,000.00	39,876.00
	RADIOLOGY PARTNERS INC	50,000.00	25,808.75
	RAKUTEN GROUP INC	200,000.00	108,000.00
	RAND PARENT LLC	70,000.00	64,107.42
	RANGE RESOURCES CORP	30,000.00	31,243.05
	RANGE RESOURCES CORP	50,000.00	45,826.25
	REAL HERO MERGER SUB 2	50,000.00	37,428.50
	REALOGY GROUP/CO-ISSUER	80,000.00	59,124.00
	REALOGY GROUP/CO-ISSUER	70,000.00	49,576.92
	REGIONALCARE/LIFEPOINT	120,000.00	95,248.44
	RHP HOTEL PPTY/ RHP FINA	50,000.00	47,230.12
	RHP HOTEL PPTY/RHP FINAN	60,000.00	54,040.62
	RITCHIE BROS AUCTIONEERS	50,000.00	51,310.79
	RITCHIE BROS AUCTIONEERS	50,000.00	52,865.00
	RITE AID CORP	70,000.00	35,627.90
	RITHM CAPITAL CORP	50,000.00	44,551.75
	RLJ LODGING TRUST LP	30,000.00	27,597.76
	RLJ LODGING TRUST LP	30,000.00	25,155.45
	ROBLOX CORP	80,000.00	67,772.00
	ROCKCLIFF ENERGY II LLC	80,000.00	70,993.13
	ROCKET SOFTWARE INC	40,000.00	32,030.72
	ROCKETMTGE CO-ISSUER INC	100,000.00	88,843.13
	ROCKETMTGE CO-ISSUER INC	100,000.00	78,175.50
	ROCKIES EXPRESS PIPELINE	50,000.00	46,176.00

	ROLLER BEARING CO OF AME	50,000.00	44,702.66
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES	102,000.00	108,200.98
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES	50,000.00	44,243.65
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES	100,000.00	91,468.20
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES	100,000.00	87,952.00
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES	100,000.00	105,642.90
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES	100,000.00	87,389.02
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES	100,000.00	104,813.10
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES	70,000.00	74,120.90
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES	50,000.00	49,963.81
	RP ESCROW ISSUER LLC	60,000.00	42,683.90
	SABRE GLBL INC	80,000.00	74,923.20
	SABRE GLBL INC	50,000.00	44,611.00
	SABRE GLBL INC	40,000.00	36,075.00
	SANDS CHINA LTD	200,000.00	196,181.76
	SANDS CHINA LTD	200,000.00	176,042.52
	SANDS CHINA LTD	200,000.00	195,447.40
	SBA COMMUNICATIONS CORP	130,000.00	121,496.98
	SBA COMMUNICATIONS CORP	130,000.00	111,668.94
	SC GAMES HOLDIN/US FINCO	80,000.00	71,312.85
	SCIENTIFIC GAMES INTERNA	50,000.00	50,923.25
	SCIENTIFIC GAMES INTERNA	50,000.00	50,134.25
	SCIENTIFIC GAMES INTERNA	50,000.00	50,301.75
	SCIH SALT HOLDINGS INC	100,000.00	89,806.63
	SCIH SALT HOLDINGS INC	60,000.00	49,993.32
	SCRIPPS ESCROW II INC	40,000.00	31,336.00
	SEAGATE HDD CAYMAN	40,000.00	35,269.34
	SEAGATE HDD CAYMAN	80,000.00	88,896.32
	SEALED AIR CORP	80,000.00	80,359.84
	SEASPAN CORP	70,000.00	56,378.70
	SEAWORLD PARKS & ENTERTA	60,000.00	54,161.40
	SELECT MEDICAL CORP	100,000.00	98,227.57
	SENSATA TECHNOLOGIES INC	200,000.00	173,655.49
	SERVICE CORP INTL	50,000.00	48,000.00
	SERVICE CORP INTL	50,000.00	42,121.09

SERVICE CORP INTL	80,000.00	69,672.00	
SERVICE PROPERTIES TRUST	50,000.00	48,794.90	
SILGAN HOLDINGS INC	50,000.00	46,732.75	
SIMMONS FOOD INC/SIMMONS	60,000.00	49,765.80	
SINCLAIR TELEVISION GROU	60,000.00	46,746.00	
SINCLAIR TELEVISION GROU	60,000.00	47,268.30	
SIRIUS XM RADIO INC	80,000.00	71,538.00	
SIRIUS XM RADIO INC	150,000.00	126,955.23	
SIRIUS XM RADIO INC	100,000.00	88,946.01	
SIRIUS XM RADIO INC	150,000.00	119,833.74	
SIRIUS XM RADIO INC	100,000.00	75,824.60	
SLM CORP	20,000.00	18,086.13	
SLM CORP	50,000.00	43,125.00	
SONIC AUTOMOTIVE INC	70,000.00	59,751.65	
SONIC AUTOMOTIVE INC	30,000.00	24,421.83	
SOUTHWESTERN ENERGY	40,000.00	37,456.52	
SOUTHWESTERN ENERGY CO	90,000.00	83,520.72	
SOUTHWESTERN ENERGY CO	100,000.00	87,152.84	
SPECIALTY BUILDING PRODU	50,000.00	45,456.75	
SPECTRUM BRANDS INC	50,000.00	41,971.00	
SPIRIT AEROSYSTEMS INC	80,000.00	79,577.40	
SPIRIT AEROSYSTEMS INC	40,000.00	33,614.36	
SPIRIT AEROSYSTEMS INC	80,000.00	86,341.04	
SPRINGLEAF FINANCE CORP	100,000.00	83,679.72	
SPX FLOW INC	50,000.00	41,950.25	
SRM ESCROW ISSUER LLC	70,000.00	65,051.00	
SRS DISTRIBUTION INC	50,000.00	43,771.49	
SRS DISTRIBUTION INC	80,000.00	65,292.80	
SS&C TECHNOLOGIES INC	150,000.00	145,315.98	
STANDARD INDUSTRIES INC	120,000.00	103,444.73	
STANDARD INDUSTRIES INC	100,000.00	78,926.34	
STAPLES INC	180,000.00	153,414.84	
STAPLES INC	80,000.00	55,074.04	
STARWOOD PROPERTY TRUST	50,000.00	42,933.50	
STATION CASINOS LLC	50,000.00	45,482.50	

	STATION CASINOS LLC	50,000.00	42,884.50
	STERICYCLE INC	30,000.00	29,822.67
	STERICYCLE INC	70,000.00	62,140.05
	STRATHCONA RESOURCES	60,000.00	51,841.50
	STUDIO CITY FINANCE LTD	200,000.00	183,364.24
	SUBURBAN PROPANE PARTNRS	80,000.00	70,072.00
	SUMMIT MATERIALS LLC/FIN	50,000.00	47,299.75
	SUMMIT MID HLDS LLC / FI	80,000.00	76,885.20
	SUNCOKE ENERGY INC	50,000.00	44,228.50
	SUNOCO LP/FINANCE CORP	50,000.00	49,793.00
	SUNOCO LP/FINANCE CORP	80,000.00	72,190.17
	SUNOCO LP/FINANCE CORP	50,000.00	44,926.00
	SUPERIOR PLUS/GEN PRTR	50,000.00	44,798.63
	SWF ESCROW ISSUER CORP	70,000.00	43,710.10
	SYNCHRONY FINANCIAL	80,000.00	73,561.98
	SYNEOS HEALTH INC	50,000.00	41,016.00
	TALLGRASS NRG PRTR/FIN	50,000.00	50,683.50
	TALLGRASS NRG PRTR/FIN	50,000.00	44,701.75
	TALLGRASS NRG PRTR/FIN	50,000.00	44,471.20
	TAP ROCK RESOURCES LLC	50,000.00	47,922.75
	TAYLOR MORRISON COMM	50,000.00	47,000.00
	TEGNA INC	200,000.00	177,749.50
	TEGNA INC	30,000.00	26,512.65
	TELEFLEX INC	50,000.00	46,975.00
	TELESAT CANADA/TELESAT L	50,000.00	28,606.00
	TEMPUR SEALY INTL INC	80,000.00	69,696.44
	TEMPUR SEALY INTL INC	50,000.00	41,370.00
	TENET HEALTHCARE CORP	50,000.00	49,417.07
	TENET HEALTHCARE CORP	200,000.00	196,271.12
	TENET HEALTHCARE CORP	120,000.00	118,873.22
	TENET HEALTHCARE CORP	100,000.00	96,722.34
	TENET HEALTHCARE CORP	50,000.00	46,872.00
	TENET HEALTHCARE CORP	200,000.00	192,683.92
	TENET HEALTHCARE CORP	130,000.00	118,203.61
	TENET HEALTHCARE CORP	100,000.00	90,552.69

TENET HEALTHCARE CORP	200,000.00	197,960.52
TEREX CORP	50,000.00	46,765.00
TERRAFORM POWER OPERATIN	60,000.00	54,845.82
TERRIER MEDIA BUYER INC	80,000.00	60,907.69
THOR INDUSTRIES	50,000.00	40,536.38
TK ELEVATOR US NEWCO INC	200,000.00	185,610.04
TKC HOLDINGS INC	50,000.00	30,176.75
TOPBUILD CORP	20,000.00	17,027.70
TOWNSQUARE MEDIA INC	40,000.00	37,443.40
TRANSDIGM INC	350,000.00	350,921.20
TRANSDIGM INC	50,000.00	50,361.72
TRANSDIGM INC	200,000.00	190,762.06
TRANSDIGM INC	150,000.00	153,213.61
TRANSDIGM INC	100,000.00	90,097.50
TRANSDIGM INC	70,000.00	62,997.53
TRANSOCEAN INC	60,000.00	61,769.10
TRANSOCEAN INC	70,000.00	63,068.95
TRANSOCEAN INC	160,000.00	162,448.00
TRAVEL + LEISURE CO	50,000.00	43,779.00
TREEHOUSE FOODS INC	40,000.00	35,537.20
TRINET GROUP INC	30,000.00	26,130.88
TRIPADVISOR INC	50,000.00	50,256.96
TRITON WATER HOLDINGS IN	70,000.00	58,562.00
TRIVIUM PACKAGING FIN	200,000.00	194,138.24
TRONOX INC	110,000.00	91,069.78
TTM TECHNOLOGIES INC	20,000.00	17,214.80
TWILIO INC	50,000.00	42,900.45
UBER TECHNOLOGIES INC	80,000.00	81,420.96
UBER TECHNOLOGIES INC	100,000.00	102,166.44
UBER TECHNOLOGIES INC	100,000.00	103,153.10
UBER TECHNOLOGIES INC	50,000.00	50,140.30
UBER TECHNOLOGIES INC	150,000.00	137,911.86
UNICREDIT SPA	200,000.00	190,235.68
UNIFRAX ESCROW ISS CORP	80,000.00	64,113.80
UNITED AIRLINES INC	170,000.00	162,057.37

	UNITED AIRLINES INC	150,000.00	134,943.70
	UNITED NATURAL FOODS INC	60,000.00	55,996.59
	UNITED RENTALS NORTH AM	50,000.00	46,974.33
	UNITED RENTALS NORTH AM	70,000.00	67,799.09
	UNITED RENTALS NORTH AM	100,000.00	89,405.15
	UNITED RENTALS NORTH AM	50,000.00	43,640.12
	UNITED RENTALS NORTH AM	50,000.00	42,758.96
	UNITED WHOLESALE MTGE LL	50,000.00	47,527.16
	UNITED WHOLESALE MTGE LL	50,000.00	44,975.53
	UNITED WHOLESALE MTGE LL	50,000.00	42,583.25
	UNITI GROUP/CSL CAPITAL	200,000.00	191,049.14
	UNITI GROUP/CSL CAPITAL	70,000.00	54,945.95
	UNITI GROUP/CSL CAPITAL	100,000.00	59,976.18
	UNITI GRP/UNITI HLD/CSL	60,000.00	35,305.50
	UNIVISION COMMUNICATIONS	130,000.00	126,163.29
	UNIVISION COMMUNICATIONS	50,000.00	43,512.55
	UNIVISION COMMUNICATIONS	70,000.00	67,903.38
	URBAN ONE INC	60,000.00	54,806.70
	US ACUTE CARE SOLUTIONS	80,000.00	71,013.15
	US FOODS INC	80,000.00	80,203.84
	US FOODS INC	130,000.00	120,220.86
	US RENAL CARE INC	50,000.00	9,375.00
	USA COM PART/USA COM FIN	80,000.00	78,255.92
	VAIL RESORTS INC	40,000.00	40,330.80
	VALVOLINE INC	50,000.00	49,000.39
	VALVOLINE INC	50,000.00	42,037.00
	VECTOR GROUP LTD	60,000.00	60,412.22
	VECTOR GROUP LTD	80,000.00	71,960.38
	VENTURE GLOBAL CALCASIEU	100,000.00	89,891.01
	VENTURE GLOBAL CALCASIEU	80,000.00	80,681.04
	VENTURE GLOBAL CALCASIEU	100,000.00	88,055.01
	VENTURE GLOBAL CALCASIEU	100,000.00	84,301.66
	VERICAST MERGER SUB INC	90,300.00	95,999.73
	VERITAS US INC/BERMUDA L	150,000.00	114,274.23
	VERSCEND HOLDING CORP	70,000.00	70,599.41

	VERTIV GROUP CORPORATION	60,000.00	53,098.84
	VIASAT INC	40,000.00	37,301.93
	VIBRANTZ TECH INC	70,000.00	53,970.70
	VICTORIA'S SECRET & CO	60,000.00	48,215.38
	VICTORS MERGER CORP	50,000.00	30,596.49
	VIDTRON LTD/VIDTRON LTEE	50,000.00	43,527.11
	VIKING CRUISES LTD	50,000.00	52,655.00
	VIKING CRUISES LTD	40,000.00	33,544.80
	VINE ENERGY HOLDINGS LLC	80,000.00	79,043.58
	VIRGIN MEDIA FINANCE PLC	200,000.00	170,335.42
	VIRGIN MEDIA SECURED FIN	200,000.00	171,593.24
	VISTA OUTDOOR INC	50,000.00	39,845.45
	VISTAJET MALTA/XO MGMT	100,000.00	95,069.28
	VISTAJET MALTA/XO MGMT	50,000.00	43,226.24
	VISTRA OPERATIONS CO LLC	80,000.00	78,433.69
	VISTRA OPERATIONS CO LLC	70,000.00	68,133.00
	VISTRA OPERATIONS CO LLC	120,000.00	113,594.28
	VISTRA OPERATIONS CO LLC	100,000.00	88,783.18
	VMED O2 UK FINAN	200,000.00	170,443.28
	VODAFONE GROUP PLC	30,000.00	30,422.40
	VODAFONE GROUP PLC	200,000.00	176,973.36
	VODAFONE GROUP PLC	100,000.00	81,629.50
	VZ SECURED FINANCING BV	200,000.00	166,242.18
	WASH MULTIFAM ACQ INC	80,000.00	74,601.33
	WATCO COS LLC/FINANCE CO	50,000.00	48,057.72
	WEATHERFORD INTERNATIONA	50,000.00	49,838.70
	WEATHERFORD INTERNATIONA	160,000.00	161,744.00
	WESCO DISTRIBUTION INC	100,000.00	101,350.10
	WESCO DISTRIBUTION INC	130,000.00	133,306.55
	WEWORK COS INC	60,000.00	33,219.82
	WEWORK COS LLC/WW CO-OBL	40,000.00	21,230.85
	WHITE CAP BUYER LLC	60,000.00	51,988.20
	WILLIAM CARTER	50,000.00	48,902.28
	WILLIAMS SCOTSMAN INTL	60,000.00	55,144.29
	WINDSTREAM ESCROW LLC	100,000.00	81,397.88

		WVG ACQUISITION CORP	50,000.00	44,142.25	
		WVG ACQUISITION CORP	100,000.00	87,648.52	
		WOLVERINE WORLD WIDE	50,000.00	41,550.75	
		WR GRACE HOLDING LLC	50,000.00	47,187.50	
		WR GRACE HOLDING LLC	100,000.00	84,345.65	
		WW INTERNATIONAL INC	30,000.00	18,648.00	
		WYNDHAM DESTINATIONS INC	40,000.00	40,090.80	
		WYNDHAM HOTELS & RESORTS	50,000.00	45,879.41	
		WYNN MACAU LTD	200,000.00	175,194.00	
		WYNN RESORTS FINANCE LLC	100,000.00	92,011.71	
		XEROX HOLDINGS CORP	60,000.00	55,332.12	
		XEROX HOLDINGS CORP	70,000.00	58,216.08	
		XHR LP	20,000.00	19,666.58	
		XHR LP	50,000.00	43,295.09	
		YUM! BRANDS INC	50,000.00	47,667.23	
		YUM! BRANDS INC	100,000.00	87,831.78	
		YUM! BRANDS INC	80,000.00	73,859.20	
		YUM! BRANDS INC	100,000.00	96,702.38	
		ZAYO GROUP HOLDINGS INC	100,000.00	63,861.64	
		ZI TECH LLC/ZI FIN CORP	50,000.00	43,004.25	
		ZIPRECRUITER INC	30,000.00	26,104.50	
	小計	銘柄数：935	76,553,300.00	67,578,211.75	
				(9,063,589,759)	
		組入時価比率：97.7%		100.0%	
	合計			9,063,589,759	
				(9,063,589,759)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

J-REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年4月24日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	853,636,280
投資証券	46,221,787,350
派生商品評価勘定	8,965,890
未収入金	10,117,859
未収配当金	397,272,584
差入委託証拠金	71,637,570
流動資産合計	47,563,417,533
資産合計	47,563,417,533
負債の部	
流動負債	
未払解約金	20,180,136
未払利息	336
流動負債合計	20,180,472
負債合計	20,180,472
純資産の部	
元本等	
元本	18,401,912,674
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	29,141,324,387
元本等合計	47,543,237,061
純資産合計	47,543,237,061
負債純資産合計	47,563,417,533

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年4月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,5836円
(10,000口当たり純資産額)	(25,836円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年4月23日 至 2023年4月24日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年4月24日現在	
期首	2022年4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	15,980,605,892円
同期中における追加設定元本額	5,760,642,260円
同期中における一部解約元本額	3,339,335,478円
期末元本額	18,401,912,674円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,803,069,394円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,343,076,390円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,153,663,139円
野村資産設計ファンド2015	14,217,297円
野村資産設計ファンド2020	15,504,708円
野村資産設計ファンド2025	19,781,874円
野村資産設計ファンド2030	22,534,247円

野村資産設計ファンド2035	23,317,166円
野村資産設計ファンド2040	42,441,903円
野村資産設計ファンド2045	6,553,332円
野村インデックスファンド・J-REIT ネクストコア	3,191,205,294円 24,588,868円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,228,747,615円
野村J-REITインデックス(野村SMA・EW向け)	1,526,969,408円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	345,464,731円
野村資産設計ファンド2050	5,394,844円
インデックス・ブレンド(タイプI)	323,791円
インデックス・ブレンド(タイプII)	206,275円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	2,390,157円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	640,744円
インデックス・ブレンド(タイプV)	1,925,364円
野村6資産均等バランス	3,274,845,364円
野村世界REITインデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	107,084,762円
野村資産設計ファンド2060	3,838,751円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	302,868,115円
ノムラFOFs用インデックスファンド・J-REIT(適格機関投資家専用)	98,498,294円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	9,696,599円
J-REITインデックスファンド(適格機関投資家専用)	1,675,547,940円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	37,967,941円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	471,168円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)	11,379,921円
野村DC運用戦略ファンド	931,900,261円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	74,954,693円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	13,042,601円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	6,183,168円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	15,008,451円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	10,217,051円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	10,942,315円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	4,160,290円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	2,889,996円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	38,398,452円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	909	99,899,100	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	1,433	119,225,600	
		SOSiLA物流リート投資法人 投資証券	2,225	295,035,000	

東海道リート投資法人 投資証券	744	86,452,800	
日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	1,544	991,248,000	
森ヒルズリート投資法人 投資証券	5,259	806,730,600	
産業ファンド投資法人 投資証券	6,824	1,042,024,800	
アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	4,472	1,531,660,000	
ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 投資証券	3,280	683,552,000	
アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	2,361	920,790,000	
G L P 投資法人 投資証券	14,435	2,163,806,500	
コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	2,139	709,078,500	
日本プロロジスリート投資法人 投資証券	7,539	2,280,547,500	
星野リゾート・リート投資法人 投資証券	782	555,220,000	
O n e リート投資法人 投資証券	780	185,484,000	
イオンリート投資法人 投資証券	5,134	785,502,000	
ヒューリックリート投資法人 投資証券	4,184	650,193,600	
日本リート投資法人 投資証券	1,453	461,327,500	
積水ハウス・リート投資法人 投資証券	13,439	1,037,490,800	
トーセイ・リート投資法人 投資証券	992	131,936,000	
ケネディクス商業リート投資法人 投資証券	1,944	465,588,000	
ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	1,103	176,700,600	
サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,163	132,930,900	
野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	14,463	2,256,228,000	
いちごホテルリート投資法人 投資証券	741	76,989,900	
ラサールロジポート投資法人 投資証券	5,475	862,312,500	
スターアジア不動産投資法人 投資証券	5,584	310,470,400	
マリモ地方創生リート投資法人 投資証券	683	87,014,200	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	1,767	890,568,000	
大江戸温泉リート投資法人 投資証券	722	46,569,000	

券			
投資法人みらい 投資証券	5,433	251,276,250	
三菱地所物流リート投資法人 投資証券	1,537	632,475,500	
CREロジスティクスファンド投資法人 投資証券	1,916	351,394,400	
ザイマックス・リート投資法人 投資証券	725	78,445,000	
タカラレーベン不動産投資法人 投資証券	2,108	191,828,000	
アドバンス・ロジスティクス投資法人	1,949	262,725,200	
日本ビルファンド投資法人 投資証券	5,217	2,874,567,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	4,586	2,430,580,000	
日本都市ファンド投資法人 投資証券	22,565	2,188,805,000	
オリックス不動産投資法人 投資証券	8,911	1,533,583,100	
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	3,059	1,064,532,000	
N T T都市開発リート投資法人	4,299	570,047,400	
東急リアル・エステート投資法人 投資証券	2,999	539,820,000	
グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	3,291	345,884,100	
ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	10,004	1,478,591,200	
森トラストリート投資法人 投資証券	8,324	591,004,000	
インヴィンシブル投資法人 投資証券	19,685	1,084,643,500	
フロンティア不動産投資法人 投資証券	1,659	806,274,000	
平和不動産リート投資法人 投資証券	3,056	478,569,600	
日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	3,016	937,976,000	
福岡リート投資法人 投資証券	2,313	373,549,500	
ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	2,602	787,105,000	
いちごオフィスリート投資法人 投資証券	3,665	346,709,000	
大和証券オフィス投資法人 投資証券	926	549,118,000	
阪急阪神リート投資法人 投資証券	2,020	292,496,000	

小計	スターツプロシード投資法人 投資証券	775	176,080,000
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	6,741	1,909,051,200
	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	14,422	1,062,901,400
	大和証券リビング投資法人 投資証券	6,197	707,077,700
	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	4,103	482,102,500
	銘柄数：60 組入時価比率：97.2%	271,676	46,221,787,350 100.0%
合計			46,221,787,350

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年4月24日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	1,296,504,570	—	1,305,549,000	8,965,890
合計	1,296,504,570	—	1,305,549,000	8,965,890

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

海外REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年4月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	413,896,818
コール・ローン	118,558,246
投資証券	58,264,317,546
派生商品評価勘定	8,664,827
未収入金	2,593,282
未収配当金	57,855,487
差入委託証拠金	192,810,121

流動資産合計	59,058,696,327
資産合計	59,058,696,327
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	881,953
未払解約金	17,727,154
未払利息	46
その他未払費用	303,700
流動負債合計	18,912,853
負債合計	18,912,853
純資産の部	
元本等	
元本	19,478,617,373
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	39,561,166,101
元本等合計	59,039,783,474
純資産合計	59,039,783,474
負債純資産合計	59,058,696,327

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年4月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.0310円
(10,000口当たり純資産額)	(30,310円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年4月23日 至 2023年4月24日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。	
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年4月24日現在	
期首	2022年4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	16,057,199,759円
同期中における追加設定元本額	7,095,886,006円
同期中における一部解約元本額	3,674,468,392円
期末元本額	19,478,617,373円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,528,108,235円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	1,985,766,243円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	977,780,966円
野村資産設計ファンド2015	12,048,301円
野村資産設計ファンド2020	13,140,906円

野村資産設計ファンド2025	16,765,929円
野村資産設計ファンド2030	19,098,831円
野村資産設計ファンド2035	19,762,006円
野村資産設計ファンド2040	35,971,240円
野村資産設計ファンド2045	5,554,229円
野村インデックスファンド・外国REIT	1,658,722,406円
ネクストコア	7,104,840円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	591,663,291円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	279,324,369円
野村資産設計ファンド2050	4,572,369円
インデックス・ブレンド(タイプI)	1,094,276円
インデックス・ブレンド(タイプII)	1,387,988円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	9,068,057円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	2,968,648円
インデックス・ブレンド(タイプV)	10,537,836円
野村6資産均等バランス	2,775,577,641円
野村資産設計ファンド2060	3,253,507円
NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	5,353,720,476円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	2,841,302,595円
ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)	907,655,993円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国REIT(適格機関投資家専用)	67,898,949円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	399,323円
野村DC運用戦略ファンド	257,741,034円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	16,006,654円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	11,054,188円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	5,240,511円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	12,720,332円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	8,659,406円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	9,274,101円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	3,526,032円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	2,449,401円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	21,696,264円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年4月24日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年4月24日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	31,700	424,780.00	
		AGREE REALTY CORP	30,700	2,059,663.00	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	24,200	465,124.00	
		ALEXANDERS INC	720	135,432.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	54,430	6,773,269.20	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	3,800	61,066.00	

AMERICAN ASSETS TRUST INC	17,400	312,156.00	
AMERICAN HOMES 4 RENT-A	106,200	3,517,344.00	
AMERICOLD REALTY TRUST INC	93,300	2,773,809.00	
APARTMENT INCOME REIT CO	51,600	1,844,184.00	
APARTMENT INVT&MGMT CO-A	53,500	424,255.00	
APPLE HOSPITALITY REIT INC	72,700	1,121,761.00	
ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	22,000	259,160.00	
ASHFORD HOSPITALITY TRUST	12,000	40,320.00	
AVALONBAY COMMUNITIES INC	48,340	8,378,772.20	
BLUEROCK HOMES TRUST INC	1,100	20,724.00	
BOSTON PROPERTIES	49,400	2,574,728.00	
BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	20,000	75,800.00	
BRANDYWINE REALTY TRUST	56,700	225,666.00	
BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	103,900	2,149,691.00	
BROADSTONE NET LEASE INC-A	59,200	948,384.00	
BRT APARTMENTS CORP	3,500	64,995.00	
CAMDEN PROPERTY TRUST	38,100	4,068,699.00	
CARETRUST REIT INC	34,800	676,860.00	
CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	8,200	205,082.00	
CENTERSPACE	5,360	295,711.20	
CHATHAM LODGING TRUST	16,300	168,705.00	
CITY OFFICE REIT INC	12,800	76,928.00	
CLIPPER REALTY INC	4,000	21,080.00	
COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	7,700	279,279.00	
CORPORATE OFFICE PROPERTIES	39,200	876,904.00	
COUSINS PROPERTIES INC	51,800	1,083,138.00	
CTO REALTY GROWTH INC	6,600	110,220.00	
CUBESMART	77,700	3,560,214.00	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	70,700	573,377.00	
DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	100,000	44,500.00	
DIGITAL REALTY TRUST INC	99,330	9,599,251.20	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	82,000	78,916.80	
DOUGLAS EMMETT INC	61,400	772,412.00	
EAGLE HOSPITALITY TRUST	100,000	0.00	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES	30,800	429,044.00	

INC			
EASTGROUP PROPERTIES	15,090	2,544,928.50	
ELME COMMUNITIES	29,400	526,848.00	
EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	44,800	273,280.00	
EPR PROPERTIES	25,700	1,032,112.00	
EQUINIX INC	31,952	22,781,776.00	
EQUITY COMMONWEALTH	37,600	775,312.00	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	60,520	4,137,752.40	
EQUITY RESIDENTIAL	117,700	7,215,010.00	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	49,500	1,196,910.00	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	22,340	4,745,462.80	
EXTRA SPACE STORAGE INC	46,280	6,995,684.80	
FARMLAND PARTNERS INC	16,100	171,143.00	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	25,360	2,467,020.80	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	45,770	2,411,621.30	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	28,800	741,024.00	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	31,000	37,510.00	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	89,050	4,617,242.50	
GETTY REALTY CORP	14,900	503,620.00	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	13,100	158,641.00	
GLADSTONE LAND CORP	10,600	174,052.00	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	20,000	187,200.00	
GLOBAL NET LEASE INC	35,000	398,650.00	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	131,800	2,567,464.00	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	189,100	3,995,683.00	
HERSHA HOSPITALITY TRUST	11,200	72,240.00	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	36,700	838,228.00	
HOST HOTELS & RESORTS INC	247,300	4,011,206.00	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	45,600	259,008.00	
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	77,800	1,271,252.00	
INDUS REALTY TRUST INC	1,800	119,736.00	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	19,700	37,824.00	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	9,770	674,813.90	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	22,700	512,339.00	
INVITATION HOMES INC	200,800	6,684,632.00	

IRON MOUNTAIN INC	100,510	5,418,494.10	
JBG SMITH PROPERTIES	34,200	470,592.00	
KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	250,000	96,250.00	
KILROY REALTY CORP	36,600	1,102,026.00	
KIMCO REALTY CORP	213,900	4,102,602.00	
KITE REALTY GROUP TRUST	76,000	1,608,160.00	
LIFE STORAGE INC	29,400	3,908,436.00	
LTC PROPERTIES INC	13,700	470,047.00	
LXP INDUSTRIAL TRUST	94,400	911,904.00	
MACERICH CO /THE	73,800	731,358.00	
MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	590,515	105,702.18	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	207,800	1,726,818.00	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	39,920	5,993,189.60	
NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	62,830	2,712,999.40	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	29,400	1,144,836.00	
NATL HEALTH INVESTORS INC	14,880	743,851.20	
NETSTREIT CORP	19,400	344,932.00	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	10,500	114,660.00	
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	7,720	339,680.00	
OFFICE PROPERTIES INCOME	15,500	107,570.00	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	81,200	2,191,588.00	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	5,500	121,935.00	
ORION OFFICE REIT INC	18,000	115,560.00	
PARAMOUNT GROUP INC	54,600	234,780.00	
PARK HOTELS & RESORTS INC	77,000	922,460.00	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	44,300	623,744.00	
PHILLIPS EDISON & CO INC	40,700	1,274,724.00	
PHYSICIANS REALTY TRUST	79,400	1,140,184.00	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	43,800	282,510.00	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	13,200	272,844.00	
POSTAL REALTY TRUST INC-A	5,500	80,245.00	
PRIME US REIT	212,000	57,240.00	
PROLOGIS INC	318,680	39,382,474.40	
PUBLIC STORAGE	54,590	15,748,669.10	

REALTY INCOME CORP	216,600	13,500,678.00	
REGENCY CENTERS CORP	53,300	3,236,376.00	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	41,800	549,670.00	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	65,420	3,729,594.20	
RLJ LODGING TRUST	54,700	563,410.00	
RPT REALTY	29,200	270,392.00	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	19,140	1,732,170.00	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	80,500	899,990.00	
SAFEHOLD INC	14,000	403,760.00	
SAUL CENTERS INC	4,300	157,165.00	
SERVICE PROPERTIES TRUST	55,400	508,018.00	
SIMON PROPERTY GROUP INC	112,930	12,496,833.80	
SITE CENTERS CORP	62,900	764,235.00	
SL GREEN REALTY CORP	21,800	524,944.00	
SPIRIT REALTY CAPITAL INC	48,400	1,836,296.00	
STAG INDUSTRIAL INC	62,100	2,117,610.00	
STAR HOLDINGS	4,329	73,289.97	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	38,000	249,660.00	
SUN COMMUNITIES INC	42,820	5,978,528.40	
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	72,300	702,033.00	
TANGER FACTORY OUTLET CENTER	36,500	690,580.00	
TERRENO REALTY CORP	25,320	1,587,564.00	
THE NECESSITY RETAIL REIT WHERE AMERICA	44,200	247,520.00	
UDR INC	107,000	4,443,710.00	
UMH PROPERTIES INC	17,500	260,575.00	
UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,200	196,686.00	
URBAN EDGE PROPERTIES	39,400	580,362.00	
URSTADT BIDDLE-CL A	9,600	168,288.00	
VENTAS INC	138,300	6,248,394.00	
VERIS RESIDENTIAL INC	26,500	405,980.00	
VICI PROPERTIES INC	346,700	11,555,511.00	
VORNADO REALTY TRUST	55,200	841,248.00	
WELLTOWER INC	163,220	12,344,328.60	
WHITESTONE REIT	15,000	134,700.00	

小計	WP CAREY INC	72,810	5,322,411.00	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	38,500	489,335.00	
	銘柄数：145	8,777,346	333,123,542.55	
	組入時価比率：75.7%		(44,678,529,526)	76.7%
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	21,500	520,515.00	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	18,000	129,960.00	
	AUTOMOTIVE PROPERTIES REAL ESTATE INVEST	6,000	70,500.00	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	7,900	471,946.00	
	BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	5,700	101,232.00	
	BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	15,000	51,000.00	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	28,900	1,391,824.00	
	CHOICE PROPERTIES REIT	55,700	823,246.00	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	17,300	271,091.00	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	19,000	309,700.00	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	43,900	658,500.00	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INVESTMENT TRUS	8,000	108,320.00	
	EUROPEAN RESIDENTIAL REAL ES	17,000	58,480.00	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	36,900	590,400.00	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	10,800	918,000.00	
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	45,600	545,376.00	
	INOVALIS REAL ESTATE INVESTM	4,000	13,800.00	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	23,000	296,930.00	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	19,300	328,100.00	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	6,400	90,368.00	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	7,300	125,195.00	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	12,600	123,228.00	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	42,000	351,960.00	
	PRIMARIS REIT	15,925	220,561.25	
	PRO REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	11,000	61,270.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	50,700	1,086,501.00	
	SLATE GROCERY REIT	9,400	125,960.00	
SLATE OFFICE REIT	12,000	25,200.00		

小計	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	24,000	636,480.00	
	TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	14,000	46,900.00	
	銘柄数：30 組入時価比率：1.8%	608,825	10,552,543.25 (1,044,701,781) 1.8%	
ユーロ	AEDIFICA	13,680	1,011,636.00	
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	4,000	24,080.00	
	ALTAREA	1,540	181,720.00	
	CARE PROPERTY INVEST	12,533	166,438.24	
	CARMILA	19,600	280,672.00	
	COFINIMMO	10,650	903,652.50	
	COVIVIO	16,180	866,439.00	
	CROMWELL REIT EUR	126,000	195,300.00	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	15,000	320,400.00	
	GECINA SA	18,860	1,860,539.00	
	HAMBORNER REIT AG	24,400	173,972.00	
	ICADE	11,240	476,800.80	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	18,000	52,560.00	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	103,800	593,217.00	
	INTERVEST OFFICES & WAREHOUSES	8,700	153,120.00	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	145,000	145,870.00	
	KLEPIERRE	66,700	1,461,397.00	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	20,000	107,000.00	
	MERCIALYS	26,000	233,090.00	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	114,600	909,924.00	
	MONTEA	4,760	369,852.00	
	NSI NV	6,400	146,880.00	
	RETAIL ESTATES	3,800	253,840.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	37,040	1,805,700.00	
	VASTNED RETAIL NV	6,200	133,920.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	53,800	1,479,500.00	
	WERELDHAVE NV	13,800	209,070.00	
XIOR STUDENT HOUSING NV	8,000	227,200.00		
小計	銘柄数：28	910,283	14,743,789.54 (2,173,529,453)	

	組入時価比率：3.7%		3.7%
英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	140,000	78,400.00
	AEW UK REIT PLC	48,000	46,560.00
	ASSURA PLC	1,040,000	520,000.00
	BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	270,000	226,800.00
	BIG YELLOW GROUP PLC	60,000	718,800.00
	BRITISH LAND	320,800	1,232,192.80
	CIVITAS SOCIAL HOUSING PLC	214,000	120,268.00
	CLS HOLDINGS PLC	59,000	77,408.00
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	139,000	127,880.00
	DERWENT LONDON PLC	38,500	915,530.00
	EDISTON PROPERTY INVESTMENT	70,000	45,500.00
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	203,000	182,700.00
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	89,400	460,410.00
	HAMMERSON PLC	1,340,000	356,708.00
	HOME REIT PLC	267,000	101,593.50
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	139,000	133,440.00
	INTU PROPERTIES PLC	184,000	0.00
	LAND SECURITIES GROUP PLC	260,700	1,673,172.60
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	344,000	636,744.00
	LXI REIT PLC	592,000	603,840.00
	NEWRIVER REIT PLC	100,000	81,600.00
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	202,000	153,318.00
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	463,000	486,150.00
	PRS REIT PLC/THE	191,000	161,586.00
	REGIONAL REIT LTD	151,000	81,389.00
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	76,000	740,240.00
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	200,000	93,000.00
	SEGRO PLC	418,600	3,359,683.60
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	626,000	737,428.00
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	439,000	366,565.00
TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	120,000	60,000.00	
TRITAX BIG BOX REIT PLC	651,000	968,037.00	

小計	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	313,000	160,882.00	
	UNITE GROUP PLC	136,900	1,286,860.00	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	168,000	233,856.00	
	WAREHOUSE REIT PLC	138,000	146,832.00	
	WORKSPACE GROUP PLC	49,000	229,712.00	
	銘柄数：37	10,260,900	17,605,085.50	
	組入時価比率：5.0%		(2,936,704,312)	5.0%
豪ドル	ABACUS PROPERTY GROUP	144,000	381,600.00	
	ARENA REIT	116,000	429,200.00	
	BWP TRUST	163,000	627,550.00	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	244,000	408,700.00	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	181,000	550,240.00	
	CENTURIA OFFICE REIT	139,000	200,855.00	
	CHARTER HALL GROUP	162,100	1,846,319.00	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	220,000	941,600.00	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	183,000	689,910.00	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	114,000	343,140.00	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	475,000	275,500.00	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	70,000	195,300.00	
	DEXUS/AU	373,400	2,867,712.00	
	GDI PROPERTY GROUP	160,000	116,800.00	
	GOODMAN GROUP	591,500	11,297,650.00	
	GPT GROUP	665,000	2,932,650.00	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	103,000	325,480.00	
	HEALTHCO REIT	141,947	190,208.98	
	HMC CAPITAL LTD	66,000	256,080.00	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	517,000	617,815.00	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	66,000	221,760.00	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	131,000	530,550.00	
	MIRVAC GROUP	1,370,000	3,096,200.00	
	NATIONAL STORAGE REIT	423,000	1,057,500.00	
RAM ESSENTIAL SERVICES PROPE	100,000	71,000.00		
REGION RE LTD	403,000	979,290.00		

小計	RURAL FUNDS GROUP	121,000	236,555.00	
	SCENTRE GROUP	1,797,000	5,049,570.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	828,000	3,485,880.00	
	VICINITY CENTRES	1,344,000	2,714,880.00	
	WAYPOINT REIT	229,000	593,110.00	
	銘柄数：31	11,640,947	43,530,604.98	(3,906,001,184)
	組入時価比率：6.6%			6.7%
ニュージーランド ドル	ARGOSY PROPERTY LTD	290,000	323,350.00	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	355,000	763,250.00	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	530,000	466,400.00	
	PRECINCT PROPERTIES NEW ZEALAND	475,000	603,250.00	
	STRIDE PROPERTY GROUP	190,000	247,000.00	
	VITAL HEALTHCARE PROPERTY TRUST	165,000	374,550.00	
	銘柄数：6	2,005,000	2,777,800.00	(228,890,720)
組入時価比率：0.4%			0.4%	
香港ドル	CHAMPION REIT	650,000	2,125,500.00	
	FORTUNE REIT	515,000	3,378,400.00	
	LINK REIT	874,600	44,211,030.00	
	PROSPERITY REIT	430,000	842,800.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	330,000	1,029,600.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	759,800	1,542,394.00	
	銘柄数：6	3,559,400	53,129,724.00	(907,986,983)
組入時価比率：1.5%			1.6%	
シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	170,000	232,900.00	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,165,762	3,357,394.56	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	730,956	789,432.48	
	CAPITALAND CHINA TRUST	420,279	474,915.27	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,746,694	3,528,321.88	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	286,000	351,780.00	
	DAIWA HOUSE LOGISTICS TRUST	170,000	96,900.00	
	EC WORLD REIT	60,000	18,000.00	

	ESR-LOGOS REIT	2,021,272	656,913.40	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	386,000	239,320.00	
	FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	420,000	107,100.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	370,838	856,635.78	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	1,012,746	1,336,824.72	
	KEPPEL DC REIT	465,211	981,595.21	
	KEPPEL REIT	692,000	615,880.00	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	625,000	434,375.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	685,900	1,639,301.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,103,980	1,965,084.40	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	790,716	1,415,381.64	
	QUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	890,216	293,771.28	
	PARAGON REIT	360,000	340,200.00	
	PARKWAY LIFE REAL ESTATE	132,000	518,760.00	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	180,000	131,400.00	
	STARHILL GLOBAL REIT	460,000	243,800.00	
	SUNTEC REIT	789,000	1,128,270.00	
小計	銘柄数 : 25	16,134,570	21,754,256.62	
			(2,185,867,705)	
	組入時価比率 : 3.7%		3.8%	
ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	22,000	73,040,000.00	
	E KOCREF CR-REIT CO LTD	8,000	39,680,000.00	
	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	54,000	204,930,000.00	
	IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	12,000	57,420,000.00	
	JR REIT XXVII	53,000	231,875,000.00	
	KORAMCO ENERGY PLUS REIT	15,000	76,350,000.00	
	LOTTE REIT CO LTD	40,000	146,800,000.00	
	MIRAE ASIA PAC REAL EST-1	30,000	121,800,000.00	
	NH ALL-ONE REIT CO LTD	14,000	47,320,000.00	
	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	24,850	139,160,000.00	
	SHINHAN SEOBU T&D REIT CO LTD	8,000	28,600,000.00	
	SK REITS CO LTD	26,000	129,220,000.00	
小計	銘柄数 : 12	306,850	1,296,195,000.00	
			(130,786,075)	

		組入時価比率：0.2%		0.2%
新シェケル	小計	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	220,000	350,460.00
		REIT 1 LTD	65,000	1,002,950.00
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	80,000	590,640.00
	銘柄数：3	365,000	1,944,050.00	(71,319,807)
		組入時価比率：0.1%		0.1%
合計				58,264,317,546 (58,264,317,546)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年4月24日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT指数先物取引				
買建	740,511,391	—	748,309,128	7,797,737
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	81,810,263	—	81,795,400	△14,863
米ドル	81,810,263	—	81,795,400	△14,863
合計	—	—	—	7,782,874

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

【中間財務諸表】

インデックス・ブレード (タイプⅠ)
インデックス・ブレード (タイプⅡ)
インデックス・ブレード (タイプⅢ)
インデックス・ブレード (タイプⅣ)
インデックス・ブレード (タイプⅤ)

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間(2023年4月25日から2023年10月24日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプI）の2023年4月25日から2023年10月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプI）の2023年10月24日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年4月25日から2023年10月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプI）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2023年4月24日現在)	第8期中間計算期間末 (2023年10月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,802,375	48,633,543
親投資信託受益証券	122,218,860	124,492,502
派生商品評価勘定	-	65
未収入金	-	1,767,000
流動資産合計	169,021,235	174,893,110
資産合計	169,021,235	174,893,110
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	58,336	-
未払金	-	159,771
未払解約金	1,958,334	105,254
未払受託者報酬	27,123	157
未払委託者報酬	406,811	2,358
未払利息	18	23
その他未払費用	2,648	15
流動負債合計	2,453,270	267,578
負債合計	2,453,270	267,578
純資産の部		
元本等		
元本	148,000,992	153,173,741
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	18,566,973	21,451,791
(分配準備積立金)	7,504,168	6,083,168
元本等合計	166,567,965	174,625,532
純資産合計	166,567,965	174,625,532
負債純資産合計	169,021,235	174,893,110

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期中間計算期間 自 2022年4月23日 至 2022年10月22日	第8期中間計算期間 自 2023年4月25日 至 2023年10月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	△4,263,607	2,739,838
為替差損益	△393,742	△663,312
営業収益合計	△4,657,349	2,076,526
営業費用		
支払利息	1,861	10,585
受託者報酬	26,657	27,680
委託者報酬	399,748	415,134

その他費用	2,605	19,557
営業費用合計	430,871	472,956
営業利益又は営業損失(△)	△5,088,220	1,603,570
経常利益又は経常損失(△)	△5,088,220	1,603,570
中間純利益又は中間純損失(△)	△5,088,220	1,603,570
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△336,192	609,374
期首剰余金又は期首欠損金(△)	23,487,916	18,566,973
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,741,838	5,759,437
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,741,838	5,759,437
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,213,462	3,868,815
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,213,462	3,868,815
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	17,264,264	21,451,791

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年4月25日から2023年10月24日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年4月24日現在	第8期中間計算期間末 2023年10月24日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 148,000,992口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 153,173,741口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1255円 (10,000口当たり純資産額) (11,255円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1400円 (10,000口当たり純資産額) (11,400円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年4月24日現在	第8期中間計算期間末 2023年10月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

<p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	<p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>
---	--

（その他の注記）

1 元本の移動

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日		第 8 期中間計算期間 自 2023 年 4 月 25 日 至 2023 年 10 月 24 日	
期首元本額	148,519,398 円	期首元本額	148,000,992 円
期中追加設定元本額	24,380,356 円	期中追加設定元本額	35,789,764 円
期中一部解約元本額	24,898,762 円	期中一部解約元本額	30,617,015 円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 7 期(2023 年 4 月 24 日現在)				第 8 期中間計算期間末(2023 年 10 月 24 日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
	うち 1 年 超				うち 1 年 超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	4,699,438	—	4,757,774	△58,336	826,065	—	826,000	65
米ドル	4,699,438	—	4,757,774	△58,336	826,065	—	826,000	65
合計	4,699,438	—	4,757,774	△58,336	826,065	—	826,000	65

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価していません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプⅡ）の2023年4月25日から2023年10月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプⅡ）の2023年10月24日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年4月25日から2023年10月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅡ）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2023年4月24日現在)	第8期中間計算期間末 (2023年10月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,657,968	29,079,812
親投資信託受益証券	80,679,597	83,553,366
派生商品評価勘定	-	36
未収入金	-	1,278,000
流動資産合計	105,337,565	113,911,214
資産合計	105,337,565	113,911,214
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	53,611	1,623
未払金	-	66,950
未払解約金	12,285	391,837
未払受託者報酬	16,875	102
未払委託者報酬	258,747	1,564
未払利息	9	14
その他未払費用	1,641	10
流動負債合計	343,168	462,100
負債合計	343,168	462,100
純資産の部		
元本等		
元本	86,122,754	90,455,129
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	18,871,643	22,993,985
(分配準備積立金)	11,045,764	9,680,538
元本等合計	104,994,397	113,449,114
純資産合計	104,994,397	113,449,114
負債純資産合計	105,337,565	113,911,214

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期中間計算期間 自 2022年4月23日 至 2022年10月22日	第8期中間計算期間 自 2023年4月25日 至 2023年10月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	△2,706,670	3,729,726
為替差損益	△229,540	△503,227
営業収益合計	△2,936,210	3,226,499
営業費用		
支払利息	1,093	5,977
受託者報酬	15,428	18,639
委託者報酬	236,518	285,684

その他費用	1,485	15,687
営業費用合計	254,524	325,987
営業利益又は営業損失(△)	△3,190,734	2,900,512
経常利益又は経常損失(△)	△3,190,734	2,900,512
中間純利益又は中間純損失(△)	△3,190,734	2,900,512
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△62,958	542,678
期首剰余金又は期首欠損金(△)	18,784,312	18,871,643
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,829,914	4,414,649
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,829,914	4,414,649
剰余金減少額又は欠損金増加額	435,565	2,650,141
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	435,565	2,650,141
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	17,050,885	22,993,985

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年4月25日から2023年10月24日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年4月24日現在	第8期中間計算期間末 2023年10月24日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 86,122,754口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 90,455,129口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2191円 (10,000口当たり純資産額) (12,191円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2542円 (10,000口当たり純資産額) (12,542円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年4月24日現在	第8期中間計算期間末 2023年10月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

<p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	<p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>
---	--

（その他の注記）

1 元本の移動

	第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期中間計算期間 自 2023 年 4 月 25 日 至 2023 年 10 月 24 日
期首元本額	74,309,002 円	86,122,754 円
期中追加設定元本額	16,158,530 円	16,232,534 円
期中一部解約元本額	4,344,778 円	11,900,159 円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 7 期(2023 年 4 月 24 日現在)				第 8 期中間計算期間末(2023 年 10 月 24 日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
	うち 1 年 超				うち 1 年 超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	3,896,093	—	3,949,704	△53,611	544,709	—	546,296	△1,587
米ドル	3,896,093	—	3,949,704	△53,611	544,709	—	546,296	△1,587
合計	3,896,093	—	3,949,704	△53,611	544,709	—	546,296	△1,587

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価していません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプⅢ）の2023年4月25日から2023年10月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプⅢ）の2023年10月24日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年4月25日から2023年10月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅢ）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2023年4月24日現在)	第8期中間計算期間末 (2023年10月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	118,613,269	146,325,756
親投資信託受益証券	498,392,161	569,956,677
未収入金	-	7,795,000
流動資産合計	617,005,430	724,077,433
資産合計	617,005,430	724,077,433
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	386,525	109,028
未払金	-	391,124
未払解約金	2,896,441	1,027,901
未払受託者報酬	96,499	652
未払委託者報酬	1,511,732	10,212
未払利息	46	71
その他未払費用	9,590	65
流動負債合計	4,900,833	1,539,053
負債合計	4,900,833	1,539,053
純資産の部		
元本等		
元本	463,173,114	525,327,210
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	148,931,483	197,211,170
(分配準備積立金)	63,380,503	59,364,423
元本等合計	612,104,597	722,538,380
純資産合計	612,104,597	722,538,380
負債純資産合計	617,005,430	724,077,433

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期中間計算期間 自 2022年4月23日 至 2022年10月22日	第8期中間計算期間 自 2023年4月25日 至 2023年10月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	△17,436,756	29,129,235
為替差損益	△1,403,135	△3,028,546
営業収益合計	△18,839,891	26,100,689
営業費用		
支払利息	5,835	27,792
受託者報酬	94,012	112,073
委託者報酬	1,472,711	1,755,655
その他費用	9,345	25,034

営業費用合計	1,581,903	1,920,554
営業利益又は営業損失(△)	△20,421,794	24,180,135
経常利益又は経常損失(△)	△20,421,794	24,180,135
中間純利益又は中間純損失(△)	△20,421,794	24,180,135
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△939,285	1,725,530
期首剰余金又は期首欠損金(△)	153,977,138	148,931,483
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,956,732	36,245,975
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,956,732	36,245,975
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,229,790	10,420,893
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,229,790	10,420,893
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	136,221,571	197,211,170

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年4月25日から2023年10月24日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年4月24日現在	第8期中間計算期間末 2023年10月24日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 463,173,114口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 525,327,210口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3215円 (10,000口当たり純資産額) (13,215円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3754円 (10,000口当たり純資産額) (13,754円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年4月24日現在	第8期中間計算期間末 2023年10月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法

<p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
---	---

（その他の注記）

1 元本の移動

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日		第 8 期中間計算期間 自 2023 年 4 月 25 日 至 2023 年 10 月 24 日	
期首元本額	434,738,879 円	期首元本額	463,173,114 円
期中追加設定元本額	80,101,350 円	期中追加設定元本額	94,336,907 円
期中一部解約元本額	51,667,115 円	期中一部解約元本額	32,182,811 円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 7 期(2023 年 4 月 24 日現在)				第 8 期中間計算期間末(2023 年 10 月 24 日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
	うち 1 年超				うち 1 年超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	22,558,667	—	22,945,192	△386,525	3,275,351	—	3,384,379	△109,028
米ドル	22,558,667	—	22,945,192	△386,525	3,275,351	—	3,384,379	△109,028
合計	22,558,667	—	22,945,192	△386,525	3,275,351	—	3,384,379	△109,028

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプⅣ）の2023年4月25日から2023年10月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプⅣ）の2023年10月24日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年4月25日から2023年10月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅣ）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2023年4月24日現在)	第8期中間計算期間末 (2023年10月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,580,438	28,199,143
親投資信託受益証券	147,264,741	190,829,294
未収入金	-	2,344,000
流動資産合計	164,845,179	221,372,437
資産合計	164,845,179	221,372,437
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	137,205	33,141
未払金	-	131,259
未払解約金	152,063	446
未払受託者報酬	25,440	198
未払委託者報酬	406,937	3,171
未払利息	6	13
その他未払費用	2,482	19
流動負債合計	724,133	168,247
負債合計	724,133	168,247
純資産の部		
元本等		
元本	117,390,892	150,233,074
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	46,730,154	70,971,116
(分配準備積立金)	22,016,146	19,759,103
元本等合計	164,121,046	221,204,190
純資産合計	164,121,046	221,204,190
負債純資産合計	164,845,179	221,372,437

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期中間計算期間 自 2022年4月23日 至 2022年10月22日	第8期中間計算期間 自 2023年4月25日 至 2023年10月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	△4,345,804	9,423,758
為替差損益	△337,839	△955,943
営業収益合計	△4,683,643	8,467,815
営業費用		
支払利息	1,370	3,884
受託者報酬	22,456	32,209
委託者報酬	359,245	515,343
その他費用	2,181	16,308

営業費用合計	385,252	567,744
営業利益又は営業損失(△)	△5,068,895	7,900,071
経常利益又は経常損失(△)	△5,068,895	7,900,071
中間純利益又は中間純損失(△)	△5,068,895	7,900,071
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△10,012	1,067,238
期首剰余金又は期首欠損金(△)	39,483,448	46,730,154
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,422,291	22,979,780
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,422,291	22,979,780
剰余金減少額又は欠損金増加額	325,914	5,571,651
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	325,914	5,571,651
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	39,520,942	70,971,116

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年4月25日から2023年10月24日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年4月24日現在	第8期中間計算期間末 2023年10月24日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 117,390,892口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 150,233,074口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3981円 (10,000口当たり純資産額) (13,981円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4724円 (10,000口当たり純資産額) (14,724円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年4月24日現在	第8期中間計算期間末 2023年10月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法

<p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の2 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	<p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の2 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>
--	---

(その他の注記)

1 元本の移動

	第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日	第8期中間計算期間 自 2023年 4月 25日 至 2023年 10月 24日
期首元本額	92,397,483円	117,390,892円
期中追加設定元本額	31,413,750円	46,580,579円
期中一部解約元本額	6,420,341円	13,738,397円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第7期(2023年 4月 24日現在)				第8期中間計算期間末(2023年 10月 24日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
	うち1年 超				うち1年 超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	6,776,775	—	6,913,980	△137,205	995,591	—	1,028,732	△33,141
米ドル	6,776,775	—	6,913,980	△137,205	995,591	—	1,028,732	△33,141
合計	6,776,775	—	6,913,980	△137,205	995,591	—	1,028,732	△33,141

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプV）の2023年4月25日から2023年10月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプV）の2023年10月24日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年4月25日から2023年10月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプV）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2023年4月24日現在)	第8期中間計算期間末 (2023年10月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,030,913	22,546,582
親投資信託受益証券	492,133,554	567,535,527
派生商品評価勘定	8,130	22
流動資産合計	497,172,597	590,082,131
資産合計	497,172,597	590,082,131
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	152,978	45,162
未払金	-	148,462
未払解約金	43,067	1,068,864
未払受託者報酬	77,526	531
未払委託者報酬	1,266,221	8,676
未払利息	1	10
その他未払費用	7,692	53
流動負債合計	1,547,485	1,271,758
負債合計	1,547,485	1,271,758
純資産の部		
元本等		
元本	318,904,627	351,938,833
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	176,720,485	236,871,540
(分配準備積立金)	92,813,698	88,247,667
元本等合計	495,625,112	588,810,373
純資産合計	495,625,112	588,810,373
負債純資産合計	497,172,597	590,082,131

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期中間計算期間 自 2022年4月23日 至 2022年10月22日	第8期中間計算期間 自 2023年4月25日 至 2023年10月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	△15,851,953	40,557,973
為替差損益	△1,047,144	△1,855,555
営業収益合計	△16,899,097	38,702,418
営業費用		
支払利息	2,447	2,258
受託者報酬	73,529	92,014
委託者報酬	1,200,850	1,502,805
その他費用	7,293	20,823

営業費用合計	1,284,119	1,617,900
営業利益又は営業損失(△)	△18,183,216	37,084,518
経常利益又は経常損失(△)	△18,183,216	37,084,518
中間純利益又は中間純損失(△)	△18,183,216	37,084,518
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△1,168,013	1,650,449
期首剰余金又は期首欠損金(△)	164,422,812	176,720,485
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,341,129	34,029,889
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,341,129	34,029,889
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,248,700	9,312,903
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,248,700	9,312,903
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	152,500,038	236,871,540

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2023年4月25日から2023年10月24日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年4月24日現在	第8期中間計算期間末 2023年10月24日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 318,904,627口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 351,938,833口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5541円 (10,000口当たり純資産額) (15,541円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6730円 (10,000口当たり純資産額) (16,730円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年4月24日現在	第8期中間計算期間末 2023年10月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法

<p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の2 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	<p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の2 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>
--	---

(その他の注記)

1 元本の移動

第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日		第8期中間計算期間 自 2023年 4月 25日 至 2023年 10月 24日	
期首元本額	286,206,040円	期首元本額	318,904,627円
期中追加設定元本額	61,172,084円	期中追加設定元本額	49,768,898円
期中一部解約元本額	28,473,497円	期中一部解約元本額	16,734,692円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第7期(2023年 4月 24日現在)				第8期中間計算期間末(2023年 10月 24日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
	うち1年 超				うち1年 超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	15,633,270	—	15,778,118	△144,848	2,713,567	—	2,758,707	△45,140
米ドル	15,633,270	—	15,778,118	△144,848	2,713,567	—	2,758,707	△45,140
合計	15,633,270	—	15,778,118	△144,848	2,713,567	—	2,758,707	△45,140

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(参考)

「インデックス・ブレンド (タイプⅠ)」、「インデックス・ブレンド (タイプⅡ)」、「インデックス・ブレンド (タイプⅢ)」、「インデックス・ブレンド (タイプⅣ)」は「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「米国株式配当貴族インデックスマザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド」、「J-REITインデックスマザーファンド」および「海外REITインデックスマザーファンド」、

「インデックス・ブレンド（タイプV）」は「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「米国株式配当貴族インデックスマザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド」、「J-REITインデックスマザーファンド」および「海外REITインデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年10月24日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	35,674,223,680
株式	556,135,950,490
派生商品評価勘定	1,879,060
未収配当金	5,282,480,500
未収利息	572,538
その他未収収益	48,702,146
差入委託証拠金	921,995,300
流動資産合計	598,065,803,714
資産合計	
598,065,803,714	
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	471,415,920
未払解約金	68,297,297
未払利息	17,377
有価証券貸借取引受入金	28,862,367,629
流動負債合計	29,402,098,223
負債合計	
29,402,098,223	
純資産の部	
元本等	
元本	228,190,289,091
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	340,473,416,400
元本等合計	568,663,705,491
純資産合計	568,663,705,491
負債純資産合計	598,065,803,714

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
--------------------	--

2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年10月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,492円
(10,000口当たり純資産額)	(24,921円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	27,305,611,750円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年10月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年10月24日現在	
期首	2023年4月25日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	223,256,710,736円
同期中における追加設定元本額	20,971,101,934円
同期中における一部解約元本額	16,037,523,579円
期末元本額	228,190,289,091円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	108,081,056円
バランスセレクト50	259,547,120円
バランスセレクト70	409,065,119円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,783,344,826円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,403,325,495円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	9,796,476,155円
野村資産設計ファンド2015	26,964,616円
野村資産設計ファンド2020	30,465,966円
野村資産設計ファンド2025	46,859,129円
野村資産設計ファンド2030	78,844,121円
野村資産設計ファンド2035	77,814,011円
野村資産設計ファンド2040	141,503,524円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)	19,942,441,779円

のむラップ・ファンド (保守型)	1, 815, 798, 218 円
のむラップ・ファンド (普通型)	14, 246, 431, 802 円
のむラップ・ファンド (積極型)	6, 563, 376, 774 円
野村資産設計ファンド2045	33, 100, 433 円
野村インデックスファンド・TOPIX	2, 215, 248, 240 円
マイ・ロード	2, 207, 349, 278 円
ネクストコア	9, 215, 074 円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1, 166, 334, 635 円
野村TOPIXインデックス (野村SMA・EW向け)	2, 654, 529, 648 円
野村世界6資産分散投信 (配分変更コース)	1, 234, 025, 576 円
野村資産設計ファンド2050	36, 133, 051 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	8, 809, 851 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	5, 629, 187 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	4, 611, 155 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4, 538, 052 円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	334, 286, 418 円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	1, 006, 713, 321 円
インデックス・ブレンド (タイプI)	5, 884, 961 円
インデックス・ブレンド (タイプII)	4, 531, 448 円
インデックス・ブレンド (タイプIII)	31, 892, 144 円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	11, 931, 622 円
インデックス・ブレンド (タイプV)	40, 302, 007 円
野村6資産均等バランス	3, 974, 274, 718 円
世界6資産分散ファンド	89, 172, 898 円
野村資産設計ファンド2060	31, 383, 328 円
はじめてのNISA・日本株式インデックス (TOPIX)	10, 293, 989 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 日本株式	3, 745, 609, 495 円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	186, 098, 433 円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	111, 198, 290 円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	255, 003, 266 円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	117, 469, 255 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	1, 756, 593 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	4, 461, 911 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	199, 439 円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	1, 483, 538, 033 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	950, 852 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	14, 601, 061 円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS (適格機関投資家専用)	32, 921, 127 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	8, 964, 646 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	70, 530, 723 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	131, 557, 093 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	3, 495, 032, 438 円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	30, 297, 808 円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	208, 219, 321 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX (適格機関投資家専用)	3, 934, 573, 686 円
野村国内外マルチアセット (6資産) ファンド (適格機関投資家専用)	30, 482, 198 円
野村国内外マルチアセット (6資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)	117, 826, 175 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	1, 818, 700 円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	5, 095, 903 円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	26, 345, 307 円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	33, 655, 301 円
国内債券・株式バランスファンド (確定拠出年金向け)	99, 548, 325 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	7, 571, 074, 810 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	23, 301, 066, 806 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	30, 046, 967, 420 円

野村国内株式インデックスファンド・TOP I X (確定拠出年金向け)	39,871,308,359 円
マイバランスDC30	3,334,041,584 円
マイバランスDC50	6,133,257,350 円
マイバランスDC70	7,218,654,875 円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOP I X	13,465,007,723 円
野村DC運用戦略ファンド	381,665,893 円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	20,200,059 円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	1,983,305,687 円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	1,843,616,636 円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	1,626,345,617 円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	15,179,722 円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	7,416,016 円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	134,122,416 円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	43,956,390 円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	45,610,326 円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	33,928,896 円
マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	1,046,265,956 円
マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	826,605,766 円
マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	619,910,944 円
マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	837,640,359 円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	27,999,445 円
マイターゲット2065(確定拠出年金向け)	329,256,332 円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	154,976,255 円
みらいバランス・株式10(富士通企業年金基金DC向け)	188,090,817 円
野村DCバランスファンド(年金運用戦略タイプ)	84,530,508 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年10月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	4,122,991,873
コール・ローン	1,578,469,092
株式	1,699,217,872,401
投資証券	33,103,959,918
派生商品評価勘定	2,436,190
未収配当金	1,259,114,975
差入委託証拠金	15,518,120,266
流動資産合計	1,754,802,964,715
資産合計	1,754,802,964,715
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	486,126,665
未払解約金	392,499,922
未払利息	768
その他未払費用	5,180,400
流動負債合計	883,807,755

負債合計	883, 807, 755
純資産の部	
元本等	
元本	325, 680, 004, 063
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1, 428, 239, 152, 897
元本等合計	1, 753, 919, 156, 960
純資産合計	1, 753, 919, 156, 960
負債純資産合計	1, 754, 802, 964, 715

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年10月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	5.3854円
(10,000口当たり純資産額)	(53,854円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年10月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

ん。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

新株予約権証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

先物取引

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年10月24日現在	
期首	2023年4月25日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	316,674,881,738円
同期中における追加設定元本額	24,039,365,901円
同期中における一部解約元本額	15,034,243,576円
期末元本額	325,680,004,063円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	25,138,997円
バランスセレクト50	79,832,984円
バランスセレクト70	105,008,499円
野村外国株式インデックスファンド	488,105,429円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,514,701,478円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	3,388,947,803円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	4,604,683,333円
野村資産設計ファンド2015	7,351,133円
野村資産設計ファンド2020	8,305,635円
野村資産設計ファンド2025	12,848,307円
野村資産設計ファンド2030	21,581,695円
野村資産設計ファンド2035	21,248,543円
野村資産設計ファンド2040	38,492,230円
野村外国株インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	41,038,160,418円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,240,932,159円
のむラップ・ファンド(普通型)	13,090,170,536円
のむラップ・ファンド(積極型)	14,874,805,561円
野村資産設計ファンド2045	9,046,894円
野村インデックスファンド・外国株式	8,939,675,420円
マイ・ロード	1,295,277,992円
ネクストコア	5,616,722円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	174,858,650円

野村外国株インデックスBコース（野村SMA・EW向け）	3,199,839,958円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	375,845,303円
野村資産設計ファンド2050	9,861,671円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,401,864円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,544,647円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,255,324円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,242,466円
のむらっぴ・ファンド（やや保守型）	278,943,852円
のむらっぴ・ファンド（やや積極型）	1,335,099,043円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	4,424,982円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	4,867,691円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	45,268,208円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	16,363,606円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	56,393,771円
野村6資産均等バランス	1,868,046,907円
野村つみたて外国株投信	16,941,807,221円
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	5,276,323,878円
世界6資産分散ファンド	41,914,498円
野村資産設計ファンド2060	8,555,729円
野村スリーゼロ先進国株式投信	2,321,021,524円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	144,681,724円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I 指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,431,530,157円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	7,093,132,798円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	87,469,537円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	52,245,427円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	358,829,486円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	275,496,025円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	825,641円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	2,563,003円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	206,236円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	178,781円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	4,575,567円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	309,833,419円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	3,160,397円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	22,100,553円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	61,836,704円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,877,479,585円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	14,240,012円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	1,151,255,356円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSA Iインデックスファンド（適格機関投資家専用）	11,435,678,281円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	854,856円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	1,216,077円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	8,186,203円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	8,564,938円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I（確定拠出年金向け）	101,315,313,175円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	1,782,502,834円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7,275,383,525円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	7,819,549,516円
マイバランスDC30	769,455,098円
マイバランスDC50	1,896,289,450円
マイバランスDC70	1,857,622,165円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I	45,730,825,944円

野村DC運用戦略ファンド	232,629,217 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	10,097,872 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	550,858,661 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	474,084,159 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	497,233,803 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	21,405,094 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	10,457,352 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	63,042,180 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	12,032,011 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	12,406,925 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	9,259,988 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	309,769,685 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	240,418,428 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	165,340,995 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	218,733,334 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	7,633,213 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	85,978,819 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	91,055,265 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	58,939,764 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	39,732,267 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年10月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	318,163,673
コール・ローン	1,055,092,003
株式	88,559,471,866
投資証券	1,755,871,081
派生商品評価勘定	52,167,898
未収配当金	66,890,580
差入委託証拠金	1,804,106,859
流動資産合計	93,611,763,960
資産合計	
93,611,763,960	
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	631,911,179
未払解約金	44,263,516
未払利息	513
その他未払費用	441,000
流動負債合計	676,616,208
負債合計	676,616,208
純資産の部	
元本等	
元本	36,477,353,319

剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	56,457,794,433
元本等合計	92,935,147,752
純資産合計	92,935,147,752
負債純資産合計	93,611,763,960

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>新株予約権証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引</p> <p>計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年10月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.5477円
(10,000口当たり純資産額)	(25,477円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年10月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	

新株予約権証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

先物取引

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年10月24日現在	
期首	2023年4月25日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	40,949,979,963円
同期中における追加設定元本額	2,084,014,163円
同期中における一部解約元本額	6,556,640,807円
期末元本額	36,477,353,319円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型	2,967,842,822円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,151,155,378円
野村外国株インデックス Aコース(野村SMA・EW向け)	2,450,259,148円
インデックス・ブレンド(タイプI)	671,286円
インデックス・ブレンド(タイプII)	436,805円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	2,810,944円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	852,167円
インデックス・ブレンド(タイプV)	2,283,856円
野村外国株インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	17,018,231,177円
野村外国株(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	4,883,169,351円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I 指数(為替ヘッジあり)連動型上場投信	1,624,560,601円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式	415,471,342円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	4,393,183,025円
野村外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型VA(適格機関投資家専用)	987,950,246円
ノムラ外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型VA(適格機関投資家専用)	540,355,753円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	285,340円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	1,087,550円
先進8ヶ国国債入替型プラス外国株式戦略30オープン(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	36,746,528円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年10月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	3,477,543,756
コール・ローン	89,190,754
株式	87,978,513,382
投資信託受益証券	3,678,526,171
投資証券	98,055,701
未収配当金	100,369,688
差入委託証拠金	1,743,186,885
流動資産合計	97,165,386,337
資産合計	97,165,386,337
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	297,965,310
未払解約金	9,054,947
未払利息	43
その他未払費用	3,345,200
流動負債合計	310,365,500
負債合計	310,365,500
純資産の部	
元本等	
元本	58,357,867,969
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	38,497,152,868
元本等合計	96,855,020,837
純資産合計	96,855,020,837
負債純資産合計	97,165,386,337

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
--------------------	---

2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年10月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,6597円
(10,000口当たり純資産額)	(16,597円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年10月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 先物取引 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 為替予約取引 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 ①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。 ②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年10月24日現在	
期首	2023年4月25日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	57,040,959,417円
同期中における追加設定元本額	5,536,850,501円

同期中における一部解約元本額	4,219,941,949 円
期末元本額	58,357,867,969 円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	17,175,954 円
野村資産設計ファンド2020	19,394,849 円
野村資産設計ファンド2025	29,590,139 円
野村資産設計ファンド2030	49,919,050 円
野村資産設計ファンド2035	49,415,681 円
野村資産設計ファンド2040	90,391,025 円
野村資産設計ファンド2045	20,997,612 円
野村インデックスファンド・新興国株式 ネクストコア	3,807,770,317 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	7,627,367 円
野村資産設計ファンド2050	563,898,748 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	22,971,101 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	5,605,047 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	3,635,972 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	2,939,451 円
インデックス・ブレンド(タイプI)	2,894,465 円
インデックス・ブレンド(タイプII)	1,029,234 円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	1,004,409 円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	8,631,541 円
インデックス・ブレンド(タイプV)	3,265,428 円
野村つみたて外国株投信	12,365,061 円
野村外国株(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	6,932,588,334 円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	914,613,520 円
世界6資産分散ファンド	2,158,807,880 円
野村資産設計ファンド2060	135,160,249 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス(オール・カンントリー)	19,978,912 円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス	59,200,382 円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	9,657,619 円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式	1,273,074,118 円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	1,910,741,460 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式(適格機関投資家専用)	3,396,680 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	1,954,886,095 円
野村新興国株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)	689,570 円
野村DC運用戦略ファンド	37,780,529,325 円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	315,369,654 円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	13,585,108 円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	27,826,174 円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	29,124,105 円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	21,566,178 円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	17,824,626 円
	58,725,529 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2023年10月24日現在)

資産の部

流動資産	
預金	394,781,123
コール・ローン	986,364,196
株式	223,763,009,273
投資証券	9,904,293,165
未収配当金	244,818,394
差入委託証拠金	357,873,956
流動資産合計	235,651,140,107
資産合計	235,651,140,107
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	50,204,641
未払金	536,487,209
未払解約金	5,719,728
未払利息	480
その他未払費用	1,233,500
流動負債合計	593,645,558
負債合計	593,645,558
純資産の部	
元本等	
元本	100,479,759,063
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	134,577,735,486
元本等合計	235,057,494,549
純資産合計	235,057,494,549
負債純資産合計	235,651,140,107

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
	為替差損益 約定日基準で計上しております。
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	

(貸借対照表に関する注記)

2023年10月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,3394円
(10,000口当たり純資産額)	(23,394円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年10月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
為替予約取引	1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 ①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。 ②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年10月24日現在	
期首	2023年4月25日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	70,981,032,522円
同期中における追加設定元本額	31,047,733,786円
同期中における一部解約元本額	1,549,007,245円
期末元本額	100,479,759,063円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・米国株式配当貴族	22,763,912,165円
野村インデックスファンド・米国株式配当貴族・為替ヘッジ型	2,526,482,246円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	365,556円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	237,810円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	1,532,006円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	927,726円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	3,753,029円
米国株式配当貴族・為替ヘッジあり型(投資一任サービス向け)	156,554,468円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年10月24日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,603,221,065
国債証券	745,907,248,050
地方債証券	54,824,131,905
特殊債券	63,227,405,135
社債券	44,002,535,000
未収利息	1,327,608,869
前払費用	45,758,670
流動資産合計	916,937,908,694
資産合計	916,937,908,694
負債の部	
流動負債	
未払金	400,228,000
未払解約金	1,887,142,653
未払利息	3,703
流動負債合計	2,287,374,356
負債合計	2,287,374,356
純資産の部	
元本等	
元本	736,023,014,514
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	178,627,519,824
元本等合計	914,650,534,338
純資産合計	914,650,534,338
負債純資産合計	916,937,908,694

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年10月24日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,2427円
(10,000口当たり純資産額)	(12,427円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年10月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年10月24日現在	
期首	2023年4月25日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	696,502,099,507円
同期中における追加設定元本額	79,016,112,160円
同期中における一部解約元本額	39,495,197,153円
期末元本額	736,023,014,514円
期末元本額の内訳*	
野村国内債券インデックスファンド	374,274,036円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	44,074,801,617円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	19,797,757,149円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	5,764,692,351円
野村資産設計ファンド2015	333,231,527円
野村資産設計ファンド2020	376,478,913円
野村資産設計ファンド2025	434,285,752円
野村資産設計ファンド2030	391,632,757円
野村資産設計ファンド2035	236,576,971円
野村資産設計ファンド2040	285,249,942円
野村日本債券インデックスファンド	642,746,408円
野村日本債券インデックス(野村投資一任口座向け)	136,467,241,568円
のむラップ・ファンド(保守型)	22,126,950,356円
のむラップ・ファンド(普通型)	54,283,385,180円
のむラップ・ファンド(積極型)	5,683,366,992円
野村日本債券インデックス(野村SMA向け)	9,870,704,727円
野村資産設計ファンド2045	45,448,187円
野村円債投資インデックスファンド	564,410,794円
野村インデックスファンド・国内債券	2,543,886,117円
マイ・ロード	39,256,067,152円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,601,421,541円
野村日本債券インデックス(野村SMA・EW向け)	19,950,899,347円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	2,043,397,397円
野村資産設計ファンド2050	33,608,664円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	36,285,354円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	13,534,428円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	6,086,733円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4,557,971円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	2,369,046,631円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	1,195,746,557円
インデックス・ブレンド(タイプI)	48,127,609円

インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	20,171,224 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	99,391,270 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	27,721,429 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	24,165,268 円
野村6資産均等バランス	8,185,257,828 円
世界6資産分散ファンド	183,658,712 円
野村資産設計ファンド2060	18,467,456 円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	51,038,565,349 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 債券・安定型	26,473,203,922 円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	459,965,044 円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	91,613,391 円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	1,312,984,423 円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	362,901,954 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	13,264,462 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	8,167,243 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	164,313 円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	3,055,621,600 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	1,566,614 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	20,046,020 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	36,925,203 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	387,389,582 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	270,966,203 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,028,380,776 円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	124,806,534 円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	1,613,239,814 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券 (適格機関投資家専用)	419,064,540 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	14,983,798 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	42,882,403,248 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	63,607,220,814 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	27,272,229,564 円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合 (確定拠出年金向け)	52,144,658,196 円
マイバランスDC30	18,593,871,287 円
マイバランスDC50	16,608,132,226 円
マイバランスDC70	6,547,495,450 円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合	13,525,417,549 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	2,805,673,844 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	8,785,961,264 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	3,685,535,922 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	375,185,248 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	61,094,833 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	78,923,647 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	218,339,126 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	91,938,581 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	31,558,074 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	3,305,119,461 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	1,490,813,329 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	674,001,310 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	766,742,200 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	16,476,149 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	301,387,533 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	664,964,245 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	5,165,221,251 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	174,095,463 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年10月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	1,007,524,727
コール・ローン	188,169,891
国債証券	760,993,465,055
派生商品評価勘定	154,720
未収入金	107,024,287
未収利息	8,002,718,361
前払費用	1,255,676,917
その他未収収益	9,900,616
流動資産合計	771,564,634,574
資産合計	771,564,634,574
負債の部	
流動負債	
未払金	695,415,874
未払解約金	214,302,444
未払利息	91
その他未払費用	5,739,667
流動負債合計	915,458,076
負債合計	915,458,076
純資産の部	
元本等	
元本	283,406,092,707
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	487,243,083,791
元本等合計	770,649,176,498
純資産合計	770,649,176,498
負債純資産合計	771,564,634,574

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年10月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,7192円
(10,000口当たり純資産額)	(27,192円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	177,359,689,827円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	187,205,161,719円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年10月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年10月24日現在	
期首	2023年4月25日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	275,483,022,693円
同期中における追加設定元本額	26,256,385,726円
同期中における一部解約元本額	18,333,315,712円
期末元本額	283,406,092,707円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	77,077,693円
バランスセレクト50	82,380,182円
バランスセレクト70	84,871,955円
野村外国債券インデックスファンド	259,292,543円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,391,579,250円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	22,853,930,365円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	2,661,574,253円
野村資産設計ファンド2015	19,488,974円
野村資産設計ファンド2020	22,017,364円
野村資産設計ファンド2025	34,166,651円
野村資産設計ファンド2030	50,275,252円

野村資産設計ファンド2035	40,168,798円
野村資産設計ファンド2040	65,281,281円
野村外国債券インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	80,053,886,253円
のむラップ・ファンド (保守型)	5,421,639,583円
のむラップ・ファンド (普通型)	30,382,318,703円
のむラップ・ファンド (積極型)	9,770,798,484円
野村外国債券インデックス (野村SMA向け)	373,772,335円
野村資産設計ファンド2045	13,289,587円
野村インデックスファンド・外国債券	1,049,660,815円
マイ・ロード	6,599,048,768円
ネクストコア	63,147,169円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	353,748,637円
野村外国債券インデックスBコース (野村SMA・EW向け)	5,945,968,013円
野村世界6資産分散投信 (配分変更コース)	947,905,198円
野村資産設計ファンド2050	11,859,842円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	4,246,242円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,990,113円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,931,157円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,741,983円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	963,982,828円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	1,643,516,237円
インデックス・ブレンド (タイプI)	2,923,991円
インデックス・ブレンド (タイプII)	2,325,192円
インデックス・ブレンド (タイプIII)	9,434,784円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	2,886,270円
インデックス・ブレンド (タイプV)	9,996,308円
野村6資産均等バランス	3,779,154,661円
野村外国債券 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	8,285,464,950円
世界6資産分散ファンド	84,798,499円
野村資産設計ファンド2060	6,480,100円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	12,300,424,420円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国債券	8,047,547,659円
野村外国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	5,409,897円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	849,503,404円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	169,199,572円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	848,692,649円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	279,254,945円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	1,670,443円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	5,656,267円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	75,866円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	2,351,411,315円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	1,627,784円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	13,889,002円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	6,394,486円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	156,507,910円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	125,110,982円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,899,303,304円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	58,117,402円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	944,848,201円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券 (適格機関投資家専用)	1,960,211,250円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	5,188,760円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	3,656,182円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	8,261,136円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	6,962,935円

野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	635,340,611 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	5,413,692,805 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7,306,363,677 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	6,283,147,509 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	25,377,670,122 円
マイバランスDC30	2,329,490,292 円
マイバランスDC50	1,901,492,092 円
マイバランスDC70	1,497,532,160 円
野村DC外国債券インデックスファンド	10,621,333,979 円
野村DC運用戦略ファンド	2,610,691,577 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	315,752,513 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	466,720,816 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,092,740,928 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	446,557,547 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	28,871,875 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	70,519,179 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	36,439,295 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	28,029,461 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	21,039,576 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	11,135,984 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	393,002,637 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	210,619,370 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	135,717,138 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	177,003,489 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	5,781,384 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	69,575,805 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	61,403,155 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	298,100,298 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	80,380,399 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年10月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	231,343,873
コール・ローン	244,708,563
国債証券	80,082,626,317
派生商品評価勘定	63,498,146
未収入金	277,480
未収利息	684,275,629
前払費用	59,364,982
差入委託証拠金	647,767
流動資産合計	81,366,742,757
資産合計	81,366,742,757
負債の部	
流動負債	

派生商品評価勘定	740,718,231
未払金	1,977,496
未払解約金	76,122,948
未払利息	119
その他未払費用	515,600
流動負債合計	819,334,394
負債合計	819,334,394
純資産の部	
元本等	
元本	83,862,352,492
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△3,314,944,129
元本等合計	80,547,408,363
純資産合計	80,547,408,363
負債純資産合計	81,366,742,757

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年10月24日現在	
1. 元本の欠損	3,314,944,129円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9605円
(10,000口当たり純資産額)	(9,605円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年10月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 時価の算定方法	<p>国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 為替予約取引 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 ①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。</p>

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年10月24日現在	
期首	2023年4月25日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	92,217,019,410円
同期中における追加設定元本額	7,939,703,096円
同期中における一部解約元本額	16,294,370,014円
期末元本額	83,862,352,492円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	2,078,542,580円
野村インデックスファンド・外国債券・為替ヘッジ型	1,387,728,294円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	47,112,476円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	17,572,943円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	7,902,095円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	5,918,018円
野村外国債券インデックス Aコース (野村SMA・EW向け)	10,383,847,705円
インデックス・ブレンド (タイプI)	3,660,611円
インデックス・ブレンド (タイプII)	2,381,560円
インデックス・ブレンド (タイプIII)	15,217,337円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	3,484,990円
インデックス・ブレンド (タイプV)	9,382,596円
野村外国債券インデックス Aコース (野村投資一任口座向け)	50,613,864,799円
野村外国債券 (含む新興国) インデックス Aコース (野村投資一任口座向け)	10,890,851,191円
ファンドラップ (ウェルス・スクエア) 債券・安定型	1,824,799,998円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	161,961,173円
野村国内外マルチアセット (6資産) ファンド (適格機関投資家専用)	723,161円
野村国内外マルチアセット (6資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)	2,891,176円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信 (適格機関投資家専用)	5,541,429,501円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	863,080,288円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2023年10月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	60,927,856
コール・ローン	7,732,853
国債証券	8,797,712,499
派生商品評価勘定	297,960

未収入金	298,946,208
未収利息	127,355,765
前払費用	13,409,211
流動資産合計	9,306,382,352
資産合計	9,306,382,352
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,781,700
未払解約金	315,578,946
未払利息	3
その他未払費用	493,900
流動負債合計	317,854,549
負債合計	317,854,549
純資産の部	
元本等	
元本	5,439,480,478
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,549,047,325
元本等合計	8,988,527,803
純資産合計	8,988,527,803
負債純資産合計	9,306,382,352

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年10月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.6525円
(10,000口当たり純資産額)	(16,525円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年10月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年10月24日現在		2023年4月25日
期首		2023年4月25日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		5,951,743,224円
同期中における追加設定元本額		637,574,101円
同期中における一部解約元本額		1,149,836,847円
期末元本額		5,439,480,478円
期末元本額の内訳*		
野村資産設計ファンド2015		10,078,444円
野村資産設計ファンド2020		11,383,345円
野村資産設計ファンド2025		17,033,923円
野村資産設計ファンド2030		25,995,056円
野村資産設計ファンド2035		20,768,751円
野村資産設計ファンド2040		33,760,455円
野村資産設計ファンド2045		6,870,938円
野村インデックスファンド・新興国債券		643,469,009円
ネクストコア		8,824,561円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス		579,167,517円
野村資産設計ファンド2050		5,990,564円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		2,196,442円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		1,513,873円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		998,873円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		893,219円
インデックス・ブレンド(タイプV)		1,820,853円
世界6資産分散ファンド		138,867,007円
野村資産設計ファンド2060		3,350,322円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国債券(適格機関投資家専用)		2,659,217,517円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)		708,091円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)		304,855,634円
野村DC新興国債券(現地通貨建て)インデックスファンド		543,715,410円
野村DC運用戦略ファンド		366,166,702円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)		17,852,417円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030		14,491,701円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040		10,877,813円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050		5,622,969円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060		2,989,072円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

貸借対照表

(単位：円)

(2023年10月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	37,632,231
コール・ローン	27,090,915
国債証券	33,183,406,822
派生商品評価勘定	22,687
未収入金	180,271,953
未収利息	419,482,416
前払費用	22,843,914
流動資産合計	33,870,750,938
資産合計	33,870,750,938
負債の部	
流動負債	
未払解約金	26,517,144
未払利息	13
その他未払費用	74,500
流動負債合計	26,591,657
負債合計	26,591,657
純資産の部	
元本等	
元本	16,489,344,162
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	17,354,815,119
元本等合計	33,844,159,281
純資産合計	33,844,159,281
負債純資産合計	33,870,750,938

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年10月24日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.0525円
(10,000口当たり純資産額)	(20,525円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年10月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年10月24日現在	
期首	2023年4月25日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	15,783,584,471円
同期中における追加設定元本額	3,754,964,420円
同期中における一部解約元本額	3,049,204,729円
期末元本額	16,489,344,162円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	439,124,307円
ネクストコア	6,924,538円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	957,072,349円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	425,077円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	276,459円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	1,770,667円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	539,385円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	1,454,008円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	1,761,932,605円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	3,772,334,845円
NEXT FUNDS 新興国債券・J. P. モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	1,282,525,975円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	754,878,661円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	2,764,288円
ノムラ新興国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	2,156,811円
新興国債券・インデックスF(適格機関投資家専用)	71,061,765円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)	257,551,653円
野村新興国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	6,713,317,418円
野村DC運用戦略ファンド	287,116,562円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	16,988,702円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	159,128,087円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年10月24日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	505,936,963
コール・ローン	12,239,110
社債券	12,773,314,897
派生商品評価勘定	262,770
未収入金	263,059,999
未収利息	181,214,093
前払費用	31,316,952
流動資産合計	13,767,344,784
資産合計	13,767,344,784
負債の部	
流動負債	
未払金	449,799,487
未払解約金	228,637,749
未払利息	5
流動負債合計	678,437,241
負債合計	678,437,241
純資産の部	
元本等	
元本	7,604,235,375
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,484,672,168
元本等合計	13,088,907,543
純資産合計	13,088,907,543
負債純資産合計	13,767,344,784

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
------------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

2023年10月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,7213円
(10,000口当たり純資産額)	(17,213円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年10月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
社債券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年10月24日現在	
期首	2023年4月25日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	6,001,899,963円
同期中における追加設定元本額	2,603,741,972円
同期中における一部解約元本額	1,001,406,560円
期末元本額	7,604,235,375円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・米国ハイ・イールド債券	512,531,556円
野村インデックスファンド・米国ハイ・イールド債券・為替ヘッジ型	186,107,488円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	4,572,936円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	3,635,973円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	18,994,698円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	5,802,879円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	19,140,693円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	4,497,451,068円
米国ハイ・イールド債券・インデックスF(適格機関投資家専用)	2,351,672,268円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)	4,325,816円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

J-REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年10月24日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	976,333,346
投資証券	48,027,736,500
未収配当金	417,877,764
差入委託証拠金	156,754,370
流動資産合計	49,578,701,980
資産合計	49,578,701,980
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	70,814,810
未払金	17,059,650
未払解約金	13,151,016
未払利息	475
流動負債合計	101,025,951
負債合計	101,025,951
純資産の部	
元本等	
元本	19,077,201,862
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	30,400,474,167
元本等合計	49,477,676,029
純資産合計	49,477,676,029
負債純資産合計	49,578,701,980

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023年10月24日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.5935円
(10,000口当たり純資産額)	(25,935円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年10月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年10月24日現在	
期首	2023年4月25日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,401,912,674円
同期中における追加設定元本額	2,827,222,840円
同期中における一部解約元本額	2,151,933,652円
期末元本額	19,077,201,862円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,726,539,480円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,326,776,939円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,354,918,089円
野村資産設計ファンド2015	13,052,816円
野村資産設計ファンド2020	14,747,764円
野村資産設計ファンド2025	18,902,891円
野村資産設計ファンド2030	22,450,789円
野村資産設計ファンド2035	21,524,457円
野村資産設計ファンド2040	43,722,258円
野村資産設計ファンド2045	7,714,797円
野村インデックスファンド・J-REIT	3,047,038,086円
ネクストコア	9,932,518円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,129,183,073円
野村J-REITインデックス(野村SMA・EW向け)	1,479,922,352円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	877,182,203円
野村資産設計ファンド2050	5,642,308円
インデックス・ブレンド(タイプI)	331,321円
インデックス・ブレンド(タイプII)	215,671円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	2,780,158円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	841,563円
インデックス・ブレンド(タイプV)	2,290,924円
野村6資産均等バランス	3,847,681,203円
野村世界REITインデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	100,401,098円
野村資産設計ファンド2060	4,340,525円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	395,092,020円
ノムラFOFs用インデックスファンド・J-REIT(適格機関投資家専用)	129,049,903円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	53,146,539円
J-REITインデックスファンド(適格機関投資家専用)	1,674,225,776円

野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	205,427,668円
野村F O F s用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	440,191円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信（適格機関投資家専用）	11,379,921円
野村DC運用戦略ファンド	412,537,053円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	24,053,635円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	14,696,157円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	7,179,792円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	18,550,026円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	12,516,540円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	14,092,817円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	5,298,089円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	3,872,511円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	37,509,941円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

海外REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2023年10月24日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	47,582,615
コール・ローン	89,695,123
投資証券	61,436,179,842
未収配当金	42,018,095
差入委託証拠金	641,591,125
流動資産合計	62,257,066,800
資産合計	62,257,066,800
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	76,595,869
未払解約金	2,259,927
未払利息	43
その他未払費用	281,600
流動負債合計	79,137,439
負債合計	79,137,439
純資産の部	
元本等	
元本	20,504,834,015
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	41,673,095,346
元本等合計	62,177,929,361
純資産合計	62,177,929,361
負債純資産合計	62,257,066,800

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2023年10月24日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.0324円
(10,000口当たり純資産額)	(30,324円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2023年10月24日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 先物取引 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 為替予約取引 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 ①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。 ②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。</p>

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年10月24日現在	
期首	2023年4月25日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	19,478,617,373円
同期中における追加設定元本額	2,634,265,489円
同期中における一部解約元本額	1,608,048,847円
期末元本額	20,504,834,015円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,449,681,609円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	1,953,534,814円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,137,651,349円
野村資産設計ファンド2015	10,959,441円
野村資産設計ファンド2020	12,382,899円
野村資産設計ファンド2025	15,871,363円
野村資産設計ファンド2030	18,850,692円
野村資産設計ファンド2035	18,072,802円
野村資産設計ファンド2040	36,710,067円
野村資産設計ファンド2045	6,477,698円
野村インデックスファンド・外国REIT	1,600,880,318円
ネクストコア	3,959,508円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	604,817,382円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	706,386,890円
野村資産設計ファンド2050	4,737,492円
インデックス・ブレンド(タイプI)	278,460円
インデックス・ブレンド(タイプII)	543,326円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	4,713,963円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	1,413,286円
インデックス・ブレンド(タイプV)	5,661,971円
野村6資産均等バランス	3,230,689,628円
野村資産設計ファンド2060	3,644,506円
NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	5,736,817,680円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	2,618,758,136円
ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)	992,544,505円
ノムラFOF用インデックスファンド・外国REIT(適格機関投資家専用)	72,481,972円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	369,594円
野村DC運用戦略ファンド	164,137,336円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	6,822,963円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	12,339,227円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	6,028,481円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	15,575,451円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	10,509,461円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	11,832,975円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	4,448,519円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	3,251,539円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	20,996,712円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

インデックス・ブレード (タイプⅠ)

2023年11月30日現在

I 資産総額	145,977,822円
II 負債総額	8,789,537円
III 純資産総額 (I - II)	137,188,285円
IV 発行済口数	117,063,525口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.1719円

インデックス・ブレード (タイプⅡ)

2023年11月30日現在

I 資産総額	122,052,626円
II 負債総額	7,385,386円
III 純資産総額 (I - II)	114,667,240円
IV 発行済口数	88,386,064口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2973円

インデックス・ブレード (タイプⅢ)

2023年11月30日現在

I 資産総額	795,832,323円
II 負債総額	49,393,422円
III 純資産総額 (I - II)	746,438,901円
IV 発行済口数	521,570,071口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.4311円

インデックス・ブレード (タイプⅣ)

2023年11月30日現在

I 資産総額	279,628,526円
II 負債総額	10,329,316円
III 純資産総額 (I - II)	269,299,210円
IV 発行済口数	174,884,637口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.5399円

インデックス・ブレード (タイプV)

2023年11月30日現在

I 資産総額	631,258,573円
II 負債総額	15,857,221円
III 純資産総額 (I - II)	615,401,352円
IV 発行済口数	348,543,484口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7656円

(参考) 国内株式マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	685,946,797,431円
II 負債総額	78,094,022,780円
III 純資産総額 (I - II)	607,852,774,651円
IV 発行済口数	230,045,243,998口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.6423円

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	1,895,254,423,781円
II 負債総額	6,288,198,148円
III 純資産総額 (I - II)	1,888,966,225,633円
IV 発行済口数	329,648,761,416口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	5.7302円

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	186,742,933,610円
II 負債総額	89,572,027,394円
III 純資産総額 (I - II)	97,170,906,216円
IV 発行済口数	35,696,901,132口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.7221円

(参考) 新興国株式マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	105,228,127,041円
II 負債総額	970,205,777円
III 純資産総額 (I - II)	104,257,921,264円
IV 発行済口数	59,668,133,728口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7473円

(参考) 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	256,148,491,613円
II 負債総額	743,050,771円
III 純資産総額 (I - II)	255,405,440,842円
IV 発行済口数	104,841,676,685口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.4361円

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	1,013,150,801,728円
II 負債総額	15,965,078,217円
III 純資産総額 (I - II)	997,185,723,511円
IV 発行済口数	790,893,156,691口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2608円

(参考) 外国債券マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	794,448,832,340円
II 負債総額	1,778,551,496円
III 純資産総額 (I - II)	792,670,280,844円
IV 発行済口数	282,221,906,782口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.8087円

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	193,126,267,454円
II 負債総額	95,536,171,585円
III 純資産総額 (I - II)	97,590,095,869円
IV 発行済口数	98,665,841,224口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.9891円

(参考) 新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	10,321,286,191円
II 負債総額	13,460,302円
III 純資産総額 (I - II)	10,307,825,889円
IV 発行済口数	5,957,465,257口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7302円

(参考) 新興国債券マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	39,180,649,242円
II 負債総額	345,762,750円
III 純資産総額 (I - II)	38,834,886,492円
IV 発行済口数	17,875,468,667口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.1725円

(参考) 米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	13,754,287,564円
II 負債総額	14,824,224円
III 純資産総額 (I - II)	13,739,463,340円
IV 発行済口数	7,706,596,640口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7828円

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	54,231,064,704円
II 負債総額	1,660,288,951円
III 純資産総額 (I - II)	52,570,775,753円
IV 発行済口数	19,731,067,589口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.6644円

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	70,755,671,433円
II 負債総額	58,390,048円
III 純資産総額 (I - II)	70,697,281,385円
IV 発行済口数	21,383,491,595口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.3062円

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	14,049,932,149円
II 負債総額	6,630,800,027円
III 純資産総額 (I - II)	7,419,132,122円
IV 発行済口数	5,339,751,250口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.3894円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2023年12月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

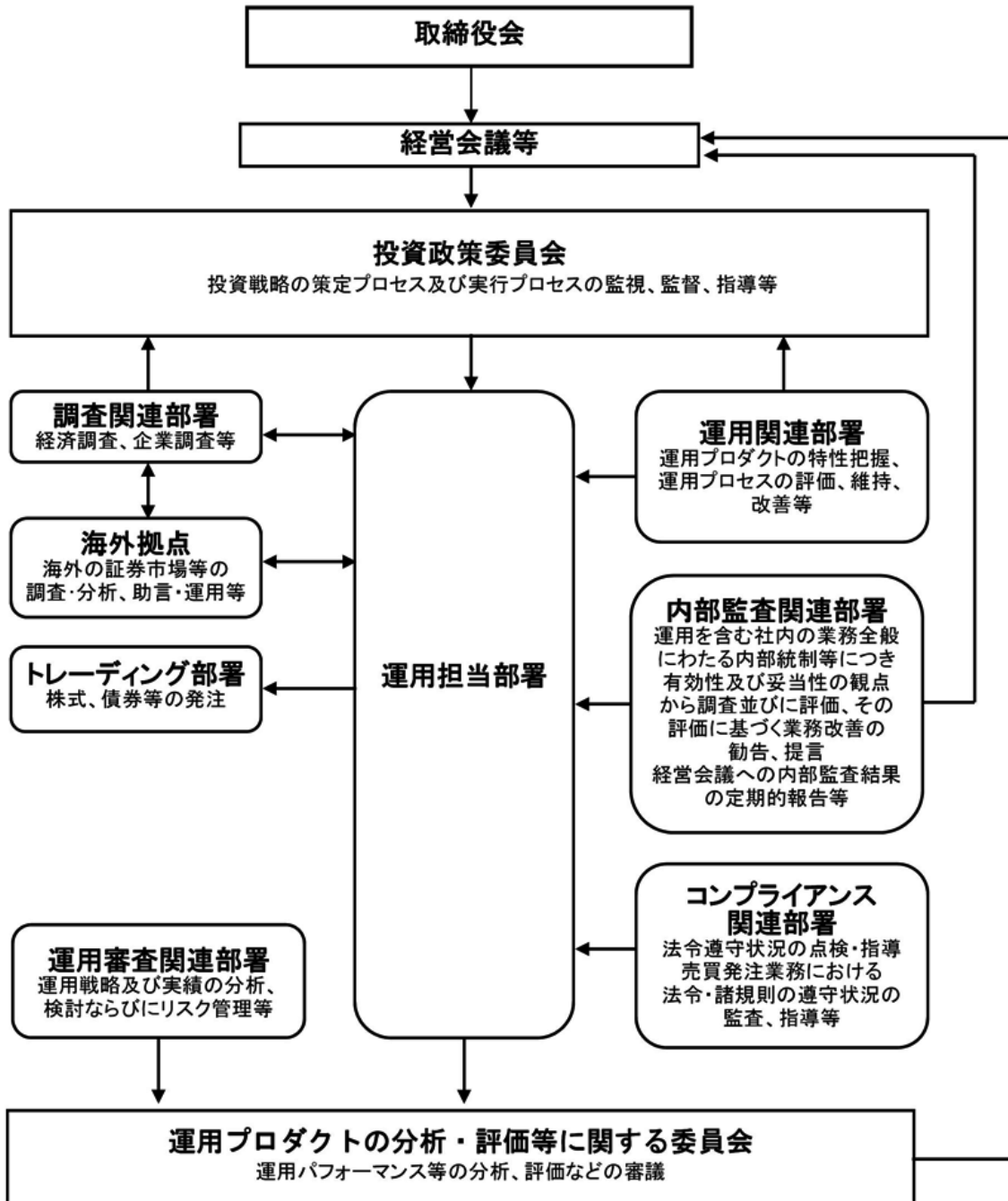
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年11月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	998	46,504,659
単位型株式投資信託	176	662,729
追加型公社債投資信託	14	6,759,998
単位型公社債投資信託	464	957,221
合計	1,652	54,884,607

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財

務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成

することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,006		1,865
金銭の信託			35,894		42,108
有価証券			29,300		21,900
前払金			11		11
前払費用			454		775
未収入金			694		1,775
未収委託者報酬			27,176		26,116
未収運用受託報酬			4,002		3,780
短期貸付金			1,835		1,001
未収還付法人税等			-		2,083
その他			57		84
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			101,417		101,486
固定資産					
有形固定資産			1,744		1,335
建物	※2	1,219		906	
器具備品	※2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計			23,023		23,235
資産合計			124,440		124,722

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			120		124
未払金			17,615		17,879
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	※1		9,512		9,682
未払法人税等			1,319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4,416		3,635
その他			121		46
流動負債計			33,127		32,414
固定負債					
退職給付引当金			3,194		2,940
時効後支払損引当金			588		595
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,905		4,659
負債合計			38,033		37,074
(純資産の部)					
株主資本			86,232		87,419
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,322		56,509
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	
評価・換算差額等			174		229
その他有価証券評価差額金			174		229
純資産合計			86,407		87,648
負債・純資産合計			124,440		124,722

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,733		113,491
運用受託報酬			17,671		18,198
その他営業収益			530		331
営業収益計			133,935		132,021
営業費用					
支払手数料			39,087		38,684
広告宣伝費			804		1,187
公告費			0		0
調査費			26,650		29,050
調査費		4,867		6,045	
委託調査費		21,783		23,004	
委託計算費			1,384		1,363
営業雑経費			3,094		3,302
通信費		72		89	
印刷費		918		903	
協会費		79		83	
諸経費		2,023		2,225	
営業費用計			71,021		73,587
一般管理費					
給料			12,033		11,316
役員報酬		229		226	
給料・手当		7,375		7,752	
賞与		4,427		3,337	
交際費			47		78
寄付金			73		115
旅費交通費			65		283
租税公課			1,049		963
不動産賃借料			1,432		1,232
退職給付費用			1,212		829
固定資産減価償却費			2,525		2,409
諸経費			11,116		12,439
一般管理費計			29,556		29,669
営業利益			33,357		28,763

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	3,530		7,645	
受取利息		10		45	
為替差益		-		49	
その他		1,268		637	
営業外収益計			4,809		8,377
営業外費用					
金銭の信託運用損		1,387		1,736	
時効後支払損引当金繰入額		12		10	
為替差損		23		-	
その他		266		8	
営業外費用計			1,689		1,755
經常利益			36,477		35,385
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		10	
株式報酬受入益		53		46	
固定資産売却益		9		-	
資産除去債務履行差額		141		-	
特別利益計			230		57
特別損失					
投資有価証券等売却損		0		16	
関係会社株式評価損		727		-	
固定資産除却損	※ 2	374		52	
資産除去債務履行差額		0		-	
事務所移転費用		54		-	
特別損失計			1,158		69
税引前当期純利益			35,549		35,374
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890
法人税等調整額			171		419
当期純利益			24,904		26,064

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="670 929 1037 1030"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589 百万円 器具備品 618 <hr/> 合計 1,207	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 <hr/> 合計 1,559

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 346 百万円 器具備品 28 ソフトウェア - <hr/> 合計 374	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 <hr/> 合計 52

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、当社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）1. 2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他） （※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 315 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,886 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>20,314</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>19,378</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>2,927</u>
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>653</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
-----------------	------

退職一時金制度の割引率	1.1%
-------------	------

長期期待運用収益率	2.35%
-----------	-------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022年3月31日)		当事業年度末 (2023年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,381	賞与引当金	1,138
退職給付引当金	990	退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	285	未払事業税	227
投資有価証券評価減	110	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	272	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	182	時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	92	ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	114	未払社会保険料	85
その他	84	その他	44
繰延税金資産小計	5,376	繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	△1,795	評価性引当額	△1,696
繰延税金資産合計	3,581	繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△233	資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△81	関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△78	その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△402	前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	△796	繰延税金負債合計	△840
繰延税金資産の純額	2,784	繰延税金資産の純額	2,340
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.5%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	0.1%	その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 2021年4月1日	至 2022年3月31日	自 2022年4月1日	至 2023年3月31日
期首残高		1,371		1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		48	-	
資産除去債務の履行による減少		△296		-
期末残高		1,123		1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
委託者報酬	115,670 百万円
運用受託報酬	16,675 百万円
成功報酬（注）	1,058 百万円
その他営業収益	530 百万円
合計	133,935 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付 金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式 会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	27,180	未払手 数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,775円81銭	1株当たり純資産額	17,016円74銭
1株当たり当期純利益	4,835円10銭	1株当たり当期純利益	5,060円34銭
<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 24,904百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 24,904百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>		<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 26,064百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 26,064百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>	

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2023年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		7,755
金銭の信託		42,741
未収委託者報酬		28,981
未収運用受託報酬		5,565
短期貸付金		747
その他		1,398
貸倒引当金		△17
流動資産計		87,173
固定資産		
有形固定資産	※1	1,140
無形固定資産		5,519
ソフトウェア		5,518
その他		0
投資その他の資産		16,784
投資有価証券		1,862
関係会社株式		10,025
長期差入保証金		519
前払年金費用		1,721
繰延税金資産		1,761
その他		893
固定資産計		23,444
資産合計		110,617

		2023年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		29,900
未払金		12,829
未払収益分配金		1
未払償還金		40
未払手数料		9,305
関係会社未払金		2,395
その他未払金	※2	1,085
未払費用		10,122
未払法人税等		2,521
賞与引当金		1,993
その他		201
流動負債計		57,568
固定負債		
退職給付引当金		2,855
時効後支払損引当金		601
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,579
負債合計		62,148
(純資産の部)		
株主資本		48,142
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		17,232
利益準備金		685
その他利益剰余金		16,547
繰越利益剰余金		16,547
評価・換算差額等		325
その他有価証券評価差額金		325
純資産合計		48,468
負債・純資産合計		110,617

◇ 中間損益計算書

		自 2023年4月1日 至 2023年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		59,892
運用受託報酬		10,062
その他営業収益		156
営業収益計		70,111
営業費用		
支払手数料		20,743
調査費		15,670
その他営業費用		2,845
営業費用計		39,259
一般管理費	※1	15,475
営業利益		15,376
営業外収益	※2	7,161
営業外費用	※3	715
経常利益		21,822
特別利益	※4	11
特別損失	※5	10
税引前中間純利益		21,823
法人税、住民税及び事業税		4,781
法人税等調整額		536
中間純利益		16,505

◇ 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当中間期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
中間純利益							16,505	16,505	16,505
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△24,606	△14,669	△39,276	△39,276
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	—	16,547	17,232	48,142

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当中間期変動額			
剰余金の配当			△55,782
中間純利益			16,505
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	96	96	96
当中間期変動額合計	96	96	△39,179
当中間期末残高	325	325	48,468

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table data-bbox="671 965 1050 1061"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> </p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、</p>						

7. 収益及び費用の計上基準

受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[注記事項]

◇ 中間貸借対照表関係

2023年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	1,754百万円
※2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

◇ 中間損益計算書関係

自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	196百万円
無形固定資産	958百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	6,692百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	627百万円
※4 特別利益の内訳	
株式報酬受入益	11百万円
※5 特別損失の内訳	
固定資産除却損	10百万円

◇ 中間株主資本等変動計算書関係

自 2023年4月1日 至 2023年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式	5,150,693株	—	—
				当中間会計期間末
				5,150,693株
2 配当に関する事項				
	配当金支払額			
	2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。			
	・普通株式の配当に関する事項			
	(1) 配当金の総額		55,782百万円	
	(2) 1株当たり配当額		10,830円	
	(3) 基準日		2023年3月31日	
	(4) 効力発生日		2023年6月30日	

◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,741	42,741	-
資産計	42,741	42,741	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	60	60	-
負債計	60	60	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	10,266
組合出資金等	1,621
合計	11,888

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,741	-	42,741
資産計	-	42,741	-	42,741
デリバティブ取引（通貨関連）	-	60	-	60
負債計	-	60	-	60

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末 (2023年9月30日)

1. 売買目的有価証券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間 (2023年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	684	-	△60	△60

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
委託者報酬	59,884 百万円
運用受託報酬	9,422 百万円
成功報酬 (注)	646 百万円
その他営業収益	156 百万円
合計	70,111 百万円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 1 株当たり情報

自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日	
1 株当たり純資産額	9,410 円 05 銭
1 株当たり中間純利益	3,204 円 61 銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	16,505 百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	16,505 百万円
期中平均株式数	5,150 千株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の見取の条件と異なる条件であって見取の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(インデックス・ブレンド (タイプ I))

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、投資対象とする親投資信託証券において効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

(2) 投資態度

① 株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする親投資信託証券および各親投資信託証券への投資比率を決定します。

(i) ウエルス・スクエア独自のモデルを用いて投資対象とする親投資信託証券が連動することを目指すインデックス等（以下「インデックス」といいます。）を定量的な手法により分析し、リスク性資産※への配分および各親投資信託証券への配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行わない場合では異なるインデックスとして扱います。

(ii) 戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率（以下「基本投資比率」といいます。）を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

(iii) 投資対象とする親投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行ないます。なお、投資対象とする親投資信託証券は各種金融指標の動きを捉えることを目的とする親投資信託証券から選定することを基本とします。

※当ファンドにおいてインデックスの過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

② 当ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して 30%を中心とすることを原則とします。

③ 組入親投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とする親投資信託証券は適宜見直しを行

ないます。

④ 基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、親投資信託もしくは当ファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
インデックス・ブレンド（タイプ I）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 52 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 25 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、約款第21条、第22条、第23条、第26条及び第30条に定めるものに限り。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みません。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第 13 号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第 13 号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 31 条において同じ。）、第 31 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 24 条、第 25 条、第 28 条および第 36 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 24 条、第 25 条、第 28 条および第 36 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 21 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第 1 項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第 1 項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）

（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(クレジットデリバティブ取引の運用指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 21 項第 5 号イ、同条第 22 項第 6 号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

② クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 22 項第 6 号イに掲げるものに限り。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 27 条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 29 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 32 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結し

た保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 33 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 34 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 35 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 36 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 37 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 38 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 39 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 23 日から翌年 4 月 22 日までとするを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 29 年 4 月 24 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 40 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 41 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第 1 項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 42 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 48 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 43 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第47条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 48 条 委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から 3 年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 49 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 53 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 50 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 53 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 51 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 52 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 53 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 53 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 54 条 この信託は、受益者が第 47 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 48 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 55 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 56 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 57 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 58 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 59 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 44 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 第 26 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借

契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第 26 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第 30 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 29 年 1 月 10 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅠ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅡ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅢ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅣ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅤ)

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 47 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合
 - ・ ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行
 - ・ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める親投資信託証券

約款第 16 条第 1 項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

- 親投資信託 国内株式マザーファンド
- 親投資信託 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド
- 親投資信託 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド
- 親投資信託 新興国株式マザーファンド
- 親投資信託 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド
- 親投資信託 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
- 親投資信託 外国債券マザーファンド
- 親投資信託 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
- 親投資信託 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド
- 親投資信託 新興国債券マザーファンド
- 親投資信託 米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド
- 親投資信託 J-REIT インデックス マザーファンド
- 親投資信託 海外 REIT インデックス マザーファンド
- 親投資信託 海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

(インデックス・ブレンド (タイプⅡ))

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、投資対象とする親投資信託証券において効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

(2) 投資態度

① 株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする親投資信託証券および各親投資信託証券への投資比率を決定します。

(i) ウエルス・スクエア独自のモデルを用いて投資対象とする親投資信託証券が連動することを目指すインデックス等（以下「インデックス」といいます。）を定量的な手法により分析し、リスク性資産※への配分および各親投資信託証券への配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行わない場合では異なるインデックスとして扱います。

(ii) 戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率（以下「基本投資比率」といいます。）を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

(iii) 投資対象とする親投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行ないます。なお、投資対象とする親投資信託証券は各種金融指標の動きを捉えることを目的とする親投資信託証券から選定することを基本とします。

※当ファンドにおいてインデックスの過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

② 当ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して 43%を中心とすることを原則とします。

③ 組入親投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とする親投資信託証券は適宜見直しを行

ないです。

④ 基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、親投資信託もしくは当ファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 52 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 25 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、約款第21条、第22条、第23条、第26条及び第30条に定めるものに限りま。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みま。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第 13 号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第 13 号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 31 条において同じ。）、第 31 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 24 条、第 25 条、第 28 条および第 36 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 24 条、第 25 条、第 28 条および第 36 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 21 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第 1 項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第 1 項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）

（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(クレジットデリバティブ取引の運用指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 21 項第 5 号イ、同条第 22 項第 6 号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

② クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 22 項第 6 号イに掲げるものに限り。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 29 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 32 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結し

た保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 33 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 34 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 35 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 36 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 37 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 38 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 39 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 23 日から翌年 4 月 22 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 29 年 4 月 24 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 40 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 41 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第 1 項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 42 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 49 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 43 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第47条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 48 条 委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から 3 年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 49 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 53 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 50 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 53 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 54 条 この信託は、受益者が第 47 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 48 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 55 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 56 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 57 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 58 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 59 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 44 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 第 26 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借

契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第 26 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第 30 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 29 年 1 月 10 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅠ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅡ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅢ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅣ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅤ)

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 47 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合
 - ・ ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行
 - ・ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める親投資信託証券

約款第 16 条第 1 項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

- 親投資信託 国内株式マザーファンド
- 親投資信託 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド
- 親投資信託 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド
- 親投資信託 新興国株式マザーファンド
- 親投資信託 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド
- 親投資信託 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
- 親投資信託 外国債券マザーファンド
- 親投資信託 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
- 親投資信託 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド
- 親投資信託 新興国債券マザーファンド
- 親投資信託 米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド
- 親投資信託 J-REIT インデックス マザーファンド
- 親投資信託 海外 REIT インデックス マザーファンド
- 親投資信託 海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

(インデックス・ブレンド (タイプⅢ))

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、投資対象とする親投資信託証券において効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

(2) 投資態度

① 株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする親投資信託証券および各親投資信託証券への投資比率を決定します。

(i) ウエルス・スクエア独自のモデルを用いて投資対象とする親投資信託証券が連動することを目指すインデックス等（以下「インデックス」といいます。）を定量的な手法により分析し、リスク性資産※への配分および各親投資信託証券への配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行わない場合では異なるインデックスとして扱います。

(ii) 戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率（以下「基本投資比率」といいます。）を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

(iii) 投資対象とする親投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行ないます。なお、投資対象とする親投資信託証券は各種金融指標の動きを捉えることを目的とする親投資信託証券から選定することを基本とします。

※当ファンドにおいてインデックスの過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

② 当ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して 55%を中心とすることを原則とします。

③ 組入親投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とする親投資信託証券は適宜見直しを行

ないます。

④ 基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、親投資信託もしくは当ファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 52 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 25 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをい、約款第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 26 条及び第 30 条に定めるものに限り、）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含み、なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第 13 号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第 13 号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 31 条において同じ。）、第 31 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 24 条、第 25 条、第 28 条および第 36 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 24 条、第 25 条、第 28 条および第 36 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 21 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第 1 項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第 1 項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）

（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(クレジットデリバティブ取引の運用指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 21 項第 5 号イ、同条第 22 項第 6 号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

② クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 22 項第 6 号イに掲げるものに限り。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 29 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 32 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結し

た保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 33 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 34 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 35 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 36 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 37 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 38 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 39 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 23 日から翌年 4 月 22 日までとするを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 29 年 4 月 24 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 40 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 41 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第 1 項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 42 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 50 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 43 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 47 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 47 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 45 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 46 条 受託者は、収益分配金については第 44 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 44 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 44 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 47 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 48 条 委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から 3 年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 49 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 53 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 50 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 53 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 51 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 52 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 53 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 53 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 54 条 この信託は、受益者が第 47 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 48 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 55 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 56 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 57 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 58 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 59 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 44 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 第 26 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借

契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第 26 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第 30 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 29 年 1 月 10 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅠ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅡ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅢ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅣ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅤ)

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 47 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合
 - ・ ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行
 - ・ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める親投資信託証券

約款第 16 条第 1 項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

- 親投資信託 国内株式マザーファンド
- 親投資信託 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド
- 親投資信託 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド
- 親投資信託 新興国株式マザーファンド
- 親投資信託 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド
- 親投資信託 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
- 親投資信託 外国債券マザーファンド
- 親投資信託 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
- 親投資信託 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド
- 親投資信託 新興国債券マザーファンド
- 親投資信託 米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド
- 親投資信託 J-REIT インデックス マザーファンド
- 親投資信託 海外 REIT インデックス マザーファンド
- 親投資信託 海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

(インデックス・ブレンド (タイプIV))

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、投資対象とする親投資信託証券において効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

(2) 投資態度

① 株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする親投資信託証券および各親投資信託証券への投資比率を決定します。

(i) ウエルス・スクエア独自のモデルを用いて投資対象とする親投資信託証券が連動することを目指すインデックス等（以下「インデックス」といいます。）を定量的な手法により分析し、リスク性資産※への配分および各親投資信託証券への配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行わない場合では異なるインデックスとして扱います。

(ii) 戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率（以下「基本投資比率」といいます。）を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

(iii) 投資対象とする親投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行ないます。なお、投資対象とする親投資信託証券は各種金融指標の動きを捉えることを目的とする親投資信託証券から選定することを基本とします。

※当ファンドにおいてインデックスの過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

② 当ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して 65%を中心とすることを原則とします。

③ 組入親投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とする親投資信託証券は適宜見直しを行

ないます。

④ 基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、親投資信託もしくは当ファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 52 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 25 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、約款第21条、第22条、第23条、第26条及び第30条に定めるものに限り。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みません。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第 13 号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第 13 号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 31 条において同じ。）、第 31 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 24 条、第 25 条、第 28 条および第 36 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 24 条、第 25 条、第 28 条および第 36 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 21 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第 1 項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第 1 項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）

（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(クレジットデリバティブ取引の運用指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 21 項第 5 号イ、同条第 22 項第 6 号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

② クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 22 項第 6 号イに掲げるものに限り。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 27 条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 29 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 32 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結し

た保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 33 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 34 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 35 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 36 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 37 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 38 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 39 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 23 日から翌年 4 月 22 日までとするを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 29 年 4 月 24 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 40 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 41 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第 1 項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 42 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 51 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 43 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第47条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 48 条 委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から 3 年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 49 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 53 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 50 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 53 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 51 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 52 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 53 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 53 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 54 条 この信託は、受益者が第 47 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 48 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 55 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 56 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 57 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 58 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 59 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 44 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 第 26 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借

契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第 26 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第 30 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 29 年 1 月 10 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅠ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅡ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅢ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅣ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅤ)

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 47 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合
 - ・ ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行
 - ・ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める親投資信託証券

約款第 16 条第 1 項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

- 親投資信託 国内株式マザーファンド
- 親投資信託 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド
- 親投資信託 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド
- 親投資信託 新興国株式マザーファンド
- 親投資信託 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド
- 親投資信託 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
- 親投資信託 外国債券マザーファンド
- 親投資信託 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
- 親投資信託 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド
- 親投資信託 新興国債券マザーファンド
- 親投資信託 米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド
- 親投資信託 J-REIT インデックス マザーファンド
- 親投資信託 海外 REIT インデックス マザーファンド
- 親投資信託 海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

(インデックス・ブレンド (タイプV))

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、投資対象とする親投資信託証券において効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

(2) 投資態度

① 株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする親投資信託証券および各親投資信託証券への投資比率を決定します。

(i) ウエルス・スクエア独自のモデルを用いて投資対象とする親投資信託証券が連動することを目指すインデックス等（以下「インデックス」といいます。）を定量的な手法により分析し、リスク性資産※への配分および各親投資信託証券への配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行わない場合では異なるインデックスとして扱います。

(ii) 戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率（以下「基本投資比率」といいます。）を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

(iii) 投資対象とする親投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行ないます。なお、投資対象とする親投資信託証券は各種金融指標の動きを捉えることを目的とする親投資信託証券から選定することを基本とします。

※当ファンドにおいてインデックスの過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

② 当ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して 80%を中心とすることを原則とします。

③ 組入親投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とする親投資信託証券は適宜見直しを行

ないます。

④ 基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、親投資信託もしくは当ファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
インデックス・ブレンド（タイプV）
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

(信託の目的と金額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 52 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 25 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、約款第21条、第22条、第23条、第26条及び第30条に定めるものに限り。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みません。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第 13 号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第 13 号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 31 条において同じ。）、第 31 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 24 条、第 25 条、第 28 条および第 36 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 24 条、第 25 条、第 28 条および第 36 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 21 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第 1 項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第 1 項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）

（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(クレジットデリバティブ取引の運用指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 21 項第 5 号イ、同条第 22 項第 6 号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

② クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 22 項第 6 号イに掲げるものに限り。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 29 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 32 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結し

た保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 33 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 34 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 35 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 36 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 37 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 38 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 39 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 23 日から翌年 4 月 22 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 29 年 4 月 24 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 40 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 41 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第 1 項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 42 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 52 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 43 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第47条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 48 条 委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から 3 年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 49 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 53 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 50 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 53 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 51 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 52 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 53 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 53 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 54 条 この信託は、受益者が第 47 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 48 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 55 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 56 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 57 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 58 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 59 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 44 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 第 26 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借

契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第 26 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第 30 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 29 年 1 月 10 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅠ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅡ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅢ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅣ)
- 追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド (タイプⅤ)

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 47 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合
 - ・ ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行
 - ・ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める親投資信託証券

約款第 16 条第 1 項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

- 親投資信託 国内株式マザーファンド
- 親投資信託 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド
- 親投資信託 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド
- 親投資信託 新興国株式マザーファンド
- 親投資信託 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド
- 親投資信託 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
- 親投資信託 外国債券マザーファンド
- 親投資信託 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
- 親投資信託 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド
- 親投資信託 新興国債券マザーファンド
- 親投資信託 米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド
- 親投資信託 J-REIT インデックス マザーファンド
- 親投資信託 海外 REIT インデックス マザーファンド
- 親投資信託 海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第 1 項、第 33 条第 2 項、第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項および第 39 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、1,000 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の保管)

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 23 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 25 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 26 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 29 条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 30 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 31 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 32 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 33 条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 35 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 36 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 40 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 37 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 40 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 38 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 39 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 40 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 40 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 41 条 第 33 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 33 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第44条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 40 条第 2 項、第 43 条、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 100 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定め

るものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を

超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第13条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第13条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の

金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社

債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をす

ることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 2 月 22 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、そ

の責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 48 条 第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 40 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 40 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 51 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式為替ヘッジ型マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エク

スポンジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 40 条第 2 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 100 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定め

るものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を

超えることとなる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第14条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第14条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券

4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 18 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 26 条 (削除)

(混蔵寄託)

第 27 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年5月12日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 19 年 2 月 1 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超える

こととなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼

営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 18 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第 1 項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第 1 項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担

保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 5 月 11 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 39 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 40 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 41 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 42 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除

き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)を受渡日として行った先

物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(米国株式配当貴族インデックスマザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 500 配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。
- ② S&P 500 配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑨ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
米国株式配当貴族インデックスマザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については20億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と

みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。）
17. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 17 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 12 号、第 17 号および第 18 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 12 号、第 17 号および第 18 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 13 号および第 14 号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第 13 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 24 条において同じ。）、第 24 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条、第 20 条および第 22 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条、第 20 条および第 22 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 14 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該

市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第 15 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の上場投資信託証券への投資制限)

第 16 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の上場投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 18 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算

を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 28 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 23 日から翌年 4 月 22 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 29 年 4 月 24 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 34 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 35 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 36 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 38 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額から当該基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この

場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 47 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 49 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 50 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 29 年 1 月 10 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 50 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第 1 項、第 33 条第 2 項、第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項および第 39 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、50 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利
- ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. （削除）
- ロ. 為替手形
- ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
- 5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする

有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第 17 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 18 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 19 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 20 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 23 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 25 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 26 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 7 月 25 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 29 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 30 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 31 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 32 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 33 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 35 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 36 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、

信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託

者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 7 月 25 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 35 条第 1 項、第 35 条第 2 項、第 38 条、第 39 条第 1 項および第 41 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 15 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすること

とができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 17 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 19 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することが

できます。

(有価証券の保管)

第 20 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 22 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 25 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式

の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第 16 条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 31 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 32 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 33 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 34 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 35 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 36 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 37 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 43 条 第 35 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 35 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 35 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 44 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 46 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券為替ヘッジ型マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外的の利用を含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行いません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第38条第2項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については10億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条及び第16条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三

者の代理人となつて行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第18条および第20条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第18条および第20条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ

取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第 2 項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

② 前項の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

④ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 19 条 外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当す

る為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 21 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第 22 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 23 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 24 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属す

る旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 26 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 7 日から翌年 9 月 6 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 26 年 9 月 8 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとし

ます。

(信託事務の諸費用)

第 31 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 32 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 33 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 34 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 36 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 37 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 38 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属す

るときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行行します。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行なつたときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 47 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 25 年 9 月 12 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金30億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については30億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と

みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限り。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができ

ます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 34 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 35 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 36 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 38 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 8 月 23 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と

みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができ

ます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 25 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 28 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 5 月 11 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 34 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 35 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 36 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 38 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米ドル建てのハイ・イールド社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 米ドル建てのハイ・イールド社債を主要投資対象とし、ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、米国内債に投資する場合があります。

② ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利

用は行ないません。

⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金40億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第43条第2項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については40億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第22条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条、第19条及び第23条に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形
- ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
 - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、株主割当または社債権者割当等により取得した株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国の者の発行する証券または証書で、第4号の証券または証書もしくは株券または新株引受権証書の性質を有するプリファード・セキュリティーズおよびこれらに類するもの
10. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第8号の証券または証書の性質を有するもの
11. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
12. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
14. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第13号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
17. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書ならびに第9号、第10号および第14号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券、第9号の証券または証書のうち第4号の証券または証書の性質を有するものならびに第10号および第14

号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第11号および第12号の証券ならびに第14号の証券または証書のうち第11号および第12号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード・セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第9号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第9号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第27条において同じ。）、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場

合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図)

第17条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ

取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(クレジットデリバティブ取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引(金融商品取引法第 2 条第 21 項第 5 号イ、同条第 22 項第 6 号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。)を行なうことの指図をすることができます。

② クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ クレジットデリバティブ取引(金融商品取引法第 2 条第 22 項第 6 号イに掲げるものに限りま)の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の

指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第26条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める

信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 28 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 29 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 31 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができ

ます。

(損益の帰属)

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 34 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 23 日から翌年 4 月 22 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 29 年 4 月 24 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 35 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 36 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 37 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 38 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 39 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 40 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 41 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 42 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 43 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないません。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした

ときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属す

るときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第49条 この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第52条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第 23 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 28 年 7 月 14 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(J-REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
J-REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 3 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 800 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 31 条第 1 項、第 31 条第 2 項、第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項および第 37 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 3 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 15 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第 4 号および第 5 号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第 14 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合がその 100 分の 30 を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

(先物取引の運用指図・目的・範囲)

第 14 条の 2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(保管業務の委任)

第16条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第17条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第19条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 21 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 22 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 23 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 24 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 18 年 6 月 12 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 25 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 26 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 27 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 28 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 29 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 30 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 31 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 32 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 33 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 34 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 38 条の規定に

したがいいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 35 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 38 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 36 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 37 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 38 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 38 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 39 条 第 31 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 31 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 31 条第 3 項または前条第 2 項に規定する

公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第40条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第41条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第42条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第43条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者 野村信託銀行株式会社

(海外 REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

※S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外REITインデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については20億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限り。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運

用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第 14 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

(先物取引の運用指図・目的・範囲)

第 14 条の 2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配

金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。)ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第16条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第18条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第20条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。))および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとするを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 28 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 29 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 30 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 31 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 32 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 33 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないません。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 34 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 36 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 37 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 41 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 38 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 41 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 39 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 40 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 41 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① 日本を除く世界各国のREITを主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
- ③ 効率的な運用を行なうため、REIT指数先物取引、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第39条第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード・セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）であって、有価証券に係るオプションを表示する証券または証書
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード・セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第19条および第21条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができ

ます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第19条および第21条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図)

第16条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額に

つき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第22条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 27 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 28 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 29 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 30 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 7 日から翌年 9 月 6 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 26 年 9 月 8 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 31 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第33条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第34条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第35条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第38条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に

届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 41 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 42 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 43 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 44 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 45 条 この信託は、受益者が第 38 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 47 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 48 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 25 年 9 月 12 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社